

満蒙全書

第二巻

第二卷

滿蒙全書第二卷

凡例

一 第二卷に收錄せる各篇は相互に關聯せる記事多きと、記事多くは抽象的にして實物を藉りて說明すへき必要少きとにより、寫眞は一括して之を卷頭に掲けた。

一 寫眞目次は左の如くてある。

一、李鴻章　袁世凱　張作霖　宋小濂

二、カシニー　ウイッテ　アレキセーフ　ホルワット

三、伊藤博文　小村壽太郎　後藤新平　山縣伊三郎

四、奉天行省公署　奉天省議會

五、奉天督軍公署　奉天督軍住宅

六、奉天省財政廳　奉天省城警察廳

七、洮遼鎭守使公署　第十九混成旅司令部

八、瀋陽道尹公署　遼源縣衙門　蒙古王府

九、東支鐵道廳　露亞銀行

一〇、關東廳　關東軍司令部
一一、吉林日本總領事館　鄭家屯日本領事館
一二、遼陽師團司令部　哈爾賓共同大隊營舍



袁世凱



李鴻章



宋小濂



張作霖



伊藤博文



小村壽太郎



後藤新平



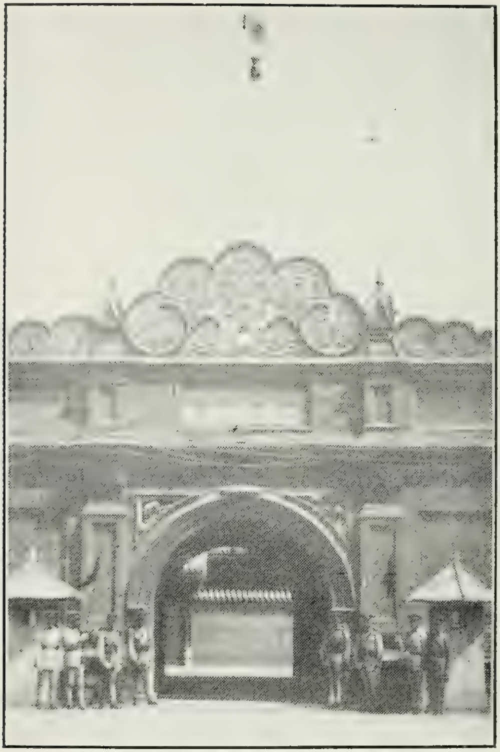
山縣伊三郎



奉天行省公署



奉天省議會



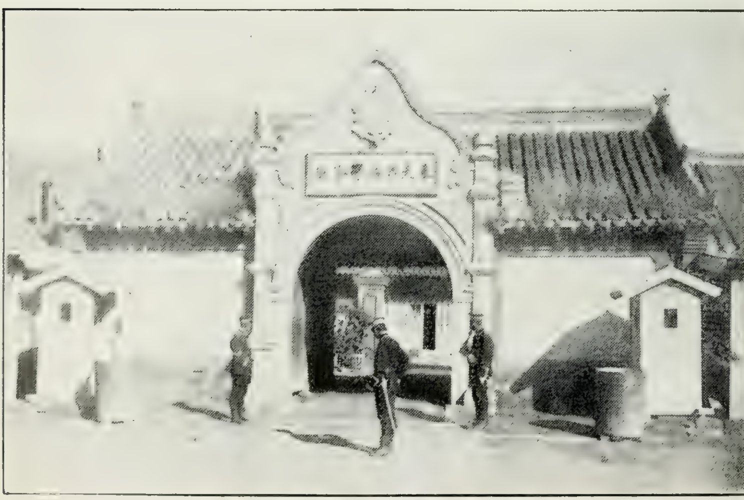
奉天督軍公署



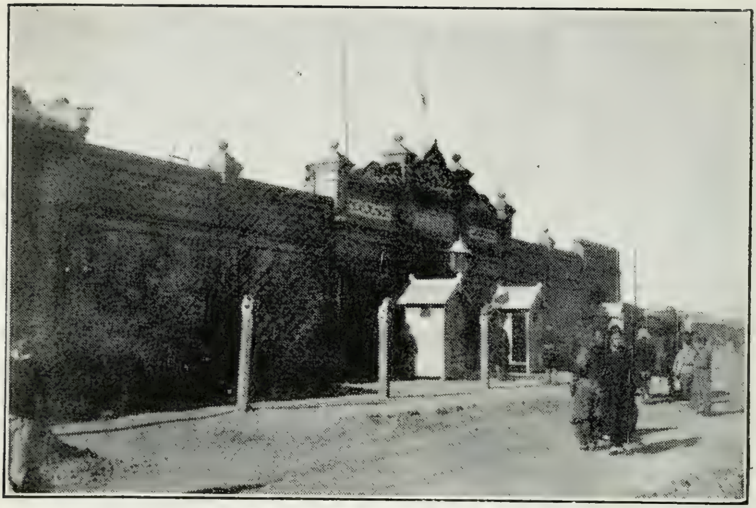
奉天督軍住宅



奉天省財政廳



奉天省城警察廳



洮遼鎮守使公署



第十九混成旅司令部(吉林)



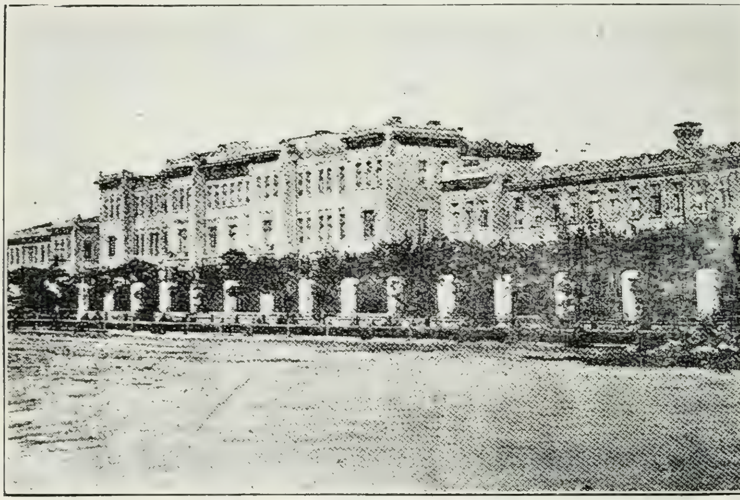
瀋陽道尹公署



遼源縣公署(奉天省洮昌道)



蒙古王府(卓里克圖)



東支鐵道廳



露亞銀行



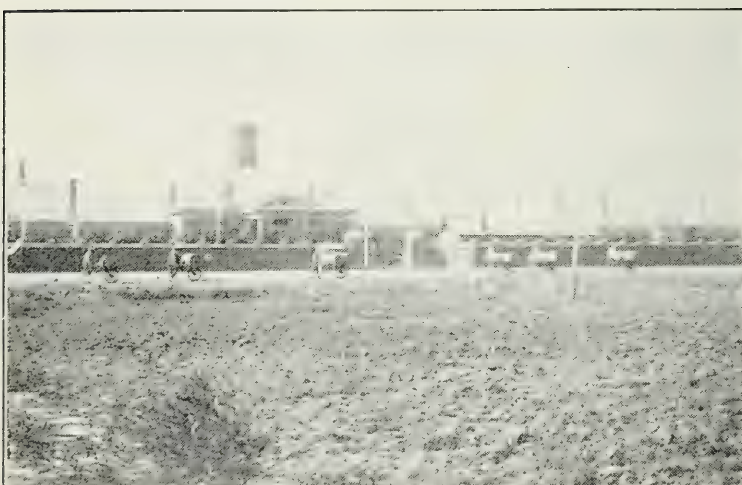
關東廳



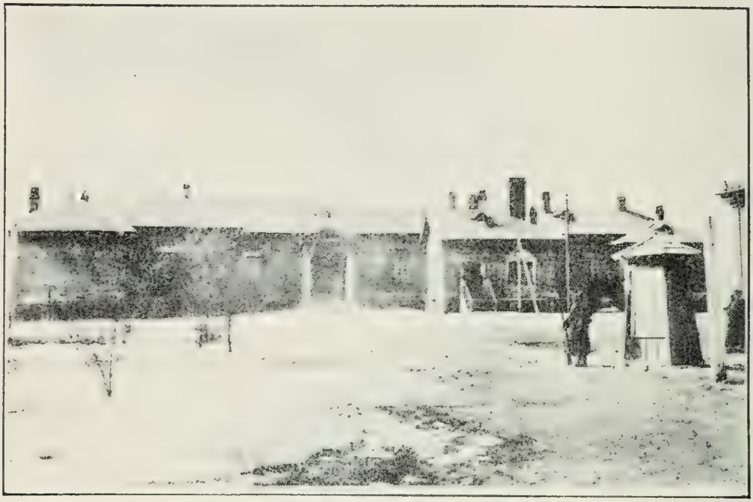
關東軍司令部



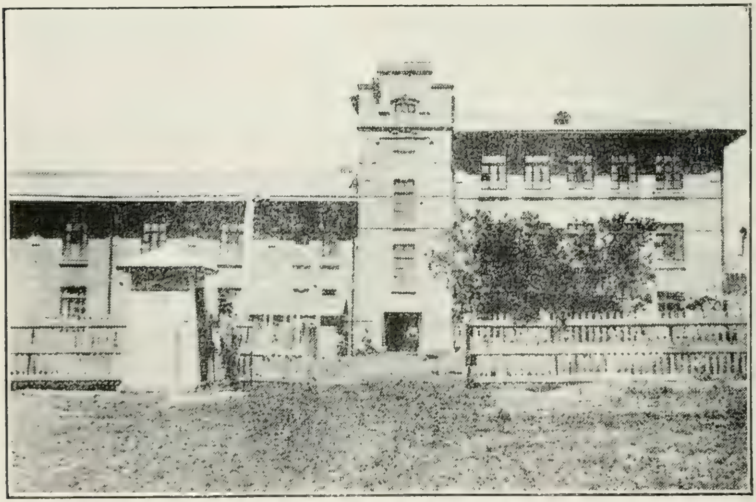
吉林日本總領事館



鄭家屯日本領事館



遼陽師團司令部(日本)



哈爾賓共同大隊營舍(露西亞)

行政

凡例

一　本編は滿蒙に於ける支那、日本、露西亞各國の行政組織一般を明にするを目的とした。就中支那は最も重要な地位を占め、而もその行政組織か一般邦人に知られて居ないか故に、最も力を之に注いた。記述は制度其物の説明を主とし、運用を從とした。

一　各事項については、成る可く統一を保つに力めたか、資料の不充分のため、充分其の意を果さなかつた。特に露西亞の極東經營は、嚴に祕密主義に終始したか故に、該國に關して記述の充分ならさるは遺憾てある。

一　統計は成る可く最近のものを集めたか、統計作製の官廳其他の事情により、年代を一致することか出來なかつた。

一　主要なる參考書目は次の如くてある。

甲、一般書目

清國行政法（臨時臺灣舊慣調査會編）　支那政治地理誌（大村欣一著）　支那國際法論（今井嘉幸著）　支那年鑑（東亞同文書院編）　行政法規（余紹宋戴修瓚編）　支那法令輯覽（印鑄局發行）　民國行政統計彙報（印鑄局發行）　職員錄（印鑄局發行）　支那に於

ける法典編纂の沿革(淺井虎夫著)　蒙地(滿鐵調査課編)　蒙古地誌(柏原孝久、濱田純一共著)　南滿地方支那警察制度及同附錄參考書(滿鐵調査課編)　滿洲に於ける露國の事業(シテインフエルト著、外務省譯)　露治時代關東州法規類集(矢野太郎譯)　時局と東清鐵道(滿鐵調査課編)　關東都督府施政誌(關東都督府文書課編)　關東廳事務要覽(關東廳文書課編)　關東州に於ける司法(滿洲孝雄著)　滿鐵十年史(滿鐵會社編)　關東廳統計書(關東廳文書課編)　統計年報(滿鐵調査課編)

乙、定期刊行物

政府公報(支那政府)　奉天公報(奉天省長公署)　吉林公報(吉林省長公署)　黑龍江公報(黑龍江省長公署)　司法公報(支那、司法部)　關東廳廳報(關東廳)　支那(東亞同文書院)　露亞時報(哈爾賓商品陳列館)

大正十年七月

擔當者　佐藤貞次郎

行政

目次

第三編　關東州租借地及鐵道附屬地

附錄　滿蒙に關する民國行政法規

行政

第一編　清時代に於ける滿蒙の行政

第一章　滿洲

第一節　總説

淸時代に於ける支那の行政組織は、大體に於て明時代のそれを踏襲したものである。卽ち中央の統一機關としては內閣を置き、數名の大學士、協辦大學士をして職務を執行せしめた。雍正年間軍機處の設立せらるゝに及ひ、內閣の機務漸く其管掌を離れて軍機處に歸し、內閣は處辦すへき何等の政務を有せす、有名、無實の官衙となり終つた。又中央に於ける政務分離の機關としては吏、戶、禮、兵、刑、工の六部かあり、各部長官には尙書滿漢各一人、次官には左右侍郞各一人を置いて、全國行政事務の總滙たる職務を行はしめたること猶我國に於ける各省の如きものかあつた。

地方行政に關しては、亦概ね明朝の遺制に仍り、之に多少の變更を加へたのである。先つその行政區劃に就て云へは、全國を分ちて省となし、省を分ちて府となし、府を分ちて州、縣、廳となし、別に重要なる地方には、省に直隷する州或は廳を置いた。卽ち省を上級行政區劃とし、府及直隷州、廳を中級行政區劃とし、州、縣、廳を下級行政區劃としたのである。而して省の長官としては、處により或は總督を置き、或は巡撫を置き、布政使、按察使、道員をして之か補佐たらしめた。又府には知府、直隷州には知州、直隷廳には同知、縣には知縣、廳には通判あり、各民政掌理の任に當つたのである。

而して中央、地方兩官廳の關係は、我國に於ける內閣總理大臣及各省大臣か、其主管事務に關して地方長官を指揮監督し、指令訓令を發し、又其命令處分を取消又は停止するか如き職權は、之を清朝の中央官廳に見ることを得ないのである。清國の法制に於ても、中央官廳か一切の政務を統督し、國家の制度を酌定して、之を地方長官に領布し、地方長官か、之を照遵して其職務を執行するを原則とするか、中央政府の酌定する所は唯大綱に止まり、各地方長官は、各地方の事情を酌量して變通を其間に試むる自由を有するのである。加之中央政府の酌定か地方の利害と相容れさるときは、地方長官は狀を具して奏上し、勅裁を仰きて之を取消さしむるこ

とを得るのである。唯此の場合には同時に中央官廳に照會するを例としたのである。卽ち地方上級官廳たる各省督撫將軍等は、中央官廳と同しく皇帝に直隷するものにして、兩者間に統屬關係かない。此の關係は民國に至りても依然維持せられて居るのである。

清時代に於て滿洲の地は之を盛京、吉林、黑龍江の三省に分ったのであるか、滿洲は素と愛新覺羅氏發祥の地であるから、清朝の之を視ること最も重く、國初以來清末行政改革に至る迄他の本部各省とは異る行政組織の下に統治し來つたのである。要するに東三省に於ては最も重きを軍政に置いたのであるか、而も軍民兩政の配合は各省必しも同一てはない。盛京省にありては軍政、民政竝ひ行はれ、吉林省にありては軍政に幾分の民政を加味し、黑龍江省に至りては全く軍政を以て統治したのである。卽ち盛京省には盛京將軍、副都統以下の八旗武官ありて各地に駐防して軍政を布き、五部衙門ありて旗人及旗民交涉の民政を總へ、奉天府尹ありて道府州縣を管領し旗人を除く一般人民を治めた。吉林省には駐防吉林將軍、副都統等ありて軍政を總ふると同時に道府州縣廳を管領した。黑龍江省には黑龍江將軍、副都統專ら軍政を司り、其監督の下に地方民政を掌るものには僅に呼蘭、綏化の二直隷廳ありしのみ。而して盛京省は光緒二年の官制改正によりて、其組織漸く本部各省と相類するに至り、更に清末の大改革により

て東三省何れも其面目を一新したのである。

第二節　盛京省

盛京省に於ては上述せる如く軍政、民政相半はし、其行政機關としては、盛京五部、將軍及奉天府尹の三系統か各其所管事務を辦理したのである。左に各機關に就て概說しやう。

第一款　盛京五部

沿革　清朝か長白山下に興りて、漸次附近を詢へ、尋いて盛京に其居城を築いて玆に中央政府を置き、以て全滿洲に覇を稱した當時、早く旣に六部、承政以下の官を置いて庶政を掌らしめたのである。後明朝を倒して都を燕京に遷し、全支那に號令するに及ひ、曩に設けた盛京の官制は之を廢止し、內大臣を派遣して留守となし、舊六部の部員は皆內大臣の屬官たらしめた。然るに盛京の地は、前述せる如く清朝に對して特殊の關係を有するので、其後吏部を除く五部は漸次復活せられ、各部に侍郎以下の職員を置いて之を治めしめた。雍正八年滿洲尙書一人を置いて五部を總理せしめたか、間もなく之を罷め、爾來侍郎をして各部の長官たらしめ、相獨立して事務を處理せしめた。光緖二年當時の將軍崇實をして官制改正を策せしめ、其の上奏に基き

改革を實行したのであるが、其結果五部の權限は大に縮少せらるゝに至つた。卽將軍たるものは當然兵、刑二部の事務を管理すると共に、兼管奉天府尹事務大臣たらしめ、又各省總督の例に倣ひ、兵部尙書都察院右都御史の銜を加へ、總督旗民地方事務の印を帶ひ、糧餉を兼理せしめた。斯くの如くにして將軍は五部中最も重要なる兵刑二部及戶部の事務を管理することゝなり、五部の實權はその掌裡に歸したのである。左に五部の組織及職權の大要を述へやう。

組織及權限

一、戶　部　戶部の長官として侍郎一人を置き、輔佐官としては經會司郎中一人、員外郎二人、主事二人、糧儲司郎中一人、員外郎二人、主事二人、農田司員外郎二人、主事一人、銀庫掌關防郎中一人、副關防一人、堂主事一人、司庫二人、倉監督正副各一人、管官屯六品官二人等を置き均しく滿人を以て之に充つ。其主なる職權は次の如くてある。

イ、官莊及旗地の租稅徵收

ロ、盛京城內に於ける雜稅の徵收

ハ、將軍衙門及五部衙門經費の支出

ニ、戶婚田土に關する裁判

二、禮　部　禮部に侍郎一人、左司郎中一人、員外郎二人、右司郎中一人、員外郎一人、堂

主事一人、主事一人、六品官一人、七品官一人、助教四人等を置き、均しく滿人を以て之に充つ。其職掌とする所次の如くである。

イ、三陵（福陵、永陵、昭陵）の祭祀

ロ、祭田の監理

ハ、鑾駕庫の保管

ニ、寺廟用品の供給及修葺

三、兵部　兵部に兼管事務一人を置き盛京將軍をして之を兼ねしめ、以下、侍郎一人、堂主事二人、左司郎中一人、員外郎二人、主事一人、右司郎中二人、員外郎二人、主事一人、驛站正監督一人、副監督一人等を置き均しく滿人とす。其主なる職權は次の如くである。

イ、軍器の檢閲

ロ、監　射

ハ、郵　政

ニ、邊門の稽察

ホ、銓試（即考試及補任）

四、刑　部　　刑部に兼管事務一人を置き盛京將軍をして之を兼ねしめ、以下侍郎一人、堂主事二人、肅記前司郎中一人、員外郎二人、主事一人、肅記左司郎中一人、員外郎二人、主事一人、肅記右司郎中一人、員外郎一人。主事三人、肅記後司郎中一人、員外郎一人、主事一人、司獄二人、司庫一人等を置き、堂主事に漢軍一人、主事に蒙古二人、司獄に漢人一人を置く外他は皆滿人とす。其職權は次の如くである。

イ、盛京旗人の犯罪事件の裁判

ロ、旗民交涉事件の裁判

ハ、邊外蒙古人の犯罪及蒙古人と旗人との交涉事件に對する裁判

ニ、人參私販者に對する裁判

五、工　部　　工部に侍郎一人、堂主事二人、左司郎中一人、員外郎二人、主事一人、四品官一人、六品官一人、右司郎中一人、員外郎二人、主事一人、四品官一人、六品官一人、銀庫司庫二人等を置き總て滿人とす。其職權は次の如くである。

イ、壇廟（天壇、地壇、社稷壇、先農壇、太廟、堂宇、先師廟等）、陵寢、宮殿、公廨、祠宇の營造及修繕

ロ、採木山場の監理

ハ、火薬庫及埴瓦製造の監督
ニ、官船の修繕及園場用車馬の供給

第二款 盛京將軍及其所管官廳

沿革 順治元年八旗に關する官制を定むるに當り、直省の要地及東三省に駐防將軍以下の武官を設けた。蓋し東三省は清朝發祥の地なるの故を以て、江寧、杭州、廣東、荊州等の要地に於けるか如く、亦將軍以下の官廳を設け一省に於ける兵馬の權を握らしめたのである。盛京に於ける將軍は初め五部、府尹と對立して其所管事務を管理したのであるか、上述の如く光緒二年の改革によりて將軍の權限は大に擴張せらるゝに至つた。

組織 盛京將軍衙門の長官は即盛京將軍であつて、其補助官としては主事一人及筆帖式若干名を置き、均しく滿人を以て之に充て、案牘の事を分掌せしむ。其他幕友、書吏等を設くること總て地方官と同一である。而して將軍公署には印務處、擱本房、司務廳、戸司、禮司、兵司、刑司工司、歩營司、督捕司、恩賞庫、園場處、牧群司、馬政處、捐輸局、官蔘局の十六分司を置き各其事務を分掌せしむ。

權限 盛京將軍の職權に就ては、其本職に固有なるものと、其兼職に屬するものとかある。兼職に

就ては當該官廳の係下に讓り此には其本職を略述しやう。

一、全省の兵權を掌握すること　將軍は盛京に於ける最高武官として一省に於ける兵權を掌握し、平時は其下級武官たる副都統以下を率ゐて、地方の鎭撫と兵士の訓練とを掌り、事あるときは攻守の任に當るのである。尙將軍は兵馬の權に隨伴せる軍政卽ち糧餉供給の如き、直接其監督の下に置いた。

二、所部武官の監督及任命　將軍は其下級武官に對して監督の責に任し、城守尉以下の任命は部下武官中より候補者を推薦するを原則とする。

三、旗人に關する一般事務　駐防八旗の將帥たる將軍は、獨り兵馬の權を掌るのみならず、旗人の戶口田土の事をも管掌し、又戶口田土に關する旗人の訴訟の或ものも將軍衙門に於て之を審判した。而して將軍は刑部及奉天府尹の兼管として、事實上盛京に於ける總ての裁判に干與せること別に述ぶるか如くてある。

所管官廳

盛京將軍の所管官廳としては副都統以下の衙門がある。副都統以下、盛京將軍を輔佐して各管內に於ける旗人に關する一切の事務を管理し、防備及警察の事を掌る。其配置は次の如くてある。

- 盛京將軍
  - 奉天副都統
    - 牛莊防守尉
    - 遼陽城守尉
    - 開原城守尉
    - 鐵嶺城守尉
    - 滿協領八 佐領三十一
    - 漢協領四 佐領二十四
    - 蒙協領二 佐領八
  - 金州副都統
    - 金州協領
    - 水師營協領
    - 復州城守尉
    - 蓋平城守尉
    - 岫巖城守尉
    - 熊岳防守尉
  - 錦州協領

- 錦州副都統
  - 義州城守尉
  - 寧遠城守尉
  - 廣寧城守尉
  - 中後所路記
- 興京副都統
  - 興京協領
  - 鳳凰廳城守尉

第三款　奉天府尹及其所管官廳

清朝の初、盛京を建置して遼陽府を設けたが、順治十四年改めて奉天府となし府尹、經歷、教授、訓導等を置き、康熙二年には府丞、治中、通判、推官及承德縣知縣、典史等を置き、府、州、縣、廳を領して一般民政を行つた。乾隆三十年には從來盛京將軍を以て兼管府尹大臣となし來れる例を改め、盛京五部侍郎の中より兼官を命することゝなした。

光緒二年の官制改革に方り、府尹に二品銜兼副都御史を加へ、又巡撫の事を行はしむることゝなした。卽ち旗民の事務は悉く之を掌り、將軍と協同して一省行政の紀綱を統へしめたのである。蓋し府尹は從來旗人を除く一般人民に對する行政事務を掌つたのであるか、旗民訴訟案件

は盛京刑部の管轄に屬したる結果、府尹は民政上動もすれは刑部の掣肘を受け、從つて種々の弊を免れなかつたので、一面には府尹の地位を高めて其權限を擴張し、他面には刑部の裁判に關する權限を局限したのである。斯くの如く五部の權を狹め、將軍、府尹の權を重くして互に協同統治に當らしめたので、從來の如き行政上の不統一は之を免るゝことを得たか、兩者權限上の衝突は從つて生し、光緒の末年增祺將軍と廷杰府尹との間に爭鬪を絶たす、互に彈劾を事とするに至つた。

組織。

奉天府に兼管府尹事務大臣一人、府尹一人、府丞一人、治中一人、理事通判一人、經歷一人、司獄一人を置く。兼管府尹事務大臣は素と盛京五部侍郎中より選任したか、光緒二年の改制の結果盛京將軍を以て兼任せしむることゝなつたのは上述する所の如くである。而して以上官職の中府尹と通判とは滿人を用ひ其他は漢人を以て之に充つ。

權限。

奉天府尹は道、廳、州、縣を監督し、管内地方人民に對する行政事務を統ふるのである。而して奉天には民人の外旗人の居住する者頗る多いか、旗人に對する行政事務はすへて盛京將軍の統ふる所てある。府尹の主要なる職權を擧くれは次の如くである。

一、裁判事務　府尹は徒流以上の罪に對し、府、州、縣の申告に本つき親ら覆覈をなし、

又秋審の時は之か主任となり、盛京刑部の秋審の時は之に列席するものとす。

二、徴稅事務　府尹は省內に於ける租稅の賦課徴收をなす。

三、典禮事務　府尹は典禮に際して盛京禮部を會同して之を助くへきものである。

四、敎育事業　學政に關する事務は府丞の兼職とする所であつて、府尹は之か監督に當るのである。而して其管轄區域は獨り盛京に止まらす、吉林省をも包含するのである。

所管官廳

盛京の民政官廳としては、奉天府の下に州、縣、廳かある。初め其管內に於ける民政に關しては、錦州府屬の官廳か其本管府衙門を經由せるを除き、其他は總て直接府に申達するを例とした。然るに光緒二年の改制に當り、府尹と州、縣との中間行政機關として道を設け、奉天驛

道

巡道と名け府治中の兼職とした。治中は素と一補助機關にすきないけれとも、巡道としては奉天府に直屬する行政官廳であつて、全省驛站の事務を統督するのである。又鳳凰城には分巡東邊兵備道あり、邊防、租稅、營伍の事務を掌り、營口廳にも亦分巡兵備道あり、牛莊稅關を兼理する。而して此等の兵備道には按察使の銜を加へ、所管地方の刑名を兼理せしむるのである。

府

從來盛京に於ては府は一の錦州府あるのみであつたか、光緒二年に至り更に昌圖府を設けた。以上二府は一面には管下州縣を管轄し、他面には奉天府、驛巡道及分巡道の監督を受くるのて

ある。府の長官は知府である。

州縣廳

州、縣の長官は知州、知縣とし、廳の長官は同知又は通判とする。而して廳には直隷廳と否との區別かある。而してその統屬關係は或ものは奉天府に隷屬し、或ものは他の府に隷屬し、府若くは道を經由して奉天府に達するのである。初め、以上の諸官廳は專ら民人に對する行政權のみを有したのであるか、光緒二年の改制の結果、知州以下に理事の銜を加へ、旗民交渉の詞訟事件も亦之を處理することを得せしめた。

第三節 吉林省

吉林省は土地僻遠、人口稀少の故を以て、從來は專ら吉林將軍、副都統以下の八旗武官をして土地人民を管轄せしめた。然るに年を經るに從ひ、支那內地の漢人にして移住し來るもの多く、戶口の增加するに伴ひ行政事務も亦複雜繁多なるに至つた。而も當時に於ける牧民官としては、省城の西北に僅に三廳あり、理事同知、通判之に長官として主として裁判事務を掌り、其他は所在の協領、佐領以下武辯の審理に委したので、弊害も從つて多く到底時勢の推移に應ずることか出來なかつた。是に於て光緒四年時の署理吉林將軍銘安の奏請に本つき、省內樞要の地

に新に民政官を設け、又吉林廳を併せて府となし、長春廳の通判を改めて同知となし、爾後租税、裁判等に關する一般民政は此等地方親民官の管轄に歸した。其後數次行政改革を行ひ、光緒末年の行政大改革以前に在りては、省內に於ける民政官廳は分巡道一、府二、州一、縣二、廳四を算ふるに至つた。而も此等の民政官廳は總て吉林將軍の管轄を受くるもので、此の點に於ては、盛京に於て將軍の外府尹、五部等の上級官廳あると其趣を異にする。

吉林將軍は吉林全省を統治し、補助官としては將軍衙門管檔主事一人、銀庫主事一人、理刑筆帖式二人、銀庫筆帖式二人、左右翼助教各一人、西路驛站監督、北路驛站監督各一人、管理西路總站官、管理北路總站官各一人、阿勒楚喀、寧古塔、伊都訥、三姓各倉官各一人等があり、驛站監督以下は皆地方に駐在するのである。

副都統は吉林、寧古塔、伯都訥、三姓、阿勒楚喀、琿春に各一人あり、打牲烏拉、拉林等には協領以下がある。皆地域を限りて鎭撫の事に當るのである。

第四節　黑龍江省

黑龍江省は吉林省に比して更に土地僻遠、戶口亦稀少なるの故に、從來は黑龍江將軍、副都

統以下の旗官をして專ら軍政を布かしめ、民政に關しては、光緒の初年、僅に呼蘭、綏化の二直隷廳に理事同知を置けるに止まる。卽ち吉林に於て軍政に幾分の民政を加味するに對して、全く軍政を以て統治すといふ所以てある。

黑龍江將軍は齊齊哈爾城に在り、其補助機關としては理刑員外郞、管檔主事、銀庫主事、理刑主事各一人、委署主事二人、通肯銀庫筆帖式、呼蘭助教、黑龍江、墨爾根、呼蘭、齊齊哈爾各倉官各一人あり、通肯筆帖式等は各其屬する地に駐在する。

副都統は六人あり、黑龍江、墨爾根、齊齊哈爾、呼蘭貝爾、布特哈、通肯の各地に駐在する。

第五節　清末に於ける官制改革

上述せる如く東三省か清朝に對する特殊の關係に本つき、他の直省に於けるとは異る行政組織の下に統治し來つたのてあるか、日露戰役後、政府は東三省官制の一大改革の必要を感し、光緒三十三年徐世昌、唐紹儀等の上奏に本つき、東三省督撫辦事要綱竝に同職司官職章程を制定し、新官制を布くに至つた。新制度の結果從來の奉天、吉林、黑龍江三將軍を廢止し、新に東三省總督及奉天、吉林、黑龍江各巡撫を設置したのてある。而して奉天府尹及盛京五部は是より先既に

廢止に歸したのである。新官制は他の直省に於ける組織と稍々相類するのであるか、而も重要の點に於て彼此相異る點か少くない。左に該官制の大要を述へやう。

一、總督及巡撫　東三省に總督一人を置き、長官として奉天に駐せしめ、又奉天、吉林、黑龍江の三省に各巡撫一人を置き、次官として各所管省に駐せしむ。總督は又三省將軍事務を兼管し並に欽差大臣の銜を帶ひ、奉天に駐する傍、隨時他の二省を巡回し當該省巡撫と會商して內治外交一切の事務を辦理するの權を有する。而して總督當該省に在らさるときは、尋常案件は巡撫の專決に委し、緊要なるものは隨時總督に電商して其の指令を請ふへきものとす。又重大事件は總督親ら京師に赴きて奏請し又要路の各官と商辦する事を得るのである。要するに東三省新官制による督撫の關係は、從來直省に於て兩者の權限較々相匹敵するよりして互に權力を爭ふ弊を除かんか爲、一を長官とし、他を次官とし以て兩者權限の限界を明にしたのである。

二、行省公署　督撫か所屬各官を率ゐて辦事するの處として各省に行省公署を設け、公署內に承宣、諮議の二廳、交涉、旗務、民政、提學、度支、勸業、蒙務の七司を置く。承宣廳は左參贊一人之を統へ、一省の機要事務を辦理し、又廳州縣の官吏を考核することを掌る。諮議廳は右參贊一人之を統へ、別に議員、副議員、顧問員、額外議員を置き官吏及紳士に就き政治に

明達する者を選ひて之に充て、法令規則を審議し、並に一省の利弊を講究することを掌る。交渉司以下の各司は司使一人をして其事務を統へしめ、尚事情に應して分科を設け、各科に僉事、科員以下を置いて事務を分掌せしむるのである。而して交渉司は外交事務、旗務司は旗人に關する事務、民政司は民治、巡警、緝捕の事務、提學司は教育事務、度支司は財政事務、勸業司は農工商、郵電、航路、墾礦等の事務、蒙務司は蒙古に關する事務を掌るのである。尚以上の外督撫には秘書官若干名を酌設して秘密緊要の事件を辦理せしむるのである。

三、提法使及督練處　三省には督撫の節制の下に提法使各一人を置き、行省公署以外に一署を爲し裁判事務を掌らしむ。又督練處を設け新軍の訓練、兵學の振興、防軍の整頓を掌るの機關とし督撫をして之を管理せしむるのてある。

第二章　蒙　古

蒙古統治に關する中央機關は、北京に理藩院あり、地方機關は之を官治機關及び自治機關に大別する事を得へく、各要地に駐在せる中央政府の派遣官は前者に屬し、世襲の酋長及び酋長たる喇嘛は後者に屬する。以下項を分ちて説明する。

第一節　中央機關——理藩院

沿　革

一、沿　革　清朝の初め蒙古諸部落を綏撫せんか爲め蒙古衙門を設けたか、後太宗の崇德三年之を改めて理藩院となし、承政、左右參政以下の官を設けた。世祖の順治元年に至り、承政を改めて尚書となし、參政を改めて侍郎となした。十六年、外藩朝貢の事は禮部の所管に屬する故を以て、院を禮部に屬せしめ、禮部尚書衙をして其事務を總理せしめたのであるか、爾來蒙古との關係事務益々繁雜に赴く傾向かあるので、十八年更に獨立の官廳となすと同時に官制の體裁も六部に準し、又理藩院尚書は六部尚書と等しく議政の列に加はる事とした。清朝の末光緒三十二年中央官制改革の擧あるに際し、院も亦理藩部と改稱せられたか、其規制は概ね舊制に

據り特に擧くへき實質上の改革かなかつた。

職掌

二、職　掌　理藩院の職掌は蒙古を初め青海、西藏、回部等清朝の外藩を統治するに任り、近世諸國に於ける殖民省に類してゐる。その蒙古に關する主要なる職掌を擧くれは左の如くてある。

イ、封爵及俸祿に關する事務

内外蒙古の各部落即ち旗には各首長かあり之を扎薩克と稱する。内蒙古扎薩克(ヂャサク)には其地位に應して親王、郡王、貝勒、貝子、鎭國公、輔國公の六等の爵を授け、外蒙古扎薩克には更にその上に汗を置き七等とする。以上の爵に入らない者には台吉(タイチ)、塔布嚢(タブノン)の尊稱を與へるのてある。特定の扎薩克の爵位は世襲に屬するけれとも、その他は襲封の際功績を按して或は原爵を與へ、或は一二等を降すことかある。是等の事は皆理藩院の奏請により勅裁を得て定むるのてある。又扎薩克は其爵の高下に從ひ、一定の俸祿（俸銀、俸緞）を受くるのてあるか、之亦毎年二月院より頒給するのてある。

ロ、會盟に關する事務

内外蒙古に於ては數旗或は十數旗を聯合して盟となし、扎薩克の中賢能なる者一人を選ん

て盟長となすのである。盟内の各扎薩克は旗内の軍狀、政治に就いて、三年毎に一回一定の地に集り、朝廷より派遣せらるゝ大臣の檢閱を受けなければならない。之れ卽ち會盟である。欽差大臣は勅書を奉して之に蒞み、院よりは領侍衞內大臣及ひ特定の滿洲大官以下の職名を開列して簡派を奏請するのである。

ハ、朝貢に關する事務

內外蒙古扎薩克は三年一回各三班に分れて北京に參覲し、十二月十五日乃至二十五日より四十日間出仕しなければならない。而して參覲の時には貢物を進獻するを例とするのである。卽ち年班の制である。扎薩克入朝の場合に於ける應接、饗宴、錫賚等の事は總て院の掌る所である。

ニ、驛傳及互市に關する事務

蒙古には驛傳の制かあり、亦理藩院の監督する所である。特に內蒙古に於て驛を馳する者には必す院の印票を與ふるの例である。又內地商人の外蒙古に至り互市する者にはまた必す院の印票を與へ、姦民の橫行を防くのである。

ホ、刑罰に關する事務

蒙古人の犯罪に對しては律令を適用せす、土地の民情風俗を參酌して特別法規を設け大清會典に規定した。刑の種類は死刑、流刑、徒刑、笞刑、杖刑等てあるか、清朝の外藩に蒞むや、特に仁義を重んするの主意よりして、死刑を除き他は皆牛馬を納れしめて、之に換ふる事を得せしめた。罰畜の數は罪の輕重に從ひ、少きは牛馬一頭より、多きは牛八十一頭若くは馬百頭に及んた。而して蒙古各旗管下に於ける裁判の法は死刑、流刑を除き、該旗扎薩克之を判決するのてある。若し扎薩克にして判決する事か出來ないか、或は不公平な判決を下した場合には、原被兩告は盟長の判決を請ふ事を得へく、盟長亦決する事を得さる時は理藩院に呈報して其の審判を仰く事か出來るのてある。而して當該旗分に理藩院の司官駐在する場合には院に至らさるも、司官、扎薩克の會同審議により概ね處決せられた。又扎薩克無き旗分に於ては將軍、大臣、都統等の派遣官之を專決し、蒙古人漢人相交涉する案件は沿邊州縣官、扎薩克會同審議した。流刑とは終身、罪人を河南、山東、福建、浙江、雲南、貴州に發遣して使役するもので、各旗をして理藩院に申告せしめ院官、刑部官と會同判決するのてある。死刑には卽決、監候の別あり、卽決は院官を初め刑部、都察院、大理院九卿共に會同審議し、監候とは獄に在りて命を待つの謂てあつて、直省民人の場合と同

しく秋審に依りて決定するのである。

三、組織　理藩院は尚書一人、左右侍郎各一人、額外侍郎一人、郎中、員外郎、主事以下定數の職員を以て組織する。尚書は院務を統轄し、侍郎は之を輔佐するのである。郎中は院の分局たる各淸吏司の長として各院務を分擔するのである。各淸吏司の事務分擔は次の如くである。

イ、旗籍淸吏司　滿洲郎中一人　蒙古郎中二人　宗室員外郎一人　蒙古員外郎二人　滿洲主事一人　其他。

六盟其他の封爵、會盟、軍旅、郵傳等の事務を掌る。

ロ、王會淸吏司　滿洲郎中一人　蒙古郎中二人　滿洲員外郎二人　蒙古員外郎三人　蒙古主事二人　其他。

內蒙古扎薩克六盟の朝貢、俸祿等に關する事務を掌る。

ハ、典屬淸吏司　滿洲郎中一人　蒙古郎中一人　滿洲員外郎二人　蒙古員外郎六人　滿洲主事一人　蒙古主事一人　其他。

外蒙古諸旗の封爵、郵傳、互市及喇嘛教に關する事を掌る。

ニ、柔遠清吏司　　宗室郎中一人　滿洲員外郎二人　蒙古員外郎五人　蒙古主事一人　其他。
外蒙古諸旗及喇嘛僧の朝貢、俸祿等の事を掌る。
ホ、徠遠清吏司　　蒙古郎中一人　滿洲員外郎二人　蒙古員外郎三人　蒙古主事二人　其他。
四部の俸祿、朝貢等の事を掌る。
ヘ、理刑清吏司　　蒙古郎中二人　滿洲員外郎二人　蒙古員外郎四人　蒙古主事一人。
外藩各刑罰の事を掌る。

以上六清吏司の外檔房其他左の如き分課がある。
イ、滿檔房　　滿洲堂主事一人　蒙古堂主事三人　其他。
本衙門題缺の官員及邊疆に派遣すべき官吏の任命に關する事務を掌る。
ロ、漢檔房　　滿洲主事一人　漢軍一人　其他。
題本の繕寫、檔案の繙譯に關する事務を掌る。
ハ、司務廳　　滿洲司務一人　蒙古司務一人　其他。
職守は六部司務廳と同じである。
ニ、蒙古房　　蒙古員外郎一人　蒙古主事一人。

蒙古文題本の繙譯を掌る。

ホ、當月處　郎中、員外郎、主事を輪直せしむ。

職守六部當月處に同してある。

ヘ、銀　庫　司庫一人　庫使二人　其他。

銀兩の貯藏出納の事を掌る。

ト、內館及外館　各監督一人を置き、內館には年班に當れる扎薩克を、外館には年班外の扎薩克を宿せしむ。

第二節　地方機關

第一款　官治機關

蒙古に於ける官治機關卽ち中央政府の派遣官は、各要地に駐在して地方統御の任に當るものであるか、自治機關卽ち扎薩克なき地方にありてはその職務をも代行するのである。而して內蒙古は最も早くより清朝に歸順し、從つて其朝廷に對する忠誠の度も、清朝肇基の地たる滿洲と異らさるよりして、單に熱河、密哈爾二都統を置くに止め、各扎薩克をして專ら部下の兵權を掌

らしめた。然るに外蒙古は事情之と異る所あるよりして、一般行政は其の自治に委したのであるか、兵權に至りては之を所在の將軍、大臣をして掌握せしめ、事あるときは管下兵員の動員を奏請せしめたのてある。內外蒙古に於ける派遣官は次の如くてある。

一、熱河都統　仁宗の嘉慶十五年熱河副都統を升して都統となし、遊牧蒙古の統治に任せしめた。然るに其地支那本部に近く、從つて內地人の來り耕す者多く、蒙古人亦遊牧の故俗を棄てて耕作に從事する者を生したので之を直隷省に編入し、熱河の南に承德府を設けた。職權の上から云ふと獨立の官廳てあるか、一般民政事務に關しては直隷總督と合議すへき規定てあつた。管下の官吏としては理藩院の派遣官たる理事官、理刑司の外、總管、協領、佐領、防禦等かある。

二、察哈爾都統　察哈爾都統は當然阿爾泰軍臺を兼ね、張家口に駐在し、副都統と共に錫林(シリン)郭勒(ゴーロ)盟、察哈爾(チヤハル)牧廠、察哈爾八旗の遊牧部落を管轄した。唯張家口は後直隷省に編入せられたからして、同處の漢人統治に關しては、直隷總督と合議する事を要した。又張家口、獨石口、多倫諾爾(トーロンノール)に於ける撫民同知に對しては、口北道と共同管理に任し、阿爾泰軍臺としては內地より塞外に往來する者のために驛站監督の任に當つた。所屬の官吏には副都統以下總管、副總管

參領、副參領、佐領、驍騎校等かある。

三、綏遠城將軍　山西省綏遠城に駐在し、歸化城土默特兩翼の遊牧部落を管轄し、兼ねて烏蘭(ウラン)察布(チヤブ)盟、伊克昭(イクチヨ)盟を監督した。其地直省內に在るよりして一般民政に關しては山西巡撫と合議する事を要したのてある。

四、定邊左副將軍　外蒙古の西部烏里雅蘇臺(ウリヤスタイ)に駐在せるよりして一にまた烏里雅蘇臺將軍とも呼はれる。喀爾喀(ハルハ)諸部の統制に任した。將軍の麾下にありて所轄諸部を治むるものに左の諸官かある。

イ、定邊等地方參贊大臣　外蒙古貝勒、貝子中より選任し喀爾喀四部の事を參贊せしむ。

ロ、烏里雅蘇臺參贊大臣　滿洲京官中より選派し喀爾喀西二路の事を參贊せしむ。

ハ、科布多參贊大臣　其副たる幫辦大臣と共に科布多(コブト)に駐在し烏梁海部の統制に任した。

ニ、副將軍　喀爾喀各部長四名を以て副將軍となし、將軍に隷屬せしめ、三月毎に交代して烏里雅蘇臺に駐在し、其事務を補助せしめた。

五、庫倫辦事大臣　大臣二人を設け、一人は滿蒙京官より選派し、一人は喀爾喀扎薩克より選任する。外蒙古庫倫に駐在し、露國との交涉事務を掌管するのてある。補助官としては理藩

院より司官、筆帖式若干名を派遣し、貿易、裁判、警察の事務を掌らしめ、又恰克圖(チャクト)には辦事司員一人を置き、大臣の監督の下に露人との貿易事務を監理せしめた。

第二款　自治機關

内外蒙古に於ける自治機關は、旗に旗長があり、旗の連合たる盟には盟長がある。各其領内に於ける行政に任するのである。又以上の機關と獨立して克薩克喇嘛があり教權に兼ぬるに政權を掌握した。

第一項　旗　長（扎薩克）

清初、蒙古諸部落の相次いで歸服するや、朝廷之を滿洲八旗の制に準して旗に編し、各旗に旗長たる世襲の扎薩克一人を設けて領内の行政を總理せしめた。扎薩克(チャサク)とは蒙古語 Dzassakho より來り酋長の義であつて、其の居る所の地により内蒙古扎薩克と外蒙古扎薩克とに分つのてある。扎薩克には、その地位に從ひ、親王以下公に至る迄六等の爵を授け、尙外蒙古に在りて、古來汗と號した者には又之を稱せしめた。其の領内の行政に關しては制規上理藩院若くは將軍、都統、大臣の監督を受くるのであるが、實際に於ては何等の掣肘を受くる事なく、旗内一切の自治に任ずると共に、其部衆に對しては絶對の服從を要求し得る事、猶我國封建時代に於ける諸

侯の如き觀がある。扎薩克の朝廷に對する義務は次の如くてある。

一、朝覲及朝貢　內外蒙古扎薩克は三班に分れ、年班に當つた者は十二月十五日より二十五日迄に北京に參覲して、翌年正月元旦の朝賀に列し、且つ四十日間出仕する事を要する。扎薩克はまた每年羊、馬、酒、其他の貢物を進獻する義務があるのてある。

二、圍班　皇帝木蘭に獵するときは扎薩克等之に扈從しなければならない。皆順に由りて之を行ふのてある。卽ち木蘭の圍班之てある。

三、行走　行走を分ちて御前行走及び乾淸門行走の二とする。行走に任せられた扎薩克は二班に分れ、隔年一回萬壽節に際して來京し、乾淸門行走は四十日間、御前行走は、期を定めす出仕するのてある。兩者共に定まれる職掌あるのてなく唯儀衞に備ふるのてある。

扎薩克の副として旗務を辦理するものに協理臺吉がある。閒散王以下臺吉(タイチ)、塔布囊(ダブノン)以上に就いて、扎薩克、盟長協議の上選擇して理藩院に申告し、院は之か引見を奏請して玆に初めて補任するのてある。其他の官屬には管旗章京、副章京、參領、佐領、驍騎校等かある。皆臺吉、塔布囊及部衆中より選任するのてある。

第二項　盟長

旗の連合を盟と云ひ、盟には盟長一人を置く。盟長の選任は理藩院より盟内各旗の扎薩克を開列し、勅裁を經てなすのである。盟長の輔佐たる副盟長も亦同一の手續を經て任命せられる。盟長は職權上所轄各旗長を統御するのであるか、元來中央政府の蒙古に對する統治の方針は各扎薩克の自治を尊重するにあるか故に、盟長も亦事實上は管内扎薩克に對し細節を拘束せさるを原則とするのである。唯各旗に於ける重大事件は盟長、扎薩克共同審議して之を行ひ、各旗間の交渉事件は盟長の辨理に俟つのである。裁判事務に關しては扎薩克單獨に判決する事を得さるか、又は其の判決不當なる時は、盟長に上訴し公同審判するのである。又盟内の各扎薩克は毎三年一回旗内の軍事、民治及刑名を整頓して一定の場所に會盟し、盟長之か主となりて種々の議題を解決し、且つ制書を奉して朝廷より派遣せらるゝ欽差大臣の檢閲を受くるのを例とする。而して各盟は其の會合處の地名を冠してその稱呼とする。例へは哲里木(チヨリム)に會する十旗を哲里木盟と云ひ、卓索圖(ヅオスト)に會する五旗を卓索圖盟と云ふか如きてある。

第三項　轄衆の喇嘛

蒙古に於て扎薩克の外に獨立して衆を統ふる特殊の機關として喇嘛かある。此等の喇嘛は普通喇嘛僧たる外扎薩克の實權を有するのである。嘉慶會典（卷四十九）には凡喇嘛之轄衆者。令治ニ

其事。如二扎薩克一焉。とあり、即ち教權と政權とを併せ有するもので、普通扎薩克喇嘛と呼ばれる。此等の喇嘛が中央政府及び派遣官に對する關係は總て扎薩克と同一である。扎薩克喇嘛にして全蒙古中最權勢あるものは內蒙古に於ては錫呼圖庫倫(シルトクーロン)扎薩克喇嘛、外蒙古に於ては哲布(チュブ)尊丹巴呼圖克圖(ツオンタンパホトクト)であつて、その他には章嘉呼圖克圖(チャンチャホトクト)、額爾德尼班第達呼圖克圖(ウルトニパンテイタホトクト)、扎牙那第達呼(チヤヤパンテイタ)圖克圖、青蘇珠克圖諾們罕(チンスチウクトノーモンハン)、那魯班禪(ナールパンチエン)呼圖克圖等がある。而して扎薩克の治下の人民は之を阿爾巴圖(アルバト)と云ひ、喇嘛の治下の人民は之を沙畢那爾(シヤビナツ)と云ふのである。

第二編　民國に於ける滿蒙の行政

第一章　東三省

第一節　官制

第一款　省

沿革

清末武昌に起れる革命の結果、清廷三百年の社稷も支ふるに由なく、宣統四年二月十二日皇帝も遂に退位を餘儀なくされたのである。共和制となるに及んで、國家の元首たる大總統の下に政府を組織し、國務總理及び各部總長をして國務員たらしめ、國務員は大總統を輔弼して其責任を負ひ、國務總理は大總統の委任により國務を總理するものとなした。而して國務員は各部總長として法律命令に依り各主管行政事務を執行するのである。現在に於ける各部は外交、內務、財政、陸軍、海軍、司法、敎育、農商、交通の九部とする。

地方行政に關しては、前清時代に於ける總督巡撫の制を廢し、民國元年三月各省に都督を置いて文武二權を統轄せしめたか、翌二年一月八日敎令第二號を以て、劃一現行各省地方行政官廳

組織令を發布し、都督をして專ら省内の軍事を總攬せしめ、新に民政長を置いて省内の民治を掌理せしむることゝした。組織令第一條に「一、民政長を已設せる省は民政長を以て該省行政長官となす。二、民政長を未設の省は都督を以て民政長を兼任せしめ該省の行政長官となす。」と規定するもの即ち之てある。新組織令は國家行政區域及内蒙古、西藏、青海地方の別に規定を有する處を除き、支那全土に適用すへきものて、從つて滿洲も亦新制度の支配を受くるのてある。共和成立後滿洲は之を奉天、吉林、黑龍江の三省に分ち、奉天省は張錫鑾、吉林省は陳昭常、黑龍江省は宋小濂何れも都督として軍民二權を統轄した。新組織令發布せられ新に民政長設けらるゝや、暫く各都督の兼署する所てあつたか、奉天省は民國二年十月十三日許世英、吉林省は同年六月十三日齊耀琳、黑龍江省は同年七月十六日畢桂芳孰れも民政長に任せられた。而して各省の行政長官は行政公署なる官廳を設け、行政公署には總務處及び内務司、財政司、教育司、實業司を置き、行政長官の指揮の下に各分擔の事務を掌理せしめた。

前記劃一現行各省地方行政官廳組織令は、革命後各省の便宜に從ひ度支司、交通司、提法司等區々なる名目の下に官廳を組織し、其制度亦劃一を缺いたので、各官廳組織の統一を期せんか爲に其標準を示した暫行法たつたのてある。されは翌民國三年五月二十三日に至り、敎令第七十

二號を以て將來各省に通行すへき省官制を公布した。其後數回の小改訂を經現行法として施行せられつゝあるもの之てある。

省長

現行制度によれは、省には省長を置き、全省の民政各官及び巡防隊警備隊等を管轄し、又政府の特別委任を受けて財政、司法、行政及び其他特別官署の行政事務を監督するのてある。其他省長の主要なる權限を擧くれは次の如くてある。

一、法律敎令の執行をなし、或は法律敎令の委任に依り省内に於ける單行章程を發布することを得。

二、所轄地方官吏の命令或は處分にして、法令に違背し、或は公益を妨害し、權限を侵越せるものと認めたる時は、之を停止し或は撤銷することを得。

三、所轄地方官吏にして、懲戒に付し、或は奬勵を給すへきものと認めたる時は、大總統に呈請し竝に内務部に具申すへき事。

四、各縣知事の任免は大總統に呈請し竝に内務部に具申すへき事。

五、非常事變に際し、或は防衛の目的の爲に兵備を要するときは、附近に駐紮する軍隊又は軍艦の長官に派兵を咨請し會同處理することを得。

政務廳

六、督軍を兼署する者は軍務を督理す。

省長公署に政務廳を設け、廳長一人を置き、省長の命を承けて廳務を掌らしむ。又政務廳内には第一、第二、第三、第四の各科を設け、省長の任命せる科長及科員を置き各項の文牘事務を辦理せしむるのてある。各科の分掌事務は各省により多少の相違はあるか、民國八年十一月八日發布せられし奉天省の分を擧くれは次の如くてある。（省官制に關しては附錄第一及第二參照）

第一科　職員履歷及進退記錄に關する事項　吏治整飭に關する事項　印信典守に關する事項　所屬各機關編制に關する事項　各種單行章程規則核擬に關する事項　文件の收發保存分配竝に編輯に關する事項　財政監督に關する事項　銀行銀號地方財團に關する事項　蒙旗に關する事項　屯墾清丈に關する事項　其他各科に屬せさる事項。

第二科　行政區劃に關する事項　人口戸籍に關する事項　選擧に關する事項　地方自治に關する事項　公共團體に關する事項　公私慈善事業に關する事項　賑卹救濟に關する事項　兇年に際し田賦免除に關する事項　徵兵徵發に關する事項　節義褒揚其他風俗整飭に關する事項　祭祀典禮に關する事項　祠宇竝宗敎に關する事項　河堤海港及其他水道工路に關する事項　土地の訴訟及一切の訴願に關する事項

第三科　行政警察に關する事項　剿匪に關する事項　清郷に關する事項　保甲に關する事項　病院並衛生組合に關する事項　傳染病豫防及檢疫に關する事項　醫師藥劑師業務の監督に關する事項　藥品及賣藥營業の檢査に關する事項　著作出版に關する事項　司法行政監督に關する事項　盜匪懲治に關する事項　殺人事件に關する事項　殺人事件及强竊盜事件發生の際呈訴に關する事項

第四科　敎育行政に關する事項　古蹟保存に關する事項　實業行政に關する事項　度量衡の檢査及推行に關する事項　官有營業に關する事項　地方交通に關する事項　地方水利に關する事項　道路橋梁及其他土木工程に關する事項

軍務廳

而して省長にして督軍を兼署する省にあつては軍務廳を附設し、廳長一人を置き廳務を掌らしむ。軍務廳內には軍務、軍需、軍法の各科を設け、省長より委任せる科員を置いて一切の事務を佐理せしむるのてある。東三省にては民國九年末に於て省長は何れも督軍を兼署してゐる。卽ち奉天の張作霖、吉林の鮑貴卿、黑龍江の孫烈臣てある。(附錄第三參照)

支那の現在に於ては、職制上督軍は各省の軍事を統へ、省長は民事を統ふるのてあるか、未た眞の國家的統一なく、軍閥は所在に兵權を擁して各地方の實權を掌握する以上、各省の政治

は事實上督軍の左右する所たるは已むを得ない事てある。特に東三省には、各督軍の上に巡閱使張作霖のあるあり、東三省に於ける實際政事は一にその指揮監督を受くる實情てある。

以上省官制の概要を述へたか、其他中央各部に隷屬して各省に駐紮し、各分擔事務を辦理する特設官廳かある。特派交涉署及交涉分署、財政廳、敎育廳、實業廳之てある。

交涉署及交涉分署

民國二年五月二十一日、外交部令第一六二號を以て外交部特派各省交涉員及各埠交涉員職務通則公布せられた。通則によれは各省に特派交涉員を設け、外交總長の命を承けて全省の外交行政事務を司り、各通商巨埠には交涉員を分設し、同しく外交總長の命を承けて各埠に於ける外交行政事務を辦理するのてある。特派交涉員の官廳は外交部某省交涉署と稱し、各埠交涉員の官署は外交部某省某埠交涉分署と稱する。特派交涉員及交涉員の職務權限は次の如くてある。

一、特派交涉員は簡任官、交涉員は薦任官とし、均しく該省行政長官の監督を受くへき事。

二、兩者は其職務の範圍內に於て、事務の性質上、軍事行政或は地方行政に關繫する事項は、督軍或は省長を經由して外交部に呈報すると共に、隨時督軍或は省長と協議して辦理すへき事

三、兩者は其職務上の事項は地方行政、司法の各廳及軍隊を經由して外交部に報告すると共

に隨時夫々當該各長官に照會して辨理すへき事。
四、各埠交涉員は其職務上に關する事務に付ては、外交部に報告する外該省特派交涉員に報告する事を要し、又全省の外交行政に關する事項に對しては特派交涉員と協議の上辨理すへき事。

交涉署及分署は各該交涉員を以て署長となし、署長の下に、交涉署にありては四名以內の科長及八名以內の科員を置き、分署にありては三名以內の科長及七人以內の科員を置いて事務を辨理する。交涉署には四科を設け、第一科は總務事項、第二科は交際事項、第三科は外政事項第四科は通商事項を夫々司るのである。又交涉分署には三科を設け、署長に於て上記各科の事務を適宜分配するのである。東三省に於ける現在の交涉署及署長名左の如くである。(附錄第四參照)

省別	交涉署	交涉分署	備考
奉天	特派交涉署 特派交涉員 關海清	營口交涉分署 交涉員 史紀常 安東交涉分署 交涉員 何厚琦 遼源交涉分署 交涉員（缺員）	

吉林	特派交渉署 特派交渉員　王嘉澤	長春交渉分署 交渉員　蔡運升 哈爾濱交渉分署 交渉員　董士恩
黒龍江	特派交渉署 特派交渉員　譚士先	愛琿交渉分署 交渉員　張壽増

財政廳

財政廳は財政部に直隷し廳長一人を置く。廳長は全省の財政を管理し、所屬職員を監督し兼ねて各縣知事の徴收事務を管轄するのである。財政廳には總務、徴榷、制用の三科を設け、各科に一名の科長を置いて廳長の指揮の下に該科の事務を管掌せしめ、又一二三等の科員を適宜各科に分配して長官の命を承けて各科の事務を助理せしむるものとする。(附錄第五參照)

教育廳

教育廳は教育部に直隷し、廳長一人を置く。廳長は大總統の簡任する所、省長の命を承けて全省の教育行政事務を掌り、所屬職員竝に各縣知事の地方教育に關する事務を監理する。教育廳には事務の繁簡により、三科以内の分科を設け、各科に科長一名を置き、廳長の指揮の下に該科の事務を分掌せしむ。又各科には三名以内の科員を置き長官の命を承けて各科の事務を助理せしむ。其他教育廳には四人乃至六人の省視學を置き、全省に於ける教育事宜の視察を掌ら

しむ。（附錄第六參照）

實業廳

實業廳は農商部に直隷し、廳長一人を置く。廳長は大總統により簡任せられ、省長の命を承けて全省の實業行政事務を掌り、所屬職員竝に各縣知事の地方實業に關する事務を監督する。實業廳には事務の繁簡により四科以內の分科を設け、各科に科長一名を置き、廳長の指揮の下に該科の事務を分掌せしむ。又各科に四人以內の科員を置き、長官の命を承けて各科の事務を助理せしむ。其他實業廳には技術員四人乃至六人を置き、長官の命により技術に關する事務を分掌せしむ。（附錄第七參照）

第二款 道及縣

附 縣佐

沿革

省以下の行政組織については、民國二年一月八日、各省地方行政官廳組織令發布と同時に、敎令第四號を以て劃一現行各道地方行政官廳組織令を、敎令第五號を以て劃一現行各縣地方行政官廳組織令を公布した。新制度は從來の道員を改めて、均しく觀察使となし一道の行政長官たらしめ、道の下級行政區劃たる從來の府、州、廳及び直隷州、直隷廳は、均しく改めて縣と

なし、各縣を全く同列階級たらしめ知事をして一縣の行政長官たらしめた。翌民國三年五月二十三日省官制と同時に道官制、縣官制を發布し、前年の暫行組織令を改訂して道、縣に於ける行政組織を定めた。其後一二の小改正を經て今日施行せらるゝもの之てある。同年八月八日に至り敎令第一一三號を以て縣內の要地に設置すへき縣佐に關する官制を發布した。

道官制

新官制は觀察使を改めて道尹となし一道の行政長官たらしむ。道尹は省長に隸屬し、法律命令により道內の行政事務を執行し、且つ省長の委任を受けて財政、司法行政及び其他特別官署の行政事務を監督する。其他道尹の主要なる權限は次の如くてある。

一、法律、敎令、省章程の執行をなし、或は法律、敎令、省章程の委任により道內に於ける單行章程を發布することを得。

二、所轄各縣知事の命令或は處分にして法令に違背し、公益を妨害し或は權限を侵越するものと認めたときは、其命令或は處分を停止、撤銷することを得。

三、所轄縣知事にして懲戒に付し或は獎勵すへきものと認めたときは省長に具狀すへき事。

四、省長の命を承け道內駐紮の巡防警備各隊を指揮命令することを得。

五、非常事變に際し、或は防衛の目的の爲に兵力を要するときは、省長に具申して附近に駐

紮する陸軍或は軍艦の長官に派兵を請ふことを得。

六、非常緊急或は特別重要の事件ありたる場合は、省長に呈報するの外直ちに大總統に上申することを得。

道尹公署には繁簡により適宜分科を設け、各科には科長一名を置いて該科の事務を管掌せしむ。又各科には適宜科員を分配して科内の事務を佐理せしむ。（附錄第八參照）

縣官制

縣の行政長官を知事となす。道尹に隷屬し、法律命令に依り縣内の行政事務を執行する。知事の主要なる權限は次の如くである。

一、法律、敎令、省道章程の執行をなし、或は法律、敎令、省道章程の委任に依り、縣内に於ける單行章程を發布することを得。

二、所轄警察及監獄其他補佐員の處分にして法令に違背し、公益を妨害し、或は權限を逾越するものと認めたときは之を停止し或は撤銷することを得。

三、特別重要事件ある時は道尹に呈報するの外直ちに省長に呈報することを得。

四、縣内駐紮の警備隊を使用することを得。

五、非常事變に際し或は防衛の目的の爲に兵力を要する時は、省長或は道尹に具申し附近駐

屯の陸軍或は軍艦の長官に出兵を請求し之を處理することを得。

尙將來縣を新設すへき豫定地域には設治局を設け設治員をして之か行政を掌らしめて居る。設治員の職務權限等は總て知事と同一てある。目下東三省内に於ける設治局は黑龍江省に存するのみてあつて、龍江道に景星鎭、吉拉林（チラリン）、布西（プーシー）、索倫山（ソーロンシャン）の四設治局、綏蘭道に鐵驪設治局、黑河道に烏雲、綏東の二設治局がある。（附錄第九參照）

縣佐官制

縣佐は縣内の要地に設置せらるへきものてあるか、知事と同城内に置くことか出來ない。縣佐の設置に關しては省長より其の必要缺くへからさることを内務部に咨陳し、大總統に呈請して之を決定するのてある。縣佐の權限左の如くてある。

一、知事の命を承けて、巡儆、彈壓を掌り、其他勘災、捕蝗、催科、堤防、水利竝に知事の委託事務を處理する。（附錄第一〇參照）

二、縣佐駐在地方の警察事務は、該縣佐に於て知事の命を承けて、近きに就いて指揮監督すること。

三、縣佐駐在地方の違警案件は、該縣佐に於て近きに就いて處斷し、而して該縣知事に呈報すへきこと。

東三省高官表（民國九年末現在）

省別	省長	政務廳長	財政廳長	教育廳長	實業廳長	道尹
奉天省	張作霖	魁陞	王永江	謝蔭昌	談國桓	史紀常（遼瀋道） 何厚琦（東邊道） （缺員）（洮昌道）
吉林省	鮑貴卿	瞿方梅	齊耀珺	楊乃康	榮厚	蔡運升（吉長道） 董士恩（濱江道） 陶彬（延吉道） 郁克莊（依蘭道）
黑龍江省	孫烈臣	朱佩蘭	劉尙淸	孫其昌	魏紹周	王樹翰（龍江省） 谷芝端（綏蘭道） 張壽增（黑河道）

第二節　行政區劃

前節に述へた如く、現制度によれは滿洲は之を奉天、吉林、黑龍江の三省に分ち奉天、吉林

齊々哈爾を各其の首府とする。而して省は之を道に分ち、道は之を縣に分ち、道には道尹を置き、縣には知事を置き、更に縣管轄内の要地には縣佐を置いて統治しつゝあるのである。又將來縣を設置すへき、豫定區域には設治局を置き設治員をして之か統治に當らしめてゐる。現在に於ける行政區劃は次の如くてある。尚蒙古にして東三省に編入して統治しつゝあるものについては、第一二九頁乃至第一三〇頁參照のこと。

奉天省行政區劃表

省名	道名	縣名	縣佐	兼轄各旗
奉	遼瀋道（治所、瀋陽（奉天））	瀋陽縣、鐵嶺縣、開原縣、東豐縣、西豐縣、西安縣、營口縣、遼陽縣		
	東邊道（治所、安東）	安東縣、興京縣、通化縣、鳳城縣、寬甸縣、桓仁縣、臨江縣、輯安縣	長甸河縣佐、二龍渡縣佐、四平街縣佐、八道江縣佐、岔溝門縣佐	
	洮昌道（治所、洮南）	遼源縣、通遼縣、洮南縣、昌圖縣、康平縣、開通縣、洮安縣、梨樹縣	八面城縣佐、同江口縣佐、後新秋縣佐	哲里木盟 科爾沁右翼中旗、科爾沁右翼前旗、科爾沁左翼前旗、科爾沁左翼後旗、科爾沁左翼中旗、科爾沁右翼後旗

天　　省

縣	縣佐
遼中縣	
臺安縣	
蓋平縣	
海城縣	牛莊縣佐
錦縣	天橋廠縣佐
新民縣	
彰武縣	哈爾套街縣佐
黑山縣	小三家子縣佐
盤山縣	
北鎭縣	
義縣	
興城縣	
綏中縣	
錦西縣	
長白縣	
安圖縣	
撫松縣	
撫順縣	
本溪縣	賽馬集縣佐
海龍縣	
輝南縣	
柳河縣	樣子哨縣佐
金縣	
復縣	沙包子縣佐 長興島縣佐
岫巖縣	
莊河縣	大孤山縣佐 石城島縣佐
安廣縣	
懷德縣	
突泉縣	
鎭東縣	
法庫縣	
雙山縣	
瞻樹縣	

吉林省行政區劃表

省名	道名	縣名
吉林省	吉長道 治所、吉林	吉林縣 長春縣 伊通縣 濛江縣 農安縣 長嶺縣 舒蘭縣 樺甸縣 磐石縣 雙陽縣 德惠縣
	濱江道 治所、濱江(哈爾濱)	濱江縣 扶餘縣 雙城縣 賓縣 五常縣 楡城縣 同賓縣 壽縣 阿城縣
	延吉道 治所、延吉(局子街)	延吉縣 寧安縣 琿春縣 東寧縣 敦化縣 額穆縣 江清縣 和龍縣
	依蘭道 治所、依蘭(三姓)	依蘭縣 同江縣 密山縣 虎林縣 綏遠縣 樺川縣 富錦縣 饒河縣 方正縣 穆稜縣 寶清縣 勃利縣
	兼轄各旗	哲里木盟 郭爾羅斯前旗

黑龍江省行政區劃表

省名：黑龍江

道名	縣名	
龍江道（治所、龍江(齊々哈爾)）	龍江縣	
	景星鎮設治局	
	嫩江縣	
	大賚縣	
	肇州縣	
	安達縣	
	林甸縣	
	訥河縣	
	克山縣	
	青岡縣	
	拜泉縣	三道鎮縣佐
	肇東縣	
	泰來縣	武興佐治局
	吉拉林設治局	
綏蘭道（治所、綏化）	綏化縣	
	綏棱縣	
	呼蘭縣	
	海倫縣	
	通北縣	
	巴彥縣	興隆鎮縣佐
	慶城縣	
	蘭西縣	
	木蘭縣	木蘭鎮縣佐
	通河縣	
	湯原縣	
	龍鎮縣	
	望奎縣	
	鐵驪設治局	
黑河道（治所、璦琿縣）	璦琿縣	奇克特縣佐
	呼瑪縣	倭西門縣佐
	蘿北縣	高家屯縣佐
	漠河縣	
	烏雲設治局	
	綏東設治局	
兼轄各旗	郭爾羅斯後旗	
	杜爾伯特旗	
	扎賚特旗	
	伊克明安旗	

省	布西設治局	甘井子佐治局				
	索倫山設治局					

第三節　司　法

第一款　總　說

清朝の末期光緒三十二年、官制の大改革に當り、刑部を改めて法部となし、以て司法行政を管理せしめ、大理寺を改めて大理院となし以て裁判事務を總轄せしむることゝなした。同年十月二十七日大理院審判編制法發布せられ、各級裁判所の構成及其權限を定めたのである。該法は大體に於て我が裁判所構成法を模倣し、裁判所を分ちて大理院、高等審判廳、地方審判廳及鄉讞局の四級とし、各一定の土地及事件を管轄せしむることゝした。而も大理院編制法は單に北京に於ける各裁判所の構成と權限とを定めしに止まり、之を全國一般に施行するのではない。云はゞ全國一般に新司法制度を施行する準備行爲として之を北京に試行したのである。然るに政府は憲政實施の準備を速にするか爲に司法制度の劃一を計るの要に迫られ、宣統二年一月九

日に至り更に法院編制法を公布し全國に通行すへき裁判制度を定めた。法院編制法は之を大理院審判編制法に比して其の規定多く全編十五章百六十四條より成り、各級裁判所の構成及權限を定むること最も詳なるものかある。

民國となるに及ひて、曩の法院編制法を踏襲したのてあるか、前清時代に於ける四級三審制を改めて三級三審制となせるを初めとし、其他尚多少の改訂を加へた。民國四年六月二十日重刊せられ、今日全國に施行せらるゝもの之てある。

現行法院編制法によれは、民國に於ける審判衙門は地方審判廳、高等審判廳及大理院の三とし、審判廳には檢事局(檢察廳)を附設して公益の保護に任せしめつゝある。各審判衙門の構成、權限は次の如くてある。

第二款　地方審判廳

地方審判廳は第一審の折衷制裁判所てあつて、訴訟案件の第一審に係るものは推事一人の獨任を以て行はしめ、第二審に係るものは推事三人の合議庭を以て行はしめるのてある。而して第一審に係るも繁雜なる案件は、當事者の請求或は裁判所の職權により亦推事三人の合議庭を以て行はしめることゝする。地方審判廳には事の繁簡に依り民事刑事の庭數を酌分し、又二人

以上の獨任推事を置く各庭には、庭長一人を置き、兼充を除くの外は該庭推事を以て之に充て、該庭の事務を監督し並に其分配を定めしめるのてある。又廳には廳長一人を置き、全廳の事務を總理し並に其行政事務を監督せしめる。廳長は兼ねて一庭長の事を行ふ。尙地方審判廳に於ける合議庭は庭長に於て該庭の推事を派し刑事事件の豫審事務を辦理せしむることか出來る。獨任推事の豫審事務に關しては臨時廳長より之を派遣して辦理せしむ。

地方審判廳の管轄すへき民事刑事の訴訟案件は

第一審としては初級管轄に屬し及大理院の特別權限に屬せさる案件

第二審としては　(一)初級管轄法庭の判決に服せすして控訴したる案件　(二)初級管轄法庭の決定或は其命令に服せす、法令に按照して抗告したる案件

てあつて其他非訟事件を管轄する權を有するのてある。

各省は地方の情況に因り地方審判分廳を設くることか出來る。分廳には僅に民事一庭刑事一庭を置き並に一人以上或は二人以上の獨任推事を置くことか出來る。而して若し分廳に合議庭二庭以上或は獨任推事二人以上を置くときは、資深者一人を以て監督推事となし、該分廳の行政事務を監督せしむ。

第三款　高等審判廳

高等審判廳は合議制であつて、其の審判權は推事三人の合議庭を以て之を行ふのであるか、上告案件を審判するに當りては、高等審判廳長は該案の情形に因り推事を增加し五人となすことか出來る。高等審判廳には事の繁簡に依り民事刑事の庭數を酌分し、各庭には庭長一人を置き該庭推事を以て之に充て、該庭の事務を監督し並に其の分配を定めしむるのである。而して高等審判廳には廳長一人を置き、全廳の事務を總理し並に其の行政事務を監督せしむ。

高等審判廳の審判權を有する案件は、(一)地方審判廳の第一審判決に服せすして控訴したる案件、(二)地方審判廳の第二審判決に服せすして上告したる案件、(三)地方審判廳の決定或は其命令に服せす法令に按照して控告したる案件である。

各省は地方遼濶或は其の他の不便に因り、高等審判廳所轄の地方審判廳內に高等審判分廳を設くることか出來る。分廳には僅に民事一庭、刑事一庭を置くことか出來る。若し二庭以上を置くときは資深者一人を以て監督推事となし該分廳の行政事務を監督せしむ。

第四款　大理院

大理院は國內に於ける最高裁判所であつて、京師にあり。民事庭、刑事庭を置き、事の繁簡

を視て民事刑事の庭數を酌分する。大理院に院長一人を置く。

院長は全院の事務を總理し並に其行政事務を監督するのであるか、其最主要なる權限とするところは國内に於ける法令の解釋の統一を掌ることである。大理院各庭か上告案件を審判するに方り、若し法令の解釋について本庭或は他庭の成例と異るものあるときは、大理院長は法令の義類に依り、民事庭或は刑事庭或は民刑兩庭の總會を開いて之を審判するのである。各庭には庭長一人を置き、兼充を除き該庭推事を以て之に充て庭内の事務を監督し並に其分配を定めしむ。

大理院の審判權を有する案件は次の如くである。

第一、終審として(一)高等審判廳の第二審判決に服せすして上告したる案件、(二)高等審判廳の決定或は其命令に服せす、法令に按照して抗告したる案件

第二、第一審並に終審としては、法令に依り大理院の特別權限に屬する案件

各省は京を距ること較々遠きか或は交通不便なるときは、該省高等審判廳内に大理分院を設くることか出來る。分院には僅に民事一庭刑事一庭を置くことを得。若し二庭以上を置くときは資深者一人を以て監督推事となし該分院の行政事務を監督せしむ。分院の推事は本院選任を除くの外、二人以内の範圍に於て分院所在の高等審判廳の推事を以て之を兼ねしむることか出

來る。而して分院の各庭か上告案件を審理するに方り、若し法令の解釋について本庭或は他庭の成案と異る意見を有するときは、大理院に呈請して總會を開き之を審判すへきものとする。

第五款　檢察廳

檢察廳は我國の檢事局に相當し、各審判衙門は各其の階級に從ひ地方檢察廳、高等檢察廳、總檢察廳を附設し、尚地方及高等審判各分廳、大理分院は地方及高等檢察分廳、總檢察分廳を附設する。檢察廳に於ける檢察官の分配は地方檢察廳、高等檢察廳、總檢察廳を通し各檢察長一人、檢察員二人以上を置く。各檢察長は各該檢察廳事務を分別監督することを掌り、地方以上各檢察分廳にありて若し檢察官二人以上を置くときは、資深者一人を以て監督檢察官となし該分廳の事務を監督せしむることか出來る。檢察官は審判衙門に對し、獨立して其職務を行ふへくその職權とする所は次の如くである。

一、刑事　刑事訴訟律及其他法令の定むる所に遵照し、搜査處分を實行し、公訴を提起し、公訴を實行し竝に判斷の執行を監察する事

二、民事及其他の案件　民事訴訟律及其他法令の定むる所に遵照し、訴訟當事人或は公益代表人となり特定の事宜を實行する事

而して各級檢察廳は聯ねて同一體をなすか故に、等級の高下、管轄の界限を論せす、凡そ檢察官の行ふへき職務は檢察長官の命に由りて代理を委任すへきものとする。（司法に關しては附錄第一一參照）

一、東三省各審判廳收決民刑事案件比較表

廳別	民刑別	民國五年 收受案件總數	民國五年 已結件數	民國五年 未結件數	民國六年 收受案件總數	民國六年 已結件數	民國六年 未結件數	民國七年 收受案件總數	民國七年 已結件數	民國七年 未結件數	備考
奉天高等審判廳	民	八七五	七五二	一二三	一〇三〇	八八五	一四五	一三五七	一二四七	一一〇	
	刑	八八四	八三六	四六	八六五	八二四	四一	八〇六	七八五	二一	
瀋陽地方審判廳	民	一四三四	一三九四	四〇	一四〇九	一三六六	四三	一四二四	一三七四	五〇	
	刑	一一六三	一一五四	九	一八三〇	一八二五	五	二〇三〇	二〇二五	五	
營口地方審判廳	民	四一七	四〇八	九	三二三	三一三	一〇	二六二	二四六	一六	
	刑	九〇〇	八九八	二	一一九二	一一九二	—	一一六九	一一六七	二	
遼陽地方審判廳	民	八二七	八二一	六	八八六	八七四	三	九九〇	九七六	三	
	刑	四九一	四八七	四	五六八	五六八	—	四二三	四二三	—	

安東地方審判廳	民	四二三	四一四	九	四七六	四六八	八	四六四	四四五	一九	
	刑	四三二	四三〇	二	三九〇	三八九	一	六一七	六一五	二	
鐵嶺地方審判廳	民	五三六	五二三	一四	六四九	六二三	二六	七六四	七四五	一九	
	刑	二六六	二六〇	六	二五〇	二四九	一	二六六	二六六	―	
錦縣地方審判廳	民	四四四	四一〇	三四	二九四	二八四	一〇	二五五	二五〇	五	
	刑	二六四	二五九	五	二二二	二一九	三	一五二	一五二	―	
洮南地方審判廳	民	一五九	一四四	一五	二四四	二三三	一一	二三三	二一〇	二三	
	刑	七三	六六	七	一三三	一二九	四	一三四	一二四	一〇	
遼源地方審判廳	民	―	―	―	二一三	二〇四	九	二四六	二三八	八	六年三月新設せらる
	刑	―	―	―	一七八	一六六	三	一八八	一八〇	八	
海龍地方審判廳	民	―	―	―	一二二	一二一	一	一八二	一七八	四	同上
	刑	―	―	―	一二一	一一八	三	一五〇	一四九	一	
復縣地方審判廳	民	―	―	―	一五五	一四七	八	三六三	三六三	―	六年七月新設せらる
	刑	―	―	―	九七	九五	二	一二八	一二八	―	

吉林高等審判廳 民	刑	吉林地方審判廳 民	刑	長春地方審判廳 民	刑	延吉地方審判廳 民	刑	分廳 民	刑	分庭 民	刑	黑龍江高等審判廳 民	刑
三〇九	五八五	八二九	一九六三	六二一	一二三三	三三四	二四四	一八〇	九七	二〇三	一〇六	二七八	四五一
二九七	五七七	八一八	一九五三	五九二	一二一七	三三四	二四二	一六四	九五	二〇三	一〇六	二五七	四四五
三	八	二	二	一九	五	—	二	一六	二	—	—	三	六
三三一	七八三	八三九	二〇七八	七一八	一〇六三	二五二	二四八	一八二	一二四	一五三	六八	三六八	三八八
三三三	七七三	八三〇	二〇七三	六七七	一〇五七	二五二	二三九	一七三	一二四	一五三	六八	三五一	三七七
九	一一	九	五	四一	六	—	九	九	—	—	—	一七	二
三〇七	六一一	八四四	一六九[illegible]	七一三	一二三三	二三四	二一四	一三三	一三〇	一七三	五〇	三五五	四〇九
二九九	六〇三	八四〇	一六八二	六六八	一二二三	二三四	二一〇	一三六	一二〇	一七三	五〇	三二七	三九六
八	九	四	一〇	三六	九	—	四	八	—	—	—	二八	三
								分廳は五年十一月迄第一分庭と稱した					

龍江地方審判廳										
	民	四一八	四〇六	一二	四六二	四四九	一三	五四六	五二九	一七
	刑	三六三	三五三	一〇	三一七	三〇四	一三	四八六	四七七	九

二、東三省各檢察廳收受刑事案件比較表

年度	民國五年			民國六年			民國七年			備考
類別／廳別	收受案件總數	已結件數	未結件數	收受案件總數	已結件數	未結件數	收受案件總數	已結件數	未結件數	
奉天高等檢察廳	二六七一	二六四六	二五	一九三一	一九二二	九	一五二〇	一五一四	六	
瀋陽地方檢察廳	三〇五八	三〇五七	一	三三五九	三三四八	二	三四一七	三四〇九	八	
營口地方檢察廳	一二三五	一二三〇	五	一七四五	一七四一	四	一六〇五	一六〇三	二	
遼陽地方檢察廳	七九九	七九九	—	八九六	八八六	一〇	九六二	九六二	—	
安東地方檢察廳	一〇七八	一〇七四	四	九六六	九六〇	六	一二九八	一二九五	三	
鐵嶺地方檢察廳	五〇九	五〇二	七	六六六	六六〇	六	七〇四	七〇〇	四	
錦縣地方檢察廳	四一二	四〇九	三	六七五	六七三	二	五一六	五一六	—	

洮南地方檢察廳	一五八	一四四	一四	三五一	三五一	—	二六八	二六三	五	
遼源地方檢察廳	—	—	—	四六〇	四五三	七	四八六	四八一	五	六年三月新設せらる
海龍地方檢察廳	—	—	—	二八六	二七四	一二	三一五	三一四	一	同上
復縣地方檢察廳	—	—	—	一五二	一五一	一	一三二	一三一	一	六年七月新設せらる
吉林高等檢察廳	一五八六	一五八三	三	二四八	二四八	—	一〇九二	一〇九〇	二	
吉林地方檢察廳	二六二三	二六〇九	一三	二五五三	二五三四	一九	三三〇三	三二八九	一四	
長春地方檢察廳	一九五八	一九五三	五	一九七〇	一九六五	五	三二八七	三二七九	八	
延吉地方檢察廳	四五四	四五四	—	四八〇	四八〇	—	二六六	二六六	—	
分　廳	二八	二七	一	一九八	一九八	—	一九六	一九六	—	分廳は五年十一月迄第一分庭と稱した
分　庭	二四四	二四四	—	一八〇	一八〇	—	一八〇	一八〇	—	
黑龍江高等檢察廳	三七五	三七三	二	九八〇	九六一	一九	五四四	五四三	一	

龍江地方檢案廳	三三七	三三七	一	四八五	四八五	一	八七九	八七九	一

第六款　監　　獄

民國に於ける監獄の組織に關しては、民國三年九月十七日敎令第一二八號を以て監獄官制を公布し、全國に施行すへきものとなした。官制に依れは監獄は司法部の監督に屬し、各高等檢察長は司法部の委任により各該區域內の監獄を監督するものとす。尙司法部はその監督のために臨時視察員を派遣することを得へく、又新監獄及分監の設置並に舊監獄の存廢は、總て司法部に於て之を定むるものとする。

監獄に於ける職制は次の如くである。

一、典獄長一人　司法部及該管高等檢察長の監督を受け、監獄事務を掌理し、所屬職員を指揮監督す。

二、看守長三人　典獄長の指揮を承け、監獄辦事規則に依り、警備、敎育、作業、衞生、用度及其他庶務を分掌し男女看守を指揮監督す。

三、技士　一人　長官の指揮を承けて技術事務に從事す。

四、男女看守、教誨師、醫士、藥劑士

其員數は典獄長之を酌量し、各該管高等檢察長に報告し、司法部に申請して之を定む。

尙分監を設くるときは看守長を以て分監長に充て、本監典獄長の指揮の下に分監事務を掌理し、所屬職員を指揮監督せしむるものとする。又審檢廳未設の各縣の舊監獄には臨時、管獄員を置き司法事務兼理の知事の指揮の下に監獄事務を掌理せしむ。（附錄第一二參照）

現在東三省に於ける監獄署の配置は次の如くである。

省	監獄名	所在
奉天省	第一監獄	瀋陽縣
	第二監獄	遼陽縣
	第三監獄	鐵嶺縣
	第四監獄	營口縣
	第五監獄	昌圖縣
	第六監獄	
吉林省	第一監獄	吉林縣
	吉林分監	
	第二監獄	長春縣
	第三監獄	濱江縣
黑龍江省	龍江監獄	龍江縣

第七監獄	安東縣
第八監獄	海龍縣
第九監獄	洮南縣

第七款　領事裁判

領事裁判の性質

元來國家の主權は國家の版圖内に於ては完全に行はれ、他國の主權の侵害を許さゝるを原則とする。外國裁判權は此の原則に對する一大例外である。而して支那は外國裁判權の行はるゝ最も著しい例とせらる。即ち支那に於ては司法制度未た完備せす、在留外國人の生命財産の安全を保證すること能はさるか故に、支那に於ける或種の事件に付き、支那の裁判權か之に行はるゝことなく、外國裁判權か之に延長して行はるゝのである。而して外國裁判は、多く事件關係國の領事によりて審判せらるゝを以て普通之を領事裁判と云ふのである。今日支那に於て外國裁判權を有するは英國、北米合衆國、佛國、伊太利、日本、其他十五箇國であるか、最近國交を回復した獨逸は、其の通商條約中に外國裁判に關する條項を加へなかつた事は注意すへき現象である。

領事裁判に服する事件

然らは外國裁判權の行はるゝ事件は如何なる場合なりや、といふに民事に於て原被兩造、刑事に於て被告、被害者兩者共支那人なる場合は、外國裁判權の行はるゝことなきは勿論てある。民刑事件に於ける關係當事者の何れか一方、若くは雙方外國人なる場合に外國裁判權か行はるるのてある。而して此の場合、支那に於ては上述せる如く諸國の裁判權か併行して行はるゝか故に、何れの國の裁判權か特定の事件について行はるゝかといふに、支那に於ては所謂被告主義を以て一貫し、被告の屬する國家の官憲に於て之か審判をなすへきものとせらるゝのてある。我國の對支通商條約は最も新らしき締結に係るか故に、各國の經驗に鑑み、あらゆる場合に互りて規定を設けた。左に關係條項を摘記しやう。

第二十條 清國に在る日本國臣民の身體財產に關する裁判管轄權は當該日本國官吏に專屬す日本國臣民或は一切の他國臣民又は人民より日本國民並に其財產に係る訴訟は、總て清國官吏の干涉を受くることなく右官吏に於て審理判決すへし。

第二十一條 清國官吏又は臣民か、清國に在る日本國臣民に對し、又は其の財產に關し、民事訴訟を起すときは日本國官吏に於て之を審理判決すへし。

清國臣民に對し、又は其の財產に關し、清國に在る日本國官吏又は臣民より起す所の民事

訴訟は總て清國官吏に於て之を審理判決すへし。

第二十二號 清國に於て犯罪の被告となりたる日本國臣民は、日本の法律に依り日本國官吏之を審理し其有罪と認めたるときは之を處罰すへし。

清國に在る日本國臣民に對し犯罪の被告となりたる清國臣民は、清國の法律に依り、清國官吏之を審理し、其有罪と認めたるときは之を處罰すへし。

要するに日本人の被告たる民刑事件は、凡て日本官吏か日本の法律によりて審判すへきを規定するものである。

滿蒙に於ける例外

滿蒙の地に於ても以上の法則か行はれ、各國は當該國官吏をして外國裁判權を行使せしめつつあるは云ふ迄もないか、日露兩國は該地域に於ける特殊の地位に基き、複雜なる裁判組織を有するのである。露國の裁判權については東支鐵道附屬地行政の章下に讓り、茲には日本裁判權について大要を述へやう。

該地域に於て日本の有する裁判權の基礎は、一般的法則としては前記の通商條約あり、此の原則に對して滿洲間島に付ては、明治四十二年九月四日締結の「間島に關する日清條約」の例外かある。同條約第四條の規定に曰く、

第四條 圖們江北地方雜居區域內墾地居住の韓民は、淸國の法權に服從し、淸國地方官の管轄裁判に歸す、淸國官憲は右韓民を淸國民と同樣に待遇すへく、納稅其他一切行政上の處分も淸國民と同樣たるへし。

右韓民に關係する民事刑事一切の訴訟事件は、淸國官憲に於て淸國の法律を按照し、公平に裁判すへく、日本領事官又は其の委任を受けたる官吏は、自由に法廷に立會ふことを得、但し人命に關する重案に就ては須らく先づ日本國領事館に知照すへきものとす、日本國領事館に於て若し法律を按照せすして判斷せる廉あることを認めたるときは、公正の裁判を期せんか爲め別に官吏を派して覆審すへきことを淸國に請求するを得。

卽間島は朝鮮人の爲に開放せられ、彼等朝鮮人は支那人の間に雜居するのてあるか、彼等は司法關係に於て支那の法權に服し、支那地方官の管轄裁判に屬すへきものとせらるるのてある。之れ從來支那と韓國との間の雙務的領事裁判制度及內地雜居禁止の原則か、此の地方に於て嚴守せられさりし事實慣習を其まゝ承認したのてある。

第二の例外は大正四年五月二十五日締結せられたる「南滿洲及東部內蒙古に關する條約」第五條に係る。該規定に依るに、

第五條　民刑訴訟は日本國臣民被告たる場合には、日本國領事官に於て、又支那國國民被告たる場合には支那國官吏に於て之を審判し、互に員を派し臨席傍聽せしむることを得、但し土地に關する日本國臣民及支那國國民間の民事訴訟は支那國の法律及地方慣習に依り兩國より員を派し共同審判すへし。

將來同地方の司法制度完全に改良せられたるときは、日本國臣民に關する一切の民刑訴訟は支那國法廷の審判に歸すへし。

卽南滿洲及東部內蒙古に於ては依然被告主義の原則か行はれてゐるか、審判に際しては互に員を派して臨席傍聽することを得へく、又土地に關する民事訴訟は支那國の法律及慣習に依り、日本領事官と支那官吏との共同裁判に附すへきことゝなした。

我國の領事裁判制

次に我國の支那に於ける外國裁判權は原則として領事官之に當るへきものとし、明治三十二年三月二十日法律第七〇號を以て發布せられたる「領事官の職務に關する法律」にその根本法則を定め、次いで之が附屬法規として明治四十一年四月十四日法律第五二號を以て「滿洲に於ける領事裁判に關する法律」、明治四十四年三月三十日法律第五一號を以て「間島に於ける領事官の裁判に關する法律」を發布した。

右諸規定によるに滿洲に於ける我領事裁判制度は、領事の單獨裁判制であつて、民事にありては凡ての第一審を管轄し、刑事にありては重罪を除き、其他の第一審を管轄する。輕罪は豫審を用ひす、豫審を要する事件に付ては領事は豫審のみにて公判をなさす、又外務大臣は外交上必要ありと認むるときは、何れの事件に付ても其管轄を禁することか出來る。之等領事の管轄に屬せさる事件は間島と其他の地域とによりて其管轄を異にするのである。先つ一般滿洲について云へは、

一、領事官の豫審をなしたる重罪の公判は關東廳地方法院管轄す。

二、國交上の必要により領事官の管轄を禁せられた事件は關東廳地方法院管轄す。

三、領事官の爲したる裁判及前二項の地方法院の爲したる裁判に對する上訴は終審として關東廳高等法院之を管轄す。

間島に於ける事件に對しては、朝鮮高等法院、覆審法院及地方法院か右の區別に從つて管轄を分つのである。

第四節　警　　察

第一款　總　說

警察事務に關する中央機關としては內務部內に警政司を置き、全國に亙りて警察事務の統制に當らしめてゐる。現行內務部官制によれば、警政司は警察に關する事項、著作權に關する事項及衞生に關する事項を掌るものとし、內務部廳司分科章程に依り左の六分科を置いて事務を分擔せしめつゝある。

第一科　警察官吏の身分及進退に關する件　警察機關の設置、廢止、管區の分劃又は警察官吏の配置及警備隊に關する件　水上警察に關する件　警察の經費に關する件

第二科　風俗、營業、交通警察に關する件　消防に關する件　保衞團及淸鄕に關する件　警察敎育に關する件

第三科　保安及外事警察に關する件　司法事務に關する件

第四科　著作出版に關する件

第五科　衞生行政に關する件

第六科　衞生技術監督に關する件

地方警務機關沿革

地方警察に關しては革命後暫くは前淸時代に於ける舊制を踏襲し、卽ち各省は光緒三十四年

四月新設せられし巡警道の制によつたのである。當時の官制によれは巡警道所轄の地方に警務公所を置き、總務、行政、司法、衛生の四科を分ちて事務を分掌せしめ、公所以下また區署を劃分して區官を設け、各廳、州、縣等には警務長一名を置き、更にその管轄區域を區分して區官を配置し、均しく巡警道及該地方官の指揮の下に所管警務を辦理せしめたのである。革命當時に於て巡警道を設置せるは十七省に及ひ、奉天、吉林、黑龍江の東三省は民政司に於て之を兼轄し、其他は多く巡警局所を設けて全境の警務を總轄した。而して各省の商埠地方には均しく專任の吏員を置いて警務を辦理したのである。民國二年一月八日に至り、劃一現行各省地方行政官廳以下の組織令を發布すると同時に、敎令第八號を以て劃一現行地方警察官廳組織令を公布し大體淸制に據れる暫行法を定めた。該組織令によれは、各省省城及び大商埠地には均しく警察廳を設置し、警察廳區以外には各項の警察隊を編制して隊長をして之を督率せしめ、既に巡警を設置せる縣には警察事務所を設け、縣知事をして之か監督に當らしめた。又其他の各埠及要地には警察局を置いて治理に資した。三年八月に至り各省省城及商埠地に設置すへき地方警察廳官制を公布し、各警察廳に就いて劃一名稱を規定し、其組織は一に官制に據らしむることゝなした。四年七月には更に籌擬各省整頓警政辦法大綱を發して、全省警務處を設くるの階

梯となし、以て警務統轄の便に供へたのである。以下順を逐うて地方警察機關を分說しやう。

第二款　警務處

民國四年、內務部は全國の警政を整頓するの見地より、各省に警務處を設け該省行政長官の指揮監督の下に全省の警察事務を統轄し、以て迅速統一の效を收めんことを期した。仍ち同年七月內務部咨を以て籌擬各省整頓警政辦法大綱を發し、警務處の組織及職權に關する大綱を指定した。

警政辦法大綱

警政辦法大綱によれは、全省警務處は省內の警察か完全を缺き、又は急に整頓を要する場合に之を設けて省內の警務を統轄せしむるものてあるか、滿洲に於ける東三省も相前後して之を設置したのてある。警政辦法大綱の要旨は次の如くてある。

一、警務處には處長一人を置き、簡任とし、省長（當時巡按使）の指揮監督を受けて全省の警政を籌辦すへきものとす。

二、處長は所管事務につき、隨時省長に報して承認を請ひ、竝に所管道尹に照會すへく、其の重要なる計畫に關しては更に內務部に報して承認を受くへきこと。

三、處長は警察廳及各縣知事を督飭して警政を整理し、竝に隨時巡視し、或は員を派して視察せしむへきこと。

四、警務處の先つ籌辦すへき事項は左の如くてある。

イ、警察機關の充實　商埠地にありては隨時督飭整頓せしめ、各縣にありては地方の事情を參酌し少くとも大縣は巡警三百名、中縣は同二百名、小縣は同百名を標準とし、經費の都合により漸次增加し以て完密を期すへきこと。

ロ、警察費の分配　現在各廳縣警察費は分配に充分なりや否や、及如何に酌劑して不足を補ふへきやは凡て警務處より統一籌劃し、若し不足あるときは省長に申請して政費中より酌量、補助せしめ、或は別に方法を設けて支給すへきこと。

ハ、警察官吏の教練　若し縣警察の程度幼稚なるときは、該省警察廳より巡警を派して之を教練せしむると同時に、速に教練所を設けて交代教練せしめ以て進歩を計るへきこと。

ニ、警察章程の統一　警察廳及各縣知事は均しく單行警察章程を發布することを得るも、全省の警察法制を統一するため總ての章程を警務處に送り該處にて核定施行すへきこと。

上記內務部の指令に基き、各省は相前後して警務處を設け、並に警務處組織章程及同職權章

程を制定したのてあるか、滿洲に於ては奉天省は民國四年十二月三日、吉林省は民國五年四月二十七日、黑龍江省は民國五年七月二十四日何れも全省警務處を組織した。警務處の組織は省により多少の相異はあるか、今奉天省現行の章程に依り、警務處の組織の大要を述へやう。

奉天警務處

奉天全省警務處には處長一人を置き、省長の指揮監督を承けて全省の警察事務を管理するものとす。處長の主要なる權限は次の如くてある。（本款に關しては附錄第一三、第一四、第一五參照）

一、省內の警察事務の辦法を統一籌劃し、省長の承認を請ひ省內道尹に其旨を通知すへく、重要なる計畫に關しては內務部の決裁を經へきこと。

二、所屬各警察廳局及各縣知事を督飭して警務を整理せしむると共に、各地を巡視し若くは吏員を派して詳査せしむへきこと。

三、所屬各警察廳局及各縣より警務に關する申告あるときは之を決裁したる上、省長に報告し特に重要なるものは省長の查定を請ふへく、又各警察廳及縣知事の起草したる警察單行章程は之を查定施行せしむへきこと。

四、省內に於ける警察官吏及警察事務に從事する職員に對しては、任免或は推薦權を有すること。

處長の下に祕書、顧問、視察長、視察員以下の職員を置き、而して執務の便宜上、以上の諸員を左の四科に分ち各科長一人、科員若干名を配置して事務を分掌せしむ。

一、總務科　祕密、交渉、文書、庶務及各科に屬せさる事項を管掌す。

二、編制科　警察事務の改良、警察機關の擴張、警察經費の籌劃等に任す。

三、考核科　所轄警察機關の成績、警察官吏の進退、功過及訓練に關する事務を考査す。

四、章制科　章程を起草し、各所屬官廳の現行警察章程を審査し並に法令の解釋を爲す。

第三款　警察機關としての省長、道尹、縣知事及縣佐

省長は各所管省の民政官及巡防警備各隊を管轄するものであつて、省長公署内の政務廳の一分科をして專ら警察に關する事務を執らしめつゝあること省長官制の條下に述へし如くである道尹は省長の命を受け所轄道内の巡防隊、警備隊等を節制調遣する權を有し、特に地方警察廳か道尹と同一地に在るときは、該警察廳は道尹に直隷し、該廳長は其の指揮監督を受くへきものてある（附錄第十六參照）。所轄各縣警察機關か其の監督を受くへきは勿論てある。

縣知事は縣内の警備隊を調用する權を有し、從つて縣内の警察機關を指揮監督する權を有するのてある。又縣警察所にして專任所長を置くときは、縣知事は該所長を指揮監督すへきもの

である。縣佐は縣知事の命を承け、管轄地域内に於ける警察事務を指揮監督する。

第四款　地方警察廳

劃一現行地方警察官廳組織令

民國二年一月八日公布せられた劃一現行地方警察官廳組織令に依れは、各省會及商埠地には警察廳を設け、内務總長及該省或は該道行政長官の命を承けて、該省會或は該商埠地の警察行政事務を辦理すへきものとした。而して廳長の下に祕書、勤務督察長、科長、消防督察長、警察署長、科員、警察署員以下の職員を置き、廳には總務、行政、司法、衞生の四科を設けて事務を分掌せしめ、又其管轄區域を若干區に分ち、毎區に一警察署を設けて區內の警察事務を辦理せしむ。各縣に就いては警察事務所を設け、該縣知事をして之か監督指揮に任せしむ。

地方警察廳官制

翌民國三年八月二十九日に至り、敎令第一二二號を以て地方警察廳官制を公布し各省に通行すへき警察廳の職制及權限を規定した。該官制に依れは、地方警察廳は省會又は商埠地に設け、警察、衞生、消防事項を管理するものとし、若し該警察廳か道尹と同一地方に駐在する場合には道尹に直屬し、省長と同一地方に駐在する場合には省長に直屬するものとす。又商埠地にして警察廳を設くる必要無き時は警察局を以て之に代ふることを得へく、之に反して省會或は商埠地以外の道にして警察廳を設くる必要あるときは、所管道尹より省長を經由し大總統に認可

を申請すへきものとなした。地方警察廳には廳長一人を置き、道尹又は省長の指揮監督を承けて廳務を總理し竝に所屬職員を監督せしむ。廳長の主要なる權限は次の如くてある。

一、法律敎令の執行をなし、或は法律敎令の委任に依り單行警察章程を發布することを得。

二、所屬職員の處分或は命令にして、法令に違反し、公益を妨害し、或は權限を侵越するものありと認むるときは之を停止し撤銷せしむることを得

而して廳長の下に一定の職員を置いて事務を分掌せしむるものとす。その職制を擧くれは次の如くてある。

一、警正（四人乃至八人）　長官の命を受けて警察事務を分掌す。

二、警佐（十人乃至二十人）　長官の命を承けて警察事務を輔佐す。

三、勤務督察長　廳長の命を承けて外勤官吏に對する督察事務を分掌す。

四、技正（一人）　必要あるときは之を置き技術に關する事務を掌らしむ。

五、技士（一人乃至二人）　同　上。

六、雇　員　事務の必要に應し之を採用す。

七、警　察　隊　治安維持の必要に應し之を編制することを得。

満洲に於ける警察廳

上記官制に遵ひ各省は相前後して組織を改め、滿洲に於ては民國三年九月奉天省巡按使は該官制は縣警察所官制と共に省內の事情に適合せすとの理由の下に、政事堂に對し之か施行延期を申請し許可を得たか、民國五年五月に至り省會警察廳を組織し、其他商埠地に於ける警察廳も前後して成立した。吉林、黑龍江二省に於ても前後して新制度による組織に改めた。現在東三省に於ける警察廳は左の如くである。

奉天省

省會警察廳

營口警察廳

安東警察廳

吉林省

省會警察廳

長春警察廳

濱江警察廳

黑龍江省

省會警察廳
黑河警察廳

各警察廳の組織は均しく地方警察廳官制に準據せりとは云へ、各地の事情により必しも同一てないのは勿論てある。玆には各警察廳に通して少しく其の組織を述へやう。

警察廳の内部組織

各警察廳には廳長以下祕書、督察長、科長、科員、其他の職員を置く。而して執務の便宜上總務、行政、司法、衞生の各科を設け、各科には科長、科員を置いて事務を分掌せしむ。分科の分掌事務の大要左の如くてある。

一、總務科　廳内の事務を總轄す。機密に關する事項、文書統計、會計、庶務に關する事項等を掌る。

二、行政科　行政警察、高等警察、國際警察等を掌る。治安、外事、戶籍、風俗、道路、消防等に關する事項之に屬す。

三、司法科　司法警察を掌る。刑事犯人に對する假豫審、違警犯人の處分、罪證の蒐集等に關する事項之に屬す。

四、衞生科　衞生警察を掌る。清潔、保健、防疫、醫事等に關する事項之に屬す。

警察廳の外部組織

以上は警察廳の內部組織てあるか、廳外部の組織に就いては、各管轄區域を分ちて若干區となし、各區に警察署を設けて署長以下署員、巡官、巡長、巡警(或は警士)等の職員を配置し、各署の下には適宜若干分署を置き、各分署の下には更に若干派出所を設くるのてある。右の中巡官、巡長は上は署長を輔佐し、下は巡警を監督して人民保護の責に任し、巡警は服務章程及上官の命令に遵ひ、人民の保護に當るへきもので、每日一定の時刻に守望、巡邏、室內勤務等三種の職務に服すへきものてある。

特別組織

尙警察廳の一部分をなせとも、特種の警察事務の爲に、殆と總ての警察廳には特別の警察機關か組織されてゐる。即ち省長公署、警察廳其他官署の護衛、監視及公文遞送等の爲に保安警察隊を、消防事務の爲に消防隊を、探偵、搜查、逮捕其他司法警察事務の爲に偵緝隊を、衞生警察事務の爲に衞生隊を組織し、隊長以下巡長、巡警等の職員を配し各其の事務に當らしめつゝある。(附錄第一六參照)

第五款　縣警察所

民國二年敎令第八號に依據し、各省をして縣に一警察事務所を設け、該縣知事をして之か指揮監督に任せしめたることは既述せる所の如くてあるか、翌民國三年八月二十九日敎令第一二

三號を以て、縣警察所官制を公布し均しく之に照らして辦理せしむることゝなした。官制に依れは各縣には縣警察所を置き、縣內の警察事務を管理せしめ、其他縣內の緊要なる地方には警察分所を設置せしむるものとす。而して若し警察所を設くる必要なき場合は保衞團を以て之に代ふることを得せしむ。縣警察所の組織は所長一人を置き、知事をして之を兼任せしめ、所長の下に警佐一人乃至三人を置き、所長の命を承けて警察事務を管理せしむるものとする。又警察分所には分所長一人を置き、警佐を以て之に充て、所長の命を承けて警察事務を管理せしむるのである。

右は支那全部に通行すへき一般規定であるか、各省は該官制に準據し、省內の事情に應して別に規定を設け、全省の警察制度を統一するの方針を採つたのである。玆には滿洲各省に亙りて分說するの煩を避け、各省を通して少しく實際の組織を述へやう。

各縣警察所には所長以下警正、股員、書記等適宜職員を置き、執務の便宜上內部を股に分ち以上の職員を配して各その事務を分掌せしむ。股數は縣の事情、事務の如何により同一てはないか、一股より四股に至り、概ね地方警察廳の分科に倣つて事務の分配を定むるのである。而して各縣は面積の廣狹其他の事情に依り縣內を若干區に劃分し、區內繁盛の地を相して警察分

所を設け、區官、巡官、巡長、巡警、書記等を配して事務を執らしむ。警察分所の下には必要に應し更に分駐所を設け、巡官、巡長、巡警の全部或は一部を配置する。(附録第一七參照)

第六款　水上警察

水上警察沿革

民國に於ける水上警察は水師に就き改組せるものに係り、民國元年六月副總統黎元洪か湖北省の長江及荊襄水師を均しく水上警察に改め、民政長の節制に歸せしめんことを電請して許可を得たのに始まるのである。當時に於ける水師區域は十六省に及んてゐたか、內務部は爾後舊來の水師組織の全般に亙り鋭意調査研究を遂け、其結果民國二年二月二十二日に至り長江其他の水師改組令を擬定し、部令第七號を以て公布したのてある。右部令公布の結果各省は或は廳、署を設け、或は專局を置き、或は所轄地方官の兼辦となし組織概ね成立した。而も當時の制度は便宜に從ひ事情に應し一貫した方針を缺如したので、總てに就いて不統一の點多く此缺點を匡正せんかために、民國四年三月三十日敎令第一七號を以て水上警察廳官制の公布を見るに至つた。

水上警察廳官制

官制によれは、水上警察廳は水上に於ける治安維持の目的の爲に、瀕海江河沿岸の要地に之を設け水上警察、水上衞生事項を管理するものとす。若し事務較々簡單にして警察廳を設くる必要なき地方にありては、水上警察局を以て之に代へ、以て職員、費用の酌減を計らしめ、或は附

近の地方警察廳又は縣警察所をして、代りて水上警察事務を處理することを得せしめた。而して水上警察廳か道尹と同一地方に在るときは道尹に直隷し、省長と同一地方に在るとき、又は其管轄區域か數道に亙るときは省長に直隷するものとする。水上警察廳には廳長一人を置き、道尹又は省長の指揮監督を承けて廳務を總理し並に所屬職員を監督せしむ。其他廳長の職權は概ね地方警察廳長のそれと同一てある。廳長以下の職制は次の如くてある。（附錄第一八參照）

一、警正（二人乃至四人）　長官の命を承け水上警察事務を分掌す。

二、警佐（六人乃至十二人）　長官の命を承け水上警察事務を佐理す。

三、技士（一人乃至二人）　必要に應して之を置き技術に關する事務を掌理せしむ。

四、雇　員　事務の必要に應し之を採用す。

五、水上警察隊　水上治安維持の必要に應し之を編制することを得。

滿洲に於ける水上警察機關

右は全國に施行すへき官制てあるか、東三省に於て該官制に準據して水上警察機關を組織するは、奉天省に於ける鴨渾兩江水上警察局及遼河水上警察局の二局てある。初め改組當時に於ては安東、遼河、兩水上警察廳を設け、民國二年四月大總統令を奉して廳長を任命し、次いて安東の名稱を鴨渾兩江に改めた。民國三年に至り事務簡單なるの故を以て、更に廳を改めて局と

なし、局長に委任官を置き奉天省長に直隷せしめたか、民國五年十一月奉天全省警務處の管轄に歸せしめた。以下兩局の組織を概説しやう。

第一項　鴨渾兩江水上警察局

鴨渾兩江水上警察局の組織に關しては同局現行章程かある。該章程によれは同局は本局を安東に設け、鴨綠江にありては安東下流の大江口より上流長白八道溝に達する水面、渾江にありては同江口より上流通化八道江に至る水面の警備主權の保持、航路の疏通、商船の保護を爲すを目的とする。局には局長一人を置き、局長の下に祕書兼行政科長一人、勤務督察長兼司法科長一人、行政、司法科員各一人、譯員一人、警衞、偵緝隊長各一人等を置く。而して各科の分掌事務は次の如くである。

一、行政科　文書、會計、給與、警官の成績調査、江上の警察に關する交渉事務

二、司法科　水上の警察及犯人の捜索、逮捕に關する事務

本局の外大東溝、輯安、臨江、通化の四箇所に各一分局を設け、分局には分局長一人、書記一人を置く。更に本局及分局には各二分所宛合計十分所を置き、其他緊要の地には臨時分駐所を設く。

鴨渾兩江水上警察局は支那の領土に屬する鴨渾兩江の流域内に於ては、完全に水上警察權を有するのである。故に若し同流域内に於て治安を妨害し、警察規則に違犯する者あれは、之を處分する事を得へく、之に反して水上警察の範圍に屬せさる事件に關しては、之を處理することを得さるものとする。要するに鴨綠江は日支兩國の國境てあつて、内外共に航行權を有するか故に、之に關する防備は極めて重要てある。故に沿江に配置せられたる各局所は、各所管區域に就いて嚴密の注意をなし、一般警察事務の外、江上を往來する外國人の擧動、設備につき注意をなし、主權を侵害することなきや否や、名を遊歷に假りて測量を行ふことなきや否や、内國商船と結託して祕密不正の行爲をなすことなきや否や、について考査することを要し、又江上を往來する商船中匪徒、娼妓、博徒等の隱慝することなきや否や、又は私に銃器其他の禁制品危險物を搭載することなきや否やについても配慮することを要する。

第二項　遼河水上警察局

遼河水上警察局はもと本局を鐵嶺馬蓬溝に置き、其下に多數の分局を置いたか、本局の所在地か稍々北方に偏し執務上不便なるより、民國五年八月二十四日之を新民縣巨流河に移した。其の管區は遼河の上流維河船口より、下流田莊臺に至る間てある。局には局長一人を置いて全

局の事務を統一せしめ、局の內部は之を總務、行政、司法、衞生の四科に分ち、總務兼行政科長一人同科員一人、司法兼衞生科長一人、同科員一人、技士一人以下を各科に配置して事務を分掌せしむ。其他各科に屬する者以外に勤務督察長一人、督察員一人、偵探員、偵探隊若干を置く。

本局の下に一等分局四個所、二等分局四個所を設け、各分局には分局長一人を置き本局長の命令を承けて管轄地域內に於ける水上警察事件を執行せしめ、分局長の下には助理員一人、巡長、艙長、巡警を配置し、而して各分局間には定數の巡長卽艙長、巡警を乘込ましめたる巡船を派遣し、水面の巡邏及上下商船の護送に當らしめつゝある。尙夏期馬賊の蜂起する時期には三江口及田莊臺に臨時分局を設けて警戒を嚴にするのである。

第七款　地方保衞團

地方保衞團の組織は民國三年五月二十日敎令第七〇號を以て公布せられた、地方保衞團條例に基くものであつて、各縣內の警察未設地方に於ける人民の請求により、又は縣知事に於て必要と認めた場合に所屬省長に申請したる上設置すへきものである。而して舊來の鄕團、保甲等は縣知事に於て之を整理し、省長の許可を得て保衞團となすことか出來る。元來保衞團は地方村屯の自衞を目的とする壯年居住民の集合體團であつて、其成立は右の如く法律に依ると雖も國

家の行政機關たる警察官吏とは根本に於てその性質を異にし、單に地方の安寧を保持し、自衞の目的を達せんか爲に團體の力を使用し、又は警察官吏に協力する補助警察機關たるに過きない。されは各團內の戶口淸査、盜賊の逮捕及贓品の檢擧並に必要に應し警察機關に協助することを以て其の職責とする。

地方保衞團の編制は次の如くである。

一、總監督一人　縣知事を以て之に充て各地方の有力者と協商籌劃せしむ。
二、團總一人　總監督之を選任す。
三、保董　五甲每に之を置く。
四、甲長　十牌を一甲とし甲長を置く。
五、牌長　居住者十戶を一牌とし牌長を置く。
六、壯丁(團丁)　居住者每戶一人を指定して保衞團に編入す、但し(一)未成年者、(二)次男以下の男子なき者、(三)老弱又は殘廢者、(四)事故により服務すること能はさる者に對しては總監督の許可を得て免役せしむ。

地方保衞團は各地の寺廟又は公所內に其事務所を設くへく、團區の分劃に關しては各地方の習

慣によりて之をなすへく、又壯丁は農閑時期に於て保董督率の下に敎練をなすことを要し、團內の敎練は團總に於て、各團聯合の敎練は總監督に於て其の期日を指定するものとする。

保衞團の經費に關しては各地方每に之を醵出する方法を講し、各地方より總監督に認可を請ひ、更に省長を經由して內務部に報告すへきものとする。其收支に關しては各團總之を管理し、所管總監督の審査を受け更に省長の査閲を受くることを要する。役員の中團總、保董、甲長。牌長は名譽職とし、報酬を支給することを要しないのである。

東三省に於ても上記地方保衞團條例に依據し、各保衞團を編制したのであるか、其組織は概ね條例の制度と同一てあるから玆には各箇についての說明を省略する。（附錄第一九參照）

第五節　自治機關

第一款　省

沿革　支那に於ける地方自治制度は、早く既に淸朝にその端を發するのてある。卽ち光緖の末年に於て、省自治機關たる諮議局の設置を計畫し、宣統元年九月、各省を通して第一回の會議を開いた。省以下の地方自治に關しては、光緖三十四年十二月、城鎭鄉地方自治章程、宣統元年十

二月、府廳州縣地方自治章程を發布し、爾後着々として地方自治の完成に進まんとしたのである。共和制となるに及ひ、前清の遺制を廢止し、新に各省に省議會を設くることゝなし、民國二年四月二日法律第四號を以て省議會暫行法、元年九月四日省議會議員選擧法、同十月二日省議會議員選擧法施行細則を公布した。以上諸法令に準據して各省一律に省議會の成立を見るに至つたのである。然るに民國二年十一月四日、袁世凱のクー・デタを斷行して國民黨を解散するや爲に國會は法定數を缺き、議事中止の止むなきに至つた。當時省議會もクー・デタの餘波を蒙りて解散し（三年二月二十八日大總統令）、爾後引續き暗中に葬られたのである。民國五年袁世凱の死後、舊約法及國會の復活せらるゝや、八月十七日、内務總長の咨文を以て省議會も亦再開するに決し、各省原選議員を以て十月一日開議することを令した。

組織

省議會の現行制度は、上述せる省議會暫行法以下の諸法規（議員選擧法施行細則は民國七年七月四日敎令第二十六號を以て修正せらる）の規定する所に係り、其大要を述ふれは次の如くである。

省議會は之を各省行政長官の所在地に設け、其の名額は各省の事情によりて同しからす、民國元年九月二十五日法律を以て各省議會議員名額表を公布したか、該表により東三省の分を擧

くれは次の如くてある。

奉天省　六十四名
吉林省　四十名
黑龍江省　四十名

省議會議員たるものは、中華民國に國籍を有する年齡滿二十五歲以上の男子にして、所規の選擧に當選したものて、任期は三箇年てある。而して選擧權を有する者は民國に國籍を有する滿二十一歲以上の男子にして、選擧人名簿編製以前滿二箇年以上該選擧區內に居住し、左記資格の一を具ふる者とす。

一、年直接稅二元以上を納むる者
二、價格五百元以上の不動產を有する者
三、小學校以上の卒業者
四、小學校以上卒業に相等する資格を有する者

而して公權を褫奪せられたる者、破產者、精神病者、鴉片吸食者及文盲者は選擧權及被選擧權を有せす、又現役軍人及召集期間に在る豫備軍人、現任司法官吏、現任本省行政官吏及巡警並

僧及其他宗教家に對しては選擧權及被選擧權を停止し、小學校教員及各學校在學生並本省工程の受請者に對しては被選擧權を停止するのである。選擧區は縣を以て單位とする。

省議會には議長一名、副議長二名を置き、議員の中より互選する。議長は、議會内の秩序を維持し、議事を整理し、對外的には省議會を代表する。副議長は議長事故あるとき、之か代理となるのである。

會議　省議會は通常會及臨時會の二種に分ち、通常會は、毎年一回、省行政長官之を召集し、臨時會は特別緊要事件の發生に際し、省行政長官により、或は議員半數以上の請求により之を召集するものとする。通常會の會期は普通六十日とし、臨時會は三十日とす。開議の法定數は半數以上とし、議事の表決は出席議員の過半數を以て準とす。會議は原則として公開する。省行政長官は自ら會議に出席し、或は吏員をして出席せしめ發言することか出來る。

議員の特權　議員の特權として最重要なるものは、言ふ迄もなく省行政に參與することであるか、その他議員は會議中に於ける言論及表決に對して、議會外に於て責任を負はさること、現行犯及内亂外患に關する犯罪を除く外、會期内に於ては省議會の許可なくして逮捕せらるゝことなき事を保證せられてゐる。

省議會の權限

省議會の權限は之を、一、省立法に關する權限　二、省財政に關する權限　三、形式的權限の三項に分くることを得へく、卽ち左の如くてある。

一、省立法に關する權限としては、法律命令に牴觸せさる範圍に於て、本省單行の條例を議決すること

二、省財政に對して議會の議決すへき事項は左の如くてある。

イ、本省の豫算及決算

ロ、省稅及使用費、規費の徵收

ハ、省債の募集及省庫の負擔に係る契約

ニ、本省の財產及營造物の處分、買入及管理方法

三、形式的權限に屬すへきものは左の如くてある。

イ、省行政長官の諮詢に回答すること

ロ、本省人民の本省行政に關する請願を受理すること

ハ、本省の行政及其他の事件に關し省行政長官に建議すること

ニ、本省行政長官に違法行爲ありと認むるときは、出席議員三分の二以上の同意を以て

彈劾案を提出し、內務總長を經由し國務會議に提交して之を懲辦せしむること

ホ、本省行政官吏に違法收賄の事情ありと認むるときは、省行政長官に咨請し之を査辦せしむること

ヘ、本省行政事項に關し疑義あるときは、十名以上の連署を以て質問書を省行政長官に提出すること

省議會の組織、權限は上述せる如く完備、整頓せるもので、單に之を制度の上より考ふれば他の文明諸國に比して、敢て遜色はないか、其の實際の運用に就いて見るときは、未た封縣的色彩の濃厚なる支那に於ては、外部的勢力の影響壓迫を被ること多く、眞の自治的機能を發揮することは尙前途遼遠たる感なきを得ない。然るに最近浙江督軍盧永祥か聯省自治を提唱してより各省之に響應して、既存勢力の不安を覺ゆるに至つた結果、此の形勢を緩和せんかために政府は今春(民國十年)以來、多數の地方自治法規を發布した。省以下の自治法規に關しては後述することゝし、玆には民國十年六月二十三日、敎令第十五號を以て公布せられたる省參事會條例の大要を述へやう。

省參事會

省參事會は省長及參事員十二人を以て組織するものとし、參事員の分配は省長か省公署所屬

各廳處長に就て委任せる者三人、本省人に就て聘任せる者三人及省議會の選擧せる者六人とす。而して委任參事員は本職の任期間、聘任參事員は省長の任期間、選擧參事員は三年を以て各其の任期とする。省長は當然參事會の會長たり、其の事故あるときは、參事員中の一人を指定して其職務を代行せしむるものとする。參事會の議事は、出席參事員の過半數を以て可否を決し決議事項は省長之か執行の任に當る。

省參事會の權限は左の如くである。

一、省地方の應に興革を行ふへき事項及一切の行政事項に關して籌畫すること。

二、省有の不動產、營造物、公共設備及其他財產事項の整理を籌畫すること。

三、省長の提交せる省議會の豫算決算案及其他議案の審議。

四、省議會建議案の執行可否の審議。

五、省議會の質問案に對する省長の答復の審議。

六、省長の委託を受けて省議會に出席し、提案の旨趣を說明し、或は意見を陳述すること。

七、各級自治の紛爭及疑難事項の處理。

八、省議會議決案の執行方法の審議。

九、國家行政に對して建議をなすを得及省長の諮詢に答復す。

十、其他法令に依り、未た中央の管理に歸せさる省地方各事項。（省議會及省參事會に關しては附錄第二〇、第二一参照）

第二款　縣

省以下の自治制に關しては、民國成立後直ちに之か制度を設くる事か無かつた。蓋し民國成立以來日尚淺くして人心沈靜せす、且つ民智の程度も未た自治を省以下に許すに便ならさるか故てある。民國八年九月に至り法律第十二號を以て縣自治法を公布（政府公報、九月八日）したか、その實施は尚之を他日に期したのてある。然るに上述せる如く民國十年、聯省自治の風潮全國に漲れるに際し、其形勢緩和の一方策として六月十八日教令第十三號を以て縣自治法施行細則、教令第十四號を以て縣議會議員選擧規則を發布し、縣自治も愈々實施期に入らんとしてゐる。縣自治制を要約すれは次の如くてある。

縣自治團體　縣自治團體は法人とし、國家の行政區域を以てその區域となし、監督官署の監督の下に、左記事項に關する自治事務を處理するのてある。

一、教　育

二、交通、水利及其他土木工程

三、勸業及公共營業

四、衞生及慈善事業

五、其他法令に依りて縣自治事務に屬するもの

縣自治團體は前記自治事務及住民の權利義務に關して、公約を制定することを得へく、又右公約の執行及縣自治團體所有の財產、營造物及公共設備を管理、使用せんか爲に規則を制定することか出來る。

縣議會

縣には縣議會を設け、知事所在地に置く。縣議會議員の員數は人口十五萬未滿の縣にありては十名、以上三萬を增す每に一名を增すのてあるか、三十名を超過することか出來ない。凡そ民國に國籍を有する滿二十一歲の男子にして、二年以上繼續して縣內に居住し、左記各項の一に該る者は縣議會議員選擧の權利を有するのてある。

一、年直接稅二圓以上を納むる者

二、動產或は不動產五百圓以上を有する者

三、公職或は敎員に曾任し或は現任する者

四、高等小學以上の學校卒業者及之と相當の資格を有する者

而して被選擧權を有する者は、民國の國籍を有する滿二十五歳以上の男子にして、縣內に二年以上繼續居住し、左記各項の一に該る者とす。

一、年直接稅四圓以上を納むる者
二、動產或は不動產一千圓以上を有する者
三、公職、敎員に曾任或は現任して一年以上なる者
四、中學校以上の學校卒業者或は之に相當する資格を有する者

公權を褫奪せられた者及其他の者か、選擧權及被選擧權を停止せらるゝことゝ省議會議員の場合と同してある。

縣議會は之を通常會及臨時會の二とし、通常會は每年一回（四月一日）縣知事之を召集し、臨時會は縣知事の必要と認むる時、或は縣會議員過半數以上の請求により縣知事之を召集するのてある。會期は通常會は四十日、臨時會は十五日を限とする。

縣議會には議長、副議長各一名を置き、無記名投票により議員中より互選する。

縣議會の權限

縣議會の決議事項は左の如くてある。

一、縣費を以てする自治事務の籌辦

二、縣公約
三、縣の豫算及決算
四、縣自治稅、規費、使用費の徵收
五、縣の不動產の買入及處分
六、縣の財產、營造物、公共設備の經營及處分
七、其他法令により縣議會の權限に屬する事項

其他縣議會は地方行政及縣自治事務に關係ある事項に對して、隨時意見を具陳するを得へく、又監督官署或は縣參事會の諮詢事件に對して、隨時答覆すへきものとする。

前項の決議事項は、縣議會より縣參事會に送交し、並に監督官署に呈報して備案すへく、中に就て第一、第五、第六、第七各款の事項は、縣議會の議決により、縣參事會に委託して處理するものとする。

縣參事會

縣には縣參事會を置き、會長一名、參事四人乃至六人を置く。會長には縣知事を以て之に任し、參事の分配は半數は縣議會の選擧により、他の半數は縣議會議員たる有資格者より知事之を委任するものとする。

縣參事會の權限は左の如くてある。

一、縣議會の決議事項の執行

二、縣議會議員の選擧事項の辦理

三、縣議會に議案の提出

四、縣自治團體規則の制定

五、縣自治團體の財産、營造物、公共設備の管理、監督

六、縣自治團體の收入及支出の管理

七、法令及縣議會の決議による自治税及規費の徴收

監督官廳

縣自治團體の直接監督機關は道尹を以て之に充つ。道尹は監督の必要により自治團體に對して命令或は處分を發することを得へく、又縣議會に違法、越權或は公益妨害の行爲ありと認むるときは、上級監督官廳に對して議會の解散を稟請することか出來る。（附錄第二二參照）

第三款 市及郷

市自治團體

市及郷自治制亦今春（民國十年）自治法規の發出せるに際し制定せられたもので即ち市自治制は敎令第十六號を以て、郷自治制は同第十七號を以て七月三日公布せられたのてあるか、未た

施行細則の制定を見さるか故に、その實施の期は未定てある。其制度の大要を述ふれは、市自治團體はその固有の城鎮區域を以て區域となし、人口一萬以上を有することを條件とし、一萬以下の所には鄉自治團體を置く。市は分ちて二となし、特別市は內務部必要と認むるとき呈請して敎令を以て之を定め、普通市は特別市以外總て之に屬する。

市は法人とし、監督官廳の監督を承け、法令の範圍內に於て自治事務を辦理すへきものとし而して其住民の權利、義務及自治事務に關しては、市公約を制定することを得へく、又市公約を執行し、市の財產、營造物、公共設備を管理、使用するために市規則を制定することか出來る。

市自治會

市には市自治會を置き、其名額は人口五萬未滿の市にありては十名、以上一萬を增すことに一名を加へ、特別市にありては三十名、普通市にありては二十名を以て限りとする。市自治會員は民國の國籍を有する男子にして一定の資格を有する者より選擧すること、他の自治會と同一てある。會員は名譽職とする。自治會は記名投票により會長一名を選擧する。

市自治會は通常會及臨時會に分ち、通常會は每年二回、四月及十月に之を開き、市長召集する。臨時會は市長の必要と認むるとき、或は會員半數以上の提議あるとき市長之を召集し、議

事の市長に關するときは會長之を召集するものとする。

市自治會の權限は左の如くである。

一、市公約の議決

二、市内に於て興革すへく整理すへき事宜の議決

三、市經費を以て籌辦すへき自治事務の議決

四、市經費の預算及決算の議決

五、市自治税、規費、使用費徵收の議決

六、市の募集すへき公債及其他負擔付契約の議決

七、市の不動產の賣買及處分の議決

八、市の財產、營造物、公共設備の經營及處分の議決

九、市の自治公所職員の保證金事項の議決

十、市自治公所及監督官署の諮詢に對する答復

十一、其他法令により市自治會の權限に屬する事項の議決

右の議決事項は市長に送交して執行し、中に就て第三款、第七款、第八款及第九款の事項は市

自治公所に委託して之を處理するのてある。

市參事會

市には市參事會を設け、市長以下所定の各員を以て之を組織し、市自治會に提出する議案、市自治會委託事項、市規規其他の事項を議決すへきものとする。而して市參事會を設けさる普通市にありては、右市參事會の權限に屬する事項は市長之を決定する。

市自治公所

市には市自治公所を設け、市長一人を置く。市長は市住民中市自治會會員被選資格者より自治會之を選擧したる後、普通市にありては直接監督官廳に呈請して委任し、首都の市長は内務部之を遴選し、國務總理を經由して大總統に呈請して任命し、其他の特別市にありては被選後直接監督官廳に呈由して内務部に咨請して任命する。市長は市の代表となり所屬職員を指揮する外、その權限は左の如くてある。

一、市自治會の議決事項の執行

二、市自治會選擧事項の辨理

三、市自治會に議案を提出すること、但し特別市に在りては先つ市參事會の議決を經るを要する

四、市の財產、營造物及公共設備の管理或は監督

五、市の收入、支出の管理

六、法令及自治會の議決により市自治税及使用費、規費の徵收

尙市長か市自治會の議決事項にして越權、違法或は公益妨害の廉ありと認むるときは、五日以内に理由を申述して覆議を求むることか出來る。若し自治會か前議を固執するときは、直接監督官廳に呈請して、之か撤銷を核准する事か出來る。

監督官廳

普通市の直接監督機關は縣知事とし、首都に於ては內務部之か監督に當り、其他の特別市に在りては該地方最高行政機關之か監督に當るのてある。

鄉

鄉自治制は人口一萬以下の箇所に之を施行する。鄉自治團體の區域は固有の區域によりて之を定め、其區域の明ならさるものは、地理及經濟上の關係を參酌して直接監督機關たる縣知事之を定むるのてある。鄉自治團體は法人として、縣知事の監督の下に、法令の範圍內に於て自治各項事務を辦理すること市と同樣てある。其他の事項、例へは鄉自治會を設くること、鄉自治公所を設け、鄉長一名を置くこと、又鄉自治會は年二回開議し、規定に從ひ諸般の決議を行ふこと等凡て市と同一てある。唯鄉には參事會の設置なく、又右鄉自治會の決議事項は、自治會より縣知事に呈請して查核し、鄉長に交付して執行せしむる點に於て差異かある。

市鄕組合

市及鄕か相互の利益相連關するか故に、連合して辦理するを可とするときは、市、鄕の協議に依り、直接監督官廳に對し、法人たる市鄕組合の設立を申請する事か出來る。市、鄕は協議の上組合公約を制定し、左の事項を規定すへきものとする。

一、組合の名稱
二、組合を組織する市、鄕
三、組合の共同事務
四、組合公所の地址
五、組合會議の組織及其會員の選擧
六、組合職員の組織及其選任
七、組合經費の分擔方法

其他市、鄕組合に關しては、市に關する規定を準用するのである。（市及鄕の自治に關しては附錄第二三、第二四參照）

第二章　特別行政區域

都統署官制

前清時代、熱河、察哈爾の地には各都統を置き、綏遠には綏遠城將軍を置いて統治せしめたことは前述せる所の如くてあるか、民國に入りて該地域を特別行政區域となし、三年七月六日教令第九三號を以て都統署官制を公布し、熱河、綏遠、察哈爾に民權の外兵權を有する都統各一人を置いて統轄せしむることゝなした。官制に依れは都統は所屬軍隊を統轄し、該管區域內の軍政、民政事務を管理するものてある。其主要なる權限を擧くれは次の如くてある。

一、所屬軍隊の動員計畫竝に該軍區內に於ける徵兵及調遣事務を掌る。

二、所屬軍隊の訓練を督飭し、軍紀を維持するの責に任す。

三、軍政軍務に關しては大總統の命を承くる外陸軍部の監督を受け、軍事の計畫及命令に關しては大總統の命を承くる外參謀本部の監督を受く。

四、所屬區域內に於ける民政各官及巡防警備隊を管轄し、竝に政府の特別委任を受けて財政、司法行政及其他特別官署の行政事務を監督す。

五、所轄道尹の命令或は處分にして法令に違背し、公益を妨害し或は權限を侵越するものあ

りと認むるときは之を停止し或は撤銷することを得。

六、管轄區域内に於て特別事變あるとき、或は所轄道尹の要請により必要と認むるときは兵力を使用することを得。

七、所轄地方の官吏にして懲戒に付し、或は奬勵を給すへしと認めたる時は、大總統に呈報し竝に内務部に具申すへきこと。

八、各道所屬の各縣知事は大總統に呈請して任免し竝に内務部に具申すへきこと。

都統署には軍務處及總務處を設け、各處長一人を置く。軍務處長は參謀長を以て之を兼ねしめ、都統の命を承けて軍務處事務を掌らしむ。又總務處長は書記官一人を以て之を兼ねしめ都統の命を承けて總務處の事務を掌らしむ。都統署の職制は次の如くである。(附錄第二五參照)

一、書記官三人　都統の命により機要事務を掌る。

二、參謀長一人　都統を補助して軍務に參贊す。

三、參謀　二人　長官の命を受けて參謀長を補助し、軍事の計畫を分任す。

四、副官　二人　長官の命を受けて事務の宣達を管理す。

特別官署

都統の監督下に於ける特別官署は熱河には財政廳及赤峰交涉分署、綏遠には歸綏財政廳、察

哈爾には財政廳及實業廳がある。其の組織及權限は本部各省に於ける該廳署と同一であるから其說明は總て東三省の官制の條下に讓る。

管轄區域　各都統管下の行政區域は、一面蒙古舊來の盟、旗によりて組織せられてゐるのは云ふ迄もないが、他面には其の大部分を本部各省と同一制度による道、縣に編入して之が統治をなしつゝあるのである。都統署官制第三條、第四條及第五條は各都統の管轄を規定した。卽ち左の如くである。

一、熱河都統の管轄は熱河道及卓索圖盟、昭烏達盟

一、綏遠都統の管轄は綏遠道及烏蘭察布盟、伊克昭盟

一、察哈爾都統の管轄は興和道、錫林郭勒盟及察哈爾左翼四旗、察哈爾右翼四旗、各旗牧廠達里岡崖、商都各牧廠地方

各道には道尹一人を置き、熱河道尹は熱河に、綏遠道尹は歸化城に、興和道尹は張家口に駐紮して統治に當つてゐる。而して各道に於ける縣治は、民國三年七月六日、敎令第九一號を以て左の如く規定した。(尙一二九頁以下參照)

一、熱河道管轄

承德縣　灤平縣　豐寧縣　隆化縣　平泉縣　凌源縣　朝陽縣　阜新縣　建平縣　綏東縣
赤峰縣　開魯縣　林西縣　圍場縣　經棚縣

一、綏遠道管轄

歸綏縣　薩拉齊縣　清水河縣　托克托縣　和林格爾縣　五原縣　武川縣　東勝縣

一、興和道管轄

張北縣　沽源縣　多倫縣　豐鎮縣　涼城縣　興和縣　陶林縣　商都縣　寶昌縣

特別行政區域に於ける主なる官吏は次の如くである。

現在主要高官表（民國九年末）

職別／區域	都統	軍務處長	總務處長	財政廳長	實業廳長	交涉員	道尹
熱河	姜桂題	（缺員）	馮祖德	譚椒馨	—	張翼廷	戚朝鄉（熱河道）
綏遠	馬福祥	（缺員）	元愷	張鼎彝	—	—	周登皞（綏遠道）
察哈爾	張景惠	王兹棟	趙炳南	榮厚	饒應銘	—	胡商彝（興和道）

司法制度

特別行政區域に於ける司法制度は、民國三年五月二十一日敎令第七十一號を以て公布せられ

同年七月十六日敎令第九九號を以て修正せられた熱河都統署歸綏都統署審判處轉行規則に於て熱河、綏遠、兩區域に於ける審判處の編成を規定した。尋いて同七月二十六日司法部呈准によりて察哈爾都統署審判處に關する編成を定め、總て敎令第九九號の審判處規則に據ることゝした。該規則によれは、審判所は都統の管轄區域を以てその管轄區域とし、都統に於て司法行政權を監督するのであつて審判處の管轄すへき訴訟事件は左の如くである。

一、縣知事の判決に服せすして控告せる者

二、各盟、旗及蒙民の訴訟事件

若し審判處の判決に服せさる者は原則として大理院に上告することか出來るのである。

審判處には處長一人を置き、司法總長より呈請して大總統之を簡任し、全處の事務を指揮監督せしむ。處長の下に審理員若干名、學習審理員二人乃至四人、書記官二人乃至五人、承發吏四人乃至六人、檢驗吏一人乃至二人、錄事三人乃至七人等を置く。尙審判處には民事庭及刑事庭を設け、審理員一人を置いて審判權を執行せしむるのである。

民國五年一月以來察哈爾都統署審判所に地方庭を附設し、民刑各一庭を置き、審判處長監督の下に專任審理員各一人を置いて審判の事に當らしめることゝなつた。附設地方庭の管轄すへ

き事件は左の如くてある。

一　察哈爾所屬初級管轄第二審案件

二　左記の各案件

イ、察哈爾都統署積案

ロ、察哈爾都統より特に交付せる案件

ハ、察哈爾所屬官吏の收賄罪

附設地方庭の審理事件は概ね單獨制を以て之を行ひ、其他地方廳に關する規定にして本庭辨事章程と牴觸しないものは均しく本庭に適用することか出來るのてある。尚民國六年九月綏遠都統署審判處にも地方庭の附設を見るに至つた。

特別行政區域各審判處收結民刑事案件比較表

廳別	民刑別／類別／年度	民國五年 收受案件總數	民國五年 已結件數	民國五年 未結件數	民國六年 收受案件總數	民國六年 已結件數	民國六年 未結件數	民國七年 收受案件總數	民國七年 已結件數	民國七年 未結件數	備考
熱河都統署審判處	民	五九	五三	六	九四	八二	一三	七二	六七	五	
	刑	一五六	一四八	八	一七二	一五八	一三	二〇二	一九九	三	

綏遠都統署審判處	民	六三	五四	九	七六	七〇	六	六〇	六〇	―	
	刑	七三	六五	八	七三	七〇	二	九三	九二	二	
附設地方庭	民	―	―	―	一五	三	三	四五	四一	四	本庭は民國六年九月成立
	刑	―	―	―	七	六	一	一七	一五	二	
察哈爾都統署審判處	民	四〇	三五	五	三五	三三	三	二四	二〇	四	
	刑	一二	九四	一七	一三〇	一〇〇	一一〇	一三三	一二三	三	
附設地方庭	民	―	―	―	二三	二二	二	八	一三	五	本庭五年一月成立、五年與結件數は審判處項下に合算した
	刑	―	―	―	八	一六	二	一九	一六	三	

警察及監獄

特別行政區域に於ける警察行政は、概ね各省のそれと同一てある。卽各區域警務統轄機關としては全區警務處かあり、之れ各省に於ける全省警務處に該當するものてある。又地方執行警察機關としては各區域に警察廳かあり、之れ各省に於ける地方警察廳に該當するものてある。又各縣には縣警察所かあり、補助警察機關として保衞團のあること亦各省と同一てある。

監獄に關しては漸次監獄署官制其他の法規に準據せる新監に改進せんとしつゝあるのてある。既に工を終り、或は目下建設、計畫中の監獄を擧くれは熱河に於ては承德、朝陽、赤峰各監

獄、綏遠に於ては綏遠第一監獄及五原監獄、察哈爾に於ては張北、沽源、寶昌各監獄等てある。
其他各所に看守所の設けかあり、監獄に代用してゐる。

第三章　蒙　古

第一節　總　說

清末武漢に革命勃發するや、外蒙古庫倫の喇嘛、附近蒙古王公を糾合して獨立を宣し、更に遠く內蒙古王公を威嚇して獨立を强要するあり、淸朝の外藩たる全蒙の向背計り知るへからさるものかあつたので、當時基礎未た鞏固ならさる民國政府は一意其の招撫懷柔に力めた。卽ち一方には左の如き滿蒙回藏待遇條件を公布し、他方には張錫鑾、陸鍾岱以下の蒙古宣慰員を派遣して、五族共和の眞意を明にし民意の緩和を計つたのである。

滿蒙回藏待遇條件

一、滿、蒙、回、藏各民は漢人と平等なること。
二、前記各民原有の財產を保護すること。
三、前記各地方の王公世襲は概ね其舊に仍ること。
四、前記王公中生計困難なる者には法を設けて生計費を代籌すること。

五、先つ八旗の生計を籌し、未た籌定せさる以前にありては、八旗兵士の俸餉は舊に依りて支給すること。
六、從前の營業居住等に關する制限は一律之を免除し、各州縣に自由入籍を許すこと。
七、滿蒙、回藏因有の宗敎は其自由信仰を許すこと。
卽ち右待遇條件によりて滿、蒙、回、藏等の種族的區別を初め、其等種族に對して從來設けありたる敎育、結婚、戸籍等の制限を撤去し、並に信仰の自由を認め、又各人の享有せる世襲財產の保護を確保したのてある。尋いて民國元年八月十九日に至り大總統は參議院の議決を經て蒙古待遇條例九箇條を公にし、蒙古王、公以下一般蒙古人民の權利を規定した。該條例の全文は左の如くてある。

蒙古待遇條例（民國元年八月二十一日政府公報一一三號）

第一條　爾後蒙古に對しては、藩屬の區別を去り、民國內地と同しく之を待遇し、中央政府か蒙古に於ける行政機關に對する場合にも、亦理藩植民等の字を用ひさるへし。
第二條　從來蒙古王、公の享有せる管轄治理權は一律舊に照して持續せしむ。
第三條　內外蒙古汗、王、公、臺吉の世爵位階は、從前に照して承襲せしめ、其各該旗內に

於て有する所の特權亦舊に照し異る所無からしむ。
第四條　唐努烏梁海五旗、阿爾泰烏梁海七旗等、副都統及總管の治理に係るものにして、後年現任副都統及總管より接任する者あるときは、其接任する者の官職は爾後改めて世襲となさしむ。
第五條　蒙古各地、胡圖克圖喇嘛等原有の封號は概して其舊に據る。
第六條　各蒙古に關する對外交涉及邊防事務は中央政府の辦理に歸すへし。但中央政府に於て地方に關係する重要事件と認むるものは、臨時該地方行政機關を參議せしめたる上施行すへし。
第七條　蒙古王、公の世爵俸餉は之を優給す。
第八條　察哈爾の上都、牧牛群、羊群地方の開墾して、既に縣治を設けたる所に限り、舊に依らしむるも、其餘は蒙古王、公か生計を籌畫するの用に充てしむ。
第九條　蒙古人にして、漢文に通し、法定の資格を有する者は、內外文武各官に任用す。
右の如く蒙古の統治は概ね淸朝の舊に依り、第二條に於て蒙古王、公の管轄治理權を認め、第二條に於ては世爵位階の承襲、旗內特權の施行を容るした。卽ち內外扎薩克は依然各盟、各

旗の首長として、管下旗民を統治するの權利を認められたのである。

然るに該條例發布の翌日卽民國元年八月二十日、科爾沁右翼前旗扎薩克圖郡王烏泰は、民國政府に叛して獨立を宣し、尋いて開魯の亂、外蒙軍の侵入等、蒙古の事は必しも樂觀を許さざるものあり、於是、內蒙古王、公中最も勢力ある哲里木盟盟長郭爾羅斯前旗扎薩克齊莫特散皮勒（チムトサンブル）を說いて各王、公を慫慂せしめ、長春に、洮南に數回王公會議を開き、政府も亦大官を派して之に參與せしめ大に綏撫に力めたる結果、遂に王公の大部分をして民國政府に歸服せしむるに至つた。

其後民國政府は王、公にして共和に翼賛せる者に對しては、其賛同の時日及前後の事情を參酌して爵位を進め、之に反して獨立を企て、反抗の態度に出でたる者に對しては、其情狀を酌量して或は原爵に止め、或は舊爵を遞下、褫奪したのである。斯くて蒙古の情勢漸次平穩に歸するに從ひ、民國三年五月には大總統直屬の蒙古統治機關たる蒙藏院を組織し、同年七月には熱河、綏遠、察哈爾を特別行政區域となして都統署官制を公布し、着々蒙古統治の實を擧くるに至つた。

第二節　中央機關——蒙藏院

沿革　民國政府成立を告け、五族共和の理想に進むに及ひ、前清時代に於て外藩統治機關たりし理藩院は、其名新政の大方針に符合せすとなし、民國元年四月二十一日其事務を擧けて內務部に併合し、內務部は翌日部內に蒙藏事務處を設けて右に關する一切の事務を處理せしめたか、(民國元年四月二十二日及同四月二十四日臨時公報)、同五月八日理藩部及之に屬せる旗籍、王會、典屬、柔遠、徠遠、理刑等六淸吏司及司務廳、銀庫、領辦處等の官印を銷燬して(民國元年八月七日政府公報九九號)以上各分司廳亦撤廢に歸したのてある。尋いて同年七月二十四日、臨時大總統令を以て蒙藏事務局官制を公布して、國務總理に直屬する蒙藏統治機關を組織し、爾後蒙藏に關する中央の政令は同局を經由することとなつた。

組織　其後、民國三年五月十八日に至り、敎令第五七號を以て蒙藏院官制を公布し、曩の蒙藏事務局を改組して蒙藏院となし、大總統に直屬せしめたのてある。官制に依れは蒙藏院は蒙藏に關する事務を管理し、總裁一人を置いて院務を總理し、所屬職員を監督せしめ、總裁の下には左の職員を置く。

一、副總裁　一人　總裁を補助して院務を整理す。
一、參　事　二人　長官の命を承け本院主管の法律命令案を擬訂する事務を掌る。
一、司　長　二人　長官の命を承け各司の事務を分掌す。
一、祕　書　二人　總裁の命を承け機要事務を掌る。
一、僉　事十二人　長官の命を承け各司の事務を分理す。
一、編　纂　四人　長官の命を承け編纂事務を掌る。
一、繙譯官　十人　長官の命を承け繙譯事務を掌理す。
一、主事二十四人　長官の命を承け各司の事務を助理す。

蒙藏院の事務を執行するため參事室、祕書室の外、總務廳、第一司、第二司を置く。總務廳以下の組織は次の如くである。

一、編纂科　章程條例の編纂　圖籍事項の纂譯
一、統計科　統計進行事項の規畫　統計表冊の編造　文書の整理竝に保存
一、繙譯科　祕密文書の翻譯　文書、印書及草稿の翻譯　各科文書の翻譯
一、會計科　豫算決算の編製　經費收支事項　本院及附屬機關の用途の稽核　賬

簿表冊の登錄事項

總務廳

一、出納科　現金出納事項　現金支配事項　出納款項登記　每月收支表冊の編成及進出金額の報告　各項票據の保存

一、庶務科　修繕建築の管理　夫役の進退管理　物品の購買　官有物及財產の保管　哈密館の管理

一、承値科　來文の登記及支配事項　文件の受入及發送並郵稅事項

第一司

一、民治科　編戶の審査及選擧事項　警務事項　教育事項　婚姻事項　賦稅、倉儲、幣制事項　營繕事項　褒揚、賑郵、慈善、衞生事項　曆書發給事項　蒙藏地方の訴訟、刑罰及一切の禁令事項　律例、監獄事項等

一、勸業科　田產、墾務、森林、牧畜、漁獵事項　工業、商務、鑛產事項　鹽業曹達業事項　郵、電、鐵路事項等

一、邊衞科　疆理事項　邊界卡倫事項　外人の遊歷及護照事項　臺站、驛遞事項　軍械、輜重の辦理

一、封叙科　封爵、襲替、繼嗣及丁年加銜の事項　王、公等の系譜事項　蒙藏の

人事に關する事項　俸祿、廩給、旅費の事項等

第二司
一、宗教科　京内外寺廟喇嘛の劄付、度牒、印信、外遷、調補事項　喇嘛の封敍事項　喇嘛の餞糧、費用事項　宗教一切の事項等
二、典禮科　會盟事項　年班、經班事項、宴賚、賻卹、祭祀事項　王公喇嘛等一切禮節事項等

（蒙藏院の官制に關しては附錄第二六參照）

第三節　地方機關

第一款　官治機關

前清時代に於ける蒙古の派遣官たる熱河、察哈爾兩都統、綏遠城將軍、定邊左副將軍、庫倫辦事大臣等は民國に入りて或は之を廢止し、或は全くその組織を改めた。然るに露西亞との間に多年の縣案となつた外蒙古自治問題は、西曆一九一五年（民國四年）六月に至り終結を告げ、露支兩國は一九一三年（民國二年）十一月五日の露支宣言及一九一五年六月七日の露支蒙協約によりて之か解決をなしたのである。其結果、外蒙古は支那國の宗主權を承認し、露支兩國は外蒙古の自治と支那領土の一部分たるを承認し、茲に露國後援の下に外蒙古の自治は完成した。

辦事大員及佐理專員

但し外蒙古自治官府の外交權限は經濟方面のみに局限せられ、政治的事項は中央政府の承認を得ることを要した。而して支那政府は全外蒙古自治官府の行爲を監視せしむへく、外蒙古の首府庫倫に支那政府の派遣官を駐在せしむることを約せしめた。右協約に基き支那政府は庫倫辦事大員公署章程及烏里雅蘇臺(ウリヤスタイ)、科布多(コブト)、恰克圖(チヤクト)佐理專員公署章程を制定し、民國四年七月十九日大總統の批准を得て公布した。辦事大員及佐理專員の管轄區域は淸時代に於て庫倫辦事大臣、烏里雅蘇臺將軍、科布多參贊大臣の管轄せし地域を限りとし、而して支那本土との境界線は喀爾喀四盟及科布多所屬を以てし、即東は呼倫貝爾、南は內蒙古、西南は新疆省の戈壁、西は阿爾泰接界の各蒙旗とする事、前記協約の規定する所である。左に辦事大員及佐理專員公署章程の全文を擧けやう。

庫倫辦事大員公署章程

第一條　庫倫辦事大員は、其駐紮地に辦事公署を設立す。

第二條　辦事大員は全外蒙古自治官府及其屬吏の行爲を監視し、中國の宗主權及中國竝に其人民か外蒙古に於て有する各利益に違犯せさらしむ。

第三條　辦事大員の直接辦事區域は、前淸庫倫辦事大臣の管轄せる區域、即圖什業圖汗(トシエト)、車

臣汗兩部落を限りとす。

第四條　辦事大員は大總統に直隸して庫倫を管轄し、烏里雅蘇臺、科布多、恰克圖各區域を兼轄す。所管事務にして、重要事件あるときは隨時呈報し、且つ主管衙門に照會の上辦理すへし。

第五條　烏里雅蘇臺、科布多、恰克圖に分駐せる各佐理員は、均しく庫倫辦事大員の節制に歸す。

第六條　辦事大員公署に、秘書廳を設け、秘書長一人を置く。大員の命を承けて、秘書廳の事務を掌理す。秘書長は大員より呈請して簡任す。

第七條　秘書廳に一、二、三等秘書各二員を設け、文牘、商務、詞訟、露文、蒙文等の事件を分任す。竝に學生、酌用の僱員に隨帶して、繙譯繕校を幇司することを得。

第八條　公署の衞隊二百名は衞隊長一名を設けて之を統轄す。

第九條　公署には醫官一人、監獄員一人を設く。

第十條　大員公署の經常、特別各費は別に之を定む。

第十一條　本章程は大總統の批准の日より施行す。

烏里雅蘇臺、科布多、恰克圖佐理專員公署章程

第一條　烏里雅蘇臺、科布多、恰克圖に各佐理專員一人を置く。

第二條　各佐理專員は、分駐地に分駐署を設立す。

第三條　佐理專員は、外蒙古屬吏の行爲を監視し、中國の宗主權及中國竝に其人民か外蒙古に於て有する各利益に違犯せさらしむ。

第四條　烏里雅蘇臺佐理專員の直接辦事區域は、前淸烏里雅蘇臺將軍に於て管轄せし境域を限りとす。

第五條　科布多佐理專員の直接辦事區域は、前淸科布多參贊大臣の管轄せし境界を限りとす。

第六條　恰克圖佐理專員の直接辦事區域は、前淸恰克圖理事の管轄せし境界を限りとす。

第七條　佐理專員は均しく辦事大員の節制を受け、專理區域内に於て辦理すへき事務は、直接辦事大員に咨陳し又は處理報告す。但急要事件に關しては、一面辦事大員に咨陳すると共に、一面直接大總統に呈請し及主管各官署に咨陳して辦理することを得。

第八條　佐理專員公署に祕書廳を設け、祕書員一人を置く。專員より薦任し祕書廳の事務を掌理す。

第九條　佐理專員公署祕書廳に二、三等祕書を設け、文牘、商務、詞訟、露文、蒙文等の事務を分任す。烏里雅蘇臺には二、三等祕書各二人、科布多には二等祕書一人、三等祕書二人、恰克圖には二、三等祕書各一人を設け、學生及酌用の僱員に隨帶して繙譯繕校を幇司す。

第十條　公署の衞隊五十名は衞隊長一人を設けて之を管す。

第十一條　公署に醫員一人、監獄員一人を設く。

第十二條　分駐公署の經常、特別各費は別に之を定む。

第十三條　本章程は大總統の批准の日より施行す。

右の如く外蒙古に於ける自治は完成したが、之れ素より支那政府の本意ではない。爾來歷代の內閣を初め、外蒙古に於ける派遣官が銳意其の取消に力めたのである。卽ち民國五年八月には時の國務總理段祺瑞が、從來文官なりし庫倫辦事大員を武官に代へんとし、陸軍中將陳文遠を外蒙古に派遣したのであるが、露蒙の抗議に遭って畫餠に歸したのである。然るに民國八年春外蒙古に勃發した獨立運動はセメヨノフ(Semenoff)及日本の野心に關連するものゝ如く見做され、外蒙の事態容易ならざるものあるが如く言ひ傳へられたので、邊疆の鎭定を口實として、同年六月

十三日附大總統令を以て、徐樹錚を西北籌邊使に特任して七月議會の事後承諾を得、同月十八日には法律第六號を以て西北籌邊使官制を公布したのである。官制に依れは、西北籌邊使の權限は頗る廣大なるものであつて、大總統の特派する所に係り、西北邊境の交通、開墾、牧畜、森林、鑛山、鹽業、商業、教育、軍事等を籌辦し、また之等の事項に就き庫倫都護使の補助を受け、辦事長官、佐理員等はその節制を受くへく、且つ職務上奉天、黑龍江、甘肅、新疆に關する事項に就ては各省軍、民政長と協議することを得るのである。官制の全文は次の如くてある。

西北籌邊使

第一條　政府は西北の邊務を規畫し並に各地方の事業を振興するに因り西北籌邊使を特設す

第二條　西北籌邊使は大總統より特派し、西北各地方の交通、墾牧、林礦、硝鹽、商業、教育、兵備事宜を籌辦す。あらゆる該地に派駐する各軍隊は統へて節制指揮に歸す。

前項の事宜に關しては都護使は應に西北籌邊使と商承し、一切を襄助すへく、その辦事長官佐理員等も應に並に節制を受くへし。

第三條　西北籌邊使の前條事宜を辦理する境地毘連して奉天、黑龍江、甘肅、新疆各省に干涉するものあらは應に各該省軍政、民政最高長官と妥商辦理すへし。その熱河、察哈爾、綏遠各特別行政區域に在る者は、西北籌邊使より情形を斟酌し各該都督と接洽す。

第四條　西北籌邊使は公署を設置し、その地址は西北籌邊使より選定呈報す。
第五條　西北籌邊使公署の編制は西北籌邊使より擬定呈報す。
第六條　本官制は公布の日より施行す。

右の如き大なる權限を有する西北籌邊使は、當分本部を北京に置いて其事務を執り、塞外經營の事に當つたのてある。然るに他方には、二年前より辦事大員として庫倫に駐紮し、自治取消のために應酬した陳毅の努力かある。更に十月に入りては徐樹錚親ら蒙古に入るあり。斯くして自治取消問題は著々其步を進め、十一月十七日に至り、外蒙古自治政府は遂に自治取消の請願を提議し、二十二日民國政府は大總統令を以て之を許容したのてある。

自治取消問題は表面斯くの如く順調に解決したか、長日月の間庫倫にあつて該問題のために努力した辦事大員陳毅と、廣大なる權限を背景として新に外蒙古の事に蒞んた徐樹錚との調和は、當初より世人の危ふむ所てあつた。十月徐の蒙古に入るや、果然兩者の抗爭は行はれた。其結果陳毅は遂に蒙古を放逐され、十二月一日に至り大總統令を發布し、徐樹錚をして外蒙一切の善後事宜を督辦せしむることゝなし、從來の庫倫辦事大員、佐理專員は之を廢止したのてある。同時に西北籌邊使の公署を北京より庫倫に移し、支署を恰克圖、烏里雅蘇臺、科布多、烏

梁海に設け、籌邊使の下に總參謀長、警察總監、經理總監、兵站總監を置いた。然るに民國九年安徽、直隷兩派の抗爭の結果安徽派の失脚となり、從つて安徽派勢力の巢窟と目されし西北籌邊使は之を廢止するに決し、之に代つて庫烏科鎭撫使を設け、曩の庫倫辦事大員陳毅を以て之に任した。

尙蒙古に於ける官治機關としては、特別行政區域に於ける三都統及其所屬機關、東三省其他に編入せられし地域の地方行政官を擧くへきてあるか、特別行政區域に關しては別に章を設け、地方行政官の中東三省に關する分は各其條下に說明したから玆には總て省略する。

第二款　自治機關

自治機關卽盟長、旗長に關しては第一節に述へた如く蒙古待遇條例を發布して概ね前淸時代の制度に據り、從前の如く盟長、旗長の管轄治理權を認め、又世爵の承襲、旗內特權の施行を許したのてある。而して其の官治機關に對する關係の如きも、大體に於て前淸時代の舊に據り、職制上その監督を受くるのてあるか、實際に於ては領內の施政に關しては多くの拘束を受けてゐない。唯蒙古に關する對外交涉事件及邊防事務は、蒙古待遇條例の規定により中央政府の辦理に歸すへく、又縣治を施いた所にありては、漸次中央政府の威令の行はれんとしつゝあるは

勿論である。而して扎薩克政治の最重要機關たる會盟の如きは依然繼續して行はれつゝある。民國政府と蒙古王、公との關係について記すへきもの次の如くてある。

一、封　爵　蒙古王、公に對する封爵其他の優待に就ては、前述の如く依然淸制を踏襲したか、民國に入りて、襲爵の場合は該扎薩克より呈出の系譜及證印を憑據として之を允許することゝなした。但し民國以來、共和贊同等の功により陞爵せられたるもの多く、中には二、三等を進められたるものもあるか、若し將來陞爵のまゝ襲爵せしむるに於ては、種々の點に於て不都合か多いので、民國二年十二月二十三日、大總統令を以て、爾後承襲に際しては、固有爵位に一位を進むるに止めしめ、之を以て世襲となすことに規定した。

二、遞　賚　舊制に於ける朝貢は之を遞賚と改稱し、依然之を繼續してゐるのてある。唯民國に入りてより蒙古王、公等の賚品は多く珍玩の物を競ふ傾向かあつたので、大總統は諭旨を下して、以後珍玩物の遞進を禁し、舊制の如く羊酒の方物に止めしめた。

三、年　班　前淸蒙古王、公の朝覲を目的とせる年班の制は、民國政府の大方針たる五族共和の實現により、藩屬の名稱廢止と同時に消滅に歸したのてあるか、新に彼此の意思疎通を計る必要より、舊年班の制に斟酌を加へ、內蒙古王、公は三班とし、外蒙古王、公は六班とし、

年々輪番に來京せしめ、大總統の覲見、贄品の遞進等の事を行はしむることゝした。

四、俸祿　蒙古王、公に支給すへき俸祿即俸銀、俸米等總て舊制に準してゐる。

一、蒙古王公俸銀表

爵別	俸銀	銀元換算額
汗	二、五〇〇兩	三、七五〇元
科爾沁三親王	二、五〇〇	三、七五〇
親王	二、〇〇〇	三、〇〇〇
科爾沁札薩克圖郡王	一、五〇〇	二、二五〇
郡王	一、二〇〇	一、八〇〇
貝勒	八〇〇	一、二〇〇
貝子	五〇〇	七五〇
鎭國公	三〇〇	四五〇
輔國公	二〇〇	三〇〇

二、蒙古王公俸米表

爵別	春季俸米	秋季俸米	合計	銀元換算額
科爾沁三親王	二九六・八七五石	二九六・八七五石	五九三・七五〇石	三五六二・五元
親王	二三七・五〇〇	二三七・五〇〇	四七五・〇〇〇	二八五〇・〇
郡王	一四二・五〇〇	一四二・五〇〇	二八五・〇〇〇	一七一〇・〇
貝勒	九五・〇〇〇	九五・〇〇〇	一九〇・〇〇〇	一一四〇・〇
貝子	五九・三七五	五九・三七五	一一八・五七〇	七一二・五
鎮國公	三五・六二五	三五・六二五	七一・二五〇	四二七・五
輔國公	二三・七五〇	二三・七五〇	四七・五〇〇	二八五・〇

三、內蒙古自治機關一覽表

所屬	盟名	旗分	旗長	職爵
奉	哲（チヨ）	科爾沁（コルシン）右翼中旗	業喜海順	札薩克和碩圖什業圖親王
		科爾沁右翼前旗	烏泰	札薩克郡王
		科爾沁左翼前旗	丹巴達爾濟	札薩克多羅賓圖親王
		科爾沁左翼後旗	阿穆爾靈圭	札薩克和碩博多勒噶臺親王

天	里（リ）木（ム）	札（チャ）賚（ライ）特（ト）旗	巴特馬喇布坦	札薩克親王銜多羅郡王
		科爾沁左翼中旗	○那木濟勒色楞	札薩克和碩達爾罕親王
吉林兼轄		科爾沁右翼後旗	—	—
		郭（ゴ）爾（ル）羅（ロ）斯（ス）前旗	◎齊默特色木丕勒	札薩克親王
黒龍江兼轄		郭爾羅斯後旗	多爾濟帕勒木	札薩克輔國公
		杜（ト）爾（ル）伯（パイ）特（ト）旗	色旺多爾濟	札薩克親王銜固山貝勒
黒龍江屬	附	伊（イ）克（ク）明（ミン）安（アン）旗	巴勒吉呢瑪	札薩克貝子
熱	卓（ツオ）索（ス）圖（ト）	喀（カ）喇（ラ）沁（シン）右翼旗	◎貢桑諾爾布	札薩克和碩都楞親王
		土（ト）默（ミ）特（ト）左翼旗	雲丹桑布	札薩克郡王
		喀（ハ）爾（ル）喀（ハ）旗	○達克丹彭蘇克	札薩克親王銜多羅郡王
		土默特右翼旗	棍布札布	札薩克親王銜郡王
		喀喇沁中旗	漢羅札布	札薩克郡王
		喀喇沁左翼旗	默爾賽額	札薩克
	昭（チョ）	巴（パー）林（リン）右翼旗	○札噶爾	札薩克多羅親王
		奈（アイ）曼（マン）旗	◎蘇珠克圖巴圖爾	札薩克遐威將軍多羅達爾罕親王
		敖（アオ）汗（ハン）左旗	棍布札布	札薩克多羅親王
		敖汗右旗	色凌端魯布	札薩克多羅親王

河	烏(ウ)達(タ)	翁(オン)牛(ギウ)特(ト)右翼旗	色旺札布	札薩克親王
		翁牛特左翼旗	勒欽旺楚克	札薩克多羅達爾罕岱青郡王
		阿(ア)魯(ロ)科(クー)爾(ル)沁(シン)旗	旺欽帕爾賚	札薩克親王銜郡王
		喀爾喀左翼旗	嚕勒木色楞	札薩克親王銜多羅郡王
		札(チヤ)魯(ル)特(ト)左翼旗	○勒旺巴勒濟特	札薩克多羅郡王
		札魯特右翼旗	勒旺端魯布	札薩克多羅達爾汗郡王
		巴林左翼旗	色丹那木濟勒旺寶	札薩克郡王銜固山郡王
		克(ク)什(シユ)克(ク)騰(トン)旗	伯克濟雅	札薩克鎭國公銜輔國公
察哈	錫(シ)林(リン)郭(ゴー)勒(ロ)	烏(ウ)珠(チユ)穆(ム)沁(シン)右翼旗	○索諾木喇布坦	札薩克和碩車臣親王
		蘇(ス)尼(ニ)特(ト)右翼旗	德木楚克棟魯布	札薩克多羅都楞親王
		蘇尼特左翼旗	林沁旺都特	札薩克親王
		阿(ア)巴(バ)噶(カ)右翼旗	松諾棟魯布	札薩克郡王
		浩(ハオ)齊(チ)特(ト)左翼旗	松津旺朝克	札薩克郡王
		浩齊特右翼旗	桑達克多爾濟	札薩克郡王
		烏珠穆沁左翼旗	棍布蘇倫	札薩克多羅額爾德呢親王
		阿(ア)巴(パ)哈(ハ)那(ナー)爾(ル)右翼旗	索特那木諾爾布	札薩克多羅貝勒
		阿巴哈那爾左翼旗	車凌多爾濟	札薩克固山郡王

爾		阿巴噶左翼旗	◉楊桑	札薩克多羅親王
	附	察哈爾(チャハル)八旗 商都達布遜諾爾達里岡愛(シャントタブソンノールタリカンガイ)及牛羣羊羣各牧廠		
綏遠	烏蘭察布(ウランチャブ)	四子部落(スーツブーロ)旗	◉勒旺諾爾布	札薩克多羅達爾罕卓哩克圖親王
		茂明安(モミンアン)旗	齊默特凌清胡爾維瓦	札薩克貝勒銜貝子
		烏喇特(ウラト)後旗	喇什那木濟勒多爾濟	札薩克貝勒銜貝子
		烏喇特前旗	克什克德勒格爾	札薩克郡王銜貝勒
		烏喇特中旗	巴寶多爾濟	札薩克貝子銜鎮國公
		喀爾喀右翼旗	○雲端旺楚布	札薩克多羅達爾罕郡王
	伊克昭(イクチヨ)	鄂爾多斯(オルトス)左翼中旗	圖布新濟爾噶勒	札薩克親王
		鄂爾多斯鄂多克(ウトク)右翼中旗	噶勒藏羅勒瑪旺札勒札木蘇	札薩克多羅郡王
		鄂爾多斯準噶爾(ツンガル)左翼前旗	—	備兵札薩克郡王銜固山郡王
		鄂爾多斯達拉特(タラト)左翼後旗	蘇木巴爾巴圖	札薩克多羅貝勒
		鄂爾多斯・盛(ウシン)右翼前旗	特古斯阿木固朗	札薩克貝勒
		鄂爾多斯右翼後旗	阿拉坦瓦齊爾	札薩克貝勒
		鄂爾多斯左翼前末旗	○沙克都爾札布	札薩克貝勒

附	歸化城土默特左右翼		

備考（一）伊克昭盟長は備兵札薩克親王遜博爾巴圖之に當る。
（二）◉印は盟長、○印は副盟長てある。

第三篇　關東州租借地及鐵道附屬地

第一章　露治時代

第一節　總　說

西暦一八九八年(光緒二十四年)、露國は獨逸の膠州灣租借を口實として、多年垂涎の地たる旅順及大連の租借を清國に迫り、三月二十七日遂に旅大租借に關する條約の締結を見、次いで五月七日追加條約の調印を見るに至つた。以上兩條約に關する詳細の記述は之を國際關係の條下に讓り、左に兩條約の要旨を摘記しやう。先つパブロフ條約を擧くれは次の如くてある。

一、淸國は露國艦隊保護の爲、及露國をして支那の北方海岸に安全なる根據地を得せしむる爲、露國に許すに、二十五箇年の期間に於て旅順口及大連灣竝に其附近の海面の租與を以てす。但し露國は此地に於ける淸國の主權を侵害することを得す。

二、露國は軍備を經營するため員を派すへく、又一切の露國人は露國大官の管轄に歸すへし。又支那の軍隊は租借地内に駐屯することを得さるへく、一般人民は居住を許すも租借地

内に於ける一切の條規を犯すことを得す、若し犯罪者あるときは最寄淸國官憲に交付して處分せしむへし。

三、租借地界以北に中立地帶を設け、該地帶内に於ける吏治は支那官憲に歸す。但し露國の承諾あるにあらされは該地帶内に支那軍隊の入ることを許さす。

四、露支兩國は、旅順口を以て專ら軍港となすことを允承し、兩國の艦舶のみの入港を許すへく、大連灣に付ては其一部を旅順口の例に照し、其他は各國の通商に開放す。

五、露國は自らの費用に於て租借地内に砲臺、兵舍其他防備に必要なる一切の設備を爲す。

右條約は淸國側にありては李鴻章及張蔭桓の兩人、露國側にありては代理公使パヴロヴ(Pavlov)を各全權委員として北京に於て調印を了したのである。條約調印の翌日、淸國軍隊は旅順を撤退して露國軍隊之に代りて占領を行ひ、大連も亦平穩裡に露國の占領に歸したのである。

次に五月七日聖彼得堡に於て調印せられた追加條約の要項を左に擧けやう。

一、原條約によつて、露國に租與せられたる地區の北界は、遼東の西岸亞當灣の北より起り、亞當山背(山背も租地に入る)を經て、遼東東岸貔子窩灣の北に至る。水面及陸地周圍の各島亦租地内に入る。

二、中立地帶の北界線は、遼東西岸蓋州河口より起り、岫岸城北を經て大洋河の左岸に沿ひ、同河口に至る。河は中立地に屬す。

三、露國は清國政府の請により、金州の政治及警察は淸國自ら行ふことを承諾す。金州に於ける清國兵は撤退し、露國兵之に代るへし。金州城民は金州より租借地の北界までの道路及金州城附近の水路を利用することを得るも、周圍の海岸を航行するの權なし。

四、清國は左の事項を承允す。

イ、露國の承諾なくして他國人に中立地を讓與することを得す。

ロ、中立地東西の沿海港灣を他國の通商の爲に開放せす。

ハ、露國の承諾なくして中立地內に鐵道の敷設、鑛山の開掘及其他の商工業の利益を他國人に讓與することを得す。

以上兩條約によりて、露國は完全に旅大及附近地區の租借權を獲得した。露國はパヴロフ條約第一條に於て、租借地內に於ける清國の主權を侵害せさることを約したのてあるか、而も同條約に於て租借地內の統治は全然露國の自由に委ね、又淸國は租借地內に一兵たに止むる權利なきに反し、露國は無制限に陸海軍を駐屯せしむる權利を得る等、第一條とは全く相矛盾せる事項

を約したのである。而して租借地の國際法上の性質に關しては茲に論する限りてはないか、爾來露國か租借地に對する實際の施設を見るに、全く之を自國の領土の如く見做したのである。

是より先、露國か支那領土內に自國鐵道の建設を企圖するや、其第一歩として一八九五年、佛國資本團の援助を得て、資本一千五百萬留の露淸銀行の設立を實現した。露淸銀行は單に一般銀行業務を目的とするものに非す、露國の極東經營に參加して重要なる任務を負擔すへきは、當初より豫測せられた所てある。果然一八九六年九月八日、淸國政府と露淸銀行との間に東淸鐵道會社條約締結せられ、該條約の結果露淸銀行は別に東淸鐵道會社なる一會社を組織するの特權を得、又歐露より浦鹽斯德に至る西比利亞鐵道幹線の一部を滿洲を橫斷して敷設するの權利を得たのである。而して鐵道附屬地行政權は實に右東淸鐵道會社條約に其端を發するものであつて、同條約第六條は左の如く規定してある。

凡該公司建造經理防護鐵路所必需之地、又於鐵路附近開採沙土石塊石灰等項所屬之地、若係官地內、中國政府給與不納地價、若係民地、按照時價、或一次繳淸或按年向地主納租、由該公司自行籌款付給、凡該公司之地段一概不納地稅、由該公司一手經理、准其建造各種房屋工程並設立電綫自行經理專爲鐵路之用、除開出礦苗所另議辦法外、凡該公司之進項如轉運搭客貨物所得

票價並電報進款等項、俱免納一切稅釐。

右規定中「由該公司一手經理」なる語句は、其意義鮮明を缺き、眞意を捉ふること困難てあるか、該條約の原文たる佛文には La société aura le droit absolu et exclusif de l'administratif des terrains とあり、即ち該會社の地所に對しては會社は絶對且つ獨占的行政權を有するものたることを示すのてある。而して同年十二月四日發布せられた東淸鐵道會社條例第八條には一層明白に右の意義を表明し、「鐵道及其附屬物の爲め讓受けたる地所内に於ける秩序安寧の保護は會社の任命する警察掛に委任」すへきことを規定した。爾來會社の實際的施設は單に警察に止まらすして總ての行政に及ひ、兵力の配備に對しても淸國は其の爲すか儘に任したのてある。又鐵道經營に從屬する採礦事業に關しても所謂礦山附屬地を生し、之も廣義の鐵道附屬地に包含せらるへきものとせらるゝのてある。

第二節　草創時代

パブロフ(Pavlov)條約締結の翌日、即ち一八九八年三月二十八日、當時ドミトリ、ドンスコイ(Dmitri Donskoi)、ナワーリン(Navalin)、以下の軍艦を率ゐて旅順口に在りしキルリ、ウラジミ

ロウイッチ公(Kirli Vladimirovich)は黄金山上に露國國旗を掲揚して其占領を公示し、翌二十九日には千餘名の陸兵を率ゐて旅順に上陸し、又他の一隊をして大連に上陸せしめ以て其占領を確實にした。

同年八月租借條約に基き、租借地境界委員成立したが、初めより兩者の意見懸隔し殆んど不調に終らんとしたが、露國委員の巧妙なる措置と、淸國側の讓歩とにより同年十一月全部の標柱を建設することを得、次いで翌一八九九年四月二十五日境界議定書に調印した。

租借成立の當初に在りては、未た行政組織を整備するの遑なく、簡單なる軍政を施いて一時の機宜に備へた。卽ち境界確定と前後して露國民廳設けられたが、其組織極めて簡單てあつて、而も旅順及大連の警察を除いては、一般行政に手を染むる餘地なく、特に收稅の如きは金州に於ける淸國官憲の自由に委ねた。露國民廳は、其權限恰も本國に於ける府縣と同一の權力により て發動せる軍政部及旅順民政管區之を管掌し、軍政部は部長、助役、書記(一人)より成り、民地管區は管區長、助役、書記(一人)、警察長(二人)、旅順及大連に於ける警視より組織せらる。此他補助員として四名の將校常任せられ、又臨時複雜なる事務ある時は時宜により必要の增員をなした。

斯くの如く租借當初に於ては、露國の準備は未た整はす、その勢力は到底租借地全部に普及するに至らす、專ら力を旅順及大連の經營に注き、其他の部分に關しては、金州に於ける副都統以下の淸國官憲の支配に委ねたのてある。蓋し淸國の行政組織より云へは、關東州は盛京省下の金州廳てあつて、金州城には盛京將軍隷下の金州副都統以下の旗官駐在して、旗民の行政を掌つてゐたのてある。此等淸國官憲は爾後引續き金州に在り、露國の勢力の州內に普及せさるに乘し權勢の維持に腐心したのてあるか、一九〇〇年の義和團の擾亂か滿洲にも波及し、租借地及鐵道の治安を脅威すること多かつたので、時の關東州長官アレキセーフ(Alekseef)中將は治安維持を名として、一時金州の自治を中止する要ありとなし、所屬軍隊をして金州城を占領せしめ副都統以下の官憲を捕へて之を旅順に押送し、露國行政廳を副都統官舍に移した。爾來關東州は名實共に露國の勢力下に歸したのてある。

以上は租借當初に於ける州內治政の大要てあるか、一八九九年八月十六日に至り、勅令を以て臨時關東州廳官制發布せられ、組織ある行政時期に入つた。次いて一九〇三年右關東州廳官制を廢して臨時極東統治條例を發布し、益々大規模に極東經營に從事せんとしたのてあるか、翌一九〇四年には既に日露戰役の開始を見、多年の雄圖も遂に畫餠に歸するに至つた。以下順を逐

うて右兩法令に依る行政組織の大要を述へやう。

第三節　臨時關東州廳官制時代

臨時關東州廳官制は總則以下全四編、全文百三十八條より成る大法令てあつて、第一編には民政及陸海軍軍政を、第二編には地方行政を、第三編には司法制度を、第四編には大連市の建設及施政を規定し、軍民兩政に亙り根本法規を收めた。

規定に依るに、露國の租借地たる關東州に關東州廳を置き、之を旅順市に設置す。州の統屬關係は行政部及警察部の一般施政竝兩部職員の編成に關しては陸軍省の管轄に屬し、又陸海軍軍政に關しては帝國陸軍管區及海軍軍港諸官廳官制を適用し、本官制所載の變更を加ふへきものとする。

官制　一、官制　關東州廳の長官として關東州長官を置く。長官は皇帝の親任する所に係り、凡そ政治上重要なる權限は軍民兩方面に亙り殆と之を享有すと云ふへく、當然陸軍司令官及太平洋海軍司令長官を兼ぬる外其主なる權限は次の如くてある。

一、長官は民政に關しては高加索民政長官と、陸軍軍隊、軍衙及陸軍諸學校の統轄に關して

は遠隔地軍管區司令長官と、又海軍軍務統理に關しては聯合艦隊司令長官兼軍港司令長官と同一の權限及任務を有する外本令所載の變更を加ふ。

二、長官の司法、財政、外交、會計檢査、郵便電信及鑛山の各部に對する關係に付きては、一般府縣諸官制を適用し、本令所載の變更を加ふ。

三、司法部長、財務部長、外交部長及其他各部局長の任命及行賞は、各所屬大臣と協議合意の上之を行ふ。

四、涉外事項に關しては、皇帝の裁可を經て外務大臣より發する訓令及命令に基き、之を處理すへきものとし、之が爲に東京及北京駐在露國公使竝京城駐在代理公使及陸海軍各代理官と直接交涉することを得へく、又淸國、日本及韓國駐在の各領事より關東州及接境地域の情況に關し報告を徵する權を有す。

五、州内に於ける居住禁止權を有す。

六、州内の政務に關する重大なる問題に付ては、民政部長、財務部長、外交部長、地方裁判所檢事及主席會計檢査官より成る特別會議を召集し審議に付する權を有す。

陸軍副司令官

州長官の下に陸軍副司令官あり、州軍參謀長を兼ね、陸軍大臣の奏請により勅任せらるゝも

のとし、長官事故あるときは、勅命を以て定むる場合の外其の職務を代行すへきものとする。

其の他州長官の隷下に於ける關東州廳の職員は(一)民政部長、財務部長、外交部長並各部局職員、(二)地方行政廳に屬する職員、(三)司法に關する各部職員等てあるか、主要輔佐官たる各部長の主なる權限を擧くれは次の如くてある。

民政部長

民政部長は陸軍省を經て勅命に依り之を任免するものとし、州長官に直屬して、民政及警察兩部に關する地方行政を管掌する。諸般の政務に關し民政部長か、大臣又は帝國高級官廳に對して申達、報告、建言等をなす場合は州長官を經て之をなすへきものとする。民政部長の土人に對して有する權限は左の如くてある。

イ、本令に依り設置したる土人民政廳の職員を任免及轉任すること。

ロ、土人及領事裁判權の存在せさる諸外國の臣民にして、法律命令に違反したる者及違警罪を犯したる者に對し、一箇月以内の拘留又は三十留以下の罰金並地方の慣習となれる刑罰に處すること。

其他民政部長の權限及任務に關しては一般府縣制の規定を適用すへきものとせられる。州長官及民政部長の民政に關する往復文書を處理するため民政部長官房を置く。

外交部長　外交部長は外務大臣の奏請により勅命を以て任免せらるゝものとし、州長官の命を承けて接境淸國官憲、外務省、北京、東京及京城駐在露國公使竝淸國、日本及韓國駐在露國領事との往復文書を掌理するものとす。外交部に翻譯官を置く。

財務部長　財務部長は大藏大臣の奏請により勅命を以て任免せらるゝものとし、其職務とする所は(一)關東州に於ける一切の租税及徵收金竝に國庫の收入金を管理し、(二)商工業及一般經濟狀況を調査すへきものとす。財務部長の下に事務官一名竝助手若干名を置く。而して露淸銀行旅順支店內帝國會計局(中央金庫)代理官は財務部長に從屬するのである。

其他の官廳　其他の政務に關しては、(一)會計檢査院は帝國會計檢査院の管轄に屬し、(二)郵便電信局は內務省の管轄に屬し、(三)建築及道路に關する事項は陸軍工務部の管轄に屬し、(四)鑛山の調査其他鑛業に關する事務の爲に鑛山技師一名を置き州長官に屬せしむ。

地方行政　二、地方行政　民政及警察兩部に關する地方行政は、民政部長之を管掌すること上述せる所の如くであるが、民政部長の指揮監督を受けて直接地方民治の事務を掌理するものは區長、市長聯合村團長及村長である。又州內の衞生事務は陸軍軍醫部本部の管轄に屬すれとも、直接衞生事務を處理せしめんか爲に、民政部長管轄の下に特別編成の醫務課を設置する。

官制によるに關東州は金州市を除き之を五區に分ち、各政區に區長を置いて之を管掌せしむるのである。

區

區長は民政部長の推薦により州長官之を任免すへきものとし、其の職務及權限は郡警察署長と同一とし、掌理すへき事項を擧くれは(一)村政の監督及村長の任免、(二)租稅及其他の賦課金徵收に關する事務、(三)人口の調査、(四)土人の裁判に關する監督、(五)聯合村團長を選擧し其任命を民政部長に申請することき等てあつて、尙區長は土人にして、官憲の合法上の處置に違背し、又は違刑罪を犯したる者を、十五日以内の拘留又は十五留以下の罰金に處する權限を有するのである。而して各區には下級警察勤務に服せしむるため一定の騎馬及徒步巡查を配置する。

聯合村團及村

關東州に於ける村落の行政は、大體の骨子を淸國の舊慣にとり、之に適宜の變更を加へたものてある。而して我國か現在關東州に實施しつゝある會村制度は、當時に於ける露國の遺制に基く所か少くないのてある。卽ち關東州内の土人部落は之を聯合村團に分ち、聯合村團は更に之を村に小別するのてある。村及聯合村團の數及分界は地形及舊來の慣行に鑑へ、民政部長之を定むへきものとする。而して聯合村團は聯合村團長、村は村長之を管轄するのてあるか、其の任命方法は聯合村團長にありては、土民中より區長の選拔したる者を民政部長任命し、村長にありては、村會に於て選擧を行ひ、區長之を任命するのてある。村長の任期は三箇年てある。若し村

長か租稅其他の公金を費消したる場合には、該村長を選擧したる村會に於て連帶責任を負ふへき定めてある。又聯合村閭長及村長の職務權限は民政部長之を制定し、州長官の決裁を經て、特別の規則に之を定むるのである。聯合村閭長及村長には書記及傳令を附屬せしむ。

本官制に於て市と認むるものは旅順、大連、貔子窩及金州の四市てあるか、大連は特別市制區として別に規定し、金州も亦臨時特別の行政を施行せるか故に、玆に所謂市制とは旅順及貔子窩二市に施行せらるへきものてある。

旅順市の財務及秩序維持に關する一般政務は、自治制度の施行せらるゝ迄は民政部長の指揮監督の下に、旅順市警察署長をして之を管掌せしむるものとする。旅順市警察署長は民政部長の推薦に依り州長官之を任免し、民政部長に直屬する。其職務は市制を管掌する外、警部及一定の職員より成る警察署を統轄し、行政處分に因る土人の處罰に關しては、區長と同一の權限を有するのてある。而して市の歲出入豫算は大藏省及帝國會計檢査院代表者參與して之を編成するものとす。

貔子窩市の財務、警務及一般政務は區長をして臨時之を管掌せしむるものとする。

警察勤務に服せしむるため市費を以て各市に志願者より成る巡警隊を設置する。

大連特別市制區

大連（Dalny）特別市制に關しては、特に「大連の建設及施政」なる篇を設け、四十箇條の規定を掲けた。大連の經營に關しては、特別の注意を拂つたことを見るへきてある。

大連市は植民及附屬設備用地として買收したる地域内に於ては、大藏省直轄の特別市制區を組成し、その建設に關しては大藏省指揮の下に、東清鐵道會社に委任せられた。市廳及市長は州長官に隷屬し、市長の任免に關しては、豫め州長官の同意を得たる上大藏大臣の奏請により、勅命を以て之を爲すへきものとせられる。市長の市政に關する權限は一般府縣制の規定を適用すへきものてある。市長及市廳の下に一定員數の警察を隷屬せしむ。

市の財務及一般施政を管掌せしむる爲、市長の下に市參事會を置く、その組織は市長を以て議長となし、本會の規定により選界せられたる議員六名、其候補者三名及東清鐵道會社の指定したる議員一名を以て組成し、内三名以上は露國臣民たることを要するのてある。市參事會の管掌すへき事項は、地方の情勢に應し市制中特定の規定を適用すへく、州長官の同意を得て大藏大臣之を定むへきものてある。而して市參事會は一般民法及本令に基き大連市の名に於て財産を受授し、契約を締結し、義務を負擔し、民事訴訟を提起し及財産に關する事件につき裁判所に於て答辯すへき權利を有するのてある。又市參事會の會議を法律上有效ならしむるには、議長の外

議員二名以上の出席あることを要し、議事は凡て多數決とす。而して市長か市參事會の議決事項に贊同すること能はさる場合は、其の執行を七日間延期して、其採否につき州長官の決裁を請ふへきものである。

大連市の建設については之を東清鐵道會社に委任したること上述せる所の如くてあるか、會社に於て施設したる給水、點燈、市内鐵道、電話、屠畜場、市場及其他の營造物は大藏大臣の定めたる時期に於て、市か之を買收すへきものてある。大連市用として買收したる地域内の土地は、市の設備、築港用地及官公用地を除き、東清鐵道會社に於て一定の規則に基き、賣却若くは貸付することを得へく、之に因りて得たる金額は、大連市の土地買收費及市の設備費を補償するため、之を東清鐵道會社に收納すへきものてある。大連商港の經營に關しては、亦東清鐵道會社に委任せられ、會社は市長の推薦に依り州長官の任命したる港務部長をして港務を管掌せしむへきてある。

三、司法制度　關東州に於ける司法制度に關しては、原則として亞歷山大二世皇帝の裁判法中、一八九六年五月十三日附勅令を以て西比利亞の各州、縣に施行せる條項を適用し、本令所載の變更を加ふへきものとした。

司法制度

司法官憲は州長官に隷屬せさる獨立の機關であつて、旅順に於ける地方裁判所は關東州內を管轄し、而して旅順地方裁判所及其管下の各裁判所はイルクートスク(Irkutsk)控訴院の管轄を受くるのである。又東淸鐵道南滿支線附屬地に於ける裁判事件にして、露國司法官憲の管轄に屬すへきものは、旅順地方裁判所及其管下各裁判所之を管轄すへきものである。司法官憲は露國人又は外國人間に生したる一切の事件並露國人又は土人間に生したる事件を管轄し、土人間に生したる事件は、特定の場合の外、地方土人裁判所に於て之を管轄し、土人の慣習法により之を審理すへきものである。以上の司法機關の外、尙露本國と同しく勸解裁判官あり、上記一八九六年五月十三日裁可の規則に定むる外、損害賠償及一般動產に關する價格二千留乃至五千留の訴訟事件を管轄し、又公證人なき土地に於ける公證事務は、其管轄區域に關係なく之を執行するのである。勸解裁判及地方裁判の判決は、各上級裁判所に控訴又は上告することを得るのであるか、土人の裁判所に於ける判決は控訴することか出來ない。尙州長官は司法に關し左の權限を有するのである。

一、管內に於ける公共の安寧秩序を害する特に重大なる犯罪事件ある場合には、其都度州長官の命令を以て之を軍法會議に移し、戰時に於ける裁判及處罰に關する諸法規を適用して、

之を裁判せしめ其判決を確定すること。

二、淸國法律に依り裁判せしむるため、土人の犯罪者を最寄支那官憲に引渡すこと。

以上は臨時關東州廳官制によりて定められたる制度の大要てあるか、新官制に基き海軍中將アレクセーフ新に關東州長官に任命せられ、一八九九年十二月十四日旅順に著任した。爾來本令による諸般の施設も著々進捗したのてあるか、本官制による數年間の治政の經驗に鑑み、一九〇三年に至り、更に臨時極東統治條例を發布した。極東統治條例により露國は益々大規模に極東經營の事に從はんとしたことを知るのてあるか、發布後一年に充たすして日露戰役の開始を見るに至つたので、露治時代の大半は臨時關東州廳官制により統治せられしものといふことか出來る。左に極東統治條例の大要を述へやう。

第四節　臨時極東統治條例時代

臨時極東統治條例は全編十章、百七十五條より成り、獨り關東州のみならす、後貝加爾、黑龍江、沿海、勘察加の諸州、樺太島、ダルニー市、東淸鐵道會社の管轄地の諸地域に亙る行政組織を規定したものてある。卽ち本條例に於て、露國は關東州租借地を以て、舊來の自國領土

と同一の行政系統に編入したものであつて、本條例の規定に見るも、露國極東政策の眞意か那邊にありしや、蓋し思ひ半はに過くるものかあるのである。

一、官制　以上諸地域を統轄するため一人の極東太守（露語「極東に於ける皇帝陛下の代理官」）を置く。太守は皇帝の親ら任免する所にして、皇帝に直隷し、極東の最高長官たり、極東に於ける百般の施政を統監する。太守は當然帝國參議院議員及極東委員會委員たり、極東に於ける內政の統轄は勿論、太平洋に於ける海軍及太守府管內に在る陸軍の統御は特別の規定に依りて委任され、極東に於ける露國の利害に關する事件に付ての對外交涉も、亦其監督に屬するのである。而して太守は必要若くは利益と認むる總ての場合に於て、直接皇帝に奏聞する權利を有するのである。又管轄地に關する各省大臣及獨立官廳長官の令達は、直接太守に宛て送達すへく、若し右令達にして施行するに不適當と認めたるときは、其旨當該大臣に通知し、大臣にして太守の意見に同意すること能はさる場合には、之を極東委員會に提出すへきものとする。

以上は極東太守の有する權限の大要であるか、殆と極東の事項に關しては最高の權力を有し極東の副王たる觀かある。曩の關東州長官アレキセーフ將軍は新條例の發布せらるゝや極東太守に任せられた。

太守の下に二人の副太守を置く。軍政部副太守は太守の事故あるときは、代理者の任命なき限り其の職務を執行する。其外民政部副太守は太守に直隷し、皇帝の親任する所に係り、太守の委任を受けて管内の民政を管掌するものとする。其處理すへき政務の範圍に關しては太守に於て之を定むへきものとする。

所屬官廳

極東太守府の編成に入るへき官廳は次の如くてある。

イ、極東太守府參議會　參議會は民政部副太守議長となり、太守府所在州の知事、太守府廳の總務局長、裁判所檢事及特に任命せれたる若干の議員より成り、其所管事項を討議する場合に限り外交局長、太守府陸海軍の各參謀長、太守府所在地の各官衙の長官は出席發言することを得るのてある。參議會は法律又は太守より提出せられたる事項を審議すへき審議機關てあつて、行政部に干與する權能を有しないのてある。

ロ、太守府工務會議　工務會議は太守又は民政部副太守の任命に依る者を議長となし、太守府技術官及太守の任命に係る專門議員を以て組織する。其審議事項及規則は太守之を定む。

ハ、太守府外交局及總務局　外交局は日本、支那、朝鮮に駐在する露國の代表者並外國の高級官憲との往復文書及外務省の管轄に屬する總ての事務並極東に關する事項を管掌す。總務局

は外交局、礦山局、關稅局及太守の意見に依り設置されたる特別分課の管轄外に屬する總ての事項を管掌す。以上二局及局長の權限、任務及處務に關する規則は各局官制を適用す。

ニ、礦山局　礦山局は太守府管内に於ける礦山に關する總ての事務を管掌する。その處務に關する規則は、一般地方礦山監督署條例を適用する外、太守の制定する規則に據る。

ホ、關稅局　太守府管内に於ける關稅に關する事項は、後黑龍江管區稅關監督官の指揮の下に、太守の制定する規則に從ひ關稅局之を管掌する。

極東委員會

以上は極東太守及太守府の官制の大要であるが、露國は一九〇三年極東經營に關する最高政策を決定すべき機關として、極東委員會を設け、内務、大藏、外務、陸軍、海軍の諸大臣、極東太守及特に勅命を以て任命せられたる者を以て其の委員となした。本委員會は施行權を有せず、委員會に於て決議せられたる事項の施行は、極東太守の官廳をして之を爲さしむるものとする。

地方行政

二、地方行政　本條例に於ける地方行政は廣く後貝加爾、黑龍江、沿海の諸州及樺太島に亙るのであるが、直接本書に關係なきを以て單に關東州内の記述に止める。

關東州は之を四區に分つ。而して關東州の政廳は(一)州廳、(二)各部の官署、(三)區廳、(四)市廳、(五)村落に於ける行政機關、(六)裁判所より成るものとする。

關東州廳は之を旅順に置き、長官として州長官一人を置く。州長官の權限、任務及責任は一般府縣制に依り、本條例による變更を加ふへきものとする。又土人に關しては、(一)、土人行政機關の各職員を任免すること、(二)、官憲の命令に違反し、本條例所定の違警罪を犯したる土人を一箇月以下の拘留又は三十留以下の罰金に處し、若くは太守の必要と認めたる舊慣的刑罰に處すること、の權限を有するのである。

關東州廳

州長官の外、關東州廳は州行政會議、官房、醫務課、建築道路課、土地測量課、林業課及獸醫課より成る。右の內州行政會議の組織は、略々舊關東州廳官制に於ける會議と同しく、其決議事項は直に之を施行することを得るも、州長官又は主管官廳に於て之に反對の意見を有するときは、一週間以內に極東太守に其意見を具申することを得るのである。尙太守は會議の決議を不法と認むるときは之を改正することを得るものとする。

各部の官署

各部の官署は財務部竝會計檢査、郵便電信及鑛山に關する諸官署より成る。

區、村落、市

區及村落の行政は、舊關東州廳官制に定むる所と略同一てあるから、煩を避けて玆には省略に從ふ。又本條例に於て市と稱するは旅順、貔子窩及金州てあるか、貔子窩市の行政は前官制と同一てあつて區長之に當り、金州市の行政は本條例に於て貔子窩市と同しく當分區長をして

之を管掌せしむることゝなした。旅順市に於ける市制は當分特別の市廳之を取扱ふへきものとし、市廳は市參事會、同議長及執行機關より成るものとす。而して同市に於ける警察制度は、一般警察制度に準し、州長官の推薦により太守の任免すへき警察署長は、職員を指揮監督し、又土人の處罰に關する權限は區長に準して之を爲すへきものとする。

ダルニー特別市制區

ダルニー市は市街及其附屬設備用地内に於て、大藏省の管轄に屬する特別市制區をなすこと前官制と同一である。而してダルニー特別市長及其市廳は極東太守に隷屬し、特別市長の任免は極東太守の推薦により皇帝之を爲すものとす。市の行政に關しては、一般府縣制の特定の條項を適用し、又特別市制區内に於ける村落の行政は、州長官に關する規定に基き、特別市長之を管掌すへきものである。市の一般政務及財務は特別市廳に於て之を管掌する。市廳は市參事會、同議長及執行機關より成り、市參事會議長は東淸鐵道會社と協議の上、市長の推薦せる者を太守に於て之を任免すへきものとする。尙市長及市廳には一定の職員より成る警察署の隷屬せること、ダルニー商港の經營か東淸鐵道會社に委任せられしこと等舊官制と同一である。

司法制度

三、司法制度　司法制度に關しては、本條例に於て旅順、チタ(Chita)、ブラゴエシチエンスク(Blagoryeshchensk)及浦鹽斯德各地方裁判所を總括して、太守府所在地に在る特別控訴院の

管轄區を編成したのは前官制と最も異なる所であるか、其他の點に關しては特に擧くへき重要な變更かないので凡て省略に從ふことゝする。

鐵道附屬地

四、鐵道附屬地　既に述へたる如く、一八九六年東清鐵道會社條約の調印を見、會社は該條約に基き翌一八九七年工を起し、一九〇三年には本開業を見るに至つた。而も開業後七箇月にして日露戰役の開始せらるゝあり、爾來一年有餘專ら軍用に使用せられたからして、實際上の營業開始は一九〇六年以後に在りと云ふを至當とすへきてある。而も當時に於ては南滿支線は既に日本の有に歸してゐたのてある。

日露戰役以前に於ける鐵道附屬地行政に關しては、極東統治條例に始めてその大綱を規定したか、詳細の點に付ては文獻の徵すへきものなく、今日に於て之を知ること困難てある。玆には主として該條例により組織の大要を述へやう。

東清鐵道會社條約に從へは、會社の總辦は清國人を以て之に充て、清國政府之を選任すへく、其任務とする所は主として露清銀行及東清鐵道會社の對淸國關係事務を管理するにあり。副總辦は露國大藏大臣の認可によりて任命せられ、會社に於ける一切の業務を統裁するのてある。而して北京及露都に各本社を置き、總辦は北京に、副總辦は露都に駐在し、各其地の本社を主

宰すへきものである。斯くして條約に基き、當初清國側よりは許景澄總辦に擧けられたのであるか、氏か一九〇〇年拳匪の亂に坐して殺害せらるゝや、爾後露國は總辦を空位のまゝとし、本社を露都に、支社を哈爾賓に置き、北京には單に本社の支部を置くに止めたのである。

極東統治條例は、東清鐵道會社の管轄地（附屬地）に於ける民政は、極東太守指揮監督の下に會社之を施行すへきものとした。該管轄地內施政のため、地方民政廳あり、其行政部及警察部其極東に於ける他州の各政廳と同しく太守に隸屬すへきものとし、而して地方民政を掌理すへき者は哈爾賓に於ける鐵道會社長官、民政部及土地整理を管轄する副長官及會社の民政部職員之てある。右長官及副長官は會社に於て選擧し、大藏大臣の承諾を經太守之を承認するのである。長官の地方民政に關する權限任務及責任は、本條例に於ける知事及州行政會議に關する條項を適用すへく、其他長官の管掌すへき事項は次の如くてある。

一、會社か其管轄地內に於て、租稅及其他の徵收金を徵收すへき必要ありと認めたるときは、長官は之を太守に具申し適法の指揮を仰くへきこと。

二、民政に關する事項につき、極東駐在の露國公使館と交涉すへき必要ある場合は、之を極東太守に具申すへきこと。

三、長官は鐵道及鐵路交渉局に關する事項に付ては支那官憲と直接交渉す。
副長官の權限及任務は、極東各州に於ける副知事の權限及任務に準すへきものとす。
會社の管轄地は之を三區に分ち、各管區に管區長を置き、該管區內に於ける行政及警察に關する民政を管掌せしむるものとする。管區長は極東各州に於ける郡長の享有する權限及任務を有する。

管區內に於ける警察官は、鐵道に關し他の勤務を有せさる文官及武官より之を任命し、兩者共關東州在勤文武官の有する總ての權利を享有するのである。警察の下級職員には志願者を採用する。

村落に於ける財務及一般行政は、管區長をして之を管掌せしめ、市に於ける財務及一般行政は、市制の實行せらるゝ迄、市民代表者を參加せしめ、警察署長又は特に任命せられたる者をして之を管掌せしむるのである。

管區長及其他の職員は、太守府各州に於ける民政官吏任命規程を適用し、長官之を任命するものとする。

而して民政廳の諸經費は東清鐵道會社之を負擔すへく、其の經費、豫算及職員の定數は會社

に於て之を編成、變更し、大藏大臣の承認を經て太守之を認可すへきものとする。

以上は鐵道附屬地行政の大綱てあるか、其組織の點より考ふるときは、東清鐵道會社は形式上株式組織による一鐵道會社に過きさるも、實は純然たる國家機關たることを知るに難くないてあらう。

第二章　日本の關東州行政

第一節　組　織

第一款　關東廳官制

沿革　明治三十七八年日露戰役當時に於て、我軍は一時の便法として隨時占領地に軍政機關を設け租借地内に於ける行政に關しては我軍憲專ら之に當り、其他の地域に於ける施設に關しては大體租借地の例に準したか、民政に付ては軍事に差支なき限り支那地方官憲をして之に當らしめたのてある。然るに明治三十八年九月五日米國ポーツマスに於て締結せられた講和條約の結果、茲に兩國の平和は復活し、尋いて同十二月二十二日日清間に締結せられた滿洲善後條約により、我國か露國より繼承すへき權利の確定を見るに至つた。其の詳細の點に就いては國際關係の章に讓るも以上兩條約の結果、我國は

一、關東州租借權竝に之に關聯する一切の權利

二、長春旅順口間の鐵道本支線、之に附屬する一切の權利、特權、財產竝に該鐵道に屬し又は其の利益の爲に經營せらるゝ炭坑

を讓渡せらるゝ事となつたのである。爾來此の條約に本づいて一切の方面に於いて、平時の施設に移るの必要を認め、平和克復後滿洲に於ける最高軍府として戰後の殘務に鞅掌し、關東州內外の軍政を董督し、兼ねて租借地及鐵道線路の守備に任した關東總督府は、明治三十九年八月末限り之を廢止する事に決し、是より先き同七月勅令第百九十六號を以て關東都督府官制を公布したのである。此に於て九月一日關東都督府は旅順に創設せられ、前關東總督陸軍中將大島義昌は都督に、前關東州民政長官石塚英藏は民政長官に任命せられ、關東州租借地に於て初めて純然たる民政機關が形成せられたのである。而して都督府が滿洲に於ける最高軍府たる事は、依然總督府の舊により、前關東總督府參謀長陸軍少將落合豐三郞は關東都督府陸軍參謀長に補せられたのである。

關東都督は陸軍大將又は中將を以て之に任する事を要し親任官とする。都督は關東州を統治する外、南滿洲に於ける鐵道線路の保護、取締の事を掌り、又南滿洲鐵道株式會社の業務を監督する。而して南滿洲駐屯の部下軍隊を統率し、管轄區域內の安寧秩序を保持するため、又は鐵道線路の保護、取締を行ふためには兵力を使用する事が出來る。卽ち關東州に於ける一般政權を掌握する外、鐵道附屬地に於ける警察及軍事に關する權を有するのである。然るに後述する

如く鐵道附屬地に於ける行政權に就ては、政府は南滿洲鐵道株式會社を設立して之に鐵道の經營を特許する外、附屬地の行政權をも委任し、又南滿洲に於ける帝國臣民に對する民、刑事の裁判權及び支那地方官憲との交渉事務は領事の職權に屬せしめたのである。斯くの如く南滿洲に於ける當初の行政系統は複雜を極め、其間往々不統一の弊を免れなかつたのである。是に於て明治四十一年都督府官制を改正し、南滿洲駐在の領事官をして都督府事務官を兼ねしめ、更に大正六年には關東都督をして南滿洲鐵道株式會社の業務を統裁せしむる事となし、以て政務の統一を期したのである。然るに關東州及鐵道附屬地に於ける情勢は爾來急速に變化し、最早武官をして一般行政の衝に當らしめ、又植民會社の社長たらしむる必要なく、世論亦植民地に於ける文武の行政を一武官に委ぬるの不利を鳴らす者多く、其結果大正八年四月十一日勅令第九四號を以て新に關東廳官制を公布し、關東都督府官制は之を廢止したのである。而して翌十二日男爵林權助は關東長官に、杉山四五郎は關東廳事務總長に任命せられた。當時官制改正の主要なる點は、文官、武官何れも長官たるを得ることゝなした事其一、文、武の權を二分し、兵權は之を新に設けられた關東軍司令官の手に委ねた事其二である。爾來關東州に於ける一般行政は純粹なる文官によりて統へらるゝことゝなつた。其後大正十年六月二日、勅令第二四七號を

以て更に官制の改正を行ふ所があつた。之れ現行官制である。

現行官制

現行官制によるに、關東州に關東廳を置き、その長官たる關東長官は親任官とし、文官武官何れも就任することが出來る。關東長官は關東都督の舊に依り、關東州を管轄する外、其主要なる權限は次の如くてある。

一、內閣總理大臣の監督を受けて諸般の政務を統理す。但し涉外事項に關しては外務大臣の監督を受く。

二、南滿洲鐵道線路の警務上の取締に任し且つ南滿洲鐵道會社の業務を監督す。

三、職權又は特別の委任により廳令を發し、之に一年以下の自由刑又は二百圓以內の財產刑の罰則を附することを得。尙安寧秩序を保持する爲臨時緊要を要する場合には前項の制限を超ゆる事を得。但此の場合には事後直ちに內閣總理大臣を經て勅裁を請ふへく、若し勅裁を得ないときは直ちに其命令の將來效力なき事を公布しなければならない。

四、管轄區域の安寧秩序の保持又は鐵道線路の警護のため必要あるときは、關東軍司令官に兵力の使用を請求する事を得。但陸軍武官が關東長官に任せられた時は之に關東軍司令官を兼ねしむることを得。

五、所轄官廳の命令又は所分にして成規に違ひ、公益を害し、又は權限を犯すものありと認めたときは其命令又は處分を停止し又は取消す事を得。

關東廳には長官官房、內務局、警務局及外事部を置く。長官官房以下の分課及分掌事務は左の如くである。

長官官房

- 祕書課—機密に關する事項、職員の進退及身分に關する事項（巡査及巡補を除く）、長官印及廳印の管守に關する事項、恩給遺族扶助料及諸手當に關する事項（巡査に關する事項を除く）、敍位、敍勳及褒賞に關する事項、儀式及典禮に關する事項、長官官房中他課の主管に屬せざる事項
- 文書課—文書の接受及發送に關する事項、廳報及法規編纂に關する事項、統計及報告に關する事項、圖書及記錄の編纂竝保管に關する事項、宿直に關する事項
- 會計課—仕佛に關する事項、物品の出納及調度に關する事項、會計監査に關する事項、保管物及供託物に關する事項、廳舍及宿舍の小破修繕竝宿舍の配給に關する事項、傭人に關する事項、廳中取締に關する事項
- 參事官室—法令の審議立案に關する事項、法令の解釋適用に關する事項、重要なる處分の審議に關する事項、法規整理に關する事項

- 地方課—地方行政に關する事項、法務及司獄に關する事項、兵事に關する事項、氣象に關する事項、通信及交通に關する事項、海事に關する事項、電氣に關する事項、南滿洲鐵道株式會社業務監督に關する事項、內務局中他課の主管に屬せざる事項

內務局

學務課―教育及學藝に關する事項、學校、幼稚園、博物館及圖書館に關する事項、教科用圖書に關する事項、社寺、宗教及祭祀に關する事項

殖產課―農業、蠶業及畜產業に關する事項、商工業に關する事項、林業に關する事項、水產業に關する事項、鑛山及地質に關する事項、取引所に關する事項、度量衡に關する事項、勞働問題に關する事項、軍需工業動員に關する事項

財務課―豫算及決算に關する事項、租稅及稅外收入に關する事項、官有財產及營造物の管理並處分に關する事項、銀行及金融に關する事項

土木課―土木及建築に關する事項、市區の計畫に關する事項、水道及瓦斯に關する事項、令達豫算の範圍內に於ける仕佛に關する事項、土木及建築に屬する物品の出納並調度に關する事項、土木課出張所保管の廳舍、宿舍の小破修繕並配給に關する事項、土木及建築に使役する傭人に關する事項

警務局

警務課―警察區劃及配置に關する事項、警察官の勤務規程及規律に關する事項、警察官の教習及監督に關する事項、警衛及警備に關する事項、警察賞與に關する事項、巡査巡補の進退及身分に關する事項、巡査退隱料及遺族扶助料に關する事項、警察官の給與品及貸與品に關する事項、警務局中他課の主管に屬せざる事項

保安課―高等警察に關する事項、行政警察に關する事項、司法警察に關する事項、犯罪卽決事務に關する事項、消防に關する事項

衞生課―保健に關する事項、防疫に關する事項、醫務に關する事項

外事部（外國交涉に關する事項、海外旅行券に關する事項、翻譯及通譯に關する事項

補助官

關東廳に於ける主要なる補助官は次の如くである。

一、事務總長　勅任とし、關東長官を佐けて廳務を總理し各部局の事務を監督する。

二、局長二人（內務局長及警務局長）　勅任とし、各局に長として、關東長官の命を承け、局務を掌理し、部下の官吏を指揮監督する。（大正十年六月の改正以前に於ては民政部長一人を置き、現在に於ける內務局及警務局に屬する事務を管掌せしめた）

三、外事部長　奉天駐在の總領事を以て之に充て、長官の命を承けて外事部の事務を掌理する。

以上の外參事官二人、事務官十六人、祕書官一人、學務官一人、理事官八人、技師十人、警視十人、翻譯官二人、屬百二十人、視學二人、警部五十二人、技手三十九人、翻譯生十八人、警部補百二十一人を置く。而して交通事務に關して顧問を置き、南滿洲鐵道株式會社長を以て之に充つるのである。

民政署

關東廳の地方機關としては民政署があり、民政署長之を管轄する。廳官制公布の當初にありては、州內を二行政區に分ち、旅順、大連二民政署を置いたが、大正八年八月十六日改正して

三行政區となし、新に金州民政署を設けた。倘金州民政署には普蘭店、貔子窩の二支署を置き民政署の事務を分掌せしめつゝある。民政署長は事務官を以て之に充て、その主要なる權限は次の如くである。

一、關東長官の指揮監督を承けて法律命令を施行し、部内の行政事務を管理す。

二、部内の行政事務につき、其職權又は特別の委任により、管内一般又は其の一部に民政署令を發し、之に五十圓以内の罰金、科料又は拘留の罰則を附することを得。

民政署の事務は、旅順及金州兩民政署に於ては庶務及財務の二課に分掌せしめ、大連民政署に於ては庶務、地方、財務の三課に分掌せしめる。

所屬官署

關東廳所屬の官署については、その詳細の記述を省き、茲にその名稱を擧ぐれば、官制に據るものには、醫院、海務局、觀測所、通信官署等があり、府令其他に據るものには、農事試驗場、苗圃事務所、金州種畜場、水産試驗場、取引所、警察官練習所、婦人病院、療病院、蠶業試驗場等がある。

第二款　地方制度

第一項　市

日露戰役終結前後、關東州に於ける邦人增加の趨勢は最も著しく、明治三十八九年の交には大連及旅順等は既に邦人の大集合地となるに至つたのであるか、而も當時の渡來者は多く定住の意志なく、從つて土地に對する執著心を缺如してゐたので、自治團體發生の氣運も釀成されなかつたのである。唯日常生活の必要上、軍憲監督の下に多少公共的性質を有する團體か存在したのてあるか、明治四十年二月に至り府令第九號を以て衞生組合規則を制定し、民政署長の必要と認むる區域內に衞生組合を設け汚物掃除、淸潔方法、消毒方法其他傳染病豫防救治に關する施設に當らしむる事となし、先つ之を大連、旅順及金州市街地に實施したのてある。組合規定によるに、組合設置區域に居住する者は當然組合員たるへく、組合には組合長一名、副組合長二名を置いて其の事務を掌理せしむるのてある。組合長、副組合長は民政署長か自己の適當と認むる者、若くは組合員の選擧による委員の豫選した者に就いて之を任命するのてある。組合の經費は等級制により組合員より徵收する。

衞生組合は邦治當初に於ける唯一の公共機關てあるか、その職掌とする事項は極めて局限せられ、主要なる公共的事務は總て官憲の管掌する所てあつた。然るに州の居住者は漸次定住心を加へ來り、公共心の發達亦著しきものあり、一衞生組合を以てしては、居住者の公共施設に

對する希望を滿足せしむる事か出來なくなつたので、大正四年九月府令第二十六號を以て大連及旅順に市を設置して一方には公共機關の規模を擴張し、他方には他日眞の自治制度に達するの階梯たらしめたのてある。

市規則によれは市は敎育、衞生其他特に指定せられた事務を掌るものとす。決議機關としては市に市會を置き、市會議員の定員は大連三十二名、旅順十六名とし、其半數は民政署長之を選任し、選任せられた議員は他の半數の議員を選擧して民政署長の認可を受くるを要する。此れ過渡期の市制として最も特色ある點てある。市長は市を代表し、市の事務を擔任するものとし、市會の推薦せる候補者三名に就き關東長官之を選任するのてある。以上府令に基つき大正四年十月一日大連及旅順兩市は各其事務を開始し、從來の衞生組合の事務一切を繼承せる外、小學校及公學堂に關する事務の一部及敎育事務を掌理することゝなり以て今日に至つたのてある。

第二項　會　村

關東州に於ける市以外の地方制度は我軍政當時の施設を踏襲したものてあつて、更に我軍政當時の施設は淸、露時代の遺制に本くのてある。軍政當時に於ては、初め軍政署の下に民務所を設け、土地の名望あるものを民務長に選任し、其下に會長、村屯長を置いて地方統治に當ら

しめた。玆に所謂會は我内地に於ける村に當り、村屯は大字に當るのてある。其後民務所を廢し、陸軍士官又は高等文官を以て之に代りて管區長たらしめたか、其下に於ける會村制度は舊によりて多く變更する所か無かつた。

明治三十九年十月關東州の行政は關東都督府の掌る所となつたか、會村制度は依然舊制を踏襲し、會村地域の分合について多少の變更を加へしのみ、以て今日に至つたのてある。而して該制度については特に成文の規定を設くる所なく、多く舊慣に委ねたのてあるか、我行政の普及と官憲の指導との結果、敎育、產業等の施政に付いて漸次改良の步を進めつゝあるのてある。現在各民政署管下に於ける會數は旅順民政署管下は六、大連民政署管下は六、金州民政署管下は五五、合計六十七てある。

第二節　財　政

第一款　會　計

明治三十九年九月關東都督府創設せらるゝに當り府の會計は外務省の所管となり、同年度内經費は之を臨時事件費より支辨した。然るに翌四十年三月法律第十七號を以て關東都督府特別

會計法公布せられ、地方費に關しては勅令第四十號を以て關東州地方費令の規定を見、玆に初めて都督府財政の基礎か定まつたのてある。而して都督府特別會計の所管は、都督府の隷屬關係に從ひ屢々變更した。卽ち明治四十三年六月拓殖局の設置に伴ひ外務省より大藏省に移り、大正二年六月拓殖局の廢止の結果再外務省に復し、大正六年七月拓殖局復活の結果更に大藏省の所管となつたのてある。

特別會計法實施以前に於ける歲出事務は關東都督を仕拂命令官とし、必要の部局に現金前渡官吏を置いて之を掌理せしめたのてあるか、同法實施以後に於ては金庫所在各部局長を以て分任仕拂命令官となし、金庫の設置なき地方に於ては前渡官吏を置いて支拂をなさしむる事にしたのてある。南滿洲に於ける金庫は現在本金庫一、支金庫一、派出所四、合計六箇所である。

又租稅其他の公課の徵收に關しては、明治四十年三月勅令第五十六號を以て國稅徵收法の規定を準用するの件公布せられ、同四月府令第十七號を以て之か細則を規定し、訓令第二十一號を以て歲出取扱規程を制定したのてある。卽ち歲入事務は各部局長を歲入徵收官となし、必要に應して分掌官を置き之を掌理せしむることゝしたのてある。

第二款　歲　計

第一項　國庫特別會計

關東廳特別會計は都督府時代、明治四十年法律第四十號を以て規定せられた。該規定によれは、關東廳の會計は特別とし、その歳出は廳收入及一般會計の補充金を以て之に充つるものとし、同年度から實施せられたのである。而して關東廳の官制上の行政區域は、單り關東州に局限せらるゝに反し、其の管掌する所は南滿洲鐵道の保護、取締並に鐵道附屬地帶及其他に於ける通信、觀測に關する事務に及ひ、又南滿洲六領事館の經費亦廳の負擔する所てある。之れ其の收入に比して多額の行政費を要する所以てある。最近五箇年間に於ける歳入歳出を擧くれは左の如くてある。

一、特別會計歳入、歳出表（其一）（圓位未滿切捨）

年度	歳入				歳出	歳出に對する收入の比	歳出に對する補充金の比
	收入	補充金	繰入金	計			
大正五年	二、八二八、八六六	二、〇〇七、〇〇〇	一、四四四、四五八	六、二八〇、三二四	四、二〇八、〇〇三	〇・六七二	〇・四七七
大正六年	三、六四五、八二七	二、〇〇七、〇〇〇	二、〇七二、三九六	七、七二五、二二三	四、六一三、九八五	〇・七九〇	〇・四三五
大正七年	四、六四八、三三一	二、一〇三、二〇三	三、一一二、二二八	九、八六三、七六二	六、八九五、八五三	〇・六七四	〇・三〇五
大正八年	六、四九〇、八〇二	三、〇〇〇、〇〇〇	三、九六七、九〇八	一三、四五八、七一〇	九、五三一、七二五	〇・六八一	〇・三一五
大正九年	四、八四七、八九五	三、二五〇、〇〇〇	二、〇九五、八一〇	一〇、一九三、七〇五	一三、四四一、五〇六	〇・三六一	〇・二四二

備考—九年度は施行豫算額に依る。

二、特別會計歲入、歲出表（其二）（圓位未滿切捨）

種別＼年度		大正五年度	大正六年度	大正七年度	大正八年度	大正九年度
歲入	經常部	二、七八二、六二〇	三、五八四、八二九	四、五三一、六六〇	五、八一六、七三五	四、七三三、一四一
	臨時部	三、四九七、七一四	四、一四〇、三九四	五、三三一、〇七一	六、六四一、九七五	五、四六〇、五六四
	合計	六、二八〇、三三四	七、七二五、二二四	九、八六二、七三一	一二、四五八、七一〇	一〇、一九三、七〇五
歲出	經常部	三、一四八、三七八	三、四一〇、二二二	三、八〇〇、三二八	四、八二五、六六一	七、五四九、四九六
	臨時部	一、〇五九、六二五	一、二〇二、七七三	三、〇九五、五二五	四、七〇六、〇六四	五、八九二、〇一〇
	合計	四、二〇八、〇〇三	四、六一二、九八五	六、八九五、八五三	九、五三一、七二五	一三、四四一、五〇六

備考—九年度は施行豫算額に依る。

三、特別會計歲入累年比較表（圓位未滿切捨）

科目＼年度	五年度	六年度	七年度	八年度	九年度
經常部					
關東都督府歲入	二、七八二、六二〇	三、五八四、八二九	四、五四二、六九〇	五、八一六、七三五	四、七三三、一四一

租稅	三一三、三五八	三三九、二八七	三一九、〇一三	三八一、九五二	四九九、七三三
地租	一〇九、〇〇五	一〇九、〇〇一	一〇九、〇一五	一六三、四一六	一〇九、〇〇五
鹽稅	二〇四、三五三	二三〇、二八四	二〇九、九九七	二一八、五三四	二〇〇、五九一
所得稅	—	—	—	—	一九〇、一三七
官業及官有財產收入	二、二五五、三〇四	二、九九一、八三八	三、八六二、八八三	四、八二九、二七七	三、八九三、〇六〇
郵便電信及電話收入	一、八八七、〇九一	二、六〇三、一七三	三、四六七、四一八	四、三九六、九一一	三、五二六、九五〇
土地家屋貸下料	三四六、二五〇	三六六、五六六	三六六、五三五	四〇三、四六八	三四六、〇一五
囚徒工錢及製作收入	一九、九六二	二三、〇九九	二八、九二八	二八、八九七	二〇、〇九五
印紙收入	一三七、三七四	一八八、一二八	二四五、六四一	四五七、三九二	二七〇、九〇四
印紙收入	一三七、三五四	一八八、一二八	二四五、六四一	四五七、三九二	二七〇、九〇四
雜收入	七八、五九二	六五、五七四	一一五、一五三	一四八、一一三	六九、四四四
諸免許及手數料	八	三	一	—	一五
懲罰及沒收金	四三〇	九五五	八二八	二、三一一	六七五
授業料	八、一一六	九、〇一九	一三、六四四	二三、六四七	二五、三五〇
雜入	七〇、〇三七	五五、五九六	一〇一、六八〇	一三三、一五三	四三、四〇六
臨時部					
官有物拂下代	四六、二五六	六〇、九九七	一〇五、六二一	三一四、〇六六	一一四、七五四
官有物拂下代	四六、二五六	六〇、九九七	一〇五、六二一	三一四、〇六六	一一四、七五四

科目	五年度	六年度	七年度	八年度	九年度
物品拂下代	二九、六四三	三四、七三五	四九、六八三	六三、四三二	三三、一三三
建物拂下代	一、一七三	六、五八五	一三、六七五	四、三七八	一、三三三
競賣地區拂下代年賦納金	一五、四三八	一九、六七六	四三、二七一	二四六、二六七	九一、四一〇
前年度繰入金	一、四四四、五三四	二、〇七三、三九六	三、一一三、三三八	三、九六七、九〇八	三、〇九五、八一〇
補充金	二、〇〇七、〇〇〇	二、〇〇七、〇〇〇	二、一〇三、三〇三	三、〇〇〇、〇〇〇	三、三五〇、〇〇〇
南滿洲鐵道株式會社納付金	—	—	—	三六〇、〇〇〇	—
臨時部合計	三、四九七、七九〇	四、一四〇、三九四	五、三三一、〇七一	六、六四一、九七五	五、四六〇、五六四
歲入總計	六、三八〇、四〇〇	七、七三五、三三四	九、八六三、七六三	一二、四五八、七一〇	一〇、一九三、七〇〇

備考—九年度は施行豫算額に依る。

四、特別會計歲出累年比較表（圓位未滿切捨）

科目＼年度	五年度	六年度	七年度	八年度	九年度
經常部					
關東廳	三八二、八一八	三八三、一一二	四一七、五三六	四六六、七一八	六五一、七五四
民政署	一四〇、八六五	一四四、四四八	一五七、六六二	一八四、三三一	二九六、五三六
法院	五七、七二九	五七、六六六	五九、三三一	七九、一三三	一三五、五八一
監獄費	七七、八二四	八五、四二四	九四、一五五	一一九、二八五	一五七、七四七

警察費	八六五、三三五	九一四、三七〇	一、〇三九、二八六	一、二二七、二五七	二、〇三四、九二二
教育費	四三三、三九六	四四四、七八六	五二五、四一五	五八七、八七九	八六六、八六六
遞信費	一、〇七五、〇九一	一、二四三、八〇六	一、三八九、三九八	二、〇二五、八九一	三、二〇一、一六七
海務局	七八、九一八	七五、九七一	七一、二七七	八二、七四八	二一、〇二一
觀測所	一九、〇九二	二〇、一六六	二三、七〇〇	二八、四六八	四一、八八一
諸支出金	一八、三〇六	四〇、四六〇	二二、五七五	三四、〇五六	四三、〇二三
經常部計	三、一四八、三七八	三、四一〇、二三三	三、八〇〇、三三八	四、八二五、六六一	七、五四九、四九六
臨時部					
事業費	九〇二、四〇三	九七二、四一八	一、七〇一、二八〇	一、八九〇、九五二	三、一二八、五〇二
土地調査費	一〇五、三九一	九九、八八三	一九五、二七〇	二六七、二一六	三六九、一一七
産業調査費	九、八八三	九、一六八	—	—	—
猩紅熱防遏費	一七、九〇九	—	—	—	—
臨時遞送費	二四、〇三六	一〇、九四一	二五二、〇〇四	—	—
傳染病豫防費	—	二三、〇四二	二四、五四七	—	—
臨時給與	—	五〇、一三五	七六二、八二二	一、六〇一、四三六	一、六七一、八七七
判任官以下臨時手當	—	三八、一八二	—	—	—
臨時警備費	—	—	一五九、五九一	一六六、七五六	—
旅費補足	—	—	—	七、二九八	一九、二二四

虎列剌防遏費	—	—	—	六四八、四三五	二八四、八〇〇
遞信費補足	—	—	—	一〇三、九六八	—
ペスト防遏費	—	—	—	—	四〇八、五〇〇
臨時部計	一、〇五九、六六五	一、二〇二、七七三	三、〇九五、五二五	四、七〇六、〇六四	五、八九二、〇一〇
歳出總計	四、六六八、九八六	四、六二三、九八五	六、八九五、八五三	九、五三一、七三五	一三、四四一、五〇六

備考—九年度は施行豫算額に依る、本表の外豫備金拾貳萬圓を包含す。

第二項　地方費會計

關東州地方費制度に關しては明治四十年三月勅令第四十八號を以て關東州地方費令公布せられ、同年度より之か實施を見たのである。地方費制度の目的とする所は地方住民の安寧、福利と其の負擔との關係を密接ならしむると共に一面特別會計法と相俟て州財政の運用を圓滑ならしむるにある。地方費收入は地方税、地方費に於て管理する事業及財產の收入、諸手數料及特別會計の補足金より成り、其の費途は會村事務費、敎育費、衞生費、勸業費、營繕土木費其他に充つるものである。而して地方收入は其の歳出を償ふに足らさるため、本會計實施以來、每年十五萬圓乃至二十萬圓の補助を國庫に仰いたのであるか、大正六年度以降は地方收入のみを以て獨立し得るに至つた。大正五年以降に於ける本會計の收支は次の如くである。

一、地方費會計收入、支出表 (圓位未滿切捨)

年度別＼種	收入 經常部	收入 臨時部	收入 計	支出 經常部	支出 臨時部	支出 計	支出に對する收入 增	支出に對する收入 減
大正五年度	三、五〇〇、四三六	一、九一三、一〇四	五、四一三、五四〇	八八三、五三一	二、二六九、三一四	三、一五二、八四五	二、二六〇、六九五	—
大正六年度	六、三九二、五四六	二、二七八、一五二	八、六七〇、六九八	一、一九〇、六三四	三、二七一、三二八	四、四六一、九六二	四、二〇八、七三六	—
大正七年度	六、三九四、八四一	四、二三五、六九九	一〇、六三〇、五四〇	一、四二四、〇一九	四、四八九、七四八	五、九一三、七六七	四、七一六、七七三	—
大正八年度	四、一四四、〇六八	四、七五四、九六九	八、八九九、〇三七	一、七九六、六二〇	三、〇一七、八九三	四、八一四、五一三	四、〇八四、五二四	—
大正九年度	五、六七七、九一一	二、〇九〇、七二五	七、七六八、六三六	二、五四〇、四七四	五、二二八、一六二	七、七六八、六三六	—	—

二、地方費、會計繼續費 (圓位未滿切捨)

	總費額	繼續年度	大正七年度以降支出年度割額 七年度	八年度	九年度	十年度	十一年度	十二年度
營繕費	六六〇、一八〇	自大正七年度 至大正十年度	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一三四、〇〇〇	一二六、一八〇	—	—
土木費	九三三、三〇〇	自大正七年度 至大正八年度	五三三、〇〇〇	四〇〇、三〇〇	—	—	—	—
戶口調査費	二五七、四八二	自大正七年度 至大正十二年度	一〇、九九二	三三、四〇五	一〇一、五七八	四五、五一三	四二、〇二四	二三、九七〇
計	一、八二九、九六二	—	七四三、九九二	六三三、七〇五	二三五、五七八	一七一、六九二	四二、〇二四	二三、九七〇

第三款　租　税

關東廳の租税は之を分ちて國庫所屬租税及地方税の二とする。前者に屬するものは地租及鹽税であつて、後者に屬するものは營業税及雜種税である。

第一項　國庫所屬租税

地　租

地租の賦課徴收は明治三十八年關東州民政署令第六號關東州地租規則に依り同年度より開始したのである。爾後軍政時代の舊に依り、唯明治四十年以後、爾餘の租税其他の收入と同しく、從來銀建なりし税額を金建に改めた外何等變更する所なくして今日に及んだのである。卽ち關東州に於ける民有地は田及畑を以て有租地とし、其他の土地は總て免地租とする。地租は土地の業主卽ち所有者に賦課するもので、毎年十一月を以て納期とする。其税率は一畝(我約百八十坪)に付き年額金拾五錢、田畑を通して同額とし又土地の肥瘠により區別を設けない。大正七年十月末現在の有租地段別は田百九十四畝、畑百八萬九千九百五十六畝、合計百九萬百五十畝であつて、此の税額拾萬九千拾五圓である(税率を一畝拾五錢に改めたのは大正八年四月であつて、此の税額は舊制卽ち一畝拾錢の割合に依つたものである)。

鹽　税

鹽税は明治三十八年、遼東守備軍令達第二十一號鹽税規則竝施行細則に依り始めて之を賦課

し以後引續き其舊に依つてゐる。鹽稅は之を分ちて移出稅及輸入稅の二となし、前者は製鹽を製造場から他に移出するとき製造業者に賦課し、後者は他より輸入するとき（日本製鹽を除く）輸入者に賦課するのてある。其稅率は移出に在りては一淸石（我約二石五斗、六百斤）に付金六拾錢、輸入にありては同金壹圓五拾錢てある。大正五年以降の鹽輸移出高及其稅額は左の如くてある。

種別＼年度	大正五年度	大正六年度	大正七年度	大正八年度	大正九年度
鹽移出高	三四〇、五八八石	三八三、八〇七石	三四九、九九五石	三六四、二二四石	三三四、三一八石
同稅額	二〇四、三五三円	二三〇、二八四円	二〇九、九九七円	二一八、五三四円	二〇〇、五九一円

備考―（一）州内の製鹽は頗る豐富なので此期間他より輸入かない。（二）九年度は執行豫算額に依る。

第二項　地方稅

地方稅の賦課徵收は明治四十年勅令第四十八號關東州地方費令及同年都督府令第十八號關東州地方稅規則に依るのてある。大正五年以降の確定稅額及納稅者人員は次の如くてある。

一、營業稅累年比較表

種別＼年度	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年
納税者人員	六,九七八	七,二二一	六,七二五	—	—
税額	一八五,一三四円	二〇七,八七〇円	二五七,六二三円	三三七,一二三円	六一六,四七九円

備考―九年度は豫算額に依る。

二、雜種税累年比較表

種別＼年度	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年
納税者人員	八,五〇二	三,〇一二	三,八四四	—	—
税額	一八五,六六二	一九八,三五一	二二三,一三五	二六八,二三六	四六〇,九四八

備考―九年度は豫算額に依る。

第三節　司法及監獄

關東州に於ける我が司法制度は、その端を軍政時代に發し、以後數次の變革を經たのであるが左に四期に分ちて説明する。

第一期　軍政時代　自當初至明治三十九年九月

軍政當初に於ける關東州の司法事務は他の政務と同しく軍憲の管掌せる所てあつて、其の機關方法共に極めて簡易てあつた。土民の犯罪に對しては、軍律に依るものゝ外、軍政委員に於て地方從來の法規慣例又は帝國の法令を參考として之を處斷し、民事に關しては請願あるときは之を審判した。日本人の犯罪は特に審判すへき場合を定めたるものゝ外は軍政官より之を陸軍檢察官に移付したのてある。明治三十八年八月に至り、軍令を以て民刑事處分令を發布し、臨時軍法會議及軍事法廷の權限に屬するものゝ外、民政長官の命する司法委員に於て民、刑事訴訟の審理及勸解を爲す事となつた。同處分令は地方慣習に依る外、民、刑事に關する帝國諸法規を參酌、準用したもので、審理の方法は民、刑事共に一審制を採り、唯刑事の裁判にして錯誤ありたる場合に限り、民政長官は司法委員に其再審を命し得へき事となした。其後平和の克復と共に諸事漸く常態に復するの氣運に達したので、司法事務に對しても相當改善の必要を認め、明治三十九年六月關東總督府令を以て關東州審理所條例及ひ民、刑事審理規則及刑罰令を發布した。新法令の舊制度と異る點を擧くれは次の如くてある。

一、審理官の外に檢察官を設けた事。

二、始めて覆審制度を採用した事、卽ち審理所を大連に置き、之を始審部、覆審部に分ち、始審部は單獨審理官をして勸解及ひ民、刑事の裁判を爲さしめ、覆審部は會議制とし三人の審理官を以て組織し、始審部の判決に對する上訴及第一審且終審として特定の犯罪の審判に當らしめた。

三、刑事は地方の法規慣例の外帝國刑法の正條に照して之を處斷することゝした事。

四、刑の執行猶豫の制を設けた事。

五、稍々詳細に民、刑訴訟手續を定めた事。

第二期　法院令に依る法院時代　自明治三十九年九月 至明治四十一年九月

明治三十九年七月勅令第百九十八號を以て關東都督府法院令公布せられ、同九月一日都督府の開府と共に其の實施を見るに及んで州內の司法事務は玆に始めて專門の司法官をして之を掌らしむる事となつたのである。當時の法院は關東都督に直屬して、之を地方法院及高等法院に分ち共に旅順に置いた。地方法院は單獨制であつて、民、刑事の始審及非訟事件の事務を取扱ひ、高等法院は三人の判官を以て組織せる合議制であつて、終審として地方法院の裁判に對する上訴を審理する。法院の組織は各判官五名檢察官一名の外通譯、書記等を置き、上級判官院長

として院内一般の事務を指揮監督し、尚高等法院長は地方法院の行政事務をも併せ監督する。
當時に於ける各法院の名稱、位置及管轄區域は次の如くである。

名稱	位置	管轄區域
關東都督府高等法院	旅順	
關東都督府地方法院	旅順	旅順民政署管轄區域
關東都督府地方法院大連出張所	大連	大連民政署管轄區域
關東都督府地方法院金州出張所	金州	金州民政署管轄區域

備考―大連、金州兩出張所は明治四十年十月之を廢止し其の事務を本院に併合した。

第三期　關東州裁判令に依る法院時代(前期)　自明治四十一年九月 至大正八年六月

以上の如く法院既に設置せられたか、司法事務に關する法規は尙暫くは審理所時代の舊によつたのである。而も軍政時代に於ける一時的權宜として制定せる法規か、急速に進展し來れる周圍の情勢に適應すへくもないので、明治四十一年九月舊來の制度を廢止すると同時に、新に勅令第二一二號を以て關東州裁判令、勅令第二一三號を以て關東州裁判事務取扱令を公布し、

其他附帶の各勅令及府令を制定して、州内に於ける司法機關及ひ司法事務の準據法に改正を加へた。新制度によれは、從來法院の專掌に屬したる裁判事務の一部を新に民政署の管轄に移したのてあるか、裁判令により始審として民政署長又は民政支署長の權限に屬する事項は次の如くてある。

一、二百圓を超過せさる金額又は價格二百圓を超過せさる物に關する民事事件。

二、支那人の外に關係のない前號以外の民事事件。

三、拘留又は科料に該るへき罪。

四、一年以下の自由刑又は二百圓以下の罰金の刑に該るへき行政諸規則違反の罪。

五、裁判所構成法第十六條ノ一第一項第二號以下に揭けたる支那人の罪。

六、民事爭訟調停、登記、公證、確定日附、執達事務及非訟事件の一部。

民政署管轄以外の事件は總て地方法院に於て始審の裁判を爲し、高等法院は終審として地方法院又は民政署の裁判に對する上訴に付き覆審をするのてある。而して裁判事務取扱に關する規定は從來の法規に比して著しく詳密となつた。改正の要點を擧くれは次の如くてある。

一、支那人相互間の民事事件及土地に關する權利に就ては其固有法を適用し、地方の慣例に

依る事。

二、一般の民、刑事及非訟事件に就ては原則として準據すへき帝國の諸法規を明示せる事。

三、公證、確定日附、執達に關する條項を加へた事。

四、民事については先つ勸解の申立を爲すを要する從來の制を廢し、新に民事爭訟調停の制を設け、一旦調停成立した場合には同一事件について訴訟を提起する事を許さす、調停成立により作成せられた調書に對し執行に付て判決と同一の效力を與へた事（以上裁判事務取扱令）

五、支那人に對し三箇月以下の懲役に處すへき犯罪に付ては、情狀に依り罰金又は笞刑に、百圓以下の財産刑に處すへき犯罪に付ては、情狀に依り笞刑に處することを得るの制を設けた事（勅令第二三六號關東州罰金及笞刑處分令）

六、辯護士の制度を公認した事（勅令第二一四號關東州辨護士令）

第四期　關東州裁判令に依る法院時代（後期）　大正八年六月以降

上述せる如く前期に於て裁判事務の一部は民政署長の權限に移つた。蓋し行政整理の結果大連及金州地方法院出張所廢止せられ、訴訟は總て法院に輻湊し訴訟當事者の不便少からす、之か

緩和を策する必要かあつたのと、輕易なる訴訟事件は寧ろ民政署長をして審理せしめ、事件處理の上に駿速を計るを便利と思惟したのとか、該制度の主旨てあるものゝ如くてある。而も行政官をして司法事務に當らしむるは固より一大變則てあつて、啻に裁判の的確、公正を保つ上に遺憾多きのみならす、州内に於ける法律生活の益々複雜に赴き、權利思想の愈々向上するに伴ひ、專任司法機關をして司法事務に當らしむる必要を認め、大正八年六月勅令第二七二號を以て裁判令を、勅令第二七三號を以て裁判事務取扱令を改正した。改正の要旨は州内の司法事務は專任の司法機關をして之を掌らしむる事としたのと、司法事件に就て準據すへき帝國法規の範圍を擴張したのにある。

始審として民政署長又は民政支署長に屬せる權限に關する裁判令の規定は、新改正の下に廢止されたのてあるか、而も總ての犯罪特に行政規則違犯に對する處罰の如き、悉く其の處斷を正式裁判に仰くに於ては徒らに事件を輻湊せしむへく、犯行者自身に於ても輕微なる犯罪の爲に煩瑣なる手續を踏まねはならない不便かあるので、前記の改正と同時に勅令第二七四號を以て新に關東州犯罪即決例を發布するに至つた。即決は民政署長又は民政支署長か其の管轄區域内に於て行はれた特定の犯罪に對してのみ之をなすのてある。即決の言渡に對しては正式裁

判の申立をなす事か出來るのてあるか、但しその言渡は正式裁判申立期間の經過に因て確定判決と同一の效力を生するのてある。即決する事を得へき犯罪は次の如くてある。

一、拘留又は科料の刑に該る罪。

二、三月以下の懲役又は百圓以下の罰金若くは科料の刑に處すへき賭博の罪及拘留又は科料の刑に處すへき刑法第二百八條の罪。

三、三月以下の自由刑又は百圓以下の財産刑に處すへき行政法違反の罪。

關東州に於ける司法事務に關する現行法規は主として帝國法規に則つたもので、特殊の場合を除いては其の實體法手續法、共に母國法と大差かない。唯法院令施行當時に在ては法域を異にせるため内地、朝鮮、臺灣、樺太との間に於ける聯絡を缺いたか其後共助法、共通法の施行に依てかゝる手續上の不便を一掃したのてある。

從來滿洲に於ける帝國領事裁判の上訴は、長崎控訴院又は地方裁判所の管轄に屬したか、明治四十一年四月法律第五十二號を以て、右の上訴を都督府高等法院の管轄に移し、同時に領事の豫審を爲した重罪の公判を地方法院の管轄となし、又外務大臣に於て國交上必要と認むるときは、領事の管轄に屬する刑事事件を地方法院の裁判に付する事を得へく、而して右の裁判に

對する上訴は同しく高等法院の管轄に屬するものとなした。此の制度の結果、當事者は表面上三審制度の利益を失つた觀かあるか、實際に於ては時日費用の點に於て多大の便益を受け、爾來領事裁判に對する上訴か著しく增加したのである。

一、高等法院民事件數元審廳別（大正八年）

元審廳名	受理 舊受	受理 新受	受理 計	既濟 棄却	既濟 變更 全部	既濟 變更 一部	既濟 取下	既濟 和解	既濟 其他	既濟 計	未濟
地方法院	七	一二	一八	六	二	一	一	｜	｜	一〇	八
旅順民政署	二	一	三	一	｜	｜	一	一	｜	三	｜
大連民政署	一	八	九	三	二	｜	三	｜	｜	八	一
金州民政署	二	九	一一	五	一	｜	二	｜	｜	八	三
牛莊領事館	｜	一	一	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一
遼陽領事館	一	｜	一	｜	一	｜	｜	｜	｜	一	｜
奉天領事館	一	五	六	一	一	一	｜	｜	｜	三	三
鐵嶺領事館	一	｜	一	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一
長春領事館	｜	一	一	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一
安東領事館	一	｜	一	｜	一	｜	｜	｜	｜	一	｜

計	一六	三六	五二	一六	八	二	七	一	|	三四	一八
大正七年	一〇	三二 ×一	四二 ×一	一三	五	|	七 ×一	一	|	二六 ×一	一六
大正六年	一四	二九	四三	一二	九	二	六	四	一	三三	一〇
大正五年	二七	三六 ×一	六三 ×一	一九	八 ×一	|	一〇	一二	|	四九 ×一	一四

備考―表中×印あるものは闕席判決に對する故障事件である

二、高等法院民事件數關係者國籍別（大正八年）

種別	土地	建物	金錢	物品	證券	雜事	合計
日本人と日本人との訴訟	|	二	一四	|	|	五	二
日本人と支那人との訴訟	|	|	一	|	|	|	一
支那人と支那人との訴訟	三	一	三	|	|	六	一三
支那人と外國人との訴訟	|	|	一	|	|	|	一
總計	三	三	一九	|	|	一一	三六
大正七年	四	三	二二	|	|	三	三二
大正六年	二	一	二四	|	|	二	二九

大正五年	四	二	二五	二	|	三	三六

三、高等法院刑事件數元審廳別（大正八年）

元審廳名	受理			既濟							未濟
	舊受	新受	計	棄却	取消 全部	取消 一部	取下	消滅	其他	計	
地方法院	七	二六	三三	一六	一一	|	二	|	|	二九	四
旅順民政署	|	一	一	|	|	|	一	|	|	一	|
遼陽領事館	|	二	二	|	一	|	|	|	一	二	|
奉天領事館	一	一五	一六	六	三	二	三	|	|	一四	二
鐵嶺領事館	|	一	一	|	|	|	一	|	|	一	|
鄭家屯領事館	|	一	一	|	一	|	|	|	|	一	|
長春領事館	|	一四	一四	|	五	一	一	|	|	七	七
安東領事館	一	二	三	|	一	|	二	|	|	三	|
哈爾賓領事館	|	一	一	|	|	|	一	|	|	一	|
齊々哈爾領事館	|	一	一	|	一	|	|	|	|	一	|
總計	九	六四	七三	二二	二三	三	一一	|	一	六〇	一三

大正七年	九	六九	七八	一七	二一	九	二三	|	|	六九	九
大正六年	|	五一	五一	八	二三	一	一〇	|	|	四二	九
大正五年	一	二三	二三	九	七	|	七	|	|	二二	|

四、高等法院刑事判決人員（大正八年）

罪名	日本人		支那人		外國人		合計		
	有罪	無罪	有罪	無罪	有罪	無罪	有罪	無罪	計
逃走の罪	一	|	|	|	|	|	一	|	一
阿片煙に關する罪	一二	|	三	|	|	|	一五	|	一五
文書僞造の罪	一	|	|	|	|	|	一	|	一
賭博及富籤に關する罪	二	|	|	|	|	|	二	|	二
殺人の罪	一	|	二	|	|	|	三	|	三
傷害の罪	一	|	|	|	|	|	一	|	一
竊盜の罪	一〇	|	一	二	|	|	一一	二	一三
強盜の罪	六	一	一	|	|	|	七	一	八
詐欺及恐喝の罪	四	三	二	|	|	|	六	三	九
横領の罪	七	|	|	|	|	|	七	|	七

護物に關する罪	一	｜	｜	三	｜	｜	一	三	四
明治三十八年法律第六十六號違反	五	一	一	｜	｜	｜	六	一	七
營業取締規則違反	一	｜	｜	｜	｜	｜	一	｜	一
郵便法違反	一	｜	｜	｜	｜	｜	一	｜	一
關稅法違反	一	｜	｜	｜	｜	｜	一	｜	一
總計	五四	五	一〇	五	｜	｜	六四	一〇	七四
大正七年	七四	三	一四	｜	｜	｜	八八	三	九一
大正六年	四八	五	三	｜	｜	｜	五一	五	五六
大正五年	二八	｜	四	｜	｜	｜	三二	｜	三二

五、地方法院民事件數件名別（大正八年）

件名	受理			既濟						未濟
	舊受	新受	計	缺席判決	對席判決	取下	和解	其他	計	
人事	一	八	九	｜	一	二	一	五	九	｜
土地	｜	五	五	｜	｜	一	｜	四	五	｜
建物	｜	×一三九	×一三九	三	×一二	×一七	×一四	三	×一三九	｜

船舶	—	一	一	—	一	—	—	一	—	—
金錢	二一	×八三四	×一〇三五	二五	一三	二六	七	×二三九	×一〇三〇	五
物品	一	三	四	—	—	—	一	三	四	—
證券	一	—	一	—	—	—	—	—	—	一
雜事	二	六	八	—	二	一	—	五	八	—
總計	二六	×一二六六	×一五六二	二八	×一一九	×三一七	×一一三	×四三九	×一四六六	六
大正七年	二二一	×五三三	×七五四	一四	×一二五	×一三六	三	—	×四五八	二六
大正六年	一五四	×七五二	×一八〇七	×三一八	×二六	×一三五	×二七	—	×六八六	×二二一
大正五年	一二五	×五八〇	×一六〇五	×一二七	×一二四	×一一五	五	—	×五五一	×一五四

備考—（一）既濟欄の其他に記載の五十二件は地方法院大連支廳に引つきたるもの　（二）×印は闕席判決に對する故障事件である。

六、地方法院刑事件數（大正八年）

罪名	受理件數			既濟件數					未濟件數	新受件數に對する被告人員			
	舊受	新受	計	有罪	無罪	消滅	其他	計		日本人	支那人	外國人	計
逃走の罪	一	—	一	一	—	—	—	一	—	—	—	—	—
放火及失火の罪	—	一	一	—	—	—	—	—	一	—	—	—	一

阿片煙に關する罪	—	六六	六六	六〇	—	—	—	六〇	六	四四	三四	—	七八
文書僞造の罪	二	一	三	二	—	—	—	二	一	一	—	—	一
有價證券僞造の罪	—	五	五	一	—	—	—	一	四	二	三	—	五
猥褻、姦淫及重婚の罪	—	一	一	—	—	—	—	—	一	一	—	—	一
賭博及富籤に關する罪	—	四	四	一	—	—	—	一	三	一六	二	—	一八
禮拜所及墳墓に關する罪	—	六	六	六	—	—	—	六	—	—	六	—	六
瀆職の罪	—	一	一	—	—	—	—	—	一	一	—	—	一
殺人の罪	一	八	九	七	—	一	—	八	一	三	五	—	八
傷害の罪	二	一七	一九	一三	—	—	—	一三	六	一二	一三	—	二五
略取及誘拐の罪	—	一	一	—	—	—	—	—	一	—	三	—	三
竊盜の罪	四	一四〇	一四四	一三二	—	一	—	一三三	一三	五〇	一二一	—	一七一
強盜の罪	六	一六	二三	一九	—	—	—	一九	三	一六	一七	—	三三
詐欺及恐喝の罪	四	三七	四一	二八	一	—	—	二九	一二	二八	二〇	—	四八
橫領の罪	二	五六	五八	四八	—	一	—	四九	九	五三	一七	—	七〇
贓物に關する罪	一	八	九	九	—	—	—	九	—	五	五	—	一〇
諸法令違反	一	一〇六	一〇七	九九	—	—	—	九九	八	一一〇	八	—	一一八
總計	二四	四七三	四九八	四二五	一	三	—	四二九	六九	三四二	二五四	—	五九六

大正七年	三	一八一	二〇三	一七七	一	—	一	一七九	二四	一六九	七八	—	二四七
大正六年	七	一五九	一六六	一四四	—	—	—	一四四	二二	一二四	一〇六	—	二三九
大正五年	五	×一 一二九	×一 一三四	×一 一二五	一	—	一	×一 一二七	七	×一 一〇五	九一	—	×一 一九六

備考―表中×印を附せるは闕席判決に對する故障事件である

七、地方法院大連支廳民事件數件名別（大正八年）

件名	受理			既済						未済
	舊受	新受	計	闕席判決	對席判決	取下	和解	其他	計	
人事	—	七	七	—	一	一	—	—	二	五
土地	—	九	九	—	二	一	—	—	三	六
建物	—	×一 九	×一 九	一	—	—	二	—	三	×一 六
金錢	—	×八 五五	×八 五五	×一 一三	×一 五	七	二	—	×二 二七	×六 二八
物品	—	四	四	—	—	—	一	—	一	三
雜事	—	五	五	一	—	一	—	—	二	三
總計	九	×九 八九	×九 八九	×一 一五	×一 八	一〇	五	—	×二 三八	×七 五一

備考―（一）本支廳は大正八年十月二十日の開廳に係る、新開件數中地方法院より引繼を受けたもの五十二件ある　（二）×印は闕席判決に對する故障事件である。

八、地方法院大連支廳民事件數（訴訟區別）（大正八年）

種別	人事	土地	建物	金錢	物品	合計
日本人と日本人との訴訟	一	一	五	一七	一	二五
日本人と支那人との訴訟	—	—	—	二	—	二
支那人と支那人との訴訟	一	四	一	七	—	一三
總計	二	五	六	二六	一	四〇

九、民政署民事訴訟件數（大正八年）

件名		五圓迄	十圓迄	二十圓迄	五十圓迄	七十五圓迄	百圓迄	二百五十圓迄	五百圓迄	七百五十圓迄	千圓迄	五千圓迄	一萬圓迄	一萬圓以上	計	總金額
旅順民政署	金錢	—	—	二	一	—	一	—	—	一	—	—	—	—	五	八二四
大連民政署	土地	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	一	二五〇
	建物	—	—	—	一	—	—	二	一	—	—	—	一	—	五	八、六八一
	金錢	—	二	二	七	一〇	九	三三	七	三	六	—	—	—	七九	一七、〇五七
	雜事	—	—	—	—	—	四	—	—	—	—	—	—	一	五	一一、一八〇
	計	—	二	二	八	一〇	一三	三六	八	三	六	—	一	一	九〇	三六、七六八

金州民政署	土地	—	—	—	—	—	—	二	一	—	一	一	—	—	五	四、五一九
	建物	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	一	—	—	二	二、四七七
	金錢	—	—	—	一	一	一	—	—	—	一	—	—	—	四	一、〇八一
	證券	—	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	一	一〇〇
	雜事	—	—	—	—	—	五	—	—	—	—	—	—	—	五	五〇〇
	計	—	—	—	一	一	七	二	一	一	二	二	—	—	一七	八、六七七
總計		—	二	四	一〇	二	三	二八	九	五	八	二	一	一	一一三	四六、二六九
大正七年		—	九	二九	六五	三三	六三	六三	一八	一三	四	七	一	四	三〇八	一三五、三七七
大正六年		一三	一〇	四四	九二	三四	六〇	七二	二〇	六	三	一〇	四	三	三六〇	一七一、六九五
大正五年		一五	三六	六六	一一五	三八	六四	七七	一九	七	四	六	—	一	四四八	七三、六九三

備考—金錢にあらさる事件の金額は見積額である。

一〇、民政署民事爭訟調停件數（大正八年）

件名	件數 五圓迄	十圓迄	二十圓迄	五十圓迄	七十五圓迄	百圓迄	二百五十圓迄	五百圓迄	千圓迄	千圓以上	計	總金額
一、金錢	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一	二、六一円

大連民政署		金州民政署 本署				金州民政署 普蘭店支署				金州民政署 貔子窩支署				總
雑事	計	土地	金錢	米穀	計	土地	金錢	米穀	計	土地	金錢	米穀	計	計
｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	一	｜	｜	一	一	二
｜	｜	｜	一	｜	一	三	｜	｜	三	三	｜	｜	三	五
｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	｜	一	｜	一	｜	一	三
一	一	｜	｜	｜	｜	｜	一	｜	一	｜	一	｜	一	二
｜	｜	｜	｜	一	一	一	二	｜	三	一	二	｜	三	五
｜	｜	｜	｜	｜	｜	四	一	｜	五	四	一	｜	五	八
｜	｜	｜	｜	｜	｜	二	｜	｜	二	二	｜	｜	二	五
｜	一	一	｜	｜	一	一	｜	｜	一	一	｜	｜	一	三
一	二	一	一	一	三	一二	五	一	一七	一二	五	一	一七	三三
一〇〇	二、三六一	一、〇九四	三五	一六四	一、二九三	五、七九九	七九[illegible]	一二	六、六〇四	六一四	三、二二四	三二一	四、一四[illegible]	一四、三九八

大正七年	—	—	一	七	四	三	四	三	一	三	二六	一六、三六三
大正六年	—	—	四	九	四	七	七	四	三	二	四〇	八、五一四
大正五年	二	二	四	九	三	五	八	三	三	一	四〇	七、六六三

備考―金錢にあらさる事件の金額は見積額てある。

監獄

關東州に於ける監獄事務は明治三十八年六月、軍政署の警察事務の一部として處理せしを始とし、翌三十九年九月關東都督府設置せらるゝや民政部内に監獄署を置き、専ら獄務に當らしむる事とした。當時監獄署は本署を旅順に、支署を大連に置き、同年十一月更に金州出張所を設けたか、翌四十年地方法院出張所廢止せらるゝと共に、大連支署、金州出張所を廢止せられ在監者は總て之を旅順本監に移し、以て今日に及んてゐる。

明治四十一年十月勅令第二七四號を以て發布せられた都督府監獄署官廳によりて、從來民政部の一部局たつた監獄署は、初めて獨立の官廳として都督の管理に屬し、獄務を掌理することゝなつた。監獄署に拘禁する者は高等法院及地方法院に繫屬中の刑事被告人、兩法院の判決に係る囚人の外、滿洲に於ける領事官の判決した者の中其刑の執行を囑託せられた三月以上の禁錮囚、懲役囚てある。刑の執行方法については特別の法規かないか、内地監獄法に準據して之を處理

してゐる。支那人の戒護については特に足鎖を使用し、又支那人の微罪に對しては特別の法規によりて笞刑を執行してゐる。

一、入監及出監人員（大正八年中）

種別	日本人 入監	日本人 出監	日本人 年末現在	日本人 在監延人員	支那人 入監	支那人 出監	支那人 年末現在	支那人 在監延人員	計 入監	計 出監	計 年末現在	計 在監延人員
刑事被告人	二九一	二六三	五九	一五、八三一	二七一	二四六	五〇	一五、四二三	五六二	五〇九	一〇九	三一、二五四
囚人	一九四	一六六	二二一	七五、二一三	一二二	一〇四	一七一	五八、七七三	三一六	二七〇	三九二	一三三、九八六
留置人	一	一	—	三〇	—	—	—	—	一	一	—	三〇
計	四八六	四三〇	二八〇	九一、〇七四	三九三	三五〇	二二一	七四、一九六	八七九	七八〇	五〇二	一六五、二七〇
大正七年	四二四	三八七	二二四	六九、一七八	二一二	二一七	一七八	六八、七六九	六三六	六〇四	四〇二	一三七、九四七
大正六年	三一七	二五六	一八七	五一、四四六	二三〇	二一九	一八三	六三、二二二	五四七	四七五	三七〇	一一四、六六八
大正五年	二五二	二六七	一二六	四五、三〇八	二七七	二七四	一七二	五七、九九九	五二九	五四一	二九八	一〇三、三〇七

備考―(一)入監欄には逃走、責付、保釋の復歸者を、出監欄中には死刑、死亡、逃走、責付、保釋及他管へ押送せられし者を含む
(二)朝鮮人は日本人中に包含す、以下同じ。

二、受刑者罪質別人員（右行日本人 左行支那人）

種別＼年度	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年
竊盜	四六 九三	四八 五七	七六 六〇	八〇 七一
强盜	一四 三七	一四 二一	一〇 一二	二七 一
賭博及富籤	｜ 二	一 ｜	一三 ｜	六 ｜
詐欺及恐喝	一〇 二	二〇 八	四三 三	二四 九
横領	二五 ｜	二七 一	三三 七	四五 一
贓物に關する罪	一 四	一 一	三 二	四 ｜
通貨僞造	一 ｜	一 ｜	三 一	三 六
文書有價證券僞造	二 一	六 ｜	一〇 一〇	一 一
猥褻姦淫及重婚	一 一	一 ｜	一 一	｜ ｜
瀆職	｜ ｜	二 一	｜ ｜	二 ｜
傷害	二 三	三 一〇	五 二	五 六
殺人	一 七	二 ｜	一 一一	一 五

罪名								
逮捕及監禁	—	三	—	—	—	—	—	—
逃走	—	—	—	—	一	—	—	—
墮胎	—	—	—	—	—	—	—	—
放火	—	—	—	—	—	—	—	—
其の他	二	—	二〇	—	一八	三	一四	三
諸規則違反	—	—	二	—	一	—	二	—
合計	一〇五	一五四	一四九	九九	二一七	一一二	一九四	一二三
計	二五九		二四八		三二九		三一七	

第四節　警察

第一款　警察機關

軍政當初關東州に於ける警察事務は、各軍政署に配置した憲兵をして之を掌理せしめ、未た特別の機關を設くるに至らなかつたが、明治三十八年關東州民政署編成せらるゝや、其の分課の

一として警務部を設け、州内に於ける警察行政の中央機關となし、各主要地には支署及ひ支署出張所を設け、助長行政に兼ぬるに警察行政を行はしめた。之れ關東州に於ける警察制度の嚆矢てある。翌三十九年九月都督府の設置せらるゝや、州内の警察事務は、他の一般行政と共に民政部の管掌に移り、部に警務課を置いて之を掌理せしめ、大連、旅順、金州各民政署に警察官を配屬し、地方の警察事務を掌らしめた。爾來數次の廢合を經たのてあるか、其大體の組織は依然民政署當時の舊に仍り、大なる變化かなかつた。卽ち關東廳民政部に警務課を置いて、滿洲に於ける我警察行政を統へしめ、地方警察機關としては、州内には民政署、民政支署の一分課として警務課又は警務係を置き、州外鐵道附屬地帶に於ては、沿線主要地に警務署、同支署を置いて之か機關たらしめ以て最近に至つた。然るに大正十年六月二日の官制改正により從來の民政部か分れて二局となり、警務局か、内務局に對して獨立した結果、州内の各地方に於ても、民政署に對して新に警務署の獨立を見るに至つた。又必要の場所には警務支署を設くることか出來るのてある。新に獨立したる警務局には警務局長を置き、關東長官の命の下に、部下の警察官吏を指揮監督し、警察及衛生に關する事務を管掌せしむるのてある。又警務署長は警視、警務支署長は警部を以て之に充て、上司の指揮監督の下に部内に於ける警察及衛生事務

を掌理せしむ。而して從前民政署長の有せし出兵請求權は警務署長に移轉し、卽ち管内の靜謐を維持する爲兵力を要するときは關東長官に具狀すへく、緊急の場合には直ちに附近の守備隊長に兵力の使用を請求することを得せしめた。現在に於ける警察官署の名稱、位置、管轄區域及派出所數を表示すれは次の如くである。

關東廳警察機關配置表

(一) 關東州

名稱	位置	管轄區域	管内派出所數
旅順警務署	旅順市	旅順民政署の管轄區域に同し	二三
大連警務署	大連市	大連民政署の管轄區域に同し	四二
金州警務署	金州街	金州民政署の管轄區域に同し 直轄、金州民政署直轄區域に同し	六〇
金州警務署普蘭店支署	普蘭店街	金州民政署普蘭店支署管轄區域に同し	
金州警務署貔子窩支署	貔子窩街	金州民政署貔子窩支署管轄區域に同し	

(二) 鐵道附屬地

名稱	位置	管轄區域	管内派出所數
營口警務署 瓦房店警務支署 營口警務支署 大石橋警務支署	營口 瓦房店 大石橋	關東州界より湯崗子(湯崗子を含ます)迄及營口支線全部 直轄　營口支線全部 關東州界より蓋平(蓋平を含ます)迄 蓋平より湯崗子(湯崗子を含ます)迄	二六
遼陽警務署 遼陽警務支署 鞍山支署	遼陽 鞍山	湯崗子より沙河迄及煙臺支線全部 直轄　首山より沙河迄及煙臺支線全部 湯崗子より首山(首山を含ます)迄	一九
奉天警務署 奉天警務署 撫順支署 奉天警務署 本溪湖支署	奉天 撫順 本溪湖	沙河(沙河を含ます)より新臺子(新臺子を含ます)迄及安奉線分岐點より草河口(草河口を含ます)迄並撫順支線全部 直轄　沙河(沙河を含ます)より新臺子(新臺子を含ます)迄 安東線分岐點より石橋子迄及撫順支線分岐點より楡樹臺迄 撫順支線楡樹臺(楡樹臺を含ます)より撫順迄 石橋子(石橋子を含ます)より草河口(草河口を含ます)迄	五六
鐵嶺警務署 鐵嶺警務署 開原支署	鐵嶺 開原	新臺子より滿井迄 直轄、新臺子より中固(中固を含ます)迄 中固より滿井迄	三一
長春警務署 長春警務署 四平街支署 長春警務署 公主嶺支署	長春 四平街 公主嶺	滿井(滿井を含ます)より長春迄 直轄、劉房子(劉房子を含ます)より長春迄 滿井(滿井を含ます)より郭家店(郭家店を含ます)迄 郭家店より劉房子迄	三九
安東警務署	安東	安奉線草河口より安東迄	三四

附屬地以外の南滿洲に居住する邦人の保護取締其他一般警察事務は所在領事の管掌に屬し、爲めに各領事館には領事館警察署を附設してゐる。卽ち相接せる同一地域に都督府及外務省系統の警察機關併存し、行政統一上不便少からさるより、明治四十一年都督府官制の一部に改正を加へ、一面には南滿洲駐在の領事官をして都督府事務官を兼ぬるの道を開いて都督府警察事務の執行に當らしむると同時に、他面には都督府警察官をして外務省警察官を兼ねしめて之を領事館警察署に配屬し管内の警察事務に任せしめた。該制度實施以來滿洲の我警察機關は宛然一系統の下に活動するの實況を呈するに至つた。

警察職員

警察職員の配置に關しては關東州民政署設置以來幾多の變遷を經たのであるか。大正十年度に於ける各署配置定員は次の如くてある。

警察職員配置定員

配置箇所	警視	警部	翻譯生	技手	警部補	巡査 部長	巡査 内勤	巡査 刑事	巡査 外勤	巡査 計	囑託	巡捕
警察官練習所		二			四						二	
旅順民政署		四	一		八	五	△一七	三	八二	九九	三	二五

大連民政署	一	九	一	一	一三	一九	△一九	一五	二六三	三一七	八	七五
金州民政署	一	四	一	—	一五	九	一六	三	一一八	一四六	四	一四四
營口警務署牛莊領事館	一	四	一	—	一〇	六	一〇	四	六〇	八〇	六	三六
遼陽警務署領事館	一	二	一	—	八	五	九	四	六七	八五	二	二六
奉天警務署總領事館	一	八	三	一	一八	一六	△一八	一四	一九三	二四一	四	四四
鐵嶺警務署領事館	一	三	二	—	一二	六	△一〇	五	八三	一〇四	二	三〇
長春警務署領事館	一	五	三	—	一五	一三	一四	一〇	一四四	一八〇	四	四〇
安東警務署領事館	一	三	一	—	一〇	五	△一八	五	八九	一〇八	一	三一
合計	八	四四	一四	二	一〇一	八三	△一二五	六三	一〇九九	一三六〇	四五	四六〇

備考—(一)△武道教師を示す、(二)本表は六月の官制改革前の調査に係る、(三)巡捕は支那人を以て之に充て、日本人警察官を補助せしむるのである。

第二款　行政警察

在留邦人取締

關東州民政署設置の當初にありては、一般邦人の渡來を禁し、或は之を制限したか明治三十八年九月始めて自由渡航を許可した。爾後邦人の渡來頓に多きを加へ、從つて不良の徒も其數を增加し、往々にして保安及ひ國交上好ましからさる結果を來すことかあつたので、明治三十九年府令第八號を以て關東州內在留者取締規則を發布し、翌四十年府令第二十六號を以て該規則を

鐵道附屬地に準用した。以上兩規定の結果、從來管轄區域内に於ける居住については、官憲の許可を要するものとした主義を改め、單に屆出を以て足ることゝしたのであるか、一方には在留者取締を嚴にし公序、良俗の維持に障害あるものと認められた者に對しては一年以上三年以内在留を禁止し得ることゝした。實施當初に於ては規定により退去を命せらるゝ者多く、明治四十一年度は七六名、四十二年度は六五名に及んたか、其後一般の氣風質實を加ふるに從つて漸次減少し、大正七年度には八名、大正八年度には九名に止まつたのである。

営業取締

在留邦人取締と關聯して必要を生したのは營業取締てある。軍政時代に於て既に特殊婦女其他に關して取締規則發布せられ、現に施行せられつゝあるものも少くないのてあるか、關東都督府設置せらるゝや明治三十九年十月府令第二十七號を以て營業取締規則制定せられ、軍政時代に於ける特別法の支配を受くへき以外の總ての營業者に對して之か適用を見ることゝなつた其後數次の改訂を經たのてあるか、現行規則に依れは許可を受くへき營業を分ちて甲乙の二種となし、甲種は新聞雜誌の發行、原動力を使用する諸營業、銃砲火藥其他諸爆發物の輸出入製造及販賣業其他總て八種てあつて、乙種は質屋、古物商、煙火業等五十一種を列擧した。甲種營業者は所轄民政署長を經て關東長官に、乙種營業者は所轄民政署長に願出て許可を受くることを

要する。其後在留民の營業益々複雜となり、以上の一般的取締規則を以てしては充分ならさるものかあるので、明治四十一年制定せられた代書業取締規則を初め逐次單行の特別法規を發布し時勢の推移に應しつゝあるのてある。而して管轄區域内に於ける警察取締營業數は大正五年に於て一六、六三三、大正六年に於て一八、一八八、大正七年に於て二〇、七四五、大正八年に於て二二、六三四、大正九年に於て三六、四六九に達してゐる。

第三款　司法警察

管轄區域内に於ける司法警察事件中最も多いのは强竊盜の被害てあつて、其原因としては邦治當初に於ては戰時掠奪の餘習尚去らさりしに依るへきも、近時に於ては遠來の支那勞働者等か窮迫の餘非違を敢てするものゝやうてある。我官憲は鋭意其の檢擧に力め逐年良好の結果を收めつゝあるのてあるか、而も我か管轄區域は狹長なる鐵道附屬地に限られ、足一度域外に出るに於ては我警察權を行使するの途なく、司法警察上非常の困難を嘗めつゝあるのてある。明治三十九年以降關東州内に於ては强竊盜の被害數逐年減少の傾向にあるか、州外に於ては一高一低未た充分の成績を示すに至らない狀態にあるのてある。

匪賊

次に馬賊の被害は殆と滿洲に附隨せるものゝ如く一般に想像せられてゐるか、實際に於て今

日尚海に陸に匪賊の跡を絶つに至らないのである。尤も民政初期に於て屢々來襲したる如き、系統的匪賊は、其後警察力の充實と保甲制度の實施とによりて影を沒したが、唯海賊の出沒は今尚歇ます、航海中の船舶或は沿海の島嶼にして其の掠奪に遭ふものが多い。關東廳に於ては警邏船を派遣し、或は海軍艦艇の派遣を求め之か剿滅に力めつゝあるか、元來馬賊と云ひ、海賊と云ひ、其固有の區別存するのではない。陸に海に隨時隨所に出沒し、而して足一度管轄區域外に出つるときは我警察力も施すに由なく、爲に未た全く剿滅し得さる狀況にあるのである。

一、管內財產關係被害及檢擧累年比較表

年次		被害				檢擧			
		州內		州外		州內		州外	
		件數	價格	件數	價格	件數	價格	件數	價格
大正五年	强盜	四三	二、五八六	七二	三、六三〇	三三	五四五	六五	二、四一三
	竊盜	二、五五三	五二、九二一	二、一三〇	五八、三七九	一、三一〇	一六、七三〇	一、一三六	二〇、一二九
	詐欺及恐喝	一六〇	二六、六一五	七五	八、七五一	一八一	七、四六六	七一	二、五五六
	横領	二七二	五二、三五四	四九	一〇、六四七	二一九	一三、三九四	五六	九、一〇〇

二、管內馬賊及海賊被害及檢擧累年比較表

	大正六年				大正七年				大正八年				大正九年			
	強盜	竊盜	詐欺及恐喝	橫領	強盜	竊盜	詐欺及恐喝	橫領	強盜	竊盜	詐欺及恐喝	橫領	強盜	竊盜	詐欺及恐喝	橫領
	五七	二、七六三	三三三	四〇五	二八	三、一五〇	二七〇	二七八	四七	二、九六五	二七六	二五五	六四	三、七四八	三二九	三二一
	七、九五〇	一三九、三六八	六七、九五七	一〇八、七六五	七、七五六	九五、〇一五	六三、九五二	八二、〇九五	七、〇六四	一八八、八〇七	二九一、四八六	一七六、七〇六	一一五、八一六	三六七、三五一	三三九、八九四	七九六、六四七
	一〇三	二、一六二	九八	七一	六九	一、四四一	一〇五	一〇三	九一	三、九六四	一一五	一二四	一七五	四、一三三	一四七	一六〇
	四〇、七九三	六七、七八一	一〇、二七五	八、一二五	三三、七二二	三三、七二三	二九、〇六三	三四、四三	二六、〇五五	二七七、四七〇	一三、八四九	一九、五一二	七七、三九三	三九一、一〇七	二五、七七一	一六〇、九七九
	四七	一、六二五	二六三	三二八	二四	三、二五八	二一三	二五一	三五	一、四三一	二九一	二二四	八二	一、八七九	三〇九	三七九
	二、一一七	九三、四一九	一七、〇五三	一九、五五九	一、一九四	二五八、五三七	三八、九三四	五三、八二四	七、〇三四	三八、九三〇	二九七、〇六一	一五八、七〇八	一〇五、八三七	一一四、六七三	五〇〇、八六七	八六九、七〇二
	一〇三	一、二〇二	九七	八四	九二	一、七五九	一一三	一一六	五一	一、七六七	一一九	一二五	一〇八	二、三四〇	一三八	一五〇
	三、四八三	三三、三三一	一、四七九	四、二七四	四、六〇五	二六、九九七	七、三七二	三三、四五四	四、九〇二	五二、七二三	九、三九一	一〇、六〇〇	四、六九八	二二四、九六八	七、〇八〇	八〇、四五四

年次		馬賊 被害件數	馬賊 檢擧 件數	馬賊 檢擧 犯人數	海賊 被害件數	海賊 檢擧 件數	海賊 檢擧 犯人數
明治三十九年	州內	八二	三六	一〇四	二〇	二	一一
	州外	九	一	一			
明治四十年	州內	三五	一九	三八	二四	四	六
	州外	四八	三	五			
大正五年	州內	一	一	五	五五	二七	四一
	州外	三	一六	五四			
大正六年	州內	—	—	—	二七	一三	一四
	州外	七	一〇	一六			
大正七年	州內	—	一	三	三一	四	一二
	州外	一三	四四	六三			
大正八年	州內	四	四	六	一八	一一	二四
	州外	一五	二〇	三一	—	—	—
大正九年	州內	—	七	四	七	九	一四
	州外	八	一一	一九	—	—	—

備考―邦治當初に於ける匪賊の狀況を明にせんか爲に特に明治三十九、明治四十兩年度の計數を揭けた。

第四款　保甲制度

保甲制度は一種の補助警察機關として古くから支那に存在したもので、十戶若くは二十戶の

住民相倚り地方の治安を維持するを目的とした。我國は之を臺灣に實施して良好なる效果を收めた。關東州に於ける金州民政支署管内は莊河復州地方に接邇して不良の住民多く爲に地方公安の維持上支障なきを得ないので、臺灣の經驗に鑑みて保甲制度を施くの有利なるを認め、明治四十二年六月以後地方規約を定めて之を金州民政支署管内に實施することゝした。

金州に於ける地方規約は臺灣に於て保甲と町村行政とを區別するものとは異なり、二者を併合し一體の裏に二作用を包含せしめた。即ち會を以て保となし、村屯を以て甲となし、會長は同時に保正たり、村屯長は同時に甲長たるものとする。保正は其會の警察官派出所監督の下に全甲長を統轄指揮し、甲長は各自所轄の甲内に於ける安寧秩序の維持及び福利の增進に力めるのである。而して甲内の各家長は甲内の非違に對して連坐の責任を有するので、該制度の精神普及するに從ひ自治自衞の觀念を發達せしめ㑹來不逞の徒は管内より其の影を沒するに至つたはかりてなく、地方行政に寄與する所亦多大なるものかあるのである。

第三章　鐵道附屬地行政

第一節　總　說

鐵道附屬地に於ける行政權は、前述せる如く、一八九六年露淸銀行と支那政府との間に締結せられた東淸鐵道會社設立に關する條約によりて設定せられたのを嚆矢とする。日露戰役後、ポーツマス講和條約及北京條約に基き、我國は東淸鐵道會社の有した權利特權を繼承した結果、附屬地に於ける行政權も亦當然我國の掌握する所となつた。而して我國は從前露國鐵道長官に專屬せる權を分ちて、軍事及警察の權は之を關東都督に、其他の一般行政權は之を滿鐵會社の總裁（現社長）に屬せしめたのである。大正八年改制の結果從來關東都督に屬した軍事の權は更に關東軍司令官に移り、關東長官は專ら民政を掌ることゝなつた。而して附屬地內に於ける邦人の裁判事務は滿洲駐在の領事官の管掌する所である。

南滿洲鐵道株式會社成立の徑路其他一般組織については、之を交通の章にゆづり、玆に滿鐵會社の管理に屬する行政權の由來をたつぬるに、明治三十九年八月一日、滿鐵會社設立委員長寺內正毅其他委員八十名に對して發せられたる、遞信大臣山縣伊三郎、大藏大臣阪谷芳郎、外

務大臣林董連名の命令書に基くのてある。該命令書第五條、第六條は左の如く規定してゐる。

第五條　其社は政府の認可を受け鐵道及附帶事業の用地内に於ける土木敎育衞生等に關し、必要なる施設を爲すへし。

第六條　前條の經費を支辦する爲其社は政府の認可を受け鐵道及附帶事業の用地内の民住民に對し手數料を徵收し其他必要なる費用の分賦を爲すことを得。

卽政府は滿鐵會社に對して土木、敎育、衞生等所謂保育行政に關する權限を付與したのてある。換言すれは此の命令は單に滿鐵會社に公共施設の義務を負擔せしめたのてはなくして、之に必要なる權力卽ち行政權をも併せ付與したものと解すへきてある。從つて公費及手數料の徵收に際しては、必要の場合には居住者の家宅若くは營業所に臨檢し、又は帳簿物件の檢査をなすを得へく、又滯納者に對しては民事訴訟によらすして、會社所定の滯納所分を行ふことを得るのてある。之れ滿鐵か純然たる營利會社にあらす、所謂植民會社若くは特許會社と稱せらる所以てある。

第二節　組織

中央機關

滿鐵會社か鐵道附屬地行政を掌理すへき職責を有すること以上述ふるか如くてあるか、會社は業務開始の當時より一定の組織を定め以て地方行政に當らしむることゝなした。而して會社の地方行政機關は、之を大別して二となすことを得へく、即ち一は本社内に在りて地方行政事務を主宰統一すへき中央機關てあつて、他は主要各地にありて直接地方經營の任に當るへき地方機關之てある。

明治四十年四月二十三日、會社は示達第一號を以て會社事務に關する分課規定を定めたのてあるか、該規定によれは、會社の組織は之を五部に分ち、各部をしてその主管事務を司らしむることゝなした。而して中央に於ける地方行政の統一機關としては地方部を置き、理事久保田清周をして部長に充て、その下に庶務、衞生の二課を置いて左の如く事務を分掌せしめた。

地方部
- 庶務課　土地、建物の貸付に關する事項　附屬地支配に關する事項　取締に關する事項　教育に關する事項　産業に關する事項　地區計畫に關する事項
- 衞生課　病院及醫藥に關する事項　淸潔及消毒に關する事項

翌明治四十一年十二月十五日に至り、會社組織の改正あり、從來の所謂部局制度を改めて合議制度となしたる結果、曩の五部を廢して八課となしたのてあるか、地方行政機關も亦地方部

に代ふるに新に地方課を以てし、大體に於て舊地方部の所管事項を以てその所管となした。大正三年五月十五日再び會社組織の改正を行ひ、從來の合議制度を廢し、各課所の上に部局を置き、重役をして各其長たらしめ、總裁之を統宰するの部局制度に復した。其結果五部三局を置くことゝなり、地方部亦復活せられ、部の下に地方及衛生の二課を置いて事務を分掌せしめた現在の事務分掌規程は大正八年七月十五日の改正になるもので、會社に社長室及七部を置き、地方行政機關としては地方部を設け、地方部を四課に分ち左の如く各其事務を分掌せしめつゝある。

地方部
- 庶務課　附屬地の管理に關する事項　公共施設に關する事項　地區計畫に關する事項　土地及建物の管理及處分に關する事項　社宅に關する事項　他課の主管に屬せざる事項
- 學務課　教育に關する事項　南滿醫學堂に關する事項　圖書館に關する事項
- 勸業課　産業の助長に關する事項　中央試驗所及農事試驗場に關する事項
- 衛生課　衛生に關する事項　醫院に關する事項

地方機關

地方行政の實際に當るべき地方機關としては、業務開始の當時、未だ各地の狀況を明にせす

猝に適當なる制度を定むる事か出來なかつたので、當時瓦房店、大石橋、遼陽、奉天、公主嶺撫順等樞要の地に關東都督府令により組織せられた居留民會のあつたのを利用して、一時居留民會を會社の機關とし地方公共事務を處理せしめた。然るに會社の地方事務は獨り附屬地公共事務に止まらず、其他社有土地建物の貸付、市街の計畫、道路の修築等かある。特に土地建物の貸付に關しては借受人の身元其他に關して詳細の調査を要するを以て、明治四十年七月大石橋遼陽、奉天、鐵嶺及公主嶺に地方部員を派遣し該地方所管の貸附事務を處理せしめ傍ら居留民會の監督に當らしめたのである。同年十月十五日に至り會社の地方經營を專ら居留民會に委するに於ては種々の不便あるを免れさるよりして、會社自ら經營に當るの方針を決し、瓦房店、大石橋、遼陽、奉天、鐵嶺、公主嶺及長春に出張所を、海城及昌圖に出張所、派出所を置き、撫順に於ては炭礦庶務課、大連に於ては本社直轄にて出張所の事務を處理することゝした。

明治四十一年十二月會社組織の改正に際し、從來の出張所竝派出所を廢し、出張所所在地には經理係を置き、派出所所在地に於ては、該地の驛長をして公共事務を處理せしむることゝなした。是より先明治四十年九月公費及手數料規則を制定し、公費及手數料に關する根本規則を定め、瓦房店、大石橋、海城、遼陽、奉天、公主嶺及撫順に公費組織を開始し、次て四十年十二

月には大連に、四十一年四月には鐵嶺、昌圖及長春に、同年十一月には熊岳城に之を開始したのである。四十一年の組織改制後に於ては更に安東縣、沙河口、開原及四平街に之を開始したのであるか、安東縣に於ては安東縣事務所、沙河口に於ては工場に於てその事務を取扱へる外、開原及四平街は何れも附近の經理係をしてその事務を取扱はしめた。

大連に於ては大正三年の會社組織改正當時、經理係を置いて關東州内に於ける附屬地經營の任に當らしめたのであるか、翌年九月關東都督府令第二十六號を以て大連及旅順市規則を發布し、同年十月一日より大連に市制を布き、市に於て市費を賦課徵收することゝなつたので、會社は同日以降公費の賦課徵收を廢止し、同年十一月には大連經理係を廢止した。

安奉沿線に在りては、初め安東縣事務所をして其事務を取扱はしめたのであるか、廣軌鐵道の開通に伴ひ舊制を廢止し、明治四十三年八月本溪湖に經理係を置き、翌年十月安東縣事務所に代ふるに安東經理係を以てし、地方事務を掌らしめた。

大正四年十一月に至り附屬地に關する事務を掌理せしむるため地方事務所を置き、從來の經理係は之を廢止した。爾來附屬地に關する會社の地方機關は地方事務所之に當り、現在に於ては瓦房店、大石橋、遼陽、奉天、鐵嶺、開原、公主嶺、四平街、長春、本溪湖及安東の十一箇

所に之を置き、此外關東州内の附屬地に在りては本社、沙河口に在りては工場、撫順支線に在りては炭礦庶務課に於て事務を掌理しつゝあるのである。又熊岳城、蓋平、海城、昌圖、雙廟子、郭家店、范家屯、橋頭、連山關及鷄冠山に各所管地方事務所派出所を置いた。今地方事務に關する機關を表示すれば次の如くである。

所在地	居留民會	出張所設置年月日	公費組織年月	經理係設置年月	地方事務所設置年月	其他
大連			明治四十年十二月 大正四年十一月廢	大正三年五月 同　四年十一月廢		
沙河口			明治四十三年一月			工場にて事務取扱
瓦房店	有	明治四十年十月	明治四十年十二月	明治四十一年十二月	大正四年十一月	
松樹			大正八年四月			派出所
熊岳城			明治四十一年十一月			派出所
大石橋	有	明治四十年十月	明治四十年十二月	明治四十一年十二月	大正四年十一月	
蓋平			大正三年四月			派出所
海城			明治四十年十二月 同四十二年三月廢 大正三年八月再開			派出所
遼陽	有	明治四十年十月	明治四十年十二月	明治四十一年十二月	大正四年十一月	
奉天	有	明治四十年十月	明治四十年十二月	明治四十一年十二月	大正四年十一月	
鐵嶺		明治四十年十月	明治四十一年四月	明治四十一年十二月	大正四年十一月	

開原			明治四十三年四月	大正三年四月	大正四年十一月	
昌圖			明治四十一年四月			派出所
雙廟子			大正三年四月			派出所
公主嶺	有	明治四十年十月	明治四十年十二月	明治四十一年十二月	大正四年十一月	
四平街			明治四十三年四月		大正七年四月	
郭家店			大正三年四月			派出所
長春		明治四十年十月	明治四十一年四月	明治四十一年十二月	大正四年十一月	
范家屯			大正六年四月			派出所
撫順		明治四十年十月	明治四十年十二月			炭礦庶務課にて取扱
本溪湖			大正三年四月	明治四十三年八月	大正四年十一月	
橋頭			大正三年四月			派出所
連山關			大正四年四月			派出所
安東			明治四十二年四月	明治四十四年十一月	大正四年十一月	
鷄冠山			大正三年四月			

而して各地方事務所の管轄區域は次の如くである。

瓦房店地方事務所　自州界至蓋平（蓋平を含む）

大石橋地方事務所　自蓋平至湯崗子（湯崗子を含む）及營口支線

遼陽地方事務所　自馬角屯至沙河（首山を含む）及煙臺支線
奉天地方事務所　自沙河至新臺子（新臺子を含ます）
自蘇家屯至石橋子（石橋子を含む）
自蘇家屯至楡樹臺（楡樹臺並渾河、楡樹臺聯絡線及楡樹臺陳相屯間廢線を含む）
鐵嶺地方事務所　自新臺子至中固（中固を含ます）
開原地方事務所　自中固至滿井（滿井を含む）
四平街地方事務所　自滿井至郭家店（郭家店を含ます）
公主嶺地方事務所　自郭家店至公主嶺（公主嶺を含む）
長春地方事務所　自公主嶺至長春及陶家屯輕便線
本溪湖地方事務所　自草河口至石橋子（草河口を含ます）
安東地方事務所　自草河口至安東

以上は地方行政に關する組織の大要てあるか、會社は尙地方事務に關し居住者の意見を徵するの必要を認め、明治四十一年九月二十八日社則第十四號を以て諮問委員會規則を制定した。

諮問委員は必要に應し、公費賦課區域內居住者中より總裁（現社長）之を任命し、經理係主任（現地方事務所長）の必要と認むる事項に關し諮問に應すへきものてある。同年十月該委員會規則に依り、瓦房店、大石橋、遼陽、奉天、公主嶺の五箇所に初めて諮問委員會設置せられたか次て撫順（明治四〇、一〇、一五）、鐵嶺、昌圖、長春（明治四一、四、一）、安東（明治四二、三、一七）、開原、四平街（明治四三、三、一〇）、蓋平、海城、鷄冠山、橋頭、本溪湖（大正三、三、二〇）、范家屯（大正六、三、二二）、連山關（大正四、四、一）の各公費組織區域に諮問委員會設置せらるゝに至つた。

從來地方行政事務の補助機關として區長、世話役、總代、衞生委員、資力調査委員等種々の名目の下に居住者中より之を選定し來つたのてあるか、大正五年十二月二十一日社則第十號を以て會社附屬地區長規程を公布し、從來の補助機關は大正六年三月三十一日限り之を廢止し、新に區長の制を施行することゝした。區長は地方事務所長の事務の便宜上、地方部長の承認の下に公費區域を數區に分ち、各區に之を置くことを得るものてあつて、當該區內に居住する公費納付者中より地方事務所長之を指名するものとする。區長は地方事務所長の意を承け、其區に關する公共事務を補助執行し、又其區に關する公共事務に付地方事務所長に意見を具陳する

ことを得るのてある。

第三節　經　費

地方經營に要する費用に付ては、會社は當初より公共設備に要する費用の中、建設費は會社之を負擔し、其維持修繕に要する費用並に衛生、教育及警備等に關する經常費は公費收入を以て之に充て、其足らさる所は會社の經費より補助するの主義を定め、一面居住者の負擔をして苛重ならしめさるを努むると共に他面費用の性質及分界を明確ならしめんことを期した。而して是等經費中其關係する所廣く一般沿線に亙り、或は其性質特殊てあつて之を一地方に區分する事能はさるもの、及人口稀薄の中間驛にして未た公費組織を施行する程度に達せさる箇所の費用の如きは、以上の原則に依ることか出來ないのて會社の地方經費から之を支出する事とした。

建設費　一、建設費　會社か從來地方經營の目的の爲に投下した資金は大正八年度末までに約貳千貳百五拾餘萬圓に達してゐる。之を費目及地方別にすれは次の如くてある。

地方別＼科目	市街經營の土木工事費	公共營造物費	貸付家屋費	計
大連	六一七、五三七	一、三五九、四五八	八〇五、八六六	二、七八二、八六一

沙河口	四〇六、一三二	三七、〇二八	三六、八二一	四七九、九八一
旅順	二、九三八	—	一二、七一九	一五、六五七
瓦房店	二六、〇六八	一六〇、〇〇七	一五九、八七〇	三四五、九四五
熊岳城	四六、一六五	九四、〇五八	六四、三七一	二〇四、五九四
蓋平	一七、八九一	二九、六七三	五九、七一二	一〇七、二七六
大石橋	七一、八二三	一四九、二二七	三六三、四二八	五八四、四七八
海城	二二、五七一	二九、八五八	一二四、五四七	一七六、九七六
鞍山	—	一六一、三八〇	—	一六一、三八〇
遼陽	四七八、四六七	二九九、一四六	九三四、五九四	一、七一二、二〇七
奉天	一、七八七、五二九	一、六〇〇、一七七	六九五、八五八	四、〇八三、五六四
鐵嶺	三八八、二六八	二六八、二〇八	四三六、三〇〇	一、〇九二、七七六
開原	四二九、六二九	一八九、一五〇	一五〇、四一四	七六九、一九三
昌圖	二〇、三八二	一四、五七七	四八、八七七	八三、八三六
四平街	二二五、〇八三	一六〇、七四三	八三、四五三	四六九、二七九
公主嶺	四六五、三八二	四四二、三四九	五〇三、二一三	一、四一〇、九四四
長春	一、七八三、三四六	五二一、三二五	二八、八五八	二、三三三、五二九
營口	五七、〇一〇	四五、六一四	二二、九一〇	一二五、五三四
本溪湖	三八九、〇八一	二一八、六五四	一六九、二〇五	七七六、九四〇

橋頭	五、六〇七	四〇、五六八	六五、〇三六	一一一、二一一
連山關	二四、三四七	四二、四三四	四三五、九三四	五〇二、七一五
鷄冠山	一〇、四一六	四四、六六一	二、一八〇	五七、二五七
安東	九〇一、二六九	四八九、八九〇	二、三九六	一、三九三、五五五
撫順	二五七、五一八	二二七、一二七	五七、四八三	五四二、一二八
其他	一五一、七〇八	九二一、五七二	八七二、〇四八	一、九四五、三二八
計	八、五八六、一六七	七、五四六、八八四	六、一三六、〇九三	二二、二六九、一四四

備考―表中、市街經營の土木工事費中には道路、護岸及堤防、溝渠、橋梁、給水、市場、公園、屠畜場、墓地、火葬場、宅地に關する費用を、公共營造物費中には醫院、學校、衞生所、消防所、農事試驗所、公共建物に關する費用を含む。

二、公費　公費の賦課に付ては、明治四十年九月二十八日社則第十五號を以て公費及手數料規則を制定し、其根本を定めた。爾來數次の改正を經て今日に及んでゐる。沿革の大要を述ふるに、明治四十二年四月、內地に於ける市町村稅負擔の例を參酌し、土地の狀況に依り四等の差別を設け一等地遼陽、奉天、公主嶺、長春及撫順は一箇年現在者一戶當金九圓以內、二等地瓦房店及大石橋は同七圓以內、三等地大連、鐵嶺、昌圖及安東は同金五圓以內、四等地熊岳城は同金四圓以內を限度とし、又翌明治四十三年十月以降月收金參拾圓未滿の者に對しては戶數割を賦課せ

さることゝし、以て居住者の負擔をして過重ならしめさらんことを期した。其後附屬地の發展及居住者資力の狀況を見るに依然負擔制限を存置する必要なく、又從來各地區々に渉れる課率を統一するの至當なるを認め、大正二年度より甲乙二樣に定め、內戶數割は甲乙共特等及一等以下十三等に區分し、甲は大連、沙河口、瓦房店、大石橋、遼陽、奉天、鐵嶺、開原、公主嶺、長春、撫順及安東に、乙は熊岳城、昌圖及四平街に之を適用し、又雜種割は藝妓、娼妓、酌婦、舞妓、仲居、幇間、寄席、馬車、轎車、人力車、自轉車、荷車、船、遊戲場、演劇、興行及屠畜に對して課するもので、該賦課に付ては甲は瓦房店、大石橋、遼陽、奉天、鐵嶺、開原、公主嶺、長春、撫順及安東に、乙は熊岳城、昌圖及四平街に之を適用することゝした。更に大正三年度に至り戶數割に限り之を甲乙丙三樣とし、新に公費賦課を開始せる本溪湖に乙を、蓋平、海城、雙廟子、郭家店、橋頭、連山關及鷄冠山に丙を適用し其他は舊に依ることゝなした。其後附屬地の發展に從ひ從來の賦課等級にては負擔能力に適應せさる傾を生したので大正四年度より甲乙丙各特等以下二十等に區分したのであるか、其後二三小改訂を經以て今日に及んた。

尙居留民會當時に於ては公共費用は官吏及滿鐵社員には賦課しなかつたか、公費制度實施後は滿鐵社員にも之を賦課し、大正二年度よりは官吏の內民政部員に、大正五年度よりは、軍人軍屬

を除き一般官吏にも賦課することゝした。斯の如くして居留民會當時に於て、金四拾參圓餘に達した一戸平均年額は、大正九年度豫算に於ては僅に金九圓四拾五錢餘に過ぎない狀態である。

而して附屬地發展の趨勢に伴ひ公費收入の增加し來れることは勿論であるが、其と同時に地方經營の規模亦增大し、會社の補給金も從つて年々增加するを免れない。今地方經營に關する收入及會社補給金の累年統計を示せば次の如くである。

年度	收入	内會社補給金	支出
明治四十年度	二七、三五六	八八五	二一、〇七二
明治四十一年度	一四五、〇五三	四〇、五五八	一一五、〇二一
明治四十二年度	二〇一、六九四	八四、二七一	一六三、八一八
明治四十三年度	二六七、九七二	一五一、六一六	二三六、三〇六
明治四十四年度	三四九、五八五	二一七、六五四	三一五、八五九
大正元年度	四〇五、九一〇	二七〇、三二八	三九一、四六〇
大正二年度	七三二、一六〇	五二九、六二五	六八四、七六二
大正三年度	七三二、五三一	四七一、五四二	七三二、五三一
大正四年度	七〇八、〇七六	四七五、九一八	七〇八、〇七六
大正五年度	八五九、三三四	六〇九、一〇五	八五九、三三四

大正六年度	一、〇三八、〇四四	七三三、八五三	一、〇三八、〇四四
大正七年度	一、二六二、七五二	八七三、〇〇二	一、二六二、七五二
大正八年度	二、〇一一、九八三	一、四七二、二〇五	二、〇一一、九八三

尚從來中間驛附屬地の如き、人口稀薄であつて未た公費制度を實施する程度に達せさる箇所に於ける事業は、總て會社の費用を以て支辨し來つたか、大正二年度よりは各經理係管轄の公費區域以外を一括して一の中間區と稱し、公費の例に準し所管經理係(現在、地方事務所)をして之を取扱はしむることゝなした。尤も居住者に對する公費の賦課は、當分之を見合せたのである。而して中間區に於ける大正九年度歳入出豫算は金一〇三、六八八圓であつて其財源の大部分卽金九三、〇九五圓は會社の補給金に係るのである。現在に於ける公費の等級及課率を示せは次の如くである。

一、戸數割(年額)

種別／等級	甲號	乙號	丙號
特等	四三五・〇円以上	三七六・二円以上	三二四・六円以上
一等	三一五・〇	二八〇・二	二三八・二

二等	二四三・〇	二一五・四	一八四・二
三等	一九五・〇	一七二・二	一四八・二
四等	一五九・〇	一三九・八	一二一・二
五等	一二三・〇	一〇七・四	九四・二
六等	一〇五・〇	九一・八	七九・八
七等	八七・〇	七六・二	六五・四
八等	七八・〇	六八・四	五八・二
九等	六九	六〇・六	五一・〇
十等	六〇	五二・八	四三・八
十一等	五一	四五・〇	三六・六
十二等	四三・二	三七・八	三〇・六
十三等	三五・四	三〇・六	二四・六
十四等	二七・六	二三・四	一八・六
十五等	一九・八	一六・二	一二・六
十六等	一五・〇	一一・四	九・〇
十七等	一一・四	八・四	六・六
十八等	七・八	五・四	四・二
十九等	五・四	三・六	三・〇

二十等	三・六	二・四	一・八

備考―右表の中(甲號)は沙河口、瓦房店、大石橋、遼陽、奉天、鐵嶺、開原、四平街、公主嶺、長春、撫順、安東及本溪湖に、(乙號)は熊岳城及昌圖に、(丙號)は蓋平、海城、雙廟子、郭家店、范家屯、橋頭、連山關及鷄冠山に之を適用するものとす。

二、雜種割(月額)

種別 \ 等級		一等	二等	三等	四等	備考
藝妓(一人に付)	甲	三・〇円	二・〇円	―	―	
	乙	二・〇	一・五	―	―	
酌婦(同上)	甲	一・五	一・〇	―	―	
	乙	一・〇	七	―	―	
舞妓(同上)	甲	一・〇	七	―	―	
	乙	七	五	―	―	
仲居(同上)	甲	一・〇	七	―	―	
	乙	七	五	―	―	
幇間(同上)	甲	*一・五	―	―	―	
	乙	*一・〇	―	―	―	
支那婦人俳優(同上)	甲	三・〇	一・五	一・〇	五	
	乙	一・〇	七	五	三	

馬車（一臺に付）	自用	*二・〇	—	—	—
	營業用	*一・二	—	—	—
轎車（同上）		*一・〇	—	—	—
人力車（同上）	自用	*一・〇	—	—	—
	自動車	*七	—	—	—
自動車（同上）	自用	*三・五	—	—	—
	營業用	*二・五	—	—	—
自轉車（同上）		*三	—	—	—
乘馬（一頭に付）	自用	*八	—	—	—
	營業用	*五	—	—	—
荷車（一臺に付）	馬車	*一・〇	—	—	—
	人力	*三	—	—	—
遊戯場（玉突）（同上）	甲	*二・〇	—	—	—
	乙	*一・〇	—	—	—
其他	甲	*一・〇	—	—	—
	乙	*五	—	—	—

演劇（一日に付）	＊收入見積額の百分の三	―	―	―	納額金拾錢に充たざるときは金拾錢とす
興業（同上）	＊收入見積額の百分の三	―	―	―	納額金拾錢に充たざるときは金拾錢とす
屠畜（一頭に付）牛	＊五	―	―	―	
屠畜（一頭に付）其他	＊三	―	―	―	

備考―（一）表中、甲號は瓦房店、大石橋、遼陽、奉天、鐵嶺、開原、四平街、公主嶺、長春、撫順、安東及本溪湖に、乙號は熊岳城、蓋平、海城、昌圖、雙廟子、郭家店、范家屯、鷄冠山及橋頭に適用するものである。

（二）＊印は無等級を示す。

（三）支那婦人俳優及車に對する賦課は總裁（現社長）の認可を受け課率の變更を爲すことを得。

公費歳入歳出累年統計

	歳入				歳出						
	公費	補助金	其他	計	事務費	敎育費	土木費	衞生費	警備費	其他	計
明治四十年	一二、七三九	八八五	三、三二八	一六、九五二	四、七八七	四、五九四	二、一二三	七、六二五	七四七	一、一九六	二一、〇七二
明治四十一年	七〇、二二五	四〇、五五八	一三、四五八	一二四、二四一	一一、四二二	二六、八九二	一八、六〇三	三二、九八〇	一七、九三八	七、一八八	一一五、〇二三
明治四十二年	五七、六二四	八四、二七二	二一、五四九	一六三、四四五	八、八〇六	四四、六一九	二一、七〇九	三三、三四六	三三、〇四五	一七、二九三	一五八、八一八
明治四十三年	五九、九五九	一五二、六一六	二一、二七六	二三三、八五一	一〇、三四五	七七、一一三	三六、六四八	四三、二八〇	五〇、三六九	二八、五五一	二四六、三〇七

明治四十四年	七一、二九二	二一七、六五四	二八、三〇四	三一七、二五〇	一〇、七一〇	一〇三、九九七	四六、五三三	五一、五八七	六三、七三二	四〇、三〇三	三一五、八五九
大正元年	八三、四八四	二七〇、三三八	三四、〇三三	三八七、八四五	一〇、一〇三	一二〇、二四四	八四、八〇八	五九、八八三	七七、一八七	三九、二三五	三九一、四六〇
大正二年	一三二、九四〇	五二九、六二五	五五、五九三	七一八、一五八	九、八二九	二五一、四〇七	一六六、六四二	八七、一三七	七九、三六一	九〇、八三五	六八五、二一〇
大正三年	一四五、七七八	四七一、五四二	六七、八一三	六八五、一三三	一三、九〇九	二九七　一〇〇	一二四、二四六	一一七、三七一	九一、五七四	八九、三三三	七三三、五三一
大正四年	一五八、〇四六	四七五、九一八	七四、一一三	七〇八、〇七六	一一、八八八	二八七、一七八	一二六、二四七	九九、五八〇	八三、九八九	九九、二二四	七〇八、〇七六
大正五年	一六七、二七二	六〇九、一〇五	八二、九五八	八五九、三三四	一六、〇四一	三三一、四九三	一六五、二八四	一一五、九六九	八二、五六六	一四七、九八一	八五九、三三四
大正六年	二〇三、六七二	七三三、八五二	一〇〇、五二〇	一、〇三八、〇四四	一八、五四二	三九〇、七〇五	二三五、四七九	一五六、八三三	八九、九八一	一四六、五〇五	一、〇三八、〇四四
大正七年	二六〇、九六五	八七三、〇九二	一二八、六九五	一、一六二、七五二	二一、二〇六	四三〇、八二二	三〇〇、一六五	一八七、五一九	一三〇、六九一	二〇三、三五五	一、一六二、七五三
大正八年	三七四、二四七	一、四七二、二〇五	一六〇、五三〇	二、〇一一、九八二	二七、一五四	六九三、九三三	五四三、四六〇	二七四、六六一	一六五、六四五	三〇七、一三〇	二、〇一一、九八三
大正九年	六四六、五八四	一、八一九、七二五	一八七、〇九四	二、六五三、四〇三	三二、〇四七	一、〇八九、二八六	五九八、七一四	四〇一、〇三三	二三〇、一九六	三一三、一三八	二、六五三、四〇三

第四章　東支鐵道附屬地行政

日露戰役の結果、露國は長春以南の東支鐵道南滿支線を日本に讓與し、爾後專ら寛城子以北哈爾濱に至る南部線及ポグラニーチナヤ（Pogranitchnaia-Suifenho）より滿洲里に至る東部及西部線の經營を東支鐵道會社をしてなさしむるに至つた。而して會社要部の組織に關しては依然戰役前の舊によれりとすへく、本社を露都に、支社を哈爾濱に置き、副總辦は露都にありて會社の一般業務を統裁し、哈爾濱支社に於ける鐵道長官は鐵道及附帶事業に關する實際上の經營に當つたのである。許景澄の歿後總辦を空位のまゝに置けることも亦戰役前と同してある。

一般民政

一、一般民政　鐵道附屬地行政組織に關しては、一九〇七年三月二十日大藏大臣の決裁を經て公布し、其後一九一三年七月三十一日訂正を加へたる東支鐵道支社一般分掌規程に其の大綱を定めたのてある。

該規程によれは附屬地行政の衝に當る者は民政部長たる副長官てあつて、民政部長の直轄の下に附屬地行政の管掌に任すへき民政部の組織は左の如くてある。

民　政　部（警察部を含む）

土地部
交涉部
敎育部
寺院部
新聞發行部
醫務衞生部
獸醫防疫部

而して以上各部の所管事務の一般を示せは次の如くである。

一、民政部　民政部に於ける主なる取扱事務は左の如くである。

イ、鐵道附屬地内に於ける市制監督に關する事項

ロ、前記市制の施行なき地方の管理事項

ハ、必要と認むる場合市役所の議定事項の檢査及認可に關する事項

民政部管掌の事務を分擔する爲め民政部の下に行政課、刑事監獄課、建築課、探偵課、哈爾濱市警察署、哈爾濱市内警察所、沿線警察署、特別醫會等の各課所を置く。民政部に屬する部

員二百七十八名、外に鐵道警察部員百六十七名等てある。

二、**土地部**　土地部に於て管掌する事務は、(一)地區の計畫及整理、(二)會社附屬地の貸下に關する事項、(三)市制の設定なき附屬地に於ける公課金の徵收に關する事項、(四)地代收納の確否取調に關する事項てあつて、土地部に屬する職員は部長一、技師三、法律顧問一、林務官二、商事監督一、土地測量師一、土地監督八、商事檢査役四、山林監督三、其他てあつて部員總て八十七名、而して部長は民政部長の兼任する所てある。

三、**交涉部**　對支交涉部に於ては支那地方官憲との交涉事務、支社と極東に駐在する露國外交官又は露國領事、在北京東支鐵道會社出張所竝に外國人の利益保護のため各地に駐在する代表者との間に於ける交涉文書の編成竝に聯合裁判所又は同支所に代表參加することを管掌する同部職員は二十二名、內聯合裁判委員六名等てある。

四、**敎育部**　敎育部は附屬地內に於ける鐵道技術又は普通敎育に關する各種の學校を管理し又沿線各地に於ける測候事務を監督し、所定の法式により測候に關する事務を行ふものとする。敎育部に屬する者は部長一、次長一、學務課主任一、校長十八、敎師四十七、其他總て六十五名てある。尙同部に屬する氣象觀測部には哈爾濱氣象觀測部及滿洲里、海拉爾、免渡河、扎蘭

屯、齊々哈爾、哈爾濱、一面坡、牡丹江、太平嶺の九觀測所かある。

五、寺院部　寺院部は東支鐵道に屬する寺院に關する事務を管掌するのてある。鐵道沿線に於ける寺院は、東支鐵道會社か鐵道從事員、後黑龍護境軍區兵員及鐵道旅團兵員に對し心靈的要求を充すため設けたもので、僧侶は其掌職上管區主教の職權を有する地方主教に服從するのである。

六、新聞發行部　「ウエストニック、マンチジユリー」及漢字新聞「遠東報」を發行する。

七、醫務衛生部　同部の管掌事務は左の如くてある。

イ、鐵道沿線に於ける醫事機關の設備

ロ、社員又は其家族、後黑龍護境軍區兵員又は鐵道旅團兵員及其家族竝に鐵道事故により負傷又は病氣に罹りたる公衆に對する治療

ハ、鐵道附屬地に於ける衛生狀態竝に車輛消毒方法及之に關する監督

同部の下に藥材及衛生材料倉庫、藥局、哈爾濱市醫事衛生監督部及哈爾濱中央病院、滿洲里鐵道病院、海拉爾鐵道病院、布哈圖鐵道病院、富拉爾吉鐵道病院、横道河子鐵道病院、ニコリスク、ウスリスキー鐵道病院、ハバロフスク鐵道病院かある。尙東支全線を十四診療區に分ち

各區に治療所を設けた。職員は部長一、次長一、醫長四、主任四、醫務監督三、醫員三十一、藥劑師九十四、產婆二十三其他である。

八、醫獸防疫部　同部の管掌事務は左の如くである。

イ、滿蒙より輸出せらるゝ牛、馬、緬羊及豚等の檢疫

ロ、鐵道附屬地に輸入せらるゝ畜類及牛肉の檢査

ハ、動物の皮骨を以て作りし粗製品の輸出監督

ニ、滿洲輸出向獸肉に供する家畜屠殺の監督

ホ、輸出家畜獸の種痘

職員は部長一、獸醫科藥劑師三、ペスト研究所長一、區獸醫八、區藥劑師一五其他である。

地方自治

二、地方自治　東支鐵道附屬地に於ける一般行政は、前述せる如く長官の下に民政部を置きて一切の事務に當らしめたが、哈爾濱、滿洲里、海拉兒及橫道河子等沿線の市街地には、各その事情に應して市制を布き自治の途を開いた。就中哈爾濱は露國の極東政策の中心地點たり、その面積より云ふも我が滿鐵附屬地全部よりも、大なる附屬地を有するが故に露國はその行政に最

哈爾賓市制

も意を用ひ、完備せる自治制を布いた。元來哈爾賓の自治制は一八九六年の露支協約に基き、

鐵道長官及在哈市支那交渉局長か各一名の參事員を任命し、被選參事員と共に參事會を組織せしめ、自治に關し論議せしむることゝなつて居たのである。然るに、其後純然たる自治制を布くことゝなり、一九〇七年十一月十日東支鐵道本社の承認を經、翌一九〇八年より之を實行することゝなつたもの即ち現行制度てある。左に該制度の大綱を述へやう。

市會

市の自治機關は市會及市參事會てある。先つ市會の組織を述ふれは、選擧權を有する市民は六十名の議員及十二名の豫備員を選擧するため選擧會を組織するのてある。而して選擧に參加するの權は國籍、人種、階級、宗教の如何を問はす、年齡二十五歳以上にして市の地區內に一箇年以上常住し、左の資格の一を有するものてある。

一、永借權により課金徵收の評定價格一五〇〇留以上の土地又は家屋、或は短期賃借により賃料一箇年六〇〇留以上を支拂ふ土地を占有し、若くは商工業者の代表者として同上の土地を支配する者、又は一箇年借家料六〇〇留以上を支拂ふ者。

二、右の外市稅とし一箇年十留以上の課金を收むる者。

即ち不動產永借權及短期賃借料並に納稅額を以て標準とするもので、被選擧權は選擧權と同樣の標準によりて之を定むるのてある。選擧の方法は候補者に就て可否の投票を爲し、過半數

の可票を得たる者の高點者六十名を以て當選とするのである。若し之に充たさるも四十名に達するときは市會を成立せしめるのである。四十名に達せさる場合は、更に之に達する補缺を選擧し、尙之に達せさるときは其不足數は鐵道長官之を選任するのである。斯くの如くにして一九一九年九月改選の結果は露國人四七名、支那人一一名、日本人二名、合計六〇名であつて、豫備員としては露國人一〇名、支那人一名、日本人一名を得たか、翌一九二〇年九月に至り變更して稍々前記の數を減少した。議員の任期は三箇年とする。

市會は市參事會長之か議長となる。市會の召集は議長の意見、鐵道長官の請求又は議員二十名以上の建議あるとき、議事事項を記載せる通知書を以て議長之を召集するのである。議決は出席議員の多數決によるのであるか、新稅金の施行、現行徵稅の增加及撤廢又は長期市債の募集、財產の長期貸下、市制の改正、議長及參事會員の任期中の改選等に關する問題は議員全數の三分の二以上の多數決により決定するのである。

市會の管掌に屬する事項は左の如くである。

一、次期年度に於ける市の歲入出豫算の決議

二、前年度に於ける市參事會の事務報告の認定

三、市廳の徴收すへき課金の基礎、徴稅額及徴收手續を定むること
四、市有及公共用營造物及施設物の使用に對する課金を定むること
五、市の課金に對する滯納の延期及不納缺損を定むること
六、役務を定め及之を金員に換ゆること
七、新課金を施行すること
八、市の安寧及秩序に關する諸規則を制定すること
九、公共の費用に供する市債を起すこと、市の名義を以て保證義務を負擔すること
一〇、市内公共の利益事業に對する特許を與ふること
一一、市參事會長及會員の選擧竝其任期中の改選
一二、市參事會に對する訓令の認可及變更
一三、市有不動產の賣却及貸渡
一四、市に對する寄附金を受納すること
一五、市區の變更
一六、日用品の價格竝馬車、荷車、電車、船舶等の賃銀を制定すること

一七、工場、製造場及商店の主人と使用人と勞働者との關係を規定する諸規則を制定すること

一八、市制の變更

市會の決議事項は一週間以內に市參事會より鐵道長官に通知すへきものとし、前記議決事項中一、三、六、七、一〇、一五、一七及一八の諸項及市債、保證に關する事項は鐵道長官の認可を受くることを要し、若し鐵道長官にして、第三項は鐵道長官に交付せし日より二週間內、其他の事項は同二箇月內に認可を拒絕せさるときは、會社に於て認可せられたるものと見做し之を實施することを得るのである。

市參事會

次に市參事會は參事會長及五名の參事會員より成る。參事會長は露國の國籍を有する者に限り、市會之を選擧し、參事會員の中三名は市會の選擧により、他の二名は鐵道長官か會社職員中又は議員名簿に記載せられたる者の中より任命するのである。市參事會の會議は議長（若くは其代理者）共四名以上の出席者あるときは成立せるものと見做し、市參事會の議事は多數決の方法により決議す。而して參事會の議事錄は謄本を以て鐵道長官に提出すへきものとし、其議決事項中出席會員全部の同意を以て議決せる事項は直ちに之を實施することを得へきも然ら

さるものは議事錄提出の日より一週間内に長官の異議なきとき初めて其の效力を生するのてある。若し長官に於て異議あるときは參事會の再議に附し、參事會か長官の指揮に從はさるときは市會の決議に附すへきものてある。

市參事會の職務は市の行政事務一切を管理すへきものとし、其事項は左の如くてある。

一、市會決議事項の實施
二、市會に對する報告及其主管事項に關する意見の提出
三、市吏員の任免、更迭並豫算の範圍内に於て吏員の俸給を定むること
四、市參事會附屬の行政機關に對する訓令及規則並市有施設物の使用規則の作成及認可
五、市の豫算案並事務報告の作成
六、市吏員の行動及措置に對する訴願の審査
七、組合家屋の設計の認定並其改築及大修繕に對する許可の交付
八、市參事會は市有財產に關する事項に付原被告たること

以上市制の大要を述へたか、市自治機關に對する監督は在露都東支鐵道本社及鐵道長官之に當るのてある。而して市制及其機關の定めた諸決議は、自治團體の行動範圍内に於ける總ての

住民及團體を拘束する力あるものとせられ、殊に諸外國人も之によりて定められたる課税に服し、而して課税に關する强制手續は裁判の方法によらすして、露國警察官吏の幇助を得て市の特別徵税吏によりて實行せらるゝのである。而して外國人か自治區域内に土地を借受くる場合には、附屬地の露國行政規則に服從すへき旨の誓約を要し、若し此地に領事ある第三國人なるときは、其領事の承認を經たる旨の證明を提出すへきものとせらるゝのである。而して哈爾濱市に市廳を設け一般市政を管掌するのであるか、市廳か上述せる手續によりて市の費用を補充するため課税することを得へき權利を有する項目は次の如くてある。

一、建設物を有せさる土地の評定價格に對する課金
二、家屋其他の營造物に對する課金
三、商工業に對する課金
四、自轉車、自動車、乘客用馬車其他に對する課金
五、馬及犬に對する課金
六、借家税
七、市内に於ける不動産の移轉及土地永借契約に對する課金

八、動産の公費に對する課金

九、市立病院に於て治療を受くる權利に對する徵税

米國の抗議

露國か右市自治制を實施するや、哈爾濱在住の外國人及支那人から抗議を提起せられた。其の張本人は當時哈爾濱駐在の米國領事フィッシャー（Fisher）て、同氏の抗議に曰く、哈爾濱か今日各國に對する支那の開市場たる以上、鐵道附屬地と雖も露國の自由に委すへきにあらす、特に課税問題の如きは各國領事の會議に於て決すへきものであると。日本は此點に於て露國と利害關係を一にするか故に、當初より露國の施政に賛同の意を表した。然るに支那官憲は米國領事の後援を賴み、頗る强硬の態度に出て、一方自國民をして市會議員選擧權を放棄せしめ、他方には市に對する義務を拒絶せしめた。他の諸國領事も亦米國に倣ひ自國人の納税義務を承認しなかつた。是に於て遂に之を北京の外交談判に移すこととなつた。其結果形式上露國の大なる讓歩に終つたか、市政施行に關する露國の權利は列强に於ても其儘に之を露國に保留することゝなした。此の紛擾に次いて施行せられた一九〇八年春季の市會議員の選擧に於ては、外國人も支那人も一人も之に參加するものなく同市の行政機關は全然露國人を以て組織せられた其後當時抗議を提出せし諸國も漸次其態度を改め各自國民のなす所に放任するに至り、爾來十

餘年間何等の故障なく市制を繼續し、以て露國革命に至つたのである。(當時の露支交渉については國際關係の部第六章第二節參照)

哈爾濱以外の市制は煩を避けて之を省略し、次に附屬地内に於ける村落自治制の大要を述へやう。

村落自治制

村落自治制は一九〇八年三月二十九日の施行にかゝり、本制度を施く可き村落は鐵道長官之を定むへきものとする。村落自治機關は村落公議會と稱し、その組織は二一名の公議員及三名の豫備員より成る。公議員選擧權は、國籍、人種、階級及信敎の如何を問はす、年齡二十五歲以上にして、該村落區域内に一年以上居住し、該區域内に價格一〇〇留以上の不動產を有するか、又は借地代乃至借家代一箇年二〇〇留以上を支拂ふ者之を有するのである。公議會被選擧權は選擧權を有する者のみ之を有するのである。

公議會は村長一名及助役一名乃至二名を選擧すへく、村長は必す露國臣民たるへきことゝする。村長、助役、公議員の任期は三箇年とす。

公議會は村長又は鐵道長官の請求並に三分の一以上の公議員の要求ある場合に開會せらるへきものとし、議員半數以上の出席ある時成立したるものとせらるる。議長には村長之に當る。

村落公議會の決議事項の主なるものは左の如くてある。

一、村落の收支豫算及決算の査定

二、村落の諸施設及財政の管理

三、村落公共用の目的を有する財産稅及商業稅等の設定

四、村落に屬する不動產及動產の管理、運用

而して村落公議會決議事項は村長より其決議の日より一週間以内に鐵道長官に報告して其認可を受くへく、長官は其報告受領の日より三週間以内に其決定を與ふへきものとする。決議事項は長官の認可を經たる後效力を生する。

村落公議會と支那官憲及外國領事との交涉は、鐵道廳を經由して行はるへきものとす。

司法及警察

三、司法及警察　東支鐵道附屬地に於ける司法組織は複雜なる關係に支配せられた。即ち露國人間に於ける司法機關と、露支人間に於ける司法機關と、露國人と支那人以外の外國人間に於ける司法機關とか併行して各その事件を取扱つたのてある。

露國人間に於ける民、刑兩事件の裁判に關しては、一九〇一年七月九日、大藏大臣ウイッテ(Witte)、外務大臣ラムスドルフ(Lamsdorff)、司法大臣代理マヌーヒン(Manukin)三氏より成る東

支鐵道附屬地司法部設立に關する特殊委員會によりて決議せられ、同年七月二十日勅裁を經たる法規(一九〇三年改正に關する特殊委員會に於て改正)に、その大綱を定め、其後多少の變更を加へたか、其大綱は第一章に述へし所と大差はない。即ち、適用法規としては、亞歷山二世(Alexander II)發布の司法條例中、一八九六年五月十三日の勅令を以て西比利亞地方に施行せる條項に準據すへきものとせられるのてある。而して裁判に關しては、小事件にありては二審制、大事件にありては三審制を採用した。先つ關係司法機關を圖示すれは次の如くてある。

大審院――控訴院――國境地方裁判所――始審裁判所

右の内大審院は首都ペトログラード(Petrograd)に、控訴院はイルクートスク(Irkutsk)に、國境地方裁判所は始め旅順にありしか、日露戰役後之を哈爾濱に移した。而して始審裁判所は始め之を十二區に分つたか、後之を次の十一區に分つた。

第一區 哈爾濱	第二區 同	第三區 同	第四區 同
第五區 海拉爾	第六區 哈爾濱	第七區 横道河子	第八區 哈爾濱
第九區 滿洲里	第十區 哈爾濱	第十一區 滿洲里	

而して裁判事件は小事件にありては、第一審は始審裁判所之をなし、第二審及終審として國

境裁判所之に當るのである。又大事件にありては第一審は國境地方審判所之をなし、第二審はイルクートスク控訴院、第三審は露都大審院之を管轄するものとせられる。

右の外尙勸解裁判所あり民事に關する小事件を管轄した。

以上は露國人間に於ける裁判の機關であるか、其他露支人間の裁判事件の爲に混合裁判所あり、東支鐵道會社職員と支那官吏之か判官として事件を審理した。又露國人と外國人との裁判事件は別項領事裁判の項に說けるか如く被告主義の原則によりて領事之を審理したのである。

次に鐵道沿線に於ける警察組織は、一九〇八年七月十七日勅裁を經たる東支鐵道警察條例によりて定められた。該條例によれは東支鐵道警察は鐵道線路上に於ける秩序を維持し及其他一般警察事務の遂行に當るへきものとす。而して警察勤務の高級指導は護境兵名譽長官たる大藏大臣に屬するのであるか、東支鐵道長官は、民政部長を介して直接指導の任に當るのである。

右の如く警察員指導の便宜上、東支鐵道長官は警察員に對する關係に於ては、陸軍部内に於ける非獨立軍團長の權利及義務を有するものとせられるのである。而して警察機關は中央機關として民政部の下に警察部あり、地方は之を數區に分ちて各區に署を設け、その組織、管轄は鐵道長官之を規定し、大藏大臣の決定を仰くのである。警察部の首腦としては部長を置き、少將

或は大佐を以て之に充て、風紀上の關係に於ては旅團長の權利を有する。署には署長を置き中佐或は騎兵一等大尉を以て之に充て、風紀上の關係に於ては獨立大隊長の權利を有する。右兩者の補助官としては警察部副官及署長輔佐官を置き、何れも中隊長の權利を有する。鐵道警察機關の配置は左の如くである。

番號	署名稱	人員
1	海拉爾	騎兵曹長一、下士二九
2	齊々哈爾	同上 下士二六
3	ヌンガリヤ	同上 同上
4	哈爾濱	同上 下士三〇
5	ポクラニーチナヤ	同上 下士二七
警察部		同上 下士二八、書記三

革命後の狀態

四、革命後の狀態 露國革命後に於ける東支鐵道の變革に關しては、之を國際關係及交通の部に讓り、玆には附屬地行政關係の範圍に於て少しく最近の狀況を觀察しやう。

初め歐洲大戰の勃發するや、露國は全力を擧けて東部戰場の事に從ひ、また極東に意を注く

の違なく、日本の大戰參加によりて僅に既得權利を維持することを得たが、爲に滿蒙に於ける其の勢力は大に衰ふるに至つた。然るに一九一七年三月、露都に起りし革命の結果、ロマノフ(Romanov)王朝の沒落となり、同年十月には再びレーニン(Lenin)の革命によりて、從前政權を握りしケレンスキー(Kerensky)内閣の顚覆を見るに至り、歐露の秩序甚しく混亂したので、極東に於ける露國の既存權力も危殆に瀕したのである。卽ちホルワット(Horvarth)鐵道長官は極東に於ける最高執政官として時局の收拾に力めたのであるが、一方には多數の革命委員會の政權を覬覦するあり、他方には利權回收に急なる支那側の壓迫あり、ホ長官も殆と施すに術なきに至つたのである。特に一九二〇年三月勃發したる東支鐵道從事員の同盟罷工を好機とし、支那は武力に訴へて、沿線の警備、警察權を一掃し、露國裁判所も亦支那軍隊の占領する所となつたのである。

斯くして、露西亞全盛時代に於ける附屬地行政機關は、依然として尙その形骸を存してはゐるが、支那は舊東支附屬地帶を東省特別區域となし、その行政上の實權を漸次支那地方官憲の手に歸せしめんとしつゝあり。又哈爾濱其他の自治機關も、形式上尙その存在を維持し、大多數の露國議員と、少數の支那及日本議員とにより組織せられてゐるのであるが、今や徵稅の困難其他の事情により、市政意の如くならず、その機能は事實上消滅に歸せんとしてゐる。而し

て支那中央政府は茲にもその回收の手を延はし、今更なから支那政府及東支鐵道廳は規定上市政監督の權ありとなし、市政管理局を組織し、濱江道尹を以て管理局長に任し、哈爾濱市政管理に當らしめんとしたか、議員の反對により未た所謂管理の實を擧くるに至らない。

司法に關しては、民國九年三月の同盟罷工に際し、事實上支那は之を我か手に收めたこと上述せる處の如くであるか、同年十月三十一日に至り、敎令第二十五號を以て、東省特別區域法院編制條例を發布して、鐵道沿線に於ける支那司法制度を組織するに至つた。該條例に依れは哈爾濱に高等審判廳一箇所、地方審判廳一箇所を設け、其他沿線には地方分庭若干所を設けて審判事務を管掌せしめ、又以上各廳所には檢察官一人乃至三人を配置し、審判に獨立して檢察事務を行はしむることゝした。而して該地域の國際的地位に鑑みて、各廳所に司法部より外國人を委任し、諮議調査員となすを得せしめた。十年二月十四日、政府は地方分庭を左の如く配置し、露治時代に於ける勸解裁判所の事務を繼續辦理せしむることとなした。

東省特別區域地方分庭配置

庭名	設置地點
第一分庭	哈爾濱石頭道街

第二分庭	哈爾濱公司街
第三分庭	哈爾濱鐵路街
第四分庭	横道河子驛
第五分庭	海拉爾驛
第六分庭	滿洲里驛

警察權については、一九一八年(民國七年)露國の勢力の衰へたるに乘し、既に支那は哈爾濱埠頭區に哈爾濱警察廳を設け、濱江縣知事をして廳長を兼ねしめたのてあるか、九年三月の同盟罷工以來、益々警察權回收の歩を進むるに至つた。卽ち茲には特別區路政警察を組織して、濱江道尹をして警察長に兼充し、東、西、南三鐵路沿線の警察事務に當らしめたか、更に十年二月に入りて、東省特別區警察總管理處組織章程(十年二月十一日政府公報一七八六號)を公布し、附屬地一帶の警察事項を統一するに至つた。總管理處の組織及處長の權限は、各省に於ける現行警察官制と大差なく、卽ち處長は內務總長の命を承け、附屬地に於ける警察行政事項を綜理し、所屬職員を指揮監督すへきものとし、又警察官制の例に依り、單行警察章程を發布することを得へく、部下職員の

命令及處分に對しては、之か停止撤銷の權を有するのである。而して內部組織としては、總管理處を四科に分ちて事務を分掌せしめ、外部組織としては、所管區域を數區に分ちて各區に警察署を設け、更にその下に分署、駐在所を置いて警察事務を管掌せしむるのである。各警察署の位置及管轄區域は次の如くてある。

警察署別	位置	管轄區域
第一區警察署	哈爾濱	哈爾濱
第二區警察署	張家灣	哈長路界
第三區警察署	橫道河子	哈綏路界
第四區警察署	齊々哈爾	哈埠江北六十二號小站より興安嶺まて
第五區警察署	滿洲里	依里克代より滿洲里迄

第一區警察署は總管理署內に設け、他の各警察署は、均しく其の管轄に歸するのである。

行　政　終

附錄

滿蒙に關する民國行政法規

附錄

滿蒙に關する民國行政法規

第一　省官制　教令第七十二號　三年五月二十四日　三年九月七日修正第二條

第一條　省置ニ巡按使一、管ニ轄全省民政各官及巡防警備等隊一、並受ニ政府之特別委任一、監ニ督財政及司法行政暨其他特別官署之行政事務一、

第二條　巡按使、爲レ執ニ行法律教令一或依ニ法律教令之委任一、得レ發ニ布省單行章程一、

前項省單行章程、不レ得下與ニ現行法令一牴上觸、其應下以ニ法律教令一規上定事件、仍呈ニ請大總統一核辦、

省單行章程之發布、依ニ公布法令程式令之規定一行レ之、

第三條　巡按使、於ニ所轄地方ニ官吏之命令或處分、認爲下違ニ背法令一或妨ニ害公益一、侵中越權限上時、得ニ停止或撤銷一之、

第四條　巡按使、於ニ所轄地方ニ官吏、認爲下應レ付ニ懲戒一者上、呈ニ報大總統一、請レ付ニ懲戒一、並咨ニ陳內務部一、

第五條　巡按使、於ニ所轄地方官吏一、認爲下應レ付ニ獎勵一者上、呈ニ報大總統一、請ニ給獎勵一、並咨ニ陳內務

部一、

第六條　凡各縣知事、由二巡按使一呈二請大總統一任免、並咨二陳內務部一、

第七條　巡按使、於二所轄各官吏一、查有二貪劣款蹟一、得三逕行二撤任一、仍詳二具事實一、照二第四條之規定一、請二付懲戒一、

第八條　巡按使、受二政府之特別委任一、監二督全省財政一、有下稽二核賦稅出納一、及考二核經徵官吏一之權上、凡經徵官吏之任免懲奬、由二財政廳長一詳二請巡按使一核辦、轉二咨陳財政部一、財政廳之設置及辦事權限、另定レ之、

第九條　巡按使、受二政府之特別委任一、監二督司法行政一、有下稽二核司法經費一、及考二核司法官吏一之權上、凡各縣承審管獄等員之任免懲奬、由二高等審判廳廳長一詳二請巡按使一核辦、轉咨二陳司法部一、各級審檢人員、經下巡按使查有中貪劣款蹟上得下飭二該管廳長一先行中撤任上、仍呈二報大總統一請二付懲戒一、並咨二陳司法部一、

高等審判廳長、對二於司法行政一辦事權限、暨法官懲戒法、另定レ之、

第十條　巡按使、於二所轄及政府委任一監督之各高級官吏、按三六箇月將二辦事成績一、並出二具密考一呈二報大總統一考核、

第十一條　巡按使、監二督所屬特別官署一、各依下該官制之所二規定一、及該主管部之所上委任上行レ之、

第十二條　巡按使、於二非常事變之際一、需二用兵力一或爲二防衞一起レ見、需二用兵備一時、得レ咨下請駐二鄰近一之軍隊、及軍艦長官派兵會同處理上、

第十三條　巡按使公署、設二政務廳一置二廳長一人一、承二巡按使之命一、掌二政務廳事務一、政務廳廳長、由二巡按使一薦任、

第十四條　巡按使公署政務廳內、設二總務內務教育實業各科一、由二巡按使一自委掾屬、佐二理各項文牘事務一、其職掌員額、按二事之繁簡一、由二巡按使一自定レ之、仍呈二報大總統一、並咨二陳內務部一、分二別叙等一註册、

第十五條　巡按使公署之經費、另定レ之、

第十六條　本官制、自二公布日一施行、

第二　劃一各省軍民長官名稱令　五年七月六日申令

各省軍民長官名稱、亟宜二劃一一、在二官制未レ定以前一、各省督理軍務長官改二稱督軍一、民政長官改二稱省長一、所有署內組織及一切權、均應三暫仍二其舊一、

第三　省長公署附設軍務廳編制令　教令第一百二號　三年七月十九日

第一條　巡按使、奉二有大總統命令一、加二將軍銜一、督二理軍務一者、於二巡按使公署內一附二設軍務廳一、

第二條　軍務廳、置二廳長一人一、承二巡按使之命一掌二軍務廳事務一、軍務廳廳長由二巡按使一薦任、

第三條　軍務廳內、設二軍務軍需軍法各科一、由二巡按使一遴二委人員一佐二理一切事務一、其職掌員額、按二事之繁簡一、由二巡按使一自定レ之、仍呈二報大總統一、並咨二陳陸軍部一、分二別敍等一註冊、

第四條　本令、自二公布日一施行、

第四　外交部特派各省交涉員及各埠交涉員職務通則　二年五月二十一日外交部令

第一條　各省設二特派交涉員一、稱曰二外交部特派某省交涉員一、掌下承二外交總長之命一、辦中理全省外交行政事務上、各通商巨埠分二設交涉員一、稱曰二外交部某省某埠交涉員一、掌下承二外交總長之命一、辦中理各埠外交行政事務上、

第二條　特派交涉員及各埠交涉員、均兼二受該省行政長官之監督一、各埠交涉員於二職務上所レ關事項一、除レ呈二報本部一外、兼須レ報二告於該特派交涉員一、其關二於統一全省外交行政事項一、兼須下商二明特派交涉員一辦理上、

第三條　特派交涉員及各埠交涉員、於二職務範圍内一、遇レ有下與二軍事行政或地方行政一相關繫事項上、必須レ經二由都督或民政長一者、除レ呈二報本部一外、得下隨時商二請都督或民政長一辦理上
特派交涉員及各埠交涉員於二職務上所レ關事項一、有乙必須下由二地方行政司法各官廳及軍隊一執行上者甲、除レ呈二報本部一外、得下隨時分別函二令各該長官一辦理上
特派交涉員及各埠交涉員、對二於各官署或官吏之公文書程式一、另以二部令一定レ之、

第四條　特派交涉員之機關、稱曰二外交部某省交涉署一、各埠交涉員之機關、稱曰二外交部某省某埠交涉分署一、

第五條　交涉署及分署除下以二各該交涉員一爲中署長上外、設二職員一如レ左
科長　科員

第六條　特派交涉員、由二外交總長一經二由國務總理一呈二請簡任一、各埠交涉員、由二外交總長一經二由國務總理一薦二請任命一、

第七條　科長科員、由二該署長官一、呈二報外交總長一委任、

第八條　得レ任二特派交涉員及各埠交涉員一之資格如レ左、
（一）外交官領事官任用暫行章程、第六、七條所レ列各資格、

（二）曾任ニ外省交渉事務人員一、

第九條　得レ任ニ交渉署及交渉分署委任官一之資格、除ニ科長一須下兼ニ通外國語文一外、均用中現行得レ任ニ委任文官一之資格上、

第十條　科長員額、毎署不レ得レ逾ニ四人一、毎分署不レ得レ逾ニ三人一、科員員額、毎署不レ得レ逾ニ八人一、毎分署不レ得レ逾ニ七人一、科長科員員額、另以レ表定レ之、

第十一條　交渉署分ニ設四科一、職掌如レ左、

第一科　掌下關ニ於總務一事項上、

第二科　掌下關ニ於交際一事項上、

第三科　掌下關ニ於外政一事項上、

第四科　掌下關ニ於通商一事項上、

交渉分署分ニ設三科一、由ニ該署長一、將ニ上項職掌一分ニ配之一、交渉署及分署、設レ科不レ及ニ三四科之數一者、由ニ該署長一、將ニ上項職掌一分ニ配之一、

第十二條　特派交渉員各埠交渉員及科長科員之俸額、另以レ表定レ之、

第十三條　交渉署及分署之公費額、另以レ表定レ之、

第十四條　科長科員之辦事得力勤勞卓著者、得下由二該署長一酌中給津貼上、惟至レ多不レ得レ逾二本俸五成一、

第十五條　任二交涉署及分署科長、三年以上、得下由二該署長一呈二報外交總長一存記、以二本部主事一調用上、並認爲レ有二薦任官資格一、遇レ有二僉事缺出一、酌二量薦任一、

第十六條　交涉署及分署、爲下繕二寫文件一辦中理庶務上、得レ酌二用雇員一

第十七條　特派交涉員及各埠交涉員直轄區域、另以レ表定レ之、

第十八條　特派交涉員及各埠交涉員、得下於二本通則範圍內一擬二定辦事細則一呈二請外交總長一核定上、

第十九條　本通則自二公布之日一施行、

第五　財政廳官制

教令第一百二十七號
三年四月十三日

第一條　財政廳、直二隸於財政部一、置二廳長一人一、管二理全省財政一、監二督所屬職員一、暨兼二管徵收之各縣知事一、

第二條　財政廳置二三科一如レ左、

總務科

徵榷科

制用科

第三條　各科督二科長一人一、承二廳長之命一掌二管本科事務一、科長、由二廳長一委二任之一、仍詳二報財政部及巡按使一註冊、

第四條　各科、應二酌置一一二三等科員、承二長官之命一助二理各科事務一、

第五條　各科所レ掌事務暨員額分配俸給數目、由二各該財政廳廳長一、按二照本省情形一妥二擬細則一、詳二明財政部一査覈立案、

第六條　財政廳長於二所管事務一、應下遵二照財政廳辦事權限條例一執行上、

第七條　財政廳廳長因レ公外出時、得下委二任科長一代拆代行上、

第八條　財政廳爲下繕二寫文件一等事上、得レ酌二用僱員一、

第九條　上例各條、財政分廳廳長得レ準二用之一、

第十條　本官制、自二公布日一施行、

第六　教育廳暫行條例

教令第一四號
六年九月六日

第一條　各省教育廳直二隸於教育部一、設二廳長一人一、由二大總統一簡任、秉二承省長一、執二行全省教育行

政事務一、監下督所屬職員暨辦二理地方敎育一之各縣知事上、

第二條　敎育廳分二設各科一、處二理各項事務一、

前項分科之多寡、視二事務之繁簡一定レ之、但至レ多不レ得レ逾二三科一、

第三條　各科置二科長一人一、由二廳長一委任、承二廳長之命一、掌二理本科事務一、

第四條　各科置二科員一、每科不レ得レ逾二三員一、由二廳長一委任、承二長官之命一、助二理各科事務一、

第五條　敎育廳設三省視學四人至二六人一、由二廳長一委任、掌三管視二察全省敎育事宜一、

第六條　敎育廳委二任科長科員及省視學一、均須下呈二報敎育總長幷省長一查核備案上、

第七條　敎育廳爲レ繕二寫文件一得レ酌二用雇員一、

第八條　敎育廳處務細則、暨各科員額分配、俸給數目、由二各該敎育廳長一、按二照本省情形一、詳細擬訂、呈二請省長一、咨二由敎育總長一核定、

第九條　本條例自二公布日一施行、

第七　實業廳暫行條例　敎令第十五號 六年九月六日

第一條　各省實業廳直二隸於農商部一、置二廳長一人一、由二大總統一簡任、秉二承省長一、執二行全省實業行政事務一、監下督所屬職員暨辦二理地方實業一之各縣知事上、

第二條　實業廳分設各科、處理各項事務、前項分科之多寡、視事務之繁簡定之、但至多不得過四科、

第三條　各科置科長一人、由廳長委任、承廳長之命、掌理一科事務、

第四條　各科置科員、每科不得逾四人、由廳長委任、承長官之命、助理各科事務、

第五條　實業廳置技術員四人至六人、由廳長委任、承長官之命、分掌技術事務、

第六條　實業廳長委任科長科員及技術員、均須呈報農商總長及省長查核備案、

第七條　實業廳爲繕寫文件、得酌用雇員、

第八條　實業廳處務細則、暨各員額分配、俸給數目、由廳長按照本省情形、詳細擬訂、呈請省長咨由農商總長核定、

第九條　本條例由公布日施行、

第八　道官制

教令第七十二號　三年五月二十四日
三年九月七日修正第二條

第一條　道、置道尹、隸屬巡按使、爲一道行政長官、依法律命令、執行道內行政事務、並受巡按使之委任、監督財政及司法行政、及其他特別官署之行政事務、

第二條　道尹、爲レ執二行法律敎令省章程一、或依二法律敎令省章程之委任一、得レ發二布道單行章程一、

前項道單行章程、不レ得下與二現行法令及省章程一牴觸上、其應下以二省章程一定上事件、詳二由巡按使一核辦、應下以二法律敎令一規定上事件、仍詳二由巡按使一、依二省官制第二條二項所レ定程序一辦理、

屬二於特別行政區域一之道、準二用本條第一項之規定一、其應下以二法律敎令一規定上事件、仍詳二由該管長官一、呈二請大總統一核辦、

道單行章程之發布、依二公布法令程式令之規定一行レ之、

第三條　道尹、於二所轄各縣知事之命令或處分一、認爲下違二背法令一、妨二害公益一、或侵中越權限上時、得二停一止二撤一銷其命令或處分一、仍詳二報巡按使一、

第四條　道尹、於二所轄各縣知事一、認爲下應レ付二懲戒一者上、詳二請巡按使一核辦、

第五條　道尹、於二所轄各縣知事一、認爲下應レ給二獎勵一者上、詳二請巡按使一核辦、

第六條　道尹、於二所轄知事一、遇レ有二事故一或出缺時、得レ委二員代理一、並就二分發該省之知事內一遴二擧數員一、詳二請巡按使一核擇、薦二任之一、

第七條　道尹、對二於特別官署一之監督方法、各依二其官制一定レ之、

第八條　道尹、受二巡按使之命令一、對下於駐二紮本道一之巡防警備各隊上、得二節制調遣一之、

第九條　道尹、於二非常事變之際一需二用兵力一、或爲二防衛一起見、需二用兵備一時、得下詳二由巡按使一、請中駐二紮鄰近一之陸軍、或軍艦長官、派レ兵處理上、但因二特別情形一不レ及二詳請一時、得下逕向二各該軍隊及軍艦長官一請中其出兵上

第十條　道尹、遇レ有二非常緊急或特別重要事件一、於レ詳二報巡按使一外、得レ逕二呈大總統一、

第十一條　道尹、有二事故一時、以二同城或鄰近之縣知事一、護二理之一、

第十二條　道尹、得レ自二委據屬一、其職掌員額、詳二由巡按使一核二定之一、並咨二陳内務部一、分二別敍等一註冊、

第十三條　道尹公署之經費、另定レ之、

第十四條　本官制、自二公布日一施行、

第九　縣官制　教令第七十二號　三年五月二十四日　三年九月七日修正第二條

第一條　縣、置二知事一、隸二屬道尹一、爲二一縣行政長官一、依二法律命令一、執二行縣内行政事務一、

第二條　縣知事、爲レ執二行法律敎令省道章程一或依二法律敎令省章程之委任一得レ發二布縣單行章程一、前項縣單行章程、不レ得下與二現行法令及省道章程一牴觸上、其應下以二省道章程一規定上事件、詳二由巡

按使道尹ニ、分別核辦、應下以ニ法律教令一規定上事件、仍詳ニ由巡按使ニ、依下省官制第二條第二項所レ定程序上辦理、

屬ニ於特別行政區域一之縣、準ニ用本條第一項之規定ニ、其應下由ニ該管長官一以ニ單行章程一規定上事件、詳ニ由該管長官一核辦、應下以ニ法律教令一規定上事件、仍詳ニ由該管長官ニ呈ニ請大總統一核辦、

縣單行章程之發布、依ニ公布法令程式令之規定一行レ之、

第三條　知事、於ニ所轄警獄及佐助各員吏之處分ニ、認爲下違ニ背法令ニ、妨ニ害公益ニ、或逾中越權限上時、得ニ停止或撤銷一之

第四條　知事遇ニ特別重要事件ニ、於レ詳ニ道尹一外、得レ逕ニ詳巡按使ニ

第五條　知事、於下駐ニ紮本縣一之警備隊上得レ調ニ用之ニ、

第六條　知事、於ニ非常事變之際ニ、需ニ用兵力ニ、或爲ニ防衛一起見、需ニ用兵備一時、得下詳ニ由巡按使或道尹ニ、請中駐ニ紮鄰近一之陸軍、或軍艦長官、派兵處理上、但因ニ特別情形ニ、不レ及ニ詳請一時、得下逕向ニ各該軍隊軍艦長官一請中求之上

第七條　知事、得レ自ニ委掾屬ニ、其職掌員額詳ニ由道尹ニ、轉ニ詳巡按使一核定、分ニ別叙等一註冊、並咨ニ陳內務部ニ、

第八條　知事公署之經費、另定レ之、

第九條　本官制、自二公布日一施行、

第一〇　縣佐官制　教令第一百十三號 三年八月九日

第一條　縣、設二縣佐一、承二知事之命一、掌二巡徼彈壓、暨其他勘災捕蝗催科堤防水利、並縣知事委託各項事務一、

縣佐、由二巡按使一委任、咨二陳內務部一核准註冊、

第二條　縣佐、以レ設二於該縣轄境內之要津地方一、爲レ限、不レ得下與二縣知事一同城上、

設二置縣佐一之縣、由二該省巡按使一聲下敘必須二設置一理由上、咨二陳內務部一、呈二請大總統一核二定之一、

第三條　縣佐駐在地方之警察、由二該縣佐一承二縣知事之命一、就レ近指揮監督之

縣佐駐在地方之違警察件、得下由二該縣佐一就レ近處斷上、仍詳二報於該管縣知事一、但不レ得レ受二理民刑訴訟案件一、

第四條　縣佐、因レ辦二理文牘及庶務一、得レ酌二用雇員書記員一、

第五條　縣佐之經費、由二該管縣一詳二由道尹一、詳二請巡按使一核二定之一、仍咨二陳內務部財政部一、

第六條　本官制、自公布日施行、

第二　法院編制法　四年六月二十日司法部呈准重刊　五年二月二日司法部准呈將最高法院法官改爲簡任官

第一章　審判衙門通則

第一條　審判衙門、共分爲三、如左、

一　刪

二　地方審判廳

三　高等審判廳

四　大理院

第二條　審判衙門、掌審判民事刑事訴訟案件、但關於軍法或行政訴訟等、另有法令規定者不在此限、

第三條　審判衙門按照法令所定、管轄登記及其他非訟事件、

第四條　刪

第五條　地方審判廳爲折衷制、其審判權按照左列各款、分別行之、

一　訴訟案件係第一審者、以推事一員獨任行之、

二　訴訟案件係第二審者、以推事三員之合議庭行之、

三　訴訟案件係第一審、而繁雜者、經當事人之請求、或依審判衙門之職權、亦以推事三員之合議庭行之、

地方審判廳獨任推事、業經審理之第一審訴訟案件、按照前項第三款所定改用合議庭時、其以前辦法仍屬有效、

第六條　高等審判廳爲合議制、其審判權以推事三員之合議庭行之、高等審判廳審判上告案件、高等審判廳長得因該案情形、臨時增加推事、爲五員、

第七條　大理院爲合議制、其審判權以推事五員之合議庭行之、

第八條　合議審判、以庭長爲審判長、庭長有事故時、以庭員中資深者充之、

獨任審判、即以該推事行審判長之職、

第九條　審判衙門推事、審判訴訟案件、其事務分配及代理次序、即有未合本法所定者、其審判仍屬有效、關於登記及其他非訟事件亦同、

第十條　地方及高等審判各分廳及大理分院、審判訴訟案件、準用各本廳及本院之規定、但有特

別規定ニ者不レ在ニ此限一、

第十一條　審判衙門之設立廢止、及管轄區域之分劃或其變更事宜、以ニ法律一定レ之、

第十二條　推事員額、由ニ司法部一呈准定レ之、

第十三條　審判衙門權限及辦事方法、本法所レ未レ定者、照ニ訴訟律及其他法令所一レ定辦理、

第二章　刪

第三章　地方審判廳

第十七條　地方審判廳視ニ事之繁簡一、酌ニ分民事刑事庭數一、並置ニ二員以上之獨任推事一、

第十八條　地方審判廳置ニ廳長一員一、總ニ理全廳事務一、並監ニ督其行政事務一、仍兼ニ充一庭庭長一、各庭置ニ庭長一員一、除ニ兼充一外、以ニ該庭推事一充レ之、監ニ督該庭事務一並定ニ其分配一、

第十九條　地方審判廳、有下管ニ轄左列民事刑事訴訟案件及其他非訟事件一之權上、

第一審

屬ニ於初級管轄一、及不レ屬ニ大理院特別權限內一之案件、

第二審

一　不レ服ニ初級管轄法庭判決一、而控訴之案件、

二　不レ服二初級管轄法庭之決定或其命令一、按二照法令一、而抗告之案件、

第二十條　地方審判廳合議庭庭長、得下派二該庭推事一辦中理刑事案件豫審事務上、豫審完畢後、該推事仍得レ加二入本庭合議之數一、

地方審判廳長得下臨時派二該廳獨任推事一辦中理豫審事務上、

第二十一條　各省因二地方情形一、得レ設二地方審判分廳一、

第二十二條　地方審判分廳、得下僅置二民事一庭刑事一庭一、並置中一員或二員以上之獨任推事上、

第二十三條　刪

第二十四條　地方審判分廳、如置二合議庭二庭以上或獨任推事二員以上一、以二資深者一員一、爲二監督推事一、監二督該分廳行政事務一、

第二項　刪

第四章　高等審判廳

第二十五條　高等審判廳視二事之繁簡一、酌二分民事刑事庭數一、

第二十六條　高等審判廳、置二廳長一員一、總二理全廳事務一、並監二督其行政事務一、

各庭置二庭長一員一、以二該庭推事一充レ之、監二督該庭事務一、並定二其分配一、

第二十七條　高等審判廳有審判左列案件之權、
一　不服地方審判廳第一審判決、而控訴之案件、
二　不服地方審判廳第二審判決、而上告之案件、
三　不服地方審判廳之決定或其命令、按照法令而抗告之案件、
四　刪
第二十八條　各省因地方遼濶或其他不便情形、得於高等審判廳所管之地方審判廳內、設高等審判分廳、
第二十九條　高等審判分廳、得僅置民事一庭刑事一庭、
第三十條　高等審判分廳合議庭推事、除由本廳選任外、得以該分廳所在地方審判廳或鄰近地方審判廳之推事兼任之、但三人合議庭、每庭以一員為限、五人合議庭、每庭以二員為限、
第三十一條　高等審判分廳、如置二庭以上、以資深者一員、為監督推事、監督該分廳行政事務、
第三十二條　第三十五條三十七條四十四條四十五條及八十條之規定、準用之於高等審判廳之上告案件、

第五章　大理院

第三十三條　大理院爲最高審判衙門、置民事庭、刑事庭、視事之繁簡、酌分民事刑事庭數、

第三十四條　大理院置院長一員、總理全院事務、並監督其行政事務、

第二項　刪

各庭置庭長一員、除兼充外、以該庭推事充之、監督該庭事務、並定其分配、

第三十五條　大理院長、有統一解釋法令、必應處置之權、但不得指揮審判官所掌理各案件之審判、

第三十六條　大理院有審判左列案件之權、

第一　終審

一　不服高等審判廳第二審判決而上告之案件、

二　不服高等審判廳之決定或其命令、按照法令而抗告之案件、

第二　第一審並終審

依法令屬於大理院特別權限之案件、

第三十七條　大理院各庭審理上告案件、如解釋法令之意見、與本庭或他庭成案有異、由

大理院長一依ニ法令之義類一、開ニ民事庭或刑事庭或民刑兩庭之總會一審ニ判之一、

第三十八條　訴訟案件屬ニ於大理院第一審竝終審之特別權限一者、如關係重要、得下就ニ該處高等或地方審判廳一開ニ大理院之法庭一審中判之上、

於ニ前項情形一、大理院長除下由ニ該院一派遣推事上外、得下臨時令ニ高等審判廳推事一協同審判上、但以ニ二員一爲レ限、

第三十九條　刑事訴訟案件、屬ニ於大理院第一審竝終審之特別權限一者、由ニ大理院長一令ニ該院推事辦ニ理豫審事務一、但得下因ニ情形一令中高等或地方審判廳推事辦理上、

第四十條　各省因下距レ京較遠或交通不便上、得下於ニ該省高等審判廳內一設中大理院分院上、

第四十一條　大理分院得三僅置ニ民事一庭刑事一庭一、

第四十二條　大理分院推事除下由ニ本院一選任上外、得下以ニ分院所在高等審判廳推事一兼中任之上、但每庭以ニ二員一爲レ限、

第四十三條　大理分院如置ニ二庭以上一、以ニ資深者一員一爲ニ監督推事一、監ニ督該分院行政事務一、

第四十四條　大理分院各庭審ニ理上告案件一、如解ニ釋法令一之意見、與ニ本庭或他庭成案一有レ異、應下函請ニ大理院一開ニ總會一審中判之上、

其分院各該推事、應㆑送㆓意見書於大理院㆒、

第四十五條　大理院及分院發㆓交下級審判廳㆒之案件、下級審判廳對㆓於該案㆒不㆑得㆑違㆓背該院法令上之意見㆒、

第六章　司法年度分配及事務

第四十六條　司法年度、每年自㆓正月初一日㆒起、至㆓十二月㆒底止、

第四十七條　高等以下審判廳辦事章程、由㆓司法部㆒呈准施行、

除㆓京師㆒外各省由㆓高等審判廳長㆒、按㆓照前項章程㆒、統㆘一全省審判廳應㆑辦事宜㆖並發㆓布命令㆒、定㆓開廳時刻及開廳日期㆒、

大理院及分院辦事章程、由㆓大理院㆒呈准定㆑之、惟施行以前應㆑咨㆓報司法部㆒、

第四十八條　審判衙門按㆓照辦事章程及其他命令㆒、於㆓每年年終會議㆒、豫㆓定次年左列事宜㆒、

一　分㆓配合議庭及獨任推事應㆑辦之司法事務㆒、

二　定㆓庭長庭員獨任推事之配置及其代理次序㆒、

三　定㆓第五十一條所㆑載代理次序㆒、

第四十九條　前條所㆑載各事宜會議時、以㆓過半數之意見㆒定㆑之、可否同數則取㆓決於會長㆒、

一　地方審判廳事宜、以該地方審判廳長爲會長、各庭長及資深庭員獨任推事各一人爲議員、

二　高等審判廳事宜、以廳長爲會長、各庭長及資深庭員一人爲議員、

三　大理院事宜、以院長爲會長、各庭長及資深庭員一人爲議員、

第二項　删

大理院分院高等及地方審判各分廳事宜、均由本院本廳決議之、但分院分廳之合議庭及二人以上之獨任推事、均得準前項之例豫行會議、以其決議報告本院本廳、

第五十條　前二條所載分配事務及配置推事、既經決定後、於本司法年度內不得更改、但遇有案件增加致合議庭或獨任推事擔任過多、或推事有他項事故致延擱過久者、院長及廳長得將所豫定酌量更改、

第五十一條　審判衙門推事及代理推事、遇有事故、得以直隸下級審判衙門推事代理、地方審判廳並准用該廳候補推事代理、

前二項之代理所有直隸下級審判衙門推事及候補推事、接據各該審判衙門知照後、遵照豫定次序行之、

第四項　删

本條之代理以㆓緊急事宜㆒爲㆑限、

第五十二條　高等以下審判廳遇㆑有㆔法令上或事實上不㆑能㆑行㆓審判權㆒時、得㆘以㆓最近同等之審判廳㆒暫㆘行代理㆖、但以㆓緊急事宜㆒爲㆑限、

第五十三條　審判衙門已分配之事務、於㆓本司法年度內㆒尙未㆓完結㆒者、得㆘由㆓各該合議庭及獨任推事㆒繼續完㆗結之㆖、

第七章　法庭之開閉及秩序

第五十四條　法庭開㆓設於審判衙門內㆒、但有㆓特別規定㆒者不㆑在㆓此限㆒、

第五十五條　訴訟之辯論及判斷之宣告、均公㆓開法庭㆒行㆑之、

第五十六條　審判長居㆓法庭首席㆒、於㆘開㆓閉法庭㆒及審㆗問訴訟㆖、均有㆓指揮之權㆒、

第五十七條　審判長於㆓開庭時㆒、有㆘維㆓持秩序㆒之權㆖、

第五十八條　公㆓開法庭㆒、有㆘應㆑行㆑停㆓止公開㆒者㆖、應㆘將㆓其決議及理由宣示㆒、然後使㆗公衆退庭㆖、

至㆘宣㆓告判斷㆒時㆖仍應㆓公開㆒、

第五十九條　停㆔止公㆓開法庭㆒、審判長、得㆘指㆓定尙無㆓妨礙㆒之人㆖特許㆓旁聽㆒、

第六十條　審判長得レ命ニ旁聽之婦孺及服裝不當者退ニ出法庭一、並應レ詳ニ記其事由於讞牘一、

第六十一條　有下妨ニ害法庭執務一或其他不當之行爲上者、審判長得下酌ニ量輕重一照ニ左列各款一分別處分上、

一　命レ退ニ出法庭一、

二　命ニ看管至ニ閉庭時一、

三　至ニ閉庭時一更得レ處ニ十日以下之拘留或十元以下之罰金一、

第六十二條　原被告及中證人鑑定人繙譯等、有ニ前條行爲一者、照ニ左列各款一分別處分、

一　刑事被告受ニ前條第一或第二款處分一者、應下不レ聽ニ其辯論一即中行審判上、

二　民事原被告受ニ前條第一款或第二款處分一者、應下聽ニ在庭當事人之供述一行中其審判上、

三　刑事被告民事原告受ニ前條第三款處分一者、該處分應下與ニ本案一分別宣告上、

四　中證人鑑定人繙譯等得下不レ待ニ閉庭一實中行前條第三款處分上、

第六十三條　前二條所載處分、不レ得レ用ニ刑律俱發罪之例一、並不レ准ニ上訴一、

第六十四條　律師在ニ法庭一代ニ理訴訟一或辯ニ護案件一、其言語舉動如有ニ不當一、審判長得レ禁ニ止其代理辯護一、

其非律師而爲訴訟代理人或辯護人者亦同、

第六十五條　處分妨害法庭秩序之人、應詳記其事由於讞牘、

第六十六條　受第六十一條六十二條之處分者、如係官員、得按其情節請付懲戒處分、律師受第六十四條第一項之處分者亦同、

第六十七條　獨任推事行審判時、均有本章所定審判長之職權、

第六十八條　推事檢察官及書記官等員、在法庭執務時、均應一定制服、

律師在法庭時亦同、

第八章　審判衙門之用語

第六十九條　審判衙門行審判時、以中國語言爲準、

第七十條　原被告及中證人鑑定人等、如有不通中國語言者、由繙譯傳譯、

其有不通審判官所用中國語言者亦同、

如無繙譯、而審判衙門或檢察廳內執事各員、有能通原被告及中證人鑑定人所用語言者、得委令傳譯、

第七十一條　審判衙門之案牘用中國文字記錄之、如恐兩造爭執、或有必需時、得附錄外

國語言及各省土語一存案上、

第九章　判斷之評議及決議

第七十二條　審判衙門合議庭判二斷案件一應照二本法所レ定推事員數一平議及決議之、

第七十三條　刑事案件審問、有下延至二四日以上一者上、審判衙門長官、得下另派二推事一員一並視爲中補充推事上、

補充推事、於下庭員有二疾病及他事故一不レ能レ繼二續審判一時上、有下代二其審問一及完二結之一權上。

第七十四條　判斷之評議、由二審判長一總司二其事一、

第七十五條　判斷之評議、概不二公開一、但候補及學習推事、准二其入座旁聽一、

第七十六條　評二議判斷一時、該庭員須三各陳二述意見一

第七十七條　評二議判斷一時、其陳二述意見一之次序、以二官資較淺者一爲レ始、資同以二年少者一爲レ始、以二審判長一爲レ終、

第七十八條　判斷之決議、以二過半數之意見一定レ之、

關二於金額一、若推事意見分二三說以上一不レ能レ得二過半數一者、將二諸說一排列、以二金額多寡一爲レ序、數至二居レ中之說一爲レ止、以二該數一作二爲過半數一、

關二於刑事案件一、若推事意見分二三說以上一不レ能レ得二過半數一者、將二諸說一排列、以下不レ利二被告一之重輕上爲レ序、數至二居レ中之說一爲レ止、以二該說一作二爲過半數一、

第七十九條　評二議判斷一之顛末及各員之意見、均應レ嚴二守秘密一、

第八十條　大理院民事庭刑事庭及民事兩庭總會、須下有二各該庭推事三分之二以上列席一方能開議上

總會用二大理院長一總司二其事一、會長由二院長一自任、或命二庭長及推事中資深者一人一充レ之、

總會之決議、以二列席推事過半數之意見一定レ之、大理分院各庭推事依二第四十四條第二項之規定一有二意見書一時、應レ列二入決議之數一、

除二前項意見書一外、大理院長得下豫徵二各分院各庭推事之意見書一列中入總會決議之數上、

第七十五條至七十七條七十八條第二項第三項及前條之規定、準二用之於大理院總會一、

第十章　庭　丁

第八十一條　法庭置二相當額數之庭丁一、

第八十二條　法庭開審時、與二本案一有二關係一者、均由二庭丁一引至二法庭一聽審、其豫審時亦同、

庭丁職務章程由二司法部一定レ之、

第八十三條　庭丁應レ服ニ一定制服一、

第八十四條　庭丁之雇用撤換、各審判衙門長官行レ之、

第十一章　檢察廳

第八十五條　各審判衙門分-別ニ配-置檢察廳-如レ左

一　刪

二　地方檢察廳

三　高等檢察廳

四　總檢察廳

地方及高等審判各分廳大理分院、分-別ニ配-置地方及高等檢察分廳總檢察分廳一、

第八十六條　檢察廳分-別ニ配-置檢察官-如レ左、

一　刪

二　地方檢察廳置ニ檢察長一員檢察官二員以上一、

三　高等檢察廳置ニ檢察長一員檢察官二員以上一、

四　總檢察廳置ニ檢察長一員檢察官二員以上一、

第八十七條　第一第二項　删

地方及高等檢察長總檢察廳檢察長、分‐別二監‐督各該檢察廳事務一、

地方以上各檢察分廳如置二檢察官二員以上一、得下以二資深者一員一爲二監督檢察官一、監中督該分廳事務上、

第八十八條　檢察廳之設立廢止、以二法律一定レ之、

第八十九條　檢察官員額、由二司法部一呈准定レ之、

第九十條　檢察官之職權如レ左

一　刑事

遵二照刑事訴訟律及其他法令所一レ定、實二行搜查處分一、提二起公訴一、實二行公訴一、並監二察判斷之執行一、

二　民事及其他事件

遵二照民事訴訟律及其他法令所一レ定、爲二訴訟當事人或公益代表人一、實二行特定事宜一、

第九十一條　審判衙門爲二民事訴訟當事人一時、應下由中配二置該審判衙門一之檢察廳檢察官上代理、爲乙原告或被告甲、

第九十二條　檢察廳之管轄區域、與ニ各該審判衙門一同、

第九十三條　檢察官遇レ有ニ緊急事宜一、得下於ニ管轄區域外一行中其職務上、

第九十四條　檢察廳對ニ於審判衙門一、應下獨立行中其職務上、

第九十五條　檢察官不レ問ニ情形如何一、不レ得下干ニ涉推事之審判一、或掌中理審判事務上、

第九十六條　總檢察廳以下各檢察廳辦事章程、由ニ司法部一呈准施行、

除ニ京師一外各省由ニ高等檢察長一按ニ照前項章程一統下一全省檢察廳應レ辦事宜上、並發ニ布命令一定ニ開廳時刻一、

第九十七條　各檢察廳長官、按ニ照通行辦事章程及其他命令一、應下於ニ每年年終一豫定中次年左列事宜上、

一　分下配檢察官應レ辦之事務上、

二　定ニ檢察官之配置一、

第二項　刪

地方以上各檢察分廳事宜、由ニ本廳長官一行レ之、

第九十八條　檢察官均應レ從ニ長官之命令一、

大理院審ニ判特別權限之訴訟案件ー時、與ニ該案ー有ニ關係ー之各級檢察官、應下從ニ總檢察廳檢察長之命令ニ辦中理一切事務上、

第九十九條　檢察官遇レ有下必須ニ代理ー情形上、得レ代ニ理所屬檢察廳檢察官ー、

第一百條　地方及高等檢察長總檢察廳檢察長、有下親自處ニ理各該管區域內檢察官事務ー之權上、並有下將ニ各該管區域內檢察官之事務ー移ニ於別廳檢察官ー之權上、

第一百一條　學習檢察官及學習推事、得下由ニ司法部ー派ニ充代理檢察官ー辦中理地方檢察廳事務上、

第一百二條　司法部及各省高等檢察長、得下命ニ檢察廳所在地之警察官或城鎭總董鄕董ー、辦中理該廳檢察事務上、

第一百三條　第一項　刪

地方及高等檢察官總檢察廳檢察官、如有ニ不レ得レ已之事故ー、各審判衙門長官、得下因ニ請求ー派ニ各該推事ー臨時代理上、地方檢察廳並用ニ該廳候補檢察官ー代理、

本條之代理以ニ緊急事宜ー爲レ限、

第一百四條　各檢察廳檢察官得レ調ニ度司法警察ー、

檢察廳調ニ度司法警察ー章程、由ニ司法部ー內務部會同呈准施行、

第一百五條　檢察廳權限及辦事方法、本法所レ未レ定者、應下按二照訴訟律及其他法令所一レ定辦理上、

第十二章　推事及檢察官之任用

第一百六條　推事及檢察官、應下照二法官考試任用章程一經二二次考試一合格者始准中任用上、法官考試任用章程另定レ之、

第一百七條　凡在二法政法律學堂一三年以上、領二有畢業文憑一者、得レ應二第一次考試一、其在二京師法科大學一畢業、及在二外國法政大學或法政專門學堂一畢業、經二特定考試一合格者、以レ經二第一次考試合格一論、

第一百八條　第一次考試合格者、分二發地方審判廳檢察廳一學習、以二二年一爲二期滿一、

第一百九條　學習推事應レ受二該管地方審判廳長之監督一、學習檢察官應レ受二該官檢察長之監督一、其品行性格分別、由二該監督官一屆レ時出二具切實考語一、京師逕二詳司法部一、各省逕二由高等審判廳長檢察長一詳二報司法部一覈定鑑別之、其劣者得二隨時罷免一、

第一百十條　凡在二地方審判廳一學習滿一年以上者、得下由二該廳監督官一派令レ掌中理特定司法事務上、但不レ得下審二判訴訟一並管中理登記及其他非訟事件上、

在二地方檢察廳一學習滿一年以上者、得下由二該廳檢察官一派令レ掌中理特定檢察事務上、但除二第一百

一條所ㇾ載外、不ㇾ得ㇾ代二理檢察官一、

第一百十一條　學習人員期滿後、應下受二第二次考試一其合格者上、始准作二爲候補推事候補檢察官一、分二發地方審判廳檢察廳一聽中候補用上、

第一百十二條　領二有第一百七條所ㇾ載之文憑一、充二京師及各省法政學堂敎習或律師一歷二三年以上一者、得下免二其考試一作中爲候補推事候補檢察官上、

第一百十三條　候補推事候補檢察官、得下不ㇾ拘二年限一遇ㇾ有二缺出一卽行中薦任上、惟以二先補二地方一爲ㇾ限、

第一百十四條　地方審判廳檢察廳遇ㇾ有二缺出一、在ㇾ京由二地方審判廳長檢察長一、在ㇾ外由二高等審判廳長檢察長一、詳二情司法部一、以二候補推事候補檢察官一署理、

第一百十五條　凡有二左列情事之一一者、不ㇾ得ㇾ爲二推事及檢察官一、

一　因ㇾ褫二奪公權一、喪下失爲二官吏一之資格上者、

二　曾處二三年以上之徒刑或監禁一者、

三　破產未ㇾ償二債務一者、

第一百十六條　大理院長爲二特任官一、

總檢察廳檢察長大理院庭長總檢察廳首席檢察官各高等審判廳長高等檢察廳檢察長京師地方審判廳長京師地方檢察廳檢察長、俱爲ニ簡任官一、

各省地方審判廳長檢察廳檢察長及各推事檢察官、俱爲ニ薦任官一、

第一百十七條　前條各官等級細目、另以ニ官制一定レ之、

第一百十八條　補ニ高等審判廳推事及高等檢察官一者、須レ有ニ左列資格之一一

一　任ニ推事或檢察官一五年以上者。

二　照ニ第一百十二條一充ニ京省法政學堂敎習或律師一五年以上而任ニ推事及檢察官一者、

第一百十九條　補ニ大理院推事及總檢察官一者、須レ有ニ左列資格之一一、

一　任ニ推事或檢察官一歷ニ十年以上一者、

二　照ニ前條第二項一充ニ京省法政學堂敎習或律師一十年以上而任ニ推事及檢察官一者、

第一百二十條　前二條所レ載年限、均應ニ接續計算一、

第一百二十一條　推事及檢察官在職中、不レ得レ爲ニ左列事宜一、

一　於ニ職務外一干ニ預政事一、

二　爲ニ政黨員政社員及中央議會或地方議會之議員一、

三　爲二報館主筆及律師一、

四　兼下任非二本法所一レ許之公職上、

五　經下營商業及官吏不レ應レ爲之業務上、

第一百二十二條　推事及檢察官、如因二精神衰弱一不レ能レ任レ事、各省由二高等審判廳長檢察長一詳二報司法部一呈二請退職一、京師由二各審判衙門檢察廳長官一報二明司法部一呈二請退職一、

第一百二十三條　審判衙門及檢察廳如有二裁改一、其裁缺之推事及檢察官、由二司法部一呈請給以二全俸一遇レ缺卽補、

第一百二十四條　自二大理院長一以下所有推事及檢察官之廉俸並進等進級章程。除二本法規定一外、另以二法令一定レ之、

第一百二十五條　司法部對二於推事及檢察官一不レ得レ有下勒二令調任借補停職免職一及減俸等事上、其有二左列情事一者不レ在二此限一、

一　關二於第一百二十一條一百二十二條所レ指情節一者、

二　係三候補推事及檢據官尙未二補缺一者、

三　因二懲戒調査或刑事被控律一應二停職一者、

四　出二於刑律之宣告或懲戒之處分一者、

第一百二十六條　推事及檢察官之廉俸、雖レ在二懲戒調査或刑事被控時一仍應二照給一、

第一百二十七條　推事及檢察官退職後、得レ受二恩俸一、其細則於二廉俸章程中一附定、

第十三章　書記官及繙譯官

第一百二十八條　各審判衙門分別置二書記官長書記官一、掌二錄供編案會計文牘及其他一切庶務一、

一　刪

二　刪

三　刪

第一百二十九條　刪

第一百三十條　地方及高等審判廳應レ置書記官、不レ得レ少二於該廳合議庭及獨任推事之數一、置二書記官長一人一、從二廳長之命令一分二配其餘各員事務一竝監二督之一、

第一百三十一條　大理院應レ置書記官、不レ得レ少二於該院合議庭推事之數一、置二書記官長一人一、從二院長之命令一分二配其餘各員之事務一竝監二督之一、

第一百三十二條　大理分院高等及地方審判各分廳應レ置書記官、不レ得レ少二於合議庭及獨任推事

之數、

第一百三十三條　各檢察廳分別置書記官長書記官、掌該廳會計文牘及其他一切庶務、前二項之規定、準用之於檢察分廳、

第一百三十四條　書記官員額、視事之繁簡定之、

第一百三十五條　審判衙門及檢察廳書記官、從各該長之命令、得於權限內互相代理、

第一百三十六條　地方審判廳長、得派該廳學習推事、臨時執行該廳書記官事務、地方檢察廳檢察長、得派該廳學習檢察官、臨時執行該廳書記官事務、

其應行署名者、應附記臨時代理字樣、

第一百三十七條　審判衙門開庭審判時、書記官應遵審判長之命令執行職務、其關於特定事宜、書記官應遵該特定推事檢察官之命令執行職務、

書記官據前二項命令記錄口供、編製或更改文書、如認該命令爲不當應附記其意見、

第一百三十八條　書記官於權限內所行職務、即不合本法所定之事務分配仍屬有效、

第一百三十九條　書記官以考試合格者錄用之、

考試任用書記官章程、由司法部呈准定之、

第一百四十條　大理院總檢察廳各高等審判廳檢察廳京師地方審判廳檢察廳書記官長、俱爲二薦任官一、大理院總檢察廳各高等審判廳檢察廳書記官、爲二薦任或委任官一、各省地方審判廳檢察廳書記官長各地方審判廳檢察廳書記官、俱爲二委任官一、

第一百四十一條　書記官等級及任用事宜、除二前二條規定一外、於下考一試二任一用書記官一章程上定レ之、

第一百四十二條　京師及商埠地方審判廳以上審判衙門、得下特置二繙譯官一、由二司法部及高等審判廳長一酌量委用上、

第一百四十三條　書記官及繙譯官權限並應レ辦事宜、本法所レ未レ定者、按二照訴訟律及其他法令所一レ定辦理、

第十四章　承發吏

第一百四十四條　地方審判廳置二承發吏一、其職務如レ左、

一　發二送審判廳檢察廳之文書一、

二　受二審判廳檢察廳之命一、執二行判斷及沒收之物件一、

三　當事人有レ所二稟請一、實二行通知催傳一、

第一百四十五條　承發吏應レ從二長官之命令一、

第一百四十六條　承發吏應レ服二一定制服一、

第一百四十七條　承發吏有二缺額一或有二他故一時、監督官得下派二本廳書記官一代理上、

第一百四十八條　承發吏須下經二考試一始准中錄用上、考-試二任-用承發吏一章程、由二司法部一定レ之、

第一百四十九條　承發吏由二司法部及高等審判廳長一派充、並得下委二任地方審判廳長一派中充之上、

第一百五十條　充二承發吏一者、應レ繳二納相當之保證金一、

第一百五十一條　承發吏應下照二職務章程所レ定分別酌中給津帖上、

第一百五十二條　承發吏職務章程由二司法部一定レ之、

第一百五十三條　承發吏權限並應レ辦事宜、本法所レ未レ定者、按二照訴訟律並承發吏職務章程及其他法令所レ定辦理、

第十五章　法律上之輔助

第一百五十四條　審判衙門、辦二理訴訟事宜一、應二互相輔助一、

第二項　刪

第一百五十五條　各檢察廳、於二管轄區域內一執二行事務一、應二互相輔助一、

第一百五十六條　審判衙門檢察廳書記官及承發吏、於ニ權限內之事務一應ニ互相輔助一、

第十六章　司法行政之職務及監督權

第一百五十七條　大理院長高等審判廳長地方審判廳長總檢察廳檢察長高等檢察廳檢察長地方檢察廳檢察長、按ニ照本法一分ニ任司法中行政職務一、

第一百五十八條　司法行政監督權之施行其區別如レ左、

一　司法總長監ニ督全國審判衙門及檢察廳一、

二　大理院長監ニ督大理院一、

三　刪

四　高等審判廳長監ニ督該廳及所屬下級審判廳一、

五　地方審判廳長監ニ督地方審判廳一、

六　刪

七　總檢察廳檢察長監ニ督該廳及各級檢察廳一、

八　高等檢察廳檢察長監ニ督該廳及所屬下級檢察廳一、

九　地方檢察廳檢察長監ニ督地方檢察廳一、

十　刪

審判分廳大理分院及檢察分廳、如置監督推事及監督檢察官時、準前項之例、由該推事及檢察官行監督權、

第一百五十九條　監督權之施行、其權如左、

一　有廢弛職務及侵越者、應加儆告使之勤愼、

一　有行止不檢者、應加儆告使之悛改、

第一百六十條　審判衙門及檢察廳各員、如有前條情節經各該監督官屢戒不悛或情節較重者、應即照懲戒法辦理、

第一百六十一條　前數條列舉之司法行政職務及監督權、不得有瞻徇、請託情事、

第一百六十二條　審判衙門及檢察廳各員、關於法律及司法行政事宜、如司法部及有監督權之審判官或檢察官、有所詢問應陳述其意見、

第一百六十三條　本章所載各條、不得限制審判上所執事務及審判官之審判權、

附則　刪

第一百六十四條　刪

第一二　監獄官制

敎令第一百二十八號
三年九月十七日

第一條　監獄、由二司法部一監二督之一、

各高等檢察長、由二司法部一委任、監二督各該區域內各監獄一、

第二條　司法部、因レ監二督各監獄一、得二臨時派レ員視察一、

第三條　新監獄及分監之設置、舊監獄之存廢、由二司法部一定レ之、

第四條　監獄、置二典獄長一人看守長三人技士一人一、

第五條　前條職員之外、得レ設二男女看守敎誨師醫士藥劑士一、其員額由二各典獄長一酌量、報二由各該管高等檢察長一詳二請司法部一核二定之一、

第六條　典獄長、受二司法部及該管高等檢察長之監督一、掌二理監獄事務一、指-揮二督-率所屬職員一、

第七條　典獄長、得レ提二出各種報告一、經二由該管高等檢察長一、彙二報司法部一、或臨時逕二報司法部一、

前項報告之程序、由二司法部一定レ之、

第八條　典獄長有二事故一時、由二次序在前之看守長一代二理其職務一、

第九條　看守長、承二典獄長之指揮一、依二監獄辦事規則一、分二掌警備敎育作業衞生用度及其他庶務一、

指揮監督男女看守、

第十條　分監長、以看守長充之、

第十一條　充分監長之看守長、承本監典獄長之指揮、掌理分監事務、指揮督率所屬職員、

第十二條　技士、承長官之指揮、從事監獄技術事務、

第十三條　監獄職務之分配、及監獄辦事規則、監獄各職員辦事細則、由司法部定之、

第十四條　未設審檢廳各縣舊監獄、暫設管獄員、承兼理司法事務縣知事之指揮掌理監獄事務、

前項管獄員、依省制所定、由各該縣知事、詳由該省高等審判廳長、委任之、仍報告於司法部、

第十五條　前條之管獄員、應受各該省巡按使高等審判廳長、高等檢察廳長檢察長、及其他依法令有監督權限官吏之監察、

第十六條　本官制、自公布日施行、

第一三　各省區警務處組織章程　七年一月二十三日內務部呈准

第一條　各省區警務處之組織、依本章程辦理、

第二條　警務處依現行警察官制之例、得分設各科、以第一第二第三之順序列記之、毋庸

另定二名稱一、但至レ多不レ得レ逾二四科一、

第三條　前條各科之職掌範圍、由二處長一依二現行警察官制及警察法令一酌量分配、呈二由該管最高長官一核二咨內務總長一核定、

第四條　警務處據屬、依二現行警察官制之例一、得レ設員額如レ左、

秘書一人至二二人一　科長每科一人　科員每科不レ得レ逾二三人一　視察長一人　視察員至レ多不レ得レ逾二八人一　技正一人　技士一人至二二人一、

第五條　秘書科長視察長技正、依二現行警察官制勤務督察長之例一、由二處長一按二照程序一、呈二該管最高長官一咨二請內務總長一薦二請派充一、科員視察員技士、由二處長一依二現行警察官制及程序一、呈二由該管最高長官一咨二請內務總長一核准後委用、其有下因二必要情形一、由二處長一遴二派省會警察廳職員一分別兼任者上亦同、

第六條　秘書承二處長之命一、辦二理機要事務一、

第七條　科長承二處長之命一、分二掌本科事務一、科員承二長官之命一、佐二理本科事務一、

第八條　視察長視察員、承二長官之命一、視二察全省警務一、其視察規則由二處長一另定レ之、

第九條　技正技士、承二長官之命一、辦二理技術事務一、

第十條　各省區警務處、依二現行官制之例一、得レ酌二用雇員一、

第十一條　各省區警務處各項辦事規則、由二處長一、另定レ之、

第十二條　本章程所レ未二規定一者、均依二現行整頓各省警政辦法大綱之規定一辦理、

第十三條　本章程自二呈准公布日一施行、

第一四　奉天全省警務處組織章程　民國四年十二月三日 奉天公報

第一條　警務處處長一員、承二巡按使之指揮監督一、管二理全省警察事宜一、

第二條　警察處設二秘書一員一、專下辦重要文牘審二核警務一各事上、

第三條　警務處得レ設二顧問一、專備レ諮下詢整二頓警察一各事宜上、

第四條　警務處設二左列四科一、每科設二科長一員科員若干員一、但因二事務之繁簡一均得レ兼二任他科職務一、

一　總務科掌下管機要交涉文牘庶務及不レ屬二各科一事項上、

一　編制科籌下辦改二良警務一擴二充警額一、並警察經費事項上、

一　考核科考二核各屬警務成績及警察官吏進退功過並警察教練事宜一、

一　章制科釐二訂章程一、審二查各屬現行警察章程一、並解二釋法令一事項、

第五條　警務處設視察長一員視察員十員、分派考查所屬各廳局縣官警辦事勤惰、並應行興革事宜報由警務處長核辦、

第六條　警務處設書記十員、專供繕寫文牘及保存卷宗各事、

第七條　警務處差遣巡長一名巡警十名、專備守望護衛遞送文書等事、

第八條　警務處設公役十六名、專供處內傳達、服役雜務各事、

第九條　各科辦事細則俟警務處成立時另定之、

第一五　奉天警務處長職權章程　四年十二月三日 奉天公報

第一條　警務處長統籌全省警務辦法、應隨時詳報巡按使查核、並咨會該管道尹備案、其關於警政推行之重要計畫並應詳報內務部查核、

第二條　警務處長督飭各警察廳局及各縣整理警務、並應隨時親履巡行、或派員視察、以資考核、

第三條　省會商埠各警察廳長應由警務處長詳請巡按使、咨陳內務部呈請薦任、其警察官吏有薦任待遇者仿此辦理、

第四條　各警察廳局科長署長、應由各該廳局詳由警務處長、詳請巡按使委任、其科員署員及

各委員應下由二各該廳局長一詳中請警務處委任上、

第五條　鴨渾兩江及遼河水上警察局長暨安奉鐵路警察局長、應下由二警務處長一詳中請巡按使委任上、

第六條　各縣警察所長應下由二警務處長一委任上、

第七條　各縣警察區官應下由二所長一詳二該縣知事一詳中請警務處長委任上、

第八條　各警察廳局及各縣委任巡官應下彙二報警務處一查核備案上、

第九條　各警察廳局及各縣知事、均得下發二布各項警察單行章程一送二由警務處一核定施行上、

第十條　各警察廳局及各縣警察所辦二理警務一職員、應下由二警務處長一隨時考二核有二無成績一詳二咨巡按使道尹一分別勸懲上、

第十一條　各警察廳局及各縣、凡關二於警察事務一、均應下詳二由警務處一核定、轉中詳巡按使上、遇レ有二特別重要事件一、得下分二詳巡按使一查核上、

第十二條　各廳局縣、每半年應下將二所レ辦警務一分レ門別レ類、製二成成績表冊一、詳二報警務處一查核上、

第十三條　警務處每半年彙二齊成績書一、分二詳內務部巡按使一查核、

第一六　地方警察廳官制

敎令第一百二十二號
三年八月三十日

第一條　地方警察廳、設二於省會或商埠地方一、管二理省會或商埠之警察衛生消防事項一、

前項地方警察廳、與道尹駐在同一地方時、直隷於道尹、與巡按使駐在同一地方時、直隷於巡按使、但有特別情形之商埠、不在此限、

商埠、無設警察廳之必要時、得設置警察局代之、其員額費用、應比照地方警察廳酌減、由該管道尹、詳請巡按使、咨陳內務部、核定之、

省會或商埠以外之道、有設警察廳之必要時、得由該管道尹、詳由巡按使、聲叙情形、咨陳內務部、呈請大總統核定之、

第二條　地方警察廳、置廳長一人、承道尹或巡按使之指揮監督、總理廳務、並監督所屬職員、

前項之廳長、由道尹、詳由巡按使、咨陳內務部、薦請大總統任命、或由巡按使、咨陳內務部、薦請大總統任命、

第三條　廳長、爲執行法律敎令、或依法律敎令之委任、得發布單行警察章程、

前項單行警察章程、不得與現行法令牴觸、其應以法律或敎令規定事件、仍詳由該管長官、呈請大總統核辦、

單行警察章程之發布、依公布法令程式令之規定行之、

第四條　廳長、對於所屬職員之處分或命令、認爲違背法令、妨害公益、或侵越權限時、得

停止或撤銷一之、

第五條　地方警察廳、置三警正四人至二八人一、承二長官之命一、分二掌警察事務一、

第六條　地方警察廳、置三警佐十人至二二十人一、承二長官之命一、佐二理警察事務一、

第七條　地方警察廳、因レ監二督外勤勤務一、置二勤務督察長一、承二廳長之命一、分二掌督察事務一、

第八條　地方警察廳、因二事務之必要一、得下置三技正一人及技士一人至二二人一、掌中理技術事務上

第九條　地方警察廳、因二事務之必要一、得レ酌二用雇員一、

第十條　地方警察廳、因下維二持治安一之必要上得レ編二制警察隊一、

第十一條　地方警察廳之分區及警察隊之編制、由二巡按使或道尹一、詳二由巡按使一、咨二陳內務部一、呈二請大總統一核二定之一、

地方警察廳之辦事細則、由二巡按使或道尹一、詳二由巡按使一、咨二陳內務部一、核二定之一、

第十二條　本官制自二公布日一施行、

第一七　縣警察所官制

教令第一百二十三號
三年八月三十日

第一條　縣警察所、管二理縣區域內之警察事務一、但縣無二設レ所之必要一時、得下以二保衛團一代上レ之、

第二條　縣警察所、置所長一人、以知事兼任之、

第三條　縣警察所、置警佐一人至三人、承所長之命、管理警察事務、

第四條　縣警察所、因事務之必要、得酌用雇員、

第五條　縣區域內之繁盛地方、得設警察分所、

前項之警察分所、置分所長一人、以警佐充之、承所長之命、管理警察事務、

第六條　縣警察所辦事細則、由所長擬定、詳由道尹、詳請巡按使、核定之、並咨陳內務部、

第七條　本官制自公布日施行

第一八　水上警察廳官制　教令第十七號 四年三月卅一日

第一條　瀕海沿江濱湖通河各地方、因維持水上治安之必要、得各就其衝要地點、設置水上警察廳、管理水上警察衛生事項、

前項水上警察廳、與道尹駐在同一地方時、直隸於道尹、與巡按使駐在同一地方時、或其管轄區域同時、屬於數道者、直隸於巡按使、

因事務較簡、無設水上警察廳之必要時、得比照水上警察廳、酌減員額費用、設置水上

警察局代之、或由附近地方警察廳、或縣警察所分別處理、

第二條　水上警察廳、置廳長一人、承道尹或巡按使之指揮監督、總理廳務、並監督所屬職員、

前項之廳長、由道尹詳由巡按使、咨陳內務部、薦請大總統任命、或由巡按使、咨陳內務部、薦請大總統任命、

第三條　廳長、如執行法律敎令、或依法律敎令之委任、得發布單行水上警察章程、

前項單行水上警察章程、不得與現行法令牴觸、其應以法律敎令規定事件、仍詳由該管長官、呈請大總統、核辦、單行水上警察章程之發布、依公布法令程式令之規定行之、

第四條　廳長、對於所屬職員之處分或命令、認爲違背法令、妨害公益、或使越權限時、得停止或撤銷之、

第五條　水上警察廳、置警正、二人至四人、承長官之命、分掌水上警察事務、

第六條　水上警察廳、置警佐、六人至十二人、承長官之命、佐理水上警察事務、

第七條　水上警察廳、因事務之必要時、得置技士一人至二人、掌理技術事務、

第八條　水上警察廳、因事務之必要、得酌用雇員、

第九條　水上警察廳、因維持水上治安之必要、得編制水上警察隊、

前項水上警察隊之編制、由巡按使或道尹詳由巡按使咨陳內務部呈請大總統核定之、

第十條　水上警察廳、有分區之必要時、應將分劃辦法、由巡按使或道尹詳由巡按使咨陳內務部呈請大總統核定之

第十一條　本官制自公布日施行、

第一九　地方保衛團條例　教令第七十號 三年五月廿日

第一章　總則

第一條　凡縣屬未設警察地方、因人民之請求及縣知事認爲需要時、得報明本省長官設立保衛團、

第二條　凡縣屬地方原設之鄉團保甲、應由縣知事切實整理、得按本條例呈明本省長官核准辦理、

第三條　各省得就本條例所定大綱參合各該地方情形、擬具施行細則、呈報內務部備案、

第二章　編制

第四條　各地方保衛事宜、以縣知事爲總監督、遴委地方公正紳商協籌辦理、

第五條　各縣辦理保衛事宜、得下參二照各該地方習慣一劃中分區團上、

第六條　各團得下按レ戶指二定一人一編中入保衛團名冊上、但有二左列之一一者不レ在二此限一、

一、未成年者　二、家無二次丁一者　三、老弱或殘廢者　四、因二事故一不レ能二服務一者、

第四項情事發生時、須下經二團總一報明、得中總監督之允許上、

第七條　保衛團依二本團戶數一編二列十戶一爲二一牌一、置二牌長一人一、十牌爲二一甲一、置二甲長一人一、五甲爲二一保一、置二保董一人一、

第八條　每團置二團總一人一、由二總監督一遴委、其他應レ置之保董甲長牌長按二各團戶數一支配、不レ設二定額一、由二團總一遴選、呈二由總監督一委充レ之、

第九條　各團辦公地點、卽就二各該地方舊有之寺觀公所一設置、

第十條　各團辦理文牘、得下由二總監督一刊中發木質圖記上、但非レ關二於保衛事務一不レ得下以二私人名義一鈐用上、

第三章　職務

第十一條　各團戶口由二保董一督二同甲長牌長一按レ戶清査列レ表、交二由團總一繕二具清冊一、其外來寄居及無業游民尤須三特別注意、隨時査察、另行二列レ表註レ冊報告一、正冊呈レ縣轉二報省長一、副冊存レ

團備ㇾ査

表冊程式由二總監督一核定頒二布之一、

第十二條　各團戶口清查終了時、遇ㇾ有二死亡遷移外出及生殖寄居等事一、須二隨時查明列ㇾ表修正ㇾ之、

第十三條　團內住戶有下藏二留盜賊一或寄中頓贓物上時、團總等得下隨時確查指獲、送二由總監督一懲辦上、

第十四條　各團有二匪警一時、團總得下臨時召二集團丁一圍捕上、除二匪徒拒捕應ㇾ有二正當防禦一外、於二捕獲後一送二由總監督一訊辦、不ㇾ得二違ㇾ法私訊一、

第十五條　各團壯丁由二保董一督率教練(農時停止)、其一團教練時期由二團總一定ㇾ之、各團合練時期由二總監督一定ㇾ之、

第十六條　各團戶原有槍械、須下報二由總監督一驗明烙印編上號、因二事實發生一必須二添置一時、須下由二總監督一呈二明省長一核准上、

第十七條　各團所在地、有下已設二警察區一者上、得下協二同警察一助中理之上、

第四章　獎　罰

第十八條　各團辦理保衛事宜、具有左列情事之一者、得由總監督核給獎勵、

(一)檢獲著名或懸賞緝拿之巨匪訊明懲辦者、(二)盜賊搶刼登時捕獲者、(三)團內無盜賊土匪蹤迹者、(四)協同他團、捕獲盜匪者、(五)因捕拿盜匪被傷或斃命者、

第十九條　具第一項至四項情事、得由總監督酌量情形給獎、但認爲成績優美者、並得由總監督呈明省長核獎、

第二十條　具第五項情事得由總監督呈明省長照警察卹賞章程辦理、

第二十一條　總監督辦理保衛事宜、經各該省長考察、認爲成效卓著者、得臚舉事實呈請內務部核獎、

第二十二條　各團辦理保衛事宜、具有左列情事之一者、得由總監督量予懲罰、

(一)容留盜匪者、(二)團內發生搶刼重案未能登時捕獲者、(三)探訪未確、誤行逮捕或有意誤及良善者、(四)偷惰不能得力者、

第二十三條　以上各項得由總監督酌量情節輕重、量予懲罰、或撤革之、如情罪重大時、得呈明省長嚴辦、

第五章　經費

第二十四條　團總保董甲長牌長皆係二名譽職員一、不レ支二薪金一、

第二十五條　保衛團經費由二各該處一就レ地籌レ款、呈二請各該監督一核定、並轉二呈省長一查核報レ部、

第二十六條　保衛團經費由二各團總一將二每月收支各款一造二具表冊一、報二由各該總監督一核明、轉報二各省長一查核、

第六章　附則

第二十七條　本條例自二公布日一施行、

第二〇　省議會暫行法　法律第四號 二年四月二日

第一章　組織及選任

第一條　省議會、設レ於二省行政長官所レ駐之地一、

第二條　各省省議會議員名額、依二民國元年九月二十五日、各省第一屆省議會議員名額表所二規定一、

第三條　議員任期、以二三年一爲レ限、任滿改選、再被レ選者得二連任一、

第四條　任期、以二議員當選之日一起算、

第五條　議員當選後、選擧區有二變更一、而任期未レ滿者、照レ舊任職、

第六條　議員任職後、非レ經ニ省議會之許可一、不レ得ニ解職一、

第七條　議員、因レ故出缺時、以下本選擧區候補當選人名次表之列レ前者上遞ニ補之一、

第八條　補缺之議員、其任期以レ補ニ足前任未滿之期一爲レ限、

第九條　省議會議員、不レ得ニ同時爲ニ國會議員一、

第十條　省議會議長一人、副議長二人、由ニ議員一互ニ選之一、
選ニ擧議長副議長一、分レ次用ニ無記名單記法一、各以ニ得票過半數者一、爲ニ當選一、

第十一條　議長、維ニ持秩序一、整ニ理議事一、對レ外爲ニ省議會之代表一、

第十二條　議長、有ニ事故一時、由ニ副議長一代ニ理議長一、副議長俱有ニ事故一時、由ニ議員中一、選ニ擧臨時議長代理一、

第十三條　議員改選時、議長副議長一併改選、

第十四條　省議會置ニ秘書一、由ニ議長一任ニ免之一、

第十五條　秘書、承ニ議長之命一、經ニ理文牘會計及一切庶務一、其員額及辦事細則、由ニ省議會一定レ之、

第二章　職　權

第十六條　省議會之職權如レ左、

(一)議ニ決本省單行條例一、但以レ不レ牴ニ觸法律命令一爲レ限、(二)議ニ決本省預算及決算一、(三)議ニ決省稅及使用費規費之徵收一、但法律命令有ニ規定一者、不レ在ニ此限一、(四)議下決省債之募集、及省庫有ニ負擔一之契約上、(五)議ニ決本省財產及營造物之處分竝買入一、(六)議ニ決本省財產及營造物之管理方法一、但法律命令有ニ規定一者、不レ在ニ此限一、(七)答ニ覆省行政長官諮詢事件一、(八)受下理本省人民關ニ於本省行政一請願事件上、(九)得丙以下關ニ於本省行政及其他事件一之意見上、建乙議於省行政長官甲、(十)其他依ニ法律命令一應下由ニ省議會一議決上事件、

第十七條　省議會、對ニ於本省行政長官一、認レ有ニ違法行爲一時、得下以ニ出席議員三分二以上之可決一、提ニ出彈劾案一、經ニ由內務總長一、提ニ交國務會議一、懲中辦之上、

第十八條　省議會、對ニ於本省行政一、認三本省行政官吏有ニ違法納賄情事一、得下咨ニ請省行政長官一、查中辦之上、

第十九條　省議會議員、對ニ於本省行政事項一、有ニ疑義一時、得下以ニ十人以上之連署一、提ニ出質問書於ニ省行政長官一、限レ期答覆上、

第二十條　省議會議員、對ニ於省行政長官之答覆一、認爲レ不レ得ニ要領一時、得レ要下求省行政長官、自行到レ會、或派レ員到レ會答辯上

第三章　會議

第二十一條　省議會、分㆓常年會及臨時會二種㆒、

第二十二條　常年會、毎年一次、由㆓省行政長官㆒召㆓集之㆒、臨時會、因㆓特別緊要事件發生㆒、由㆓省行政長官㆒、或議員半數以上之請求時、召㆓集之㆒、

第二十三條　常年會會期、以㆓六十日㆒爲㆑率、其有㆘必須㆓連續開議㆒者㆖、得㆑延㆓長會期二十日以內㆒、臨時會期、至㆑多不㆑得㆑逾㆓三十日㆒、

第二十四條　省議會、非㆑有㆓議員半數以上出席㆒、不㆑得㆓開議㆒、

第二十五條　議員、有㆓五人以上之贊同㆒、得㆑提㆓出議案㆒、

第二十六條　議案之表決、以㆓出席議員過半數㆒爲㆑準、可否同數、取㆓決於議長㆒、

第二十七條　議員、於㆓議案㆒涉㆓及本身或其親屬㆒者、非㆑經㆓省議會之許可㆒、不㆑得㆑與㆑議、

第二十八條　議員、除㆘現行犯罪及關㆓於內亂外患㆒之犯罪㆖外、於㆓會期內㆒、非㆑經㆓省議會之許可㆒、不㆑得㆓逮捕㆒、

第二十九條　會議時議員之言論及表決、於㆓議會外㆒不㆑負㆓責任㆒、

第三十條　會議時、省行政長官、得㆓自行到㆑會、或派㆑員到㆑會發言㆒、但不㆑得㆘列㆓於表決之數㆒、或

中下止議員之言論上、

第三十一條　省議會之會議、公二開之一、但依二省行政長官之要求、或議員之提議一、經二多數可決一者、得レ禁二止旁聽一、

第三十二條　議員、違二背議事細則一者、停二止到會一、其情節重者除名、

第三十三條　議員無レ故不二到會一、延至二十日以上一者、除名、

第三十四條　議員以二省議會名義一、干二預外事一者、停二止到會一、其情節重者除名、

第三十五條　停二止到會一、至レ多以二十日一爲レ限、依二出席議員多數之決議一行レ之、除名依二出席議員三分二以上之決議一行レ之、

第三十六條　議事細則及旁聽規則、由二省議會一定レ之、

第四章　議決

第三十七條　省議會之議決事件、省行政長官、應下於二十日內一公中布之上、

第三十八條　省議會之議決、省行政長官如不二以爲一然時、應下於二五日內一、聲二明理由一、咨中交覆一議上、如有二出席議員三分二以上一、仍執二前議一時、應レ依二前條之規定一、

第三十九條　省議會之議決、省行政長官、如認爲二違法一時、得下咨二省議會一撤中銷之上、如省議會不

レ服二其撤銷一、得レ提三起訟訴於二平政院一、

前條訟訴、於二平政院一未二成立一之時、最高法院受二理之一、

第五章　經　費

第四十條　省議會經費、及議員公費、旅費、由二省議會一定レ之、

第六章　附　則

第四十一條　本法、自二公布日一施行、

第二一　省參事會條例　教令第十五號 十年六月二十三日

第一條　省設二省參事會一、以二省長及參事員十二人一組二織之一、

第二條　參事員額之分配如レ左、

一　省長委二任三人一、以二省公署所屬各廳處長一爲レ限、聘二任三人一、以二本省人一爲レ限、

二　省議會選二舉六人一、但省議會議員當選者、不レ得レ過二半數一、

第三條　省參事會以二省長一爲二會長一、省長有二事故一時、得下指二定參事員中一人一、代中行會長職務上、

第四條　省議會選二舉參事員一時、須レ選二出同數之候補人一、其選舉方法、準下用省議會選二舉議長一之

程序上、

第五條　參事員之任期、分爲二左列三種一、

一　委任參事員、以二其本職之任期一爲二任期一、

二　聘任參事員、以二省長之任期一爲二任期一、

三　選擧參事員任期三年、每レ屆二任滿之前六箇月內一、由二省議會一改二選之一、

前項選擧參事員之任期、以二省參事會成立之日一起算、

第六條　候補參事員之遞補依二名次之先後一、但應選或見任之參事員由二省議員一被選者、已滿二定額之半一時、其缺額應三以二省議會議員外之被レ選爲二候補參事員一者上遞乙補之甲

遞補參事員之任期、以レ補二足前任未滿之任期一爲レ限、

第七條　選擧及聘任參事員、不レ得レ兼二充其他官吏及議員一、

第八條　省參事會之職權如レ左、

一　籌乙畫關下於二省地方一應レ行二興革一、及一切行政上事項甲、

二　籌一畫二整一理省有之不動產營造物、公共設備及其他財產事項一、

三　審下議省長提二交省議會一之預算決算案及其他議案上、

四　審三議省議會建議案之可一レ否執一行一、
五　審三議省長答二復省議會之質問案一、
六　受二省長之委託一、出二席省議會一、說二明提案之旨趣一、或陳二述意見一、
七　處二理各級自治之紛爭及疑難事項一、
八　審二議省議會議決案之執行方法一、
九　對二於國家行政一得二建議一、及答二復省長之諮詢一、
十　其他依二法令一、未レ規三定歸二中央管理一之省地方各事項、
第九條　省參事會非レ有二參事員三分二以上之出席一、不レ得二開議一、
第十條　省參事會議事之可否、以二出席之參事員過半數一公二決之一、可否同數取二決於會長一、
第十一條　省參事會議決事件、由二省長一執二行之一、
第十二條　省參事會參事員、於三議案涉二及本身或其親屬一者、不レ得レ與二表決之數一、
第十三條　省參事員之薪俸、分爲二專任兼任二種一、分別支給、
第十四條　省參事員確有二瀆職之事實一時、係二省長委任或聘任一者、依二文官懲戒法一辦理、係二省議會選舉一者、經二省議會議員三分二以上之出席一、得下以二過半數不信任票一免中除之上、

第十五條　省參事會置ニ秘書若干人一、由ニ會長一任ニ用之一、

第十六條　省參事會秘書、承ニ會長之命一、掌ニ理文牘會計及一切庶務一、

第十七條　省參事會議事細則、及辦事細則、由ニ省參事會一定レ之、

第十八條　本條例自ニ公布日一施行、

第二三　縣自治法　法律第十二號 八年九月八日

第一章　總則

第一節　區域

第一條　縣自治團體、以ニ縣之國家行政區域一爲ニ其區域一、縣之國家行政區域、有ニ變更一時、縣自治區域隨同變更、

第二節　住民及其權利義務

第二條　凡住ニ居縣內一者、均爲ニ縣住民一、

縣住民依ニ本法及公約所一レ定、得レ享ニ受權利一、並負ニ擔義務一、

第三條　縣住民內、有ニ本國國籍一之男子、年滿二十歲、並繼續住ニ居縣內一二年以上、合ニ於左列各款之一一者、有下選ニ舉縣會議員一之權上、

一　年納直接稅二圓以上者、

二　有動產或不動產五百圓以上者、

三　曾任或現任公職或敎員者、

四　曾在高等小學以上學校畢業、或與有相當之資格者、

第四條　縣住民內、有本國國籍之男子、年滿二十五歲、並繼續住居縣內二年以上、合於左列各款資格之一者、有被選擧爲縣議會議員之權、

一　年納直接稅四圓以上者、

二　有動產或不動產一千圓以上者、

三　曾任或現任公職敎員一年以上者、

四　曾在中學校以上學校畢業、或與有相當之資格者、

第五條　住民有左列各款之一者、停止其選擧權及被選擧權、

一　褫奪公權尚未復權者、

二　受禁治產準禁治產或破產之宣告確定後、尚未撤銷者、

三　不識文字者、

四　僧道及其他宗教師、

五　現役軍人、

第六條　住民有二左列各款之一一者、停二止其被選舉權一、

一　現任本縣官吏、

二　現任本縣小學校教員、

第七條　凡被レ選爲二縣議會議員或縣參事會參事一者、非レ有二左列事由之一一、不レ得下謝二絕當選一、或於二任期內一告退上、

一　確有二疾病一、不レ能レ常二任職務一者、

二　確有二他項職業一、不レ能レ常二居境內一者、

三　年滿六十歲以上而精力衰頹者、

四　連任至二三次以上一者、

五　其他事由特經二縣議會允許一者、

第八條　無二前條所レ列事由之一一、而謝二絕當選一或告退者、得下以二縣議會之議決一、於二一年以上三年以下一、停中止其縣議會選舉權及被選舉權上、

第三節　自治事務

第九條　縣自治團體爲法人、承監督官署之監督、於法令範圍內、處理左列各款自治事務、但以關係縣之全體或爲市鄉所不能擔任者爲限、

一　敎育、

二　交通水利及其他土木工程、

三　勸業及公共營業、

四　衞生及慈善事業、

五　其他依法令屬於縣自治事務、

第四節　公約及規則

第十條　縣自治團體關於其住民之權利義務及自治事務、得制定公約、但不得與本法及其他法令抵觸、

第十一條　縣自治團體因執行縣公約、及管理使用縣自治團體之財產營造物與公共設備、得制定縣規則、

第十二條　縣自治團體之公約與規則、以一定之公告式發布之、

第二三　市自治制　教令第十六號　十年七月三日

第一章　總則

第一條　市自治團體、以㆓固有之城鎮區域㆒爲㆓其區域㆒、但人口不㆑滿㆓一萬人㆒者、得㆘依㆓鄉自治制㆒辦理㆖、

第二條　凡市分㆓左列二種㆒、

一　特別市由㆓內務部㆒認爲㆓必要㆒時、呈請以㆓敎令㆒定㆑之、

二　普通市除㆔認定爲㆓特別市㆒外、皆屬㆑之、

第三條　市之區域若境界不㆑明、由㆓直接監督官署㆒、斟㆓酌地方情形㆒定㆑之、

市之區域、如有㆘應㆑行㆓變更㆒、或發㆗生異議㆖時、由㆓市自治會㆒、呈㆓請直接監督官署㆒核㆓定之㆒、

不㆑服㆓前項之行政處分㆒時、得㆘依㆑法提㆓起訴願㆒、或陳㆓述於省參事會㆒、請㆗求處理㆖、

第四條　市爲㆓法人㆒、承㆓監督官署之監督㆒、於㆓法令範圍內㆒、辦㆓理自治各項事務㆒、

第五條　凡市關㆓於其住民之權利義務及自治事務㆒、得㆑制㆓定市公約㆒、但不㆑得㆘與㆓本制及其他法令㆒牴觸㆖、

第六條　市因執行市公約及管理使用市之財產營造物與公共設備、得制定市規則、

第七條　市公約及規則、以一定之公告式發布之、

第八條　凡住居於市內者、均爲市住民、市住民依本制及市公約所定、得享受權利、並負擔義務、

第九條　市住民內有本國國籍之男子、年滿二十歲、並接續住居市內一年以上、合於左列各款之一者、有選舉市自治會會員之權、

一　年納直接稅一圓以上者、

二　有動產或不動產三百圓以上者、

三　曾任或現任公職或敎員者、

四　曾在國民學校以上學校畢業、或與有相當之資格者、

第十條　市住民內、有本國國籍之男子、年滿二十五歲、並接續住居市內二年以上、合於左列各款之一者、有被選舉爲市自治會會員及市自治公所職員之權、

一　年納直接稅二圓以上者、

二　有動產或不動產五百圓以上者、

三　曾中任或現下任公職或教員上一年以上者、

四　曾在二高等小學校以上學校一畢業、或與有二相當之資格一者、

第十一條　市住民有二左列各款之一一者、停二止其選擧權及被選擧權一、

一　褫二奪公權一、尚未レ復レ權者、

二　受二禁治產準禁治產或破產之宣告一、確定後尚未二撤銷一者、

三　不レ識二文字一者、

四　僧道及其他宗敎師、

五　現役軍人、

第十二條　市住民有二左列各款之一一者、停二止其被選擧權一、

一　現任本地方之官吏、

二　現任警察官司法官徵稅官、

第十三條　凡被レ選爲二市自治會會員或市自治公所職員一者、非レ有二左列事由之一一、不レ得下謝二絕當選一、或於二任期內一告退上、

一　確有二疾病一、不レ能レ常二任職務一者、

二　確有他項職業、不能常居境內者、

三　年在六十歲以上、而精力衰頹者、

四　連任至三次以上者、

五　其他事由特經市自治會允許者、

第十四條　無前條所列事由之一、而謝絕當選或告退者、得以市自治會議決、於一年以上二年以下、停止其選舉權及被選舉權、

第二章　市自治會

第十五條　凡市設自治會、其會員名額、在人口未滿五萬之市、定為十名、滿五萬以上者、每增人口一萬、遞加會員一名、但特別市至多以三十名為限、普通市至多以二十名為限、

第十六條　市自治會會員、為名譽職、由市住民選舉之、其選舉規則以教令定之、父子兄弟不得同時為市自治會會員、若有父子兄弟現為市自治公所職員者、不得為市自治會會員、父子兄弟同時當選者、以子避父、以弟避兄、

第十七條　市自治會會員、以二年為任期、每年改選半數、同時選出全數者、其半數以一年為任期、

前項一年任滿、應行改選之半數、以抽籤定之、

第十八條　市自治會設會長一人、由會員用記名投票法互選之、

前項會長互選規則、以市公約定之、

第十九條　會長有事故不能執行職務時、由會員中推舉臨時會長代理、

第二十條　會員及會長、任滿再被選者、得連任、

第二十一條　會員因事出缺、逾定額三分之一者、應即補選、補選各員任期、以補足前任未滿之期為限、

第二十二條　會長因事出缺、應即補選、其補缺任期、準用前條規定、

第二十三條　市自治會、得由會長酌用雇員二人或三人、辦理文牘會計及一切庶務、其薪給由市自治會定之、

第二十四條　市自治會、分通常會與臨時會、通常會每年二次以四月十月為會期、由市長召集、臨時會經市長認為有必要之情事、或經會員半數以上之提議、由市長召集之、但涉及市長之事項、由會長召集之、

市自治會會議規則、由市自治會定之、

第二十五條　市自治會之職權如レ左、

一　議二決市公約一、

二　議二決市內應レ興應レ革及整理事宜一、

三　議下決以二市經費一籌辦之自治事務上、

四　議二決市經費之預算及決算一、

五　議二決市自治稅規費使用費之徵收一、

六　議下決市之募集公債及其他有二負擔一之契約上、

七　議二決市之不動產之買賣及其他處分一、

八　議二決市之財產營造物公共設備之經營及處分一、

九　議二決市自治公所職員保證金事項一、

十　答二復市自治公所及監督官署之諮詢一、

十一　議下決其他依二法令一、屬二於市自治會權限一之事項上、

前項議決事件、由二市自治會一、送二交市長一執行、

第二十六條　市自治會得レ議下決以下第二十五條第三款第七款至二第九款一之事項上、委二託市自治公

所一處乙理之甲、

第二十七條　市自治會、對下於地方行政與二市自治事務一有二關係一之事件上、得下向二監督官署一具中陳意見上、

第二十八條　市自治會會議時、市長市董區董或名譽董事員、均得三到會陳二述意見一、但不レ加二入議決之數一、

第二十九條　市自治會對二於市自治公所所レ定規則及執行事務一、視爲下踰二越權限一違二背法令一或妨中害公益上時、得下提二案議決一開二具理由一、呈二請直接監督官署一核准、停中其執行上、

不レ服二前項之行政處分一時、得下依レ法提二起訴願一、或陳二述於省參事會一請中求處理上、

第三章　市參事會

第三十條　特別市設二市參事會一、以二左列各員一組二織之一、

一　市長

二　佐理員

三　區董

四　名譽參事員

第三十一條　名譽參事員定額四名、但得下以二市公約一增至中八名上、名譽參事員、由二市自治會一就下市住民中有二被選舉資格一者上選二舉之一、其選舉事宜及任期改選補選、準下用關二於市自治會會員一之規定上、

第三十二條　市參事會以二市長一爲二會長一、由二市長一隨時召集、其議事規則由二市參事會一定レ之、

第三十三條　市參事會之職權如レ左、

一　議下決提二出於市自治會一之議案上、

二　議下決市自治會所二委託一之事項上、

三　議二定市規則一、

四　議下決其他依二法令一屬二於市參事會一之事項上、

以上各款事項、在下不レ設二參事會一之普通市上、由二市長一決二定之一、

第三十四條　市參事會會議時、市自治會會長及會員、得三到會陳二述意見一、但不レ列二入議決之數一、

第三十五條　第二十三條及第二十七條之規定、於二市參事會一準二用之一、

第四章　市職員

第三十六條　凡市設二市自治公所一、置二市長一名一、爲二市之代表一、指揮二監督所屬職員一、

市長由市自治會、就住民中具有市自治會會員被選資格者選舉之、普通市市長、被選後呈請直接監督官署委任之、但京都市市長、由內務部遴選、經由國務總理呈請大總統任命、其他特別市市長、被選後呈由直接監督官署、咨請內務部任命之、

第三十七條　市長之職權如左、

一　執行市自治會議決事項、

二　辦理市自治會選舉事項、

三　提出議案於市自治會、但特別市須先經市參事會之議決、

四　管理或監督市之財產營造物及公共設備、

五　管理市之收入與支出、

六　依法令及市自治會之議決、徵收市自治稅及使用費規費、

第三十八條　市長對於市自治會議決事件、視為踰越權限、違背法令、或妨害公益者、得於五日內申述理由、提交覆議市自治會、仍執前議時、得呈請直接監督官署、核准撤銷之、

不服前項之行政處分時、得依法提起訴願、或陳述於省參事會、請求處理、

第三十九條　特別市設佐理員、普通市設市董、承市長之命、輔助市長、分任執行事件、其員額視事務之繁簡定之、但至多不得逾四名、

佐理員、由市長就市住民中、遴選有專門學識者委任之、但須經市自治會之同意、

市董由市自治會、就市住民中、有被選舉資格者、選舉之、

第四十條　市自治公所、設出納員一人、由市長派充、但須經市自治會之同意、

出納員須交保證金、

第四十一條　特別市得分區、每區設區董一名、承市長之命、辦理區內自治事務、

區董由市自治會、就市住民中有被選舉資格者、選舉之、

關於前項及第三十九條選舉事宜、準用市自治會會員選舉之規定、

第四十二條　凡市因執行事務、有應設辦事員時、由市長遴選有專門學識者派充、不以市住民爲限、其辦事細則以市公約定之、

第四十三條　凡市長及市自治公所職員、均以三年爲任期、任滿再被選者得連任、

第四十四條　凡市自治公所職員、不得兼任市自治會會員、若有由市自治會會員被選任者、應辭會員之職、父子兄弟、不得同時爲市自治公所職員、

第四十五條　市長有ニ事故ー時、以ニ佐理員或市董內年長者ー代ニ理之ー、年同以ニ抽籤ー定レ之、
第四十六條　市長及其他市自治公所職員、因レ事出缺時、應ニ卽補選或補任ー、
補缺各員任期、準ニ用第二十一條之規定ー、
第四十七條　市長及其他市自治公所職員、均爲ニ有給職ー、其薪額以ニ市公約ー定レ之、但京都市市長薪額、以ニ敎令ー定レ之、
第四十八條　市長得下酌ニ用雇員ー、辦中理文牘會計及一切庶務上、其薪給由ニ市長ー定レ之、
前項雇員、在ニ特別市ー、得下以ニ市參事會雇員ー兼充上、在ニ普通市ー、得下以ニ市自治會雇員ー兼充上、

第五章　經費

第四十九條　市自治經費、以ニ左列各款ー充レ之、
一　本市財產之收入、
二　市自治稅、
三　本市公共營業之收入、
四　規費及使用費、
五　過怠金、

第五十條　市有由國家撥給之土地山林及其他不動產時、應作基本財產永久維持之、以其收益充市自治經費、

第五十一條　市因救濟災異、或經營公共營業、得由國家酌給補助費、

第五十二條　市稅之附屬於國家稅徵收者、其稅率及徵收方法以法律定之、

第五十三條　使用市之營造物及其他公共設備者、得向之徵收使用費、

第五十四條　市因個人之請求、爲執行事務時、得向之徵收規費、

使用費規費之徵收以市規則定之、並得規定十元以下過怠金、

第五十五條　市爲創興必要之公共事業、得經監督官署許可、募集市公債、但市公債之債權者、以中華民國人民爲限、

前項中公債之利率及募集償還方法、須經內務部財政部核准、

第五十六條　市財產中、有爲個人捐助、且經指定用途者、不得移作他用、但其指定事業依法令變更或廢止、經市自治會議決、由直接監督官署、呈請該管長官核准者不在此限、

第五十七條　市自治公所於每一會計年度前、應將本市經費之歲出歲入、製成預算表、於每年

四月通常會會期前ハ、提中交市自治會上、

預算提出時、應下將二事務報告書及財產表一一併提出上、

第五十八條　以二市經費一辦理之事件、有下非三一年所二能完竣一、或其費用非三一年所二能籌撥一者上、得下經二市自治會之議決一、預二定年限一設中繼續費上、

第五十九條　預算內除二正額一外、得下設二預備費一以備中預算不敷及預算外之支出上、但不レ得レ充二市自治會否決事件之用一、

第六十條　市自治公所、對二於既定之預算一、在二同年度之會期內一、有二追加或更正一時、須レ請二求市自治會議決一、

第六十一條　市因二公共營業一、得レ設二特別會計一、

第六十二條　預算經二市自治會議決一後、由二市自治公所一呈二報監督官署一並公二布之一、

第六十三條　市之會計或特別會計、由二市自治公所一、於二預算年度終結後一、編二製決算表一、附二其一切證據一、於二每年十月通常會開會時一、提二出於市自治會一、

前項決算經二市自治會承認一後、應下呈二報監督官署一並公中布之上、

第六十四條　市長所レ發支付命令、如違二背市公約或預算一時、出納員應レ拒二絕其支出一、

第六章　市鄉組合

第六十五條　市與レ鄉有下彼此利益相關事項、必須ニ連合辦理一者上、得下依ニ市鄉之協議一、呈ニ經直接監督官署一核准、設中立市鄉組合上、

前項市鄉組合認爲ニ法人一、

第六十六條　市鄉組合、欲下增ニ減其組合市鄉之數一或變中更共同事務上時、應下依ニ關係市鄉之協議一、呈ニ請直接監督官署一核准上、其關ニ於財產處分一之事項亦同、

第六十七條　設ニ立市鄉組合一時、應下依ニ關係市鄉之協議一、訂ニ立組合公約一、呈ニ請直接監督官署一核准施行上、其變ニ更組合公約一時亦同、

第六十八條　組合公約應下依ニ左列各款一詳細規定上、

一　組合之名稱、

二　組織組合之市鄉、

三　組合之共同事務、

四　組合公所之地址、

五　組合會議之組織及其會員之選舉、

六　組合職員之組織及其選任、

七　組合經費之分擔方法、

第六十九條　解散市鄉組合時、應依關係市鄉之協議、呈請直接監督官署核准、其關於財產處分之事項亦同、

第七十條　關於市鄉組合、除本章有特別規定外、準用關於市之規定、

第七章　監督

第七十一條　凡市以縣知事爲直接監督、其上級監督機關、依現行官制定之、但京都市由內務部監督、其他特別市則由地方最高行政長官監督之、

第七十二條　直接監督官署、因監督之必要、得發命令或處分、

不服前項命令或處分時、得依法提起訴願、或陳述於省參事會請求處理、

第七十三條　直接監督官署、如證明市自治會有違法越權行爲時、得呈經上級監督官署核准解散之、但於直接監督官任內解散、以一次爲限、並須令市長於解散後三箇月內、舉行新選舉並召集之、

第七十四條　直接監督官署因監督之必要、得令市長爲事務之報告、並得調取文書簿據、或

實地視察、檢中査其出納上、

毎屆年終、直接監督官署、應下將二各市辦理情形一、呈二報該管長官一、轉二咨內務部一備案上、但京都市逕二由內務部一、呈二報大總統一、

第七十五條　依二法令一應下由レ市負擔上之費用、若不レ列二入預算一時、直接監督官署得下說二明理由一將二其費用一加中入預算上、

第七十六條　市自治職員懲戒條例、以二敎令一定レ之、

第八章　附則

第七十七條　本制施行細則以二敎令一定レ之、

第七十八條　本制施行日期、施行區域、由二內務總長一、經二由國務總理一、呈二准　大總統一定レ之、

第二四　鄉自治制　敎令第十七號 十年七月三日

第一條　鄉自治團、體以二固有之區域一爲二其區域一、若境界不レ明、必須三另行二析併一者、由二縣知事一參二酌地理及經濟上關係一劃二分之一、鄉之區域如有下應レ行二變更一或發中生爭議上時、由二鄉自治會一呈二請縣知事一核二定之一、

不レ服二前項ノ行政處分一時、得下陳二述於省參事會一請中求處理上、

第二條　鄕爲二法人一、承二縣知事之監督一、於二法令所レ定範圍內一辦二理自治各項事務一、

第三條　凡鄕得下就二自治事務一制中定公約上、但不レ得下與二本制及其他法令一牴觸上、

鄕因レ執二行公約一及管二理丙使一用鄕之財產營造物與乙公共設備甲得三制二定規則一、

鄕公約及規則、以二一定之公告式一發二布之一、

第四條　凡住二居本鄕區域內一者、均爲二鄕住民一、

鄕住民依二本制及公約所レ定、得三享二受權利一並負二擔義務一、

第五條　凡鄕設二自治會一、由二鄕住民一選擧之會員組二織之一、其名額在下人口未レ滿二五千一之鄕上定爲二六名一、滿五千以上者每レ增二人口三千一遞二加會員一名一、但至レ多以二十名一爲レ限、

第六條　鄕自治會會員由二鄕住民一選二擧之一、其選擧資格及選擧規則準二用市自治會選擧之規定一、父子兄弟不レ得三同時爲二鄕自治會會員一、若有下父子兄弟現爲二鄕自治公所職員一者上、不レ得レ爲二鄕自治會會員一、父子兄弟同時當選者以レ子避レ父以レ弟避レ兄、

第七條　鄕自治會會員之任期及改選補選、準二用市自治會會員之規定一、

第八條　鄕自治會設二會長一人一、由二會員一用二記名投票法一互二選之一、其互選規則以二鄕公約一定レ之、

第九條　會員及會長均爲名譽職、但於開會期間應由縣知事核給膳宿費、

第十條　鄉自治會得由會長酌用雇員一人或二人辦理文牘會計及一切庶務、其薪給由鄉自治會定之、

第十一條　鄉自治會分通常會與臨時會、通常會每年二次以四月十月爲會期、由鄉長召集、

臨時會經鄉長認爲有必要之情事、或經會員半數以上之提議、由鄉長召集之、但涉及鄉長之事項由會長召集之、

通常會期間以十日爲限、但遇有必要時得延期五日、臨時會期間由鄉長定之、但不得逾五日、

第十二條　鄉自治會之職權如左、

一　議決鄉公約、

二　議決鄉內應興應革及整理事宜、

三　議決以鄉經費籌辦之自治事務、

四　議決鄉經費之預算及決算、

五　議決鄉自治稅使用費及規費之徵收、

六　議ニ決鄉之不動產之買入及其他處分一、

七　議ニ決鄉之財產營造物公共設備之經營及處分一、

八　議下決其他依ニ法令一屬ニ於鄉自治會權限一之事項上、

前項議決事件、由ニ鄉自治會一呈ニ請縣知事一查核、交ニ由鄉長一執行、

第十三條　鄉自治會得レ議丙決以下前條第三款第六款至ニ第八款一之事項上、委ニ託鄉長一處乙理之甲、

第十四條　鄉自治會對下於地方行政與ニ鄉自治事務一有ニ關係一之事件上、得下向ニ監督官署一具中陳意見上、

第十五條　鄉自治會會議時、鄉長及鄉董得下到會陳中述意見上、但不レ加ニ入議決之數一、

第十六條　鄉自治會對ニ於鄉長所レ定規則及執行事務一、視爲下逾ニ越權限一、違ニ背法令一、或妨中害公益上者、得下提ニ案議決一開ニ具其理由一呈ニ請縣知事一核准停中止其執行上、

不レ服ニ前項之行政處分一時、得下陳ニ述於省參事會一請中求處理上、

第十七條　鄉自治會議事規則及旁聽規則、由ニ鄉自治會一定レ之、

第十八條　鄉設ニ鄉自治公所一、置ニ鄉長一人一、爲ニ鄉之代表一、指-揮ニ監-督所屬職員一、鄉長由ニ鄉自治會一就下本鄉住民中具ニ有鄉自治會會員被選資格一者上選出、呈ニ由縣知事一委ニ任之一、

第十九條　鄉長之職權如レ左、

一　執二行鄉自治會議決事項一、

二　辦二理鄉治自會選擧事項一、

三　提三出議案於二鄉自治會一、

四　制二定鄉規則一、

五　管中理或監下督鄉之財產營造物及公共設備上、

六　管三理鄉之收入與二支出一、

七　依二法令及鄉自治會之議決一、徵二收鄉自治稅及使用費規費一、

第二十條　鄉長對二於鄉自治會議決事件一、視爲下踰二越權限一、違二背法令一、或妨二害公益一者上、得下於二三日內一申二述理由一、提-交中復-議鄉自治會上、仍執二前議一時、得下呈二請縣知事一核准撤中銷之上、

不レ服二前項之行政處分一時、得下陳二述於省參事會一請中求處理上、

第二十一條　各鄉於二鄉長外一、視二事務之繁簡一、得レ設二鄉董一一人或二人一、輔二助鄉長一分二任執行事務一、鄉董由二鄉自治會一就下本鄉住民中有二被選資格一者上選二擧之一、關二於鄉長及鄉董之任期出缺補缺及鄉長之代理一、準二用市長及市董之規定一、

第二十二條　凡鄉自治公所職員不レ得レ兼ニ任鄉自治會會員一、若有下由ニ鄉自治會會員一被レ選者上應レ辭ニ會員之職一、

第二十三條　鄉長及鄉董均爲ニ名譽職一、但得下由ニ縣知事一酌中給辦公費上、

鄉長得下酌ニ用雇員一人至ニ三人一、辦中理文牘會計及一切庶務上、但得下以ニ鄉自治會之雇員一兼充上、前項雇員之薪給由ニ鄉自治會一定レ之、

第二十四條　鄉有下區域狹小戸口稀少或財力貧瘠不レ能レ獨一立、爲ニ一鄉自治區一者上、與ニ同縣管轄區內鄰近之鄉一合併辦理、

第二十五條　凡二鄉以上、有下彼此利益相關事項、必須ニ連合辦理一者上、得下依ニ各該鄉之協議一呈ニ請縣知事一核准設中立鄉組合上、其經費由ニ各該鄉一分ニ擔之一、

市自治制第六十五條至ニ第七十條一之規定、於ニ鄉組合一準ニ用之一、

第二十六條　關ニ於鄉自治事務一所レ需經費、及依ニ法令或習慣一屬ニ於鄉所ニ負擔一之經費、由レ鄉支ニ給之一、

第二十七條　鄉自治經費以ニ左列各款一充レ之、

一　本鄉財產之收入、

二　依二法令一作二爲鄉自治經費之附加稅及各項雜捐一、

三　本鄉所二徵收一之規費及使用費、

四　本鄉公共營業之收入、

第二十八條　鄉有下由二國家一撥給之土地山林及其他不動產上時、應下作二爲基本財產一永久維二持之一以二其收益一充中鄉自治經費上、

第二十九條　鄉長於二每一會計年度前一、應下將二本鄉經費之歲出歲入一製二成預算表一、於二每年四月通常會會期前一提二交鄉自會一議決、並於二預算年度終結後一編二製決算表一、附二具一切證據一於二每年十月鄉自治會通常會開會時一提出上、

第三十條　市自治制第五十三條第五十六條第五十八條第六十條及第六十四條之規定、於二鄉自治一準二用之一、

第三十一條　凡鄉以二縣知事一爲二直接監督一、其上級監督機關依二現行官制一定レ之、

市自治制第七十二條至二第七十四條一及第七十六條、於二鄉自治監督一準二用之一、

第三十二條　本制施行細則以二教令一定レ之、

第三十三條　本制施行日期及施行區域由二內務總長一定レ之、

第二五　都統署官制　教令第九十三號 三年七月七日

第一條　左列地方各設㆓都統一人㆒、

熱河

綏遠

察哈爾

第二條　都統統㆓轄所部軍隊㆒、管㆓理該管區域內軍政民政事務㆒、

第三條　熱河都統管㆓轄熱河道及卓索圖盟昭烏達盟㆒、

第四條　綏遠都統管㆓轄綏遠道及烏蘭察布盟伊克昭盟㆒、

第五條　察哈爾都統管㆓轄興和道錫林郭勒盟及察哈爾左翼四旗察哈爾右翼四旗各旗牧廠達里岡厓商都各牧廠地方㆒、

第六條　都統掌㆓所部軍隊之整旅計畫並該軍區內徵兵及調遣事務㆒、

第七條　都統於㆓所部軍隊㆒、有㆘督㆓飭訓練㆒維㆓持軍紀㆒之責㆖、

第八條　都統於㆓軍政事務㆒、承㆓大總統之命㆒受㆓陸軍部之監督㆒、

第九條　都統於軍事之計畫及命令、承大總統之命、受參謀本部之監督、

第十條　都統管轄所屬區域內民政各官及巡防警備等隊、並受政府之特別委任、監督財政及司法行政暨其他特別官署之行政事務、

第十一條　都統於所轄道尹之命令或處分、認爲違背法令、妨害公益、或侵越權限時、得停止或撤銷之、

第十二條　都統於管轄域內、有維持地方安寧之責、遇有特別事變、或經所轄道尹之詳請、認爲必要時、得使用兵力、

因前項情事使用兵力時、應即呈報大總統、並通報陸軍部及參謀本部、

第十三條　都統於所轄地方官吏、認爲應付懲戒者、呈報大總統、請付懲戒、並咨陳內務部、

第十四條　都統於所轄地方官吏、認爲應給獎勵者、呈報大總統、請給獎勵、並咨內務部、

第十五條　各道所屬各縣知事由都統呈請大總統任免、並咨陳內務部、

第十六條　都統監督所屬特別官署、各依該官制之規定及該主管部之委任行之、

第十七條　都統署置書記官三人、承都統之命、掌機要事務、

第十八條　都統署置二參謀長一人一、輔二助都統一參二贊軍務一、

第十九條　都統署置二參謀二人一、承二長官之命一輔二助參謀長一分二任軍事之計畫一、

第二十條　都統署置二副官二人一、承二長官之命一管二理宣達事務一、

第二十一條　都統署設二軍務處一、置二處長一人一、以二參謀長一兼レ之、承二都統之命一掌二軍務處事務一、

第二十二條　都統署設二總務處一、置二處長一人一、以二書記官一人一兼レ之、承二都統之命一掌二總務處事務一、

第二十三條　都統得下委二任軍官一並自辟二掾屬一佐中理軍務處及總務處事務上、其職掌員額由二都統一自定レ之、仍呈二報大總統一並分別咨二陳陸軍部或內務部一、叙等註冊、

第二十四條　都統署之經費另定レ之、

第二十五條　本官制自二公布日一施行、

第二六　蒙藏院官制　教令第六十七號　元年七月二十五日公布　蒙藏事務局官制　三年五月十八日修改

第一條　蒙藏院直二隸於大總統一、管二理蒙藏事務一、

第二條　蒙藏院置二左列各司一、

第一司

第二司

第三條　蒙藏院置二職員一如レ左、

總裁

副總裁

參事

司長

秘書

僉事

編纂

繙譯官

主事

第四條　總裁一人、總二理院務一監二督所屬職員一、

第五條　副總裁一人、輔二助總裁一整二理院務一、

第六條　參事二人、承二長官之命一掌レ擬下訂關二於本院主管之法律命令案一事務上、

第七條　司長二人、承二長官之命一分二掌各司事務一、

第八條　秘書二人、承二總裁之命一掌二機要事務一、

第九條　僉事十二人、承二長官之命一分二理各司事務一、

第十條　編纂四人、承二長官之命一掌二編纂事務一、

第十一條　繙譯官十人、承二長官之命一掌二理繙譯事務一、

第十二條　主事二十四人、承二長官之命一助二理各司事務一、

第十三條　蒙藏院、因下繕二寫文件一及其他庶務上、得レ酌二用雇員一、

第十四條　蒙藏院各司之分科職掌由二總裁一定レ之、

第十五條　本官制自二公布日一施行、

國際關係

凡例

一　本編は滿蒙を對照としたる各國外交政策の經過を紹介するを目的としたるものにて、滿蒙か支那領土の一部と成りて以後、即ち清朝以後に於ける、各國の對滿蒙政策の記述にして、金遼清諸國と支那本部との交渉の説明は之を歴史の中に述へた。

一　年代は支那暦を用ひ、西暦を之に附加した。

一　主要なる參考書目は次の如くてある。

參考書目

支那の外交財政（三枝茂智）　滿蒙處分論（クロパトキン）　支那外交秘史（宮崎八百吉譯）　現代支那（波多野乾一）　支那對列國條約關係批判（刁敏謙）　民國九年度分外交年鑑（外交部統計）　支那外交史（アンリ、コルヂエ）　支那外交史（牧野茂智）　日支新交渉に依る帝國の利權（松本忠雄）　支那と米國との關係（佐原研究室）　支那共和史（平川清風）　極東近時外交史（巽來次郎）　同盟及聯合國と獨逸との平和條約竝議定書　條約彙纂（外務省記錄課）　東亞關係特殊條約彙纂（東亞同文會）　支那關係特殊條約彙纂（同上）　外務省年鑑（外務省外務大臣官房人事課）

大正十年六月

擔當者　奥村愼次

國際關係

目次

附錄　滿蒙に關する國際條約

甲　露支間

乙　日露間

丙　日支間

國際關係

第一篇　露國との關係

第一章　初期の露清關係

第一節　尼布楚條約

露國の東六經營

蒙古人の歐洲侵入以來、露國人は長くその壓迫の下にあつたが、莫斯科公國起つてより漸く隆盛におもむき、イワン三世(Iwan III)出て大に蒙古諸汗の國を破り、イワン四世(Iwan IV)はグレゴリー、ストロゴノフ(GregoryS trogonoff)を派して烏拉爾嶺を越ゑて、西伯利の地域を侵略せしめ、又哥薩古の首領鐵木克の富んで才略あるを以て其の部下を率ひて尼耳、俄比、西河間の要地を略取せしめ、トボルスク(Tobolsk)トムスク(Tomsk)エニセイスク(Yeniseisk)ヤクツク(Yakutsk)オコスク(Okhotsk)の諸城を繼續建築して。その西伯利經營は著々進捗し、益版圖の擴張を圖り、遂に意を黑龍江流域に注ぐに至つた。

ポヤルコフの東方探險

十六世紀の中葉、波雅克夫(Poyarkoff)なる者、雅庫次克政廳の命を受けて、深く東方に侵入し、黑龍江に沿うて東進し、直ちにその下流に到達し、繼いて鄂霍司克海を渡り、漂泊して烏蘇里江に至り、復ひ山河を跋渉して雅庫次克城に歸るまで大凡三年の月日を費した。又三年を越ゑて、克白賴夫(Khabaroff)義勇兵七十名を募り、遠く黑龍江口に至り、黑龍江なる索倫の酋長かその附近の諸部落を破った。翌年雅庫次克政廳は更に兵を募つて彼を助け、再び黑龍江を侵犯せしめた。時に清朝創建の時にあたつて是を顧るに暇かなかつた。於是露人は雅克薩河流域の地を侵領し、城塞を築き、兵隊を駐めて之を守備した。烏蘇里江口に阿檜の一部落あつて、露兵の爲に犯され救援を清國に乞ひたる故、寧古塔都統は兵を引率して往き、阿檜に代つて露營を攻めたか、克たすして返つた、ついて克白賴夫も亦北に歸つた。彼の後をつきしは司勤怕夫

流沙胡達露人を破る

(Slaproff)であつて、屢々黑龍江に入航して、滿洲を覬覦した。順治十五年(一六五八年)寧古塔都統流沙胡達再び兵を發して之を征したるを以て、司勤怕夫は陣歿し、餘衆は雅庫次克に逃れたか、猶ほ時々出沒して黑龍の清部落を鹵掠し常に清國の邊患となつた。康熙初年清國に三藩の叛逆あり、又臺灣に事多かつた故、清朝の力を南方に用ふる間に、露の尼布楚將軍巴西古使略に熱中して沿江一帶に堡壘を建設し、永久占領の計畫を進めた。於是黑龍江下流の地域は、擧

けて露國の勢力範圍に歸した。

太宗の對露政策

康熙二十一年（一六八二年）康熙帝は征露軍を發する事となし、先つ副都統郎坦をして狩獵の名に託して、雅克薩城の形勢を偵察せしめ、次に黑龍江に將軍薩布素を遣つて愛琿城に駐せしめた。翌年露の雅克薩守將は哥薩克隊を引率して亦愛琿に來つたか、薩布素之を邀退し黑龍江沿岸地帶は露淸兩國の戰場となつた。二十四年聖祖は都統彭春をして、水陸軍一萬八千を率ゐて、進んて雅克薩城を攻擊せしめた。

城將托爾巴靑（Tolbusin）僅に五百の兵を以て固守したか、衆寡懸絕したるを以て卒に城を棄てて、尼布楚（Nerchinsk）に奔つた。彭春其の城を燒き、師を班して愛琿に至ると、露軍又來つて雅古薩を占領し土壘を築いて之を守つた。明年薩布素又兵を率ゐて之を圍んたか、托爾巴靑は死守して屈せす、卒に彈丸に中つて陣歿し、伯伊頓（Peiton）代つて其の衆を統へ、仍ほ決死嬰守したる故薩布素即ち長圍の計を定めて之に向つた。斯く城遂に陷らんとするに際し退兵講和の詔を受けたのてある。

當時露國にては彼得大帝（Petor）位に卽いたか、弱冠にして群下を統一するの力なし、爲に遠く戰を事とするも內より應援することこと能はさるを以て、講和の意かあつた。會々淸の聖祖書を

致したるを以て、大臣を派して國書を齎して北京に至り、舊好を温めん事を請はしめた。清廷も又此れ以上師を勞するを願はす之に從ひ、薩布素に命して軍旅を引いて愛琿に凱旋せしめた。講和の局玆に開始せらるゝに至つた。

ネルチンスク條約

康熙二十六年（一六八七年）露國政府は大使ゴローウィン（Feodor-Golowin）を特派して和を議せしめた。其の發するに臨み露帝は親しく機宜を授けて（一）黒龍江を以て兩國の國界とする事、若しその意を遂くる能はされは、最後の場合結雅河を以て境界とする事（二）若し國界を確定する能はされは卽ち此等の地方を開放して互市場とする事（三）清國にして之を承諾せされは之を懸案として他日の解決に待つ可きを命した。

二十七年清朝は內大臣索額圖、修國綱、尙書阿爾尼等をして講和使節となし、北京の基督教宣教師張誠(Gerdillon)蘭人徐日昇(Pereira)をして機宜に參與せしめ、竝に重兵を以て護衛となし、豫め議して「露若し尼布楚以東黒龍江上下の流域を以て悉く清國の版圖となし、及罕木兒族を中國に交付せは、通商定界する事となし、否らされは議を止むる事」とした。

翌年ゴローウィン使を遣して清廷に告け、自己の進んで尼布楚に至る可き旨を告けた。索額圖亦隨つて尼布楚に往き、愛琿都統郎坦は重兵を擁して之か後援を爲した。尼布楚將軍は清軍

の赴くを聞き、書面を以て之を峻拒したか、清軍應せす索額圖等旣に尼布楚に至り、兵を城外に駐屯し、陣列を嚴にして相待ちし故、ゴローウィンの意氣大に沮喪し、會議地點を城外に擇み各自衞兵を堵列して以て威儀を示した。第一次會議に於ける索額圖の主張は嚴勵を極め、東は稚克薩より西は尼布楚竝に色楞格斯克に及ふまて、全部清國に返還せん事を要求した。露使は是に應せす、黑龍江を以て露清兩國の定界と爲し、其の以南を中國に屬し、其北を露國の有となさん事を提議した。清使は是に應せす、第一回の會議は無結果に終つた。其の第二次會議に於ては、索額圖俄に讓歩して、尼布楚を以て國界と爲さんとたしか、露使又之に從はす、爾後兩者自己の主張を固執して讓らす、爲に正式の會議を見なかつた。唯た張誠、徐日昇二人かその間を斡旋するに過きなかつた。斯く交涉成らさりしため、索額圖は兵を發して尼布楚を攻圍すへきことを宣言した。於是露使大に恐れ、張徐二人の居中調停するに依つて、重ねて談判を開始するに至り、二十八年九月（一六八九年）初めて條約の成立を見た。

條約の成立

條約大要次の如くてある。

一、黑龍江の支流格爾必齊河（キルベチ）(Kirbechi River)より外興安嶺に沿つて海に至るまて、其の以南を中領と爲し以北を露領と爲すこと。

二、西は額爾古納河(アルグン)（Argun River）を以て兩國に國界と爲し、同河以南の露人居留地をは、露人は悉く撤退して以て清國に歸すること。

三、露人は雅克薩を退去し、其の城壘を毀つこと。

四、兩國の獵戶人等は、擅に國界を越ゆるを得す。違ふものは該地方官に拏送して罪を治めしむること。

五、兩國人民の旅行券を携有するものには自由に貿易を許すこと。

六、兩國相互に逃犯を容留するを得さること。又本條約に格爾名齊河の東岸、額爾古納の南岸に於て滿・漢、蒙、羅甸、露西亞の五國の文字を以て石碑に刻し、立てゝ以て標識となすこと。

此の條約締決の結果、清露兩國間の境界明白となり、額爾古納河より大興安嶺に沿ふ以南の地は擧けて清國の領土となつたのである。その結果黑龍江經營に對する露國數十年來の計畫は、遂に畫餅に歸したのである。

第二節　恰克圖條約の締決

ペートル大帝イスメイロフを清廷に派遣す

康熙五十八年（一七一九年）露國の彼得（Peter）大帝は正使イスメイロフ（Ismailoff）副使デヂャゲ（Dejage）を北京に派遣して、尼布楚條約の改訂を商議せん事を請はしめた。蓋し聖祖の準噶爾(ズンガル)征服以來、喀爾喀(カルカ)の三汗は中國に內附し、外蒙古の主權中國の有に歸したる結果、從來喀爾喀と貿易上の關係を有したる露國か影響を受くる所ありし故、露國政府に尼布楚條約改訂の必要を生したのである。

露使か初め來つた時、清國の覲見の禮節を行ふを肯んせす、大に紛議を釀生したか、清廷は他日、清使か露廷に至りし際は露國の風習に從つて、覲見の禮を行はしむ可き旨をつけて僅に之を從はしむる事を得た。然れとも露使の要求に對しては、兩々相對峙して下らす、爲に妥協點を發見するを得なかつた。於是イスメイロフは怒つて退京し、デヂャゲは清廷に抑留せられて、之に隨行するを得なかつた。而かも相互折衝の結果、依然不得要領に終つた。會々露國は瑞典と戰を開き遠く東方を顧るに遑あらさる事情を生し、改約の議は遂ひに中止となつた。

聖祖と彼得大帝と相繼いて崩殂したる後、女帝カタリナ（Catarina）再ひウラヂスラビチ伯（Vladislovich）を特使として北京に派遣し、前議を重ねしめ、且つ蒙古、西伯利の境界を劃定せん事を要求せしめた。清廷は爲に郡王策凌(チャビナ)、內大臣四格、尚書圖理琛を議約欽使とし、露使と共

に恰克圖（キヤクタ）に赴き會議せしめた。是れ世宗か輦轂の下にあつて、外使との協議を囘避したるか爲てある。雍正五年九月（一七二七年）兩國專使の協定を經、恰克圖に於て條約の成立を見た。是を恰克圖條約と云ふのてある。

恰克圖條約の內容

其の大要を掲くれは。

一、定界碑を恰克圖の小河溝に立て、露國は衛舍と鄂懷圖山（オルスーイツ）とを以て、清國は衛舍の中央地方を以て、中露の境界、貿易の區域となす。此の定界碑より東は額爾古納河に至り、西は沙必納伊嶺（シヤビナイ）に至るまでの間に、若し橫斷の山河あらは、則ち右橫斷の山河を以て、境界となし、若し空曠の地あらは則ち的中地點を以て境界となし、其以南を清國に屬せしめ其の以北を露國に屬せしむること。

二、貿易の人數は康熙三十二年の規定に照して、舊に依りて二百人を過くるを得す、每三年一次進京すること。境界の貿易は若し正道を經由して行走せは、納稅を要せさるも、萬一他道を廻るものは其の貨物を收沒すること。

三、清國は露國の教堂を北京に設立し、露國教徒の本國法規に準し、堂內に於て誦經禮拜することを許し、中國も亦補助を與ふ可きこと。

四、烏得河地方は露清兩國倶に占領する事を得す、公共地と爲すこと。

五、今後彼此交渉の文件を或は延留して覆答せす、或は使臣を要留することは、明白に和好の道に違ふを以て、此の如き場合には一時通商を停止すること。

六、今後彼此逃亡者を容留するを許さす、所屬部人に逃亡者ある場合は、捕獲地に於て處分し、刀械を持し境を越ゐて人を殺すもの亦同し。或は兵士か本軍の物件を盗み他に逋る者は清人は斬罪に處し、露人は絞罪に處す。境を越ゐて牲畜を盗む者は、初犯は其の牲畜の代價の十倍を科し、再犯は三倍し、三犯は死刑に處す。

此の改約成立後、兩國往來の文書は復た皇帝の名義を用ひす、清廷は理藩院を以て之を管掌せしめ、露國政府は薩那特衙門を以て之を管掌せしめ、爾來兩國の國交を維持すること約百二十年に及んたのてある。

北京貿易の廢止

恰克圖條約成立してより、清國商民の煙草、茶、緞子等を運んて庫倫に至り、對露貿易に從ふもの日に多きを加へた。乾隆二年露館監督の御史赫慶奏請して、北京貿易を停止して恰克圖一箇處に集中せしめし爲、恰克圖貿易は益々盛となり、其に從つて漠北の交渉漸次繁多を加ふるに至つたのてある。

辦事大臣の設置

乾隆二十七年（一七六二年）庫倫に辦事大臣二人を設置し、其一人は京師在留の滿洲蒙古王公の大臣の内より簡派し、他の一人は在蒙古札薩克の内より特派し、專ら邊務に任せしめ、凡て露淸間の交渉は悉く該兩大臣の辦理に歸した。翌年に至り、露人條約に反して私に貨物税を課し、又彼此の邊人相互に馬匹を失へる際、露人輙もすれは少數を伴つて多數となし、その報償を責めし故、高宗嚇怒して、辦事大臣に命して恰克圖の市場を封鎖せしめた。

恰克圖條約の修正

三十三年辦事大臣慶桂より、露人悔改の報を入奏したるに因り、理藩院は露國全權大使と恰克圖條約を修正し、嚴に罪人を引き渡し、盜賊を懲治すへき等の諸件を規定し、玆に互市の再開を許した。四十四年露の邊吏が淸國の罪人を庇護して、淸吏の會審を肯せさりし故に、乃ち又通商を停止すること七年に及んだ。五十年露人境界を越へて劫掠したるを以て、又通商を停止すること七年に及んた。

蓋し露領西伯利の毛皮は、淸國を以て大市場とし、且つ國家專賣の事業にて私人の販賣を禁し、其の收入を以て國庫の收入と爲したる故、露國は通商を求むるに汲々とし、淸國は常に與奪の權を握つて之を制したのてある。

乾隆五十七年（一七九二年）辦事大臣松筠、普福等、露人の恭順を表し、前非を悛めたることを

を入奏して、再三開市を哀請したるに因り、高宗之を許して、命して露吏と恰克圖條約を重締せしめた。

時に露帝カタリナ二世、普墺兩國と波蘭を分割して、其の領土を黑海方面に擴張したる爲、東方經營の暇なく、且邊民は開市以來、徒に日を費し、早々商業を回復せんと欲したるを以て清國の許諾の範圍に從つて貿易を行ふ事となつた。其の約款大要次の如くである。

再び條約を結ぶ

一、恰克圖の互市は初め中國に於て利益なかりき、大皇帝普く衆生を愛し、露國人民の困苦を見るに忍ひす、薩那特衙門の請願を容れ、是を以て允行したり。若し再ひ和を失せは開市を希ふことなかれ。

二、清露國の貨物の交易は原と彼此商人の自ら行ふ定價に因る。此後露商は露より嚴に管束を加ふ可し。彼此の交易規約を違はす、即時に歸結せしめ、負缺して爭端を啓くを致さしむること勿れ。

三、清國の邊吏は皆恭順にして禮を知り、清國の牧民は造次に善稱あり、若し從前の邊吏悉く今日の如くんは、又何そ數次和を失ひて以て市を絕つを致すに至らん、爾後露の邊吏は務めて賢能を選ひ清國の牧官と遜順もて相接すへし。

四、恰克圖以西の十數衛舍中、露の布哩雅、特吟哩雅牧か約章に遵はさりしか故に、烏哼勒呾の事あり。露は今嚴に約束を加へ其の盜竊を杜く可し。

五、今次の通市は一切皆舊章に照す。其の舊章は既に露國薩那特衙門に領布せり、兩國人民の交渉は各自近きに就いて査驗し、若し罪犯を緝獲せは、邊吏を會同して實を訊したる後、華人は中國に歸して處治せしめ、露人は露國に歸して處治せしめ、各自行文知照して家に示し、其の盜竊したるものは一倍或は數倍して、一切を賠償すること皆舊約に從ひて辦理すへし。

斯くて同年四月を以て開市するに至つた。是より兩國の商民能く條約を遵守し嘉慶道光の間漠北の邊務依つて以て安泰なるを得た。

第二章　露國の東方經營

第一節　愛琿條約成立當時の露淸關係

尼布楚條約及び恰克圖條約以後露國の東方經營は一時挫折せし觀あれ共、露國は決して其の鋒を收めたのではなかつた。

康熙四十六年（一七〇七年）には堪察加を占領し、北歐戰爭の俘虜一萬四千を西伯利の荒野に配流し、一七五四年（乾隆十九年）以降は死刑を廢して犯罪者を西伯利に送りて其の開拓を計つたのである。

而して露國の極東經營は、一八四七年（道光二十七年）ムラヴイヨフ（muravier）が東部西伯利總督に任ぜられてより大に活氣を呈して來たのである。

ムラヴイヨフの極東經營

ムラヴイヨフは黑龍江使略の步武を進めんとし、屢々探檢隊を遣して黑龍江口に至り、東海岸一帶を視察せしめ、及屯營を韃靼海峽沿岸の要地に建てしめたのである。既にして露土戰爭起り、英佛起つて干涉し、聯合して露國を打つに及んて、ムラヴイヨフは歸國して東方防禦の必要を痛論したるを以て、露帝遂にムラヴイヨフに授くるに東方經營の全權を以てし、便宜事

を行ひ直接清國と交渉する事を許した。

時に勘察加半島は、露領太平洋海岸と共に既に兵禍に陥りし故、ムラヴイヨフは黒龍江の通航を決行し、勘察加の地方をして西伯利本部と聯結せしめ、先づ使を遣はして清國にその旨を告けしめた。露使は恰克圖に至り一清吏の爲に拒まれし故、ムラヴイヨフは大隊を率ゐて黒龍江に入り、清國の愛琿都統も之を阻止することを得なかつた。

ムラヴイヨフ既に黒龍江を通航し、次いでマルウスク(marvsk)ニコライエフスク(Nicolaievsk)ベルロバベルケブスク(Belrobabelkebsk)に兵を駐めて防戰した。

其後英佛聯合軍果して諸塞を攻めたか、聯合軍は兵糧續かす且つ未た東方の地理に諳せざりし故之を援くるを得なかつた。

時に歐洲方面の軍情は露兵漸次敗退の際、極東勝利の報を聞き擧國鼓舞してムラヴイヨフの名聲益々擧つた。

露清の交渉

幾何もなくして戰局終を告け、清政府は劃界大臣を特派して、ムラヴイヨフと交渉せしめた。ムラヴイヨフは黒龍江下流の地を以て英佛に對する露國戰勝の所得となさんとし、清使は先占を以て之を爭ひ、遂に決せすして談判を中止するに至り、是より黒龍江の交渉は益々難きを告く

るに至つた。

プーチャチン上海に赴く

咸豐七年英佛聯合軍の清國を攻むるや、露國政府機に乘してプーチャチン（Putiatine）を派して北京公使と爲し、清政府と同國境問題を協議せしめんとした。プーチャチンが恰克圖に赴くや清國は前の如く是を拒絶したる故、彼は遂に黑龍江を下つて、黑道より廣東に入り、英佛米の三國公使と、連名の書を清相裕誠に送り、全權大使を派して上海に於て各國と善後の處置を議すへきを以てした。清國政府は三國交渉の議は上海に於て各國と協定すへく、露國との交渉は黑龍江辦事大臣に依つて辦理すへきを以てした。露使止むを得すして上海に至つて聯合軍の動靜を待つた。

ムラヴィヨフの西伯利經略

黑龍江方面にあつては、ムラヴィヨフは著々として進行し來り、清國官吏の之を阻むあれは、即ち露使已に上海にあるを以て露使と交渉すへしと答へて之に從はす。清廷は內憂外患一時に逼るの時にあたつて、また爭論を費すに遑なく、唯た一にそのなす所に任した。斯くして尼布楚條約及ひ恰布楚條約に依つて規定せる國境は維持し難くなつたのである。

翌咸豐八年（一八五八年）ムラヴィヨフの計畫正に成り、一萬二千の哥薩克兵を黑龍江口に屯せしめ、使を遣つて黑龍江將軍奕山に告けしめて曰く、總督は本國の緊急命令を奉して速に返ら

んとして、將に愛琿を過ぎ貴國に道を借らんとす、從前咨復せられたる黒龍江の交渉は、黒龍江辦事大臣に依りて辦理すへしとの議は、總督行李匆々たるを以て、切に討論することを望ます。奕山之を奏聞したる故に、政府卽ち奕山を任して全權大臣となし、ムラヴィヨフを迎へて愛琿に至つて會議せしめた。

露國の提案

此時ムラヴィヨフは先つ黒龍江を以て兩國の境界となさん事を論するや、清國全權は全然之に反對して、尼布楚條約を援いて辯明する所あつた。ムラヴィヨフは乃ち豫め起草せる條約の草案を示して翌日を以て回答を求めた。その提案は六條より成る。其大要を述ふれは、(一)兩帝國の境界は、黒龍江の左岸を以て露領となし、其右岸烏蘇江口迄を清領と定め、更に烏蘇里江を溯りて其水源に至り、其より南方朝鮮半島に達する一線を以て之に充つ可し。(二)兩國の國境を爲せる河川の通航權は露清兩國の船舶にのみ限る可し。(三)是等の河川には貿易の自由を認む可し。(三)黒龍江左岸の清人は向後三年間に悉く、右岸に移住すへし。(五)兩帝國は新に全權委員を定めて從來の條約を更正すへし。(六)今次の協約は從來の諸條約の附屬と認む可しと云ふにあつた。

然れとも清使奕山は容易に之に應するの色なかりしを以て、ムラヴィヨフは自ら病と稱し、通

譯官ペローをして交渉の局にあらしめ、尼布楚條約は清國か强迫的行爲を以て締結したるものなれは今日該條約を以て根據となすに足らすと告けしめ、プーチヤチンに對する措置の穩かならさるを說いて、清廷か果して、露國に對し親交を求むるの誠意あるや否やを詰問したから、奕山遂に屈して露國の要求を容れ、ムラヴイヨフも亦其の提案の一分を讓步して一八五八年五月十八日愛琿條約の調印か成つたのである。

愛琿條約の成立

條約の大要は次の如くである。

(一)黑龍江の左岸は凡て露國の有とし、右岸は凡て清國の有となし、烏蘇里江の左岸は清國に屬するも、其右岸日本海との間にある一帶の地域は、露清兩國の共有とす。(二)兩國の境界をなせる江河の通航權は只露清兩國の船のみに限る可し。(三)如上の江河に於ては交易の自由を認むへし。(四)黑龍江左岸の清人は向後三年間に悉く右岸に移住すへし。

露國政府は此年十二月二十日黑龍江州を置きてブラゴヴエシチエンスク(Blagovyeshchensk)を此地の首府となし、又ムラヴイヨフは功に因つてアムール伯となつた。

天津條約の成立

愛琿條約の後二週間を經て、在清露國公使プーチヤチンも亦天津に於て清國と條約を締決した。初めプーチヤチンは上海にあつて英、米、佛の使節と謀り、各自の要求を北京に逆附して、

全權委員を上海に派出して商議を遂けしめんことを要求したるに、清國政府は之を拒絕し、露國との談判は西伯利の國境に於てすへしと答へた。茲に於てプーチャチンは英佛聯合軍の後を追つて、船艦を率ひて天津に入りし故、清國政府は大に恐怖して、內閣大學士桂良、吏部尙書花納を天津に派遣し、プーチャチン及英米佛等の公使と天津條約を締決せしめた。

條約の內容

該條約は純然たる通商條約なれ共、只其の第九條に於て露清兩國の國境に關しては、兩國より信任すへき委員を派遣して永く兩國の紛議を斷つ可き樣なすへしと定めた。全部十二條より成りその主なるものは次の如くてある。

（一）爾後兩國は必しも薩那特衙門及理藩院に由りて行文せす、露國外務大臣より直に中國軍機大臣に行文し、或は特派の大學士往來照會し、倶に平等の禮式を用ふ。兩國の封疆大臣及ひ駐紮官員の往來照會にも亦平等の禮式を接す。

（二）兩國陸路上に從前所定の邊境に於ける通商を除くの外、露國か海路上の上海、寧波、福州、厦門、廣州、臺灣、瓊州の七處に由りて通商するを許す。以後他國の爲に沿海に於て口岸を增添するものあらは露國に一律に照辦する事を許す。

（三）爾後陸路の前定に係る各通商地方の商人、數目、及所帶の貨物を以つて單（見本）を呈して

査に備へしむ。若し違禁の貨物あらは、卽ち全船の貨物を以て官に沒入す。

（四）露國か海口通商地方に於て領事館を設立するを許し、竝に兵艦を派して該處に停泊して以て保護に資するを得しむ。

（五）各通商地方に於て、淸露兩國人民若し事故あらは、淸國官吏は須く露國領事或は代理員と會同辦理す。

（六）露人にして通商地方より內地に進んて傳敎するものあらは、領事官は沿途の地方官を定額に按照して執照を査驗して果して良民に係るときは卽ち畫押を行ひて放行せしむ。

（七）從來未た明定を經さる邊界は、兩國より信任の大員を派し、公を秉り査勘し、務めて邊界を劃定して以て今次の和約の中に補入すへし。邊界旣に定まらは、地冊に登入し、地圖を編成し、憑據を立定して兩國をして永く境界の紛爭なからしむへし。

（八）爾後淸國か若し他國の通商を優待する等の事あらは、露國は一律に享有す。

此の記載に據れは、天津條約は純然たる片務的最惠國條約に外ならぬのてある。北に於てはムラヴィヨフその國境改定の上に大成功を收め、未た一月に滿たすして重ねて最惠國條約を締決し、露國の勢力は日に南下し來つたのてある。

第二節　北京條約

イグナチエフ北京駐剳公使となる

愛琿條約の締結に依つて露國は黑龍江以北、大興安嶺以南の廣大なる地域を得たが、露國は之を以て尙滿足せず、咸豐九年(一八六五)露國政府はイグナチエフ(Ignatief)を派して北京駐剳公使とし大に爲す所あらんとした。會々天津の和議破裂して英佛聯合軍は淸軍を破つて遂に北京を占領した。イグナチエフは其の間にあつて大に居中調停を行ひ奕訢に勸めて出でゝ和局にあたらしめ、遂に英佛との間に條約を締結せしめて、兩軍は北京より退却した。イグナチエフは其の幹旋の功に對する報償として、烏蘇里以東より海濱に至る兩國共有地を求めたが、奕訢は遂に之を容れ、咸豐十年十月二日淸露兩國の間に條約成立した。之を北京條約と云ふ。全部十五箇條を以て成り、その主なるものを擧ぐれば次の如くである。

北京條約の成立

(一)　兩國は烏蘇里河、松河察河、興凱湖、白琳河、湖布圖河、琿春河及圖們江に沿ふて經界を畫し、以東をは露國に屬し、以西をは淸國に屬す。唯た國界より東方海濱に至るまでの原居の淸國人及ひ淸國人所有の漁獵地域は、露國均しく其の常例に照して居住し及ひ漁獵することを許す。

（二）兩國の未た勘定せさるの經界は、此の後嶺大河及ひ清國常駐衛舍等の箇處に順ひ、標を立てゝ經界と爲すへし。即ち雍正五年立てし所の沙賓達巴哈の定界碑の末處より起り、以西は直ちに齋桑淖爾湖に至り、此より以西南は天山の特穆爾圖に順ひ、南行して斡の邊境に至るまてを經界とす。

（三）兩國の派員をして公を秉りて查勘して界碑を設立せしむることゝして、東界の查勘は烏蘇里河口に於て會齊し、咸豐十一年三月中に於て辦理せしめ、西界の查勘は塔爾巴哈臺に在つて會齊せしめ、日期を限定せす。

（四）交界の各所は兩國人民の自由貿易し、併せて税を納れさるを許す。

（五）露國か恰克圖より北京に至るまて、經過する所の庫倫、張家口地方に於ても其の適當なる諸物の賣買を許し、露國か庫倫に於て領事一人を設くるを許す。

（六）清國は喀什噶爾を開き、伊犂、塔爾巴哈臺（タルバガタイ）の試行貿易の理に照して一律に辦理するを許す。

（七）兩國人民通商地域にあつて均しく自由貿易すへし。

（八）露西亞は清國の通商地域にあつて、領事を設立して商務を管理せしめ、清國は露國に在

つて亦此れに照して辦理すへく、兩國領事官及該地方官の相交行文は、俱に天津條約に照して平行し、若し犯罪の人あらは亦天津條約に照し、各々本國の法律を按して治罪す。

此の條約の締決せられてより、烏蘇里河東九十三萬三千英方里の地は全く露國の領土となり東亞に於ける露國の勢力は益々加はつた。又北京條約締決前ムラヴィヨフか親しく滿洲に至り黑龍江沿岸一帶を視察し、朝鮮近境に於て一大港灣を得、大彼得帝灣と爲し、灣內のウラジオストック(Vladivostock)を太平洋艦隊の根據地と爲し、尋いて兵を派して之を占領した。於是露國の極東政策の基礎全く確立したのてある。

第三章　三國干渉

日清和議成る

韓國の問題は遂に支那と日本との間に戰爭を勃發せしめ、日本軍は韓國にある清軍を驅逐し、長驅して滿洲に入り、遼東半島を占領した。次て和成り下の關に於て日本の伊藤總理大臣と支那の李鴻章との間に媾和談判開始せられた。

當時露國政府は不凍港獲得の政策に因り、西伯利より漸次南下して滿蒙に其の威力を延へんとする野心があつたから、日本の要求條件中遼東半島割讓の件あるを知るや、日本の遼東半島占領か露國の希望を絕つ所以なるを信し、極力之に妨害を加へんとし、自國の東洋艦隊のみを以てしては日本に匹敵するを得さるに依り、當時同盟の機運に向へる佛國を說いて、同國の艦隊と聯合して日本に向つて壓迫を加んことを計り、佛國政府も露國政府の歡心を求めむか爲に遂に是に應したのてある。

獨逸の活躍

是より先獨逸人デットリング（Detring）は李鴻章の顧問として種々活動する所あり、前獨逸公使ブランド（Brand）等と提携して日本の講和條約を妨害せんとしたか、獨逸は露國の佛國と共に日本に干涉するの計畫あるを聞くや、極東の事件を利用して歐洲政局に利用せんとし進んて

露佛と提携して干渉に加はり露西亞に代つて支那政府と交渉するの勢を取り、デットリング、ブランド等をして支那政府を操縦せしめた。露國駐劄西公使か同年五月八日、露京より外務大臣に送りたる報告は最もよく當時の形勢を明にして居る。その一節に曰く、「露國か遽かに此の干渉に決したるは、全く獨逸の同盟を得たるに依れり。此時までは英國既に干渉の意なく佛亦事既に遲れたりとして逡巡し、露國政府部内に於ても、威海衞の陷落までに干渉すへき筈なりしに、今日に至りては、假令佛國と共に海軍を以て迫るとも、之れを支持する陸兵なき以上は如何ともする能はさる可しとの說を持する人多かりしは事實なりしも、下の關條約の成りし電報達すると共に、獨逸も露佛と共に此の條約に抗すへしとの說傳はり、諸新聞は勢を得て同音に干渉の必要を說き出し、愛國的の感情を刺戟して反對說を攻擊するに至れり。然れ共四月十九日までは露國政府も尙二國へ相談中なりしと見へ、外務大臣も亦何等決定したるものなかりしもの丶如し。獨逸の擧動の意外なりしは、露國人も大に驚きたるもの丶如くにして、今其の此に決したる所以の一說を聞くに、獨逸は元來露佛同盟の親密なるを嫌ひ居たるに、本年夏獨逸キールに於て催ほす新溝渠の開業式にも、佛國は其の軍艦を派するの意なきより、益々之を憂ひ居たるに露國之を周旋し、遂に獨逸をして其の所望を達せしめたり。偶々日清戰爭終決の

難問題起り、英國退き、露國亦窮するを見て、獨逸之を好機會として、遽かに之に投したるは、東西洋利害關係の大小に應し、露佛に好意を表して、仲間入りの策を行ひたるに外ならすと云へり」と。

獨逸の覺書

斯くて初め英國の聯合仲裁を提議したる際には、獨逸は主として是を拒絶したりしか、三月八日には在東京獨逸公使は、林外務次官を訪問し、下の如き覺書を朗讀した。「獨逸帝國政府は和約を締結し、且つ其の條件の適度ならむ事を日本政府に勸告す。淸國は歐洲諸强國の干涉を請求し來れり。二三强國は大體に之に同意し、且つ互に約束する所あるか如し。而して此等諸國か干涉の報酬として淸國に要求するものゝ大なる丈、日本の得る所僅少なるへし。故に日本政府は右干涉を受けさる間に相當の和約を爲すこと最も得策なる可く、獨逸政府か接受したる報告に依れは日本は支那大陸に於て割地を要求するか如し。是れ必らす干涉を惹起するの媒介たるへし」と。

露國の覺書

斯くて獨逸は遂に露佛の干涉に加入し、三國の干涉は、媾和條約調印後四月二十三日東京駐劄露獨佛三國公使に依りて我外務省に提出せられた。露國公使の覺書は、「露國皇帝陛下の政府は、日本國より淸國に對して要求したる講和條件を査閱するに、遼東半島を日本か所有するこ

とは、啻に清國首府を危うするの恐あるのみならす、朝鮮國の獨立を有名無實となすものにして、將來極東永久の平和に對し故障を與ふるものと認む。依つて露國政府は日本國皇帝陛下の政府に向つて重ねて其の誠實なる友誼を表せんか爲、玆に日本政府に勸告するに、遼東半島を領有するを放棄すへきを以てす」と云ふにあつた。獨佛兩政府の勸告も、其の要點は一致して居る。是より先我内閣は大本營と共に廣島にあつて、媾和若し成らされは、第二の交戰に移らんとして準備中てあつたか、列國の示威運動は益々強烈となり、露國は三月上旬より下旬まて續々其の艦隊を極東に集中し、其陸海軍の有力者を集めて、露國の獨力にて、日本の海軍を壓するを得るや否やを討議し、同艦隊のみにては成算なきも、佛國艦隊の援助を得は、支那海を制するに足る可しと決議したるを以て、其艦隊を東派するに止まらす、佛國艦隊を極東に集中することを計り、露國の艦隊は盛に活動を開始し、三國の艦隊の勢力は頗る強大となつたのである。

日本の對策

於是四月二十四日廣島に於て御前會議を開き、(第一)假令新に敵國増加の不幸に遭遇するも此際斷然露獨佛の勸告を拒絶するか、(第二)玆に列國會議を招請し、遼東半島の問題を該會議に於て處理するか、(第三)此の際むしろ三國の勸告は全然之を許容し、清國に向ひ遼東半島を恩惠的に還付するか、の三案を作り種々協議し、最初第二案に依る事としたか後陸奥伯の反對に

依つて第三案に依る事とし、只三國の勸告の問題と清國の講和問題とを全然分離し、彼此相牽連するところ無からしめ、三國に對しては全然讓步すると共に、清國に對しては一直線に其の方針を遂行することゝした。

日本の苦境

斯く廟議決定の上も陸奥伯は露英佛駐在の公使をして その國の當路者に交涉せしめ、新局面を開かん事を努めたが、形勢遂に輓回すへからさるを見、三國の意志を容るゝの外策なしと決定したが、尙成る可く日本の利益を維持せんと欲し、之か爲に遼東半島中の金州廳丈を保有するの目的を以て四月三十日西公使に訓電して、露國政府に對し、(一)日本政府は其の奉天半島に於ける永代占領權は金州廳を除くの外は總て之を抛棄し、其抛棄したる 領土に對し、報酬として相當の金額を定むることある可し、(二)然れ共日本政府は清國に於て講和條約の義務を全然履行するまては前記の領土を擔保として之を占領するの權あることゝ知るへしと提議せしめた。然れ共この提議に對する露國の回答は、露國政府は日本國か旅順口を領有するは 徹頭徹尾障害ありと認むるか故に、尙當初の勸告を主張して動かさる可しといふにあつた。

露國の主張の斯の如く明白なるにあたつて、清國は三國干涉の事を口實として 批准交換の期限を延引せむことを提議したることかあつた。故に我か當局者も曠日彌久の爲に不測の患を招

くことを避けんとし、陸奥外務大臣は三國に對する回答案として、日本帝國政府は、露獨佛三國政府の友誼ある忠告に基き、奉天半島を永久に占領することを抛棄するを約すとの覺書を起草し、閣議決定の上聖裁を仰き、直に露獨佛三國駐劄の日本公使に訓電して、之を提出せしめた。

批准交換

斯くて五月八日には日清間に批准交換せられ茲に兩國の平和を恢復するを得た。尚日本政府は清國と交渉を開始し、遼島還付に對する談判を開かしめ、日本全權林董は清國全權李鴻章と十二月二日以來數次の會見を重ね、清國政府は、奉天省南部還付の報酬として庫平銀三千萬兩を支拂ふ可きことを約したのである。

第四章　露國の滿洲侵略

第一節　カシニー條約の締結

王之春露都に赴く

初め清國政府は下の關媾和談判に先ち、湖北の布政使王之春に命し、露國先帝を弔し、新帝の登位を賀するか爲なりと稱して、露國に赴き、以て日清戰爭に對し露帝の干渉を乞はしめた。王之春は光緒二十年（一八九四年）十二月上海を發し、露都に至りしか、其の目的を達するを得す、去つて佛國に赴き、巴里に達するや、南洋大臣張之洞と電報を往復し、臺灣島を佛國に與ふるを約して、同國の干渉を求めんと欲したるも、佛國も遂に動かすして空しく歸國した。李鴻章も亦媾和談判の當時に於て露國公使カシニー（Cassini）と祕密に交渉を遂け、露國の援助に依て日本の要求を輕減せんとし遂に三國干渉を引き起すに至つたのである。斯くて露國は獨佛を引ひて干渉を行ひ、その結果日本は遼東半島を拋棄するに至りしを以て、露國の報償獲得の運動は間もなく在北京露國公使カシニーに依つて竊に開始せられた。而して光緒二十二年（一八九六年）六月露國に於て露帝ニコラス二世（Nicolas II）の戴冠式の擧行せらるるや、清國は初め露帝の知遇を得たる王之春を遣露使節に任せんとしたか、カシニー公使は李中堂の派遣を欲する

李鴻章の露都行

の意を洩したから、清廷は遂に李鴻章を以て遣露大使とした。茲に於て李鴻章は嘗てカシニー公使と協定を遂げたる一種の祕密協商案を携へ同年三月上海を發して露國に向つた。李鴻章は露國到著後鄭重なる待遇を受けたが、その間露國外相ロバノフ(Rovanov)は屢々李鴻章と會見して、カシニー公使の提案に基き談判を開始し、大藏大臣ウイッテ(Witte)も亦協定の事件が通商問題に關したる事を口實として談判の衝に當り、李鴻章に迫つて、遂に北滿洲鐵道敷設の提案並に遼東沿岸に於ける諸港灣に、露國軍艦の來舶冬營を許すの諸項案に同意を表せしめた。

李鴻章が莫斯科に於て調印したる條約文は、北京に於てカニシー公使より批准を要求し來りたるに係らず、清國總理衙門に於ては激烈なる反對論者を生じ大に行き惱みとなりしも、カシニー公使は李鴻章腹心の徒をして、竊に皇太后を說かしむると共に、一方に於ては勢威を以て脅迫し、遂に同年九月二十八日清帝をして遂に同條約を批准せしむるに至つた。該條約は日本に對する一種の露清同盟條約とも稱すべきもので、其の條文は六箇の條文に依つて成立して居る。

カシニー條約の成立

露國はカシニー條約に依つて滿洲の北部を通過し、ウラジホストックに直通する鐵道の敷設權を取得したるを以て、新に露清銀行を設立してその經營に當らしめ、又銀行の事業として東清鐵道會社を設け、八十箇年の期間を以て運輸を開始することと定め、一億五千萬留を資本と

して工事を開始した。

又清國は下の關條約の結果として日本に支拂ふ可き償金に窮し、英國より一千二百萬磅の資本を借り入れんと試みたか、露國政府は之を探知して抗議を唱へ、公債借入の談判を露佛に移さむと迫りし故、清國政府は露佛借款として四分利四億フランの公債を借り入れた。然れとも其後英國政府は獨逸と提携して、飽まて談判を遂け、清國政府は更に香港上海銀行及獨逸銀行より一千六百磅（五分利）の借款を訂約することゝなつた。

第二節　旅順大連の租借

獨逸の膠洲灣租借

露國か滿洲北部に活動を初むるや、獨逸も之に傚つて極東に其の根據地を得んと努力し、會々山東省に於て宣教師二名の殺害せられたるを口實として、光緒二十四年（一八九八年）膠州灣租借條約に調印せしめたのである。

露國旅大交涉

獨逸の要求の貫徹せらるるや、露西亞は、同國東洋艦隊を旅順に集合せしめ、清國か甞て露國に冬營を許したる膠州灣を獨逸に租借を許したる爲に、露國は旅順口を得さる可からすとなし、同港及大連灣の租借を迫り、且つ東淸鐵道を旅順大連に接續する線路の敷設權を要求し、

淸國政府を壓迫して遂にその目的を達したのである。斯くて光緒二十四年(一八九八年)三月二十七日旅順大連租借に關する條約を締結した。

條約の內容は、露國はその海軍根據地として、旅順、大連及其附近の水面を二十五箇年間淸國より租借し、滿期の上は兩國協議の上、更にその期限を延長するを得ること。露國は右兩地に官吏を派遣し、海陸の軍隊を駐せしむることを得ること。尙租借地內の全部の行政權は露國官吏の手に歸すること等であつた。更に東淸線と旅順大連を連絡する爲、滿洲を縱貫する鐵道の敷設權を得たのである。

日本の抗議

遼東半島は日本か日淸役の結果淸國より得たるものを、露國か獨佛と共に三國干涉を試みて東洋平和の爲と稱して淸國に還付せしめた處である。而も幾何もなくして、自ら旅順大連を租借し、滿洲縱貫鐵道を布設して、滿蒙併呑の意志を現はしたのである。玆に於て日本政府は、露國に對して抗議を提出したるに、露國は其の租借か他に良港灣を得るまでの一時的のものに過ぎさることを回答し來つたのである。然るに其の後著々として永久的の施設をなし、東方經略の步武を進め來つたか北淸事件にあたつて、益々その野心をあらはし、遂に日本と衝突するに至つた。

第三節　露國の滿洲占領

第一項　北清事變の勃發

英國威海衛を領す

露國の一度旅順口を租借するや、英國は名を勢力均衡に藉つて威海衞を占領し、遂に光緒二十四年（一八九八年）六月一日、清國との間に租借條約を締結した。佛國も亦之に倣ひ、同國の保護地たる安南に接近せる廣東、雲南、貴州地方に利害關係を有すること多きを以て廣州灣の租借を要求し、清廷を威壓して、光緒二十五年（一八九九年）一月十六日、廣州灣租借條約に調印した。

佛國の廣洲灣租借

英國の九龍對岸の租借

佛國か廣州灣租借條約を締結するや、英國政府は其の廣東水面に於ける、勢力の均衡の爲、更に香港の對岸地なる九龍の租借地域を擴張せむことを、清國政府に要求し、一八九八年六月六日同國の承認を得た。而して列強か斯くの如く盛に清國に向つて租借の要求を提出せるに刺戟せられ、伊太利政府も、福建省沿岸に於ける三門灣の租借を要求した。然れ共伊太利の要求は、背後に兵力を有せす、且つ談判の進行中に於て手違を生し、遂に清國政府の拒絶する所となつた。

伊太利の要求

日英佛の不割讓條約締結

前述の如く歐洲列强か、頻りに清國の要地を租借するや、同國の形勢は一時全く分割の端緒を開きたる感かあつた。於是列國政府は亦互に他國か清國の內地に於ける利益を獨占せん事を恐れて之を防かんか爲に、不割讓條約を結んだ。英國は楊子江沿岸を他國に割讓せさることを約せしめ、日本及佛國は夫々福建省及雲貴兩省の不割讓の條約を締決せしめた。

拳匪亂の發生

斯の如き列國の露骨なる侵略政策は、支那國民をして排外心を起すに至らしめ、宮中に於ける繼嗣問題と結合して、遂に北清事件を惹起した。

各國公使館包圍

日本の出兵

露國の野心

この動亂に加はりしものは義和團にして、山東河南の邊境に起り、興清滅洋の主義を以て團決し、各地に外國宣教師及耶蘇教民を殺害した。各國公使は清國政府に對して抗議を提出したるも聞かす、官兵又義和團と聯合して外國人を攻擊し、清國政府は外國公使館の北京退去を要求し、各國公使か之に抗議して聞かさるや、遂に公使館襲擊に決し、各國公使館は重圍の中に陷つた。斯くて幾多外交上の接涉を經たる後、日本の出兵となり、其結果北京の重圍をとけ、清帝は大原に蒙塵して李鴻章等講和の衝に當つて和議なり、國內の秩序も恢復した。然るに露國は清國か聯合軍と戰つて他を顧るに遑なく、各國も亦、滿洲に注意を拂ふに遑なきに乘し、著著として滿洲侵略の步を進め、東洋の天地は漸く多事ならんとした。

第二項　露國の滿洲侵入

露軍の滿洲占領

北京談判の當時、日英米等の諸國は、事件を圓滿迅速に解決せん事を腐心せるにあたり、露國はこの期を利用してその野心を遂けんとし、種々計畫する所かあつた。是より先光緒二十六年(一九〇〇)七月十五日清國軍兵か妄に露領內に侵入し、ブラゴエシチエンスクに襲擊を加ふるや、機會に乘して滿洲の要地を占領し、同年八月四日營口を占領し、滿洲一帶の地域は漸次露軍の占領する所となつた。

露國の宣言

露國は滿洲領有の嫌疑を避けんか爲に、假に假面を被つて、八月二十五日を以て列國に對し、滿洲の秩序確立せられ、鐵道の保護必要なきに至らは、直に清國の版圖內より、軍隊を徹退するに躊躇せさる可しと宣言し、滿洲駐兵か全く一時の措置に過きさることを辯疏した。

日本の努力

露國か滿洲の地に割據せんとする形勢明となりし時、日本は北京談判の際に於て列國と計り是を防止せんと試みたか、遂に意を達することを得なかつた。

露國の政策

露國は其の對支外交に於て頗る巧妙に活動し、北京談判に於ては、成る可く清國に對する要求條件を輕減し、同國政府の歡心を得るに力むると共に、滿洲に關する問題に就ては、列國と離れて單獨の行動に出て、北京より徹去したる軍隊を更に滿洲要部に配置して、益々同地の占領を確實にせむことを期したので

である。

英獨協約成る

當時英國は南阿戰爭に際して、國事多端なりし故、一日も速に事件の落着せむことを希望したか、滿洲に於ける露國の行動に關しては頗る警戒し、遂に光緒二十六年（一九〇〇年）十月十六日を以て獨逸と協約を締結し、之れに依つて露國の行動を防止せむとした。同協約の趣旨は嘗て唱道せる淸國の門戶開放主義に基き、更に同國の領土保全を約するものにて、其の條項は四條より成り、淸國の河川及沿岸は何國の別なく凡ての國民の貿易その他各種の正當の經濟的活動に對して自由に開放すること、從つて兩國政府はその勢力の及ほし得る限り、總ての淸國領土に對し此主義を守る可きことを約し、更に兩國政府は當時の紛擾を利用して淸國內に於て領土上の利益を獲得せす、又第三國にして、斯る行爲に出てたる時は、兩國政府は各自の採る可き手段に關し豫め協商すへき事を約した。

當時日本は淸國の領土保全に就き憂慮せる際なりしを以て、喜んで本協商の主旨を賛成し、その原則を承認することを宣言した。露國も是に對して該條約か淸國現在の狀態の上に變化を及すことなく、且つ河川及沿岸の諸港を各國の貿易に開放すへしとの該條約の規定か、現に有效なる條約に基く狀態を變更せさるを條件として、好意を以て迎ふ可き旨を宣言した。

第三項　露清密約

アレキシーフ露清密約を締結す

前述の如く露國は表面上、英獨の勸告に對し爭議を開くことをしなかつたか、實際に於ては益々滿洲經營の地歩を進め、且つ密かに獨逸に迫つて、同國をして滿洲を以て英獨協商の範圍外なりと宣言せしめ、英獨協商をして殆んと無意味に歸せしめた。其後光緒二十六年（一九〇〇年）十一月關東總督アレキシーフ（Allexieff）中將は、奉天將軍增祺に迫り、最も露國に有利なる密約を締結した。同條約は九箇條の取極めより成り、其の要領は左の如くである。

（一）韃靼將軍增祺は、歸任後に於て省内を鎭定し、鐵道工事を防害せしめさる樣盡力すへし。

（二）露國軍兵は鐵道を保護し、地方を鎭撫する爲、奉天及その他の地域を占領したるに依り韃靼將軍及地方官は露國人を優待し、是に宿舍糧食を供給することに幇助を與ふ可し。

（三）奉天省に於て淸國軍兵暴動を起し、鐵道を破壞したるに就き、韃靼將軍は彼等の武裝を解きて解除せしめ、且つ露軍か未た占領せさる兵器製造所にある兵器彈藥は總て露軍に引き渡すへし。

（四）露軍か未た占領せさる各地の要塞は、一切の防禦工事を除去すること。

（五）目下露軍の占領せる營口及その他の箇所は、淸國政府の滿足すへき秩序恢復するを俟つ

て、清國官憲に還附すへし。

（六）奉天省其他の地方警察は韃靼將軍の指揮を受け、秩序の維持を努むへきも、若し或る事變に際し、應急の要ある時は、韃靼將軍は直に在奉天露國領事に通知し、露國をして應援隊を派遣せしむへし。

日英米諸國清國に警戒す

右條約の發表せらるゝや、日英米の諸國は何れも清國政府に向ひ、露國と單獨に滿洲に關する條約を結ふの危險なるを警告した爲、清國政府は斯の如き條約は、媾和條件議定の際に討議すへき事項なりと稱して、遂に之を拒絕した。

レッサール第二の密約を締結す

され共露國政府は列國の意向を顧みす、益々運動を開始し、在北京レッサール（Lessar）公使をして、北京政府に向ひ、要求せしむると共に、一方に於ては露相ラムスドルフ（Lamsdorff）は清國公使揚儒に迫り、更に又光緒二十七年（一九〇一年）二月第二の露清密約を議定した。

其要領は次の如くである。

第一條　露國皇帝は清國に向って友好を表せむと欲するに依り、滿洲に於て行はれたる敵對行爲を忘れ、滿洲の全く交附せらるゝに於ては、清國の行政は舊に依りて施行すへし。

第二條　滿洲鐵道條約第六條に依りて設置せられたる、鐵道守備は、同地の秩序恢復し、清

國か本條約末項四箇條の責任を遂行する迄之を存置すへし。

第三條　若し事變に遭遇せは、露國駐在兵は、全力を以て清國を助け、之を鎭壓すへし。

第四條　清國は滿洲鐵道竣功に至るまて軍隊を設置せす、他日軍兵を置く場合には、露國と協議の上此を定むへし。又滿洲に兵器彈藥を輸入することを禁す。

第五條　奉天將軍又は地方官にして、露清國交を阻害するものは露國の要求に依りて革職すへし。清國は滿洲內地に步騎の巡警を設け、其の人員は露國と協定の上之を定むへし。

第六條　清國北部諸州の陸海軍の訓練の爲には、他國人を雇聘するを得す。

第七條　地方の保安を計るか爲、租約條款第五條の隙地は地方官に依り近々の內別約を設け、又金州自治の權を廢止す。

第八條　清國は露國の承認を得すして、滿洲、蒙古及新疆に於ける鑛山其他の利益を他國又は他國人に讓與することを得す。且つ又此等の地方に鐵道を敷設することを得す。牛莊を除くの外、他國人に租與するを得す。

第九條　今回の事件に就て露國に對する軍費は、各國への賠償と均しく速に償還すへし。露國に對する賠償金額は、期限の間抵當を與へ、各國と共同辦理す。

第十條　鐵道の毀損及會社技師等に對する損害賠償は清國より會社と商議の上賠償すへし。

第十一條　上述の賠償は會社と協定し、全體又は一部分に對し他の利益の讓與を以て之に充つる事を得へし。

第十二條　先に約定せる鐵道より、北京に向ひ一線路を造り長城に達せしむることを得へし。

右は現行鐵道條約に依つて辨理す

第二審約の提議に對し、露國は頻りに之を否認したるに拘はらす、該條約は幾何ならすして、倫敦タイムス北京通信員モリソン（Morrison）により、其内容を暴露せられた。茲に於て日本政府は清國政府に忠告して、斯の如き條約を拒絕せん事を以てし、又露國に對して抗議を提出したるか、英國政府も一方に於て、清國政府に向ひ、斯の如き條約に調印するは、他日の禍を招く可きを警告し、之を破棄せむ事を勸告すると共に、在露英國大使スコット（Scott）をしてラムスドルフ外相と會見せしめ、露國政府の反省を促した。然るに同外相は滿洲問題は當事者たる露清二國の關係にして、他國の容喙すへき限りにあらさる事を言明し、且つ露國は先に宣言したる如く、敢て清國と條約を結ひ、南滿洲に新利權を獲得する意向を有せさるを以て、列國も亦宜しく露帝の保障を信して可なりと回答し、斷乎として其の方針を貫徹せん事を聲言した。

清國政府は露國政府の强請益々盛なるに及んて爲す所を知らす。再ひ英國政府に向つて、同政府か清國政府に代つて、露國の要求を却け、自國に聲援を與へむることを懇願した。然れ共英國は當時南阿戰爭に際し、到底實力を以て、露國に當る事を得なかつたから、日本に勸告して露國に對抗せしめた。

日本の抗議

茲に於て日本か最後の決心を以て抗議を提出するや、露國は當時尚未た南滿鐵道工事完成せす、軍隊の輸送力大に缺くる所あつた爲、日清兩國を敵として相爭ふの、大に不得策なるを感し、俄にその態度を一變して同年四月八日に至り、在東京露國公使イズウオルスキー(Isvolsky)は加藤外務大臣に對し、左の通牒を送附した。

露國の通牒

清露兩國間に別箇協商を遂けんとしたるは、先に露國の聲明したる如く、滿洲還附の意志の漸次實行を成る可く速にするの目的に出てたるものなり。而して之か爲には清國との會議の上、豫めその條件を決定しおくの要ありしや明なり。然るに露國政府の得たる諸般の報に徵するに、目下斯の如き協商を遂くるは、清國をして種々の困難に陷らしむるの恐あるものゝ如し。故に露國は清國に對して右協商の締結を主張せさるのみならす、該問題に關しては今後談判を繼續することなかる可し。露國政府は其の數次聲明したる當初の方針を確守しつゝ靜に時局の進行を待たんとす。

斯て清國は一時露國の脅迫を免るゝことを得たか、露國は依然として滿洲に割據し、實際上に於て滿洲を占領し了らむするの形勢かあつたから、清國政府は遂に現狀に安んする能はす、北京の媾和談判終決するに及んて、更に自ら進んて露國に對し談判を開始し、露國公使レッサーは李鴻章と共に機密會商を重ね、新に密約を議定した。その大要は次の如くてある。

第三密約

(一)　露國は牛莊山海關鐵道と共に滿洲を還附すへし。但し清國政府は一切の他の國人に該鐵道の保護を委すへからす。

(二)　露國は本年內に盛京省より徹兵すへし。

(三)　露國は次の二箇年內に漸次吉林及黑龍江省より徹兵すへし。

(四)　盛京將軍の統率に屬する滿洲軍隊は露國士官の指導の下に訓練せらるへし。但し砲兵の編成を禁す。

又牛莊鐵道還附條約として傳へらるゝ所は次の如くてある。

(一)　前記鐵道を清國に還附したる後は、同鐵道に就いて他の列國は干涉する事を得す。

(二)　日本及英國の軍隊は、此鐵道に依りて輸送することを得す。

(三)　今後若し清國か此鐵道に支線を築造せんと欲すれは、豫め露國の同意を得さる可からす。

（四）該鐵道は遼河を渡り、又露國の商業上の利益を阻害すへからす、淸國は此の鐵道改修の爲及管理の爲、露國政府の費したる一切の費用を辨償すへし。

此の露國の提議は李鴻章より密奏せられ、淸帝は之に對して劉坤一、張之洞の意見を徴したか、二人は露國に對して斯くの如き讓與を爲すに於ては、他の列國も亦、之に倣つて新要求を提出し、終止する處なかる可きを上奏した。玆に於て淸廷は李鴻章に向ひ、露國の要求を拒絶すへきを命した。李鴻章は同訓電を受くるや、自己の苦心の水泡に歸したるを恨みとして同夜多量の喀血を爲し、遂に起たさるに至り、露淸の談判は再ひ不成立に歸した。

第五章　日露戰爭

第一節　日露の交涉

日英同盟の成立

露國の滿洲占領の企圖彌々明白にして、その餘勢尙韓國にも及ひたる時にあたつて、我か國は頗るその對應策に腐心した。會々英國も露國の南下策に苦しみ、日本を助けて、露國に當らしめんとし、我か國も當時獨力以て露國に當るに頗る躊躇したりし際なりし故、遂に英國と結んで、我か國の立場を鞏固にせんと謀つた。斯くて光緒二十八年(一九〇二年)一月三十日を以て日英同盟を締結した。

露國の撤兵宣言

その後幾何も無くして清國に對する露國の態度も一變し、同年四月八日を以て、清國と條約を締結し、清國か滿洲に於ける露國の企業及人民を保護し、同地の秩序を保全するに對し、露國に於ても同條約調印より一箇年以内に滿洲全部より漸次撤兵を行ふ可きことを約した。

而してその撤兵の順序は、六箇月以内に盛京省の南部を、次の六箇月以内に盛京省の北部及吉林省より、最後の六箇月に黑龍江省より、殘部の軍隊を撤退すへき事を約した。斯くて露國は一九〇二年一旦東清鐵道を清國に引き渡し、且つ盛京省の一部の撤兵を實行した。

露國宮廷の態度急變す

然れ共爾來露國宮廷にはベゾブラゾフ(Bezobrzof)一派の滿洲占領論者か勢力を占め、露帝を動かして、第二徹兵の時期に達したるも毫も其の約束を履行せす、却つて軍兵を北韓の境域に移動せしめ、鴨綠江上流の森林伐採事業を開始し、益々滿韓の經營に努めた。玆に於て清國政府は在露公使をして撤兵の實行を請はしめたか、露國は在北京代理公使プランソン(Branson)をして、新に撤兵の附屬條件として、七箇條の要求を提出せしめ、若し清廷にして同要求を容れさるに於いては、滿洲殘部より撤兵を實行し難しと言明した。

露國の新要求條項

其要求條件の內容は、(一)露國より清國に還附する地域は之を他國に貸與せさること。(二)蒙古の現狀を維持すること。(三)清國は豫め露國政府に謀ることなくして、滿洲に新に市港を開かさること。(四)清國に雇傭せられたる外國人は北部諸省の事務に容喙するを得さること。(五)牛莊の關稅收入は露淸銀行に預金すへし。(六)滿洲占領中露國人民の取得したる權利は、撤兵後も其の效力を持續すへし。等の諸項より成り、

米國の抗議

清國の門戶開放主義と兩立せさるより、米國政府は率先して抗議を露國に提出し、日英兩國も亦清國に向つて警告を與へた。露國外務大臣ラムスドルフは、米國政府の抗議に對し、同國か別に滿洲に於て特權を要求するの意志を有せす、又何等の方法に於ても滿洲の門戶開放を阻外せす、却つて米國の資本を誘引せんと希望すとの證言を與へ、且つ頻りに新要求の事實無

根なるを辯明したか、間もなく露國公使レッサーか北京に歸任するや、同公使は新に談判を開始し、且つ露國陸軍大臣クロパトキン(Kuropatkin)は極東視察の途次日本に來遊し、六月十二日より十六日まて東京に滯在し、各種の軍事上の視察を遂けたる後、去つて旅順に赴き、同地に於て露國文武官を會合して、極東の形勢を密議した。

クロパトキンの東遊

露國か撤兵附帶條件を提出して、頻りに交渉を重ねつゝある間に、極東に於ける軍事上の設備は殆んと整備し、南滿の駐屯兵は日々增加し、旅順の防備は益々嚴重となつた。尙露國は韓境鴨綠江の防備を固め、頻りに韓國を壓迫すると同時に、森林伐採を名として露國森林會社を起し、露兵は鴨綠江上に出沒し、進んて江を渡つて韓國内に侵入し龍巖浦一帶の地を占領せんと企てた。而して露國は東亞侵略の第一著として、七月十二日露帝ニコラス二世は新に東亞太守府設置の詔勅を降し、アレキセーフを關東太守に任し、極東に於ける文武一切の全權を與へ、更に極東委員會を組織して、内閣以外の直轄官廳とし、極東の經營は皆其の手に歸せしめ、外相の意見も之を動かし難きものか多かつた。

露國森林會社の設立

東亞大守府の設置

斯くて露國は將に多年の宿望たる、滿洲呑併の企圖を實現せんと欲し、極東の形勢漸く急なるに至つた。

第五回密約の要求

露國の滿洲併呑の政策は列國の抗議に依つて常に防止せられたか、第三撤兵期にあたつて、撤兵の附屬條件を得んとして第五回露清密約の要求提出せられた。此時にあたつて、關東太守府は既に設置せられ、清廷は露國の決意の動かすへからさるを知り、且つ露國の兵備の益々加はり來るを恐れて爲す所を知らす、遂に露國の要求を入れんとするの有樣てあつた。茲に於て日本は直ちに露國と交渉するの止むなき立場に至り、同年七月二十八日小村外務大臣は清國に警告を與ふると共に駐露栗野公使に訓令を與へて、露國に向つて交渉を開かしめた。

日本露國と交渉を開始す

栗野公使は七月三十一日露國外相ラムスドルフに會見し、兩國の直接交渉はこゝに開かれたされと露國は當時バルカン(Balkan)問題に忙殺され、日露の交渉は遲々として進まなかつたから、日露協商の地は、九月十日より東京に移され、小村外相は露國公使ローゼン(Rosen)と十月三日第一回の會見を遂けた。

小村外相は十月三十日の第七回會見に於て、露國の對案に對する日本の確定修正案を提出した。されと露國はその後久しく回答を與へなかつたか、十二月十一日に至り、漸く第二對案を日本に提出した。この對案に於ては、日本かその修正案に於て滿洲に關し種々讓步せるに拘はらす、全然滿洲を協約以外に置き、單に韓國に就てのみ言及し、然かも北緯三十九度以北を以

て中立地帶たらしめん事を主張して動かなかつた。

日露談判破裂す

茲に於て我國は、一九〇四年一月十二日の御前會議に於て廟議を一決し、第二修正案を以て最後の提案となし、露國に對し再考を促した。然れ共露國は二週間に及ふも回答を與へず、益兵備を充實し到底誠意を以て妥協に應するの精神なきこと明白となつた。於是談判遂に破裂し二月六日露國公使に引揚を要求し、兩國各々宣戰の布告を發して交戰狀態に入つた。

第二節　ポーツマス媾和條約

勝敗の數決す

斯くて兩國は海陸にその精を盡して戰ひしか、陸に奉天の決戰あり、海に日本海の海戰あつて、戰爭の大勢漸く決したるを以て、列國も戰爭繼續の無意義なるを信するに至つた。然も日露兩國とも國勢漸く疲弊して和を思ふに至つた。米國大統領ルーズベルト(Roosevelt)は、媾和の時期正に至れりとなして、兩國の間に斡旋の勞を取り、その提議は兩國の容るゝ所となり、米國ポーツマス(Portsmouth)は兩國全權の會合地と定められた。日本は外務大臣小村、駐米公使高平兩氏を以て全權に任し、露國は前大藏大臣ウヰッテ駐米大使ローゼンを以て全權委員に任命した。日露兩國全權は同年八月九日第一回の會議を行ひ、商議に用ふる言語時間等を打ち合せ、十日第二回の會見に於て相互の全權委任狀を示して、此より正式の商議に入つた。日本全權は露

國全權の求に應して、日本の要求せんとする媾和條件の全部を提出したか、十二日を以て開かれた第三回の會見に於て露國全權は回答を提出し、戰費の賠償と樺太の割讓とを拒絶する旨を答へた。

會議の進行

日本全權は露國の峻拒せる二條件を後議に附することゝして、逐條討議に移り、會議の進行を圖つた。其の後數々會議の進行を累ねたか議合はす、露國全權は極力戰費の賠償、樺太の割讓、窴入軍艦の交附及露國極東海軍力の制限を拒絶し、第十回の會見に於ても尚意見の合致を見る能はすして終つた。

斯くて兩國全權互に固く持して讓らす、大統領の斡旋調停も遂に其の效なくして談判不調の報を傳ふるに到つたか、最後に日本の讓步となり、八月十九日第十回の會見に於て我全權は償金、窴入軍艦の交附、露國海軍力制限の諸要求を撤回し、且つ大統領の折衷案に從つて樺太南半部の讓渡を以て承認し、日露談判の接衝は二十九日正午を以て終結した。九月一日兩國全權は休戰條約の議定書に調印し、越ゑて九月五日兩國全權各々媾和議定書に調印を了し、媾和談判は全く終を告けた。

媾和條約の內容

今ポーツマス媾和條約の滿蒙に關するものを擧くれは次の如くである。

第三條　日本及露西亞國は互に左の事を約す。

一、本條約に附隨する追加約款第一の規定に從ひ、遼東半島租借權か、其の效力を及ほす地域以外の滿洲より全然且同時に撤兵すること。

二、前記地域を除くの外、現に日本國又は露西亞國の軍隊に於て占領し、又は其監理の下にある滿洲全部を擧けて、全然淸國專屬の行政に還附すること。

露西亞帝國政府は淸國の主權を侵害し又は機會均等主義と相容れさる何等の領土上の利益又は優先的若しくは專屬的讓與を、滿洲に於て有せさることを聲明す。

第四條　露西亞帝國政府は、淸國政府の承諾を以て、旅順口、大連竝に其の附近の領土及領水の租借權及該租借權に關聯し又は其一部を組成する一切の權利、特權及讓與を、日本帝國政府に移轉讓渡す。

兩締約國は前記規定に係る淸國政府の承諾を得へきことを互に約す。

日本帝國政府に於ては、前記地域に於ける露西亞國民の財産權か、完全に尊重せらる可きことを約す。

第六條　露西亞帝國政府は長春(寬城子)旅順口間の鐵道及一切の支線竝に同地方に於て之に附

屬する一切の權利特權及財產及同地方に於て該鐵道に屬し、又は其の利益の爲に經營せらるゝ一切の炭坑を、補償を受くることなく、且つ淸國政府の承諾を以て、日本帝國政府に移轉讓渡すへきことを約す。該制限は遼東半島租借權か、其の效力を及ほす地域に適用せさるものと知る可し。

第八條　日本帝國政府及露西亞帝國政府は、交通及運輸を增進し、且之を便益ならしむるの目的を以て滿洲に於ける其接續鐵道業務を規定せんか爲、成る可く速に別約を締結すへし。

是に依て露國の東方經營は一大挫折を來し、太平洋の强國たる地位を失つたのである。蓋し露國の滿韓經營の根據地は關東州にして、こゝに旅順及大連の軍港及貿易港を有し、露國多年の希望たる、不凍港獲得の目的を達したるに、この條約に於て忽ち之を失ひ、加ふるに長春以南の鐵道を失つたから、南滿洲に於ける露國の勢力は全く消滅し、露西亞か東方經營の覇業こゝに頓挫を來したのである。

斯く南滿の地は露西亞に代ふるに日本を以てし、且つ韓國は全く我國の勢力下に入りしを以て東亞の形勢はこゝに一變するに到つたのである。

第六章　日露戰後に於ける露國の對滿蒙政策

第一節　第一回日露協商の成立

日露兩國の接近

日露媾和の後、滿洲に於ける兩國の利害漸次一致する所があつたが、兩國人民の感情尚融和せず、ノーウォエ・ウレミヤ(Novoe Vremya)は、日露の媾和は一時の休戰のみと論じ、世人之を信ずるもの亦少なくなかつた。されど未曾有の大戰に依つて雙方能くその實力眞價を知り、特に露國は日本の眞意は東洋に於ける平和を維持し、その經濟的發展を計るにあることを知るに至り、兩國は漸次接近して、極東問題に關して漸次同一の步調を取るに至つた。斯くして兩國は遂に妥協せられたる兩國間の平和及善隣の關係を鞏固にし、且つ將來彼我誤解の原因を除去し、以て極東の平和を確保し、兩國の地位を鞏固ならしめんが爲、一九〇六年頃より商議を重ぬる所があつた。機運熟し、一九〇七年七月三十日を以て日露協約の調印を了するに到り、尋いで八月十五日之を公布した。

日露協約の要旨

其の要旨は(一)日露兩國各自國土保全竝に清國に於ける、條約より生ずる一切の權利を尊重すること。(二)兩締約國は清國の獨立及領土保全竝に機會均等主義を承認し、且つ現狀の存續を擁護支持することである。本協約の內容は斯の如く簡單なるも、是に依つて極東の

形勢に重大なる變化を與へたのである。

日露協約と相前後して、日露通商航海條約、日露漁業條約、日露領事館に關する議定書も亦同年七月二十八日を以て調印を了し、九月十一日發布せられた。是等は皆ポーツマス條約の規定に基いて締結せられたるもので、兩國臣民均等の待遇を保障せるものである。

第二節　哈爾賓市制問題

日露戰後の露國の對支態度

日露戰後露國は一時國内の秩序大に亂れ、且つ戰敗の反動に因つて、獨り軍人のみならず、政治家、政論家等に至るまで、著しく極東に對する冒險的行爲を厭ふに至つた。而も媾和成立後露國軍兵か漸次本國へ送還せらるゝや、西伯利及滿洲地方に於ける露人は、甚しく恐怖の念を抱き、浦港及哈爾賓の露國新聞は大に東部西伯利の危期を絶叫し、日清兩國は互に聯盟して再ひ東部西伯利を犯さんとするか如き報導頻りに傳へられた。露國政府も清國か鋭意その軍制を改革するを見て大に警戒する所があつた。

茲に於て露國は、一時その清國に對する態度を一變し、頗る穩和なる政策を取つた。一九〇九年の露清協約の如き、露國の大なる讓歩と謂ふ可く、本協約に於て露國は東清鐵道地帶に於

ける清國の主權を認め、哈爾賓市政に對し露國と共に清國の行政監督權を認容したのである。

元來一八九六年八月締結せられたる、東清鐵道會社設立に關する條約に依つて、支那は東清鐵道會社に對して鐵道附屬地及附屬財產に關する絕對的且排他的支配權を付與したのである。

鐵道附屬地の性質

同條約第六條中に、

凡該公司之地段一概不納地稅由該公司一手經理准其建造各種房屋工程竝設立電綫自行經理。

とありて、支那文にあつては單に「由該公司一手經理」の語句を用ひ、其鐵道事業の經營及行政權の行使か頗る曖昧なれ共之に相當する箇處の佛語原文を見るに、

La Société aura le droit absolu et exclusif de l'administratif des terrains

とあつて會社は、單に事業の經營に止まらす、行政權をも有し、而も其の行政權は支那の領土權より獨立して、同時に他の行政權の行はるゝ事を排斥するものたることを意味する、故に露國は之に依つて附屬地の完全なる行政權を有するものである。

露國の新市制發布

然るに露國は一九〇八年附屬地に於ける行政關係に就いて十箇條の規定をなし、哈爾賓、滿州里、海拉爾及橫道河子に其大小に應して市町村制を布き、會社に民政部を設け、之等自治制の監督及自治制を布かさる地方の行政に當らしめたか、哈爾賓の自治制度に關し、測らすも國

際上の紛議を惹起した。

新に發布せられたる市制及其機關の定むる諸規則は、其の市制實施の區域内に於ける凡ての住民及團體を拘束すへき力あるものとせられ、殊に外國人も是に依つて定められたる不動產稅、營業稅、戶別割等の課稅に服し其の强制手續は、裁判の方法に依らすして、露國警察官吏の幇助を得て、市の特別徵稅吏に依つて實行せらるゝものとせられた。

市制の內容

又外國人かその地域內に土地を借受くる場合には、附屬地の露國行政規則に服從すへき旨の證明を提出すへきものとせられた。卽ち露國は鐵道沿線地に於ける滿洲の商業中心地に於ても政治上、行政上の支配權ありと主張し、此支配權か獨り支那臣民のみならす、鐵道附屬地に居住する一切の外國人にも適用せらる可きものと解釋したか、淸國か一九〇六年七月外國貿易場及外人居住地として哈爾賓を開放したる際、東淸鐵道會社か、租借又は買入れたる宏大なる土地の關係を規定せさりしか爲、此問題は鐵道附屬地以外の廣き區域に於ける商業關係に影響を及ほすを以て、直に哈爾賓に於ける外國領事殊に米國領事の注意する處となり、遂に彼等をして、鐵道會社の地位と、其の權限かポーツマウス條約の趣旨に反し、滿洲に於ける機會均等主義の實行を危ふすとの理由に依つて其の改訂を促さしむるに至つた。

列國領事の抗議

米國領事フィッシャー（Fisher）は哈爾賓か今日各國に對する支那の開市場たる以上、其鐵道附屬地と雖も其の商業地區を以て、露國の意の儘に任すへきでない。殊に課税問題の如きは各國領事の會議に於て決す可きものであると主張し、日本を除く他の諸國領事も亦之に和して、自國人の納税義務を承認しなかつた。露國は清國の抗議の背後に、諸外國の聲援あるを見て、附屬地行政權に關する條約は露國側の讓歩に依つて締結せらるゝに至つた。

新條約の締結

該條約に依れは、根本主義として鐵道附屬地内に於ける支那の主權を認め、支那は鐵道附屬地内に於ける主權の發動に基く一切の措置を取る可く、鐵道會社又は自治團體は、東清鐵道會社の締結したる諸條約に違反せさる限り、何等の名義を以てするも右の措置を妨くるを得さるものなることを明にし、而して鐵道附屬地内に於ける重要なる都市に、自治團體を置く可く、附屬地内に於ける住民は、國籍を問はす、地位平等にして、議員たるの資格を有すること、支那交涉局總辦は、露國鐵道長官と並立し、自治制に對する監督權を行ひ、委員及議員の任命權其の他或種の決議に對する認可權の如きも鐵道長官と共に、右總辦も亦有するものなることを決定した。右條約の特長は附屬地市制に對して機會均等主義を採用せることゝ及支那の行政監督權を認めしことゝ是てある。この條約は東清鐵道設立に關する條約と、根本的に異る概念を

列國の抗議

有するものにして、附屬地及附屬地行政權の意義に對し、一の疑問を與へたるものである。

斯て露國の附屬地に對して有する行政權は、著しく制限せられたが、この露淸間の豫備條約第十三條乃至十五條の規定が、第三國の治外法權と機會均等の權利を侵害するものと認められ外國代表者の抗議を招くに至りたる爲、淸國外交部は此等の紛爭を避くる爲該條約全部の廢棄を申出てた。淸國の申出は露國に依り承認せられざりしが爲めに同條約の協定後一箇月內に起草に着手さる可き細則は、哈爾賓市會議員の改選期に至るも何等の成案を見ず、爲に第二回の改選に際しては、依然として一九〇八年發布の自治規定に準據して、選擧を行はんとしたるに、淸國は自家の立場より反對をとなへ、細則の制定まで改選に應せざる旨を通告した。然れ共豫備協約は其主義上の決定を爲したるに過ぎずして、事の實行は、細則の實行を俟たざる可からざるに、細則の實行を怠り改選の時に異議を申立てしも、遂にその效は無かつた。而もその改選に際しては特に日本側を勸誘して、一名の日本人を議員として列席せしめて外見を裝つた。

其後遂に細則の協定なく、露國は依然として會社の自治規定に據る市制を續行し、支那側の監督權の如きは有名無實に終り、一方抗議を唱へたる諸國も漸く態度を改めて此問題を放任し

露國革命までは小康の狀態を保つた。

第三節　第二及第三日露協商

日露の接近

日露戰後露國か極東に於て消極的政策を取るや、淸國は頗る積極的態度を示し、哈爾賓、齊齊哈爾その他に於ける、露國の行動に對し頻りに抗議を唱へ、又防穀令を施行して、大に露國移民を苦しめた。露國は淸國の露骨なる態度に對し、大に警戒を加へ、又東支鐵道か、其の收支償ふ能はす、却つて益々北部滿洲地方に、支那移民を招致する狀あるを憂ひて、一部露人の間に、該鐵道を保管するは不得策なりとの議出つるに至つた。

然れ共露國か漸く戰後の疲弊より脫するや、再び極東經營の意圖を抱き、漸次積極的政策を採るに至つた。而して一九〇九年の初め、ホルワット(Horvath)將軍及コロストヴェッ(Korostovetz)公使か最も調和的態度を以て、滿洲問題を淸廷と商議せる時にあたり、哈爾賓の露國居留民團は、本國政府に請願書を送つて、支那の實力の空虛にして、何等恐懼すへきものなきを告け、露國の支那に對する讓步の過大なるを說き、且つ日本と協力して滿洲の經營にあたるの得策なるを論し、其の末尾に於て露國は支那と協力して、日本に當らんより、寧ろ日本と結ひて支那

に當るを有利なりとす。何となれは、國際上に於ては專ら實力を推すへく、而して現時の形勢に於て、實際上の實力は日本の掌中にあるを以て、吾人か弱者に與して强者に當るか如きは大なる錯誤と云はさる可からす。況んや淸國近時の行動たるや、絕にす吾人を挑發し、偏に輕侮的態度を以て、露國の調和的態度にあたるに於てをや、と論した。

斯の如く露國の民心漸く親日的態度を示し來れるに際し、米國國務卿ノックス(Knox)の滿洲中立の提議あつて、兩國は切に共通の利害を感し、兩國の爭は第三國の乘する所となるへきを知り、兩國の間頗る接近する所かあつた。兩國の間には一九〇七年旣に第一日露協約を締結し、淸國領土の保全と、滿洲の現狀維持とを約したか、米國提議の後幾何もなくして、第二日露協約を締結し、該協約に依つて、兩國は滿洲の現狀維持に勉む可きのみならす、現狀の破壞者に對して、協同防衛の地位に立つ可きを盟約した。

日露第二協約か一九一〇年七月四日に締結せられたる後、約四週間にして日本は韓國を併合し、露國も亦蒙古地方に視察員を派遣したる故、第二日露協商は密約を有すとせられ、佛國タン紙(Le Temps)の如きは日本の韓國併合を露國か承認せる代償として、日本は露國の蒙古に對する自由行動を認許せりとの說をなし、大に列國の視聽を動かした。

第四節　支那革命の際に於ける露國の對蒙政策

露國對蒙政策の變化

露國は一九一一年二月十六日北京公使をして、蒙古と露國との通商に關する六箇條の提議をなさしめ、三月十四日重ねて提議する所あつたか、同年秋の革命に際し、活佛か獨立を宣言してより露國の對蒙政策は頗る積極的となつた。支那に第一革命勃發し淸朝を倒すや、尙內紛絕わす、確固たる方針立たすして、意を國境に用ふるに暇なかつた。露國は此の機に乘して、その勢力を蒙古に扶植するを勉むると共に、支那政府に對して種々の要求を提出した。支那政府は露國の要求を拒絕する能はす、而も荏苒日を消して是か解決を努めさりし故、露國の勢力は益々蒙古に入り、前駐支公使たりしコロストヴエッを全權委員として、庫倫に特派し、十月二

露蒙條約の成立

十一日活佛との間に、遂に左の如き一協約を締結するに至つた。

(一)　露國政府は蒙古に、自治制を布き、且つ國民兵を編成せんとする蒙古の主張を援助する事。

(二)　支那軍隊の蒙古に駐在すること及支那移民を禁止する事。

(三)　蒙古政府は在住露國商人に對し、十分なる特權を與ふる事。

本條約締結せられたりとの報支那に傳はるや、支那政府は大に狼狽して、直に駐露公使劉式訓に訓電を發して、露國政府に對して、蒙古は支那領土の一部なれは、蒙古政府か支那政府の許可なくして勝手に、他國と締結したる條約は無效なりとの抗議を提出せしめ、一方北京駐在露國公使クルペンスキー(Kroupensky)に對して同樣の抗議を爲した。而も露國政府は該條約を支那政府に通知したる際に附言したると同しく、從來數次蒙古問題に關して支那に交涉したるも、支那政府は何等之に回答せさるを以て、止むを得す蒙古と直接交涉をなし、新協約を締結するに至れりと主張し、何等要領を得すして止んだ。

この時にあたつて、支那各地に於て盛に强硬說唱道せられ、中には露國との開戰を說くものもあつた。然れ共當時の支那の狀態を以てしては到底蒙古征討の實力なかりし故、露國は全く之を眼中に置かす、益々蒙古人を懷柔して、遂に翌年一月二十三日、蒙古の使節は露京に至つて露帝に謁見した。その時ノウォエ、ウーレミヤの代表者と會談して、彼等か露帝の友情と露國民の好意とを喜ふ旨を告け、尙露蒙協約の承認せる蒙古の自治は內蒙古を含みをらさること、竝に內蒙古の問題に至つては尙協議中に屬し、彼等は內蒙古の六盟も、その獨立運動に加盟したりと信すること。又十月二十一日の條約は北蒙古の名稱を用ひす、單に蒙古と記せるか、露

國は今日内蒙古編入の困難なるを語つた。同紙は更に蒙古問題と題して露蒙關係を論して、蒙古は露國に對して如何なる意味を有するかと云ふに、要するに戈壁沙漠を以て、遠く支那と隔離し、露國に接壤する人烟稀薄の尨大なる地域なるを以て、此邦土を獨立せしむるときは、或程度まて支那人の西伯利に向つて行動するを阻止する緩衝國となし得るにある。而して今や獨立蒙古か我亞細亞領土の防禦上必要なりや否やを決すへき時期に達せりと唱道し、露蒙協約の成立に對し、大に賛同の意を表した。

露蒙協約に關する露支の交渉未た解決せさるに、東部蒙古人は開魯縣に於て反亂を起し、内外蒙古の聯合軍は張家口附近に迫つたから、支那の上下は大に驚いて、一方には露國との交渉を進め、他方には蒙古討伐の方法を講した。露國は初め新疆省の固爾札方面より、外蒙古の科布多、喀爾喀を經、黑龍江省に接續する巴爾喀に至る一帶の地域の獨立緩衝地を得んことを希望したか、内蒙古の王公は今や全蒙古の獨立の爲に、支那兵と戰端を開きし爲、形勢益々混亂した。而して露國は蒙古の反亂に對し何等の援助を與へさることを聲言したか、蒙古人の運動を見て愈々强硬の態度に出て、露支の交渉は益々困難となつた。茲に於て支那政府は在北京日本公使に向つて調停を依賴し來つたか、伊集院公使は支那政府自ら露國と平和的に妥協するこ

との利益なるを忠告し、その調停を拒絶した。

曩に日露協約の成立するや、該協約に於て露國は南滿洲に接壤せる東部蒙古か日本の勢力地域たるを認めたりと云ふものかあつた。即ち第一協約に於ては日露兩國は圖們江口の慶興より秀水站、吟哩海城、長春に至る一線を劃し其の以北を露國の勢力地域となし、其以南を日本の勢力圈となすに同意し、内蒙古に就きては、日露兩國共に同地域に於ける特權を認めす、唯露國領土に接近する外蒙古邊境一帶の地域に、露國の自由行動をとることを認めたるも、第二協約に於ては、露國は自國か外蒙古全部に活動するに代へて、東部内蒙古を日本に讓り、益々日露兩國の步調を一にすることを得たりとの説をなすものかあつたか、日本公使の調停を拒絶せるや、支那は日本も亦露國に倣つて滿蒙を併呑するの野心あるものとなし、大に日本に含む所があつた。

第五節　蒙古に關する露支交涉

露支條約の經過は、支那政府か該條約を頗る秘密に附したる爲、政府及議會の當事者以外の者は正確にその內容を知るを得なかつたか、五月二十八日臨時政府は露支條約案及附屬公文書を議會に提出したる爲、世に明になつた。その一切は次の如くてある。

民國元年（一九一二年）十月露國は中國の有事に乘し、遽に庫倫の獨立を助け、十一月我に向つて五款の要求を提出せり。

露國の要求條項

（一）中國政府は、須らく露國人か庫倫より露國邊境に至る鐵道布設權ある事を承認すへし。
（二）中國政府は須らく蒙古と訂約して左記の數項を聲明すへし。
甲、支那は外蒙にありて駐兵するを得す。
乙、支那は外蒙に在りて植民するを得す。
丙、蒙古人の自治は辦事大臣の管轄を受く。
（三）支那の治蒙主權は辦事大臣之を行ふ。
（四）露國は領事館に命し、蒙古人か支那人に對して盡す可き義務を協助保障す。
（五）支那は蒙古に關し改革せんとせは、須らく先つ露國と協商すへし。

前外務部は右の要求を以て、何れも不當の要求にして、協商の餘地無しとして置いて問はさりしか、民國成立し、前政を繼續するに及んて、一面適當の人を特派し、庫倫活佛を勸說して自ら獨立を打ち消し、民國に歸付せしめんとし、一面蒙古に兵を進むる計畫をなせり。此の時露國亦武力を以て干涉するの勢あり。蒙人の頑迷なる遂に悟らすして、我を拒んて以て、益々露

國に親しむに至り、元年十月の間竟に露國と協約四條を締結したり。其文に曰く、

露蒙協約

第一條　露國政府は蒙古を扶助し、現に已に成立の自治秩序及蒙古か國民軍を編練するを保守し、中國兵隊の蒙境に入ること、及華人の蒙古に移植するの各權利を認めす。

第二條　蒙古王及蒙古政府は、露國人民及露國に許すに、蒙古にありて別約規定の各權利及特權を享有することを認む。其他の外國は蒙古に在りて露國人か享有するより以上の權利を享有する事を得す。

第三條　若し蒙古政府か、中國或は他の外國と訂約する必要あるときは、如何なる性質に拘はらす、其所交約專條內各條件に違背し、或は變更することを得す。

第四條　此の協約は調印の日より實施す。

支那の主張

蒙古は我屬土なり。然るに露國擅に之と訂約す。公法何くにある。交誼何くに在る。我國直ちに外交上の交涉を爲し露國公使に向つて堅くこの協約を承認せさる事を聲明せり。此時本總長は二度目の外務總長と成りし際にて、政府會議の結果兵を用ひす、露國と和平協商をなすに決せり。

政府此會議に對して三事を主張し、先つ露蒙協約を取消さん事を要求するを以て第一步とし

次に我より條款に就いて是を裁抑して以て中露協商をなすを第二歩とし、次は露人提議の條款に就いて是を裁抑して以て中露協商と爲すを第三歩と爲す。十七條の商務專條に至りては則ち其條約と相背せさる者を摘取して我より是を許し以て之を收めんとす。本總長此歩趨に依り著々交渉せしも、而も露國は强硬にして第一歩第二歩とも我か主張に應せす、止むを得す其求めにより條款を提出することを許せしに、其第一次提出せし四款左の如し。

露國の提出せる條約

將來蒙古の上國たる中國と露國と、蒙古問題に對し誤解を解除する爲、並に蒙古の自治基礎を確實にする爲、茲に條件を提出すること下の如し。

（一）中國は蒙古歷史及種族上の行政制度を毫も變更せさることを保障し、蒙古人民かその領土内にありて自ら防禦及保護治安の特權を有し、軍備及警察の組織を爲し得ることを承認し、外人か蒙境内に在りて植民の行爲あるを許さす。

中國人民又外人の中に在り。

（二）露國は蒙古領土の完全を保證尊重し、領事館護衞兵を除くの外、先つ中國政府と交渉後に非れは、軍隊を派遣することを爲さす。

（三）中國か蒙古の舊狀を恢復せんと欲せは、露國の仲裁を允許する事を宣告し、以て中蒙交

際及領土範圍事宜を規定するに便にし、並に蒙古自治發生の權利に便す。

（四）露國人民及商務の蒙古に在りて享受する權利は、當に本約の附件內に列すへし。

以上條件內に注意すへきは漠然蒙古と言ふて全蒙を包含す。軍隊を派遣するは隱に自由行動の意あり。植民の一節我に禁して彼に弛ふ。我の用兵を禁して而して蒙古の獨立を取消す事を保障せさるの四點なり。是を辛亥十一月の五款に比すれは寧ろ不利たるを免かれす。因て辛亥十一月五款の議を回復せんとせしも、露國は當時の光景既に過き、情況遷りたるを以て、之を承認せす。交涉以來既に七閱月を經談判二十餘回に亙り、露國政府稿を易へること四次回に至りても反駁して而して提議の稿を替ふること亦五六回の多きに至れり。最後の條件は已に兩方より商議の上略承認を與へたり。茲に全案を擧けて參考に備ふ可し。

蒙古條約

中露兩國は蒙古現狀に對し能く發生する所の誤解を免除する起見の爲めに、條約を協定する事下の如し。

（一）露國は蒙古か中國領土の完全なる一部分たる事を承認す。茲に蒙古人其境內に在りて防禦及治安を維持するの責あるに因り、軍備及警察を組織することを許し、並にその蒙古籍に非る人の其の境內に在りて植民するを拒絕するの權を許す。

（三）露國の方面に在りては領事館衞隊を除くの外兵を派して外蒙古に至らさることを保證す竝に外蒙の土地に於て植民を爲さゝる事を保證す。又條約に許す所の領事官を除くの外、彼地にありて露國を代表する他の官員を設置せす。

（四）中國は平和解決法を以て、其權を外蒙古に施用せんこと願ひ竝に露國より仲裁するを聽き上記各條の本旨に照して中國か外蒙古に對峙する辦法の大綱を定立することを宣明す。竝に該所中央長官をして、自ら中國所屬部内に在る所の地方官吏の性質を有するを認めしむ。

（五）中國政府の仲裁を重視するに因り、外蒙古地方に在りて左記の商務利益を露人に與ふ。

（加入十七條々文）

（六）以後露國外蒙古官吏と該制度を變更するに關する國際條件を協定する時は、必す須く中露兩國直接商議を經へし。竝に中國政府の許可を經て方に有效たるを得。

參考第一　露國は我中蒙領土及政權の關係を承認竝に尊重す。蓋し滿清時代の舊狀を回復する故以にして、我國に於て決して損する所無し。

同　第二　卽ち辛亥十一月要求五款内第二節各項にして、中露經濟の約たり。關係至重、但し次の第三に於て補ふ所あり。

同　第三　以て前を補救し尙大なる流弊あるを致さゞるに似たり。

同　第四　中國兵を庫倫に用ひずして、露國の仲裁に聽くを允したるは、是れ地勢兵力の然らしむるなり。我に在りては恐らく武力を以て庫倫の獨立を取り消す能はず、則ち暫時他力を利用す。

同　第五　商務は露人全力を以て注意し、決して相讓らざる勢あり。北蒙地遼遠我國現時財力の能く經營する所にあらず。姑く露國の請を允して後日別に回復を計らん。

同　第六　此項蒙訂約の事を默認するに似たりと雖、但し事實旣に斯の如く、正に掩飾せざる所、且つ第六條の有るは、他日再ひ自由行動あるを防止する所以なり。

以上六條辛亥十一月の條件に比すれは、差異なしとせず。然も此上交涉の餘地少なし。應に議定すへきや否や卽ち公決を待つ。

附件十七條　略

露曆一九一二年十月二十日卽ち公擧したる蒙古王治理の第二年季秋の月二十四日庫倫に於て成立す。

議會修正案を提出

以上は政府提案の全文である。茲に於て國會審査委員は五月三十日政府提出の中露外蒙古問

題に關し、議長の指定したる委員二十一人にて五月三十日、三十一日、六月二日、三日に於て審査會を開き、外交總長の出席を請ふて説明を求め、修正案を決議した。

議場の紛擾

此審査委員の報告か、議場に顯れて以來、進歩黨は此委員會の修正案を以て通過せしめんとし國民黨は全然政府報告原案にも委員會修正案にも反對にて、兎に角該修正案に對し、極力攻擊を加へたか、進歩黨議員汪榮寶から政府の提出案も、審査會の報告も其儘とし、別に一の建議案を提出し、其建議案の主旨に基き、今一應政府に對して、交渉せしめんと、動議を提出し、議長は此の動議に就き表決したるに、贊成者多數なりと宣告した。國民黨は異議を唱へ、更に反證と表決を求めたるに議長は散會を宣告した。爾後問題は黨派の軋轢に移り、何等の決議を遂くることかなかつたから、露國は遂に自由行動を採る可き旨を通告するに至つた。玆に於て北京政府は大に恐怖して民國承認問題と前後して該交渉復活し、遂に意見の合致を見るに至つた。

蒙古に關する支露條約內容

其の條項は次の如くてある。

露國政府は外蒙古に關し支那に交渉する原則を定めたるに就き、中華民國は全然之に同情を表し、爰に兩國は左の條項を議定せり。

第一條　露國は外蒙古の支那主權の下にあるを承認す。
第二條　支那は外蒙古の自治を承認す。
第三條　支那は外蒙古人民か內治を慮り、通商殖產に關する問題を解決するの權利を承認すると共に是等の事項に干涉せす、外蒙に軍隊を派遣し、又は文武諸官を置かさるへく、尙自國の移住をも許さゝる可し。但支那政府の任命せる大官は庫倫に駐在して幕僚護衞兵を有するを得。加之支那政府は自國民の利益を保護する目的にて必要に應し本協約第五條に準し、外蒙古の或場所に事務官を置くことを得へし。露國も亦領事館護衞兵の外、蒙古に軍隊を駐屯せしめさるを約し、其他該國の政治に干涉し、又は移住民を送らさる可し。
第四條　支那は外蒙との關係を定むるに當り、前記原則竝一九一一年十月二十一日締結の露蒙條約に準據して露國の斡旋に應す可し。
第五條　外蒙古に於ける形勢の推移に依りて、今後露支兩國の利權に關する問題の起る場合には、兩國は更らに協約を爲すことある可し。
尙兩國全權は下記の通牒文を交換した。
第一條　外蒙古か支那の領土たるを承認す。

第二條　蒙古の領土、政治に關する問題に就き、露支兩國は外蒙古官憲と共に會商するを約す。

第三條　本宣言書第五條に掲くる交渉を爲すの必要起れる場合には、三國の代表者相集りて會商すへく、尙會商の場所は代表者之を選定す。

第四條　自治權を有する外蒙古は庫倫の支那辦事大臣、烏里雅蘇臺左副將軍、科布多竝に伊犂駐在の支那辦事大臣の統治する諸州より成る。但し正確なる蒙古地圖存せす、又行政區劃の境界も曖昧なれは、外蒙古科布多區、阿爾泰區の境界線は、第五條の規定に基き、今後の交渉に依り確定すへきものとす。

右の協約に依つて外蒙古は依然支那領土の一部として認められたか、その實權は殆んと全く露國の手に歸するに到つた。斯くて一先つ露支間の紛爭は落着を告けたか、科布多、阿爾泰の境界竝に烏梁海の所屬問題は未決の儘に經過して解決を見るに到らなかつた。蓋し露國は蒙古の西北偶にある烏梁海を以て當然露國に屬すへきものなりと主張し之を併合せんと欲するの意かあつたのである。

露蒙接近　露支協約の調印と相前後して、同年十二月庫倫政府は首相三音諾顏汗を全權として露都に遣は

し五百萬留の借款、兵器の供給及陸軍教官の增遣等に就て要求せしめたか、露國政府は借款に對して三百萬留丈を承認し兵器の供給其の他は暫く未決のまゝ置かれた。されと露蒙協約後露國の外蒙古に於ける經營は長足の進歩を示し、一時庫倫在住の露國人は一萬を越へ多謝圖汗及烏梁海地方の移民は三萬餘戸を算するに到つた。

一九一四年九月九日露支協約に基ける露支蒙三國會議は哈克圖に於て開催せられたか、支那委員は、第一活佛の獨立して帝號を稱するは支那の宗主權及領土權の統一上支障あるを以て公式に獨立及帝號を取消し純然たる自治の狀態を確立すへき事、第二支那曆を用ふ可きことを提議したか蒙古委員は頑として之に應せす、直に會議主題たる自治區域に就て協議すへきことを主張したるに、露國委員之に聲援しその結果漸く之に關する討議に入つた。然るに未たその交渉の落着せさる中に、九月三十日突然露蒙間に鐵路及電信協約成立した。その內容は蒙古は自國內に鐵路布設の自由を保留するも之を實施するに當つては總て露國と協議するを要し、又第三國に許可せんとせは必す露國か同意を得さる可からすと云ふにあつた。又電信布設權も右と同樣競爭線を自ら架設し又架設權を何人にも許與するを得さるは勿論、蒙古政府自身と雖何れの方面を問はす電信架設を希望する場合には、必す先つ其の特權を露國遞信省に許與するを要すと約

定した。斯くてイルクーツクより露蒙國境蒙達に至る現在の電信線を烏里雅蘇臺迄延長するの議を決し、露國政府は豫算十萬留を可決して直に工事に著手した。

又是と前後して三百萬留の無利息借款も愈々露蒙間に成立し、又蒙古内地に露蒙銀行設立の條約締結された。本店を庫倫におき、他日蒙古の重要市に支店を設けその資本金を一百萬留とし露國政府より七割五分、民間より二割五分を支出し。普通の銀行業務の外に貨幣鑄造發行權及その他の種々なる特權を有したのである。

歐洲戰後に於ける露蒙關係

然るに歐洲戰爭に於て露國は連戰連敗し、次てレニンの共產政府なるや全く外蒙より手を引くに到り、蒙古政府は再ひ支那政府に賴るに到り、支那政府は之か懷柔を怠らなかつたか外蒙古都護使庫倫駐紮大員陳毅專ら此の事に當り漸く成功に近いた。然るに一九一九年徐樹錚の西北籌邊使として庫倫に赴くや、遂に外蒙古をしてその自治を取り消さしむるに到つた。卽ち同年十一月十七日庫倫自治政府より徐の手を經て北京に照會して曰く、

外蒙は自治以來民窮し財盡き險象環生して憂懼に勝へす。吾等は外蒙古全境か中華民國の領土たるを想ひ、久しく自治全權を擧けて中央に歸還せんことを思へるか、玆に貴使の遠く來るに遇ひ、迭は官府及喇嘛、王公等の會議數次を經たるか、衆意僉な同しく已に博多哲布尊巴呼

圖克圖汗に核准を奉呈し、大總統に政權を收回し時に及んて治理し、外蒙全境をして日に興盛に臻らしめんことを具呈し、別に員を派して晋京せしめ、善後條例を商訂するを除くの外茲に專文して附送す。

かくして外蒙古はその自治を取り消し再び完全なる支那領土となつたのである。

第七章　歐洲戰後に於ける東支鐵道問題

東支鐵道の紛亂

歐洲大戰後露國の東洋に於ける勢威漸く衰へ、次て露國國內に革命起るに及ひ、北滿に於ける露國の政治的軍事的勢力全く地に墮ち、東支鐵道の秩序も甚た亂ゝるに至つた。支那はこの機に乘して之か回收運動を試みるに到つたのてある。一九一八年ハルビン(Harbin)に暴動の起りし際約三千の軍兵を派出したか、現在に於ては三混成旅團を鐵道守備の爲駐在せしめて居る。經濟上に於ても支那政府は旣に百萬元を貸付けて東支鐵道に對して甚た有勢の地步を占めて居るのてある。更に一九二〇年二月北京政府は吉林督軍鮑貴卿をして東支鐵道長官ホルワットと會見せしめ下の如き條項に付て協議せしめた。

(一)東支鐵道沿線の警察權を回收して支那巡警に於て警備に任すること。(二)鐵道守備の露軍を解散すること。(三)重役の員數を變更して從來支那人の重役一名なりしを四名に增員すること。(四)全線の行政權を支那に引き渡すこと。

右の中二及四の條項は露國に取りては東支鐵道所有權に關する大問題てあるから、容易に承諾を與へす、回答の期限經過したるに拘はらすホルワットは病と稱して交涉を廻避した。

此に於て二月二十五日鮑貴卿は重役會議を開催して其の實行を強要し、新重役として敏腕家の顏幸清、董士恩、王景春、何守仁等を擧けて鮑貴卿、張作霖等は之に應援して甚た強硬なる態度を示した。

鐵道從事員の同盟罷工

ホルワット逡巡して何等の手段をも講し得ない時に際し、端なくも東支鐵道從事員の大同盟罷業勃發して、之か爲に回收の時機を著しく早やめたのてある。同盟罷業は從來も屢々行はれたのてあるか、多く給料の不渡より生したものあつて給料の支拂をすれは事なく治まつたのてあつた。然るに此の時の罷業は西比利亞に於ける過激派軍の成功から、鐵道從業員の間まて其の思想か影響して行はれたものてあつて、三月十一日の露國革命三周年紀念日を期して東支鐵道從業員は其の祝賀會を開き、續いて革命示威運動を行はんとしたか支那官憲の干渉を受けて目的を果さなかつた。此の機に乘して浦鹽臨時政府の東支鐵道沿線全權代表者たるプンプヤンスキーは暗中飛躍を試み帝政の遺物たるホルワットを排斥せんと企て、翌十二日に到つて東支鐵道附屬地同業者、政府竝に公共機關、聯合大會代表者のゴルチヤコフスキーはホルワットに對して(一)浦鹽臨時政府を承認すること。(二)東淸沿線に於ける露國政權の全部を二十四時間内に浦鹽臨時政府に讓り渡すへきことの最後通牒を送り、若しも十三日の午前十一時迄に承諾の旨回答せ

さる場合には同盟罷業を行はんと威嚇したのてあつた。併しなからホルワットは浦鹽臨時政府なるものを認めす、全露政府の任命を受けたる東支鐵道沿線地總司令官にして鐵道會社の理事たるものか、浦鹽臨時政府の干渉を受け、剩つさへ鐵道を讓渡す如き事には絕對反對てあるとなし何等回答を與へなかつた。是に於て鐵道從業員を中心とする大同盟罷業は初まり學校、病院、電信局等を除く外は何れも仕事を休止することになつた。支那は此の機に乘して武力を用ひて十箇の勞働團體を解散し、罷業の本部たる東支鐵道從業員俱樂部を襲ひ、暴動を鎭壓してホルワットより東支鐵道を掩取り、猶ほ支那人從業員を雇入れて運轉に從事させんとする態度を採つたから、罷業者も遂に十七日より復業するに到つたのてある。是か對策として罷業の初まりし翌月十四日夜、奉天に於て東三省督軍會議か開かれ、吉林督軍鮑貴卿の代表顏世淸か三省より選拔せる軍隊を率ゐて鐵道沿線の守備にあたることゝなつた。かくて鮑貴卿は軍事會議を開きその結果軍隊四千をハルビンに派遣し、同時にホルワットに對して東支鐵道附屬地に對する行政權の引渡を要求し同時に次の如き公文を公にした。

附屬地行政權の回收

「東支鐵道沿線地帶は支那の領土なるを以て、此の地方の安寧秩序を紊さゝる樣再三訓告したり。然るにホルワットか軍隊及警察を用ひて自己の政策に利用するか爲に露國勞働者の怒を買

ひて同盟罷業を生するに到れり。余は支那の主權を確保し鐵道を維持する爲、ホルワットに對して速に政權を解くへく勸告したり。將來露人は政黨たると個人たるとに拘はらす政治的の目的を以て鐵道の事業に干渉するを得す」

是は獨り鮑貴卿一人の思想にあらすして、支那側の態度として見る可きものであつて、其の後ホルワットの身邊は多數の支那軍人に依つて警戒せられ、殆んと監禁同様の壓迫を受けて督促せられたので、遂に十八日に到つて支那側の要求全部に承認を與へた。斯くして東支鐵道は支那の手に回收する所となりホルワットは青島に亡命した。

東支鐵道の回收は支那測の大なる成功と謂ふへく、最初過激派も舊政府に代つたと云ふ理由よりして極力之を承繼せんとし、ホルワットも絶對に之か維持に力めたので、支那は之の衝突を巧妙に操つて結局之を占取したのである。一説に依れは、支那政府は過激派及ホルワットの雙方に人を派して、種々の言質を與へ、支那を信頼せしめて同盟罷業を煽動したと云ふ事てある。然るに罷業の勃發するや、忽ち之か抑壓に力めて過激派の期待に背き、此の機に乘してホルワットより東支鐵道の管理權を剝奪して之を追放したのである。元來ホルワットは支那の軍隊の後援を得て過激派に對抗するより外に手段を有しない狀態にあつたから、支那の壓迫に對し

では最早如何ともする事か出來なかつた。東支鐵道回收後支那は漁夫の利を得て、過激派軍の討伐に盡し、遂に完全に之を占領したるは外交政策としては巧妙を極めたものと謂はねはならぬ。

斯くして支那は東支鐵道回收の實を擧けて長年の目的を達し、更に益々之を確實に保持する爲多くの軍隊を東支鐵道沿線に集中し、其の數約七箇旅團に及んた。然も爾後鐵道督辦兼護路總司令官として鮑貴卿か該地に赴くに及ひて彼も亦甚た困難なる地に陷つた。蓋し東支鐵道を守備すへく軍隊のみを以て足れりとなすのは事餘りに早計てある。果して張作霖能くこれか任に當るを得たとするも、兎角過誤多き支那軍隊てあるから寬城子事件の如き覆轍を致さすとも限らない。又一方經濟的方面より見るも東支鐵道の收支償はさるのみならす、派遣軍隊の食糧を如何にして供給するかは困難なる問題てある。

露支間の了解

然るに東支鐵道に關して露支間に次の如き了解か成つたと謂はれて居る。（一）露亞銀行は從來の通り東支鐵道の財政機關たる關係を繼續し、支那は鐵道の運輸に均等に參與し東支鐵道の監督權を有す、（二）露亞銀行は政治的意義を有せさる露國の有限責任會社なり、（三）露支兩國人は運輸その他の要職に均等に參與す、（四）董事は理事各五名とし董事長は支那人とし其の投票を以て多數決とす、（五）一八九六年の契約第十二條に依り支那か要求せる五百萬兩を拂ふと共に右支拂

金額は露亞銀行組織改造の際三百八十萬兩となりをれるか、利子勘定に付いて露國側は一九〇三年よりの利子を取ることを主張す、(六)佛國側は在支露亞銀行支店は佛國國旗を立つることを主張す等であつた。斯くて東支鐵道の實權は全く支那に歸したか、支那は財政其の他の關係上將來之を保持することを得るや否や大なる疑問である。

第二篇　日本との關係

第一章　朝鮮問題

近世に至つて滿蒙か我か國と國際上の關係を生するに至つたのは實に日清戰爭に初まるのである。

日本の對滿關係の發生

然して日清の役は實に韓國の問題に起り、其の結果遂に我軍滿洲に入り講和の結果、遼東半島は我か國の領土たることゝなつたか、露佛獨三國の干涉に依つて再び之を淸國に還附した。然るに露國か關東州を租借して東洋に於ける軍事上政治上の根據地とせるのみならす、滿洲を併呑し、朝鮮をすら窺ふに至り、遂に日露の開戰となりポーツマウス講和條約の結果、我か國は南滿に於ける露國の權利を繼承し、こゝに滿蒙は我國と密接なる關係の下に立つたのてある。爾後淸國との間に日淸善後條約、南滿洲及東部內蒙古に關する條約等あり。諸國との間には日露協商、日佛協商の締決、日英同盟の再締、石井ランシング協定等あつて、我か國の東亞に於ける地位は鞏固となり、滿蒙に於ける勢力は確立し、以て今日に及んて居る。

滿蒙政策に新機運

斯くの如く我か國は多大の犧牲を拂つて滿蒙に於ける地位を確立したか、今や時勢は過去の

如く、單なる利權爭奪を以て終始するを許さす、新なる基礎の上に、滿蒙に於ける國際關係を確立す可き時期に達したのてある。

前述の如く滿蒙に對する我か國の關係は、朝鮮問題に其の端を發するものなれは、日清役前に於ける朝鮮問題に就き略述すへし。

征韓論

明治中興の後日本政府は初めて使者を派して、舊來の好を修めんとしたか、朝鮮は文書中皇帝及ひ皇勅の文字あるを見て前例に違ふとして之を却けて受けす、その後政府再三使を遣はしたか結局要領を得すして止むた。後又花房義質を釜山に遣し通商の事を議せしめたか又要領を得す、西郷隆盛、江藤新平等征韓論を唱へたか成らなかつた。

日韓修好條約の締結

明治八年八月日本の軍艦雲揚號清國牛莊の航路を測量中、淡水缺乏の爲、錨を漢江口に投し端艇を以て江を溯りしに、永宗島の砲臺突然砲擊した。雲揚號直に之に應戰して永宗城を陷れて之を政府に報するや征韓論又起つた。

こゝに於て政府は黑田淸隆を派して砲擊の事を詰り、且つ修好條約の事に及はしめ、遂に翌年二月二十六日を以て和親條約を締決した。之れ日韓修好條規てある。該條約は凡て十二條より成り、其の主要なる條項は朝鮮の獨立を公認し、日本と平等の權を有する事を定めたのてあ

る。次て朝鮮は日本の要求を容れ、新に元山、仁川の二港を開いて互市場と爲し、郵便制度を釜山に實施した。

壬午の變

明治十五年七月二十三日、朝鮮の鎮兵日本公使館を燒き、公使花房義質仁川より船に乘して長崎に歸つた。この變報の東京に達するや、我政府は外務卿井上馨を馬關に出張せしめ、訓令を花房公使に授けて再ひ朝鮮に向はしめた。この時清國政府は俄に活動を開始し、吳長慶、袁世凱等に三營の兵を授けて軍艦を發して朝鮮に向はしめ、大院君を捉らへて保定府に幽し、京城全く靜穩に歸した。

修好條約續約の締結

斯くて同年八月二十三日花房公使との間に修交條規續約を締結することを得た。その主要なるものは、(一)暴徒を逮捕して、その首謀者を誅す。(二)五萬金を償ひ、暴徒の爲に殺害せられしもの丶遺族を賑救す。(三)五十萬金を出し、我か政府の耗損を賠償す。(四)我か兵員を屯駐して公使館を保護す。(五)特使をして、國王の手書を齎らし、罪を我か政府に謝する事等てあつた。

壬午の變に於ける清國の運動はまことに機敏と稱すへく、向後同國の勢力をして益々半島に發展せしめた。

甲申の變

明治十七年甲申の亂あり、韓廷に於ける日清兩國の勢力衝突し、日本公使館は再ひ燒かれ竹

添公使は兵を率ゐて京城を去つた。

日本政府は井上馨を遣して韓國全權と會見し、損害賠償を要求せしめてその決を結んだ。されど共韓國問題は實に日清兩國の同半島に於ける勢力の競爭に基くものであつて、その將來に及す影響は頗る重大なるものがあるから、日本國政府は伊藤博文を特派全權大使として清國に派し、朝鮮問題の根本的解決をはからしめた。

天津條約の締結

斯くて李鴻章と天津に會し四月十五日遂に條約三款を約した。卽ち日清兩國京城より兵を撤すること、撤兵の後朝鮮兵の訓練は外國敎官に託すことを朝鮮國王に勸告すること及び日清兩國或は其の一方か派兵を要することあらは互に文書を以て知照すること等てあつて之を天津條約と言ふ。

天津條約の後我か日本の對韓政策は萎微振はす、清國の勢力大に張つた。而も清國の後援を得たる朝鮮政府は俄かに强傲の態度に變じ、しきりに日本を侮慢するの擧に出てた。

第二章　日清戰爭

東學黨の亂

光緒十五年（一八九四年）五月東學黨なる亂民全羅道古阜縣に起り、次て慶尙忠清兩道に蜂起し倭奴洋夷を攘ふを名とし、官衙を毀ち、倉庫を發しその勢益猖獗を極めた。

朝鮮政府は屢々官兵を發して、之を討伐したか、却つて敗走し、遂に清國に援を乞うた。

北洋大臣李鴻章、日本政府か當時議會と軋轢せるを見て好機逸すへからすとし、直隷提督葉志超に六營の兵を授け、海路より上陸して六月八日牙山に營せしめた。

清國の出兵と日本の通牒

清廷は六月七日を以て出兵の擧を報したから、日本は即日清國の通牒に對して日本は未た曾て朝鮮を以て清國の屬邦と認めさるか故に、特に明言する旨を通告した。而して政府は駐韓公使大鳥圭介適ま東京に在りしを以て、同公使をして急速に京城に赴かしめ、又出兵の議を決した。

日本公使大兵を率ひて清兵に先んして京城に入り、日本の出兵を通告するや清國政府は大に驚き、兩國同時に撤兵せん事を求めた。日本は之に對し内政改革の爲日清兩國の常設委員を設けて秕政を改革せしめ、且つ必要なる警備兵を置きて永遠の安寧を保維すへしとの提議をなした。

日本の提議

清國政府は日本の提議を肯せす、又これより先、大島公使は朝鮮政府に向つて同國の改革方

案を提出したか、朝鮮政府は袁世凱の壓迫に據つて之に應しなかつた。大鳥公使は朝鮮政府より要求拒絶の通告を受けた翌日、再ひ同國に關する改革意見案を提出し且つ清國兵士の撤去を要求し、回答の期を三日に限つた。

此際袁世凱は既に開戰の外なきを察して、突然本國に歸り、韓廷疑懼彌々甚しく、二十二日夜半回答を送つたか、清國兵の入韓は元韓國の乞へるものなれは、之か撤退を要求し難しと稱して回答要領を得す、大鳥公使は遂に軍兵を率ひて王宮に入つた。韓廷大に狼狽して閔族及事大黨皆遁逃した。玆に於て國王は日本に依るの意を示し、大院君をして國政を執らしめた。此より開國黨勢力を得、大院君は悉く日本從來の要求を納れ、國王は同月二十四日清韓條約を廢棄するを宣言し、且つ牙山駐屯の清國軍斥攘のことを日本に依頼するに至つた。

清韓條約の破棄

清國政府は此より先き我政府に對して、兩國交渉中に際し萬一の不虞を防遏する爲、兩國軍艦は相互の開港に入らしめさる可きを要求した。日本政府は之を拒否して、日清貿易章程により、必要の時は清國の開港に出入すへし、未た開戰するに至らさる故なりと答へた。其後兩國復た交渉する所なく、平和は將に破れんとして危機益々迫つたか、七月二十五日豐島沖の海戰は事實戰端を開いたもので八月一日、日本は宣戰の詔勅を發布し、次て清國も亦宣戰の上諭を發

豐島の戰

した。

清軍の敗退

開戰後清軍は海陸共に連りに破れしかは、李鴻章は戰を繼續するの不利なるを悟つて、歐洲諸國に慫慂して仲裁調停を請ふたか皆成らす、天津海關稅務司たる獨逸人デットリング（Dering）を日本に派遣して日本政府の意向を needs はんとしたか、我か國の拒絕する所となり、遂に清國政府は尙書銜總理衙門大臣戶部左侍郞張蔭桓等を全權委員に任命し、講和の議を進めん事を提議した。

李鴻章講和大使として來る

然れ共我か政府は彼等の提出したる約書か單に一種の信任狀にして全權委任狀にあらさるの故を以て談判を拒絕した。玆に於て清國は改めて李鴻章を全權委員に任命して下の關に於て我か全權委員伊藤博文と講和を議せしめた。

談判の初に於て清國委員は休戰條約を締結せむ事を提議し來つたか、其の條件に軒輕多かつた故協定ならなかつた。然るに凶漢あつて李全權を狙擊し是を負傷せしめし故、日本全權は同凶變に關し、內外の形勢を察し、清國全權か請求せる所の休戰の議を許可するに決し、同月二十七日兩軍の現狀維持を基礎とせる所の休戰條約を締結するに至つた。

日本の要求條件

次て兩國全權は講和談判に遷りしか、最初日本より提出した要求條件は、第一、清國は朝鮮

國の完全なる獨立國たる事を確認し、從て清國に對する貢獻典禮は將來永く廢すへき事。第二清國は盛京省南部の地、臺灣島及ひ澎湖島を、日本に割讓すへき事。第三、軍費賠償金として庫平銀三億兩を五回に分ち、日本に支拂ふ可き事。第四、日清兩國間に清國と歐洲各邦との間に存する現行條約を基礎とし、通商條約を改訂すること。第五、當時の開港場の外に北京、沙市、長沙、重慶、梧州、蘇州、杭州の諸都市を開放し、領事館を置くの權利を認むること、及ひ捕虜交換に關する規約等であつた。

清國の對案

清國全權も亦是に對する提案を提出したか、第一條、日清兩國互に朝鮮の獨立王國なるを承認し、且つ互に其中立國たる事を擔保し、朝鮮獨立に妨害ある內政の干涉貢獻等を將來禁止すへき事。第二條、奉天省南部の四州縣と澎湖列島を割讓する事。第三條、軍費賠償金として庫平銀一億兩を支拂ふ可きこと。第四條、通商條約の改訂を承諾すること。第五條、占領軍隊の撤去及捕虜交換等、から成つて居る。斯くて兩國の談判頗る難かつたか、結局清國側の讓步となり同月十七日兩國全權は、講和條約に調印するに至つた。

講和條約

日清講和條約中朝鮮及滿洲に關する條項は次の如くてある。

第一條　清國は朝鮮國の完全無缺なる獨立自主の國たる事を確認す。因つて右獨立自立を損害すへき朝鮮より清國に對する貢獻典禮は將來永く之を廢止す可し。

第二條　清國は左記の主權竝に該地方にある城壘、兵器製造所及官有物を永遠日本國に割與す。

一、左の經界内にある奉天省南部の地。

鴨緑江口より該江を遡り安平河口に至り、該河口より鳳凰城、海城營口に至る折線以南の地、併せて前記の各城市を包含す。而して遼河を以て界とする處は、該河の中央を以て經界とすることゝ知る可し。

遼東灣東岸及黄海北岸にあつて奉天省に屬する諸島嶼。

二、臺灣全島及其附屬島嶼。

三、膨湖列島、即英國グリーンウキッチ東經百十九度乃至百二十度北緯二十三度乃至二十四度の間に在る諸島嶼。

三國干涉

然るに前述の如く露獨佛の三國は相提携して日本に對して干渉を試み、遂に我か國をして奉天省南部の地を放棄せしめ、日本の滿洲に對する關係は表面上斷絶したるも、國民の腦裡深く遼東半島の名を印し、十年の臥薪嘗膽を經て、日露の衝突となり、ポーツマウス條約に依り日本の權力再ひ滿洲に延ふるに至つたのである。

第三章　北　京　談　判

清國の講和全議參加の提議

日露戰後兩國全權か將にポーツマウスに講和談判を開始せんとするや、清國政府は突如として自國の代表者を該會議に參加せしめん事を提議した。日本政府は清國の力を藉らすして、日本單獨の力を以て、滿洲を露國より支那に還付せしむるの力を有すと唱へて、清國の要求を拒絕した。

されと清國官憲は滿洲は未た曾て外國に讓與したることなきを以て日本の還附を受くるの理なし、清國の領土は清國自ら之を處分すへしと稱し、日露兩國に對し滿洲に關する日露の商議と決議とは、清國政府は之を承諾することを得さる旨を通告し、各國に對して聲明する所かあつた。清國のこの提議は駐清露國公使等の暗に清廷を煽動したる爲なりと推せられ、列國は清廷の態度の突飛に驚いたか、清國政府は軍機大臣を更迭し、陳謝して事なきを得た。

如上の如く日本は一旦清國の提議を拒絕したか、日露講和條約の第三より第六條に至る各條は孰れも清國の領土權に關係を有し、殊に第五條の遼東半島の租借の件及ひ第六條の東支鐵道及撫順炭坑讓與に就いては、條文中に清國の承諾を求むへきことを約せるを以て、小村外務大

臣はポーツマウスより歸朝後、全權大使として北京に赴き光緒三十一年(一九〇五年)十二月七日より二十二日に至るまて、清國全權袁世凱、瞿鴻機と最も祕密の裡に協議を遂け、日本の提案に基き對案提出の方法に依り、前後二十餘回に亙れる商議を重ね、一九〇五年十二月二十二日を以て北京條約を締結した。

北京條約の締結

北京條約の內容

北京條約に依つて淸國政府は露國か日露講和條約第五條及第六條に依つて日本に對して爲したる一切の讓渡を承諾すると共に、日本政府は淸露兩國間に締結せられたる租借地竝に鐵道敷設に關する原條約に照して努めて遵行すること、及ひ將來何等かの案件生したる時は、隨時淸國政府と協議の上定むへきことを約した。

又同條約附屬協定に於て、種々協定する所かあつた。

其の主要なるものは、淸國政府は外人の居住貿易の爲、自ら進みて、鳳凰城、遼陽、新民屯鐵嶺、通江子、法庫門、吉林、長春、哈爾賓、寧古塔、琿春、三姓、齊々哈爾、海拉爾、愛琿、滿洲里の諸都市を開放すへきことを約し、又淸國政府は、安東縣奉天間に敷設せる軍用列車を日本國政府に於て、各國商工業の貨物運搬用に改め、引續き經營することを承諾し、尙經營期間は改良工事完成の日より起算し、十五箇年を以て期限と爲し、卽ち光緒四十九年に至る迄と

した。右期限に至らは雙方に於て他國の評價人一人を選み、該鐵道の各物件を評價せしめて、清國に賣渡すことゝし、その賣渡前にあつて清國政府の軍隊竝糧食を輸送する場合には東清鐵道條約に準據して取扱ふ可く、又該鐵道改良の方法に至つては、日本の經營擔當者に於て清國より特派する委員と切實に商議すへき事とした。其の他撤兵問題、鐵道守備に關する問題、南滿洲鐵道と清國各鐵道との連絡に關する問題、鐵道に要する材料の税金及釐金に關する件、滿韓國境貿易に關して相互に最惠國の待遇を與ふるの件、奉天、安東縣、營口に日本居留地を劃定する方法に關する件、鴨綠江右岸地方に於ける森林伐採の爲、日清合同材木會社を設立するの件等を協定した。

第四章　法庫門鐵道問題

日支の接近

日露戰後一時清國は日本を推重し、多數の留學生を東京に派遣すると共に、自國內の學校、工場、兵營等に多數の日本敎官を傭聘して、日清兩國の和親は益々濃厚の度を加へ、極東に利害關係を有する諸國をして羨望せしめたのである。されともこの親善なる日清の關係は永續するに至らず、當時流行せる利權回收熱は、日本の支那に於ける發展を喜はさるものを生し、加之滿洲に於ては日清間に種々の複雜なる、係爭問題を惹起し、南清地方に於ても、亦彼の辰丸事件、プラタス島問題等の如き紛議を生し、此に續いて、廣東地方には激烈なる日貨排斥運動開始せられ、親善なりし日支關係も漸次險惡に赴いたのである。

諸問題の發生

第二次桂內閣か明治四十年（一九〇八年）六月西園寺內閣の後繼として成立するや小村伯は再ひ外相の任を受くるに至つた。當時日清兩國の關係は、滿洲に關する諸懸案を初として、種々の懸案あり日支の間圓滑を缺く事少くなかつたのである。是に於て桂內閣は對清關係の改善を以て、外交上の主要綱領とし、諸懸案の解決に著手した。

滿洲に關する日支間の交涉問題は光緒三十三年（一九〇七年）以來懸案となれるもの六件てあ

つて、就中重要なるものは間島問題及法庫門鐵道問題であつた。

法庫門鐵道の性質

所謂法庫門鐵道とは、英國の工事請負會社たるポウリング商會(Pauling. Co)か、清國政府と取り結ひたる契約に依つて、法庫門を起點として新民屯に至る約五十哩の鐵道にして、宣統元年(一九〇九年)十一月九日契約の成立するや日本政府はこの計畫に對して反對を唱へた。

日清兩國は光緒三十一年(一九〇五年)十二月二十三日北京條約附屬條約第七條に依つて、交通及運輸の便益を増進し、南滿鐵道と清國各鐵道との接續事業を規定せむか爲、成る可く速かに別約を締結すへしと約定し、同條約の附屬祕密議定書に於て同鐵道の附近に於て若しくは之に平行して幹線を敷設せさることを約した。因つて日本は該議定書の趣旨に依り、新法線の計畫に反對したか、清國政府は日本に向ひ、南滿鐵道の附近若しくは並行となす所の地域の如何を白明に回答せむことを要求し、更に又同事件並に滿洲に關する諸懸案を仲裁々判に附せん事を主張し來つたか、日本政府は國際的紛議は外交上の手段に依つて解決不可能なる場合に限り、之を牙仲裁々判に附す可しとなし、斷然該提議を拒絶した。玆に於て日英同盟に對して反感を有する一部海志は、之に乘して、清國政府を慫慂し、日英兩國の感情を乖離せしめんと企つるもののあり之か爲に爭議は一層困難となつた

チロール の來遊

然れ共倫敦タイムス主筆チロール(Tirol)は東洋漫遊の途次在北京同社通信員モリソン(Morison)と共に日本に來り、滿洲諸問題に關する日本當局者の說明を聽き、滿洲問題の實情を明にし、從來の態度を改めて、日本の立場を辯護し、淸國政府か其の條約に背きて英國の一工事會社に竝行線布設の請負を爲さしめたるは、之に依つて日英同盟を離間するにあることを警告したるに依り、幾何もなくして英國の輿論は一變した。玆に於て法庫門鐵道布設の議止み、淸國政府は同鐵道布設の意志を放棄したのてある。

第五章　安奉線問題

安奉線の改築問題

安奉鐵道は日露戰役の當時軍隊輸送の目的を以て急速に敷設せられたるものであつて、光緒三十一年（一九〇五年）十二月二十二日調印せられたる北京條約附屬協約第六條に依り、日本は清國より、同鐵道をして、各國の貨物輸送に適せしめんか爲め、改良工事を行ふの權を得た。同鐵道は南滿と朝鮮を連ぬるものにして滿蒙開發の爲最も重要なる線路なるも、其の線路は狹軌にして急勾配なるか爲、其平均速力は一時間四哩を出てす、且つ夜間の運轉は休止せられ、晝間と雖、一列車僅か四五輛の小車より成るに過なかつた。

故に我か國は急速にこの鐵道を改築するの必要ありたるを以て、宣統元年（一九〇九年）一月より清國政府に對して交渉を開始し、線路の審査の爲委員を派遣せん事を要求し、滿洲總督徐世昌は之に應して委員を派遣し、相共に調査に從事し、遂に同年四月上旬に至り陳相屯、奉天間約二十里の間を除ける以外の調査を結了した。

清國の抗議

玆に於て日本は陳相屯以東の工事を開始せんか爲に、改築に必要なる土地の買收に著手するの承諾を得ん事を清國政府に交渉したか、同政府は守備兵撤退問題、鐵道警察權問題等を提起

し、容易に日本の要求に應せす、該鐵道の工事は、現在の線路を改良するに止む可し、軌道を擴張し、線路の變更をなすは許し難しと告け、且つ日本は該工事に著手すると同時に、鐵道守備隊を撤去し、警察權を清國に還附すへき旨を主張し、事件は彌々紛雜となつた。日本政府は種々交渉する所かあつたか、清國政府は、改良と改築とは同一にあらす、日本は條約に依り安奉線を改良するの權あるも、之を改築するの權なしと唱導して、日本の要求に應するの狀なかりしを以て、我政府は斷然自由行動を取りて工事を實行するに決し、同年八月六日、伊集院公使は清國政府に對し、最後通牒を送附して「日本は安奉鐵道の改築に關して幾度か清國政府に向つて反省を促かしたるも遂に其の誠意を認むる能はさるを遺憾とす。該線路改築工事は北京條約の精神に依り到底此上遷延を許さゝるを以て、日本政府は斷然自由行動を取り工事に著手すへし」と告けた。清國政府は日本の最後通牒に接するや、八月七日を以て伊集院公使に回答を送り、清國か必しも軌道の取擴け及技術上必要なる線路の更正に關する、日本の意向に反對するものにあらさる旨を告知した。されと伊集院公使は清國政府に向つて目下更正せむとする線路の査定は兩國政府委員立會の上既に終了せる所なるを以て、今又更めて之を商議するの必要を認めすと爲し、清國政府か兩國委員に於て既に踏査決定せる線路を承認せん事を切望する旨を

日本の最後通牒

支那の承認

提言したか、清國政府は伊集院公使に覆牒を送り、日本の要求を承認せるのみならす、改築に必要なる一切の盡力を爲すへき旨を聲言した。

斯くて日本の要求は貫徹し安奉線の改築工事成り朝鮮と滿洲とは緊切に接續することゝなつたのである。

第六章　日清間協約

日清國の係爭問題は一時兩國をして大に離反せしむる傾向かあつたか、安奉線問題法庫間鐵道問題先つ解決され、次て宣統元年（一九〇九年）九月、日清兩國は滿洲に關する協約と間島に關する協約とを締結して、茲に從前の紛爭を一掃することを得たのである。

間島協約に依つて、日本は其の領土權に關する主張を抛棄した代りに、清國より間島に於ける朝鮮人の在住及保護等に關して幾多の保證を收め、且つ間島內の四要地を、開放せしめ、吉長鐵道に接續すへき吉會合辦方法を約した。又滿洲に關する協約は清國か將來、新民屯法庫門鐵道を敷設せんとする場合に於て、日本政府と商議すへき事、營口支線を承認すること、撫順烟臺兩炭礦處分の事、滿鐵本線及安奉線附近に於ける鑛務合辦の事、及ひ奉天根線の敷設に同意する事等の各條項より成り頗る重要なる價値を有して居る。

一九〇九年九月四日締結せられたる日清間協約次の如くてある。

（一）　滿洲に關する日清協約

大日本帝國政府及大清國政府は、滿洲に於て、雙方共に關係を有する事項を明確に議定し、

將來の誤解を防き以て兩國善鄰の關係を益々鞏固にせむ事を希望し、玆に左の條款を訂立せり。

第一條　清國政府は、新民屯、法庫門間の鐵道を敷設せむとする場合には、豫め、日本國政府と商議することに同意す。

第二條　清國政府は、大石橋、營口支線を、南滿洲鐵道枝線として承認し、南滿洲鐵道期限滿了の際、一律に清國に交還すること、竝に該枝線の末端を、營口に延長することに同意す。

第三條　日清兩國政府は、撫順及煙臺兩處の炭礦に關し、和平商定すること左の如し。

甲、清國政府は日本國政府か、上記兩炭礦採掘權を有することを承認す。

乙、日本國政府は、清國の一切の主權を尊重し、竝上記兩炭礦の採炭に對し、清國政府に納税することを承認す。右の税率は、清國他處の石炭に對する最惠の税率を標準として、別に、協定す可し。

丙、清國政府は、上記兩炭礦の採炭に對し、他處の石炭に對する最惠の輸出税率を適用することを承諾す。

丁、炭礦の區域、竝一切の細則は、別に、委員を派して、協定す可し。

第四條　安奉鐵道沿線及南滿洲鐵道幹線沿線の鑛務は、撫順及煙臺を除き、明治四十年、卽光

緒三十三年、東三省督撫か、日本國總領事と議定せる大綱を按照し、日清兩國人の合辦と爲す可く其の細則は追て督撫と日本國總領事との間に、商訂す可し。

第五條　京奉鐵道を、奉天城根に延長することは、日本國政府に於て、異議なきことを聲明す、其の實行の辦法は地方に於ける兩國官憲、竝專問技師をして妥實商訂せしむ可し。

右證據として、下名は、各其の本國政府より、相當の委任を受け、日本文及漢文を以て、作成せる各二通の本協約に記名調印するものなり。

明治四十二年九月四日

宣統元年七月二十日

大日本國特命全權公使　伊集院彦吉

大清國欽命外務部尙書會辦大臣　梁敦彦

(二)　間島に關する日清協約

大日本國政府及大清國政府は、善鄰の好誼に鑑み、圖們江か、清韓兩國の國境たることを、互に確認し、竝妥協の精神を以て、一切の辦法を商定し、以て、淸韓兩國の邊民をして、永遠に、治安の慶福を享受せしめむことを欲し、玆に左の條款を訂立せり。

第一條　日清兩國政府は、圖們江を清韓兩國の國境とし、江源地方に於ては、定界碑を起點とし、右乙水を以て、兩國の境界と爲すことを聲明す。

第二條　清國政府は本協約調印後成る可く速に、左記の各地を、外國人の居住及貿易の爲に、開放す可く、日本國政府は、此等の地に領事館若は、領事館分館を配設す可し。開放の期日は、別に之を定む。

龍井村　局子街　頭道溝　百草溝

第三條　清國政府は從來の通り、圖們江北の墾地に於て。韓民の居住を承准す。其の地域の境界は別圖を以て之を示す。

第四條　圖們江北地方雜居區域內墾地居住の韓民は、清國の法權に服從し、清國地方官の管轄裁判に歸す。

清國官憲は、右韓民を清國民と同樣に、待遇す可く、納稅、其他一切行政上の處分も、清國民と同樣たる可し。

右韓民に關係する民事刑事一切の訴訟事件は、清國官憲に於て、清國の法律を按照し、公平に裁判す可く、日本國領事官、又は其の委任を受けたる官吏は、自由に法廷に立會ふ事を得。

但し人命に關する重案に就ては、須く、先つ日本國領事官に知照す可きものとす。日本國領事官に於て、若し法律を按照せすして、判斷せる廉ある事を認めたるときは、公正の裁判を期せんか爲、別に、官吏を派して覆審す可き事を、清國に請求するを得。

第五條　圖們江北雜居區域内に於ける、韓民所有の土地、家屋は、清國政府は、清國人民の財產同樣に、完全に保護す可し。又該江沿岸には、場所を選ひ、渡船を設け、雙方人民の往來は、自由たる可し。但し兵器を携帶するものは、公文又は、護照なくして、境を越ゆることを得す。雜居區内產出の米穀は、韓民の搬出を許す。尤凶年に際しては、尙禁止することを得へく、柴草は舊に依り照辦す可し。

第六條　清國政府は、將來吉長鐵道を延吉南境に延長し、韓國會寧に於て、韓國鐵道と聯絡す可く、其の一切の辦法は、吉長鐵道と一律たる可し、開辦の時期は、清國政府に於て情形を酌量し、日本國政府と、商議の上之を定む。

第七條　本協約は、調印後、直に、效力を生すへく、統監府派出所、並文武の各員は、成る可く速に、撤退を開始し、二箇月を以て完了す可し、日本國政府は、二箇月以內に、第二條所開の通商地に、領事館を開設すへし。

右證據として、下名は其の本國政府より、相當の委任を受け、日本文及、漢文を以て、作成せる、各二通の本協約に、記名調印するものなり。

明治四十二年九月四日

宣統元年七月二十日

大日本國特命全權公使　伊集院彥吉

大清國欽命外務部尙書會辦大臣　梁敦彥

本條約に依って、新法鐵道問題、安奉鐵道問題、及間島問題は、圓滿なる解決を見たのであるか、新法鐵道及安奉線問題に付ては、前文に於て、既に、略述したる故、今間島問題の經過に付その大體を述る事とする。

抑間島なる語は、明確なる地理的範圍を示すものではなく、事件の內容に從て、その地域に廣狹かある。間島協約に於て云ふ間島はその最狹義に於けるもので、東間島東部の喝呀河以東を除ける部分てある。

然るに、淸初以來、淸韓兩國の外交問題てあった間島は、豆滿江、鴨綠江に沿へる狹長なる部分の謂てあつて、康熙帝の時、兩國境を檢分して、界標を立て、且つ兩江に沿へる狹長なる

地域を、空間地帯として、兩國人の共に之に入る事を禁止した。然るに爾後この制行はれす、西間島方面は、早くより漢人こゝに入り來つて、實際上空間地の實失せたか、東間島方面は鮮人之を侵して、清韓兩國間の、多年の繫爭問題となつた。其の後、兩國は屢々、使節を出して境界に關する談判を開きしか、遂に、決定を見すして、遂に日露戰爭となり、日本か韓國を保護國とするや、清韓兩國の問題は、一轉して、日清間の問題となつたか、日本は間島に於ける領土權を清國に讓り、其の代りに間島にある韓人の地位を保證せしむることゝなり、從前の如く、韓民は間島に居住し、土地を所有する事を許されたのてある。

第七章　日支交渉と滿蒙條約

日獨戰爭より日支交渉へ

普佛戰爭以來、權力平衡の基礎の上に、維持されたる歐洲政局は、英獨間の海軍競爭を動機として、頗る險惡なる狀況を呈し、一九一四年、墺塞間の戰爭を端緒として、歐洲大戰の渦中に入り、英國も、亦聯合國側に立つて、戰に參加したる爲、歐洲戰爭は遂に世界的の大戰となり日本も亦、日英同盟の誼に依り、同年八月十五日、獨逸に對して、最後通牒を送り、獨逸か之に答へさる爲、遂に日本も亦戰爭に參加するに到つた。

かくて陸軍は膠洲灣の攻略に從事し、海軍は太平洋、南洋及支那海等の警備に從事した。然るに、初より、稍々監視的の眼を以て日本の態度に頗る注目して居た合衆國は、八月二十一日正式に、その態度を日本に通告し來り、支那領土保全に關する、日本の保證に答へ、日獨間の國交の間隙を生するに到れるを遺憾とする旨を述へて曰く、「合衆國は日本の獨逸に對する最後通牒に付、意見を發表するを見合す可し、又歐洲の戰爭の狀態如何に拘はらす、嘗て聲明せるか如く、絕對に中立を維持するは、其の外交政策なり、而して合衆國政府は、日本の意嚮に付き、左の如く、記錄するの機會を有す。

第一　日本の目的は、支那に於ける領土擴張を求むるにあらさること。

第二　殊に、日本は、膠州灣を支那に還付し、民國の領土を保全し、而して支那に於ける列強の商業的利權を保護し、及ひ、各國の機會均等主義を、目的の一とせる、日英同盟と一致せる範圍內に於て行動すること。

第三　支那國內に、重大なる動亂、若しくは極東に於て、事件の發生せる場合に於ては、日本は膠洲灣の領域以外に於て、行動するに先ち勿論米國に協議すること。

この間に於て、日本軍は、著々としてその軍事行動を繼續し、十一月七日、膠洲灣を攻略したか支那中立問題、山東鐵道問題、S九十號處分問題等に付て、日支兩國間種々外交上の難問題を生し、後山東問題として今に到るまで日支間の係爭問題となつた、原因は既にこゝにあつたのてある。青島陷落するや、我政府は歐洲戰爭の終結の期未た知る可からす、且、日露講和會議の後、日清協約を結ひたる事の、不利益なりし事を思つて、前撤を履まさらむか爲に、取あへす、山東その他に關する問題に付て、支那と、協商を遂け置くの必要ありとして、青島關稅問題の紛爭生し、又支那か交戰區域の撤廢を聲明して、日本軍の撤退を要求し來つたのを期として、日獨戰爭の善後を圖ると共に、從來の懸案を、一掃するの目的を以て、一九一五年一月十

交涉の經過

八日、次の要求を提出した。

第一　山東省に關する件

第二　南滿洲及東部內蒙古に關する件

第三　漢冶萍公司に關する件

第四　一般沿岸島嶼の不割讓に關する件

第五　懸案解決その他に關する件

支那は、外交總長孫寶琦を更迭して、支那第一の外交家と稱せらるゝ、袁の股肱陸徵祥を起たしめ、二月二日、愈々其の第一回會議を北京迎賓館階下の一室に開いた。初め支那側は逐條審議を要求し來つたが、日本は之を總括的に決せん事を主張したから、支那は日本の要求に對して承認、條件付承認、不承認の三に分ち、第五項は事主權に關するものなりとの理由の下に議事に附する事すらも拒絕して來た。之と共に、支那は出來得る限り、交涉の遷延を圖り、其間盛に新聞通信等を利用して、內容を誇大に報導し、國內の輿論を煽り立つると共に外列國の同情を惹くにつとめたから、日本は甚しく不利益の地位に立つに到つた。而も第五項の七箇條は、最初日本より列國に通知して置かなかつた事が、支那政府の知る處となり、支那政府は、之

を以て、全部懸値なりと速斷し、其の全部撤回を我に迫るに到り、交渉二十五回、三箇月餘に亙つて、未た決する所なく、遂に我國は大なる讓歩をなすに到つた。卽ち支那側の要求を參酌し、東部內蒙古に付ては、差向き絕對に必要なる事項のみに止め、沿岸不割讓の件は、支那の希望せるか如き形式に改め、其の他顧問に關する件、學校病院用地に關する件、兵器に關する件、福建省の地位に關する件等は、總て支那側委員の言明に基けるものとし、南支那に於ける鐵道に付ては、特に第三國の關係を尊重して、修正を加へ、布敎權の問題は、他日の交渉に讓り、警察に關する件、及寺院用地に關する件を撤回して、修正案を提出(四月二十六日)すると同時に膠洲灣の還付を言明した。然るに、支那政府は、五月一日、我修正案に對する再修正案を提出して、南滿洲に關しては、日本人の未開放地に於ける居住營業及土地賃借權等を認めたけれ共、土地の永租權を許與することを拒み、且つ支那の警察法規に服從し、支那人と同樣に各種課稅を納め、土地に關する爭議に付ては、日支人間は勿論、日本人相互間の訴訟と雖、總て支那官憲の審判に附すへし等の條件を提出し、東部內蒙古に付ては同地方の範圍を限局し、我要求の眼目たる日支合辨の農業及附帶事業の經營をなすことを拒み、且不遜にも膠州灣の無條件還付及日獨講和會議に於ける支那政府參加の承認を要求し來つたのみならす、日獨戰役に

依りて生したる損害の全部を、日本政府に於て全部賠償すへき事、竝同戰役に於ける日本軍の軍事的施設の卽時撤廢、及占領地守備兵の至急撤退を要求し、更に、第五項の全部を拒絕し、之を以て最終の決定案なりと稱するに到つた。斯くの如く、支那政府は、一旦自國委員の言明したる事項を、縱に否定し、且つ一度撤回した事項を復括せしめ、旣に協定濟の事項を取り消す等、背信の行爲多かつたのみならす、我交綏の精神を蹂躪して、膠州灣の無條件還付日獨戰爭の損害賠償を要求する等、飽迄も我國を侮辱するの態度に出てしを以て、我國民は大に之を憤激し、日支間の國交は漸く緊張を加へ、政府も、今や非常手段を用ひて此の問題を解決せさる可からさる破目に到つた。かくして日本政府は、五月七日、遂に最後の通牒を、支那政府に交附すると共に、修正案中の、第五項全部を引離して、之を後日の交涉に讓ることゝしたから、支那政府は、之を承諾し、五月二十五日、協約締結され、玆に日支交涉は一段落を告けたのてある。

今こゝに滿蒙に關する部分の原案、修正案及ひ決定案を揭け竝に、決定案の內容を說明することゝする。

滿蒙に關する日本の原案。

第一條　兩締盟國は旅順、大連の租借期限を、南滿洲鐵道及安奉線と共に、九十九箇年に延長することを約す可し。

第二條　南滿洲及東部內蒙古に於ける、日本臣民は、貿易及製造工業の目的を以て、建物の建設若くは、農業の爲に、土地の租借、又は、所有の特權を、許容せらる可し。

第三條　日本臣民は、南滿洲及東部內蒙古に於て、旅行及居住の自由を有し、如何なる種類を問はす、商業及製造業に從事するの權利を、許容せらる可し。

第四條　支那政府は、南滿洲及ひ東部內蒙古に於て、日本臣民に、鑛山採掘權を許容すへし。

但し是等の鑛山に付ては、兩國政府協同して決定す可し。

第五條　支那政府は、左記の二項に付ては、其の實行に先ちて、先つ、日本の同意を受くる事を約す可し。

イ、南滿洲及東部內蒙古に於て、鐵道敷設の目的を以て、第三國より、借款を行はんとし、若しくは第三國に、鐵道敷設を許さんとする場合。

ロ、南滿洲及東部內蒙古の地方稅を、擔保として、借款を起さんとする場合。

第六條　支那政府は、南滿洲及東部內蒙古の行政、財政、及軍事の目的を以て、顧問、若く

は教習を、雇傭せむとするときには、先つ第一に日本と協議す可し。

第七條　支那政府は、本協約調印の日より、今後九十九箇年間、吉長鐵道の管理行政權を、日本に引渡すへし。

次に四月二十六日支那政府に提出した修正提案は大體次の如くである。

第一條　兩締盟國は旅順、大連租借期間を南滿洲鐵道及安奉鐵道と共に九十九箇年に延長することを約す可し。

但旅順、大連は租借條約調印濟の日より、南滿鐵道は、運轉開始の日より、安奉鐵道は、改良工事完成の日より起算す。

第二條　南滿洲に於ける日本臣民は、貿易及製造工業の目的を以て、建物を建設し、若しくは、農業の爲に、土地を永借するの特權を有す。若し支那政府にて、土地章程發布の場合には、其の章程は、日本政府の同意を得可く、土地に關する爭議は、民事刑事共に、合同裁判により裁判せらる可し。

但し、將來支那の司法制完成の場合は、此權利を撤回す。

第三條　日本臣民は南滿洲に於て自由に旅行及居住し、且如何なる種類たるを問はす、商業及

製造業に從事するの權利を有す可し。
但し右旅行居住者は支那政府の護照を受け、且名簿に登錄し、日本領事の承認したる支那警察法及課稅法に服す可し。
第四條　支那政府は、南滿洲に於て、日本臣民に、鑛山採掘權を許容す可し。但し是等の鑛山に就ては兩國政府協同して決定す可し。
第五條　支那政府は、左記の二項に付ては、日本に優先權を與ふ可し。
イ、南滿洲及東部內蒙古に於て、支那政府か鐵道敷設の目的を以て、外國より借款を行はんとする場合。
ロ、南滿洲、及東部內蒙古地方の諸稅（關稅、鹽稅を除く）を擔保として外國より、借款を起さむとする場合。
第六條　支那政府は、南滿洲、東部內蒙古の行政、財政、軍事、警察に、顧問、若しくは敎官を雇傭せむとする場合には、先つ第一に日本と協議す可し。
第七條　支那政府は、日本と成る可く速に、吉長鐵道借款契約を、支那と諸外國との、借款契約中の最も、有利なる條項に準して、根本的の改訂を、爲す可き旨を承諾す。

第八條　支那政府は、東部内蒙古に於て、日本臣民に、支那人と合辦して、農業及附屬工業を營むの權利を許容す可し。

第九條　支那政府は、東部内蒙古に於て、日本の指定する都市を開放す可し。

最終の決定案は、次の如くである。

日本國皇帝陛下、及支那共和國大統領閣下は、南滿洲及東部内蒙古に於ける、兩國間の經濟關係を發展せしめむことを欲し、右の目的を以て條約を締結することに決し、之か爲に、日本國皇帝陛下は、特命全權公使從四位勳二等日置益を支那共和國大統領閣下は、中鄕一等嘉禾勳章外交總長陸徵祥を、各其の全權委員に任命せり。因つて各全權委員は、互に、其の全權委任狀を示し、之か良好妥當なるを認め以て左の條項を協議決定せり。

第一條　兩締約國は、旅順、大連の租借期限、竝南滿洲鐵道及安奉鐵道に關する期限を、何れも九十九箇年に、延長す可き事を約す。

第二條　日本國臣民は、南滿洲に於て、各種商工業上の建物を建設する爲、又は農業を經營する爲、必要なる土地を商租するを得。

第三條　日本國臣民は、南滿洲に於て、自由に居住往來し、各種の商工業其の他の業務に從

事する事を得。

第四條　日本國臣民か東部內蒙古に於て、支那國々民と合辦に依り、農業及附隨工業の經營をなさんとするときは、支那國政府之を承認す可し。

第五條　前三條の場合に於て日本國臣民は、例規に依り下附せられたる旅劵を地方官に提出し登錄を受け、又支那國警察法令及課稅に服す可し。

民刑訴訟は、日本國民、被告たる場合には、日本國領事官に於て、又支那國々民被告たる場合には支那國官吏に於て之を審判し、互に員を派し臨席傍聽せしむることを得。但し土地に關する日本國臣民及支那國々民間の民事訴訟は、支那國の法律及地方慣習に依り、兩國より員を派し共同審判すへし。

將來同地方の司法制度完全に改訂せらるゝときは、日本國臣民に關する一切の民刑訴訟は、完全に支那國法廷の審判に歸すへし。

第六條　支那國政府は、成る可く速に外國人の居住貿易の爲自ら進みて東部內蒙古に於ける適當なる諸市を開放す可き事を約す。

第七條　支那國政府は、從來支那國と各外國資本家との間に締結したる鐵道借款契約規定事

項を標準と爲し、速かに吉長鐵道に關する諸協約竝契約の根本的改定を行ふへき事を約す。

將來支那國政府に於て鐵道借款事項に關し、外國資本家に對し、現在の各鐵道借款契約に比し、有利なる條件を付與したるときは、日本國の希望に依り更に前記吉長鐵道借款の改訂を行ふへし。

第八條　滿洲に關する日支現行各條約は、本條約に別に規定するものを除くの外、一切從前の通り實行すへし。

第九條　本條約は調印の日より效力を生す。

以下略。

本條約は、日本の滿洲經營に對し、一のエポックを作りしもので、ポーツマウス條約と共に最も重要なる意義を有するものである。この條約に依つて、日本人の滿洲經營は安固なる條約上の基礎の上に立つたのである。而も一面支那國民の排日熱を煽り、諸外國の疾視を招き、國際關係上頗る不利の立場に立つに到つたのみならす、條約の內容も、形式に失し、その實質的利益に到つては、甚た疑はしきものもないてはない。日支交涉に依つて得たる帝國の利權も、

その對價に比し必すしも廉ならす、その損得孰れにあるかはこの條約上の權利を基礎として如何なる程度まて日本人か文化的經濟的の事業をなすかに依つて定まるのてある。

今、日支交渉に依つて得たる、南滿洲及東部內蒙古の利權に付き其の內容を說明することゝする。日本政府は初め南滿洲及東部內蒙古を一體として、是に關する交渉を爲したか、支那政府は南滿洲及東部內蒙古に對する日本の關係は、その間少なからさる差異ある故、是を同一に取り扱ふ可からすとし、遂に南滿洲及東部內蒙古を各別個に取り極むる事とし、東部內蒙古に關する部分は、南滿洲に關するものとは離して規定したのてある。

南滿洲に關する要求

一、南滿洲に關する要求

南滿洲に關する要求の第一は旅順、大連の租借期限、竝南滿洲及安奉兩鐵道に關する各期限を九十九箇年に延長することてあつて、旅順、大連の租借權はポーツマウス條約に依つて、露國より繼承したるものてあるか、露國は一九九八年三月二十七日二十五箇年の期限を以て之を淸國より租借したるものてあるから、大正四年以後に僅に八年を餘すのみてあつた。之を租借條約の時より九十九箇年に延長したのてある。南滿洲鐵道は、元東淸鐵道の一部てあつて、是もポーツマウス條約に依つて、露國より繼承し、淸國の承認を經た處のものてあるか故に、

南滿洲鐵道に關する權利は、東淸鐵道追加條例の定むる處てある。右の條例に依れは會社か鐵道及其の附屬地を租借して、營業を繼續し得るのは、全線開通の日から八十年てある。この八十年の期間を經過すれは、支那政府ては無償にて鐵道及ひ附屬物の所有權を取得する事を得、又八十年を經過せさるも全線開通の日より三十六年を經過すれは支那政府にては會社か費したる資本金竝に鐵道の爲に生した負債と、其の利子の全額を償還して、此鐵道線路を買收するを得るのてある。然るに全線開通は明治三十六年にて、此の時に到るまて既に十二年を經て居る故、其の後二十四年を經れは全部之を買收するの權利を生するのてある。日本政府は旅順、大連の租借期限を九十九箇年に延長すると共に、南滿洲鐵道の營業期限を東淸鐵道全線開通を起點として九十九箇年に延長したのてある。

安奉鐵道は、元來日露戰爭の際日本陸軍か建設したる輕便鐵道を、日淸滿洲善後協約に於て日本政府か引續き商工業の爲、經營する事とし、滿鐵會社にて改築工事を行ふに決し、廣軌に改築したるものてあるか、この協約に依れは、安奉鐵道の營業期限は、改良工事完成の日より十五箇年てあつて、期限到來後は日支兩國より他國人の評價人一名を選み、該鐵道の各物件を評價せしめ、其の價格を以て支那に賣渡すへき事を定めて居る。然るに改良工事完成は、明治四

十四年十一月四日にて、この時まて已に四年を經たる故、安奉鐵道の營業期間は、以後十一年間にすきなかつたのを、此の協定に依り、改良工事完成の日を起點として、九十九年間としたのてある。

以上は日本か滿洲に於ける既得權を擴張し鞏固にしたるものてあるか、尙其以外に新なる要求を提出した、その條項は次の如くてある。

吉長鐵道協約改定の件

二、吉長鐵道協約改訂の件

吉長鐵道は、滿鐵會社より其の資金の半額を借款して築造したる日本の借款鐵道てあつて、明治四十四年の借款契約に依て、滿鐵は本鐵道に對し、種々の利權を有して居るか、只其の條件は支那の他の借款鐵道に比し、頗る不利なるを以て、日支交涉を機として、是か條件を改訂するに到つたのてある。改訂の內容は次の如くてある。

支那國政府は、從來支那國と各外國資本家との間に締結したる鐵道借款契約規定事項を標準となし、速に吉長鐵道に關する諸協約竝に契約の根本的改訂を行ふ可き事を約した。卽ち當時の吉長鐵道借款條件は、日本に不利なりし故、是を根本的に訂正して、支那に於ける他の借款鐵道の借款契約規定事項を標準として、日本に有利なる契約を締結すへき事を約し、加ふるに

その後段に於て、將來支那政府に於て、鐵道借款事項に關して外國資本家に對し、現在の各鐵道借款契約に比し、有利なる條件を附與したる時は、日本國の希望に依り、更に前記吉長鐵道借款契約の改訂を行ふ可き旨を約して居る。卽ち將來より有利なる鐵道借款契約か結はれたならは、吉長鐵道にも是を均霑せしむ可き事を約して居るのである。

三、在滿日本人の經濟的發展に關する件

在滿日本人の經濟的發展に關する件

日本人か南滿洲に於て、經濟的發展をなす爲の必要條件として、日支條約に協定されたるものは次の如くである。卽ち日本國臣民は南滿洲に於て、各種商工業上の建物を建設する爲、必要なる土地を商租する事、及南滿洲に於て自由に居住往來し、各種の商工業及其の他の業務に從事するを得る事である。卽ち日本臣民は、南滿洲に於て營業、居住及土地を商租するの權利を得たのである。支那に於ては外國人は居留地及開放地以外に於ては居住、營業の自由を有しないのであるか、本條約に依つて、日本國民は南滿洲に於て其の例外として、是等の權利を取得したのである。但し是等の權利は外蒙古に於ける露國臣民、間島に於ける朝鮮人も又享受する處てある。

日本人は以上の權利を取得すると共に、次の如き義務を附せられて居る。卽ち日本人か旅行

する際、例規に依つて下附せられたる旅劵を地方官に提出し、登錄を受ける事を要し、居住、往來、營業に對しては、支那警察法令及課稅に服するの義務を有して居る。而して訴訟關係に於ては、日本國民は支那本部に於て有すると同一の治外法權を有すると共に、土地に關しては支那國の法律及地方慣習に依り兩國より員を派し、共同審判すへき事を定めて居る。

本條約に依つて、日本人か新に獲得したる居住、往來、營業及土地に關する權利は、旣に間島協約に於て朝鮮人の享有した處てあるか、後朝鮮か日本と併合し、新に本條約か締結さるゝと、本條約は間島に於ける朝鮮人にも適用すへきか否かの問題を生し、今回の琿春事件の交渉に於ても一の問題となつたのてある。

東部內蒙古に關する件

四、東部內蒙古に關する件

先に述し如く、日本政府は最初東部內蒙古を南滿洲と同視し、同一條件の下に是を取扱はんとしたか、支那政府之を肯せすして、別箇の取扱をなす事となつた。而して日本の東部內蒙古に於て獲得したる權利は、「日本國民か東部內蒙古に於て支那國々民と合辦に依り、農業及附帶工業の經營をなさんとするときは、支那國政府之を承認すへき事」及ひ「成る可く速に外國人の居住貿易の爲、自ら進みて東部內蒙古に於ける適當なる諸都市を開放すへき事」の二つてある。

尙以上述へた外、公文書を以て、滿蒙に於て日本人に權利を附與したるもの二三ある。例は南滿に於ける鑛山採掘權、滿蒙の財政政治軍事の顧問招聘に關する件等てある。今是等に關する公文書を揭くれは次の如くてある。

南滿洲鑛山採掘權に關する件

一、南滿鑛山の件

爲照會事、日本國臣民、在南滿洲、左開各鑛、除業已探勘或開採各鑛區外、速行調査、選定
中國政府、卽准其探勘、或開採、但在鑛業條例確定以前應仿照現行辦法辦理相應照會卽希
査照須至照會者。

右照會。

日本國特命全權公使　日置　益

中華民國外交總長　陸　徵　祥　(署名)印

中華民國四年五月二十五日

一、奉天省

所在地	縣名	鑛種
牛心臺	本溪	煤

田什付溝	本溪	煤
杉松崗	海龍	煤
鐵廠	通化	煤
暖地塘	錦	煤
鞍山站一帶	由遼陽縣起至本溪縣止	鐵

二、吉林省南部

所在地	縣名	鑛種
杉松崗	和龍	煤　鐵
缸窰	吉林	煤
夾皮溝	樺甸	金

以書翰啓上候。陳者本日附貴翰を以て日本國臣民に於て、南滿洲に於ける左記各鑛山（既に試掘、又は採掘せられたる各鑛區を除く）を速に調査の上選定したる節は、支那國政府は其の試掘又は採掘を允許可致、但し鑛業條例確定に到るまでは、現行辦法に準據すへきものなる旨、御照會の趣致領承候。

右回答得貴意候。敬具。

大正四年五月二十五日

日本帝國特命全權公使　日　置　　益（署名）印

支那共和國外交總長　陸　徵　祥殿

（以下略）

滿蒙優先權の件

二、滿蒙優先權の件

爲照會事、本總長以中國政府名義對貴國政府聲明、嗣後、在南滿洲及東部內蒙古、需造鐵路、由中國自行籌款建造、如需外資、可先向日本國資本家商租、又中國政府、嗣後、以前開地方之各種稅課。（除中國中央政府、業經爲借款作押之鹽稅關稅等類外）、作抵由外國借款時、可先向日本國資本家商租相應照會即希。

查照須至照會者。

右照會。

日本國特命全權公使　日　置　益

中華民國外交總長　陸　徵　祥（署名）印

以書翰致啓上候。陳者本日附貴翰を以て、支那國政府は、將來南滿洲及東部內蒙古に於て、鐵道を敷設する場合には、自國の資金を以てすへく、若し外資を要するときは、先つ日本國資本家に借款を商議可致、又支那國政府は前記地方の各種稅課、(但し既に支那中央政府借款の擔保となれる鹽稅關稅等の類を除く)を擔保として、外國より借款を起さんとするときは、先つ日本國資本家に商議可致旨、貴國政府の名に於て帝國政府に對し聲明相成致領承候。

右回答得貴意候。敬具。

大正四年五月二十五日

日本帝國特命全權公使　日置　益(署名)印

支那共和國外交總長　陸　徵　祥殿

南滿顧問傭聘の件

三、南滿顧問傭聘の權

爲照會事、本總長以中國政府名義、對貴國政府、聲明、嗣後、如在南滿洲聘用政治、財政、軍事、警察、外國顧問敎官時、可儘先聘用日本人、相應照會卽希。

査照須至照會者。

右照會。

日本國特命全權公使　日　置　益

中華民國外交總長　陸　徵　祥（署名）印

中華民國四年五月二十五日

以書翰致啓上候。陳者本日附貴翰を以て、支那國政府は、將來南滿洲に於て政治、財政、軍事、警察等に關する外國顧問、教官を傭聘せんとするときは、最先に日本人を傭聘すへき旨、貴國政府の名に於て帝國政府に對し聲明相成致領承候。

右回答得貴意候。敬具。

大正四年五月二十五日

日本帝國特命全權公使　日　置　益（署名）印

支那共和國外交總長　陸　徵　祥殿

以上の三種の公文書に依つて、日本は奉天省七箇所、吉林省三箇所の鑛山採掘權、滿蒙に於ける鐵道借款及滿蒙の稅課を擔保とする借款の優先權を得たのである。卽ち滿蒙の鑛業及鐵道に對し、獨占的利權を得たものである。加之將來南滿洲に於て、軍事、財政、政治等に關して、外國人の顧問を招聘するときは、先つ日本人を傭ふへき旨を定め、以て外國人勢力の南に入し

る事を妨けたのである。

以上は日支交渉に依つて得たる、滿蒙に於ける日本の新利權の內容てあつて、頗る多岐に亘り、殆んとあらゆる利權に關して居る。然れ共是等の利權は多く現實の利權てなく、本條約を基礎として成立すへき利權てあつて、唯徒に放置せは百年を經るも、何等の結果を得ないのである。而も本條約實施後已に六年に垂んとして、未た大に見る可きなく、徒に利權の空名を得て實質を失へる感なきを得ぬ。

第八章 鄭家屯事件

鄭家屯事件の經過

一九一六年八月十三日、鄭家屯在住の一日本商人は、第二十八師團騎兵二十八聯隊の支那兵と接衝し、口論の結果多數の爲に毆打せられ、日本領事館分館に告訴せしに依り、同館詰川瀨巡査は交渉の爲、二十八師團第五十五旅團の兵營に赴いた。然るに營兵は銃を擬して威嚇したから已むを得す、應援を日本守備隊に請ふたのである。中隊長井上大尉は、松尾中尉に命して兵士二十名を率ひて、川瀨巡査を護送せしめた。然るに兵營に到つて毆打せる支那兵に會せん事を要求したるに、營兵は之を容れす、急に川瀨巡査を射撃した。是に於て彼我交戰し、我兵の、衆寡敵せす、退却せるを追跡し、遂に守備隊を包圍攻撃した。急を聞いて王知縣及商務總會長守備隊に來り、戰鬪の中止を請願したか、支那兵か射撃を止めさる爲に之れに應戰し、翌朝に至つて支那兵は退散した。守備隊包圍の報知か至ると、八面城より一箇大隊を、四平街より一箇中隊を、鄭家屯に各急派した外、獨立司令官藤井少將は十五日公主嶺駐屯の騎兵第二十一聯隊二箇中隊、鐵嶺駐屯の獨立守備隊步兵一箇大隊及機關銃隊一箇小隊の鄭家屯出動を命し、各鄭家屯に到つた。張督軍は報を得て、直に馬交渉使を日本奉天領事館に、軍事顧問町野少佐を公主嶺

に各派遣し、善後策を講せしめ、尙兩軍の衝突を避けん爲に、支那兵を鄭家屯及四平街、鄭家屯間より撤退せしめた。

日本の要求事項

其の結果日支間に交渉開かれて、日本政府は左の如き要求を支那政府に提出したのである。

一、地方軍團長を處罰すること。

一、關係士官を凡て免職すること。

一、當該紛擾に直接參與せる凡ての者を罰すること。

一、南滿洲及東部内蒙古に於て、日本臣民の保護の爲に必要と思はるゝ地方に、日本の警官を配置すること、

一、南滿洲に於て日本の警察顧問を傭聘すへき事。

希望條件

此の外、尙次の如き希望も提出せられた。

一、南滿洲及東部内蒙古に、駐在する支那軍隊は、顧問として一定數の日本士官を傭聘すること。

二、支那陸軍士官學校は、敎官として一定數の日本士官を傭聘すること。

三、奉天督軍は自ら旅順に赴き、關東都督に鄭家屯事件の謝罪をなす事、及奉天總領事に同

様の謝罪をなす事。

四、日本軍の被害者及死亡者、遺族に對し支那は適當なる辦償を爲すこと。

此の日本の要求に對して、支那政府は一九一七年一月十二日次の如き回答をなした。

支那政府の回答

一、支那陸軍士官學校に、日本教官を傭聘する事には不同意たる事。

二、一人の陸軍顧問は、すてに奉天督軍事務所に傭聘されをること。

三、日本警察官の駐在に關しては、一九一五年五月二十五日の協約か、「南滿洲及東部内蒙古に於ける日本臣民は支那の警察法規及課税に服すへし」と、規定したる事。

四、故に治外法權の問題は、以上の如く規定されて居る事。

又其回答には、日本公使は、日本警察官か、たとへ支那内地にて働くことを許容せらるゝとも決して支那の警察、地方行政權を侵害せすと云ふも、是に依つて支那主權の精神及形式は害せられ、又支那側の人士をして誤解を抱かしむる機會を與へ、引いて兩國民間の友情を害するに到るてあらうとあつた。

然し最後迄支那政府は、事件の責任は支那側にあることを認めなかつたか、遂に次の如き協約をなすを餘儀なくされたのてある。

一、第二十八師團長は他に移さる可きこと。
二、該事件に責任ある支那士官は、情に依つて處罰せらる可きこと。
三、兩國臣民雜居する地方に於て、その一般兵卒及臣民に告ぐるに、日本の兵卒及臣民に鄭重なる待偶を爲すへき旨の公文を發する事。
四、奉天省督軍は關東都督及奉天日本總領事、旅順に在るに際し、謝意を表すること。
但しその表示方法は、前記督軍の任意たる可し。
五、日本商人吉本に對し、見舞金五百弗を支給すること。

第九章　滿蒙四鐵道問題　附、吉會鐵道借款

滿蒙四鐵道

一九一三年十月五日、日本は支那との交換文書て次の五鐵道の敷設の費用を日本資本家の手に依つて支那政府に貸す旨の約束をなした。

一、四平街より鄭家屯を經て洮南府に到るまて。
二、熱河より洮南府に到るまて
三、開原縣より海龍に到るまて
四、長春より洮南府に到るまて
五、海龍より吉林に到るまて

然るに其の後一九一七年九月二十八日に到り、日本特種銀行團（日本興業銀行、臺灣銀行、朝鮮銀行）と、支那政府との間に滿蒙四鐵道借款豫備契約調印せられた。該四鐵道とは、

一、吉開鐵道
一、長洮鐵道
一、洮熱鐵道

一、洮熱鐵道の一地點より海港に達する鐵道

てあつて、滿洲五鐵道より四洮鐵道を除き、之に洮熱線の一地點より港口に達する線を加へたまてゝある。

吉會鐵道借款

吉會鐵道借款

吉會鐵道は、朝鮮會寧より吉林に到る約二百七十哩の鐵道て、先に間島協約に於て此の鐵道の布設に關する投資權を得たのてあるか、一九一八年六月十八日日本特殊銀行團代表者日本興業銀行と支那政府交通部との間に該鐵道借款に關する豫備契約調印され、前渡金一千萬圓の讓渡を了して、豫備契約締結の日より半年内に本契約を締結して、直ちに起工することゝなつた然れ共本契約の締結は、その後實行せられなかつた。今回の琿春事件起るに及ひ、間島地方の警備問題喧しく、爲に再ひ吉會鐵道布設の議盛となり、興業銀行取締役小野氏の北京行となり、北京政府と交涉中てある。

第十章　吉黑森林金鑛借款

一九一八年八月二日、日支合辦たる株式會社中華滙業銀行と中華民國との間に、吉林省及黑龍江省の森林及金鑛を擔保とする借款契約か締結された。その內容は次の如くてある。

借款契約の內容

中華民國政府（以下甲と稱す）は、黑龍江及吉林兩省に於ける金鑛竝に森林事業の發達に資する爲め、株式會社中華滙業銀行（以下乙と稱す）より、日本金三千萬圓也の借款を爲すに付兩者の間に左の條項を締結す。

第一條　本借款金額は日本金三千萬圓とす。

第二條　本借款期限は本契約調印の日より起算し、滿十箇年、即日本帝國大正十七年八月一日迄、中華民國十七年八月一日までとす。但し期間滿了に到り、雙方商議の上續借することを得。

第三條　契約調印の日より起算し、滿五箇年を經過したるときは、何時なりとも、六箇月前の豫告を以て、本借款金の一部を返濟することを得。

第四條　本借款金の利子は年七分五厘、即日本金一百圓に付、日本金七圓五十錢の割合を以て支拂ふものとす。但し第二條續借の場合に於ける利率は、一般市場利率の高低を按し、可成

甲に有利ならしむる主旨に基き商議するものとす。

第五條　本借款金の利子第一回は、本借款金の交附當日に於て、交付の日より起算し、大正八年一月十四日迄の分を日割計算にて前拂し、爾後毎年一月十五日及七月十五日に於て、後六箇月分を前拂するものとす。

第六條　本借款金は無手數料にて之を交付するものとす。

第七條　本借款金の交付返濟及利子の支拂其の他凡て受渡は、日本東京に於て之を爲すものとす。

第八條　甲は本借款金の元利支拂に對する擔保として、左の通り、乙に提供するものとす。

一、黑龍江及吉林兩省に於ける金鑛竝國有森林

二、右金鑛竝に國有森林より生ずる政府收入

第九條　甲は本契約有效期限內、前條の金鑛、國有林竝其の收入に關し、他より借款をなし、又は之を處分せんとするときは、必豫め乙に商議するものとす。

第十條　本借款契約は、借款元利金全部の淸濟に依り當然之を廢止す。

本契約書は、日華兩文を以て各三通を作成調印し、農商務部、財政部及乙に於て、日華兩文

各一通を保有するものとす。若し本契約に關し疑義を生したるときは、日本文契約書に依り解釋するものとす。

（以下略）

利權不侵害聲明

利權不侵害聲明

敬啓、今回弊銀行は、株式會社日本興業銀行を代表とする、株式會社日本興業銀行株式會社臺灣銀行及朝鮮銀行の三行より資本を仰き、黑龍江及吉林兩省金鑛並森林借款契約を締結致候に就ては、該兩省に於て、現に經營しつゝある採金業者並國有森林伐採業者及其の關係者の既得の權利並利益は決して侵害せさることの趣旨を明ならしむるため、玆に左の聲明を致し候。

一、黑龍江及吉林兩省に於ける金鑛に關し、既に中央政府或は地方廳の認可を得て、官辦又は商辦に依り採金事業を經營するもの及其の關係者の既得の權利並利益は、之を尊重し、又將來採金局、諸般の施設に依り是等經營者の業務を保護し、之をして改善發達せしめ、又其の利益を助長し、且政府の收入增加を期すること。

二、黑龍江及吉林兩省に於ける國有森林に關し、既に中央政府或は地方廳の認許を得て官辦又は商辦に依り、伐採事業を經營するもの及其の關係者の既得の權利並利益は、之を尊重

し、將來森林局、諸般の施設に依り、是等經營者の業務を保護し、之をして改善發達せしめ又其の利益を助長し、且つ政府の收入增加を期する事。

中華民國七年八月二日

（以下略）

採金森林兩局設置

採金森林兩局設置

敬啓、中華民國七年八月二日附、左記貴翰を以て聲明相成りたる件々は、弊行か今回貴政府と黑龍江及吉林兩省、金鑛並森林借款契約を締結致候趣旨に照し、弊行の滿足する所に之有候、此段御回答申上候。敬具。

左　記

敬啓、今回中華民國政府は貴行か株式銀行日本興業銀行を代表者とする、株式會社日本興業銀行、株式會社臺灣銀行及朝鮮銀行の三行より得られたる資金に依り、黑龍江及吉林兩省金鑛並に森林借款契約を締結致候に就ては、左の件々を實行することを聲明す。

一、黑龍江及吉林兩省に於ける、金鑛行政を統一し、金鑛事業發展に資する爲諸般の施設を完備し、並中央政府收入の增加を圖らん爲、中央政府直轄の採金局を設置し、兩省に於け

る金鑛行政を管掌せしむること。但し採金局設置後、成る可く速に金鑛臺帳を調製す。

二、黑龍江及吉林兩省に於ける、森林行政を統一し、森林事業の發達に資する爲、諸般の施設を完備し、並中央政府收入の增加を圖らん爲め、中央政府直轄の森林局を設置し兩省に於ける森林行政を管掌せしむること。

三、採金局及森林局の設置は、可成今後二箇月以內に實行す。

中華民國七年八月二日

株式會社中華滙業銀行總理　陸　宗　輿

株式會社中華滙業銀行專務理事　柿　內　常　次　郞

中華民國政府農商總長　田　文　烈閣下

中華民國政府財政總長　曹　汝　霖閣下

日本資金商借

日本資本商借に關する聲明

敬啓、今同弊銀行は株式會社日本興業銀行を代表者とする株式會社日本興業銀行、株式會社臺灣銀行及朝鮮銀行の三行より資金を仰き、黑龍江及吉林兩省金鑛並森林借款契約を締結致候に付ては、將來該兩省に於ける採金事業及森林事業を助長發達せしむるの主義の下に、日本資金

を商借し、或は中日合辦事業の促進を希望致候に付、右趣旨御承認の上之か實行相成り度茲に左の聲明を致候。

一、採金局竝に森林局諸般の施設に依り、採金事業竝森林事業を改良し、又は新規事業計畫の爲、將來巨額の資金を要する場合には、中國當事者の希望に依り、日本資金を商借し、或は中日合辦事業に依り、其の事業の助長發達を圖ること。

中華民國七年八月二日

株式會社中華滙業銀行總理　陸　宗　輿

株式會社中華滙業銀行專務理事　柿　内　常　次　郎

中華民國政府農務總長　田　文　烈閣下

中華民國政府財政總長　曹　汝　霖閣下

日本技師招聘に關する聲明

日本技師招聘

敬啓、中華民國七年八月二日附、左記貴翰を以て、聲明相成候件は、弊行か今回政府と黑龍江及吉林省金鑛、竝森林借款契約を締結致候趣旨に照し、弊行の滿足する所に之有候、此段御回答申上候、敬具。

左　記

敬啓、今回中華民國政府は、貴行か株式會社日本興業銀行を代表者とする、株式會社日本興業銀行、株式會社臺灣銀行及朝鮮銀行の三行より得られたる資金に依り、黑龍江及吉林兩省金鑛竝森林借款契約を締結致候に付ては、左記の件を實行することを聲明す。

一、採金局及森林局をして、其の目的を達せしめ、本借款返濟を確實にする爲、日本人技師を招聘して、兩局の業務を贊助翼成せしむ、其の聘用契約は、別に之を協定すること。

中華民國七年八月七日

株式會社中華滙業銀行總理　陸　宗　輿

株式會社中華滙業銀行專務理事　柿　内　常　次　郎

承　諾　書

敬啓、今回弊銀行は株式會社日本興業銀行を代表者とする株式會社日本興業銀行、株式會社臺灣銀行及朝鮮銀行の三行より資金を抑き、黑龍江及吉林兩省金鑛竝森林事業發達資金として、日本金三千萬圓也借款の契約を締結致候に付ては、去る七月三日貴政府との間に締結せる假契約書、末項の規定に基き、前記三行と協議の結果、弊銀行は三行に對し(一)本借款契約に基き有

する借權を擔保として提供することを承認し、(二)本借款の擔保たる黑龍江及吉林省に於ける金鑛及國有森林竝之れより生する政府收入を復擔保として提供することを承諾する旨の承諾書御下附相成度此段申進候也。

中華民國七年八月二日

株式會社中華滙業銀行總理　陸　宗　輿

株式會社中華滙業銀行專務理事　柿内常次郎

中華民國政府農務總長　田　文　烈閣下

中華民國政府財政總長　曹　汝　霖閣下

施設不拘束聲明

施設不拘束に關する聲明

今回弊行か、貴政府と黑龍江及吉林兩省金鑛竝森林借款契約を締結したるは、貴政府の財政調理に裨補するの主義に基き、本借款に依つて、兩省に於ける森林及金鑛に關し、特殊の利益を壟斷し又は地方民の生業を阻碍するの意志を有せさるは勿論、將來貴政府に於て設置せらる可き、森林局及採金局の自由なる施設に依り、益々斯業の發達を助長し、以て彌々地方民の福祉を増進せん事を望み、其の間毫も貴政府の施設を拘束し、人民の自由及利益を侵害するか如き

意圖なき事を玆に聲明致候。

中華民國七年八月二日

（以下略）

即ち黑龍江、吉林兩省森林金鑛借款は、兩省に於ける金鑛並國有森林及之より生ずる政府收入を擔保とし、金額三千萬圓、期間十箇年利率七分五厘として、据置期間を五箇年とし、兩省に於ける森林、採金の事業發達の目的を以てなされたるものである。

其の條件として、採金森林兩局を設置して、兩事業の發達を計り、現在兩省に於て經營せる民業の壓迫をなさゝること、將來本事業の爲に、資金を入用とし外資を入るゝときは、日本より商借すべき事及森林採金兩局に、日本人技師を聘用すべき事を以てしたのである。

然るに、本借款は兩省人民の激烈なる反對を喚起した。蓋し本借款は其の本來の目的に於て寺内内閣の援段政策の一部であつて、かの參戰借款と共に最も不評判の借款の一である。

第十一章　日支軍事協定

一九一八年三月日支兩國政府はブレスト、リトウスク Brest-Litovsk）露獨講和に作ふ極東の變局に對應する爲、協同防護を主眼とする軍事協定締結の必要を認め、兩國軍事委員をして北京に於て交涉を進めしめ、陸軍に關する分は五月十六日、海軍に關する分は同十九日調印を了し、同三十日を以て兩國政府同時に交涉經過に關する宣言を發表した。該宣言は三月二十五日東京に於て本野外相と駐日支那公使章宗祥氏との間に交換せられた四通の公文書に附するに交涉大體の經過、協定の性質に關する概括的說明、竝ひに協定の內容に關する支那新聞の誤報の辯駁を以てせるものである。その海軍に關するものは滿蒙に關係なしと雖、陸軍に關するものは、滿蒙國境よりする露獨の侵入を協定防護せんとするのであるから左にその全文を揭ける。

日支兩國政府は敵國政府か極東全極の平和及び安寧を危殆ならしむるの情勢を生するに至らんとするに鑑み、日支兩國協同して之に對應するの方途を講する事極めて緊要なるを認め、兩國間に隔意なく所見の交換を行ひたる末、本年三月二十五日を以て帝國外務大臣と在本邦支那公使との間に別紙の通り公文の交換を了するに至れり。依つて帝國政府は右交換公文の

主旨に基き帝國陸海軍より委員を北京に派し支那陸海軍當局と會商せしめたるか、交渉圓滿に進捗し陸軍側協定は五月十六日、海軍側協定は五月十九日夫々調印を了したり。

斯く今次の協定は前記三月二十五日の交換公文に基き、共同防敵に就き兩國陸海軍の協定すへき方法及條件を具體的に取極めたるものに外ならす。隨つて事軍機に屬するか故に其内容は之を公表することを得さるも、前來所述の目的以外に亙る何等の條項を含むものにあらす。又斯る目的以外の條項を含む可き性質のものにもあらさるなり。されは唯今世上傳ふるか如く、本協定中には出征支那軍隊を日本軍隊の指揮下に置く事、日本は支那領土内に於てその欲する地點に要塞を建設するを得る事、日本は支那鐵道、造船所、兵器廠を管理する事等の規定ありと謂ひ、甚しきに至りては日本は支那の財政を管理する事、日本は支那警察機關を組織すること、日本は兵器所要の原料を產出する支那鑛山を自由に採掘するを得る事を規定せりと云ふか如きは、何れも虛構揑造にかゝる無根の報道にして本協定には全然此種の條項無し。

協定に關する公文書は次の如くてある。

以書翰啓上候陳者貴國政府に於ては現下の時局に顧み、左記の綱領に依り帝國政府と協同措置するを貴我兩國の爲め必要なりと信し、帝國政府に提議せられたる本日附貴翰玆に閱悉致候。

一、日本國政府及支那國政府は、敵國勢力の日に露國境內に蔓延し其結果將に極東全局の平和安寧を侵迫するの危險あらんとするに因り、此の情勢に適應し且つ兩國か此次の戰爭參加の義務を實行せんか爲行ふ可き處置を速に協同考量するものとす。

一、前項に依り兩國政府の同意を經たる後決定する事ある可き事項を實行せんか爲、兩國陸海軍此次の共同防敵の範圍に就き、協力を行ふ可き方法及その條件は兩國當局官憲に於て之を協定すへく、該當局官憲は相互の利害問題に就き互に愼重誠實に隨時協議し竝に兩國政府より確定して時機を待ち實行するものとす。

帝國政府は右貴國政府提議の趣旨に全然同感を有するものにして、前記綱領に依り貴國政府と協同措置するは帝國政府の欣快とする所に有之候。右回答申進め旁本大臣茲に重ねて閣下に向つて敬意を表し候、敬具。

大正七年三月二十五日

日本帝國外務大臣子爵　本野一郎

支那共和國特命全權公使　章宗祥閣下

以書翰啓上致候陳者三月二十五日貴我兩國政府間に兩國協同防敵の爲公文の交換を了し候

處、帝國政府に於ては右公文の有效期間は兩國の軍事當局に於て議定する事と致し度候。將又帝國政府は共同防敵の爲に日本軍隊の支那國境內にあるものは、總て戰爭終了後を待ち支那國境內より一律撤退すへき事を特に茲に聲明致し候。

右照會旁本大臣は茲に重ねて閣下に向つて敬意を表し候、敬具。

大正七年三月二十五日

日本帝國外務大臣　本野一郞

支那共和國特命全權公使　章宗祥閣下

協定內容は當時祕密に附せられ、特に日本に於ては、協定內容に關する肯定的記事に對する掲載禁止に依つて新聞紙を封鎖した程の有樣であつた。然るに支那側に於ては斯樣な手續を取らなかつたので殆んと原文に近い記事か新聞紙上に掲載された。排日宣傳者は日本側に於て是を絕對祕密に附せられつゝあるを奇貨として、原文に排日宣傳の意味を含める誇張を加へて百方宣傳に勉めたのてある。獨り支那側のみならす日本に於ても、自由分子は陸軍側協定第七條第四項に基く問題に對し反對を唱へたのてある。

一九一九年に至り上海平和會議の開催せられた際、南方總代表唐紹儀は北京政府に迫るに

協定內容の公表を以てし、北京政府は之を唐氏に提示したか、三月十四日に至り、兩國政府は會議の上陸海軍部より各々之を公表せしめた。陸軍軍事協定は一九一八年五月十六日、同細目は九月六日、戰爭狀態終了時協定は一九一九年三月一日、海軍々事協定及同說明書は一九一八年五月十九日に調印した。

全文次の如くである。

日支陸軍共同防敵軍事協定

日支兩國政府協商の結果に基き兩國政府交換の文書に據り兩國軍當局互に委員を派遣し左の事を協定す。

第一條　日支兩國陸軍は敵國勢力の日に露境內に蔓延し、其結果將に極東全局の平和及安寧を侵迫するの危險あらんとするに因り、此情勢に適應し且つ兩國か此次の戰爭參加の義務を實行せんか爲め共同防敵の行動を執る。

第二條　協定軍事行動に關し兩國の地位と利害とは平等の見地に於て相互に尊重するものとす。

第三條　日支兩國當局は本協定に基き行動を開始するに方り、各自本國軍隊及官民の軍事行動區域內に在るものに對し、相互誠意親善同心協力して、共同防敵の目的の達成を期すへ

きことを命令し又は訓告す。凡そ軍事行動區域內に於ける支那地方官吏は該區域內にある日本軍隊に對し盡力協助し軍事上故障を生せさらしめ、又日本軍隊は支那の主權及地方の習慣を尊重し、人民をして不便を感せさらしむ。

第四條　共同防敵の爲に日本軍隊の支那國境內に在るものは、凡て戰爭終了後を俟ち支那國境內より一律撤退す。

第五條　支那國境に軍隊を派遣するときは、若し必要あらは兩國は協同して之を派遣す。

第六條　作戰區域及作戰上の任務は共同防敵の目的に適應する如く兩國軍事當局に於て各自本國の兵力を量り別に之を協定す。

第七條　日支兩國軍當局は共同作戰期間に於ける協同動作の便利を圖る爲め左記事項を行ふものとす。

一、直接作戰上に關し各軍事機關は彼此相互職員を派遣し往來聯絡の任に充つ。

二、軍事行動及運輸補充の敏話且確實を圖る爲、陸海運輸通信諸業務は彼此共に便利を圖る。

三、作戰上必要の建設、例へは軍用鐵道、電信、電話等の如きことに關し如何に設備すへきやは、兩國總司令官に於て臨時之を協定し、戰時終了を俟ち凡て臨時建設工事は之を撤

廢す。

四、共同防敵に關し要する處の兵器及軍需品竝に原料は兩國相互に供給す。其の數量は各自本國の需要を害せさる範圍を以て限りとす。

五、作戰區域内に於ける軍事衞生事項に關しては相互に輔助して遺憾なからしむ。

六、直接作戰上に關する軍事技術人員の輔助の必要あるときは一方の請求に依り、他方は之を輔助し以て任務に供す。

七、軍事行動區域内に諜報機關を設置し竝に軍事所要の地圖及情報を相互交換す。諜報機關の通信聯絡に關しては彼此輔助してその利便を圖る。

八、協同の軍事暗號を協定す。

本條列する處の各項にして豫め計畫を要するもの及豫め施行すへきものは作戰未實行前に別に之を協定す。

第八條　軍事輸送の爲東淸鐵道を使用するときは、該鐵道の指導保護管理等は本來の條約を尊重し其の輸送方法は臨時之を協定す。

第九條　本協定實行に要する詳細事項は日支兩國軍事當局の指定する各當事者に於て之を協定す。

第十條　本協定及本協定附屬の詳細事項は、日支兩國に於て均しく之を公布することなく軍事の祕密として取扱ふ。

第十一條　本協定は日支兩國陸軍代表者記名調印し、各自本國政府の承認を經たる上效力を生ず。其の作戰行動は適當の時機を俟ち、兩國最高統帥部商定して之を開始す。

本協定及本協定に基き發生する所の各種細則は、日支兩國獨墺敵國に對する戰爭狀態終了の時を俟ち卽ち其の效力を失ふ。

第十二條　本協定は日本文及漢文各々二通を作り對照して記名調印し、雙方各一通を保有し證據と爲す。

尙兩國軍事當局日支軍事協定第九條の「詳細事項は……之を協定す」に依つて第六條、第七條に關したその詳細の協定を行つた。

卽兩國はその軍隊の一部を派してチエック、スロヴックの救援竝に、獨墺兩國及之に加擔する勢力を排除する爲に、後貝加爾州及黑龍州に對し軍事行動を執る事とし、且つ指揮の統一協同の圓滿を期する爲に、該地方面に行動する支那軍は日本司令官の指揮の下に置く事とし、尙滿洲里方面から後貝加爾方面に行動する軍と策應する爲に、支那軍の一部は庫倫方面から貝加爾湖方

面に行動し、若し支那軍の希望かあらは、日本軍も該方面に一部兵力を派遣して支那軍司令官の指揮下に入らしむる事とした。

又兵器及軍需品に關しては、緊急止むを得ないものは出先司令官相互の協定に依つて行ふも、其他のものは東京及北京の最高補給機關から交渉して行ふ事とした。衞生業務は支那側か希望すれは出來得る限り便宜を供する事とし、軍隊輸送に關しては南滿洲鐵道に依つて輸送せらるる支那軍隊及其軍需品は支那から、大連、營口若しくは奉天に搬出して爾後長春までの輸送は日本軍か之を擔任する事とし、東支鐵道の輸送に關しては日支協定の機關を設くる事とした。其他連絡職員の派遣、兵器其他軍需材料竝に其原料の供給一方軍の爲めに擔任したる輸送等の費用に關する協定を行つた。

兩國政府は一九一九年に至つて共同防敵終了時期の聲明を爲し、日支協同防敵軍事協定第七條に基き、第十一條第二項の戰爭狀態終了の時期に關して協定する事とし、獨墺敵國に對する戰爭狀態終了の時とは歐洲戰爭の平和會議に於て平和條約締結せられ、日支兩國之を批准し、日支兩軍の支那國境外より及同地方に駐在する協商國軍の同時に撤退する時を云ふ旨を宣言した。

尚日支軍事協定の發表當時我か政府當局は公式の說明を爲して左の如き文書を發表した。

本月始め以來支那政府と小幡公使との間に支那和平促進の見地より萬一の誤解を防止せんか爲に軍事協定發表に關する協議を開始せり。本來事軍機に屬し、且內容極めて專門的に亙れとも、大局上之を發表するは上海に於ける和平會議促進に好影響ありと認め、三月十四日午後四時を以て支那に於ては陸軍部及海軍部、日本に於ては陸海軍兩省より一切の文書を發表するに至れり。

公表文書は大正七年三月二十五日東京及北京にて發表せし協同防敵に關する交換公文に基くものにして、陸海兩軍略々同樣なるか、唯注意すへきは、陸軍の部は昨年五月十六日の協定及昨年九月六日の細目より成り、海軍の部は昨年五月十九日の協定卽ち之なり。以上兩者を通して本年二月五日及三月一日、陸軍に屬する協定第十一條、海軍の部の第八條中にある本協定有效期間に關する解釋の決定を見たり。卽ち陸海軍を通して講和條約か日支兩國に依り批准せられ兩國軍か支那國境外より撤退し、又協商國の軍隊及海軍も露領より撤退する時期を決定せり。

軍事協定陸軍の部第一條にある如く本協定は西伯利問題に關するものにして且つ同第二條にあるか如く、日支兩國全然平等たり。又同第三條に明白に支那の主權及習慣尊重を規定せ

り。又共同防敵の爲め日本出兵は戰爭終了を俟ち、支那國境外へ一律撤退する事を規定せり。陸軍の部細目、第一條にある如く日本軍も亦、支那軍司令官の指揮の下に入る場合をも豫想せり。同細目第二條に兵器及軍需品の供給は緊急止を得さるものにあらさる限り、兩國の最高補給機關の間に於て交涉する事とし、海軍に於ても兩國の平等主義、其他大體同樣にして、事純然たる軍事に屬し支那の一部に誤解ありし如く何等支那の和平を害し、若しくは何等支那の主權を損傷するか如き規定なきは多言を俟たす。一々日支兩國か聯合國共同作戰に參加して其の防敵行動を取るの便を計り、急需に應する爲なる事明文に徵して之を見るへし。

この日支共同防敵協定の結果、支那に於て參戰軍の組織となり、日本の援助の下に一大軍の編成となり、安徽派の利用する所となつた爲、日本政府は內外の攻擊を受け日支軍閥の提携として非難を受けたのてある。

第三編　其他諸國との關係

第一章　亞米利加との關係

第一節　ノックスの滿洲鐵道中立案

合衆國か滿蒙に關する外交舞臺上に現はれたのは、實に一九〇九年十一月、國務卿ノックス(Knox)の滿洲鐵道中立の提議に初まるのである。是より先、米國は日英と共に門戶開放、機會均等の二主義を標榜し、支那外交上有力なる地步を占むるに到つたか、對支貿易は遲々として進ます、尙ほ滿洲に於ける綿絲布の販賣にて日本に破れ、當時在奉天總領事ストレート(Straight)等か日本か南滿鐵道の貨物運賃率、その他に付て差別的待遇を行ひつゝありとの誤報を本國に送附したるため米國の一部社會は日本の南滿經營を嫉視し、米國の對支貿易の盛運を畫策しつゝあつた。此の年六月米國鐵道王ハリマン(Harriman)は、巴里にてノオツリン(Notrin)と會見し、自己の平生抱持せる、世界一週交通機關に關する所見を告け、國際シンジゲートを設立して、該シンジゲートに於て、東淸鐵道を買收すへき計畫を說き、ノオツリンは露國藏相ココフツオ

フ(Kokovtsov)と會見し、ハリマンに對し、ココフツォフか該提案に贊成せる旨を答へた。露國政府はココフツォフを極東に派遣して、親しく東清鐵道の現狀を視察すること〵なり、我伊藤公は哈爾濱に於て、同氏と會見したか、凶手に倒れ、ハリマン又間もなく死して、該計畫は中止せられたのである。以上の如き事情かあつた爲、ノックスか同年十一月滿洲鐵道中立の提議を列國政府に送つた時、是等の計畫か、成功すへき望絶無てはなかつたのてある。該提案は初め英國政府に送られ、同國政府は主義に於て該提案に贊成するか、先つ關係國の意向を質さねはならぬと回答した。ノックスは此回答を見て大に樂觀し、英國政府に送つたと同一の公文を露、獨、佛及日本に送つて、その贊成を求めた。其の提案の內容は、

一、滿洲に於ける一切の既成鐵道は、之を清國に於て買收し、永く中立の地位に置きて國際團に於て之を管理すること。

二、錦州より齊々哈爾を經て、愛琿に到る鐵道を布設すること。

三、第一の既成線買收及び第二の錦愛線等凡て清國に取りて、布設を利益とする未成線布設に必要なる經費は列國より供給すること。

てあつて、米國は是に依つて日露清三國間に横はる一切の紛爭葛藤の因を絕ち、各國は門戶開

放、機會均等の確證を得、清國は其の主權を維持し、平和に領土内の發展を遂くるを得へしとなしたのである。されと斯の如き重大なる問題を諮るに當つて豫め關係國の意志を質さすして、曩に英國政府に送つた文案と全く同一の公文を獨、佛、露及日本に送つて、その同意を求むる如き事は、殆んと國際的慣例を無視したもので、遂に日露兩國の反對に會つて挫折したのてある。ノックスは滿洲中立の提議と共に錦愛鐵道附設の議を以てし、日露にして若し滿洲中立の議を贊成せすは、他國は新に錦愛鐵道を附設して、滿鐵線と競爭を開始すへきを示し、日露の承諾を強んと試みたのである。ノックスの提議は、一の矛盾を含めるものにして、滿洲鐵道中立問題は、錦愛鐵道敷設問題とは全く其の性質を異にし、滿洲鐵道中立の議に付ては關係國及支那の承諾を要する事てあるか、錦愛線の敷設の議を列強の承認に訴ふるか如きは、殆んとポーツマウス條約第四條の滿洲開放の規約を否認し、該地に於ける清國の主權を排除するか如き結論に達する理てあるから、兩者は同一の主義の上に立つものと云ふを得ない。この故に在露米國大使ロックヒル(Rockhill)は本國政府の精細なる訓令を得る事を得す、自己の裁量にて先つ滿洲中立のみを提議したか、佛、獨、日には兩案同時に提出せられたから、露國は直に在外公使から、錦愛鐵道の提議に關する報告を得、米國か露國に限て、該案を同時に提示せさる眞

意を疑ひ、米國政府の提議を以て露國に不利を與ふるものとなし、益々日本と接近し兩國政府は熟議の上一九一〇年一月二十一日明白に米國の提議を拒絶したのである。

加之一九一〇年七月四日第二日露協約成りて、兩國は滿洲の現狀維持に努むへきのみならす現狀の破壞者に對して、共同防衞の地位に立つ可き旨を盟約し、同年八月二十一日、日本は韓國を併合し露國は蒙古自治問題を提議し、清國の朝野を震動せしむると共に、支那の有識者をして初めて米國式の言論外交の、未た國際關係を動すに足らさるを知らしめたのである。

第二節　錦愛鐵道問題

米國は滿洲の中立問題に就ては、日露の爲めに失敗したか、錦愛鐵道に付ては益々其の運動を激烈にし、其の勢ひ南滿洲に於ける商工權を日本人の手より奪はすんは止まさるか如き有樣てあつて、奉天總領事てあつたストレートを舉けて、米國資本團の代表者とし、錦愛鐵道は是非とも布設せさる可からすとなしたのである。是より先露國か東清鐵道を布設するや、清國は吉林より長春を經て新民府に到る、平行鐵道を布設し、以て東清鐵道に當らんと企てたか、露國の爲に機先を制せられて、其の布設權を奪はれた。日露戰後、南滿洲に於ける日本人の勢力

日に益々盛なるを以て、清國政府は新民府から法庫門を經て、北滿洲に達する鐵道を布設し以て南滿鐵道の效果を沒却せしめんと計つたか、日本の抗議を恐れ、英國シンジゲートを誘ひ、其の資本を用ひて之を布設し、英國の力に依り日本をして異議なからしめんと企てたか英國は新民府法庫門間のみの布設を承諾して、其の以北は之を肯せなかつたから、清國の計畫は水泡に歸した。然るに清國官民の間には、猶該策に戀々たるものかあり、又當時英國シンジゲート代表者たりしブランド(Brand)氏は其の失敗の爲、鬱々として北京に僑居せる時てあつたから、ストレートはブラントに說くに、英米二國力を併せて、該鐵道を布設せん事を以てし、遂に二人提携して東三省總督錫良を動かして、之を清廷に奏請せしめたるに、當時鐵道外借償還論盛てあつて、本鐵道は利權喪失の點よりするも、不可なるのみならす、巨萬負債を外國に起し人煙稀少なる東部蒙古の曠野を横斷する大鐵道を布設するも、何等の利益かないと論するものもあつたか、親米論者及排日論者の運動に依り、一九一〇年一月二十一日、布設裁可の上諭出て同年四月には細目の取極を完了した。錦愛鐵道敷設の目的は、米國人は自國の利權を滿洲及ひ東部蒙古に扶殖せんとし、支那人は是に依つて日露兩國の利權を滿洲及ひ東部蒙古より排除せんとするにあつた。而して何れより見るも、南滿洲に於ける日露兩國の鐵道の效果を減殺せんと

するものに外ならさるものてある。今本鐵道の路程を示せは左の如くてある。

錦州―小庫倫	一九七哩
小庫倫―鄭家屯	二一八哩
鄭家屯―洮南府	一四〇哩
洮南府―齊々哈爾	一五八哩
齊々哈爾―愛琿	二五〇哩
合計	九六三哩

卽ち本鐵道は、南滿鐵道に對しては、營口より寛城子に到る三百二哩の間平行を爲し、相去る近きものは直徑六十哩、其の遠きものは一百五十哩、平均一百哩許なるか、露國の東支鐵道に對しては寛城子より哈爾賓に到る一百四十八哩の間平行し、其の相距る平均一百六十哩、哈爾濱より齊々哈爾に到る一百六十八哩間は殆んと直角をなして居る。從つて東支鐵道に於ては黑龍江省東部蒙古北邊より盛京省の西南部及ひ北支那各省に到る可き貨客を奪はる可く、南滿鐵道にあつては、黑龍江省及ひ吉林省の西北部と、盛京省の西南部及北支那各省との間に、往來すへき貨客を奪はるゝのみならす、滿蒙交通の中樞市場たる鄭家屯を中心させる、東部蒙古

一帶の貨客を失ふに到るのてある。

本鐵道布設に關する淸國政府の照會に接したる、日露兩國は極めて愼重の態度を以て、自重考究し、日本に於ては米國のみにて、之を布設するを好ます、日本も其の計畫に加入すへしとの論かあつたか、露國政府は斷乎として反對の態度に出て、峻烈なる抗議を提出して曰く、是東部西比利亞に於ける露國の領土及ひ滿蒙に於ける同國の利權を不安ならしむるものなるを以て之を承認する能はす云々、と答へ、列國凝視の焦點たる滿洲に於て、日露兩國と何等協議する事なく著々として其の功を收めたる、米國の政策も茲に於て、再ひ蹉跌し、米國政府は特にストレートを露京に派して、露國政府の同意を促かしたるも、露國政府は遂に之に應せす爲に本問題は何時しか立消の姿となつたのてある。

第三節　滿洲企業振興借款

滿洲鐵道中立案に失敗し、錦愛鐵道布設に不成功てあつた米國は、猶其の當初の目的を捨てす、一九一〇年一月遂に幣制改革及ひ滿洲企業振興資金として、五千萬弗の公債を引き受けんと計畫した。當時淸國は財政の困難其の極に達し、意頗る動いたか、米國は日露の勢力範圍に

於て單獨投資を行ふの容易ならさるは、屢々苦き經驗を嘗めたる故、先つ英、佛、獨等の諸强國を誘致するの必要を感し、米國資本團代表者なるストレートをして、百方畫策せしめたる結果、從來楊子江一帶及其以南に於て、鐵道布設、礦山採掘等に關し、競爭の弊に堪へずして、列國合同せんとする際てあつたから、獨亞銀行、香上銀行、佛國印度支那銀行等は遂に之に加入し茲に所謂四國銀行團なるものを組織し、一九一一年四月十五日、一千萬磅の大借款契約の調印を終り、同月二十四日四十萬磅の前渡金を交附した。

四國幣制實業借款要目

一、債權者　(英)香上銀行(佛)印度支那銀行(獨)獨亞銀行(米)インターナショナル、バンキング、コーポレーション、紐育ゼー、ビー、モルガン會社、インロエブ會社、第一國立銀行、國立市民銀行

二、起債額　一千萬磅

三、利率　年五分

四、手取額　額面百磅に付九十五磅の割合

五、銀行手數料　銀行團は元利償却に關する手數料として每年取扱高の四萬分の一を受く

へきこと。

六、擔　保

イ、東三省煙草及燒酒稅年額　一百萬兩

ロ、東三省生產稅年額　七十萬兩

ハ、東三省消費稅年額　八十萬兩

ニ、支那全省に於ける鹽の新附加稅年額　二百五十萬兩

合計庫平銀　五百萬兩

七、償還期限　十年据置、第十一年目より三十五年間とす

八、特種條件　本銀行團は滿洲に於ける投資企業に關し他國資本家に對し優先權を有す

銀行團は幣制改革に關し監督官を選任し之を監督せしむ

九、用　途

東三省	幣制改革	二、〇〇〇、〇〇〇磅
同	農業振興費	一、四〇〇、〇〇〇磅
黑龍江開墾費		四〇〇、〇〇〇磅
東三省	防疫費轉補	三〇〇、〇〇〇磅

黑龍江省及東部蒙古金鑛採掘費　二〇〇、〇〇〇磅
東三省燒酒砂糖紙改良費　一〇〇、〇〇〇磅
支那全國幣制改革費　五、六〇〇、〇〇〇磅

契約第十六條に於て、滿洲の企業投資に關して銀行團に優先權を與へたる事と、東三省に生産消費各税を起し、又煙草、燒酒等重要する擔保諸税を擔保とするは、日露兩國の滿洲に於ける優越なる地位と其權利とを蹂躪し、其の利益を壟斷するものであるから、日露兩國は共同して、右規定の兩國特殊の利權を侵害するものなる事を四國に指摘して、其の反省を求めた。是に於て四國銀行團も第十六條其他擔保に關する規定を變更するに非ずんば、到底契約の履行困難であるから、種々考慮を廻して其の善後策に腐心しつゝあつたが、十月遂に革命亂が起りし爲僅に四十萬磅を前渡したのみで本公債は之を發行するに到らず、米國の第三次の計畫も亦破れたのである。

第四節　日米協同宣言

日露戰爭後、米國の日本に對する態度一變し、その極東政策に對する相手國として、日本を敵

視するの狀かあつて、滿洲鐵道中立問題、錦愛鐵道問題、四國借款團問題に相續て、滿洲に於ける日本の勢力に對抗せんとする勢を示し、一方宗敎に、敎育又慈善事業に於て、全力を盡して支那人心の懷柔につとめ、親米排日は支那一般の輿論として、動す可からさる勢を成した。殊に支那か共和國建設の時は、率先して是を承認し、國體の同一を以て、益々其の親密を深くした。かくて米國は日本の對支外交の牽制を事としたか、歐洲戰爭起つて、日本又之に參加するに到るや、米國は日本に通告して、日本か支那に於て領土を擴張するの目的を有せす、機會均等主義を破らさる事等を要求し來た。日支交涉起るや、米國の輿論は、支那に對して多大の同情を表したか、殊に在支米人は、日本に不利なる言行をなすもの少なからすあつた。

於是、日本は極東に於ける其の地位を確保する爲米國と協定するの必要を感し、一九一七年石井特命全權大使を派して國務卿ランシング(Lansing)と協定する處あらしめ、遂に日米共同宣言となり我外務省は同年十一月七日之を發表した。

石井ランシング協定

以書翰致啓上候、陳者支那共和國に關して貴我兩國政府の共に、利害を感する諸問題に付、本官は先に最近閣下との會談中、意見の一致したるものと了解する所を、茲に閣下に通報するの光榮を有し候。

近來往々流布せられたる有害なる風說を一掃せむか爲、閣下及本官は茲に支那に關し、兩國政府の等しく懷抱する希望及意向に付、更に公然たる宣言を爲すを得策なりと思惟す。

合衆國及日本國政府は、領土相接近する國家の間には、特殊の關係を生ずる事を承認す、從つて合衆國政府は、日本國か支那に於て特殊の利益を有する事を承認す、日本の所領に接近せる地方に於て殊に然りとす。

尤も支那の領土主權は完全に存在するものにして、合衆國政府は、日本國か其の地理的位置の結果、右特殊の利益を有するも、他國の通商に不利なる偏頗の待遇を與へ、又は條約上支那の從來他國に許與せる商業上の權利を無視する事を欲するものにあらさる旨の、日本國政府累次の保證に全然信賴す。

將た又凡そ特殊の權利又は特典にして、支那の獨立又は領土保全を侵害し、若しくは列國臣民又は人民か商業上又は工業上に於ける均等の機會を完全に享有するを妨礙するものに付ては兩國政府は何國政府たるを問はす、之を獲得するに反對なることを互に聲明す。

本官は貴我雙方間に意見の一致せるものと了解する、前記各項に對し、閣下の確認を得むことを致希望候。

本官は玆に閣下に向つて敬意を表し候　敬具。

一千九百十七年十一月二日

在華盛頓國務省に於て　ロバート、ランシング

日本又同一の宣言をなした、是に依つて合衆國は、日本か支那に對して有する特殊なる地位を認容し、殊に日本か滿蒙に對して、有する特殊利益を承認するに到つたものであつて、日露戰爭以後數次に渡つてなした米國の對滿政策を放棄したりと認むへきものである。然れ共是形式的の意義にて、特殊なる利益なる語も、合衆國は日本か支那に接近する事實より生する自然的利益例へは同文同種、距離の接近等なりとなし、其以上政治的法律的意味なしとは、米國上院にてランシングの宣言せる所にて、かくの如くはこの宣言も一片の空文に等しいのである。

石井ランシング協定をして、如何なる意味を有せしむへきか、亦如何に解せしむ可きかは、日米間の實力問題及日米支の國際關係に依つて定まる所てある。唯外交上、條約上の意味に於ては本協定は重大なる意義を有するものにて、各國新聞は日本の成功を稱したのてある。然るに支那政府は日本より、右協定の内容を示さるゝや、直に一の宣言をなして之に抗議した。卽ち支那一部の有識者は、この日米協定に關し、支那を主題として任意に意見を交換し、宣言を發

表せるか、宣言の內容如何を論せす、支那より之を見れは非常の事てある。然るに日米兩國よりは支那に對して何等の通告なく、一兩日前漸く日本の內示に依つて、之を知つたのてある。支那は此際一種の宣言をなし、國家の地位を留保せさる可からす、一獨立國に對して甲國か乙國の特別關係、特別利益あるものと爲せるは外交上の一新例てあつて、之を承認せは支那は、將來困難なる地位に陷る可しとの議盛となり、六日の國務會議に、日米協定報告の際、閣員間にも此意見を發表せるものかあつたか、九日正午外交部は左の宣言書を發表した。

最近日米兩國政府は、誤傳を息止する目的を以て、米京に於て中國に對する意見に關して照會を交換し、竝に北京駐在日本公使より前項照會の原文を中國政府に通告せり。中國政府は誤解を除かんか爲、自ら將に此期に際して、聲明し以て左の如く中國政府の意見を表示すへし。

中國政府は各友邦に對して、曩に公平平等の主義を持す。故に各友邦の條約に基き得る所の利益は一律尊重せらるへし。卽ち領土接壤に依り、國家間に特殊關係發生するとも、亦專ら中國條約の旣に規定する所のものを以て限りとす。竝に再ひ聲明す、今後中國政府は依然として從來の主義を保持し、中國政府は他國の文書の互認に依りて拘束せらるゝ所あらす。

右は八日支那政府より、日米兩國公使に通告せる處てあるか、九日夕刻米國公使は支那政府

に、日米協定の交換文書を移牒するに當り、左の如き説明書を附したと云はれる。

「遣米日本大使一行の米國に渡來せる爲、極東に於ける日米の利害に關して、自由に討論するの機會を得たり。日本大使は日本の政策か侵略主義に非さること、日本の地理的關係より生する特別なる關係を商業上若しくは間接の利益に利用するの意志なきを一般に宣言せり。斯の如くにして、日本の代表者は在來獨逸人の流布せる謠言により疑惑を示せる諸點を外交上一掃したり。斯の如くにして日米兩國政府は門戶開放主義を維持せる事、竝に支那に於ける商工業上如何なる國の國民に對しても機會均等を充分に有せしむることを維持するを宣言せり。支那に於ける日本の商工業上の發展は、日支兩國の地理的關係上他國人民の同樣の事業に比較して便宜なるは明白なり。日米兩國政府は此好機會を以て、支那に關する兩國の關係に付、意志の發表をなし、之を交換し其結果を新日米宣言の中に記述して今之を通牒す。此新宣言中の意味は說明を要せさる可し、右は門戶開放主義を茲に再ひ明にせるのみならす、ウキルソン(Wilson)大統領か明白に宣言せる如く、永遠の國際關係の平和を要素として、支那に於ける主權及領土の保全に關し何等干涉を爲さゝるの主義を包含せしめたるものなり」と、尙特殊利益なる語に對しラインシュ(Reinsh)公使の照會に對し、米國政府は特殊利益とは、日本

國民か支那と地理的に接近せる干係より商業上、工業上、特別關係あるを指したるものにして別種の説明を與ふる要なしと答へた。然るに在米日本大使館の發表せる所に依れは、特殊利益なる語に重を置き、米國か支那に於ける日本の優越的地位を認めたるものとし、日本一般の輿論も宣言の前文に重きをおき、米國か日本の支那に於ける、殊に滿蒙に於ける優越的地位を認めたるものとし、日本外交の大成功として之を喜ひ、日本の東洋に於ける地位を確立したるものとなしたのてある。

協同宣言に對するかくの如き解釋の差異は、將來或は紛議の源となる可く、其の解決如何は我對支外交上至大の意義を有するものと云ふ可きてある。

第二章　英國との關係

英國の對支關係

一　英國の支那に對する關係　最も深く支那をして世界の經濟的、政治的交涉の中に導きし主たるものは、實に英國である。然し英國はその歷史的、地理的關係上、多く力を楊子江沿岸に雪き、楊子江流域に於ける英國の權力は牢として拔く可からさるに到つたか、滿蒙に於てはその勢力振はす、一八九九年四月には英露協商を結んて、英國は長城以北に於ける鐵道布設に付、決して露國と競爭せさる事を約し、專ら力を楊子江方面に盡したのてあつて、この前年結んた山海關牛莊鐵道借款に依つて、京奉線に對して出資せるのみてある。

英露協約

英露協商は、一千八百九十九年四月二十八日、在露京英國大使チャーレス、スコット(Charles Scott)と露國外務大臣ムラヴヨフとの間に締結せられたるものてあつて、其の大要は次の如くてある。

一、大不列顛國は自國の爲にも、若は大不列顛國臣民の爲にも、若くは他の者の爲にも、支那の長城以北に於て鐵道敷設の許可を要求せす。且つ其の地方に於て露國政府の支持する鐵道許可に對する要求を直接若しくは間接に妨礙せさる事を約す。

二、露西亞國は自國の爲にも、若しくは露西亞國臣民の爲にも、若は其の他の者のためにも

揚子江流域に於て、鐵道布設の許可を要求せす。且つ其の地方に於て大不列顛國政府の支持する鐵道敷設の許可に對する要求を、直接若は間接に妨礙せさることを約す。

卽ち相互に鐵道布設の勢力範圍を決定せるものて、以て如何に英國か滿蒙に熱心ならさりしかを知るに足るのてある。

然るに北清事變後、露國か滿洲に兵を入れ、次て朝鮮をも掩有する勢を示すや、英國は日本と結ひ日本をして露國を防かしめんとし、遂に日英同盟を結ふに到つた。

其の條項を擧くれは。

一、兩締盟國は相互に淸國及ひ韓國の獨立を承認し、全然侵略的趨向に制せられす、兩締盟國の特別なる利益の侵迫せらるゝ場合は兩國何れも此か擁護に必要なる措置を執るへし。

二、各自の利益を防護するために、兩締盟國の一方か若し別國と戰端を開くときは、他の締盟國は嚴正中立を守り、併て同盟國に對して他國か交戰に加はるを防くに努むへし。若し他國か交戰に加入する時は、他の締盟國は來りて援助を與へ、協同戰鬪に當り講和も亦相互合意にて之を爲すへし。

露國は是に對抗せんか爲めに、同國三月二十日を以て宣言書を發して、淸韓兩國の領土保全

及門戸開放を基礎とする、日英協約を滿足を以て迎ふると共に、之れ又露佛兩國の極東に於ける特殊利益の保障たるを信し、第三國の侵入ある場合、若しくは清國內亂の新に發生して其の保全を危くし、且つ露佛兩國の利益を不安ならしむる場合には、兩國政府は協力して、右の利益を保護す可しと述へ、以て露佛同盟の範圍を擴張して其の效力を極東に及ほす旨を聲明した。

斯くして英國は滿蒙を中心とする、外交舞臺の上に立つたか、日露戰後一九〇五年、日英同盟は支那本部を中心とし英國は滿蒙の外交舞臺より去つたのである。

錦州朝陽間鐵道問題

二 錦州朝陽間鐵道問題　其の後ノックスの滿洲中立の提議の際、英國は自重して動かす、關係國たる日露兩國の意向を尊重し、錦愛鐵道問題に付ては英國の資本家は米國と提携して活動したか、遂に成立しなかつたのである。

一九一四年春英國資本家か我か勢力範圍たる滿蒙地方に於て、錦州熱河、北京熱河間の鐵道布設權を得たりとの說爀なりし頃、我か外務省は次の如き聲明をなしたか、是に依つて英國か錦州朝陽間の鐵道布設權を得たるを知るのである。

日本外務省の聲明

過般來內外新聞紙上に、英國資本家か南滿洲及東部內蒙古を通過する鐵道に關し、何等か

の利權を獲得したるものゝ如くに傳へらるゝ所、前記地方に對しては、帝國に於て夙に特殊の利益を有するを以て、帝國政府は既に之を列國に聲明し、常に右特殊利益の擁護增進に付機宜の措置を執る事を怠らさるのみならず、列國に於ても亦同地方に對する我特殊の地位を諒認し居れるを以て、苟くも豫め先つ我に謀ることなくして、鐵道の如き經濟上又は軍略上重大なる關係を有する企畫に關し、自國資本家に援助を與ふるか如き事斷して之なかるへきは、帝國政府の確信する處なり。

尤も客年二月中、英國政府より中英公司に於て、錦州朝陽間の鐵道を京奉鐵道の枝線とし、て經營し度き希望を有し居る趣を以て、帝國政府の意嚮を承知したき旨申出ありたるに付、帝國政府に於ては、篤と審議の結果、右計畫線か僅か八十哩の短距離に止まると、且つ多年英國資本の關係せる京奉鐵道の枝線たる事實に顧み、之に同意を表することゝし、同時に右計畫線か帝國に於て特殊の利益を有する滿蒙地方を通過するものなるの事實に鑑み、我か利益擁護上相當保留を爲す必要を認め、卽ち同年三月中英國政府に向て、帝國政府は前記鐵道に對し異存なきことを言明すると共に、將來之を延長する場合には、豫め帝國政府に協議すること、並に若し之に對し英國以外の外國資本家參加するか如き場合には、日本資本をも參加せしむる事を

提議せさるへからさる旨を述へたるに、英國より之を諒承せる旨回答し來れり。

本年二月中喧傳せられたる英國資本家に於て、北京より熱河を經て赤峰に到る鐵道に付、支那政府との間に借款商議中なる旨の報導及最近新聞紙上に問題となり居る英國資本家か錦州熱河間及熱河北京間の鐵道に關し何等かの利權を獲得したるやの報導は、孰れも全然事實無根なることを帝國政府に於て確むることを得たり」と。

錦州、朝陽間の鐵道は單に之のみにては、京奉線の一支線にすきないか、將來赤峰に延ひ更に北方に到らは滿鐵競爭線として、重要の意義を有するに到る可きものてある。

國際關係　終

附錄

滿蒙に關する國際條約

附錄　滿蒙に關する國際條約

甲　露　支　間

第一　カシニー條約（光緒二十二年八月／露暦一八九六年九月三十日）

淸國皇帝陛下は日淸戰爭の終局に方り露國皇帝陛下の庇護に賴り夥多の恩惠を享受したるなり兩國の邊境に於ける交通及貿易を處辦して相互の利益を擧けむと欲し兩國の親誼を益々鞏固にせむか爲めに或事宜を妥協せんことを命せり之に因りて淸國皇帝陛下は特に軍機處大臣に全權を賦與し淸國の朝廷に派遣せられたる露國皇帝陛下の全權公使カシニー伯爵と會同し兩國間貨物の運輸を圓滑にして併せて邊境及海岸の防備を堅實ならしむる目的を以て東三省の鐵道西伯利亞鐵道と聯絡するに關するの事宜を諾約せしめ兼て日本をして遼東及其の附近の島嶼を還付せしめたる露國の援助報酬として或る特權を該國に讓與するを得せしむ。

第一條　露國の西伯利亞鐵道は將に竣工せむとするを以て淸國は其鐵道を淸國の境界內に延長するを露國に許可することに同意す。

一は露領浦潮斯德港より淸領吉林省琿春府に至る迄而して同府より西北吉林省の首部に至る迄とす。

二は西伯利亞に於ける或都府の鐵道停車場より清領黑龍江省愛琿府に至る迄同府より西南齊々哈爾首部に至る迄同府より吉林省伯都訥府に至る迄同府より東南吉林省首部に至る迄とす

第二條　露國に依りて清領黑龍江及吉林兩省に至る迄築造せらるゝ鐵道は悉く露國の單獨なる出資に依りて敷設せらるへし而して其築造及規則は全く露國の方式に準據すへし清國は毫も之に干涉せす而して全體の監理は三十箇年一に露國の掌中にあるへし其期間滿了せは清國は必要なる資金を準備し該鐵道の適當なる評定價格に從ひ鐵道及之に附屬する運轉車輛、機械房屋、建物等を買收することを得へし但し清國か其の如何なる方法を以て買收するかは將來更に商議すへし。

第三條　清國は山海關より盛京省の首部奉天に延長せむと欲する鐵道を有す爾後清國にして自ら此鐵道を築造するを不便なりとせは清國は露國をして資金を調達し清國の爲めに其鐵道を敷設することを許可す而して清國は十箇年後に至りて此鐵道を買收することを得へし此鐵道の經過する線路に關しては露國は清國か吉林より奉天府牛莊等に至るの鐵道に就て旣に踏査したる測量に從ふへし。

第四條　清國か山海關より牛莊、蓋平、金州、旅順口及大連灣に敷設せむとする鐵道及其附屬

物は兩帝國の通商の便宜を謀らむか爲め露國の鐵道規則に準據すへし。

第五條　露國に依りて清國領土內に築造せられたる鐵道に關し其の經過する線路は常の如く清國地方文武官に依りて保護せらるへし且つ彼等は諸所の停車場に於て露國の文武官及工事に從事する凡ての技師職工等に百般の便宜と援助とを與ふへし然れ共該鐵道は大部分は磽确にして人口稀薄なる地方を經過するを以て清國官吏は常に必要なる援助を與ふること困難なるを以て露國は其鐵道財產を益々能く保護する爲諸處の必要なる停車場に於て步騎の特別大隊を駐屯せしむることを許可せらるへし。

第六條　該鐵道に依り兩國より輸出し及兩國へ輸入する貨物に對して徵收する關稅に關しては同治皇帝治世の第一年二月初四日に批准せられたる兩國陸上運輸に關する露清通商條約に依りて制定せられたる章程に準據すへし。

第七條　從來黑龍江及吉林二省及長白山に於て鑛物採掘を禁するの規則あり然れとも條約批准後は露國人民及清國臣民共に前顯何れの鑛物をも採掘するを許可せらるへし然れとも採掘前先つ清國地方官に請願すへし而して該官は清國本部に實施する鑛物條例に依り必要なる護照を與ふへし。

第八條　東三省に於ては泰西の方式に依りて訓練せられたる大隊ありと雖も尙地方軍隊の大半は清國の舊制に依りて辨理せられたる者なるを以て清國將來泰西の方式に從ひて該省全體の軍隊組織を改革せんと欲せは其目的を以て露國より適當なる軍事士官を傭聘すへし而して此條約の標識とすへき規則は兩江省（廣湖）に於て現に傭聘する獨逸士官に關する章程に準據すへし。

第九條　露國は未た嘗て亞細亞に於て結氷せすして周年開放したる港灣を有せす故に此大陸に於て俄に軍事起ることあらは露國の東洋及太平洋艦隊は自由に運動すること自ら困難となるへし淸國は之を熟知するを以て一時山東省膠州灣を露國に貸與せんと欲す而して其貸與の期間は十五箇年を以て限りとす此の期間滿了後淸國は露國か該灣占有中築造したる軍營、倉庫、機械、房室、船渠を購買すへし然れとも軍事の慮なき時は露國は列國の嫉妬猜忌を惹起すへき機會を忘却せむか爲め直に該灣を占有し而して該灣を支配する諸要點を把握することなかるへし賃貸金額及之を支拂ふ方法に關しては將來議定書を以て更に妥協すへし。

第十條　旅順口及大連灣竝其附近の地方は軍事上の要害なるを以て淸國は將來の危險を慮り極めて速かに適當なる防備を施し其堡塞等を修築せさるへからす而して露國は此の二港灣を保

護する爲め凡ての必要なる援助を與ふへし且つ又何れの列國と雖之を侵撃することを看過せさるへし然れとも將來事情切迫して露國か俄に從事するに至らは淸國は露國をして一層容易に敵を攻撃し併せて自國の位置を防禦する爲め一時該灣内に陸海兵を集中するを許可することに同意す。

第十一條　然れとも露國の關係する軍事の慮なき時は淸國は旅順口及大連の管理に對して全支配權を有す可し而して露國は如何なる方法を以てしても之に干渉すへからす但し東三省の鐵道築造及其の鑛物採掘開坑に關しては露國は此條約締結後直ちに又其人民の任意に從事することを得へし而して前顯地方を旅行する露國の文武官商人等は何處に旅行するとも淸國地方官の權内に在る凡ての保護の特權及便宜を享受すへし此等の官吏等は其途上に障礙を爲し前顯露國官吏及商人の旅行を遲延せしむ可らす。

第十二條　此條約か淸國及露國兩皇帝陛下の記名調印を得たる後は之を包含したる各條項は直に有效となるへし而して旅順口、大連灣及膠州灣に關する條項を除き其他の條項は兩帝國の諸地方官へ通知せらるへし又批准交換の場所は將來更に議定せらるへし。
但し交換は六箇月以内に之をなすものとす。

第二　旅順大連灣租借に關する露清條約（光緒二十四年三月六日 露曆一八九八年三月三十日 北京に於て調印）

大清國大皇帝大露國大皇帝は更に兩國の交誼を敦ふし互に相助くるの法を議せむか爲大清國大皇帝は總理各國事務大臣太子大傅文華殿大學士一等肅毅伯李尙書銜戶部左侍郎張を全權大臣となし大露國大皇帝は清國駐剳露國代理公使全權大臣內延郞パブロフを全權大臣と爲し各其の有する所の全權委任狀の妥當なるを認め條款を商定すること左の如し。

第一條　露國海軍を保全する爲清國北部の海岸に於て根據と爲すへき地を有する爲大清國皇帝は旅順、大連灣及附近の海面を露國に貸與することを承允す但し露國は斷して貸與地に於ける清國大皇帝の主權を侵さゝるへし。

第二條　以上の理由に依り借用する處の土地の境界は大連灣以北の陸地に於て借用地の守備に適當なる地を選ふへし而して其距離若干里を要すとせは若干里を隔つことを准す其的確なる境界及本條約に關する詳細の事項は記名調印後聖彼得堡に於て許公使（駐露公使）と商議の上別に取極を爲すへし此境界議定の後其線內に劃入せられたる土地及附近の海面は專ら露國の借用に歸するものとす。

第三條　借地の期限は本條約記名調印の日より起算して二十五年を以て限りと爲す然れとも滿

期後兩國商議の上更に延期することを得。

第四條　借用期限中借用地及附近の海面に於て海陸軍隊を指揮し竝地方を治理する大官は全く露國より一人に責成して辦理せしむ但し總督巡撫の名目を附するを得す而して清國は此境內に何等の軍隊をも駐屯せしむるを得す清國人の去就は其の自由に任せ之を驅迫するを得す若犯罪者あるときは該犯罪者を最寄清國地方官に交附して處分せしむ其處分法は咸豐十年清露條約第八條に據るへきものとす。

第五條　借用地界以北に於て一の中立地を定む此の地の境界は聖彼得堡に於て許公使と外務省と商定すへし此中立地內に於ける一切の吏治は全く清國官吏に歸す但し清國の兵は露國官吏に協議をなささるに於ては中立地內に來るを得さるものとす。

第六條　兩國政府は旅順口を以て專ら軍港と爲すことを承允したる上は露清艦船に之か享用を許すと雖も各國の軍艦、商船に對しては不開港となして猥りに出入を許ささるへし大連灣に至ては港內に於ける一ヶ處のみ旅順口の例に照し專ら露清軍艦の用に供し其の餘の場所は通商港と爲し各國商船に自由に往來することを許す。

第七條　露國は租借したる土地に於て旅順、大連灣の二港を最も要害の地と認むるに依り海陸

軍隊の兵舍を建築し砲臺を築造し守備兵を配置し總て必要なる設備を爲し以て着實の防禦を施し並自費を以て燈臺其他航海の安全を保する爲必要なる各種の標識を設くへし。

第八條　清國政府は光緒二十二年准す所の清國東方鐵路公司か鐵路を建造するの理を以て本條約記名調印の日より該幹線の一停車場より大連灣に至るまて或は必要なる所を酌量し此の理を以て該幹線より遼東半島、營口、鴨綠江中間の沿海に於ける便利なる一地方に至るまでの一枝線を敷設することを承允し總て光緒二十二年八月初二日清國政府と露淸銀行との條約の各項は以上接續する枝線に於て確實に施行すへし其敷設の方向及經過すへき箇所は許公使より東方鐵路公司と商議の上之を定む但し此枝線敷設を許すと雖之に因て永遠淸國の土地を侵掠することを得す亦大淸國大皇帝の有する權利を妨碍することを得す。

第九條　本條約は兩國全權大臣交換の日より施行す本條約批准書に記名調印の後速に聖彼得堡に於て交換すへし玆に兩國全權大臣は淸露兩國文を以て本條約各二通を作り記名調印して證と爲す兩國の文字は對照誤謬なきも解譯のときに於ては露文を以て本となす本條約は北京に於て二通を作る。

第三　旅順、大連灣租借に關する續約　（光緒二十四年三月十七日 露曆一八九八年四月二十五日）

第一條　原約第二條の露國に租與の旅順口及大連灣遼東半島の陸地は　北界遼東西岸亞當灣の北より亞當山脊を穿ち（山脊も租地內）遼東東岸貔子窩灣の北端に至る租地附近の水面、陸地、周圍の各島も露國の使用を准す兩國は委員を派し實地に付て境界を定む。

第二條　北京締約第五條の中立地は本約第一條區域の北界に始まり　西は蓋州河より岫巖城を經て大洋河に至り河の左岸に沿ひて河口に至る區域たり而して河は中立地の內に屬す。

第三條　露國は西伯利亞鐵道枝線の終點は旅順大連に至るも　半島海岸の別所に至らさることを承允す又兩國は枝線經過地方の鐵道利益を別國人に讓與せさることを約す　清國の山海關鐵道の延長して枝線附近に至るは露國の干與せさることを諾す。

第四條　露國は清國の請により清國自ら金州城の政治を行ひ警察を設くることを允すも清國兵は金州を退き露國兵之に代るへし　金州城の居民は金州及租界北界に至る各道路を往來し竝露國に使用を許したる水路を日常需要するの權あるも海岸を兼用すること無し。

第五條　清國は左の事を承允す。

一、露國は承諾なく中立地を別國人に讓與又は使用せしめす。

二、中立地東西の沿海港灣を別國通商場となさす。

三、露國の承諾なく中立地內に造路、開鑛及工商に關する利益の讓與を爲さす。

第六條　以上の各項は淸文露文正本各一通を作り兩國全權大臣署名調印し見解に爭あれは露文を以て證となす。

光緖二十四年閏三月十七日

第四　遼東半島租借地境界議定書（光緖二十五年三月二十八日 露曆一八九九年四月二十五日）

露國政府は特に委員として淸國軍事視察員督辦營務處副將官俄高格及督辦營務處游擊官伊林思齊を派し淸國政府は特に委員として花翎道員用候補知府福培、花翎知府用前署金州廳海防同知徐景濤を派し各其の本國の命を奉し會同して遼東半島露國租借地の北界を踏査し（露曆一八九八年三月十五日 淸曆光緖二十四年三月六日）の北京條約第一條に照し實地に就き境界を劃定し界域を標明するため境界碑共計三十一箇を立て露國字母を以て順次記號を符し阿より額に至て終る又小界碑八箇を立て數字を以て記號を付し一より八に至て終る茲に該委員等は旅順口に會し右の條款を議定す。

第一條　（露曆一千八百九十八年四月二十五日 淸曆光緖二十四年閏三月十七日）彼得堡追加條約第一條に照し遼東半島露國租借地の陸地北界は半島西岸の亞當灣北岸より起て東に向ひ其の間北に偏し南に偏し半島東岸の貔子窩北岸に至て終る阿號境界碑（即淸國第一碑）を五湖嘴八防風山（亦亞當山と云ふ）極南の山頂に立つ棄房身屯西端の西南

を距ること二百六十露丈（即羅鏡四十度）棗房身より高家屯車道の北に向ひ九十露丈瓦號境界碑より起る界線は一面は南に向ひ亞當灣北岸に至り直に英國海軍二千八百三十三號地圖に記する四百三十英丈の高さなる陰嶺山頂に出て一面は北に向ひ徵く東に偏し防風山背に順て行くこと長さ六百四十露丈なり竝防風山背極北の頂上に於て第一の小境界碑を立つ二道嶺子、棗房身の兩屯を距る事老爺廟車道口の南に向ひ四十五露丈より北境界碑より起る界線は多く東に偏し黃衣山南坡の亂葬岡（即義地岡）に向ひて行く亂葬岡東園牆の巴號境界碑（即清國第二碑）に在ては第一小境界碑を距ること二百三十五露丈なり棗房身屯の土地は露國租借地に編入し亂葬岡は之を中立地内に留存す。巴號境界碑（即清國第二碑）より起り界線は東に向ひ二道嶺子、姜家墟及右兩屯の土地は露國租借地に編入し其の花兒山屯の土地は中立地内に之を留存す墟北山頂の南方に瓦號境界碑（即清國第三碑）に於て巴號境界碑を距ること六百八十露丈境界碑より起る界線は徵く北に偏し陳家屯及其の土地は露國租借地に編入し孫家屯及其の土地は之を中立地内に存留す。

孫家屯東北の山岡南坡に於て第二小界碑を立つ孫家屯を距ること九十露丈瓦號境界碑を距ること三百七十露丈なり界線は之より東南に向ひ陳家屯の土地北界に沿ふて直に露國租借地内三官廟及其の土地と中立地に存留せる姜家屯との分岐點に出つ噶號境界碑（即清國第四碑）は陳家屯墻

附近平坡の高頂に立つ第二小境界碑を距ること六百二十露丈なり。

噶號境界碑より起る界線は東に向ひ微く北に偏し韓家屯及其の土地を中立地内に存留し驛山西北の前山頂に於て達號境界碑（即清國第五碑）を立つ噶號境界碑を距ること千百九十露丈なり。

達號境界碑より起る界線は東に向ひ微く北に偏し西より南より花山屯を繞らす無名の小河に至る小河右岸（即西岸）花山屯を横過する東道の處に於て第三小境界碑を立つ達號境界碑を距ること二百十六露丈より界線は此無名小河の右岸に沿ふて平陽河口に出て再び平陽河口右岸（即西岸）に沿ふて被花山屯に至り孫家屯大道の舗居車道に向ひ平陽河を横過す即ち横過する處の左岸（即東岸）に於て耶號境界碑（即清國第六碑）を立つ花山屯東口を距ること二百十露丈第三小境界碑を距ること四百四十五露丈なり。

耶號境界碑より起る界線は花山屯に沿ひ孫家大道の舗屋車道北方に向ひて行き孫家大道の舗屋西口に於て第四小境界碑を立つ耶號境界碑を距ること百七十露丈然して境界線は之より孫家大道舗屋を繞らして過ぎ孫家大道舗屋及其の土地は露國租借地に編入す蒼家屯小徑の北なる前山頂に於て熱號境界碑（即清國第七碑）を立つ第五小境界碑を距ること二百八十露丈此境界碑より起る界線は東に向ひ北に偏し後蒼家屯西口の小廟に至り西より之を繞りて過ぎ露國租借地に

編入したる後蒼家屯及其の土地より下に向ひ李家屯車道の北方に向ひて行き周家山猪大季花屯の兩屯を中立地に存留し卽ち安草子河左岸（卽東岸）附近の水の瀨淺き處に於て李家屯車道の傍に向け皆號境界碑（卽清國第八碑）を立つ熱號境界線を距ること千二百四十露丈なり皆號境界碑より起る界線は東に向ひ李家屯街上の老葉家、大周家屯の土地の中間に順ひ李家屯車道の北方に向て行き李家屯は露國の享用に歸し其の街上にある老葉家大周家屯は中立地の內に存留す皆號境界碑を距ること二百三十露丈李家屯車道陡轉點の界線は魯家營に向て行き夫れより李家屯に至り干家屯の車道北方沙河安子河分水嶺の牧牛場の高嶺に伊號境界碑（卽清國第九碑）を立つ李家屯を距ること三百〇二露丈皆號境界碑を距ること七百六十露丈第六小境界碑を距ること二百〇七露丈にして拉號境界碑を立つ。

此境界碑より起る界線は沙河左岸（卽ち北岸）に沿ふて行き沙河の小河口に流入し此所に於て瑪號境界碑（卽清國第十三碑）を立つ瑪號境界碑を距ること六百六十八露丈高家居、李家居は中立地として存す然して界線は東北に向つて行き大晏家屯の土地を繞過し再び李家屯の道測の那號境界碑（卽清國第十四碑）を立つ大晏家屯を距ること五十露丈瑪號境界碑を距ること三百九十露丈にして七耳溝、大晏家屯の土地は露國の享用に歸し李家屯は中立地の內に存留す。

那號境界碑より起る界線は小晏家屯の北口に向ひて行き此屯を繞過し臺子山南山を經て那號境界碑を距ること八百八十露丈なる樓子山（露名聖泥澗來）山頂其の小晏家屯、隋家屯は露國租供地に編入す樓子山頂界線は此れより李家屯に沿ひ于家屯車道北方に向て行き于家屯の後線石家屯は露國租借地に歸し韓家莊は中立地の內に存留す卽ち後線石家屯の西北山岡に於て亦號境界碑（卽清國第十碑）を立つ此屯を距ること百五十五露丈伊號境界碑を距ること八百六十五露丈。

夫れより界線は沙河に向て行き後線石家屯及前線石家屯は露國租借地に編入し韓家屯は中立地として留存す卽ち沙河右岸（卽南岸）に於ける後線石家屯は沙河左岸（卽北岸）橋頭屯頭の沙土堆に向て喀號境界碑（卽清國第十一碑）を立つ亦號境界碑を距る七百〇五露丈。

喀號境界碑より起る境界線は沙河右岸（卽ち南岸）に沿ふて行龍王廟の山麓に至り第六小境界碑を立つ長さ八百九十露丈界線は此より沙河左岸（卽ち北岸）を過ぎ橋頭屯を距る六百七十露丈なり第六小境界碑を距る二百〇七露丈にして拉號境界碑を立つ（卽ち清國第十二碑）

此境界碑より起る界線は沙河左岸（卽北岸）に沿ふて行き沙河の小河口に流入し此に於て瑪號境界碑を立つ（卽清國第十三碑）拉號境界碑を距る六百六十八露丈なり高家居、李家居は中立地の內に留存す而して界線は東北に向ひて行き大晏家屯の土地を繞過し再ひ李家屯の道側にある那號境界碑

（即清國第十四碑）に向ひ大晏家屯を距ること五十露丈瑪號境界碑を距ること三百九十露丈にして七耳溝大晏家屯の土地は露國の享用に歸し李家屯は中立地の內に留存す。

那號境界碑より起る界線は小晏家屯北口に向つて行き此屯を繞過し臺子山の南那號境界碑を距ること八百八十露丈なる樓子山（露名聖泥澗來）の山頂を經て其の小晏家屯、隋家屯は露國租界地に編入し樓子山頂上より起る界線は一直に東に向ひ樓子山東岡第二頂に於て倭號境界碑（即清國第十五碑）を立つ那號境界碑を距る千二百四十露丈樓子山頂を距る三百六十露丈なり。

界線は此より微く南に偏し楊家溝房屋を過ぎ此溝を中立地として存し山背に於て帕號境界碑（即清國第十六碑）を立つ楊家溝を距ること百九十露丈倭號境界碑を距ること七百〇五露丈なり而して界線は前と同しく夾河各岸の左右案砂土岡北根の樹林の北半に至り拉號境界碑（即清國第十七碑）を立つ帕號境界碑を距ること七百八十露丈にして其の姜家崴子屯の土地は露國の租借地に編入し即家屯、大唐家屯及其の土地は中立地に留存す拉號境界碑より起る境界線は夾河を過ぎ稍々南に偏して巴家屯の北を經而して巴家屯及其土地は露國租借地に偏入し巴家屯の東南岡の頂に於て薩號の境界碑を立つ（即清國第十八碑）巴家屯を距ること二百四十露丈にして拉號の境界碑を距ること七百四十露丈とす境界線は此より一直に東に向ひ夾河廟の北一百五十露丈の家屋を經て直

に葫蘆頭の西山頂に至り是の處に於て土號の境界碑を立つ(卽清國第十九碑)夾河廟を距る東北三百八十露丈にして薩號境界碑を距る八百八十露丈とす而して其の張家口屯は中立地內に留存す。

境界線は是より稍々南に偏し葫蘆屯の北百五十露丈の家屋の上を經て葫蘆頭より東南の山背に向ひ烏號境界碑(卽清國第二十碑)土號境界碑を距ること七百露丈にして葫蘆屯、大欒家屯は露國租界に編入し葫蘆頭は中立地に存留す烏號の境界碑より起る境界線は矢張り從前の方向に依りて進み小河の上老嵐岡子を經て岡上附近墳墓の(是の處に落字ありと思はる)に於て福號の境界碑を立つ(卽清國第二十一碑)烏號境界碑を距ること六百二十露丈にして小欒家屯の土地は露國租界に編入し劉家屯、小陳家屯及其の土地は中立地內に存留す右の如くにして境界線は北に偏して山背屯に向ひ屯南の小河左岸に隨ひ小河の清水河に流れ入る河口に至り清水河及清水河左股の萬家溝河を經て萬家溝河の左岸(卽東岸)に於て哈號の境界碑を立つ(卽清國第二十二碑)鄭家窰を距ること百二十露丈福號境界碑を距ること七百二十露丈にして大連窰子及其の土地は露國の享用に編入し而して小老虎峪、山背屯の二村は中立地の內に存留す。

哈號境界碑より起る境界線は萬家溝河の右岸隨て過き河の北に向ひ急に轉する處に至る萬家溝屯を距ること西北百二十二露丈にして河の左岸(卽東岸)に於て夾號の境界碑を立つ(卽清國第二十三碑)哈號

境界碑を距ること九百八十五露丈にして鄉家屯三官廟屯は中立地內に存留す。

境界線は是より稍々南に偏し露國租界の萬家溝屯及砲臺子屯を經過し北方貔子窩に於ける蓋州に行くの大道に至り是の道を横過する楊家屯の車道に於て𠰗號境界碑を立つ（即清國第二十四碑）砲臺子を距ること北方五十五露丈にして茨號境界碑を距ること六百五十露丈とす𠰗號境界碑より起る界線は砲臺子居より土地の北界山溝の北邊に隨て進み岡上に到り砲臺子、楊家屯、王家屯、滕家莊の分れ道の處に於て第七の小境界碑を立つ𠰗號碑を距ること三百六十露丈にして境界線は是より滕家莊の南口に向ひて小岡背を進み是の處に於て沙號の碑を立つ（即清國第二十五碑）𠰗號境界碑を距ること九百六十五露丈にして砲臺子居、王家屯の土地は露國租界に編入し而して楊家屯、安家屯、宋家屯、滕家莊は中立地に存留す。

沙號の境界碑より起る境界線は直に河溝の右岸（即南岸）に至り河溝に隨て贊子河に至り下に向ひ河の二た股に分るる處に至る是の處に於て、第八の小境界碑を立つ沙號境界碑を距ること一千二百六十露丈となす右の如くにして境界線は中立地內に存留する曲家屯に向ひ高家居北の山谷に至り分れ道の附近に於て四又境界碑（即清國第二十六碑）を立つ高家店を距る三百三十露丈にして沙號碑を距ること二千百六十露丈とす境界碑は是より高家塋の南邊に向て進み潮溝涯に至り是の處

に於て耶爾境界碑（即清國第二十七碑）を立つ四又碑を距ること七百八十露丈にして高家居の土地は露國の享用に歸し而して高家屯、寗家屯は中立地の內に存留し耶爾碑より起り林家屯（即林字坎子屯）に至るの間那家屯、瀾溝崖を露國租界に編入し沙泡子を中立地內に存留す耶爾依碑（即清國第二十八碑）は阬窪（タマリクホ）の處に立つ林家屯を距ること西北五十露丈にして耶爾境界碑を距ること千二百九十二露丈とす境界線は是れより橡樹嵐の墳墓に向ひ牟家屯の北二百四十露丈是の村より北に向ひたる車道の傍に於て葉爾境界碑（即清國第二十九碑）を立つ耶爾依碑を距ること五百八十露丈にして林家屯、牟家屯の土地は露國の享用に歸す右の如くにして境界線は稍々南に編し王家坦屯を距る北方一百五十八露丈の烽臺に至り牟家屯より吳家屯に趣く烽臺を距る南方二十露丈の車道の傍に於て第提境界碑（即清國第三十碑）を立つ葉爾境界碑を距ること一千百三十五露丈にして孫家屯、王家坦屯の土地は露國租界に編入し而して寗家溝屯は中立地の內に存留す。

第提境界碑より起る境界線は重く南に偏して直に大神廟、高山角に至り角の頂上に至り額號の末碑を立つ（即清國第三十一碑）廟を距ること南百五十二露丈にして第提境界碑を距ること一千二百〇五露丈とす而して境界線は是より東南に向つて進み下の方大海に行くこと長さ二百露丈なり而して吳家屯及兩王家屯の土地は中立地內に存留す。

第二條　今回は專條第一條に於て定むる處の邊境は其の村落土地雜致し居るに付若し行違ひあるときは兩國の邊境掛なる官吏に於て今回定むる處の專條第一條に照し互に切實に取調へ之を定むへし。

第三條　（露暦一八九八年四月二十五日 清暦光緒二十四年閏三月十七日）セントピータースブルク續約第二條に照し北方遼東半島の露國租界に連なる中立地の陸地北界は半島西岸の蓋州河口より起りて東に向ひ南に偏して進行し蓋州平縣城（即蓋州）及中立地外なる姚家店の中間を中立地に編入す右の如くして境界線は矢張り前の方向に依り大洋河に向て進み北より中立地內の岫巖洲城を過き大洋河の左岸（即東岸）を越へ境界線は又此左岸に隨ひ下方に向ひ河口に至り半島の東岸に於て終る。

第四條　今回の專條第三條に定むる所の中立地の陸地北界は（露暦一八九八年四月二十五日 清暦光緒二十四年閏三月十七日）セントピータースブルク續約に付する所の地圖に照して其の要領を擧くへし若し必す詳細に實地に就て境界線を劃するの必要あるに於ては兩國より別に委員を派遣して取調へ之を定むへし

第五條　（露暦一八九八年三月十五日 清暦光緒二十四年三月六日）北京條約第一條（露暦一八九八年四月二十五日 清暦光緒二十四年閏三月十七日）セントピータースブルク續約第一條に照し又在北京露國公使館と總理各國事務衙門との議定に照らし遼東半島に於ける租界西岸附近の水面、陸地北海緯線以南の各島は總て露國の享用に歸せしむ。但し籏羅島

の南區は露國の租界に歸し北區は中立地内に歸せしむ此の島の詳細なる區劃は下にあり又租界の東岸附近の水面に於ける總ての島にして北海の緯線以南にあるものは都て露國の享用に歸せしめ而して露國租界内の海洋島に劃入し以て東方に終るの境界と爲す。

第六條　遼東半島租界の陸地北界に於ける緯線以北中立地の東西岸附近の水面にある各島は總て（露暦一八九八年三月十五日 清暦光緒二十四年三月六日）條約第五條及（露暦一八九八年四月二十五日 清暦光緒二十四年三月十七日）續約第五條の定むる所の中立地の辨法に依るへし。

第七條　在北京露國公使館と總理各國事務衙門との議定に照し遼東半島以南に於ける總ての廟群各島は租界の内に編入せす然れとも清國は該島の主島若は一二島を以て他國若は他國の人に讓與すること又は永遠或は暫時享用せしむる事竝右群島に於て通商港を開放すること能はさること及右各島に於て他國人民に鐵道の敷設權、開礦權若は商工の利益を許すこと能はさることを承認す。

第八條　今回專條に定むる所の境界碑は本年を始めとし三年を經る毎に取調をなすへし期に至りて境界掛官は雙方より一名の委員を出し一定の所に會して境界線に隨て進み大小の境界碑を取調ふへし若し大小の境界碑にして破損あるか若は全然破壞に歸するものあるときは取調

委員は切實に今回の專條竝專條の地圖を遵守し矢張り元の處に建設すへし兩國の委員か今回定むる處の專條は露清文字を以て各四冊を作り記名捺印して信守を昭にし較對相符せしむ若し解釋を要するの所あるときは露國文字を以て證となすへし。

此の外委員等か境界線を圖劃するには註するに露清兩國の文字を用ひ標明するに紅色を用ふへし而して專條に定むる所の境界碑は圖に記名捺印して證と爲す兩國委員か新租界の專條を交換後右專條を北京駐劄露國公使及總理各國事務衙門に呈出し認可を受けて結了す。

今回の專條は 露曆一八九八年二月十四日 清曆光緒二十四年正月十七日 旅順口に於て訂立す。

大清分界委員 福培 徐景壽

大清光緒二十五年三月二十八日

大露一八九九年四月二十五日

第五　東清鐵道會社設立に關する條約　（露曆一八九六年八月二十七日）

露國駐劄清國公使許は光緒二十二年七月二十二日の諭旨を以て露國銀行と東清鐵道建造經營の條約を締結するの允許を蒙り現に清國政府は庫平銀五百萬兩を以て株金に差入れ露清銀行と

組合營業をなし損益其株金に應し之を引受く其の詳細の章程は別に條約を以て之を定む。
清國政府は現に鐵道を建設し露國の赤搭城及南烏蘇里河の鐵道と雙方相接續せしむることを定め建造經營に關する一切の事務は之を露清銀行に委任して承辦せしむ其條款を左に列記す。
第一條　露清銀行は此鐵道を建造經理するに付別に一會社を設け淸國東省鐵道公司と名く該會社の印章は清國政府より調製して下付し該會社の章程は露國鐵道會社の成規に照して之と同一に定むへし總て株券は露清兩國人にのみ購買するを准すへし該會社の總辦は清國政府に於て選任し其の公費は該會社より支辦すへし而して該總辦は京都に居住すへく其責任は該銀行及鐵道會社か清國政府の委任したる事項を實力奉行するや否を隨時查察するに在り該銀行と該會社と清國政府及地方各官と交涉する事宜も亦該總辦の經理に歸す該銀行か清國政府と往復する計算書類も亦該總辦に於て隨時調查すへし該銀行は管理人を派して京都に居住せしめ以て近きに就き一切の事務を商辦するを期す。
第二條　該鐵道の方向を勘定する事は清國より選任したる總辦に於て委員を派して該會社の營造掛及鐵道の經過する地の地方官と共同して和衷辦理すへし。
但し勘定する線路に於て墳墓、村落城市あるときは總て適宜の方法に依りて繞越すへし。

第三條　本條約の批准を經たる日より十二箇月以內に該會社は鐵道の工事に着手すへし並鐵道の線路を勘定し及需要の敷地を該會社に引渡して經理せしむるの日より六箇年以內に一切の工事を竣成すへし鐵軌の廣狹に至りては露國の鐵軌と同一にして露尺五幅地即ち清尺約四尺二寸半と爲すへし。

第四條　清國政府は各管轄地方官に諭令して該會社か鐵道の建造に要する材料、工夫雇入及水陸運送の船車夫、馬匹並馬糧等に關しては總て力を盡して補助せしめ何れも市價に依り該會社自ら價金を支拂ふへし其運送に關する事項は每年清國政府に於て便宜を與ふへし。

第五條　鐵道及鐵道に使用する人員は清國政府に於て方法を設けて之を保護し鐵道を經理する爲め使用する內外人は該會社に於て便宜雇入ることを准し鐵道地區に於ける殺人、盜賊訴訟等の事は地方官に於て條約に照して辦理す。

第六條　該會社か鐵道を建造經理し防護する爲め必要なる地所又は鐵道附近に於て砂土、石塊石炭等を開採する爲め地所にして官有地なるときは清國政府より之を下付し地價を納むるを要せす民有地なるときは時價に依り一時又は年賦を以て該會社より地主に地價を支拂ふへし而して該會社の地所は總て地稅を免し該會社一手に經理して各種の家屋を建造し並電信線を

設け自ら經理して專ら鐵道の用に供するを准す礦脈開採の場所に付ては別に辦法を定むるを除くの外總て該會社の收入即乘客及貨物の轉運より得る所の料金並電報の收入總て一切の稅金釐金を免す。

第七條　該會社か鐵道を建造修理する爲め要する物件は各種の稅金釐金を免す按するに本條を議する際佛文修理の下に尙ほ經理の文字あり稅務吏阿樂德の說によれは當時李伯か本條修理の語と重複すと謂へるを以て原譯漢文の經理の二字を削除せり然れ共故ありて駁改せしに非されは未た佛文を削除せす故に洋漢の文語に稍々詳細の別あり併せて聲明す。

第八條　露國海陸軍隊及軍機の國境を通過するものにして露國より運送して此鐵道を經過せむとするときは該會社は直に運送するの責に任し運轉の沿途暫く停車を必要とするを除くの外他の事故に托して猥りに中途に逗留するを得す。

第九條　外國の乘客にして此鐵道を通過し中途に於て內地に入る者は必す淸國の護照を所持すへし該會社は總て淸國の護照を所持せさる者をして擅に內地に入らしめさるの責を有するものとす。

第十條　貨物及手荷物にして露國より此鐵道を經て露國境內に入るものは一切の稅金釐金を免

す但し此種の貨物は手廻荷物を除く外總て別に車輛に積載すへし清國の邊界に入るときは其地の稅關に於て之を固封し國境を出るときに至り稅關に於て封印を檢査し毫も開封の狀なければ通過せしむ若し途中に於て開封したることを發見せは該貨物て沒收すへし又露國より此鐵道を經て清國に運送し或は清國より此鐵道を經て露國に運送する貨物は各國通商の稅則に照し區別して輸出入の正稅を納付すへし最も此稅は之を稅則所定の額に比し三分の一を減して納付し若し內地に運送するときは通過稅を納むへし卽ち納付せし正稅の半に當る通過稅を完納したる後は各處通關の際重ねて徵收せす若し此通過稅を納めされは稅關に於て稅金を納め釐金局に於て釐金を納むへし清國は此鐵道の交界の兩地點に於て夫々稅關を設くへし。

第十一條　乘客の車賃、貨物の運賃及貨物を揚卸しする料金は該會社之を定む但し清國の公用文書類は該會社に於て當然運送すへきものとして料金を給せす清國の海陸軍隊及一切の軍械に付ては該會社は運賃の半額を納收すへし。

第十二條　該會社の鐵道落成し運轉開始の日より八十年以內は鐵道より得る所の利益は該會社の專得に歸す若し損失あるときは該會社自ら彌補すへく清國政府は之か保障を爲さす八十年の期間滿つるの日より鐵道及鐵道一切の財產は代金を支拂ふを要せすして清國の所有に歸す

又運轉開始の日より三十六年の後は清國政府に於て代金を支拂ひて收回するの權あり 卽使用せし處の資本竝此鐵道の爲め負ふ所の債務及利息を計算して 其額の通り會社に償還すへし會社に於て得たる利益は各株に配當したる上尙剩餘あらは旣に清國の所得に歸したるものとし收回する代金の內より控除すへし。

清國政府は該代金を露國政府の銀行に預けたる後此鐵道を收管すへし 鐵道落成し運轉を開始したる日に於て該會社は清國政府の庫手銀五百萬兩を還納すへし。

按ずるに本條中代金を支拂て收回する一節は將來解釋に異同あるを恐れ再ひ該總辦に商議して別に證據とすへき書翰を作り條約の後に付し以て信守を期す。

第六 東淸鐵道會社設立に關する續約 （光緒二十四年五月二十八日 露曆一八九八年六月二十四日）

清國特派大使許露國駐在全權公使揚は 光緒二十四年五月七日卽露曆一千八百九十八年六月十三日を以て勅命を奉し東省鐵路公司と契約締結の允可を得たり 但し該契約は露清兩國（光緒二十四年三月初六日露曆一八九八年三月十三日） 北京に於て締結の條約及同年の閏三月十七日（露國四月二十五日） 聖彼得堡に於て續訂の附屬條約に於て清國政府は該條約調印後光緒二十二年東省鐵路公司に允許せし 鐵道敷設條件に准し一支線を增設し卽東淸鐵道幹線に屬する一停車場を起點とし 遼東半島の大連灣及旅順口に延

長することを許す此支線敷設に付ては光緒二十二年八月二日露暦一八九六年八月二十七日清國政府露國銀行と訂結せし契約の各章程に照らし處辨すへしと規定せるに依り從前締結の東清鐵道敷設に關する條約に接し支線增設の契約を議定する左の如し。

第一條　本契約に議定せる東清鐵道の支線は旅順大連灣海岸に達すへきものなるか故に名けて東清鐵道南滿洲支線とす。

第二條　光緒二十二年八月二日露暦一八九六年八月二十七日締結の條約第四條に鐵道敷設に必要なる材料物品の水路運送に關しては清國政府に於て夫々便宜の方法を設け其の敏活を計るへしとあるに據り東省鐵路公司に對し蒸汽船及其他の船舶に公司旗を揚けて遼河及遼河の支流營口竝線路關係の各海口間を航通することを許し本支線工事に對し必要なる水路は皆往來擊泊し材料物品の運搬上下をなし得へきものとす。

第三條　東省鐵路公司に於て南滿洲支線敷設の爲に要する材料及糧食等の運送を敏活ならしむるか爲めに其の線路より更に支線を假設し營口及其他關係地方の海岸に聯絡せしむることを得但し本線路竣工し全線を通して營業開始の上は該公司に於て清國政府の通告を遵守し該支線を撤去すへし如何なる場合に拘らす線路踏査を經て敷地の引渡しを終へたる日より起算し

八箇年以内には必す之を撤去すへきものとす。

第四條　光緒二十二年（露暦一八九五年）清國政府より公司に對し木材及石炭を採取し鐵道の需用に充つることを許したるに基き今回公司に對し官有地の山林に於て樹木を伐採することを許し其代價の辦償に付きては總監工或は其代理人に於て地方官協定すへく其價額は該地方の時價に超過することを得さるへし但し盛京省に於ける帝室財産又は風水に關係ある北京政府直管の樹木は之を損害移動することを得す又該支線の經過すへき地方一帶に於て鐵道敷設及營業に必要なる石炭を採掘することを許可し其斤數に對し代價を辦償せしめ總監工又は其の代理人より地方官と協議決定すへく其の額の他人の該地に於て採掘する石炭に對し納付する税額に超ゆることを得さるへし。

第五條　露國は遼東半島租借地内に於て自ら税則を規定するを得へく清國は境界線上に於て貨物の該租借地より輸入し若くは該租借地に輸出するものに對し收税すへし此件に付清國政府は露國政府と商議の上大連灣に於て開港通商後税關を設置することを允し其の開設及管理に關しては東省鐵路公司に委任して清國政府の戶部代理者と爲し收税事務を代掌せしむへし但し該税關は北京政府の直轄となし右代理者は期を定めて其の事務の情況を報告すへく清國政

府は別に文官を派遣し該税關駐紮の委員となすへし凡そ乘客の手荷物及貨物にして露境內の停車場より東清鐵道線路により遼東半島の露國租借地域內に輸送し或は該租借地より露境內に運送するものは一切其の稅關及釐金稅を免除すへきも鐵道に依り清國內地より租借地內に輸入し若くは租借地より內地に輸入する貨物は必す清國海關稅則に照らし輸出稅を完納すへきものとす。

第六條　東省鐵路公司は自ら海運商船の設備を擔當し該公司の商船旗を揚け各國通商條約に按照すへし本條の船舶及經理に關し損失ある場合と雖も清國政府に關係なく其乘客貨物の運賃は該公司の規定に一任す本事業は鐵道事業と關係を有せす其經理期限にも制限なく光緖二十二年清國政府露國銀行と議定せる契約第十二條の買收及還付期限に關する箇條に據るを要せさるものとす。

第七條　南滿洲鐵道線路の方向及經過の地方に付きては監督技師に於て滿洲地方線路踏査の情況を公司總局に報告したる後公司に於て直接若は在北京の代理人より鐵道局(原文鐵路とあれとも上文に公司よりとあるにより清國鐵路局の誤字なるへしと思はる)と商議上決定すへし。

光緖二十四年五月二十八日

露暦一八九八年六月二十四日

第七　東清鐵道附屬地行政權問題に關する露清豫備協約

（宣統元年三月二日北京に於て）
（露暦一九〇九年四月二十七日（五月十日））

第一條　鐵道附屬地内に於ける淸國の主權は根本主義として之を承認す右主權は何等侵害を被ることなかるへし。

第二條　淸國は鐵道附屬地內に於ける主權の發動に基く一切の措置を執るへし鐵道會社又は自治團體は東淸鐵道會社の締結したる諸條約に違反せさる限り何等の名義を以てするも右の措置を妨くるを得さるものとす。

第三條　東淸鐵道に關する現行諸條約は引續き有效なるものとす。

第四條　淸國主權の發動に依る法律命令其他諸規則は淸國官吏に於て之を告示すへし。

第五條　鐵道附屬地に出張する淸國高等官憲及諸官吏は鐵道會社及自治團體より周到の注意と敬意とを以て迎へるへし。

第六條　鐵道附屬地內に在る重要なる都市に自治團體を置く。
該都市の居住者は地方の程度と人口の多少に從ひ選擧に依り議員を任命し該議員をして更に

執行機關を設けしめ又は居住者自ら自治團體の事務に從事し一名の代表者を選出し該代表者に於て居住者總會の決議事項を執行せしむることを得るものとす。

第七條　鐵道附屬地內に於ける清國人竝外國人は其の問題に何等の差別なく同一の權利を享有し同一の義務を負擔するものとす。

第八條　一定の不動財を所有するもの又は每年一定の使用料及課稅金を納むるものは總て議員選擧權を有す。

第九條　議長は議員會議に於て議員中より選擧し國籍の如何を問はす。

第十條　地方公益に關する一切の事項は議員の管掌に强す寺院、商業會議所、學校、慈善事業に關する建設物等の如き居住者の一部に限り利益を享有する施設物は各關係居住者の出金を以て維持すへし。

第十一條　議員會議は議員中より國籍を問はす行政擔任の委員を選擧するものとす。

行政委員の數は三名を超過せさるものとす。

右の外交涉局總辦及鐵道長官は更に委員を任命するものとす。

議員會議より選出したる委員竝任命に係る前配委員は議長と共に行政委員會を組織す。

第十二條　議員會議長は行政委員會長を兼ぬるものとす。

第十三條　交渉局總辦及鐵道長官は議員會議長及行政委員長以上の地位を有し監督をなし並必要と認むる場合自ら檢査をなすの權限を有す。

第十一條に揭くる委員は常務に關する報告書を交渉局總辦並鐵道長官に提出すへし又議員會議に於て議決したる事項は兩官に提出して其の承認を經たる後行政委員の名を以て之を公布し國籍の如何を問はす各居住者に對し之を施行すへし。

第十四條　交渉局總辦又は鐵道長官に於て議員會議の決議を承認せさる場合には該決議は更に議員會議の再議に附せらるへきものとす。

前項の場合に於て該決議の出席議員四分の三以上の多數を以て採決せられたるときは執行力を有するものとす。

第十五條　鐵道附屬地内の重要都市に於ける公益上並財政上の重要問題は議員會議に於て審査の後鐵道督辦（一八八六年條約第二條に基く清國大臣）並東清鐵道本社に移牒して其の共同審議及認可を求むるものとす。

第十六條　停車場工場其の他特に鐵道の使用に供せらるる地所は東清鐵道會社の專管となす其

の他鐵道會社附屬地中未た租與せられさる地所竝鐵道會社の專管に係る建物にして所定計畫により未た自治團體に引渡されさるものは暫く從來の通り鐵道會社の專管に屬するものとす前項の地所は當分地税等を免除せらるるものとす。

第十七條　以上各條の規定に基き自治團體及警察に關する細則を制定し且つ地税率を定むへし本協約調印の日より一ヶ月を超過せさる期間内に該細則の制定に著手すへきことを約定す。

第十八條　自治團體に關する細目制定せられ其の實施に至る迄該團體の事務は假りに現行細則に據り之を施行するものとす但し交渉局總辦竝鐵道長官の監督に關する本協約第十三條の規定を適用するものとす。

交渉局總辦又は鐵道長官に於て議員會議の決議を承認せさる場合又は總辦、長官の間に意見互に一致せさる場合に於ては清國竝外國居住者より各一名の特別委員を選出すへし交渉局總辦及鐵道長官は右二名の委員と合同して清國居住者又は外國居住者より尙一名の名望家を選出したる上和衷共同して該事件を審議處理するものとす。

哈爾賓清國商業會議所は三名の委員を任命し同市行政委員となし同一權能を享有して事務を分掌せしむるを得へし。

滿洲里及海拉爾驛に於ける商業會議所も亦二名の委員を選出し行政委員會に列せしむるを得へし其他單に民會のみ有する都市に在りては清國居住者は露國居住者と同一の權能を以て自治團體の行政に干與す細則の制定後議員行政委員の選擧は新規定に依り施行せらるるものとす。

本協約の本文は之を露、清、佛三國語を以て各四通を作り雙方の委員正式に之に記名調印するものなり解譯上異議を生したるときは佛文を以て之を決裁す。

露暦一九〇九年四月二十七日
宣統元年三月初二日北京に於て締結す

大露國欽差全權大臣　ワイ、コロストウエッチ（署名）印
東清鐵道總辦　チー、ホルワット（同）印
大清國外務部尙書會辦大臣　梁　敦　彥（同）印
署哈爾賓道　施　肇　基（同）印
黑龍江候補道　于　駟　興（同）印

第八　露清密約（光緒二十七年　露暦一九〇一年二月）

第一條　露國皇帝は淸國に向て友好を表せむと欲するに依り滿洲に於て行はれたる對敵行爲を忘れ滿洲の全く交附せらるるに於ては淸國の行政は舊に依りて施行すへし。
第二條　滿洲鐵道條約第六條に依りて設置せられたる鐵道守備は同地の秩序囘復し淸國か本條約末項四ヶ條の責任を遂行する迄之を存置すへし。
第三條　若し事變に遭遇せは露國駐在兵は全力を以て淸國を助け之を鎭壓すへし。
第四條　淸國は滿洲鐵道竣工に至る迄軍隊を設置せす他日軍兵を置く場合には露國と協議の上此を定むへし又滿洲に兵器彈藥を輸入することを禁す。
第五條　奉天將軍又は地方官にして露淸國交を阻害する者は露國の要求に依り革職すへし滿洲內地に步騎の巡警を設け其人員は露國と協定の上之を定むへし。
第六條　淸國北部諸州の陸海軍の訓練の爲には露國人以外の他國人雇聘するを得す。
第七條　地方の保安を計るか爲め租約條款第五條の隙地は地方官に依り近々の內別約を設け又金州自治の權を廢止す。
第八條　淸國は露國の承認を經すして滿洲、蒙古及新疆に於ける礦山其他の利益を他國又は他國人に讓與することを得す且つ又此等の地方に鐵道を敷設する事を得す。

牛莊を除くの外他國人に租與するを得す。

第九條　今回の事件について露國に對する軍費は各國への賠償と均しく速に償還すへし露國に對する賠償金額は期限の間抵當を與へ各國と共同辦理す。

第十條　鐵道の毀損及會社技師に對する損害賠償は清國より會社と商議の上賠償すへし。

第十一條　上述の賠償は會社と協定し全體又は一部分に對し他の利益の讓與を以て之に充つることを得へし。

第十二條　先に約定せる鐵道より北京に向ひ一線路を作り長城に達せしむることを得へし。

右は現行鐵道條約に依り辦理す。

一九〇一年二月

ラムスドルフ

楊　儒

第九　滿洲還附協約並附帶宣言（光緒二十八年二月 露曆一九〇二年三月二十六日（四月八日））

一、協　約

第一條　全露西亞皇帝陛下は其の平和を愛するの念及大清國皇帝に對する交誼の新證據を彰明

することを願へ平和なる露國臣民に對する攻撃は先つ滿洲交界の各地より起れる事實を不問に附し茲に清國政府の一部として存する所の該地方に復立するを承認す露國軍隊占領以前の如く統治及行政の權を清國政府に還附す。

第二條　清國政府は滿洲に於ける統治及行政權を收復するに方り一千八百九十六年八月二十七日露清銀行と締結せる契約の期限竝に其の他條款の堅守を確認し又該契約第五條に遵へ鐵道及ひ其の職員を極力保護するの義務を負擔し又均しく滿洲在留の一般露國臣民及其創設に係る事業の安固を擁護するの責務を承諾す。

清國政府に於て上記の義務を負擔したるにより露國政府は若し變亂の起ることなく且つ他國の行動により妨礙せられさるに於ては左の方法を以て滿洲駐屯の露國軍隊を漸次撤退するを承諾す。

イ、本協約調印後六箇月間に盛京省西南遼河に至る地方の露國軍隊を撤退し且つ鐵道を清國に還附すること。

ロ、次の六箇月間に盛京省殘部及ひ吉林省に於ける露國軍隊を撤退すること。

ハ、又其次の六箇月間に於て黑龍江省所在の露國軍隊を撤退すること。

第三條　清國政府及ひ露國政府は露國接界の各省駐屯清兵か與りたる一千九百年の擾亂の再發を將來に排除するの必要に鑑み各省將軍及ひ露國軍務官に命し露兵未退の間に於ける滿洲駐屯清國軍隊の員數及ひ駐屯地を協定せしむへし又清國政府は各省將軍と露國軍務官との間斯く協定したる兵數以外に他の軍隊を組成せさることを約す但し右兵數は賊匪を彈壓し地方の平和を維持するに足ることを要す露國軍隊全く撤退したる後は清國は滿洲駐屯軍隊の員數を查考するの權を有すへし但し其の增減は時に迨んで露國政府に通告するを要す蓋し清國か上記地方に於て冗多の軍隊を維持するときは露國も亦境界各處に於て軍隊を添加せさるへからす以て兩國に取り頗る不利益なる軍隊費の增加を促すこと自ら明かなれはなり。

東清鐵道會社に給附したる各地域を除き上記地方に於ける警察及秩序維持の爲め地方將軍は專ら清國臣民より成立する騎兵の憲兵を組織すへし。

第四條　露國政府は一千九百年九月末以來露國軍隊に於て占領保護する所の山海關、營口、新民廳各鐵道を其の本主に還附する事を承認す依て清國政府は左の各項を約束す。

一、前記鐵道線路の安固を確保するの必要なる場合には清國自ら其の責に任し他國に請ふて該鐵道の防守敷設及經營を受負はしめ又は之を分擔せしむることなかるへく茲に他國か露

國還附の地域を占領するを許すへからす。

二、該鐵道の設了及經營に關する各節は必す一八九九年四月十六日の露英協約竝に一八九八年九月二十八日該鐵道敷設費の借款に關し一私設會社と結ひたる契約の規定に遵據し尙ほ該會社負擔義務就中山海關、營口、新民廳の鐵道を占有し又は如何なる方法にても之れを處分せさるの義務を守らしむへし。

三、今後滿洲南部に於て該鐵道を延長し或は支線を敷設し及營口に於て橋梁を架設し又は現に同地に在る山海關鐵道の終點を遷移するの計畫あるときは豫め露淸兩政府內に協議を整へたる後之を行ふへし。

四、還附に係る山海關、營口、新民廳各鐵道の修繕竝に經營の爲め露國か蒙りたる失費は償金總額內に包含せられさるを以て淸國政府より露國に償還すへし露國政府は右償還の金額を協定すへし。

露淸兩國間の在來諸條約の款項にして本協約に依り變更せられさるものは依然十分の效力を有す。

本協約は露帝國全權委員調印の日より實施すへし。

批准交換は協約調印の後三箇月内に聖彼得堡に於て行ふへし。

右證據として締約國雙方全權委員は露清佛三國語にて綴りたる本協約各二通に署名調印す。

右三國語の協約文は正に對校を經て相一致するを認めたり。

但し本協約の解釋は佛文を用ふへし。

（四月十一日清帝の裁可あり十二日露都に於て發表）

二、附帶宣言

一九〇〇年前清國に俄然紛起し帝國公使館と露國臣民とを危殆に瀕せしめたる重大なる内亂は露國をして自國の利益を防衞せんか爲め斷乎たる處置を執るに至らしめたり人の知れる如く帝國政府は此目的を以て清帝及百官有司の棄て去りたる北京に向て有力の軍隊を派し且つ我と接壤の滿洲にも直隷省より紛擾忽ち波及して兇徒並に兵員露領に侵入し清國の地方官公然露領に對して宣戰を布告したるを以て同地方にも露國兵を入れたり然れ共帝國政府は豫め清國政府に告くるに露國の此の如き態度を執りたるものは決して清國に對して敵意を挿むの目的に出たるに非さる旨を以てしたり清國の獨立保全は極東に對する露國政略の基礎たれはなり。

露國は此主義を確守しつゝ直接帝國公使館及露國臣民に迫りたる危難の過くるや否や他の列

國に先たちて直隷より己の軍隊を召還し次て滿洲に平和克復の兆候の萠すや清國と特別協商を遂け以て同地撤兵の方法及最短の期日を定めんとするの決意あることを宣言したり但し同地の紛擾猶止まさるを以て暫定的性質を帶ふる若干の擔保を附するを以てしたり此の如き協商の締結は淸國大官か淸廷不在の爲め純然たる獨立國の代表者たる資格を以て行動する事を決心せさる如き困難の事情ありたるを以て數月間遷延したりき然れ共輓近に至りて淸國の平和克復は著大の進歩を呈したり一九〇一年八月二十五日(九月七日)の議定書調印の後淸廷首府に回鑾し中央の正統權は行動し始め帝國の各地には地方の行政機關回復せられたり北京に於て外交官の最初謁見したる際西大后は諸外國代表者に向て列國の内亂鎭定に對して盡したるの勞を謝し併せて動亂前の狀態を回復するに諸般の處置を執るへき決心の牢乎たることを確保せられたり。

露國か鄰帝國に紛擾の起りたる時より抱持したる首要の目的は之にて遂けられたるものなり帝國政府は毫も侵略的野心を遂けんとするの意なくして他の列國も亦皆淸國の獨立保全を犯すへからさることを主張し露國か曾て諸種の協商を締結したる正統の政府の回復せられて動亂鎭靜するに及ひ我國と淸國との古來の友誼的關係の繼續せられんことを唱道したり帝國政府は露兵を淸帝國の領土に派したるは此目的に外ならさるに淸國は其の採用する成文約束にて國内の

秩序と今回の事變にて露國の消費したる費額の賠償確保せられたるを以て向後又自國の兵力を鄰帝國の領土内に殘置するの必要を認めす之に依り皇帝陛下の勅令に由り本年三月二十六日北京駐剳露國公使レッサル氏は清國全權と共に露兵の滿洲撤退條件に關する左記の協商に調印したり。

（茲に條約本文を載せ一九〇二年三月二十六日北京に於て二通を調製したることを記し次に）

之と共にレッサル氏は帝國政府の名を以て清國全權に覺書を提出し牛莊の民政を清國行政官の手に引渡すことは同港より外國軍隊及ひ上陸兵の撤退し列國管理の下に在る天津城の清國人に還附せられたる後に於てすへきことを言明したり。

（と云ひ後又左の宣言を附したり）

是に依りて之を觀れは帝國政府か屢々言明したる宣言を恪守しつゝ滿洲の漸次撤兵に著手し若し他の列國若くは清國より不意の行動起りて之を妨けさる限は前記の條件にて之を完了し牛莊の民政を以て清國行政官の手に引渡すことは同港より外國軍隊及上陸兵の撤退して天津還附問題の全く決定したる時に限るへきこと明なり。

清國政府は從來露國に對して締結したるの諸條約を確保す想ふに兩鄰帝國相互の友誼的關係の基礎となるへき一八九六年の條約も亦然らん此防守條約にて露國は一八九六年已に清國の獨立保全の原則を支持せんことを約し而して清國は滿洲經由幹線を敷設し同事業と直接の關係ある特典を利用するの權を露國に與へたり過去二年間の事變後に極東の平和克復及將來兩帝國の利益上清國と鄰邦の友誼的關係の發達すへき見込立ちたり然れとも清國政府にして若し其の確言に背き前記條約の一を破る時は帝國政府は最早滿洲協商の條約にも同時作以前の宣言にも束縛せられさるものと認め將來發生すへき結果に對する責任を解くの已むを得さるに至るへし。

第一〇　露清交涉に關する露國の最後通牒（明治四十四年二月 露曆一九一一年二月）

露國政府は近時露清交涉に付き清國政府は一八八一年の通商條約を重視せす又清國政府及地方官は毫も條約の細則に注意せす且つ時としては任意に條約內の原文に違背せり故に露國政府は清國政府の此條約に對する行爲は實に國交を敦ふする能はさるの情ありとなし之に關して詳細なる辯解をなし竝に清國政府に向て一八八一年の條約內容及露清條約の總綱に遵照して處理することを願ふや否やの意見を速に答復することを請へり。

第一　一八八一年の條約は各種の國際協約上露清交界五十露里を除くの外未た露國政府の露清境貿易に於ける納稅の自由を制限せす凡そ兩國の陸路邊界五十露里以內に於ては露清兩國雙方の輸出入物品は一切無稅なること。

第二　露國人は清國境內に於て治外法權を有す故に吏治裁判交涉は專ら露官に屬せり若し民事訴訟に遇ひ露清人間の關係あれは露清兩國より會審解決すへきこと。

第三　蒙古及清國長城の外及天山の左右は露國人自由に來往居住及貿易するの權あり商品は一切無稅とし亦專賣權或は禁止を以て其通商の自由を制限することを得さること。

第四　露國政府は既設の領事を除くの外科布多、哈密、古城に於て領事を設くるの權あり此權は清國政府の認可を經るを要すと云ふと雖も唯た現在各該都市の露清商人は每に訴訟事件あり此件を實行せさる能はさること顯然たり。

第五　凡そ領事を設くるの處は清國地方官は露清爭論の事件ある場合露官との共同裁判を推辭するを得さることを承認聲明すること。

第六　蒙古及長城以外の各都市には露國政府は領事館を設くるの權あり卽ち庫里得日（クリトリ）、楚克査克（チユクチヤク）、庫倫、烏里雅蘇臺（ウリヤスタイ）、喀什哈爾（カシカル）、烏魯木齊（ウルチム）、科布多（コブト）、哈密（ハミ）、古城（クチコン）及張家口（チヤンチヤコウ）等の處は土地買

入建物築造の權あり此か爲めに露國政府は特に清國政府に照會す若し以上の六箇條を承認せす或は一箇條にても不同意あらは卽ち清國は前約に遵守して善鄰を敦固にするを欲せすと謂ふへく此の如くんは卽ち自由行動を以て條約の權限を明かにすへきこと。

第二　露蒙協約竝附屬議定書　（大正元年十一月三日　庫倫に於て調印）（露曆一九一二年十月二十一日（十一月三日））

一、協　約

蒙古人か其の國土の民族的歷史的體制を維持せむか爲め一致宣明したる希望により支那の軍隊及官憲は蒙地より撤退せさるへからさるに至り哲布尊丹巴呼圖克圖は蒙古人民の君主として擁立せられ蒙古と支那との從來の關係茲に斷絕せり。

今や上記の事實及從來常に露西亞國人民と蒙古人民との間に存したる相互の友誼に鑑み且つ露蒙の相互通商を律する規制を明確に決定するの必要を認め之か爲露西亞帝國政府より正當の委任を受けたるコンセイエ、デタ、アクチユエル、イワン、コロストウエッツ竝蒙古人民の君主蒙古政府及蒙古諸王より正當の委任を受けたる蒙古總理大臣萬教護持三音諾顏汗邦木蒼蘇倫、內務大臣沁蘇朱克圖親王喇嘛ツイレンチメット外務大臣額爾德呢ダイチン親王、杭達多爾濟（汗待遇）陸軍大臣額爾德呢達賴郡王棍布蘇倫、大藏大臣土謝圖郡王察克都爾札布及司法大臣

額爾徳呢郡王那木薩賚は左の通協定せり。

第一條　露西亞國政府は蒙古をして其の設定したる自主制（レジームオートノム）を保持せしめ且自國軍隊を備へ其の版圖内に支那軍隊の駐屯及支那人の植民を許さゝるの權利を保持せしむる爲め蒙古に援助を與ふへし。

第二條　蒙古君主及蒙古政府は従前の如く其の版圖内に於て露西亞國の臣民及商業に對し附屬議定書に列記せる權利及特權の享有を認許すへし。

蒙古に於て露西亞國臣民の享有すへき權利よりも優越なる權利を他の外國臣民に許與せさるものとす。

第三條　蒙古政府か支那又は其の他の外國と別個の條約を締結するの必要を認めたる場合と雖も露西亞政府の同意を得るに非らされは如何なる場合に於ても右新條約を以て本協約及附屬議定書の條項に違背し又は之に變更を加ふることを得す。

第四條　本協約は署名の日より之を實施す。

右證據として各全權委員は二通を作製したる本協約の露西亞文と蒙古文とを對照し其の相一致せるを認め署名調印の上交換を了せり。

一九一二年十月二十一日（露曆）卽蒙曆共戴第二年秋の末月二十四日庫倫に於て作る。

各全權委員（署名）調印

二、附屬議定書

露西亞帝國政府の全權委員たるコンセイユ、デタ、アクチユエル、イワン、コロストウエツツと蒙古君主蒙古政府及蒙古諸王の全權委員たる總理大臣萬教護持三音諾顏汗那木囊蘇倫、內務大臣沁蘇朱克圖親王喇嘛ツイレンチメツト外務大臣額爾德呢ダイチン親王杭達多爾濟（汗待遇）陸軍大臣額爾德呢達賴郡王棍布蘇倫、大藏大臣土謝圖郡王察克都爾扎布及司法大臣額爾德呢郡王那木薩賚との間に本日調印せられたる露蒙協約第二條の規定に依り前記全權委員は蒙古に於ける露國臣民の權利及特典（其の一部は卽享有せり）竝露國に於ける蒙古人民の權利及特典に關し左の諸條を協定せり。

第一條　露西亞國臣民は從前の如く蒙古各地に自由に居住及移轉し各種の商業工業及其の他の業務に從事し又露西亞國蒙古支那又は外國の個人、商店及公私の施設と各種の取引を爲すの權利を有す。

第二條　露西亞國臣民は從前の如く何時たりとも露西亞國蒙古支那其他各國の生産又は製造に

係る各種物品を無稅にて輸入及輸出し又何等の租稅及手數料又は課稅をも納付することなくして自由に商業に從事するの權利を有す但し露支共同事業及露西亞國臣民にして自己の所有にあらさる商品の所有者たることを詐稱したる者に對しては此の規定の效力を及ほさゝるものとす。

第三條　露西亞國の金融業者は蒙古に其の支店を開設し個人又は施設及團體と各種の金融取引を爲すの權利を有す。

第四條　露西亞國臣民は現金又は物品交換の方法に依り賣買をなすことを得又信用取引をなすことを得るも各旗及蒙古國庫は個人の負債に對し責任を負はさるへし。

第五條　蒙古官憲は蒙古人又は支那人か露西亞國臣民と各種の商取引をなし又其の個人的雇人となり或は其の經營に係る商工業上の使用人となることに對し障礙を加へさるへし。蒙古に於ては如何なる公私の團體施設及個人に對しても商工業上の獨占權を與ふることを得す但し團體及個人にして本協約締結前既に蒙古政府より右獨占權を得たるものに對しては約定期限の終了するに至る迄其の權利及特典を保有せしむるものとす。

第六條　露西亞國臣民は蒙古の都市及各旗何れの處に於ても各種商工業上の建物竝家屋、店舖

及倉庫等の建設の爲に必要なる地所を期限附にて借受け又は其の所有權を取得するの權利を有す露西亞國民は又耕作の目的を以て空地を借受くるの權利を有す尤此等の地所は前記目的の爲のみに所有し又は借受くる事を得るも投機の目的に供するを得す此等の地所は蒙古の現行法に基き且蒙古政府との協議に依り各處に提供せらるへきも聖地及牧場は此限りに非す。

第七條　露西亞國臣民は礦業、林業、漁業及其他の事業に關し蒙古政府と協定をなすことを得。

第八條　露西亞國政府は蒙古政府と協議の上其の必要と認むる蒙古各地に領事官を任命するの權利を有す又蒙古政府は相互の協商に依りて必要と認められたる露西亞國國境各地に其の代表者を置くことを得。

第九條　露西亞國領事館所在地其の他露西亞國商業上の樞要なる地方に於ては露西亞國政府と蒙古政府との協議に依り露西亞國臣民の居住及各種職業の爲め特別居留地を設定すへし右居留地は露西亞國領事の管理の下又は領事の駐在せさる地に在りては露西亞國商人組合の組長管理の下に置くものとす。

第十條　露西亞國は蒙古政府と協議の上露西亞國臣民の爲蒙古に於ける各地間並蒙古と露西亞國の國境地間に信書の發送及物品輸送の爲露西亞國臣民の費用を以て郵便機關を設くるの權

利を保留す而して驛站其他必要なる建物を建築する場合には本議定書第六條の規定に依るものとす。

第十一條　蒙古に於ける露西亞領事は公文書の發送及傳書使の派遣其他公用上必要の場合には蒙古の郵便機關を使用することを得但し無料にて一箇月馬百頭及駱駝三十頭以上を使用せさることとし且蒙古政府より其都度切符の交附を受くへし領事及一般露西亞國官吏は其の旅行の爲め賃錢を支拂ひて同機關を使用することを得蒙古の官設驛站使用の權利は一私人たる露西亞國臣民にも又之を享有せしむ但し此場合に於ける驛站の使用料は蒙古政府と協議決定すへし。

第十二條　露西亞國臣民は蒙古內地より露西亞國領土に流るる河川及其の支流に於て商船を逆へ沿岸地方の人民と商業を爲すの權利を有す露西亞國政府は此等河川に於ける航運の改良及必要なる標織の設置其の他に關し蒙古政府に帮助を與ふへく蒙古官憲は本議定書第六條の規定に依り此等河川に沿ひ船舶の繫留地埠頭及倉庫の設置竝薪材貯藏場等に必要なる土地を提供すへし。

第十三條　露西亞國臣民は貨物及家畜の輸送の爲め總ての水陸路を使用する權利を有す且蒙古

官憲と協議の上自費を以て橋梁渡場等を設置し通行者より料金を徴收するの權利を有す。

第十四條　露西亞國臣民の家畜は其輸送の途次休養の爲め隨所に停留することを得若し長時日に亘り停留を必要とする場合には地方官憲は家畜輸送路の附近及家畜貿易上樞要の地に於て牧場として充分なる地區を貸與すへし但し三箇月以上各牧場を使用する場合には使用料を支拂ふものとす。

第十五條　從來國境地方の露西亞國住民か蒙古境内に於て草刈狩獵及漁撈を爲し來りたる特權は今後共何等變更なく持續せらるへし。

第十六條　一方露西亞臣民若は施設と他方蒙古人又は支那人との間の契約事項は口頭又は文書を以て爲すことを得此の場合に於て當事者は其の契約を蒙古地方官憲に提示し證明を請ふことを得若該官憲か其の證明をなすに故障ありと認めたるときは直に之を露西亞國領事に照會し領事と協議の上解決を與ふへきものとす。

不動產に關する契約事項は特に文書に認め當該蒙古官憲及露西亞國領事に屆け出て其の證明及認可を得へし天產物開採の權利に關する書類は蒙古政府の認可を經ることを要す口頭又は文書に依る契約事項に關し爭論を生したる場合には契約當事者雙方より撰ひたる仲裁者に依

りて和解することを得若此の方法によりて雙方の一致を得さる場合には混合裁判委員に依り判決せらるへきものとす。
混合裁判委員は常設及臨時の二種とす常設のものは露西亞國領事の駐在地に設け領事若は其の代理者及蒙古の相當官等の代表者より成立す臨時設置のものは前記の土地以外に於て事件の發生に應して設け露西亞國領事の代理者及被告の所屬し若は居住地の首長たる王公より成立す混合裁判委員は鑑定人として露西亞國臣民、蒙古人又は支那人中より適當なる者を任命することを得混合裁判委員の判決は露西亞國臣民に對しては露西亞國領事に依り又蒙古人及支那人に對しては被告の所屬し若は居住する旗の王公に依りて遅滞なく執行せらるへし。
第十七條　本議定書は署名の日より之を實施す。
右證據として各全權委員は露蒙兩文を以て併記したる本議定書二通を照合し各通に署名調印の上交換を了せり。
一九一二年十月二十一日(露暦)卽蒙暦共載第二年秋の末月二十四日庫倫に於て作る。

イー、コロストウエッツ　署名

蒙古總理大臣　三音諾顏汗

內務大臣	沁蘇朱克圖親王喇嘛	
外務大臣	額爾德呢ダイチン親王	
陸軍大臣	額爾德呢達賴郡王	蒙古語にて署名
大藏大臣	土謝圖郡王	
司法大臣	額爾德呢郡王	

露曆一九一二年十月二十一日(十一月三日)附を以てコロストウエッツより蒙古政府に送りたる宣言書譯文

本日露蒙兩政府間に調印したる協約及議定書中「外蒙古」なる文字に代ふるに蒙古なる文字を以てすることに同意するに當り本官は自主權に付蒙古政府に與へたる保障か喀爾喀の地域以外何れの地方に迄及ふへきやを決定するの權利を帝國政府に於て留保することを宣言するの光榮を有す。

第一二　蒙古に關する露支宣言竝附屬公文（民國二年十一月五日北京に於て調印 露曆一九一三年十月二十三日(十一月五日)）

露西亞帝國政府は外蒙古に關し支那との關係を律するため其の基礎となすへき主義を提議し支那共和國政府は右の主義を認諾したるを以て兩國政府は左の通り協定せり。

第一條　露西亞は外蒙古か支那の宗主權の下に在るを承認す。
第二條　支那は外蒙古の自治權を承認す。
第三條　支那は外蒙古に於ける蒙古人か自治蒙古の內政を自ら行ひ且つ同地に關する商工業上の一切の問題を自ら處理するの專屬的權利を承認し此等の事項に干渉せさることを約す故に支那は外蒙古に軍隊を派遣し文武の官吏を駐在せしめ又は一切植民することなかるへし但し支那政府の派遣する一名の高官は必要の屬員及一隊の護衞兵を隨へて庫倫に駐在することを得へく且支那政府は必要の場合には其の人民の利益を保護する爲め本取極第五條に規定する商議の際確定せらるへき外蒙古の一定の地方に事務官を駐在せしむることを得へし又露西亞に於ては領事館護衞兵を除くの外其の軍隊を外蒙古に駐在せしめ同地の行政上の事項に干渉し又は同地に植民することなかるへきを約す。
第四條　支那は上記の主義及一九一二年十月二十一日(露曆)の露蒙通商議定書の規定に準據し外蒙古との關係を確立する爲め露西亞の周旋を受諾すへきことを聲明す。
第五條　外蒙古に於ける支那及露西亞の利益に關する諸問題にして同地に於ける新事態の爲生したるものに關しては追て商議すへし。

右證據として之か爲正當の委任を受けたる下名は本宣言書に署名調印す。

中華民國二年十一月初五日即一九一三年十月二十三日（十一月五日）北京に於て本書二通を作る。

二、附屬公文（外蒙古に關する露支宣言書調印當日孫外交總長と露國公使との間に交換せる公文譯文）

外蒙古に關する本日附の宣言書に署名するに當り之か爲正當の委任を受けたる下名（支那共和國外務大臣全露國皇帝陛下の特命全權公使）は其の政府の名に於て（支那共和國外務大臣孫寶琦全露國皇帝陛下の特命全權公使クルペンスキー）閣下に左の通り聲明するの光榮を有し候。

一、露西亞は外蒙古の地域か支那領土の一部たることを承認す。

二、政治上及領土上の問題に關しては支那政府は商議に依り露西亞政府と協定の上措置すへく該商議には外蒙古官憲之に參加すへし。

三、宣言書第五條に規定する商議は關係三當事者の間に行はるへく之か爲め該當事者は其の代表委員の會合すへき地點を指定すへし。

四、自治外蒙古は庫倫辦事大臣、烏里雅蘇臺將軍及科布多參賛大臣の管轄に屬する地方を包括す但し精密なる蒙古地圖なく且同地に於ける行政區劃不確實なるを以て外蒙古の精確な

る疆域竝科布多及阿爾泰間境界は宣言書第五條に規定する商議の際追て協定すへし。

下名は玆に（クルペンスキー 孫寶琦）閣下に向て重ねて敬意を表し候　敬具。

第一三　蒙古鐵道に關する露蒙協約（露曆一九一四年九月十七日）

蒙古に於ける通商關係の發展に鑑み相當鐵道の敷設に由り蒙古に於ける各鐵道と之に接近する西伯利亞鐵道との聯絡を保するの必要を認め露西亞帝國政府及蒙古政府は友好關係に依り下記諸條を協定せり。

第一條　露西亞帝國政府は蒙古境域に於ける鐵道の敷設に關し蒙古政府の永久的權利を認む。

第二條　露蒙兩國政府は蒙古及露國に有用なる鐵道の最も利益ある線路竝に其鐵道敷設順序を共同して審査決定す。

第三條　露西亞帝國政府は各鐵道の敷設に當り露蒙兩國の國費に由り若くは個人の資金に依る場合に於て蒙古政府に助力を與ふへし。

第四條　露蒙兩國政府は國境及露國鐵道と聯絡する鐵道敷設の場合露蒙鐵道連絡條件權利及收入に關し審議すへし。

第五條　露西亞帝國政府は蒙古政府か其境域內に鐵道敷設の權利あるに鑑み若し蒙古政府か其

資金を以て有益なる鐵道を敷設せられんことを希望する場合之に干涉することなかるへし蒙古政府か鐵道「コンセッション」を何人かに許與せんとする場合には其鄰邦たる大露西亞帝國との友好關係に基き該「コンセッション」許與に先ち其計畫する鐵道か經濟上及軍略上露國に有害なるものにあらさるやに就き豫め露國政府と商議すへし。

第六條 本協約は露蒙國語を以て二通を作製し之に署名捺印し一部は在蒙古露國總領事館に又他の一部は蒙古外務署に保管せらるるものとす。

一九一四年九月十七日(露曆)

恰克圖に於て

蒙古內務大臣 弼里克圖公喇嘛 達什札布(タシチャブ)

蒙古大藏大臣 土謝圖親王 察克都爾札布(チャクトルチャブ)

蒙古外務次官 鎭國公 車林多爾濟(チョリントルチ)

在蒙古露國外交事務官兼領事 アー、ミルレル

第一四 露支蒙協約竝關係公文 (民國四年六月七日 露曆一九一五年五月二十六日(六月七日))

一、協約

支那共和國大統領
露西亞國大皇帝
外蒙古博克多哲布尊丹巴呼圖克圖汗は外蒙古の現勢發生の各問題を會同協商解決せんと欲し
支那共和大統領は都統銜畢桂芳墨其哥駐劄特命全權公使陳籙を特派し
露西亞國大皇帝は蒙古駐劄外交官兼總領事正參議官アレキサンター、ミルレルを特派し外蒙古博克多哲布尊丹巴呼圖克圖汗は司法副長額爾德呢卓囊貝子色楞丹津財務長土謝圖親王察克都爾札布を特派して全權委員となし各委員は奉する所の委任狀を互に檢閲し其の妥當なるを認め各條項を議定する左の如し。

第一條　外蒙古は民國二年十一月五日露支聲明文書及露支交換公文を承認す。

第二條　外蒙古は支那國の宗主權を承認し露支兩國は外蒙古の自治と支那領土の一部たるを承認す。

第三條　自治外蒙古は各外國と政治及土地に關係ある國際條約を締結する權なし凡そ外蒙古の政治及土地に關する問題は支那國政府擔任し民國二年十一月五日露支交換公文第二條に照し辦理す。

第四條　外蒙古博克多哲布尊丹巴呼圖克圖汗の名號は支那共和國大統領の冊封を受け外蒙古公文書には民國の年曆を用ひ竝に蒙古干子紀年を兼用することを得。

第五條　民國二年十一月五日露支聲明文書第三條に依り露支兩國は外蒙古自治官府か一切の內政を辦理し竝に各外國と自治外蒙古の工商事宜に關する國際條約及協約を締結するの專權を有することを承認す。

第六條　聲明文書第三條に依り露支兩國は外蒙古現在の自治內政の制度に干涉せさることを約す。

第七條　露支聲明文書第三條規定の支那庫倫駐剳大官の護衛隊は其數二百名に過きさるへく該大官の補佐員は烏里雅蘇臺（ウリヤスタイ）科布多（コブト）及蒙古恰克圖（キヤクト）の各處に分駐す每處の護衛隊は五十名に過きさるへく若し外蒙古自治官府の同意を經て外蒙古の他處にも補佐官を添設する場合には每處の護衛隊は五十名を過きさるへし。

第八條　露西亞國政府派遣の庫倫駐在代表領事の護衛隊は百五十名を過きさるへし外蒙古の他處に已に設置し又は將來外蒙古官府の同意を經て露西亞國領事館又は副領事館を添設する場合には每處の護衛隊は五十名を過くるを得す。

第九條　凡そ典禮及正式集會あるときは支那の庫倫駐劄大官最高位地に列すへく若し必要ある時は該大官は單獨外蒙古博克多哲布尊丹巴呼圖克圖汗に會見するの權を有し露西亞國代表者も亦此單獨會見の權を有す。

第十條　支那の庫倫駐劄大官及本協約第七條に指す處の在蒙古各地方補佐官の最高の監察權を行使することを得へく外蒙古自治官府及其屬吏の行爲をして支那國の宗主各權利及支那國及其人民の外蒙古に於ける各利益に違反せさらしむへし。

第十一條　自治外蒙古の區域は一九一三年十月二十三日露支聲明附屬文書第四條を按照し前庫倫辦事大臣烏里雅蘇臺將軍科布多參贊大臣の管轄區域に限り其の支那國との境界線は喀爾喀四盟及科布多所屬を以てす卽ち東は呼倫貝爾南は內蒙古西南は新疆省の戈壁西は阿爾泰接界の各蒙旗と界す支那は自治外蒙古との正式境界を定むるには別に露支兩國及自治外蒙古の代表者會同辦理すへく竝に本協約調印後二箇年以內に共同踏查に著手すへし。

第十二條　支那國商人か貨物を自治外蒙古に輸入する場合には何種の產物たるに拘らす關稅を課せさるへし但し自治外蒙古人民か納むる自治外蒙古既定及將來添設の各項內地貨捐は一律に納付すへし自治外蒙古商民か支那內地に輸入する各種の產物も亦支那商人と一律に既設及

將來添設の各項の貨損を納付すへし但し外國貨物を自治外蒙古より支那內地に輸入する場合には一八八一年の陸路通商條約に定むる處の關稅を納付すへし。

第十三條　自治外蒙古に在る支那國屬民の民刑訴訟事件は均しく支那の庫倫駐劄大官及自治外蒙古各地方駐在の補佐員に於て審理判決すへし。

第十四條　自治外蒙古人民と該處に在る支那國屬民との民刑訴訟事件は均しく支那庫倫駐劄大官及自治外蒙古各地方駐在補佐員又其の派遣する代表者と蒙古官吏と共同審理判決すへし若し支那國屬民々刑被告人となり自治外蒙古人民々刑原告人たるときは支那庫倫駐劄大官及自治外蒙古各地方駐劄補佐員の所在地にて會同審理判決すへく若し自治外蒙古人民々刑被告人となり支那國屬民々刑原告人たるときは亦以上の會同辦理法により蒙古官廳にて審理判決すへく犯罪者は各自の法律により處罰し尙兩造は各仲裁者を擧け爭議事件を平和に解決するの權あるものとす。

第十五條　自治外蒙古人民の該處に在る露國屬民との民刑訴訟事件は均しく一九一二年十月二十一日露蒙商務取極第十六條所載章程により審理判決す。

第十六條　自治外蒙古に於ける露支訴訟事件は露國屬民々刑原告人となり支那國屬民々刑被告

人たるときは露西亞國領事自身又は其派遣する代表者會審すへく支那庫倫駐劄大官又は其代表者又は自治外蒙古各地方駐在補佐官と同等の權利を有するものとす露西亞國領事又は其派遣代表者か法廷に於て露西亞國民事原告人及露西亞國證人其被告支那人及支那證人を審問する場合には支那庫倫駐劄大官又は其代表者又は自治外蒙古各地方駐在補佐員を經て間接に審問すへし露西亞國領事又は其の代表者は證據を審查し賠償を追求し若は必要と認むるときは鑑定人をして兩造の有する權利を聲明せしむることを得竝に支那庫倫駐劄大官又は其代表者又は自治外蒙古各地方駐在補佐員と會同して判決文を擬定し及記名調印すへし支那官吏は判決執行の義務あるものとす。

露西亞國屬民民刑被告人となり支那國屬民々刑原告人たるときは支那庫倫駐劄大官又は自治外蒙古各地方駐在の補佐員自身又は其派遣する代表者も亦露西亞國領事館に於て觀審することを得。

第十七條　恰克圖庫倫張家口間の電報の一部は自治外蒙古の境界內に在るを以て該部分の電線を外蒙古自治官府の完全なる財產となすことを議定し內外蒙古境界に於て支那及外蒙古より員を派し管理する轉電局に關する詳細なる辦法竝に遞電收費章程及收入金分配等の問題は別

に露支兩國及自治外蒙古より派遣する代表者を以て組織する特別專門委員會之を商定すへし
第十八條　庫倫及蒙古恰克圖に在る支那郵便機關は舊に依り保存すへし。
第十九條　外蒙古自治官府は支那庫倫駐劄大官烏里雅蘇臺科布多蒙古恰克圖駐在補佐員及其附屬人員等に必要なる住所を供給し支那共和國政府の完全なる財產とす且該大官等の護衛隊の爲め其附近に於て必要の土地を讓與すへし。
第二十條　支那驛庫倫駐劄大臣及其補員並に一切の支那官員か蒙古の驛站を使用する場合は一九一二年十月二十一日の露蒙商務專條第十一條の規定を適用して辦理すへし。
第二十一條　一九一三年十月二十三日露支聲明文書同附屬書及一九一二年十月二十一日露蒙商務專條は均しく引續き有效たるへし。
第二十二條　本協約は露支蒙佛の四文各三通を作り署名調印の日より效力を生す將來文字の解釋は佛文を以て標準とす。

（中華民國四年六月七日調印）

二、關係公文

一九一五年五月二十五日附を以て恰克圖に於ける三國交涉支那共和國全權委員より露

西亞帝國の委員に交附したる書翰の寫。

恰克圖三國交涉支那共和國全權委員たる下名は自治外蒙古に關する本日附三國協約調印に際し正當の委任を受け恰克圖三國交涉露西亞帝國全權委員ミルレル閣下に對し支那國政府の名に於て左の通り聲明するの光榮を有し候本支露蒙協約調印の日より支那共和國政府は外蒙古自治政府に歸屬せる總ての蒙古人に對し完全なる大赦を供與す。

支那政府は又從前の如く外蒙古に於ける總ての蒙古人に對し內蒙古に於けると均しく右地方にありて居住往來の自由を許與す。

支那共和國政府は外蒙古佛爺哲布尊丹呼圖克圖汗陛下に對し敬虔の意を表彰する爲め巡禮として庫倫に赴く蒙古人に對し何等檢束を加へさるへし。

下名は此機に際し露西亞帝國全權委員に重ねて敬意を表し候。

畢　桂　芳（署名）

陳　　　籙（署名）

右に對し露西亞國全權委員より支那國全權委員に宛てたる回答文寫

恰克圖三國交涉露西亞帝國全權委員たる下名は恰克圖三國交涉支那共和國全權委員畢桂芳、陳

鎔閣下に對し本日附書翰受領の旨通告するの光榮を有し候。

恰克圖三國交渉支那共和國全權委員たる下名は 自治外蒙古に關する本日附三國協約調印に際し正當の委任を受け恰克圖三國交渉露西亞帝國全權委員ミルレル 閣下に對し支那國政府の名に於て左の通り聲明するの光榮を有し候。

本支露蒙三國協約調印の日より 支那共和國政府は外蒙古自治政府に歸屬せる總ての蒙古人に對し完全なる大赦を供與す。

支那政府は又從前の如く外蒙古に於ける總ての蒙古人に對し內蒙古に於けると均しく 右等地方にありて居住往來の自由を許與す。

支那共和國政府は外蒙古佛爺哲布尊丹巴呼圖克圖汗陛下に對し 敬虔の意を表彰する爲巡禮として庫倫に赴く蒙古人に對し何等檢束を加へさるへし。

下名は此機に際し支那共和國全權委員に對し重ねて敬意を表し候。

ア、ミルレル（署名）

一九一五年五月二十五日附を以て恰克圖に於ける三國交渉支那共和國全權委員より露西亞帝國全權委員に交附したる書翰の寫

恰克圖三國交渉支那共和國全權委員たる下名は自治外蒙古に關係する本日附三國協約調印に際し正當の委任を受け恰克圖三國交渉露西亞帝國全權委員ミルレル閣下に對し支那政府の名に於て左の通り聲明するの光榮を有し候。

張家口庫倫恰克圖電線の外蒙古領域を通過する部分に存在し且恰克圖協約第十七條に記載せる同線に於ける總ての電信局は協約調印後遲くも六箇月の期間内に支那役員より蒙古役員に交付すへく又支那線と蒙古線との接續地點は前掲條文に豫定せる專門委員會により決定せらるへし

上記の次第は同時に外蒙古全權委員にも通告したり。

下名は此機に際し露西亞帝國全權委員に重ねて敬意を表し候。

畢　桂　芳（署名）

陳　　　籙（署名）

右と同時に露西亞帝國全權委員より支那全權委員に交付したる書翰の寫

恰克圖に於ける三國交渉露西亞帝國全權委員たる下名は自治外蒙古に關する本日附三國協約調印に際し正當の委員を受け恰克圖三國交渉支那共和國全權委員畢桂芳閣下及陳籙閣下に對し、露西亞國政府の名に於て左の通り聲明するの光榮を有し候。

張家口庫倫恰克圖電線の外蒙古領域を通過する部分に存在し且つ恰克圖協約第十七條に記載する同線に於ける總ての電信局は協約調印後遲くも六箇月の期間内に支那役員より蒙古役員に交付すへく支那線と蒙古線との接續地點は前掲條文に豫定せる專門委員會により決定せらるへし

上記の次第は同時に外蒙古全權委員にも通告したり。

下名は此機に際し支那共和國全權委員に對し重ねて敬意を表し候。

ア、ミ ル レ ル（署名）

第一五 呼倫貝爾に關する露支條約（民國四年十一月十九日 露曆一九一五年十一月六日）

第一條 呼倫貝爾は特別地域となし中華民國中央政府に直屬す。

但し必要の事項にして急速を要する場合は其地域を包括する黑龍江省長官と直接商議することを得。

第二條 呼倫貝爾副都統は中華民國大總統直接之を任命し省長官と同一の權限を有す副都統は專ら呼倫貝爾五旗總管若は該地域に於ける三品以上の官吏中より之を任命す。

第三條 副都統衙門は左右兩廳より成り内一廳の廳長は副都統之を選任し他の一廳の廳長は内務部之を選定す。

但し何れも中華民國中央政府の任命を俟つて其職務を行ふものとす而して各廳長に任命せられ得るものは呼倫貝爾に於ける四品以上の官吏に限る副都統は各廳の權限を定むる權能を有し各廳長は副都統の指揮監督を受けて其の與へられたる權限範圍内に於て中央官憲及各省官憲と直接事務を處理するの權能を有す。

第四條　平時に於ける呼倫貝爾軍隊は全部同地の民兵を以て組織するものとす。

副都統は軍事上一切の施設に關する決算を中央政府に報告し併て其の理由を說明すへし呼倫貝爾に動亂起り同地官憲に於て之を平定すること能はすと認めたる際は中央政府は豫め露國政府に通牒して其軍隊の一部を同地に派遣することを得但し秩序回復後該軍隊は直に之を撤退すへし。

第五條　呼倫貝爾に於ける各種稅捐收入は同地に於ける他の一切の地方的歲入と均しく之を同地方の經費に充當することを得但し中央政府の歲入に歸すへき海關稅及鹽稅は此限りにあらす。

副都統は每年末に於て該衙門の歲入總額及其使途を中央政府に報告すへし。

第六條　呼倫貝爾人及支那内地人にして農工商を業とする者は呼倫貝爾及支那に於て均しく居

住移轉の自由及平等の權利を有し何等差別的取扱を受くることなし。
尤も呼倫貝爾に於ける土地は同地人民の共有財產なるに鑑みて支那人は借地權を取得し得るに止まるものとす但し右借地權を取得し得るは同地官憲に於て支那人の開墾か同地人民の牧畜に障礙なしと認めたる場所に限る。

第七條　呼倫貝爾に於て將來鐵道敷設の爲め外資を必要とする場合は中華民國政府は先つ露國に右借款の商議をなすへし。
東清鐵道會社又は呼倫貝爾に於て採掘、伐木等の權利を有する露國人にして材料及租借地內の生產物運搬の爲め鐵道支線を敷設せんとするときは必す中華民國政府の許可を受くへし民國政府は其敷設を不便とする特別の事由なき限り之を許可すへきものとす但し本項の規定は露國臣民の租借規約にして次條の規定により已に中華民國政府の承認を經たるものには之を適用せす。

第八條　露國企業家の呼倫貝爾官憲との間に締結せられたる規約にして露支兩國代表委員の審査を經たるものは中華民國政府に依り卽時に承認せらるへきものとす。

一九一五年十一月六日　於北京訂定

在北京露國公使　ウエ、クルペンスキー（署名）

外交總長　陸徵祥（署名）

乙　日露間

第一六　日露媾和條約竝追加約款（明治三十八年九月九日 一九〇五年九月五日（露暦八月二十三日））

日本國皇帝陛下及全露西亞皇帝陛下は兩國及其の人民に平和の幸福を回復せむことを欲し媾和條約を締結することに決定し之か爲に日本國皇帝陛下は外務大臣從三位勳一等男爵小村壽太郎閣下及亞米利加合衆國駐劄特命全權公使從三位勳一等高平小五郎閣下を全露西亞皇帝陛下はプレシデント、オブ、ゼ、コムミッチー、オブ、ミニスタース、オブ、ゼ、エンパイア、オブ、ロシヤ、セクレタリー、オブ、ステート、セルジ、ウエッテ閣下及亞米利加合衆國駐劄特命全權大使マスター、オブ、ゼ、イムピリアル、コールト、オブ、ロシヤ、男爵、ローマン、ローゼン閣下を各其の全權委員に任命せり因て各全權委員は互に其の委任狀を示し其の良好妥當なるを認め以て左の諸條款を協議決定せり。

第一條　日本國皇帝陛下と全露西亞國皇帝陛下との間及兩國竝兩國國民の間に將來平和親睦あ

るへし。

第二條　露西亞帝國政府は日本國か韓國に於て行政上、軍事上及經濟上の卓絶なる利益を有することを承認し日本帝國政府か韓國に於て必要と認むる指導保護及監理の措置を執るに當り之を阻礙し又は之に干渉せさることを約す。

韓國に於ける露西亞國民は他の外國の臣民又は人民と全然同樣に待遇せらるへく之を換言すれは最惠國の臣民又は人民と同一の地位に置かるへきものと知るへし。

兩締約國は一切誤解の原因を避けむか爲露韓國の國境に於て露西亞國又は韓國の領土の安全を侵迫することあるへき何等の軍事上の措置を執らさることに同意す。

第三條　日本國及露西亞國は互に左の事を約す。

一、本條約に附屬する追加約款第一の規定に從ひ遼東半島租借權か其效力を及ほす地域以外の滿洲より全然且つ同時に撤兵すること。

二、前記地域を除く外現に日本國又は露西亞國の軍隊に於て占領し又は監督の下に在る滿洲全部を擧けて全然淸國專屬の行政に還附すること。

露西亞帝國政府は淸國の主權を侵害し又は機會均等主義と相容れさる何等の領土上利益又

は優先的若は専屬的讓與を滿洲に於て有せさることを聲明す。

第四條　日本國及露西亞國は清國か滿洲の商工業を發達せしめむか爲め列國に共通する一般の措置を執るに方り之を阻礙せさることを互に約す。

第五條　露西亞帝國政府は清國政府の承諾を以て旅順口、大連竝に其の附近の領土及領水の租借權及該租借權に關聯し又は其一部を組成する一切の權利、特權及讓與を日本帝國政府に移轉讓渡す露西亞國政府は又前記租借權か其效力を及ほす地域に於ける一切の公共營造物及財產を日本帝國政府に移轉讓渡す。

兩締約國は前記規定に係る清國政府の承諾を得へきことを互に約す。

日本帝國政府に於ては前記地域に於ける露西亞帝國臣民の財產權か完全に尊重せらるへきことを約す。

第六條　露西亞帝國政府は長春（寬城子）旅順口間の鐵道及其一切の支線竝に同地方に於て之に附屬する一切の權利、特權及財產及同地方に於て該鐵道に屬し又は其の利益の爲に經營せらるる一切の炭坑を補償を受くることなく且清國政府の承認を以て日本帝國政府に移轉讓渡すへきことを約す。

兩締約國は前記規定に係る清國政府の承諾を得へきことを互に約す。

第七條　日本國及露西亞國は滿洲に於ける各自の鐵道を全く商工業の目的に限り經營し決して軍略の目的を以て之を經營せさることを約す。

該制限は遼東半島租借權か其效力を及ほす地域に於ける鐵道に適用せさるものと知るへし。

第八條　日本帝國政府及露西亞帝國政府は交通及運輸を增進し且之を便易ならしむるの目的を以て滿洲に於ける其接續業務を規定せむか爲成る可く速に別約を締結すへし。

第九條　露西亞帝國政府は薩哈嗹島南部及其附近に於ける一切の島嶼並に該地方に於ける一切の公共營造物及財產を完全なる主權と共に永久日本帝國に讓與す其の讓與地域の北地境界は北緯五十度と定む該地域の正確なる經界線は本條約に附屬せる追加約款第二條の規定に從ひ之を決定すへし日本國及露西亞國は薩哈嗹島又は其の附近の島嶼に於ける各自の領地內に堡壘其他之に類する軍事上工作物を築造せさることに互に同意す又兩國は各宗谷海峽及韃靼海峽の自由航海を妨礙することあるへき何等の軍事上措置を執らさることを約す。

第十條　日本國に讓與せられたる地域の住民たる露西亞臣民に付ては其不動產を賣却して本國に退去するの自由を保留す但該露西亞國臣民に於て讓與地域に在留せむと欲するときは日本

國の法律及管轄權に服從することを條件として完全に其の職業に從事し且財產權を行使するに於て支持保護せらるへし。

日本國は政事上又は行政上の權能を失ひたる住民に對し前記地域に於ける居住權を撤回し又は之を該地域より放逐すへき充分の理由を有す但し日本國は前記住民の財產權か完全に尊重せらるへきことを約す。

第十一條　露西亞國は日本海オコック海及ベーリング海に瀕する露西亞國領地の沿岸に於ける漁業權を日本國臣民に許與せむか爲め日本國と協約をなすことを約す。

前項の約束は前記方面に於て既に露西亞國又は外國の臣民に屬する處の權利に影響を及ほさゝることに雙方同意す。

第十二條　日露通商航海條約は戰爭の爲め廢止せられたるを以て日本帝國政府及露西亞帝國政府は現下の戰爭以前に效力を有したる條約を基礎として相互に最惠國の地位に於ける待遇を與ふるの方法を採用することを約す而して輸入稅輸出稅稅關手續通過稅及噸稅並に一方の代辨者臣民及船舶に對する他の一方の領土に於ける入國の許可及待遇は何れも前記の方法に依る。

第十三條　本條約實施の後成る可く速に一切の俘虜は互に之を還附すへし日本帝國政府及露西亞帝國政府は各俘虜を引受くへき一名の特別委員を任命すへし一方の政府の收容に係る一切の俘虜は他の一方の政府の特別委員又は正當に其の委任を受けたる代表者に引渡し同委員又は其の代表者に於て之を受領すへく而して其の引渡受領は引渡國より豫め受領國の特別委員に通知すへき便宜の人員及引渡國に於ける便宜の出入地に於て之を行ふへし。

日本國政府及露西亞國政府は俘虜引渡完了の後成る可く速に俘虜の捕獲又は投降の日より死亡又は引渡の時に至る迄之か保護給養の爲に各負擔したる直接費用の計算書を互に提出すへし同計算書交換の後露西亞國は成る可く速に日本國か前記の用途に支出したる實際の金額と露西亞國か同樣に支出したる實際の金額との差額を日本國に拂戻すことを約す。

第十四條　本條約は日本國皇帝陛下及露西亞國皇帝陛下に於て批准せらるへし該批准は成る可く速に且如何なる場合に於ても本條約調印の日より五十日以内に東京駐劄佛蘭西公使及聖彼得堡駐劄亞米利加合衆國大使を經て日本帝國政府及露西亞國政府に各々之を通知すへし而して其の終りの通告の日より本條約は全部を通して完全の效力を生すへし正式の批准交換は成る可く速に華盛頓に於て之を行ふへし。

第十五條 本條約は英吉利文及佛蘭西文を以て各二通を作り之に調印すへし其の各本文は全然符合せりと雖も其の解釋に差異ある場合は佛蘭西文に據るへし。

右證據として兩帝國全權委員は玆に本媾和條約に記名調印するものなり。

明治三十八年九月五日即ち一九〇五年八月二十三日(九月五日)ポーツマス(ニユー、ハムプシヤ州)に於て之を作る。

小村壽太郎 (記名)印

高平小五郎 (記名)印

セルジ、ウヰッテ (記名)印

ローゼン (記名)印

二、追加約款

本日附日本國及露西亞國間媾和條約第三條及第九條の規定に從ひ下名の全權委員は左の追加約款を締結せり。

第一條 第三條に付き。

日本國政府及露西亞國政府は同時に且媾和條約實施後直に滿洲の地域より各其の軍隊の撤退を開始することを互に約す而して媾和條約實施の日より十八箇月の期間內に兩國の軍隊は遂

東半島租借地以外の滿洲より全然撤退すへし。
前面陣地を占領する兩國軍隊は最先に撤退すへし。
兩締約國は滿洲に於ける各自の鐵道線路を保護せんか爲め守備兵を置く權利を留保す該守備兵の數は一「キロメートル」毎に十五名を超過することを得す而して日本國及露西亞國軍司令官は前記最大數以內に於て實際の必要に顧み之に使用せらるへき守備兵の數を雙方の合意を以て成る可へ少數に限定すへし。
滿洲に於ける日本國及露西亞國軍司令官は前記の原則に從ひ撤兵の細目を協定し成る可く速に且つ如何なる場合に於ても十八箇月を超へさる期間內に撤兵を實行せむか爲め雙方の合意を以て必要なる措置を執るへし。

第二　第九條に付き。

兩締約國に於て各任命すへき同數の人員より成る境界劃定委員は本條約實施後成る可く速に薩哈嗹島に於ける日本國及露西亞國領地間の正確なる境界を永久の方法を以て實地に就き劃定すへし該委員は地形の許す限り北緯五十度を以て境界線となすことを要す若し何れかの地點に於て同緯度より偏倚するの必要を認むるときは他の地點に於ける對當の偏倚に依りて之を塡補すへし該委員は讓與中に包含せらるゝ附近島嶼の表及明細書を調製するの任に當り且

讓與地域の境界を示す地圖を調製し之に署名すへし該委員の事業は兩締約國の承認を經ることを要す。

前記追加約款は其の附屬する媾和條約の批准と共に批准せられたるもの看做さるへし。

明治三十八年九月五日即一九〇五年八月二十三日(九月五日)ポーツマスに於て

小村壽太郎 記名

高平小五郎 記名

セルチ、ウヰッテ 記名

ローゼン 記名

第一七 日露兩軍滿洲撤兵手續及鐵道線路引渡順序議定書竝覺書 (明治三十八年十月三十日)(一九〇五年十月三十日(露暦十七日))

一、議定書

第一條 本年九月五日(八月二十三日)ポーツマスに於て日露兩國の間に調印したる媾和條約第三條に關する追加約款に基き左の通り協定す。

一、滿洲に於て前面陣地を占領する日本軍隊は一九〇五年十二月三十一日(十八日)迄法庫門

金家屯、昌圖、威遠堡門、撫順の地帶內に引揚くへし。
滿洲に於て前面陣地を占領する露國軍隊は一九〇五年十二月三十一日（十八日）迄に伊通州、葉赫站、葦子溝、八面城、三城子の地帶內に引揚くへし。

二、一九〇六年六月一日（五月十九日）迄に日本軍隊は法庫門、鐵嶺、撫順の線及其南方に引揚くへく露國軍隊は三城子、公主嶺停車場、伊通州の線及其の北方に引揚へし。

三、一九〇六年八月一日（七月十九日）迄に日本軍隊は新民屯、奉天、撫順の線及其の南方に引揚くへく露國軍隊は三河屯、寬城子、八里堡の線及其の北方に引揚くへし。

四、兩締約國の各一方は一九〇六年四月十五日（四月二日）以後滿洲に於て戰鬪員二十五萬人以上を有することなく又一九〇六年十月十五日（十月二日）以後は戰鬪員七萬五千人以上を有することなかるへきものとす而して雙方の撤兵は一九〇七年四月十五日（四月二日）以前に於て全部結了するを要す。

五、媾和條約追加約款第一に依り兩締約國か滿洲に於て各自の有する鐵道を保護する爲め置くことを得る兵數は一「キロメートル」に付き平均十五名とす。

第二條

一、鐵道線路引渡しの爲め兩締約國の一方は軍事交通部將校及技師より成る三名の委員を任命す。

右委員は新暦一九〇六年四月中旬に其の業務を開始すへく其の會合の場所及時日は別に協定すへし。

二、公主嶺南方停車場に於ける鐵道線路の引渡及受領は一九〇六年六月一日(五月十九日)以前に於て又公主嶺停車場及其の北方に於ける線路の引渡及受領は一九〇六年八月一日(七月十九日)以前に於て結了すへきものとす。

日本に引渡すへき鐵道の最北點を精確に定むることは外交上の交渉に讓る。

記名者は滿洲に於ける日露兩軍總司令官の適當なる委任を受け日本語及露西亞語を以て各二通の本文を作り雙方に於て日露語本文各一通を保有することを玆に證明す。

一九五年十月三十日(十〇月十七日)四平街停車場に於て之を作る。

日本軍滿洲軍參謀　陸軍少將　福島安正（自署）

露國滿洲軍參謀次長陸軍少將　オラノフスキー（自署）

二、覺　書

滿洲に於ける日露兩軍總司令官の代表者は本日日露兩軍滿洲撤兵の順序に關する議定書に記名するに方り左の如く協定せり。

兩軍の配置區域内に無關係者の入り來ることは不便とするを以て地方の住民を除くの外一方軍隊の區域より他方軍隊の區域に赴くことは兩軍官憲相互の同意を以てするに非されは之を許さす該許可に關し相互間に聯絡を取る爲め一方の軍隊は他方の軍隊區域内に旅行するに關する證明書を交附すへき特別の司令部を指定す該許可を交附する爲めには各一個の場所に付き當該旅行者の赴く一方の軍隊司令部の同意を得さるへからす現在に於ては此司令部所在地は雙方の總司令部たるへし其の所在地の變更に關しては雙方互に通報すへし。

一九〇五年十月三十日(十七日)四平街停車場に於て

日本滿洲軍參謀陸軍少將　福島安正（自署）

露國滿洲軍參謀次長陸軍少將　オラノフスキー（自署）

第一八　寛城子停車場に關する日露協約　（日附不明）

第一　現寛城子停車場及其の敷地二百萬坪及其の内に建築せられたる一切の建物約三百棟は之を日本に讓る事。

第二　挑家屯の炭坑及之に至る十餘露里の輕便鐵道は之を日本に讓る事。

第三　日露兩國の境界點は現今の寬城子停車場の北方約二露里の處に定め之を中心として更に約二露里の北方に露國の新なる停車場を建て各連絡點は露獨國境の例に倣ひ日本の列車は境界點を越へて露國の停車場に至り露國の列車は日本の停車場に來り互に聯絡を取ること。

第四　吉長鐵道の終點は少なくとも吉林長春間七十餘哩を詳細に測量したる上ならては決定し得さる故今の處にては何れの地點を適當とすへきか一切未定なるを以て今度の連絡點は少しも吉林線に就て考慮する所なし。

第五　日本停車場か現寬城子停車場より南方に設けらるる如きは決してなし尙連絡地點に於て兩國か如何に給水を得又共通計算をなす等に就ては追て打合をなす事。

第六　工事は來年四月を以て開始する事。

第一九　第一回日露協約　（明治四十年七月三十日 一九〇七年七月三十日（露曆十七日））

日本國皇帝陛下の政府及全露西亞皇帝陛下の政府は幸に日本國及露西亞國間に克復せられたる平和及善隣の關係を鞏固ならしむることを希望し且將來兩帝國の關係に於ける一切の誤解の原因を除去せむことを欲し左の條款を協定せり。

第一條　締約國の一方は他の一方の現在に於ける領土保全を尊重することを約す又締約國間に謄本を交換せる締約國と淸國との現行諸條約及契約より生する一切の權利（但し機會均等主義に反せさる權利に限る）竝に一九〇五年九月九日卽露曆八月二十三日ポウツマスに於て調印せられたる條約及日本國と露西亞國との間に締結せられたる諸特殊條約より生する一切の權利は互に之を尊重することを約す。

第二條　兩締約國は淸帝國の獨立及領土保全竝に同國に於ける列國商工業の機會均等主義を承認し且つ自國の執り得へき一切の平和的手段に依り現狀の存續及前記主義の確立を擁護支持することを約す。

右證據として下名は各其の政府より正當の委任を受け之に記名調印するものなり。

明治四十年七月三十日卽露曆一九〇七年七月十七日（七月三十日）聖彼得堡に於て本書を作る。

本野一郎

イズウオルスキー

第二〇　第二回日露協約（明治四十三年七月四日 一九〇年七月四日（露曆六月二十一日））

滿洲に於ける現狀維持及友好的協力に關する日露協約

日本帝國政府及露西亞帝國政府は一九〇七年七月三十日卽ち露曆十七日を以て締結したる協約の定むる主義を誠實に保持し且つ極東に於ける平和の確保の爲該協約の效果を擴張せむことを希望し左の條款を以て該協約を補成することを協定せり。

第一條　兩締約國は列國の交通を便易ならしめ其の商業を發達せしむる目的に依り滿洲に於ける各自鐵道の改善及該鐵道の聯絡業務整備の爲相互に友好的協力を與ふること竝に此の目的の遂行に有害なる一切の競爭をなさゝることを約す。

第二條　兩締約國は孰れも今日に至る迄日本國と露西亞國との間又は兩國と淸國との間に締結せられたる一切の條約又は其の他の約定に基き滿洲の現狀を維持尊重することを約す。

前記の諸約定の謄本は日本國と露西亞國との間に交換を了せり。

第三條　前記現狀を侵迫すへき性質の何等事件發生することあるときは兩締約國は該現狀を維持するに必要と認むる措置に付協定せむか爲相互に隨時商議を爲すへし。

右證據として下名は各其の政府より正當の委任を受け本協約に記名調印するものなり。

明治四十三年七月四日卽ち露曆一九一〇年六月二十一日(七月四日)聖彼得堡に於て本書を

作る。

本野一郎

イズウォルスキー

第二一　第三回日露協約（大正五年七月三日　一九一六年七月三日（露暦六月二十日））

日本帝國政府及露西亞帝國政府は極東に於ける恒久の平和を維持せむか爲協力することに決し左の如く約定せり。

第一條　日本國は露西亞國に對抗する何等政事上の協定又は聯合の當事國とならさるへし。

露西亞國は日本國に對抗する何等政事上又は聯合の當事國とならさるへし。

第二條　兩締約國の一方に依り承認せられたる他の一方の極東に於ける領土權又は特殊利益か侵迫せらるゝに至りたるときは日本國及露西亞國は其の權利及利益の擁護の爲相互の支持又は協力を目的として執るへき措置に付協議すへし。

右證據として下名は其の政府より正當の委任を受け本協約に署名調印す。

大正五年七月三日即露暦一九一六年六月二十日（七月三日）ペトログラードに於て本書を作る。

本野一郎
サゾーノフ

丙 日清間

第二二 日清滿洲善後條約竝附屬協定 （明治三十八年十二月二十二日 光緒三十一年十一月二十六日）

一、條約

大日本國皇帝陛下及大清國皇帝陛下は均しく明治三十八年九月五日即光緒三十一年八月七日調印せられたる日露兩國媾和條約より生する共同關係の事項を協定せむことを欲し右の目的を以て條約を締結することに決し之か爲に大日本帝國皇帝陛下は特派全權大使外務大臣從三位勳一等男爵小村壽太郎及特命全權公使從四位勳二等內田康哉を大清國皇帝陛下は欽差全權大臣軍機大臣總理外務部事務和碩慶親王欽差全權大臣軍機大臣外務部尚書會辦大臣瞿鴻機及欽差全權大臣北洋大臣太子少保直隷總督袁世凱を各其の全權委員に任命せり因て各全權委員は互に其の全權委任狀を示し其の良好妥當なるを認め以て左の條項を協議決定せり。

第一條　清國政府は露國か日露媾和條約第五條及第六條に依り日本國に對して爲したる一切の

讓渡を承諾す。

第二條　日本國政府は清露兩國間に締結せられたる租借地竝鐵道敷設に關する現條約に照し努めて遵行すへきことを承諾す將來何等案件の生したる場合には隨時清國政府と協約の上之を定むへし。

第三條　本條約は調印の日より効力を生すへく且大日本國皇帝陛下及大清國皇帝に於て之を批准せらるへし該批准書は本條約調印の日より二箇月以內に成るへく速に北京に於て之を交換すへし。

右證據として兩國全權委員は日本文及漢文を以て作られたる各二通の本條約に署名調印するものなり。

明治三十八年十二月二十二日即光緒三十一年十一月二十六日北京に於て之を作る。

大日本帝國特派全權大使外務大臣
從三位勳一等男爵　小村壽太郎　(記名)印

大日本帝國特命全權公使
從四位勳二等　內田康哉　(記名)印

大清國欽差全權大臣軍機大臣
總理外務部事務　慶親王　(記名)印

大清國欽差全權大臣軍機大臣
外務部尚書會辦大臣　瞿鴻機　(記名)印

大清國欽差全權大臣北洋大臣
太子少保直隷總督 袁世凱（記名）印

二、附屬協定

日清兩國政府は滿洲に於て雙方共に關係を有する他の事項を決定し以て遵守に便ならしむる爲め左の條項を協定せり。

第一條 清國政府は日露軍隊撤退の後成るへく速に外國人の住居及貿易の爲め自ら進みて滿洲に於ける左の都市を開くへきことを約す。

（盛京省） 鳳凰城 遼陽 新民屯 鐵嶺
通江子 法庫門 （吉林省） 長春（寬城子） 吉林
哈爾賓 寧古塔 琿春 三姓 （黑龍江省）
齊々哈爾 海拉爾 愛琿 滿洲里

第二條 清國政府は滿洲に於ける日露兩軍隊並に鐵道守備兵の成るへく速に撤退せられむことを切望する旨聲明したるに依り日本國政府は清國政府の希望に應せむと欲し若し露國に於て其の鐵道守備兵の撤退するか或は露清兩國間に別に適當の方法を協定したる時は日本國政府も同樣に照辦すへきことを承諾す若し滿洲地方平靖に歸し外國人の生命財産を清國自ら完全

に保護し得るに至りたるときは日本國も亦露國と同時に鐵道守備兵を撤退すへし。

第三條　日本國政府は滿洲に於て撤兵を了したる地方は直に之を清國政府に通知すへく清國政府は日露媾和條約追加約款に規定せる撤兵期間内と雖も既に上記の如く撤兵完了の通知を得たる各地方には自ら其の安寧秩序を維持する爲め必要の軍隊を派遣することを得るものとす日本軍隊の未た撤退せさる地方に於て若し土匪の村落を擾害することあるときは清國地方官も亦相當の軍隊を派遣し之を勦捕することを得但し日本軍隊駐屯地界より二十清里以内に進入することを得さるものとす。

第四條　日本國政府は軍事上の必要に依り滿洲に於て占領又は收容せる清國公私財產は撤兵の際悉く清國官民に還付することを承諾す。

第五條　清國政府は滿洲に於ける日本軍戰死者の墳墓及忠魂碑所在地を完全に保護する爲め總て必要の處置を採ることを約す。

第六條　清國政府は安東縣奉天間に敷設せる軍用鐵道を日本國政府に於て各國商工業の貨物運搬用に改め引續き經營することを承諾す該鐵道は改良工事完成の日より起算し（但軍隊送還の爲遲延すへき期間十二箇月を除き二箇年を以て改良工事完成の期限とす）十五箇年を以て期限となし卽光緒四十九年に至りて止む右期限に至ら

は雙方に於て他國の評價人一名を選ひ該鐵道の各物件を評價せしめて清國に賣渡すへし其の賣渡前に在りては清國政府の軍隊竝兵器糧食を輸送する場合には東清鐵道條約に準據して取扱ふへし亦該鐵道改良に至ては日本の經營擔當者に於て清國より特派する委員と切實に商議すへきものとす該鐵道に關する事務は東清鐵道條約に準し清國政府より委員を派し査察經理せしむへく又該鐵道に依り清國公私貨物を運搬する運賃に關しては別に詳細なる規定を設くへきものとす。

第七條 日清兩國政府は交通及運輸を增進し且之を便易ならしむるの目的を以て南滿洲鐵道と清國各鐵道との接續業務を規定せむか爲め成る可く速に別約を締結すへし。

第八條 清國政府は南滿洲鐵道に要する諸般の材料に對し各種の稅金及釐金を免すへきことを承諾す。

第九條 盛京省内に於て既に通商場を開設したる營口及通商場となすへく約定しあるも未た開かれさる安東縣竝に奉天府各地方に於て日本居留地を劃定する方法は日清兩國官吏に於て別に協議決定すへし。

第十條 清國政府は日清合同材木會社を設立し鴨綠江右岸地方に於て森林截伐に從事すること

其地區の廣狹年限の長短及會社設立の方法並合同經營に關する一切の章程は別に詳細なる約束を取極むへきことを承諾す日清兩國株主の利權は均等分配を期すへし。

第十一條　滿韓國境貿易に關しては相互に最惠國の待遇を與ふへきものとす。

第十二條　日清兩國政府は本日調印したる條約及附屬協約の各條に記載せる一切の事項に關し相互に最優の待遇を與ふることを承諾す。

本協約は調印の日より效力を生すへく且本日調印の條約批准せられたるときは本協約も亦同時に批准せられたるものと看做すへし。

右證據として下名は各其の本國政府より相當の委任を受け日本文及漢文を以て作られたる各二通の本協約に記名調印するものなり。

明治三十八年十二月二十二日卽光緒三十一年十一月二十六日北京に於て之を作る。

大日本帝國特派全權大使外務大臣
從三位勳一等男爵　小村壽太郎　(記名)印

大日本帝國特命全權公使
從四位勳二等　內田康哉　(記名)印

大清國欽差全權大臣軍機大臣
總理外務部事務　慶親王　(記名)印

大清國欽差全權大臣軍機大臣
外務部尙書會辦大臣　瞿鴻禨　(記名)印

大清國欽差全權大臣北洋大臣
太子少保直隷總督　袁　世　凱（記名）印

第二三　營口還附に關する取極（明治三十九年十二月五日 光緒三十二年十月二十日）

營口還附の件に關し明治三十九年十月日清兩國政府の間に成立したる北京協定に基き之か實地辦理の爲め日本國委員と清國委員と營口に會同し取極をなすこと左の如し。

一　北京協定第一條に營口地方日本軍隊未た撤退せさる以前に於て凡そ驗疫防疫等に關する事は地方官に於て日本領事と章程を商訂すへしとあり現に兩國委員に於て商訂し當分の中日本軍政官の定めたる處の規定により辦理し今後其の必要を認むるときは地方官日本領事と會同して之か改正をなし日本軍隊の撤去後は清國地方官に於て自ら主持辦理を行ふへし。

一　北京協定第二條に凡そ軍政時代に於て著手せられ又計劃せられたるも未た著手に至らさる公益事業は地方官に於て引續き之を執行し或は其の承辦を允准すへしとあり日本軍政官は既に日清兩國人の合同に係る株式會社に營口水道、電車、電燈、電話の四業を經營することを許可せり現に兩國委員に於て商訂し水道電車電燈は該會社に於て承辦せしむへし但該會社の諸規則類を北京當該部を送呈し若同部に於て右規則内に改正若は添削を要すへき點を發見するときは該會社は之を遵照辦理すへし電話は清國電報局にて買收すへく該局及該會社より各々

一員を派し合同し該會社の營口に於て設備せる電話事業の財產を檢査し評價の上購買す若し雙方の委員意見相合はさるときは該局及該會社に於て局外の公平なる人を選ひ雙方其定むる處の評價を遵守すへし。

屠獸場は衞生局に於て接辨し其の評價及購買の方法は電報局の電話を買入るゝ例に依る。

營口、牛家屯間の輕便小鐵道は電氣鐵道工事落成を俟ち撤去す。

凡そ公共の土木事業にして日本軍政官に於て著手し又は計劃せられたるも未た著手に至らさるものは淸國地方官に於て引續き之を執行完成すへし。

一　北京協定第三條に警察及衞生事務は淸國地方官の管理に歸し辨理務めて完美にして以て公共の治安を保つを期す之か爲め日本警察敎習及醫師を兼用すへし如し未た妥洽を盡さゝる處あれは日本領事より地方官に告知し隨時酌辨すへしとあり現に兩國委員商訂し日本警察敎習及醫師を傭用せり俸給を除くの外は一切契約均しく天津に於て日本警察敎習及醫師を傭用せる例により辨理す若今後警察及衞生にして辨理妥洽を盡さゝる處あり日本領事より通知あるときは地方官は隨時酌辨すへし。

一　凡そ軍政時代內に裁判したる訴訟事件は淸國地方官に於て再審することなし裁判並に登記

書類は軍政官より地方官に引續き又其謄本一通を在營口日本領事館に備存すへし。

一　北京協定第四條に海關鈔關の事務は應に海關道の管理に歸すへし清國政府は該兩關の收入を當分の內正金銀行に預け置き將來戶部銀行分店開設の後は兩銀行に預け入るへしとあり現に兩國委員商訂し稅金を營口正金銀行に預け入るゝの辦法如何は當該地方官と正金銀行との間に取極をなすへし。

一　營口日本軍政は明治三十九年十二月六日全部撤去すへし。

明治三十九年十二月五日

光緒三十二年十月二十日

營口軍政官陸軍步兵中佐　奥倉喜市　印

大日本帝國委員　公使館一等書記官　阿部守太郎　印

在牛莊領事　瀨川淺之進　印

大清國委員　奉錦山海關兵備道　梁如浩　印

第二四　大連海關設置竝內水汽船航行に關する協定（明治四十年五月三十日 一九〇七年五月三十日）

帝國政府は大連に淸國海關を設置することに同意し淸國駐剳特命全權公使林權助と同國總稅

務司サー、ロバート、ハート との間に左の協約を締結せしめ同海關は來る七月一日より開關することに決定せり。

日本國及清國政府は大連に清國海關を設置することを協定したるを以て下名は各本國政府より相當の委任を受け茲に同海關の一般指導の爲豫備及暫定の處置として本書に添附する左記の文書に開陳せる細項取極を承認することを約す。

（甲） 大連海關設置に關する協定

（乙） 内水汽船航行に關する協定

本取極は一期間試に之を實施したる上明春に至り更に善く土地の狀況及必要に應せしむる爲再考を加へ茲に承認する文書に代ふるに修正取極及命令を以てすへきことを約す該修正取極めは日本國公使と總稅務司とに於て之を作成し命令は租借地の日本官憲に於て大連海關長と協議し之を作成すへきものとす又日本國官憲は租借地より清國への密輸入を防過する處置を採り且清國官憲か清國より租借地に密輸入を防く爲に採る處の處置に就き之を援助すへく又大連の鐵道終點及境界地停車場（瓦房店又は其の他）に於ける鐵道運輸を處理する爲相當手續を定め並徵稅の爲假規則を設くへきものとす。

一九〇七年五月三十日北京に於て署名調印す。

日本國特命全權公使　林　權　助

清　國　總　稅　務　司　サー、ロバート、ハート

（甲）　大連海關設置に關する協定

一　大連海關長は日本の國籍を有するものたるへし該海關長新任の場合には總稅務司は在北京日本國公使館と協商を遂くへし。

二　大連海關の職員は通則として日本の國籍を有する者たるへし但し假に缺員を生するか若くは臨時必要ある場合には假に他の國籍に屬する職員を大連に派遣することを得。

三　大連海關長の更迭は豫め總稅務司より關東都督に通告すへし。

四　大連海關と日本官憲及日本商人との往復は總て日本文を以てすへし但し大連に來往する他の國籍所屬の商人は英文若くは清國文を以て通信するも妨なし。

五　海路大連に輸入する商品には輸入稅を課せす日本國租借地境界を越ゐ清國內地に至る各種の商品及產物は海關に於て現行條約に從ひ輸入稅を課すへし日本官憲は海關の許可證又は通關證を有せさる商品の日本國租借境界通過を防遏するに就き成るへく援助を與ふる爲適當の

處置を採るへきことを承諾す。

六　清國內地より日本國租借地に來りたる清國商品及產物にして大連より他所に船積せらるゝときは現行條約に依り輸出稅を納むへし日本國租借地の產物及該產物より製造せる商品若くは海路同租借地へ輸入せる商品（註、英文には「若くは海路同租借地へ輸入せる產物及該產物より製造せる商品」とあり）は輸出稅を納むるを要せす日本國租借地內に於て清國內地より來る原料を以て製造したる物品に對して納むへき稅は膠洲灣に於ける獨逸國租借地に於て同一事情の物品に對し現に納むるものと同一たるへし。

七　清國の條約港より大連へ來る清國商品若くは產物は日本國租借地內に在る限り納稅を要せすと雖も右商品若くは產物にして日本國租借地境界を越へ清國內地に入る場合には現行條約に從ひ納稅すへし。

八　大連より船積せられ隨て輸出稅を納めたる清國商品には領收證を下附し清國條約港に於て陸揚の際右領收證を差出し現行條約に從ひ沿岸貿易稅を納むへし。

九　日本國及其他清國以外の商品にして清國の條約港より大連へ船積せらるゝ場合には該條約港に於て納めたる輸入稅は條約の規定に從ひ拂戾を受くへし。

右商品は大連に輸入せらるゝも日本國租借地の境界を越へ清國內地に入らさる限り納稅を要

せす又右商品にして大連より清國以外の地に再輸出せらるゝときは輸出稅を納むるを要せす

十　清國の商品又は產物にして清國條約港より大連に船積せられ同所より更に清國以外の場所へ船積せらるゝに際し右條約港に於ける輸出稅納入濟の證據書類を提出するときは輸出稅を納むるを要せす。

十一　大連海關は噸稅燈臺稅及港稅の徵收若くは管理に干與せさるものとす。

十二　清國條約港に於ける現行關稅率は大連海關に於ても均しく之を適用すへし。

十三　日本國政府は大連に於て該海關の爲其の事務所及職員宿舍建築用に供する充分の地所（適當の庭園厩竝僕舍用）を備へ置くへきことに同意す右地所賣渡若は貸渡の金額は同地に於て雙方合意を以て定むへきものとす。

十四　稅關長及職員は陪審人若は陪席判事たり又其の他何等體役に從事するの責任なきものとす。

十五　前記大連海關は又大連より清國內地に輸出し竝同內地より大連に輸入する商品に對し通過免狀の發給を專掌し且同海關は清國の條約港に於て謂ゆる清國海關道に屬する一切の職務權利又は資格を有するものとす。

十六　第十五條に記載の通過免狀に對しては現行條約に依る 稅率卽輸出稅若は輸入稅の半額を大連海關に於て徵收すへし。

十七　海關規則に對し商人の行ひたる詐僞又は犯則の 場合に於ける處分手續は今後別約を以て之を定むへしと雖も大體の主義に於て總て司法上の手續は 日本國法衙に屬すへきものとす。

十八　日本國租借地に於ける商業の發達に伴ひ現に 豫知すへからさる必要の生することあるときを慮り本協定は暫定に屬するものとし當時者雙方は本協定實行上に生することあるへき不便を除くか爲必要ある每に速に修正を提議すへきことを約す。

（乙）　內水汽船航行に關する協定

一　淸國海關は正式に大連に於て其の職務を執行することを認可せられたるを以て 內水航行免狀を發給することを得內水航行免狀を受けたる 汽船は一般に一八九八年七月竝同年九月の規則及一九〇三年十月の追加規則に依るへきものなりと雖も 尙特に左記の規定に遵すへきものとす。

二　內水を往復せんとする汽船は內外國何れに屬するを問はす 其の船籍證書を海關に寄託し願書を出して引換に內水港行免狀を受くへし 該免狀は一箇年間效力を有するものにして其の初

度發給の手數料を十兩とし爾後年々書換の都度二兩を納め噸税は四箇月毎に納入すへきものとす。

三 右免狀を得たる汽船は規定に從ひ(一)大連より內地の一箇處若は數箇所に往復すること(二)大連より內地に赴き更に條約港に至り再內地を經て大連に歸航することを得是等の汽船は地方の海關若は收稅所に成規の報告を爲し地方の關稅及諸稅を納むる時は總て航行中に通過する認可貿易場に於て積荷若は乘客を陸揚し又は搭載することを得但特別の許可なくして專ら內地の各處間を往復することを得す內地航行中他の條約港に寄港するときは成規に從ひ同地海關に報告し一般及同地の港則は總て之を遵守すへきものとす。

四 免許を得たる汽船は大連發着の都度大連海關に出港手續及入港の報告を爲し出入積荷目錄を交付し寄港したる場所及寄港すへき場所を報告し成規の關稅を納むへきものとす阿片及禁制品は之を輸入し又は輸出すへからす若し之を輸入し又は輸出したるときは該物品を沒收し竝該汽船に對し五百弗の罰金を課す再犯するものは內水航行免狀及其の特權を撤消すへし。

五 日本官憲は大連海關を援助し密輸入殊に阿片及禁制品の密輸入を禁止すへし。

六 大連及內地諸港間に於ける清國郵便物遞送は無料たるへし日本國租借地以外に於ける

清國郵便局發著の清國閉囊郵便物にして同租借地を經由するものゝ遞送に關しては郵政廳に於て適當の方法を協定すへし。

七　內水航行汽船に關する協定は日本國租借地以外の內水に往復する汽船に限り通用せらるへきものとす。

參　考

一　膠洲灣租借地に於ける製造品に關する規則拔萃

（甲）總　則

一　租借地の産物及該産物より製造せる商品若は同地へ海路輸入せる商品に對しては輸出稅を課せす未製原料より製造せる物品は其の原料を海關に申告し特別取扱を受くるにあらされは普通物品と同樣に取扱はるへし納稅に關しては製造場の自由區域內部にあると外部にあるとを問はす同樣に取扱はるへし。

二　租借地に於て製造したる物品を內地に輸送せむとするときは製造者任意に該製造品に對し通過稅を納め通過免狀を附して輸送することを得。

三　背後地若は非條約港より租借地に輸入する清國製造原料を製造場に使用せむとするものは

之を海關に申告し其の稅金に對し擔保を差入るゝことを得右申告に係る原料より製造せる物品にして輸出せらるゝときは其の使用せる原料に對し輸出稅を納め右擔保に依り保證せられたる稅金は夫れ丈け控除せらるへし。

右擔保に依り保證せられたる稅金は其の日附より三箇年以內に之を納付し又は精算すへきものとす。

物品製造用の原料に對し納稅せすして輸出物品に對する稅率全額を納付することは輸出者の任意たるへし海關は申告せす且擔保を供せさる原料より製造せる物品を輸出するときは海關通過の際輸出稅全額を納むへきものとす。

四 外國若は淸國條約港より到著の原料に課したる輸入稅又は沿岸貿易稅は右原料より製造せる物品を海路輸出する際之を拂戾すへし但右原料は輸入の際其の製造用に供せらるることを成規の通り海關に申告したるものに限る。

五 租借地にて製造したる製品を淸國へ海路輸送するときは輸入の際稅率全額を納附すへきものとす又之を內地に輸送するときは通過稅を納め通過免許を受くることを得。

六 租借地官憲と海關官憲との局に協商を遂け諸種の製品輸出のとき其の使用原料の多寡に關

し一定の率を立て之に準して輸出税を減額すへき取極をなすへし。

七 前記の取扱を受くへき權利ある製造場は之を登記し其の目錄は必要に應して修正し要用あるときは海關へ送付すへし。

（乙）說　明　書

左記の事項は租借地到著の際膠洲灣海關に於て製造場の使用に供せらるることを成規の通り申告し且必要の場合に納税金に對し擔保を差入れたる原料にのみ適用せらるるものとす。

一 外國より直接若は條約港經由到著の外國産原料。

イ、其の製造品外國へ輸出せらるるとき。

一、既納税金を拂戻すへきこと。

ロ、其の製造品を淸國條約港に向け船積のときは輸入の際納めたる税金拂戻を受け左の税金を納むへきこと。

二、陸揚港に於て外國より直接到著せる同樣の商品に對し規定せると同一の税金及。

三、爾後通過税を納むるときは内地輸送の際通過免許を受け得ること。

ハ、若し該製造品内水航行規則に從ひ運輸せらるるときは左記の税を課せらるること。

四、同樣の商品か同樣に運輸せらるるとき其の出發の際若は途中及內地に於て納むへき諸稅又は諸賦課金。

五、然れとも右物品にして二分半の通過稅を納め通過免狀を有するときは前記の內地稅を免かれ通過免狀を受ること。

ニ、右製造品陸路背後地に運搬せらるゝときは右の如く取扱はるゝこと。

六、內水航行規則に從ひ輸送せらるゝ同樣の物品通りなるへきこと。

三　清國條約港より到著の清國產原料。

ホ、其の製造品外國へ輸出せらるゝときは。

七、既納沿岸貿易稅を拂戾すへきこと。

ヘ、其の製造品清國條約港へ仕向けらるゝときは。

八、右製造品に包含せる原料に對し沿岸貿易稅納濟證を下付し其の陸揚條約港に到著の際納稅を免れしめ爾後清國商品として取扱はれ內地通過權を有せさるか又は輸出者の任意にて。

九、沿岸貿易稅を拂戾し陸揚條約港にて該製造品に對する輸入稅全額を納め爾後內地輸送

の場合に通過權を有すること。

十、其の場合には二分半の通過稅を納め通過免狀を有すへきこと。

ト、該製造品內水航行規則に從ひ膠洲灣より輸送せらるゝときは。

十一、同樣の商品か同樣に運搬せらるゝとき其の出發の際若は途中及內地に於て納むへき諸稅及諸賦課金を課せらるゝこと。

十二、然れとも右製造品にして膠洲灣に於て二分半の通過稅を納むるときは前記の內地稅を免かれ通過權を有すること。

チ、右製造品陸路膠洲灣より背後地へ輸送せらるゝとき。

十三、內水航行規則に從ひ輸送せらるゝものと同樣に取扱はるへきこと。

三　內水航行規則に依り到著の淸國產原料。

リ、其の製造品外國へ輸出せらるゝときは膠洲灣に於て。

十四、製造に使用せる原料に對し輸出稅全額を納むるか又は輸出者の任意にて。

十五、製造品に對し輸出稅全額を納め其數量を擔保より控除すへきこと。

ヌ、製造品淸國條約港に仕向けらるゝときは膠洲灣に於て。

十六、使用原料に對し稅率規定の全額を納め及陸揚港に於て沿岸貿易稅を納め爾後淸國商品として取扱はるるか又は輸出者の任意にて。
十七、製造品に對し右の全額を納むへきこと此場合に於ては免除證書を發給し到著港に於て外國品として自由通關を得。
十八、爾後二分半の稅を拂ふときは內地輸送に際し通過權を得ること。
ル、製造品內水規則に依り輸送せらるゝとき。
十九、使用原料に對し沿岸貿易稅を納むるか又は製造者の任意にて。
二十、製造品に對し同稅を納め。
二十一、同樣の商品か同樣に運搬せらるゝとき途中及內地に於て課せらるへき諸稅及賦課金を拂ふへきこと然れ共右原料若は製造品に對し前記稅を拂ふたる後は。
二十二、膠洲灣に於て製造品に對し二分半の通過稅を納むるときは前記の內地稅を免かれ通過權を有すへきこと。
ヲ、製造品膠州灣より陸路背後地に輸送せらるゝときは。
二十三、內水航行規則に依り輸送のものと同樣の取扱を受くへきこと。

四　背後地より陸路到著の清國產原料。

ワ、其の製造品外國に輸出のときは其原料を擔保より控除し輸出者は膠州灣に於て。

二十四、使用原料に對し輸出稅の全額を納むるか輸出者の任意にて。

二十五、製造品に對し同全額を納むへきこと。

カ、該製造品清國條約港に仕向けらるゝときは膠州灣に於て。

二十六、使用原料に對し稅率規定の全額を納め陸揚港に於て沿岸貿易稅を拂ひ爾後は清國商品として取扱はるゝか又は。

二十七、製造品に對し右全額を納むること此場合に於ては免除證書を發給し到著港に於て外國商品として自由通關を得爾後。

二十八、內地に輸送のときは二分半の稅を納め通過權を得へきこと。

ヨ、製造品內水航行規則に依り輸送せらるゝときは輸出者の任意にて膠州灣に於て。

二十九、使用原料に對して沿岸貿易稅を納むるか又は。

三十、製造品に對し同稅を納め爾後は通過證書により保護せらるゝにあらされは同樣に運搬せらるゝ同樣の商品と均しく諸種の內地稅及賦課稅を課せらるへきこと。

三十一、該證書は通過權を附與するものにして製造品に對し更に二分半の通過稅を納むるときは膠州灣に於て同地海關より發給せらるへきこと。

タ、前記の如く申告せられたる原料にして原狀の儘若は製造品として租借地より陸路背後地に輸送せらるゝときは淸國商品として同國に再輸入せらるゝものにして同樣に運搬せらるる同樣の商品と均しく同一の諸稅及賦課金を課せらるへきこと。

參考

二　關東州租借地稅關假規則（明治四十年六月二十六日關東都督府令第三十八號同七月一日より施行）

第一條　外國より輸入せる外國貨物又は外國より輸入せる外國貨物を以て製造したる物品を內地に輸送せむとするときは輸入稅を納付すへし。

淸國通商港より輸入せる外國貨物を內地に輸入せむとするとき納稅濟證を所持せさるものは輸入稅を納付すへし。

淸國通商港より輸入せる外國貨物にして租借地內に於て消費せられたるとき若は租借地より再輸出せられたるときは納稅地の稅關に請求し納稅の拂戾を受くることを得但し仕出港稅關の發行に係る納稅濟證を所持する場合に限る。

第二條　清國通商港より輸入せる清國貨物を內地に輸送せむとするとき納稅濟證を所持するものは沿岸貿易稅を納付すへし。

第二條の一　租借地の生產物又は租借地の生產物を以て製造したる物品を內地に輸送せむとするときは輸入稅を納付すへし。

第三條　清國通商港より清國貨物を輸入せるとき納稅濟證を所持せさるものは輸入稅金に相當する金額を稅關に供託すへし若し不正の行爲ありたるときは貨物並に供託金を沒收することあるへし。

第四條　陸路租界地に輸入せられたる清國貨物を輸出せむとするときは輸出稅を納付すへし。

第五條　租借地の生產物及租借地の生產物若くは外國より輸入せる材料を以て製造したる物品を輸出せむとするときは輸出稅を納付するに及はす但し日本官憲の發行に係る產地證明書を所持する場合に限る。

第六條　內地又は海路(清國)港より輸入せる材料を以て製造したる物品を輸出せむとするときは輸出者の選擇に依り材料若は製造品に對し輸出稅を納付すへし。

第七條　清國通商港に於て輸入稅を納付したる外國貨物若は輸出稅を納付したる清國貨物を大

連より再輸出せむとするときは輸出税を納付するに及はす。

第八條　內地より又は內地に向て內地通過規則に依り貨物を輸送せむとするときは輸出税又は輸入税の外に通過税を納付すへし。

第九條　海路又は陸路より租借地內に阿片を輸入せむとするときは直に税關に屆出つへし。

第十條　阿片を內地に輸送せむとするときは輸入税並釐金を納付すへし但し清國通商港より輸入せる外國又は（清國）阿片にして納税濟證を所持するとき若は戶部證票を貼付しあるときは此の限にあらす。

第十一條　阿片を內地に輸送せむとするときは税金の有無を問はす税關に申請し證票の貼付並關印の押捺を受くへし。

第十二條　內地又は（清國）通商港より（清國）阿片を輸入せむとするとき納税濟證を所持せさるものは統税を納付すへし輸入阿片に戶部證票の貼付あらさるとき亦同し。

第十三條　武器彈藥爆發物及其の他製造材料を輸入せむとするときは税關の許可を得たる後にあらされは船卸又は陸揚をなすことを得す。

第十四條　武器彈藥爆發物及其の他製造材料は（清國）官憲の發行にかゝる護照を所持するも

のに非されは之を內地に輸送し若は(清國)港に輸出することを得す。

第十五條　前二條の規定は日本陸海軍又は警察の用に供する武器彈藥其の他に之を適用せす。

第十六條　船舶入港したるときは船長又は其の代理者は遲滯なく船舶證書又は領事報告書竝輸入積荷目錄を稅關に提出すへし輸入積荷目錄には船舶の名稱國籍貨物の仕出地仕向地記號番號箇數數量噸數及荷受人を記載し船長又は其の代理者之に署名すへし內地仕向の積載貨物の數量獨立貨物として取扱ふに足るものなるときは船長又は其代理者は內地行及租借地行を區分し各積荷目錄を調製すへし。

積荷目錄は其提出後二十四時間以內に限り訂正補足することを得。

第十七條　輸入貨物の荷受人は其の貨物の內地行なると租借地行なるとを問はす船舶の名稱國籍貨物の仕入地、產出地又は製造地、記號番號品名箇數數量及價格を記載したる報告書を稅關に提出すへし。

第十八號　船舶出港せむとするときは船長又は其代理者は輸出積荷目錄を作製し出港許可申請前少くも二時間に之を稅關に提出すへし輸出積荷目錄に記載すへき事項は輸入積荷目錄の記載事項に同し輸出積荷目錄には船長又は其の代理者之に署名すへし。

第十九條　貨物を輸出せむとするものは輸出申告書を稅關に提出し貨物の檢查を受くへし貨物の檢查終了したるときは申告者は稅關の交付する關稅納入告知書に記載せる稅金を稅關指定の銀行に納付し其の領收證を稅關に提出し船積許可書の交付を受くへし。

第二十條　出港許可證書は一切の稅金を完納したる後に非されは之を發行せす。

第二十一條　船積許可書の交付を受けたる其の貨物を船積すること能はさるときは遲滯なく稅關に屆出て船積停止通知書の交付を受くへし。

第二十二條　或る船舶より他の船舶に貨物の船移しを爲さんとするときは稅關の許可を受くへし若し許可を得すして船移しをなしたるときは其貨物を沒收し船長を罰金に處することあるへし。

貨物の船移は積荷目錄に符合し且つ原包裝の儘に非されは之を爲すことを得す。

第二十三條　稅關に適用する稅率左の如し。

一、輸入外國貨物に對しては一九〇二年の改正輸入稅率。

二、輸出入(淸國)貨物に對しては舊(淸國)稅率。

三、「ジャンク」に依り輸出入する貨物に對し特別の稅率を適用する場合には別に之を告示す

第二十四條　稅關長の罰金又は沒收の處分に對し不服を申立つる者あるときは一八六八年五月三十一日北京に於て協定せられたる罰金及沒收に關する會審規則の精神に基き處理するものとす。

第二十五條　稅關出務時間は日曜日及祭日を除き午前九時より午後四時迄とす但し貨物の檢査場は午前八時より午後四時とす。

第二十六條　午前六時前、午後六時後、若は日曜日及祭日には稅關長の特許を受くるに非されは貨物の積卸をなすことを得す但し旅客の手荷物及郵便物は此の限に在らす。

特許手數料（略）

第二十六條の一　大連稅關に納付すへき海關兩の換算率は牛莊建相場に依り之を定む。

第二十七條　稅關事務に關する照會通信は總て稅關長に提出すへし。

附　則

第二十八條　此の規則に於て內地と稱するは租借地境界外の（淸國）領土を云ふ。

別表稅率（略）

第二一五　安奉線改築に關する日淸覺書　（明治四十二年八月十九日 宣統元年七月初四日 一九〇九年八月十九日）

大日本帝國奉天駐在總領事小池と大淸國東三省總督錫及大淸國奉天巡撫程は茲に各本國政府の命に依り安奉鐵道の件に關し左の各項を議定す。

一、軌道は京奉鐵道と同様になすこと。

二、兩國は大體に於て委員か既に踏査決定せる線路を承認すること尤も陳相屯より奉天に至る線路は兩國に於て追て之を協議決定すること。

三、覺書調印の當日より直に土地購買其の他一切の細目に付協議を開始すへきこと。

四、覺書調印の翌日卽ち前項協議の翌日より工事を進捗せしむへきこと。

五、淸國は沿道地方官をして工事の施行に關し諸般の便宜を與へしむること。

依て茲に日漢文各二通を作製し互に調印の上各日漢文一通を所持し以て證據と爲す。

明治四十二年八月十九日

宣統元年七月初四日

於奉天

小池張造　印

錫良　印

程德全　印

日清間協約（明治四十二年九月四日 宣統元年七月二十日 一九〇九年九月四日）

一、滿洲に關する日清協約

大日本國政府及大清國政府は滿洲に於て雙方共に關係を有する事項を明確に議定し將來の誤解を防き以て兩國善鄰の關係を益々鞏固にせむことを希望し茲に左の條款を訂立せり。

第一條　清國政府は新民屯法庫門間の鐵道を敷設せむとする場合には豫め日本政府と商議することに同意す。

第二條　清國政府は大石橋、營口枝線を南滿洲鐵道枝線と承認し南滿洲鐵道期限滿了の際一律清國に交換することゝ並該枝線の末端を營口に延長することに同意す。

第三條　日清兩國政府は撫順及煙臺兩處の炭礦に關し和平商定すること左の如し。

甲、清國政府は日本國政府か上記兩炭坑採掘權を有することを承認す。

乙、日本國政府は清國政府の一切の主權を尊重し並上記兩炭礦の採炭に對し清國政府に納稅することを承諾す右の稅率は清國他處の炭礦に對する最惠の稅率を標準として別に協定すへし。

丙、清國政府は上記兩炭礦の採炭に對し他處の石炭に對する最惠の輸出税率を適用することを承認す。

丁、炭礦の區域竝に一切の細則は別に委員を派して協定すへし。

第四條　安奉鐵道沿線及南滿洲鐵道幹線沿線の鑛務は撫順及煙臺を除き明治四十年即光緒三十三年東三省督撫か日本總領事と議定せる大綱を接照し日清兩國人の合辦と爲すへく其の細則は追て督撫と日本國總領事との間に商訂すへし。

第五條　京奉鐵道を奉天城根に延長することは日本國政府に於て異議なきことを聲明す其實行の辦法は地方に於ける兩國官憲竝專門技師をして妥實商訂せしむへし。

右證據として下名は各其の本國政府より相當の委任を受け日本文及漢文を以て作成せる各二通の本協約に記名調印するものなり。

明治四十二年九月四日

宣統元年七月二十日

大日本國特命全權公使　伊集院彦吉

大淸國欽命外務部尙書會辦大臣　梁敦彦

二、間島に關する日清協約

大日本帝國政府及大清國政府は善鄰の好宜に鑑み圖們江か清韓兩國の國境たることを互に確認し竝妥協の精神を以て一切の辦法を商定し以て清韓兩國の邊民をして永遠に治安の慶福を享受せしめむことを欲し玆に右の條款を訂立せり。

第一條　日清兩國政府は圖們江を韓清兩國の國境とし江源地方に於ては定界碑を起點とし石乙水を以て兩國の境界となすことを聲明す。

第二條　清國政府は本協約調印後成るへく速に左記の各地を外國人の居住及貿易の爲開放すへく日本國政府は此等の地に領事館若は領事分館を酌設すへし開放の期日は別に之を定む。

龍井村　局子街　頭道溝　百草溝

第三條　清國政府は從來の通り圖們江北の墾地に於て韓民の居住を承准す其の地域の境界は別圖を以て之を示す。

第四條　圖們江北方地方雜居區域內墾地居住の韓民は清國の法權に服從し清國地方官の管轄裁判に歸す清國官憲は右韓民を清國民と同樣に待過すへく納税其他一切の行政上の處分も清國民と同樣たるへし。

右韓民に關係する民刑事一切の訴訟事件は清國官憲に於て清國の法律を按照し公平に裁判すへく日本國領事官又は其の委任を受けたる官吏は自由に法廷に立會ふことを得但し人命に關する重案に就ては須らく先つ日本領事官に知照すへきものとす日本領事官に於て若し法律を按照せすして判斷せる廉あることを認めたるときは公正の裁判を期せむか爲め別に官吏を派して復審すへきことを清國に請求することを得。

第五條　圖們江北雜居區域內に於ける韓民所有の土地、家屋は清國政府は清國人民の財產同樣に完全に保護すへし又該江沿岸には場所を選ひ渡船を設け雙方人民の往來は自由たるへし但し兵器を携帶する者は公文又は護照なくして境を越ゆるを得す雜居區域內產出の米穀は韓民の搬出を許す尤凶年に際しては尙禁止することを得へく柴草は舊に依り照辦すへし。

第六條　清國政府は將來吉長鐵道を延吉南境に延長し韓國會寧に於て韓國鐵道と聯絡すへく其の一切の辦法は吉長鐵道と一律たるへし開辦の時期は清國政府に於て情形を酌量し日本國政府と商議の上之を定む。

第七條　本協約は調印後直に效力を生すへく統監府派出所竝文武の各員は成るへく速に撤退を開始し二箇月を以て完了すへし日本國政府は二箇月以內に第二條所開の通商地に領事館を開

設すへし。

右證據として下名は其の本國政府より相當の委任を受け日本文及漢文を以て作成せる各二通の本協約に記名調印するものなり。

明治四十二年九月四日

宣統元年七月二十日

大日本國特命全權公使　伊集院彦吉

大清國欽命外務部尚書會辦大臣　梁敦彦

第二六　南滿洲及東部内蒙古に關する日支新條約竝關係公文

（大正四年五月二十五日
民國四年五月二十五日
一九一五年五月二十五日）

一、條約

日本國皇帝陛下及支那共和國大統領閣下は南滿洲及東部内蒙古に於ける兩國間の經濟關係を發展せしめむことを欲し右の目的を以て條約を締結することに決し之か爲日本國皇帝陛下は特命全權公使從四位勳二等日置益を支那共和國大統領閣下は中卿一等嘉禾勳章外交總長陸徵祥を各其の全權委員に任命せり因て各全權委員は互に其の全權委任狀を示し之か良好妥當なるを認

め以て左の條項を協議決定せり。

第一條　兩締約國は旅順、大連の租借期限竝南滿洲鐵道及安奉鐵道に關する期限を何れも九十九箇年に延長すへきことを約す。

第二條　日本國臣民は南滿洲に於て各種商工業の建物を建設する爲又は農業を經營する爲必要なる土地を商租することを得。

第三條　日本國臣民は南滿洲に於て自由に居住往來し各種の商工業其の他の業務に從事することを得。

第四條　日本國臣民か東部內蒙古に於て支那國國民と合辦に依り農業及附隨工業の經營を爲さむとするときは支那國政府之を承認すへし。

第五條　前三條の場合に於て日本國臣民は例規に依り下附せられたる旅券を地方官に提出し登錄を受け又支那國警察法令及課稅に服すへし。

民刑訴訟は日本國臣民被告たる場合には日本國領事館に於て又支那國國民被告たる場合には支那國官吏に於て之を審判し互に員を派し臨席傍聽せしむることを得但し土地に關する日本國民及支那國國民間の民事訴訟は支那國の法律及地方慣習に依り兩國より員を派し共同審判す

へし將來同地方の司法制度完全に改良せらるゝときは日本國民に關する一切の民刑訴訟は完全に支那國法廷の審判に歸すへし。

第六條　支那國政府は成るへく速に外國人居住貿易の爲自ら進みて東部內蒙古に於ける適當なる諸都市を開放すへきことを約す。

第七條　支那國政府は從來支那國と各外國資本家との間に締結したる鐵道借款契約規定條項を標準となし速に吉長鐵道に關する諸協約竝契約の根本的改訂を行ふへきことを約す。
將來支那國政府に於て鐵道借款事項に關し外國資本家に對し現在の各鐵道借款契約に比し有利なる條件を附與したるときは日本國の希望に依り更に前記吉長鐵道借款契約の改訂を行ふへし。

第八條　滿洲に關する日支現行各條約は本條約に別に規定するものを除くの外一切從前の通り實行すへし。

第九條　本條約は調印の日より效力を生す。
本條約は日本國皇帝陛下及支那共和國大統領閣下に於て批准せらるへく其の批准書は成るへく速に東京に於て交換すへし。

右證據として兩國全權委員は日本文及漢文を以て作成せられたる各二通の本條約に署名調印す

大正四年五月二十五日卽中華民國四年五月二十五日北京に於て之を作る。

日本帝國特命全權公使從四位勳二等　日　置　　益（署名）印

支那共和國中卿一等嘉禾章外交總長　陸　徵　祥（署名）印

二、關係公文

一、期限計算の件

爲照會事本日畫押之關於南滿洲及東部蒙古條約内第一條所規定旅順大連租借期限展至民國八十六年卽西曆一千九百九十七年爲滿期南滿鐵路交還期限展至民國九十一年卽西曆二千零二年爲滿期其原合同第十二條所載自開車之日起三十六年後中國政府可給價收回一節毋庸置議又安奉鐵路期限展至民國九十六年卽西曆二千零七年爲滿期相應照會卽希査照須至照會者。

右照會

日本特命全權公使　日　置　益

中華民國外交總長　陸　徵　祥（署名）印

中華民國四年五月二十五日

一の二

以書翰致啓上候陳者本日附貴翰を以て本日調印の南滿洲及東部內蒙古に關する條約第一條に規定せる旅順大連租借期限の延長は民國八十六年即西暦一九九七年に至り滿期となり南滿洲鐵道還附期附は民國九十一年即西暦二〇〇二年に至り滿期と可相成倘其の原條約第十二條に記載せる運轉開始の日より三十六年の後支那政府に於て買戻すを得るの一節は之を無效とすへく又安奉鐵道の期限は民國九十六年即西暦二〇〇七年に至り滿期と可相成旨御照會の趣致領承候。

右回答得貴意候　敬具。

大正四年五月二十五日

日本帝國特命全權公使　日　置　益（署名）印

支那共和國外交總長　陸　徵　祥　殿

二、東蒙開放地の件

爲照會事本日畫押之關於南滿洲及東部內蒙古條約內第六條所規定中國應行自開商埠之地點及章程由中國政府自行擬定與日本公使協定後決定之相應照會即希

查照須至照會者

右照會

日本國特命全權公使 日置 益

中華民國外交總長 陸 徵 祥（署名）印

中華民國四年五月二十五日

二の二

以書翰致啓上候陳者本日附貴翰を以て本日調印の南滿洲及東部內蒙古に關する條約第六條に規定せる開放すへき諸都市及商埠章程は支那國政府自ら之を擬定し豫め日本國公使に協議の上決定可致旨御照會相成致領承候。

右回答得貴意候 敬具。

大正五年五月二十五日

日本帝國特命全權公使 日置 益（署名）印

支那共和國外交總長 陸 徵 祥 殿

三、南滿鑛山の件

爲照會事日本國臣民在南滿洲左開各礦除業已探勘或開採各礦區外速行調査揀定中國政府卽准其

採勘或開採但在礦業條例確定以前應仿照現行辦法辦理相應照會即希
查照須至照會者

右照會

日本國特命全權公使　日置　益

中華民國外交總長　陸　徵　祥（署名）印

中華民國四年五月二十五日

一、奉天省

所在地	縣名	礦種	所在地	縣名	礦種
牛心臺	本溪	煤	鐵廠	通化	煤
田什付溝	本溪	煤	暖池塘	錦	煤
杉松崗	海龍	煤	鞍山站一帶	由遼陽縣起至本溪縣止	鐵

二、吉林省南部

所在地	縣名	礦種	所在地	縣名	礦種
杉松崗	和龍	煤、鐵	缸窰	吉林	煤

所在地　縣名　礦種
夾皮溝　樺甸　金

三の二

以書翰致啓上候陳者本日附貴翰を以て日本國臣民に於て南滿洲に於ける左記各礦山（既に試掘又は採掘せられたる各礦區を除く）を速に調査の上選定したる節は支那國政府は其の試掘又は採掘を允許可致但し鑛業條例確定に至る迄は現行辦法に準據すへきものなる旨御照會の趣致領承候。

右回答得貴意候　敬具。

大正四年五月二十五日

日本帝國特命全權公使　日置　益（署名）印

支那共和國外交總長　陸徵祥殿

左記

一、奉天省

所在地　縣名　鑛種　所在地　縣名　礦種
牛心臺　本溪　石炭　鐵廠　通化　石炭

田什付溝	本溪	石炭	暖池塘	錦	石炭
杉松溝	海龍	石炭	鞍山站一帶	遼陽より本溪縣に亙る	鐵

二、吉林省南部

所在地	縣名	鑛種	所在地	縣名	種礦
杉松崗	和龍	石炭、鐵	缸窰	吉林	石炭
夾皮溝	樺甸	金			

四、滿蒙優先權の件

為照會事本總長以中國政府名義對貴國政府聲明嗣後在南滿洲及東部內蒙古需造鐵路由中國自行籌款建造如需外資可先向日本國資本家商借又中國政府嗣後以前開地方之各種稅課（除中國中央政府業經為借款作押之鹽稅關稅等類外）作抵由外國借款時可先向日本國資本家商借相應照會即希查照須至照會者。

右照會

日本國特命全權公使　日置　益

中華民國外交總長　陸　徵　祥（署名）印

中華民國四年五月二十五日

四の二

以書翰致啓上候陳者本日附貴翰を以て支那國政府は將來南滿洲及東部内蒙古に於て鐵道を布設する場合には自國の資金を以てすへく若し外資を要する時は先つ日本國資本家に借款を商議可致又支那國政府は前記地方の各種稅課（但し旣に支那中央政府借款の擔保となれる鹽稅關稅等の類を除く）を擔保として外國より借款を起さむとするときは先つ日本國資本家に商議可致旨貴國政府の名に於て帝國政府に聲明相成致領承候

右回答得貴意候　敬具

大正四年五月二十五日

日本帝國特命全權公使　日置　益（署名）印

支那共和國外交總長　陸徵祥殿

五、南滿顧問傭聘の件

爲照會事本總長以中國政府名義對貴國政府聲明嗣後如在南滿洲聘用政治財政軍事警察外國顧問教官時可儘先聘用日本人相應照會即希

査照須至照會者
右照會

日本國特命全權公使　日　置　益

中華民國外交總長　陸　徵　祥（署名）印

中華民國四年五月二十五日

五の二

以書翰致啓上候陳者本日附貴翰を以て支那國政府は將來南滿洲に於て政治財政軍事警察等に關する外國顧問敎官を傭聘せむとするときは最先に日本人を傭聘すへき旨貴國政府の名に於て帝國政府に對し聲明相成致領承候。
右同答得貴意候　敬具。

大正四年五月二十五日

日本帝國特命全權公使　日　置　益（署名）印

支那共和國外交總長　陸　徵　祥　殿

六、土地商租の件

以書翰致啓上候陳者本日調印の南滿洲及東部內蒙古に關する條約第二條に記載せる商租の文字には三十箇年迄の長き期限附にて且無條件にて更新し得へき租借を含むものと了解致候。右照會得貴意候　敬具。

大正四年五月二十五日

日本帝國特命全權公使　日　置　益（署名）印

支那共和國外交總長　陸　徵　祥　殿

六の二

爲照覆事接准本日照稱本日畫押之關於南滿洲及東部內蒙古條約內第二條所載之商租二字須了解含有不過三十箇年之長期限及無條件而得續租之意等語業經閱悉相應照覆即希查照須至照覆者

右照會

日本國特命全權公使　日　置　益

中華民國外交總長　陸　徵　祥（署名）印

中華民國四年五月二十五日

七、警察法令及課稅の件

以書翰致啓上候陳者本日調印の南滿洲及東部内蒙古に關する條約第五條の規定に依り日本國臣民の服從すへき警察法令及課稅は豫め支那國官憲に於て日本國領事官と協議の上施行すへき儀に有之候。

右照會得貴意候　敬具。

大正四年五月二十五日

日本帝國特命全權公使　日　置　　益（署名）印

支那國外交總長　陸　徵　祥　殿

七の二

爲照覆事接准本日照稱依本日畫押之關於南滿洲及東部内蒙古條約内第五條之規定日本國臣民應服從之警察法令及課稅由中國官吏與日本國領事官接洽後施行等語業已閱悉相應照覆即希查照須至照覆者

右照會

日本國特命全權公使　日　置　　益

中華民國外交總長　陸　徵　祥（署名）印

中華民國四年五月二十五日

八、條約實施期の件

爲照會事本日畫押之關於南滿洲及東部內蒙古條約內第二條第三條第四條及第五條中國政府因須準備一切擬自本條約畫押之日起延期三箇月實行應請

貴國政府同意相應照會即希

查照須至照會者右照會

日本國特命全權公使　日　置　益

中華民國四年五月二十五日

中華民國外交總長　陸　徵　祥（署名）印

八の二

以書翰致啓上候陳者本日附貴翰を以て本日調印の南滿洲及東部內蒙古に關する條約第二條第三條第四條及第五條は支那國政府に於て諸般の準備を整ふる必要上同條約調印後三箇月間其の實施を延期したき旨御照會相成領承帝國政府に於ては事情已むを得ざるものと認め右に致同意候

右回答得貴意候　敬具。

大正四年五月二十五日

日本帝國特命全權公使　日　置　益（署名）印

支那共和國外交總長　陸　徵　祥　殿

第二七　鄭家屯事件に關する取極（大正六年一月二十二日 民國六年一月二十二日 一九一七年一月二十二日）

（外務省公表として雜誌「支那」所載）

鄭家屯事件に關しては在支帝國公使より支那政府へ交渉中なりし處今般左記の通り商議結了せり。

一、謝罪處罰賠償の件

一月二十二日帝國公使と支那外交總長との間に左の公文を交換せり。

帝國公使發外交總長宛公文

以書翰致啓上候陳者鄭家屯問題に關しては貴總長御就任以前既に本使と貴部との間に累次會議の末議定せる左記各項に對し更に字句の修正を加へ此上討論の餘地無之候間右樣御承知相成度此段照會得貴意候　敬具。

大正六年一月二十二日

日本帝國特命全權公使男爵　林　權助

支那共和國外交總長　伍廷芳殿

左記

一、第二十八師團長を申飭すること。
二、責任ある支那士官は法律に照して夫々處罰し嚴重にすへきものは當然之を嚴重にすること
三、日本臣民雜居區域內に於ける日本軍民は相當禮遇すへき旨一般軍民に出示告諭すること。
四、奉天督軍は相當の方法を以て陳謝の意を表示すること但關東都督及奉天日本總領事同しく旅順にあるの時之を行ひ其方法は該督軍より任意辦理すへし。
五、日本商人吉本に慰籍金五百弗を給與すること。

以上

外交總長發帝國公使宛公文（譯文）

以書翰致啓上候陳者鄭家屯問題に關しては本總長就任以前既に貴公使と本部との間に累次會議の末議定せる左記各項に對し更に字句の修正を加へ此上討議の餘地無之旨御來照の趣致敬承候茲に會議錄及關係書類に查據するに御來示の通に有之候間右樣御承知相成度此段回答得貴意候

敬具。

中華民國六年一月二十二日

支那共和國外交總長　伍　廷　芳

日本帝國特命全權公使男爵　林　權　助　殿

左　記

一、第二十八師團長を申飭すること。

二、責任ある支那士官は法律に照して夫々處罰し嚴重にすへきものは當然嚴重にすること。

三、日本臣民雜居區城內に於ける日本軍民は相當禮遇すへき旨一般軍民に出示告諭すること。

四、奉天督軍は相當の方法を以て陳謝の意を表示すること但し關東都督及奉天日本總領事同しく旅順に在るの時之を行ひ其方法は該督軍より任意辦理すへし。

五、日本商人吉本に慰籍金五百弗を給與すること。

以上

二、增派軍隊撤退の件

一月二十二日帝國公使と支那外文總長との間に左の公文を交換せり。

外交總長發帝國公使宛公文(譯文)

以書翰致啓上候陳者四平街より鄭家屯に至る沿道一帶に於ける貴國派駐の軍隊は何日より撤退を開始し何日に至り悉く撤退を終了するや詳細御回示相成度此段照會得貴意候　敬具。

中華民國六年一月二十二日

支那共和國外交總長　伍　廷　芳

日本帝國特命全權公使男爵　林　權　助　殿

帝國公使より外交總長宛公文

以書翰致啓上候陳者四平街より鄭家屯に至る沿道一帶に於ける帝國軍隊撤退方に付本日附貴翰を以て御來照の趣き致敬承候帝國政府は鄭家屯事件に關する今回協定濟五項の全部現實に履行せらるるを待ち曩に鄭家屯事件の發生に關聯して該方面に增派したる帝國軍隊を直に全部撤退するの意思に有之候間右樣御承知相成度此段回答得貴意候　敬具。

大正六年一月二十二日

日本特命全權公使男爵　林　權　助

支那共和國外交總長　伍　廷　芳　殿

三、士官學校敎官傭聘の件

一月五日帝國公使より左の口上書を支那外交總長に交付せり。

帝國公使より外交總長に宛口上書

帝國政府は支那國政府に於て同國士官學校敎官として日本國將校若干名を傭聘せられんことを希望す右は將來滿蒙地方に派遣せらるへき支那國士官の養成を帮助し以て日支親善の精神を能く該士官等に徹底せしめ永く滿蒙地方に於て今回の鄭家屯事件の如き不祥事發生の禍根を絕たんとする趣旨に出つるものなり惟此事貴國の軍政に關し帝國政府に於て之を强ゆるに便ならさるを以て貴國政府に於て任意斟酌せられたし。

右に對し一月十二日支那外交總長より左の口上書を帝國公使に交付せり。

外交總長發帝國公使宛口上書(譯文)

一月五日附口上書に依れは

「帝國政府は支那國政府に於て同國士官學校敎官として日本國將校若干名を傭聘せられん事を希望す右は將來滿蒙に派遣せるへき支那國士官養成を帮助し以て日支親善の精神を能く該士官等に徹底せしめ永く滿蒙地方に於て今回の鄭家屯事件の如き不祥事發生の禍根を絕たんとする

趣旨に出つるものなり惟此事貴國の軍政に關し帝國政府に於て之を強ゆるに便ならさるを以て貴國政府に於て任意斟酌せられたし」

と有之處査するに士官學校は本國陸軍々人に依りて教授し未た外國人を傭聘して教官と爲すの意嚮なし。

四、南滿洲軍事顧問傭聘の件

一月五日帝國公使より左の口上書を支那外交總長に交付せり。

帝國公使發外交總長宛口上書

支那國政府は南滿洲に於て外國より軍事顧問を傭聘せんとするときは最先に日本人を傭聘すへき旨南滿洲及東部内蒙古に關する日支條約附屬大正四年五月二十五日付公文を以て聲明せられたる處日本軍事顧問の傭聘は兩國軍事官憲間に意思の疏通を圖り相互の誤解より生することあるへき諸種の事端を豫防するの目的に對しても亦資する處多きを疑はす從て帝國政府は南滿洲に於て軍事顧問として陸續日本將校の傭聘せられん事を希望す惟此事貴國の軍政に關し帝國政府に於て之を強ゆるに便ならさるを以て貴國政府に於て任意斟酌せられたし。

右に對し一月十二日支那外交總長より左の口上書を帝國公使に交付せり。

外交總長より帝國公使宛口上書（譯文）

一月五日付口上書に依れは

「支那國政府は南滿洲に於て外國より軍事顧問を傭聘せんとするときは最先に日本人を傭聘すへき旨南滿洲及東部內蒙古に關する日支條約附屬大正四年五月二十五日付公文を以て聲明せられたる處日本軍事顧問の傭聘は兩國軍事官憲に意思の疏通を圖り相互の誤解より生することあるへき諸種の事端を豫防するの目的に對しても亦資する所多きを疑はす從て帝國政府は南滿洲に於て軍事顧問として陸續日本將校の傭聘せられんことを希望す惟此事貴國の軍政に關し帝國政府に於て之を强ゆるに便ならさるを以て貴國政府に於て任意斟酌せられたし」

と有之處查するに奉天督軍公署には既に貴國軍事顧問を傭聘し居れり御來示の段は應に閱悉せり。

五、日本警察增設の件

一月五日帝國公使より左の口上書を支那外交總長に交付せり。

帝國公使より外交總長宛口上書

南滿洲及東部內蒙古に關する日支條約施行の結果として將來該地方に於ける帝國臣民の數增加

するに至るへく從て帝國政府に於て之か取締及保護の爲め警察官駐在所を増加するを必要とする次第は客年十月十八日帝國政府より陳前任外交總長に手交したる口上書に詳記せる通なるか若し帝國政府に於て本件要求を撤回することゝせは將來該地方に於ける帝國臣民の居住來往するに對し多大の不安を與ふるのみならす帝國臣民と支那官民との間に事端を滋生し延いて重大なる紛糾を惹起するに至るへきは疑を容れす蓋し帝國政府は自國臣民に對し必要の保護を與ふるの義務と取締を行ふの權利とを有するか故此種事態の發生を默視し難きのみならす日支兩國々交の圓滿を期するの見地より亦之か豫防の手段を盡すの義務を有する次第なり帝國警察官の該地方駐在は畢竟領事裁判權に伴ふ當然の措置にして毫も支那國の主權を侵害するものにあらされは勿論之か爲日支兩國官民の關係を良好ならしめ兩國經濟關係の發展にも貢献する所尠からさるへきを以て帝國政府は支那國政府に於て之に同意を表せらるへきを確信すと雖若し支那國政府にして之に同意を與ふるに躊躇せらるゝ如き場合には帝國政府に於ても必要に應し之を實行するの已むを得さるに至るへきを茲に聲明す。

右に對し一月十二日支那外交總長は左の口上書を帝國公使に交付せり。

外交總長より帝國公使宛口上書(譯文)

一月五日附口上書に依れは

「南滿洲及東部内蒙古に關する日支條約施行の結果として將來該地方に於ける帝國臣民の數增加するに至るへく從て帝國政府に於て之か取締及保護の爲警察官駐在所を該地方に增設するを必要とする次第は客年十月十八日帝國公使より陳前任外交總長に手交したる口上書に詳記せる通りなるか若し帝國政府に於て本件要求を撤回することゝせは將來該地方に於ける帝國臣民の居住來往に對し多大の不安を與ふるのみならす帝國臣民と支那官憲との間に事端を滋生し延ひて重大なる紛糾を惹起するに至るへきは疑を容れす蓋帝國政府は自國臣民に對し必要の保護を與ふるの義務と取締を行ふの權利を有するか故此種事態の發生を默視し難きのみならす日支兩國々交の圓滿を期するの見地より亦之か豫防の手段を盡すの義務を有する次第なり帝國警察官の該地方駐在は畢竟領事裁判權に伴ふ當然の措置にして毫も支那國の主權を侵害するものにあらされは勿論之か爲日支兩國官民の關係を良好ならしめ兩國經濟關係の發展にも貢献する所尠からさるへきを以て帝國政府は支那國政府に於て之に同意を表せらるへきを確信すと雖も若し支那國政府にして之に同意を與ふるに躊躇せらるゝ如き場合には帝國政府に於て必要に應し之を實行するの已むを得さるに至るへきを玆に聲明す」

と有之處査するに日支新條約に依り日本臣民は南滿洲に於て居住往來し商工業を經營し並に東部內蒙古に於て支那國民と農業及附屬工業を合辦するを得ることゝなり而して支那政府は日本臣民の數漸次增加すへきを豫想したるか故該條約第五條に依れは南滿洲及東部內蒙古に於ける日本臣民は支那警察法令に服することゝなり居り從て支那警察は其の保護取締の職を實行し得る次第なり然るに今回貴國か警察官を配置せられんとするも亦貴國臣民の保護取締を目的とせらるゝものにして既に條約の規定ある以上再ひ貴國警察官を設けて支那警察權と衝突するか如きことなきを可とす昨年十月十八日警察官駐在に關する說明書に據るも支那警察權に屬するものもあり條約に規定せられたるものもあり其他領事裁判所執達吏の職權に屬するものもありて齊く貴國警察を設くるの必要なし本項の警察問題は所謂治外法權なるものとは何等關係なく本國政府に於て當然の措置と認むる能はさる所にして各國と協約締結以來未た斯くの如きことなし貴公使累次本項の警察は支那地方行政及警察權に交涉せさる旨聲明せられたりと雖本國政府篤と考量するに支那領土內に於て外國警察官を駐在せしむるは事の如何を論せす支那主權の精神及形式上共に障害あり且人民側に於ても誤解を生し易く却て兩國親善の妨害たり既設の警察官駐在所に就ては既に政府及地方官に於て屢次抗議を提出し未た曾て承認せす口上書中記載の

貴國警察配置の理由は承認し難く且つ本件は元來鄭家屯問題と何等關係なく貴公使に於ても本件を鄭家屯問題より引離すの説を立てられたることもありし次第に付願くは貴國政府に於ても再ひ本件を提議せらるゝことなく尙支那政府か本件の實行を承認せりとせられさらんことを。

（備考）右回答中所載の支那政府主張に對する帝國政府の見解及態度は既に前顯帝國公使の口上書中之を聲明せり。

六、奉天警察顧問の件

支那政府は帝國公使に對し同國政府に於て將來奉天省長衙門に日本人警察顧問を增聘するの意思ある旨言明せり。

第二八　日支軍事協定並協定趣旨及交換公文（大正七年五月十六日 民國七年五月十六日 一九一八年五月十六日）

（日支軍事協定中同月十九日調印せられたる海軍に關する協定は發表せられさるも陸軍に關する協定は支那新聞により發表せられたるを以て茲に其の正本譯文を揭く）

一、協　定

第一條　日支兩國は敵國勢力の漸次東部露領に侵入する情況に鑑み將來兩國の和平に危害あらむことを慮り共同防敵の行動を取り以て今回の戰爭に參加せる兩國の義務を履行すへし。

第二條　軍事協同行動に關する兩國の地位と利害とは平等たるへし。
第三條　日支兩國に於て本協約に基き其の行動を開始するときは須く本國軍隊及官民に布告し軍事行動區域内に在りては相互親善を旨とし支那國官吏は該區域内の日本軍隊に對し充分の援助を與へ軍事上障害なからしめ日本軍隊は支那國の主權を尊重し地方の習慣に違背し人民の不便を招致することなからしむへし。
第四條　支那國領土内に於ける日本軍隊は戰爭の終了と共に一律撤退すへし。
第五條　支那國領土外に軍隊を派遣するとき若は其の必要あるときは兩國協同し其派遣をなすへし。
第六條　作戰區域及作戰任務は兩國軍事當局に於て各本國の兵力を酌量し臨時之を定むへし。
第七條　日支兩國軍事當局は協同作戰期内便宜上左記各項の實行をなすへし。
一、軍事運動及輸送補充通信等の爲相互より便宜の提供をなすへし。
二、作戰上必要とする各種設備工事は兩國總司令に於て臨時協議決定し戰爭終了と共に一律之を撤廢すへし。
三、共同防敵所要の軍用品並に其の原料は兩國互に相提供し其の數量は本國に於ける需要に

差支なき範圍を以て限度とすへし。

四、作戰區域內の軍事衞生事項に關しては互に相補助すへし。

五、直接戰爭に從事する職員は相互より之を派遣し聯絡を保つへし所要技術員の補助に關しては一方の要求ありし場合他方より其の補助をなすへきものとす。

六、軍事行動區域に對しては便宜上軍用地圖の交換をなすへし。

第八條　軍隊輸送の爲東淸鐵道を使用する場合は同鐵道の管理、保護等は從來の條約を尊重し其の輸送方法は臨時之を協定すへし。

第九條　本協定施行に關する詳細なる事項は兩國軍事當局より選任せる各當局者に於て之を協定す。

第十條　本協定及附屬事項は軍事秘密條約として日支兩國之を公布せす。

第十一條　本協約は日支兩國陸軍代表者に於て記名調印し兩國政府の承認を經て其の效力を生するものとし其の作戰行動は適當の時機に於て兩國最高軍事機關にて議定開始し本協定及本協定に附屬する各種細則は日支兩國の獨墺敵國に對する戰爭終了と共に其の效力を失ふものとす。

第十二條　本協定は日支兩國文を以て各二通を作製し相互對照の上各其の一通を保存するものとす。

二、協定趣旨及交換公文

（兩國政府は大正七年五月三十日日支軍事協定を正式に承認せる旨の公文を交換し同時に東京及北京に於て其の趣旨及大綱を發表せるか同日北京公使館着外務省來電に依れは協定趣旨及三十一日官報所載交換公文左の如し）

日支兩國政府は敵國勢力か極東全局の平和及安寧を危殆ならしむるの情勢を生するに至らんとするに鑒み日支兩國協同して之に對應するの方法を講することを極めて緊要なるを認め兩國間に隔意なく所見の交換を行ひたる末本年三月二十五日を以て帝國外務大臣と在本邦支那公使との間に別紙の通り公文の交換を了するに至れり依て帝國政府は右交換公文の趣旨に基き帝國陸海軍より委員を北京に派し支那陸海軍當局と會商せしめたるか交涉圓滿に進捗し陸軍側協定は五月十六日海軍側協定は五月十九日夫々調印を了したり斯く今次の協定は前記三月二十五日の交換公文に基き共同防敵に付兩國陸海軍の協力すへき方法及條件を具體的に取極めたるに外ならす從て事軍機に屬するか故に其の內容は之を公表する事を得さるも前來所述の目的以外に亘

る何等の條項を含むものに非す又斯る目的以外の條項を含むを許さゝるものなり。

本年三月二十五日帝國外務大臣と在京支那共和國特命全權公使との間に左の通り公文交換ありたり。

來翰

敬啓者中國政府鑑於目下時局依左列綱領與貴國政府協同處置信爲貴我兩國之必要茲依本國政府之訓令特向貴國政府提議本使深爲榮幸。

一、中國政府及日本國政府因敵國實力日見蔓延於俄國境內其結果將使遠東全局之和平及安寧受侵迫之危險爲適應此項情勢及實行兩國參加此次戰爭之義務不能不及早協同考量應行之處置。

二、依前項所述經兩國政府合意後因實行決定之事凡兩國陸海軍對於此次共同防敵戰略之範圍應行協力之方法及其條件由兩國當局官憲協定之該當局官憲對於相互利害問題相互愼重誠實隨時協議並由兩國政府核定俟時機實行。

以上提議相應函達敬請見復爲荷茲本使對於閣下特表敬意　敬具。

中華民國七年三月二十五日

中國特命全權公使　章　宗　祥（署名）印

外務大臣法學博士子爵　本野一郎閣下

往　翰

以書翰致啓上候陳者貴國政府に於ては現下の時局に顧み左記の綱領に依り帝國政府と協同措置するを貴我兩國の爲必要と信し帝國政府に提議せられたる本日附貴翰玆に致閱悉候。

一、日本國政府及支那國政府は敵國勢力の日に露國境內に蔓延し其の結果將に極東全局の平和及安寧を侵迫するの危險あらむとするに因り此の情勢に適應し且つ兩國か此次戰爭參加の義務を實行せむか爲行ふへき處置を速に協同考量するものとす。

二、前項に依り兩國政府の合意を經たる後決定することあるへき事項を實行せむか爲兩國陸海軍此次の共同防敵戰略の範圍に付協力を行ふへき方法及條件は兩國當局官憲に於て之を協定すへく該當局官憲は相互の利害問題に付互に愼重誠實に隨時協議し竝に兩國政府より確定して時機を俟て實行するものとす。

帝國政府は右貴國政府提議の趣旨に全然同感を有するものにして前記綱領に依り貴國政府と協同措置するは帝國政府の欣快とする所に有之候右回答申進旁々本大臣は玆に重ねて閣下に向て

敬意を表し申候　敬具。

大正七年三月二十五日

日本帝國外務大臣法學博士子爵　本　野　一　郎（署名）印

支那共和國特命全權公使　章　宗　祥閣下

往　翰

以書翰致啓上候陳者三月二十五日貴我兩國政府間に兩國共同防敵の爲公文の交換を了し候處帝國政府に於ては右公文の有效期間は兩國の軍事當局に於て議定することゝ致度候將又帝國政府は共同防敵の爲に日本軍隊の支那國境内に在るものは總て戰爭終了後を俟ち支那國境内より一律撤退すへきことを特に玆に聲明致候。

右照會申進旁々本大臣は玆に重ねて閣下に向て敬意を表し候　敬具。

大正七年三月二十五日

日本帝國外務大臣法學博士子爵　本　野　一　郎（署名）印

支那共和特命全權公使　章　宗　祥閣下

來　翰

敬復者本日接准尊函內開三月二十五日貴我兩國政府因共同防敵業經互換公文貴國政府以爲該公文有效期間應由兩國軍事當局商定等語中國政府對於此節亦正表同意再尊函所稱因共同防敵日本軍隊在中國境內者俟戰事終了後應一律由中國境內撤退貴國政府特此聲明等語亦經閱悉以上依本國政府之訓令相應函復茲本使閣下特表敬意　敬具。

中華民國七年三月二十五日

中華民國特命全權公使　章　宗　祥(署名)印

外務大臣法學博士子爵　本　野　一　郎閣下

第二九　吉黑兩省林鑛借款契約（大正七年八月二日 民國七年八月二日 一九一八年八月二日）

中華民國政府(以下甲と稱す)は黑龍江及吉林兩省に於ける金鑛並森林事業の發達に資する爲め株式會社中華滙業銀行(以下乙と稱す)より日本金三千萬圓也の借款を爲すに付兩者の間に左の條項を締約す。

第一條　本借款金額は日本金三千萬圓とす。

第二條　本借款期限は本契約調印の日より起算し滿十箇年卽日本帝國大正十七年八月一日迄中華民國十七年八月一日迄とす但期間滿了に至り雙方商議の上續借することを得。

第三條　本契約調印の日より起算し滿五箇年を經過したるときは何時たりとも六箇月前の豫告を以て本借款金の一部を返濟することを得。

第四條　本借款金の利子は年七分五厘卽日本金一百圓に付日本金七圓五十錢の割合を以て支拂ふものとす但し第二條續借の場合に於ける利率は一般市場利率の高抵を按し可成甲に有利ならしむる趣旨に基き商議するものとす。

第五條　本借款金の利子第一回は本借款金の交付當日に於て交付の日より起算し大正八年一月十四日迄の分を日割計算にて前拂し爾後每年一月十五日及七月十五日に於て後六箇月分を前拂するものとす但最終期の利子支拂は契約滿期の當日迄の分を日割計算にて前拂するものとす

第六條　本借款金は無手數料にて之を交付するものとす。

第七條　本借款金の交付、返濟及利子の支拂其他總て受渡は日本東京に於て之を爲すものとす

第八條　甲は本借款金の元利支拂に對する擔保として左の通り乙に提供するものとす。

一、黑龍江及吉林兩省に於ける金鑛竝國有森林。

二、右金鑛竝國有森林より生する政府收入。

第九條　甲は本契約有效期限內前條の金鑛、國有森林竝其收入に關し他より借款をなし又は之

を處分せんとするときは必す豫め乙に商議するものとす。

第十條　本借款契約は借款金元利全部の清濟により當然之を廢止す。

本契約書は日華兩文を於て各三通を作成調印し農商部財政部及乙に於て日華兩文各一通を保有するものとす若し本契約に關し解釋上疑義を生したるときは日本文契約書に依り解釋するものとす。

日本帝國大正七年八月二日

中華民國七年八月二日

中華民國政府　農商總長　田文烈

中華民國政府　財政總長　曹汝霖

股分公司中華滙業銀行　總　理　陸宗輿

同　專務理事　柿内常次郎

契約書

株式會社中華滙業銀行（以下甲と稱す）は中華民國政府と契約したる黑龍江及吉林兩省金鑛並森林借款の貸上金に充つる爲め株式會社日本興業銀行を代表者とする株式會社日本興業銀行、株

式會社臺灣銀行及朝鮮銀行の三行（以下乙と稱す）より日本金三千萬圓也の借款を爲すに付兩者の間に左の條項を締結す。

第一條　本借款金額は日本金三千萬圓とす。

第二條　本借款期限は本契約調印の日より起算し滿十箇年即日本帝國大正十七年八月一日迄中華民國十七年八月一日迄とす但し期限滿了に至り雙方商議の上續借することを得。

第三條　甲か中華民國政府より黑龍江及吉林兩省金鑛並森林借款金の一部返濟を受けたるときは卽時之を乙に支拂ふものとす。

第四條　本借款金の利子は年七分三厘五毛卽日本金七圓三十五錢の割合を以て支拂ふものとす

第五條　本借款金利子第一回は本借款金の交付當日に於て交付の日より起算し大正八年一月十四日迄の分を日割計算にて前拂し爾後每年一月十五日及七月十五日に於て後六箇月分を前拂するものとす但し最終期の利子支拂は契約滿期の當日迄の分を日割計算にて前拂するものとす。

第六條　本借款金の交付、返濟及利子の支拂其他總て受渡は乙の代表者たる株式會社日本興業銀行の本店に於て之を爲すものとす。

第七條　甲は本借款金の元利支拂に對する擔保として甲か中華民國政府との間に締結したる黑龍江及吉林兩省金鑛並森林借款の本契約書に基き有する債權を乙に提供するものとす。甲は黑龍江及吉林兩省に於ける金鑛及國有森林並之より生する政府收入を復擔保として乙に提供することを承認する旨の中華民國政府の承諾書を前項の契約書に添付して乙に提供するものとす。

第八條　中華民國政府か本契約有效期限に於て中華民國七年八月二日中華民國農商總長及財政總長對株式會社中華滙業銀行總理及專務理事間に締結したる黑龍江及吉林兩省金鑛並森林借款本契約書及右兩者間に取替はしたる附屬文書の趣旨に從ひ中華民國政府より甲に對し商議ありたるときは甲は豫め乙に商議し其要求に從ひ中華民國政府と商議するものとす。

本契約書は日華兩文を以て各貳通を作成調印し甲乙互に各一通を保有するものとす若し本契約に關し解釋上疑義を生したるときは日本文契約書により解釋するものとす。

日本帝國大正七年八月二日

中華民國七年八月二日

株式會社日本興業銀行總裁
代理　土方久徵　吉川孝秀

株式會社中華滙業銀行總理　陸　宗　輿

同　専務理事　柿　内　常　次　郎

第三〇　吉黑兩省林鑛借款契約往復文書（大正七年八月二日／民國七年八月二日／一九一八年八月二日）

一、採金及伐採業者既得の權利に關する件

敬啓今回幣銀行は株式會社日本興業銀行を代表者とする株式會社日本興業銀行、株式會社臺灣銀行及朝鮮銀行の三行より資金を仰き黑龍江及吉林兩省金鑛竝森林借款契約を締結致候に付ては該兩省に於て現に經營しつゝある採金業者竝に國有森林伐採業者及其關係者の既得の權利竝利益は決して侵害せさることの趣旨を明かならしむる爲め茲に左の聲明を致候。

一、黑龍江及吉林兩省に於ける金鑛に關し既に中央政府或は地方廳の認許を得て官辦又は商辦に依り採金事業を經營する者及其關係者の既得の權利竝利益は之を尊重し將來採金局諸般の施設に依り是等經營者の業務を保護し之をして改善發達せしめ又其利益を助長し且政府の收入增加を期する事。

二、黑龍江及吉林兩省に於ける國有森林に關し既に中央政府或は地方廳の認許を得て官辦又は商辦に依り伐採事業を經營する者及其關係者の既得の權利竝利益は之を尊重し將來森林

局諸般の施設に依り是等經營者の業務を保護し之をして改善發達せしめ又其利益を助長し且政府の收入增加を期する事。

以　上

中華民國七年八月二日

株式會社中華滙業銀行　總　理　陸　宗　輿
株式會社中華滙業銀行　專務理事　柿　內　常　次　郎

中華民國政府農商總長　田　文　烈閣下
中華民國政府財政總長　曹　汝　霖閣下

一の二

來函內開此次敝銀行由股分公司日本興業銀行所代表之股分公司日本興業銀行股分公司臺灣銀行及朝鮮銀行三銀行受資金之供給與中華民國政府訂定吉黑兩省金鑛及森林借款合同茲爲表明對於該兩省現在從事經營之採金事業森林事業及其關係人既得之權利及利益決不侵害之宗旨起見特聲明如左一關於吉黑兩省之金鑛已得中央政府或地方官廳之核准以官辦或商辦之方法經營採金事業者及其關係人既得之權利及利益概尊重之且預期將來依採金局各種之設備保護此等經營者之事業

而促其改良發達以增進其利益且謀政府收入之增加二關於吉黑兩省之國有森林已得中央政府或地方官廳之核准以官辦或商辦之方法經營採伐事業者及其關係人既得之權利及利益概尊重之且預期將來依森林局各種之設備保護此等經營者之事業而促其改良發達且謀政府收入之增加等因查所稱各節均屬正當辦法自應備案合行復請

查照此致

股分公司中華滙業銀行

總　理　陸　宗　輿

專務理事　柿　内　常　次　郎　先　生

中華民國政府農商總長　田　文　烈

中華民國政府財政總長　曹　汝　霖

二、採金及森林事業の助長發達に關する件

敬啓今回幣銀行は株式會社日本興業銀行を代表者とする株式會社日本興業銀行、株式會社臺灣銀行及朝鮮銀行の三行より資金を仰き黑龍江及吉林兩省金鑛並森林借款契約を締結致候に付ては將來該兩省に於ける採金事業及森林事業を助長發達せしむるの主義の下に日本資本を商借し或は中日合辦事業の促進を希望致候に付右趣旨御承認の上之か實行相成樣致度玆に左の聲明を

致候。

一、採金局並森林局諸般の施設に依り採金事業並森林事業を改良し又は新現企業計畫の爲め將來鉅額の資金を要する場合には中國當事者の希望に依り日本資金を商借し或は中日合辦事業に依り其事業の助長發達を圖ること。

以　上

中華民國七年八月二日

株式會社中華滙業銀行　總　理　陸　宗　輿

同　專務理事　柿　內　常　次　郎

中華民國政府農商總長　田　文　烈閣下

中華民國政府財政總長　曹　汝　霖閣下

二の二

逕復者接准

來函內開此次弊銀行由股分公司日本興業銀行所代表之股分公司日本興業銀行股分公司臺灣銀行及朝鮮銀行三銀行受資金之供給與中華民國政府訂定吉黑兩省金鑛及森林借款合同竊望貴政府本於

振興採金事業及森林事業之主義奬進商借日款與中日合辦事業特聲明如左希望將來依採金局及森林局各種之設備改良採金事業及森林事業又或計畫新事業而需要巨額之資金時依中國當事人之希望商借日款或組織中日合辦公司以謀其國業之發達上列之件務祈賜予允諾施行等因查所稱各節自可允行相應復請

查照此致

股分公司中華滙業銀行

總　理　陸　宗　輿　先生

專務理事　柿内常次郎

中華民國政府農商總長　田　文　烈

中華民國政府財政總長　曹　汝　霖

中華民國七年八月二日

三、金鑛及森林行政統一に關する件

逕啓者此次

貴銀行由股分公司日本興業銀行所代表之股分公司日本興銀行股分公司臺灣銀行及朝鮮銀行三銀

行受資金之供給與本政府訂定吉黑兩省金鑛及森林借款合同茲特聲明實行左列之事項

一、爲統一吉黑兩省之金鑛行政以謀金鑛事業之發達而整頓各種之設備及中央政府收入之增加起見設立中央政府直轄之採金局管理該兩省之金鑛行政且俟採金局設立之後速即備置金鑛原簿以便考査

二、爲統一吉黑兩省之森林行政以謀森林事業之發達而整頓各種之設備且謀中央政府收入之增加起見設立中央政府直轄之森林局管理該兩省之森林行政

三、採金局及森林局之設立應儘兩箇月以內實行此致

股分公司中華滙業銀行

總　理　陸　宗　輿

專務理事　柿內常次郎　先生

中華民國政府農商總長　田　文　烈

中華民國政府財政總長　曹　汝　霖

中華民國七年八月二日

三の二

敬啓中華民國七年八月二日附左記貴翰を以て聲明相成候件々は弊行か今回貴政府と黑龍江及吉林兩省金鑛竝森林借款契約を締結致候趣旨に照らし弊行の滿足する所に有之候此段御回答申上候　敬具。

左　記

敬啓今回中華民國政府は貴行か株式會社日本興業銀行を代表者とする株式會社日本興業銀行、株式會社臺灣銀行及朝鮮銀行の三行より得られたる資金に賴り黑龍江及吉林兩省金鑛竝森林借款契約を締結致候に付ては左の件々を實行することを聲明す。

一、黑龍江及吉林兩省に於ける金鑛行政を統一し金鑛事業の發達に資するため諸般の施設を完備し竝中央政府收入の增加を圖らん爲め中央政府直轄の採金局を設置し兩者に於ける金鑛行政を管掌せしむる事但し採金局設置後成るへく速に金鑛臺帳を調製す。

二、黑龍江及吉林兩省に於ける森林行政を統一し森林事業の發達に資する爲め諸般の施設を完備し竝中央政府收入の增加を圖らん爲め中央政府直轄の森林局を設置し兩省に於ける森林行政を管掌せしむる事。

三、採金局及森林局の設置は可成今後二箇月以內に實行す。

以上

中華民國七年八月二日

株式會社中華滙業銀行　總理　陸宗輿
株式會社中華滙業銀行　專務理事　柿內常次郎

中華民國政府農商總長　田文烈閣下
中華民國政府財政總長　曹汝霖閣下

四、技師傭聘に關する件

逕啓者此次
貴銀行由股分公司日本興業銀行所代表之股分公司日本興業銀行股分公司臺灣銀行及朝鮮銀行三銀行受資金之供給與本政府訂定吉黑兩省金鑛及森林借款合同茲特聲明實行左列之事項
爲使採金局及森林局各達其目的以鞏固本借款償還之財源起見擬聘用日本人技師俾贊襄各該兩局之事務其傭聘合同另定之
此致
股分公司中華滙業銀行

總　理　陸　宗　輿
專務理事　柿　内　常　次　郎　　先　生

中華民國政府農商總長　田　文　烈
中華民國政府財政總長　曹　汝　霖

中華民國七年八月二日

四の二

敬啓中華民國七年八月二日附左記貴翰を以て聲明相成候件は弊行か今回貴政府と黑龍江及吉林兩省金鑛並森林借款契約を締結致候趣旨に照らし弊行の滿足する所に有之候此段御回答申上候

敬具。

左　記

敬啓今回中華民國政府は貴行か株式會社日本興業銀行を代表者とする株式會社日本興業銀行、株式會社臺灣銀行及朝鮮銀行の三行より得られたる資金に賴り黑龍江及吉林兩省金鑛並森林借款契約を締結致候に付ては左記の件を實行することを聲明す。

一、採金局及森林局をして其目的を達せしめ本借款返濟の財源を確實にする爲め日本人技師を招聘して兩局の事務を贊助翼成せしむ其聘用契約は別に之を協定すること。

以上

中華民國七年八月二日

株式會社中華滙業銀行總理　陸宗輿
株式會社中華滙業銀行專務理事　柿内常次郎

中華民國政府農商總長　田文烈閣下
中華民國政府財政總長　曹汝霖閣下

五、擔保に關する件

敬啓今同弊行は株式會社日本興業銀行を代表者とする株式會社日本興業銀行、株式會社臺灣銀行及朝鮮銀行の三行より資金を仰き黑龍江及吉林兩省の金鑛竝森林事業發達資金として日本金參千萬圓也借款の契約を締結致候に付ては去七月三日貴政府と弊銀行との間に締結せる假契約書末項の規定に基き前記三項と協議の結果弊銀行は三行に對し(一)本借款契約に基き有する債權を擔保として提供することを承認し(二)本借款の擔保たる黑龍江及吉林兩省に於ける金鑛及國有森林竝之れより生する政府收入を復擔保として提供することを承認する旨の承諾書御下附相成度此段申進候也。

中華民國七年八月二日

株式會社中華滙業銀行　總　理　陸　宗　輿

株式會社中華滙業銀行　專務理事　柿　內　常　次　郎

中華民國政府農商總長　田　文　烈閣下

中華民國政府財政總長　曹　汝　霖閣下

五の二

逕復者接准

來函內開此次弊銀行由股分公司日本興業銀行所代表之股分公司日本興業銀行股分公司臺灣銀行及朝鮮銀行三銀行受資金之供給與中華民國政府訂定日金三千萬元正之借款合同爲振興吉黑兩省金鑛及森林事業之資金茲根據七月三日貴政府與弊銀行之間訂定之草合同末項之規定與上列三銀行協議之結果弊銀行對於三銀行一提供本於本借款合同所有之債權爲擔保二提供本借款之擔保即吉黑兩省之金鑛及國有森林及其收入爲復擔保關於以上二項應請交付貴政府之承認書等語茲特造送該項承認書卽希

查照爲荷此致

股分公司中華滙業銀行
總理　陸宗輿
專務理事　柿內常次郎　先生

中華民國政府農商總長　田文烈
中華民國政府財政總長　曹汝霖

中華民國七年八月二日

五の三　承認書

為承認事茲承認
股分公司中華滙業銀行對於日本帝國股分公司日本興業銀行股分公司臺灣銀行及朝鮮銀行三銀行提供本於吉黑兩省金鑛及森林借款合同所有之債權為擔保並提供本借款之擔保卽吉黑兩省之金鑛國有森林其所生之政府收入為復擔保須至承認者

中華民國政府農商總長　田文烈
中華民國政府財政總長　曹汝霖

股分公司中華滙業銀行

總　理　陸　宗　輿
專務理事　柿内常次郎　先生

中華民國七年八月二日

六、政府及人民の利益に關する件

今回弊行か貴政府と黑龍江及吉林兩省金鑛竝森林借款契約を締結したるは貴政府の財政調理に裨補するの主義に基き本借款に依りて兩省に於ける森林及金鑛に關し特種の利益を壟斷し又は地方民の生業を阻害するの意思を有せさるは勿論將來貴政府に於て設置せらるへき森林局及採金局の自由なる施設に依り益々斯業の發達を助長し以て愈々地方民の福祉を增進せんことを望み其の間毫も貴政府の施設を拘束し人民之自由及利益を侵害するか如き意圖なきことを茲に聲明致候。

中華民國七年八月二日

株式會社中華滙業銀行　總　理　陸　宗　輿
株式會社中華滙業銀行　專務理事　柿　内　常　次　郎

中華民國政府農商總長　田　文　烈閣下

中華民國政府財政總長　曹汝霖閣下

第三一　四鄭鐵道借款契約（大正四年十二月十七日　民國四年十二月十七日　一九一五年十二月十七日）

大正二年十月五日卽ち中華民國二年十月五日の借款大綱に基き大正四年十二月十七日卽ち中華民國四年十二月十七日北京に於て支那政府（以下政府と稱す）を代表する財政總長及交通總長と日本國橫濱正金銀行（以下銀行と稱す）との間に契約すること左の如し。

第一條　政府は銀行に五分利付政府金貨公債五百萬圓を發行するの權限を付與す。

本公債は支那政府五分利付四鄭鐵道公債と稱し發行の日を以て其の日附と爲す。

第二條　本公債募集金は四平街より起り鄭家屯に至る鐵道の建造に充つるものとす。

線路は測量完成の上本鐵道督辦銀行之を協定し交通部の認可を受くるものとす。

第三條　本公債募集金は專ら本鐵道線路の建造費（土地車輛及其の他一切の設備材料の購買費を含む）營業費及建造中に於て支拂ふへき本公債利子に充つ。

右建造は本契約調印後六箇月以內に起工し實際起工の時より凡そ二年間に完成すへし。

前記六箇月の期間內銀行は本鐵道督辦に對し公債募集金勘定の第一回拂込として金二十萬圓

を超過せさる金額を督辦の命に依り日本に保管し又は支那に廻送し本鐵道局の使用に供すへきことを通知すへし。

右に據り實際前貸せられたる金額及其の利子は第一回公債募集金中より控除せらるへく其の利子は年七分を超過せさるものとす。

前項前貸金は銀行の都合に依り銀兩を以て之を爲すことを得。

第四條　本公債の利率は額面金額に對し一箇年百分の五とし半年毎に公債所持人に之を支拂ふものとし公債發行の日より之を起算す。

政府は右利子を本鐵道建造中は公債募集金又は其の他の財源より完成後は先つ本鐵道收入より次に政府か適當と認むる其の他の財源より本契約附表所載の金額に從ひ公債發行の日より半年毎に計算し各期日十四日前に支拂ふものとす。

第五條　本公債の期間は四十箇年とし元金は公債發行の日より之を起算し第十一年目より其の償還を始む。

右償還は本鐵道收入又は政府の適當と認むる其の他收入を以て第六條の場合を除き本契約附表所載の金額に從ひ年賦に依り公債發行の日より起算し各期日十四日前に之を行ふものと

す。

第六條　本公債發行の日より十箇年を經過したる後は何時たりとも政府は本契約附表所載の期限に達せさる本公債未償還額の全部又は一部を臨時に償還することを得此場合に於ては第二十年目迄は額面百分の二半の割増即ち金一百圓に付一百零二圓五十錢を支拂ひ第二十一年目以後は割増なしに之を行ふことを得。

前項臨時償還の場合に於ては政府は六箇月以前に書面を以て之を銀行に通知すへし。

臨時償還は本公債募集目論見書に定めたる普通償還抽籤の當日追加抽籤を以て之を行ふものとす。

第七條　政府は銀行を本公債事務の取扱者に指定したるに付本契約附表所載の金額に從ひ各期日十四日前に督辦を經て第四條及第五條所載の元利金を銀行に交付すへし。

政府は第六條に規定せる臨時償還の場合に於ても亦期日十四日前に必要の元金及割増金を銀行に交付すへし。

前二項の場合に於ては政府は日本に於て金貨を以てする交付額相當の上海規銀又は新國幣(斯の如き貨幣か有效に確立せられたる時に限る)を在上海銀行に支拂ふものとす政府は支拂

の當日又は期日前六箇月内何時にても銀行と右爲替相場の取極を爲すことを得若し政府か特に右の目的の爲め支那より送金したるものにあらさる金資金を善意に日本に所有するときは各期日十四日前に之を前記支拂に充つることを得。

銀行は本公債元利金支拂の費用に充つる爲め其の取扱金額に對し毎回千分の二半の手數料を受くるものとす。

第八條　政府は本公債の元利金支拂を無條件に保證し本鐵道收入又は本公債募集金にして本公債元利金支拂に不足を告くるときは政府は他の財源より之を補足し期日十四日前に之を銀行に交付すへし。

第九條　本公債は現在竝將來に於て本鐵道に屬する一切の動産及不動産竝本鐵道一切の收入に依りて第一位に擔保せらる。

第十五條第一項の規定に基き發行せらるへき公債も亦前項の動産不動産及收入に依り本公債と同順位に於て擔保せらる。

本公債の擔保は之を前二項以外の債務の擔保と爲すことを得す。

第十條　銀行は本公債全額に對し銀行に於て適宜定むる額面金額の公債證書を發行することを

得其の樣式は銀行に於て交通總長又は日本駐劄支那公使と之を協定す公債證書は日支兩國語を以て之を印刷し交通總長の署名及交通部印を印寫す又日本駐劄支那公使は公債證書發行に先ち各證書に署名及官印を印寫せしめ以て公債の發行か政府の許可に依ること及政府を拘束することを證明し銀行も亦本公債證書にして紛失滅失し又は盜取せられたるときは銀行は直に交通總長又は日本駐劄支那公使に通知し且同證書の支拂停止を新聞紙上に廣告し竝關係國の法律習慣に從ひ便宜又は必要と認むる措置を執るへし右公債證書にして銀行の定めたる期間内に發見せられさるときは交通總長又は日本駐劄支那公使は同額の副證書を作製し銀行に交付すへし右に關する一切の費用は銀行に於て之を負擔す。

第十一條　政府は本公債證書竝利札及本公債元利金の受拂に關しては本公債期間中一切の公課を免除す。

第十二條　公債募集目論見書及元利金支拂其の他に關する詳細の事項にして本契約に明文なきものは銀行に於て日本駐劄支那公使と協定すへし銀行は第十三條の規定に從ひ本契約調印次第本公債募集目論見書を發行することを得政府は日本駐劄支那公使に對し必要に應し銀行と協力すること及本公債募集目論見書に署名することを訓令すへし。

第十三條　銀行は工事の計畫竝其の進行の程度及市場の狀況に應し本公債を一回に又は數回に分ち發行することを得。

政府手取額は發行手數料として發行價格より額面の百分の五半を控除したるものとす。

第十四條　本公債募集金は公債應募集者の分割拂込額及其の期日に從ひ在橫濱銀行に於ける本鐵道局勘定に繰入るゝものとす橫濱に於ける該勘定殘高に對しては年三分支那に送金したるものの殘高に對しては銀行の普通の率に從ひ利子を付す本公債募集金竝其の利子は其の中より鐵道建造中に於ける本公債利子支拂及其の取扱手數料に要する金額を控除したる後銀行は之を保管して本鐵道督辦の指圖を待つ督辦に於て金二十萬圓以上を引出さんとするときは其の引出期日十日前に之を銀行に通知すへし。

公債募集金は鐵道建造の進行に伴ひ支拂を要する工事の性質及費用の證明書を添付せる督辦及會計主任連署の銀行宛支拂命令に依りて之を引出すものとす。

建造費每月見積高に對する資金は督辦の請求次第に上海に送金せらるへし右送金は銀行之を取扱ひ本鐵道の用途に供せらるゝ迄在上海銀行に於ける預金たるものとす。

會計主任には日本人を以て之に充て督辦に於て銀行の承諾を得て之を任命す其の傭聘契約は

督辦に於て之を定む。
會計主任は會計部所要內外人員表を督辦に提出し督辦之に依りて任命を行ふ會計主任は右人員各自の分擔事務を定む。
會計主任は本公債期間內督辦又は總辦の命を承け本鐵道に關する一切の收支を管理し且本鐵道に關する支出に付一切の書類に總辦と連署す。
本鐵道に關する諸勘定は會計主任指揮の下に支那各鐵道通行簿記法に據り日支兩國語を以て記帳すへし鐵道局は其の營業開始後每年度終了後に於て日支兩國語を以て決算報告書を刊行し請求に應し之を交付すへし。
第十五條　本公債募集金竝其の利子にして建造中に要する本公債利子を控除したる後本鐵道の建造及設備を完成するに不足なるときは政府は他の財源より右不足額を支出す若し尙不足を告くるに於ては銀行に由りて發行する公債を以て之を補足すへく其の利子其の他の條件は本契約に於けると同一たるへし。
本鐵道完成後本鐵道局勘定に使途を有せさる預金殘高あるときは之を第十八條に規定せる公債利子準備金勘定に振替へ以て政府か本契約に依て義務を負ふ支拂の準備とす。

第十六條　本鐵道の建造及管理は一切政府に於て之を行ふものとす。

政府は本鐵道督辦一名を任命す督辦は常に本鐵道線路所在地に居住し政府を代表して本契約の規定に依り本鐵道に關する事務を行ふの全權を有す。

技師長には日本人を以て之に充て督辦に於て銀行の承諾を得て之を任命す其の傭聘契約は督辦に於て之を定む技師長は督辦又は總辦の命を承け本鐵道線路の測量設計及見積を爲し且一切の工事を指揮監督し竝鐵道建造に必要なる材料機械其の他の物件の注文を爲す。

技師長は技術部所用内外人員表を督辦に提出し督辦之に依りて任命を行ふ。

技師長は右人員各自の分擔事務を定む。

技師長は督辦又は總辦より内外專門技術員の任免及其の事務の分擔に付必要なる措置を執るの權限を付與せらるへし。

本鐵道の各區域は其の完成するに從ひ技師より之を督辦に引渡し督辦は事情の許す限り速に當該區域の運輸を開始するものとす。

督辦は日本人一名を運輸主任に任命す運輸主任は督辦又は總辦の命を承け運輸を掌る。

本鐵道の工事完成し技師長の任務終了したる場合には督辦は更に日本人一名を保線技師に任

命し技師長の職を解くへし保線技師は督辦又は總辦の命を承け鐵道の保存を掌る。
運輸主任及保線技師は督辦に於て銀行の承諾を得て之を任命す其傭聘契約は督辦に於て之を定む。
第十七條　本鐵道を保護する爲め巡警隊を設置し警官警兵は共に支那人を採用すへく其の俸給費用は總て鐵道建造及保線の費目より之を支出すへし前項の人數及金額は本鐵道督辦に於て銀行と協義の上之を定む。
若し本鐵道を保護する爲め支那政府又は當該省の軍隊を必要とするときは本鐵道局より申請あり次第直に其の手續をなすへし。
前項軍隊の給與等に關する費用は支那政府又は當該省に於て之を支辨す。
第十八條　本鐵道收入は遲滯なく之を銀行に於ける本鐵道局勘定に拂込み場合に應し定期預金又は當座預金として其の利率は隨時銀行と協議して之を定む。
本鐵道營業費及保存費は總て右收入より支出し其の殘額は之を本公債利子支拂並本契約附表に依る元金償還に對する相當準備に充て尙剩餘あるときは政府は本鐵道督辦の決する方法に從ひ之を使用することを得へし但鐵道全部開通後は本契約附表に依り元利金を支拂ふに足る

金額を前記剰餘金より控除し各期日六箇月前に之を銀行に預入るへし。
若し鐵道收入にして元利金を支拂ふに足る剰餘金なきときは本契約第八條の規定に從ふ。
第十九條　銀行は本鐵道建造中外國より輸入すへき材料機械其の他の物件の購買を掌る取扱者を指定す。
右購買中其の重要なるものに付ては本鐵道督辦に於て之を入札に附す取扱者は鐵道の爲め最有利なる條件を以て右購買の入札約定又は注文を爲し購買原價及其の百分の五の取扱手數料を受く但注文及費用の支出に付ては技師長より督辦に申請し其の認可を受けたる後にあらされは之を行ふを得す取扱者は前記手數料の支拂を受くるに因り鐵道の建造設備に必要なる一切の外國材料の購買を監督し一般市場に就き價格最底にして品質良好なるものを購買すへし
右購買材料にして支那に到著後注文明細書に符合せさるときは鐵道局は之を拒絶することを得るものとす外國材料機械其の他の物件を購買するに當り其の品質價格同一なるときは最先に日本品を次に取扱者の推薦する國のものを購買すへし。
送狀及檢査人證明書は之を督辦に提出し各種の割戻及割引は鐵道局に歸す。
取扱者か鐵道の爲めにする購買に付ては總て製造者の送狀及檢査人證明書を以て證憑となす

取扱者に對しては前記取扱手數料の外別に手數料を支給せす但顧問技師を聘用する場合には鐵道局は本鐵道局勘定より其の報酬を支給すへし若し支那產材料及支那製品にして其の品質價格か日本品又は他の外國の製產物と同一なるときは支那產業獎勵の爲め最先に之を購買すへし右購買に付ては取扱者に取扱手數料を支給せす。

取扱者は本鐵道建造完成後に於ても本公債期間中は鐵道局所要外國品の供給に關する取扱事務に對して優先權を有するものとす其の取扱條件は追て之を協定すへし。

第二十條　政府に於て今後有利又は必要と認むる本契約所載鐵道線路の支線又は延長線を建造せんとする場合には政府は支那の財源より生したる資金を以て之を爲すへく若し外債に依り之を建造せんとするときは銀行に優先權を與ふるものとす右支線又は延長線の里程は政府之を決定す。

第二十一條　銀行は公債證書所持人の受託者たるものとす從て本公債に關する事項につき本鐵道局と銀行との間に交涉を爲す場合に於ては銀行は公債證書所持人の代理人たるへし。

第二十二條　本契約調印後公債募集目論見書發行前若し市場及支那政府現存公債の市價に影響すへき政治上又は經濟上の事變發生し銀行に於て本契約の條件にては本公債發行の成功不可

能なるを認めたる場合には銀行は政府と協定する相當期間本契約の履行を延期することを得
若し右期間内に仍ほ其の發行を見さるに於ては本契約は之を無效とす此場合に於ては政府は
本契約第三條に依る前貸金に利子を付して返濟する外銀行に對し別に何等の報酬を與へさる
ものとす。

第二十三條　銀行は本契約に依り享有する權利の全部又は一部を再讓渡又は複委任の權利及其
の負擔する義務と共に他の日本人に讓渡し又は委任することを得但右讓渡再讓渡又は委任複
委任は本鐵道督辦の承認を受くることを要す。

第二十四條　銀行は本公債の流通に便ならしむる爲め證書に額面金額相當の一定英貨額佛貨額
又は米貨額をも記載し竝日支兩國語の外英語又は佛語を以て之を印刷し且倫敦巴里又は紐育
を本公債元利金支拂地と爲すことを得。
銀行は市場の都合に依り本公債の全部又は一部を倫敦巴里又は紐育に於て發行することを得

第二十五條　本契約及附件は大正四年十二月十六日卽ち中華民國四年十二月十六日大總統令に
準據して調印したるものにして右
大總統令は外交部より公式に支那駐劄日本公使に通告を經たり。

第二十六條　本契約は日本文及支那文を以て各四通を作成し其の內各三通を政府に各一通を銀行に保存す本契約の解釋に疑義を生したる場合には日本文を以て之を決す。

中華民國四年十二月十七日

財政總長　周　花　押

交通總長　梁　花　押

大正四年十二月十七日

橫濱正金銀行代表者　取締役　小田切萬壽之助

第三二　四鄭鐵道借款契約往復文書（譯文）（大正四年十二月十七日 民國四年十二月十七日 一九一五年十二月十七日）

甲　四鄭線以外の諸線路に關する件

乙　手數料に關する件（借款契約第十三條參照）

丙　會計主任技師長等傭聘契約に關する件（借款契約第十四、十六條參照）

丁　局長任命督辦事務取扱に關する件（借款契約第十六條參照）

戊　鐵道收入預入場所に關する件（借款契約第十八條參照）

巳　鐵道收入預入貨幣種類に關する件（借款契約第十八條參照）

庚　鐵道材料等輸入稅免除に關する件

辛　歐米に於て公債元利支拂及公債發行に關する件（借款契約第二十四條參照）

壬　軍隊の輸送及賃銀に關する件

甲　橫濱正金銀行より交通部宛發信

今回弊行貴部と協議せる四鄭鐵道借款契約案第二條第二項に鄭家屯より洮南府に至る鐵道、開原より海龍城に至る鐵道、吉長鐵道長春驛より南滿線を橫り洮南府に至る鐵道も亦銀行にて引受け公債を發行し其の收入を以て之を建設すへし其の細目は本契約の條項に基き後日之を協定すへしとあり且つ同契約第二十條に將來政府か洮南より承德府城に至る鐵道及海龍より吉林省城に至る鐵道を外國資本を以て建設せんとする場合には必す先つ銀行に向て借款の申込をなすへし云々とあり貴部委員諸君は皆前記條項は鐵道建設借款豫約の大綱に言明せるものにて四鄭鐵道借款契約より刪除すへきものとなし敝行亦此議に隨ふへしと極力主張されしも大綱に定められたる各線借款に關しては前に日本政府より敝行を指定し貴國と協議せしめ一面日本公使より之を貴國外交部に通知し置けり若し此場合前記條項を删除し四鄭線以外の各鐵道建造借款に關しては何等の辦法を設けさる如きは首尾一貫せす約束不完全となるへきを以て豫め該條項の

刪除以前玆に愚札を拜寄し前記四鄭線以外の各鐵道建設借款に關しても將來敝行にて臨機前記條項の辦法により貴部と協定し以て大綱の主意に副ひ重要工事の完成を期することと取極め置くへし此辦法は貴部亦諒とする所ならん至急右御允諾の上御回答を仰き以て此件を結了致度希望に堪へす。

大正四年十二月十七日

横濱正金銀行代表者取締役　小田切萬壽之助

甲の二　交通部より横濱正金銀行宛回答

貴行大正四年十二月十七日附書翰を以て今回弊行貴部と協議せる四鄭鐵道借款契約案第二條第二項に鄭家屯より洮南府に至る鐵道、開原より海龍城に至る鐵道、吉長鐵道長春驛より南滿線を横り洮南府に至る鐵道も亦銀行にて引受け公債を發行し其の收入を以て建設すへし其の細目は本契約の條項に基き後日之を協定すへしとあり且つ同契約第二十條に將來政府か洮南より承德府城に至る鐵道及海龍より吉林省城に至る鐵道を外國資本を以て建設せんとする場合には必す先つ銀行に向て借款の申込をなすへし等の事あり貴部委員諸君は皆前記條項は鐵道建設借款豫約の大綱に言明せるのにて四鄭鐵道借款契約より刪除すへしとなし敝行亦此議に隨ふへしと極

力主張されしも大綱に定められたる各鐵道借款に關しては前に日本政府より敝行を指定し貴國と協議せしめ一面日本公使より之を貴國外交部に通知し置けり若此場合前記條項を刪除し四鄭線以外の各鐵道建設借款に關しては何等の辨法を設けさる如きは首尾一貫せす約束不完全となるへきを以て豫め該條項の刪除以前茲に愚札を拜寄し前記四鄭線以外の各鐵道建設借款に關しても將來敝行にて臨機前記條項の辦法により貴部と協定し以て大綱の主義に副ひ重要工事の完成を期することと取極め置くへし此辦法は貴部亦諒とする所ならん至急右御充諾の上御回答を受け以て此件を結了致度希望に堪へすとの旨御照會の趣領悉右四鄭鐵道は現に貴行よりの借款によるものにて豫約大綱に規定する四鄭線以外の各鐵道に關しては貴國政府より外交部に對し貴行其の出資者たる御希望ある旨御通知ありしことなれは將來本部より豫約の大綱に基き貴行と協議することとなすへし右回答す。

中華民國四年十二月十七日

乙　横濱正金銀行より交通部宛發信

今回敝行貴部と協議せる四鄭鐵道借款契約第十三條第二項に銀行の公債發行に對する手數料五分五厘は浦信鐵道借款契約第十三條に準據するものなりとあり今疑義を豫防し意味を徹底せし

むる爲め將來貴部は浦信鐵道借款引受會社に對し五分五厘の手數料以外公債發行手數料の名目を以て增加給與し第十三條所定の五分五厘以上たらしめ四鄭鐵道借款引受銀行に對しても亦之を準用せられたし右御承諾の上御回答を仰きたし。

大正四年十二月十七日

横濱正金銀行代表者　取締役　小田切萬壽之助

乙の二　交通部より横濱正金銀行宛回答

貴行大正四年十二月十七日附書翰を以て今回敝行貴部と協議せる四鄭道道借款契約第十三條第二項に銀行の公債發行に對する手數料五分五厘は浦信鐵道借款契約第十三條に準據するものなりとあり今疑義を豫防し意味を徹底せしむる爲め將來貴部は浦信鐵道借款引受會社に對し五分五厘の手數料以外公債發行手數料の名目を以て增加給與し第十三條所定の五分五厘以上たらしめ四鄭鐵道借款引受銀行に對しても亦之を準用せられたし右御承諾の上御回答を仰きたしとの旨御照會の趣領悉右浦信鐵道借款契約第十三條の五分五厘の手數料は元來印花稅等一切の費用を含めるものにして將來浦信鐵道借款引受會社に對し五分五厘の手數料以外公債發行手數料の名目を以て增加給與し第十三條規定の五分五厘以上たらしむる場合は四鄭鐵道借款引受銀行に

も一律之を準用することゝなすへし右回答す。

中華民國四年十二月十七日

丙　橫濱正金銀行より交通部宛發信

今回四鄭鐵道借款契約細目案に付敝行貴部と協議を重ぬること幾んと三箇月に達し各種多數の條項は已に雙方の同意を經たるか同契約原案第十四條の會計主任聘用契約及第十六條の技師長運輸主任及保線技師傭聘の契約には各條項共銀行と協定すの六字あり敝行は重要事項に屬するを以て會議の際屢々反復說明し置きたれは御記憶の事と思考せらるるも貴部委員諸君は浦信鐵道契約に此規定なきを理由とし今日迄解決せられさるか此六字は敝行故意に固執するものにあらす敝行は元來浦信鐵道の招聘契約に準據せんとし貴部亦之を承諾せられたるものなれは同契約の御呈示を得は此問題は自然解決せらるへく銀行と協定す等の字句は之を刪除すへし若し浦信鐵道會計主任招聘契約未た締結せられされは技師長招聘契約を準用すへし運輸主任保線技師招聘契約亦浦信鐵道に準據すへし若し同鐵道未た此等の契約を締結せす將來浦信鐵道先つ之を締結せは四鄭鐵道は之に準據締結すへく浦信鐵道の締約以前四鄭鐵道にて此契約を締結せんとする場合は浦信鐵道に最も近き形式の鐵道に於ける招聘契約を標準とし公平に協定すへし是れ

雙方の便とする所ならん貴部に在りて前記辨法御承認の上前記契約を同時に呈示せられ此問題の圓滿結了に便せられ度希望に堪へす。

大正四年十二月十七日

橫濱正金銀行代表者　取締役　小田切萬壽之助

丙の二　交通部より橫濱正金銀行宛回答

貴行大正四年十二月十七日附書翰を以て今同四鄭鐵道借款契約細目案に付敝行貴部と協議を重ぬること幾んと三箇月に達し各種多數の條項は已に雙方の同意を經たるか同契約原案第十四條の會計主任聘用契約及第十六條の技師長、運輸主任及保線技師傭聘の契約は各條項共銀行と協定すの六字あり敝行は重要事項に屬するを以て會議の際屢々反復説明し置きたれは御記憶のことと思考せらるるも貴部委員諸君は滿信鐵道契約に此規定なきを理由とし今日迄に解決せられさるか此六字か敝行にて故意に固執するものにあらす敝行は元來滿信鐵道の招聘契約に準據せんとし貴部も亦之を承諾せられたるものなれは同契約の御呈示を得は此問題は自然解決せらるへく銀行と協定す等の字句亦之を删除すへし若し滿信鐵道會計主任招聘契約未た締結せられされは技師長招聘契約を準用すへし運輸主任及保線技師招聘契約亦滿信鐵道に準據すへし若し同

鐵道未た此等の契約を締結せす將來浦信鐵道先つ之を締結せは四鄭鐵道は之に準據締結すへく浦信鐵道の締約以前四鄭鐵道にて此契約を締結せんとする場合は浦信鐵道に最も近き形式の鐵道に於ける招聘契約を標準とし公平に協定すへし是れ雙方の便とする所ならん貴部に在りて前記辦法御承認の上前記契約を同時に呈示せられ此問題の圓滿結了に便せられ度希望に堪へすとの旨御照會の趣領悉右は貴部申込の各項本部之を承認すへし但し浦信鐵道に在りては未た會計主任を聘定せす隨つて此項の契約なし右技師長招聘契約寫し一通を拜寄すへし御一閲ありたし玆に回答す。

中華民國四年十二月十七日

千九百十三年十一月十四日支那政府の財政交通兩部總長及政府より任命せる特派員と中英公司と締結せる津浦鐵道南部より京漢鐵道信陽驛に至る鐵道借款契約に本來中國政府は督辦一名を任命し工務を監督せしめ督辦の承諾を經て中英公司より一英國人を推擧し技師長となすへき締約あるに基き今中英公司より督辦の選定せる技師長に對し同意を表し一九一四年四月二十二日浦信鐵道督辦沈雲沛（以下督辦と稱す）と飽恩（以下技師長と稱す）と訂立せる契約左の如し。

一、督辦は飽恩を任用し浦信鐵道幹線及支線の技師長となし本契約の條件により一切の取扱

をなさしめ技師長は其の招聘に應することを承諾す。

二、技師長の招聘は契約締結の日より起算し本契約第八條第九條の規定を除き其の期限を滿三個年とし期限滿了の時に至らは豫め督辦或は其の代理者より三個月以前之を技師長に通知し或は技師長より三個月以前之を督辦或は其の代理者に通知し此契約を廢止すへし若し本契約か將來此條項により廢止され技師長英本國に歸還する場合は督辦或は局長は鐵道費の中より技師長に英金　　磅を支給し歸國の旅費となすへし。

三、技師長は借款契約第十六條に隨ひ職務を執行すへし。

四、技師長は督辦又は其の代理者の許可なくして隨意其の職務を離るることを得す全力を專ら鐵道の事務に注き極力鐵道利益の增進を圖るへし直接間接の論なく自己又は他人の爲めに他の職業に關與することを得す。

五、技師長支那國官吏と應接する場合は禮節を守るへし技師長は本鐵道の利害に關する事項に關しては最も秘密を守り本鐵道の事務に關しては公債所持人の受託者たる公司に對し工事の進行其の他公債所持人の利益に關係する諸般の報告をなすの外信書又は面談にて直接又は間接に之を鐵道と關係なき人に洩すことを得す又鐵道局及公司或は同兩者の代表者よ

り隨時諸問せる事項に對し其の回答をなす以外直接又は間接に鐵道の消息を投書或は漏洩することを得す。

六、本契約締結の後地方官に對し打合せを要する事件發生することあるも技師長は直接地方官と其の打合せをなすことを得す必す局長或は其の代理者に報告し局長或は其の代理者より交渉をなすへし。

七、技師長は本契約の條件を遵守し謹愼事務を執り其の奉職期間内に在りては毎年鐵道局より俸給　　磅を支給す本契約締結の日より起算し職務停止の日に至る迄各月分給し月末毎に支那國より其の支拂をなすへし技師長の家賃人馬費用及公用出入費用は鐵道局より別に毎月　　元を支給し且つ鐵道局は相當の住宅を給與すへし。

八、若し技師長にして本契約の條件に違反し或は之を遵守せす或は病氣の爲めにあらすして本契約の條件を履行すること能はさる場合は督辦、局長或は其の代理者は同技師長の職務を停止す此の場合には歸國旅費を支給せす但し技師長病氣四週間の久きに及ひ病氣療養の爲め直に歸國する場合は督辦、局長或は其の代理者は歸國旅費を支給すへし。

九、工事進行せる時に在りては何時にても督辦或は其の代理者は六箇月以前に技師長に通告

し本契約を廢止することを得或は豫め通告せす六箇月分の俸給を給與して之を廢止することあるへく此場合は旅費　磅を支給すへし。

十、技師長か公務上病氣或は負傷せる場合は慰勞金を受け他の支那國政府鐵道の規定に依り取扱はるへし督辦か鐵道局洋員の爲めに休暇規則を設けたるときは技師長も亦其の利益に均霑すへし。

十一、局長或は其の代理者か技師長と本契約の解釋に付疑義の點あり意見一致せさる場合は督辦之を裁決す。

十二、本契約は支英兩國文各二通を作成し督辦技師長各一通を保有すへし疑義ある場合は英文に據るものとす。

丁　交通部より橫濱正金銀行宛發信

四鄭鐵道借款契約第十六條に政府は督辦一名を任用し同督辦は常に本鐵道線路所在地に駐在し政府を代表し本契約所定の範圍內に於ける事務を行ふの權を有すへしとあり四鄭鐵道は現に始めて創設せらるるを以て當に交通部は局長一名を任用し督辦の職務を行はしむへし右御承諾の上御回答を仰きたし。

中華民國四年十二月十七日

丁の二　横濱正金銀行より交通部宛回答

貴部民國四年十二月十七日附書翰を以て四鄭鐵道借款契約第十六條に政府は督辦一名を任用し同督辦は常に本鐵道線路所在地に駐在し政府を代表し本契約所定の範圍内に於ける職務を行ふの權を有すへしとあり四鄭鐵道は現に始めて創設せらるるを以て當に交通部は局長一名を任用し督辦事務を行はしむへし右御承諾の上御回答を仰きたしとの旨御照會の趣領悉右は敝行に於て異議なきものなり茲に回答す。

大正四年十二月十七日

横濱正金銀行代表者　取締役　小田切萬壽之助

戊　交通部より横濱正金銀行宛發信

四鄭鐵道借款契約第十八條第一項に本鐵道一切の收入は其の都度銀行に交付し本鐵道勘定として收入せしむへしとあり此條の銀行とは何處の銀行を指すものなるや御回答を仰きたし。

中華民國四年十二月十七日

戊の二　横濱正金銀行より交通部宛回答

貴部民國四年十二月十七日附書翰を以て四鄭鐵道借款契約第十八條第一項に本鐵道一切の收入は其の都度銀行に交付し本鐵道勘定として收入せしむへしとあり此條の銀行とは何處の銀行を指すものなるや御回答を仰きたしとの旨御照會の趣領悉現に四平街には未た支店の設置なきを以て鐵道一切の收入は同處と最も近き支店にて本鐵道勘定として收入せしむへし將來敝行にて決定する所あり所管官廳の許可を經たる場合は四平街に支店を設け此項の收入は同支店に交付し收入せしむることとすへし右回答す。

大正四年十二月十七日

横濱正金銀行代表者　取締役　小田切萬壽之助

已　交通部より横濱正金銀行宛發信

四鄭鐵道契約第十八條第一項に本鐵道一切の收入は其都度遲滯なく之を銀行に交付し本鐵道勘定として收入せしむへし其預入方法は場合により定期預金或は當座預金となすへく其利息は其都度銀行と協定すへしとの事あり右に付滿洲は敝國貨幣未た統一せられさるを以て鐵道局の銀行に於ける預金、納金一切に關しては一定の本位を定め換算方法を確定し置くへく竝將來如何なる取扱をなすへきや御回答を仰きたし。

中華民國四年十二月十七日

己の二　橫濱正金銀行より交通部宛回答

貴部民國四年十二月十七日附書翰を以て四鄭鐵道借款契約第十八條第一項に本鐵道一切の收入は其の都度遲滯なく銀行に交付し本鐵道勘定として收入せしむへし其の預入方法は場合に依り定期預金或は當座預金となし其の利息は其の都度銀行と協定すへしとの事あり右に付滿洲は本國貨幣未た統一せられさるを以て鐵道局の銀行に於ける預金、納金一切に關しては一定の本位を定め換算方法を確定し置くへく並將來如何なる取扱をなすへきや御回答を仰きたしとの旨御照會の趣領悉右は敝行に於て臨機四平街に最も近き支店支配人に命し四鄭鐵道督辦と其の本位及換算方法を協定せしむることとすへし右回答す。

大正四年十二月十七日

橫濱正金銀行代表者　取締役　小田切萬壽之助

庚　交通部より橫濱正金銀行宛發信

貴銀行提出の四鄭鐵道借款契約草案第十九條に政府は本鐵道局所要の各種材料、機械、什器等に對し關稅厘金及其の他一切の捐稅を免除すとの事あるも關稅厘捐の免除は鐵道に在りては利

益なきにあらさるも財政部の現行規則と抵觸するの虞あり承認に便ならさるを以て此條文は之を刪除したく將來本部より別に方法を設け其の取計ひをなすも萬一免除の目的を達すること能はさる場合は本部の支持し得る所にあらされは之を完納することに御同意を得度右御回答を仰きたし。

中華民國四年十二月十七日

庚の二　横濱正金銀行より交通部宛回答

貴部民國四年十二月十七日附書翰を以て貴行提出の四鄭鐵道借款契約草案第十九條に政府は本鐵道所要の各種材料、機械、什器等に對し關稅、厘金及其の他一切の捐稅を免除すとの事あるも關稅厘捐の免除は鐵道に在りては利益なきにあらさるも財政部現行規則と抵觸するの虞れあり承認に便ならさるを以て此條文は之を刪除したく將來本部より別に方法を設け其の取計をなすも萬一免除の目的を達すること能はさる場合は本部の支持し得る所にあらされは之を完納することに御同意を得度右御回答を仰きたしとの旨御照會の趣領悉右は敝行に於て異議なきものなり右回答す。

中華民國四年十二月十七日

横濱正金銀行代表者　取締役　小田切萬壽之助

辛　横濱正金銀行より交通部宛發信

四鄭鐵道借款契約第二十四條第一項に銀行は本借款公債の流通に便ならしめんか爲め債券には券面の金額に應し英貨佛貨及米貨の相當金額を記入し日支兩國文以外英文或は佛文にて印刷し倫敦巴里或は紐育を以て本借款元利返濟の地となすことあるへしとあり又第二項に本借款債券の全部又は一部は倫敦巴里或は紐育にて賣出すことを得とあり將來前二項所定の通實行せらるゝるに當りては本契約に關係ある各條項は之を改訂せさるへからす卽ち本契約文中一切の日本金貨を英貨磅と改め又第七條第三項に日本にて日貨の返還金額とあるを英國にて英貨の返還金額と改め又同條第四項に日本にて實際存有する日本貨幣の金額とあるを英國にて實際存有する英國貨幣の金額と改め第十條及十二條の支那國駐日公使を支那國駐英公使と改め第四條第一項の横濱を倫敦と改む等の事となるへく此等の事項以外改訂を要することなし巴里或は紐育にて債券の賣出をなす場合も英國に於ける債券賣出の例に依るへし右貴部に於て御承認の上御回答を仰きたし。

大正四年十二月十七日

橫濱正金銀行代表者　取締役　小田切萬壽之助

辛の二　交通部より橫濱正金銀行宛回答

貴行大正四年十二月十七日附書翰を以て四鄭鐵道借款契約第二十四條第一項に銀行は本借款公債の流通に便ならしめんか爲め債券に券面の金額に應し英貨佛貨或は米貨の相當金額を記入し日支兩國文以外英文或は佛文にて印刷し倫敦巴里或は紐育を以て本借款元利返濟の地となすことあるへしとあり又第二項に本借款債券の全部又は一部は倫敦巴里或は紐育にて賣出すことを得とあり將來前二項所定の通實行せらるゝに當りては本契約に關係ある各條項は之を改訂せさるへからす卽ち本契約文中一切の日本金貨を英貨磅と改め又第七條第三項に日本にて日貨の返還金額とあるを英國にて英貨の返還金額と改め又同條第四項に日本にて實際存有する日本貨幣の金額とあるを英國にて實際存有する英貨磅の金額と改め第十條及十二條の支那國駐日公使を支那國駐英公使と改め第十四條第一項の橫濱を倫敦と改む等の事となるへく此等の事項以外改訂を要することなし巴里或は紐育にて債券の賣出をなす場合も英國に於ける債券賣出の例に依るへし右貴部に於て御承認の上御回答を仰きたしとの旨御照會の趣領悉右に付將來契約第二十四條の事項ある場合に在りては御來示各節の通取計ふへし玆に回答す。

中華民國四年十二月十七日

壬　交通部より橫濱正金銀行宛發信

今回四鄭鐵道か貴行資金の借用により成立し將來貴行は發行公債の收入により其の融通をなすことは已に議定せられたる所なるか滿洲の事情は他處と同しからさるを以て四鄭鐵道に在りては支那國軍隊或は軍需品の輸送は第一に之を行ひ其の運賃は支那各借款鐵道の共通規程に依り將來定むへき運賃表の五割引となすへし右御承認の上御回答を仰きたし。

中華民國四年十二月十七日

壬の二　橫濱正金銀行より交通部宛回答

貴部民國四年十二月十七日附書翰を以て今回四鄭鐵道か貴行資金の借用により成立し將來貴行は發行債劵の收入により其の融通をなすことは已に議定せられたる所なるか滿洲の事項は他處と同しからさるを以て四鄭鐵道に在りては支那國軍隊及軍需品の輸送は第一に之を行ひ其の運賃は支那各借款鐵道の共通規程に依り將來定むへき運賃表の五割引となすへし右御承認の上回答を仰きたしとの旨御照會の趣領悉右は敝行之を承諾すへし玆に回答す。

大正四年十二月十七日

横濱正金銀行代表者　取締役　小田切萬壽之助

第三三　四鄭鐵道短期借款契約竝關係公文（大正七年二月七日 民國七年二月七日 一九一八年二月七日）

イ　契約

大正四年十二月十七日卽中華民國四年十二月十七日支那政府（以下政府と稱す）は日本國横濱正金銀行（以下銀行と稱す）と四鄭鐵道借款契約を締結し此に依て四鄭鐵道建設工事を開始せしか其資金に不足を生せしを以て之を補充せんか爲め大正七年二月七日卽中華民國七年二月七日政府を代表する交通總長及財政總長と銀行との間に短期借款契約を結締すること左の如し。

第一條　本契約に依る借入金額は金二百六十萬圓を限度とし本契約書に添付する書式の借用證書に依り隨時銀行より借入るゝものとす。

第二條　本借入金の利息は毎一回分に本契約に添附する書式の借用證書に依りて借入の日より年七分卽一箇年毎百圓に付七圓の割合とし政府は元金返濟と同時に之を支拂ふものとす。

第三條　本借入金は第一回分借入の日より滿一箇年に於て返濟するものとす但し雙方協議の上之を延期することあるへし。

政府は二週間前の豫告を以て本期日前に於て全部又は一部の返濟を行ふことを得。

第四條　本借入金は專ら四鄭鐵道借款契約の資金の不足を補充するに供するものとす。
第五條　本借入金の取扱に關しては四鄭鐵道借款契約第十四條第一項乃至第三項の規定を準用す。
第六條　政府は本借入金元利の支拂を無條件に保證し四鄭鐵道收入にして本借入金元利支拂に不足を告くる時は政府は他の財源より之を補足し第三條に掲くる期日之を銀行に返濟すへし
第七條　本借入金元利は現在及將來に於て四鄭鐵道に屬する一切の動產及不動產竝に該鐵道一切の收入に依りて大正四年十二月十七日卽中華民國四年十二月十七日契約四鄭鐵道借款に對し第二位に擔保せらる。
第八條　本契約の條項は外交部より正式の公文を以て之を北京駐剳の日本公使に照會せらるゝものとす。
第九條　本契約書は日支兩文各四通を作製し政府は各其の參通銀行は各其の一通を保存す本契約の解釋に關し疑義を生したる場合には日本文を以て之を決す。

中華民國七年二月七日

交通總長　曹　汝　霖

財政總長　王克敏

橫濱正金銀行代表
副總支配人　武內金平

日本大正七年二月七日

（支那文は之を省略す）

ロ　關係公文

往翰

以書簡啓上致候陳者本日四鄭鐵道短期借款契約調印を了し候處貴政府に於ては同鐵道の爲め差當り銀借款を希望せられ候に付同時に貴政府と敝行間に左の通り契約致候儀に御座候就ては御査閱の上何等御異議無之候節は文書を以て御確認相煩度候。

一、本契約に依る銀借款の限度は銀四十萬圓とし政府は實際借入の日より返濟の日迄年九分五厘卽一箇年每百圓に付九圓五十錢の割合を以て利息を支拂ふものとす。

二、政府は前記四鄭鐵道短期借款契約に依る借入金中より前項銀借款高の時價に相當する日本貨幣を擔保として銀行に預入るゝものとし銀行は此預金に對し年六分五厘卽壹箇年每百

圓に付六圓五十錢の利息を付するものとす。

三、政府は本銀借款を銀行に預置き必要に應し隨時引出使用するものとし銀行は此預金に對し年參分卽壹箇年每百圓に付參圓の利息を付するものとす。

四、本銀借款の期限は前記四鄭鐵道短期借款の期限と同しきものとす但し政府は五日前の豫告を以て隨時全部又は一部の返濟をなし同時に其擔保たる日本貨幣預金の之に相當する金額の返戻を受くることを得るものとす。

五、本書面に別段の取極なき事項に付ては前記四鄭鐵道短期借款契約を準用するものとす。

右申進候　敬具。

橫濱正金銀行代表

副總支配人　武　内　金　平

大正七年二月七日

支那政府

交通總長　曹　汝　霖閣下

來　翰

逕復者接准

貴銀行本日來函內稱四鄭鐵道短期借款合同本日已經簽字惟因貴政府希望爲該鐵路借入銀款同時由貴政府與敝行商訂左列各款茲特函達臺端敬候查核如無何等異議卽賜復函是爲至荷。

一、依照本函約之銀幣借款限度爲銀幣四十萬元自政府實際借入之日起至償還之日止年利九厘五毫卽每壹年對於每百圓付息九元五角。

二、政府由本日所訂四鄭鐵路短期借款合同所借之金款中以與前項銀幣借款數目之時價相當之日本貨幣爲擔保存於銀行銀行對於此項存款付年利六厘五毫卽每一年對於每百圓付息六圓五十錢。

三、政府將此項銀幣借款存於銀行於必要時隨時取出使用銀行對於此項存款付年利叁厘卽每一年對於每百元付息三元。

四、此項銀幣借款之期限與本日所訂四鄭鐵路短期借款之期限相同但政府以五日前之豫告得隨時償還全部或一部同時卽得擔保之日本貨幣存款取還相當之金額。

五、本函件未詳載之事項得準用本日所訂四鄭鐵路短期借款合同。

等因茲經本政府查核並無異議皆可照原函辦理相應函覆卽祈。

査照此復

横濱正金銀行

中華民國七年二月七日

交通總長　曹　汝　霖

第三四　改定吉長鐵道借款契約（大正六年十月十二日 民國六年十月十二日 一九一七年十月十二日）

大正四年五月二十五日卽中華民國四年五月二十五日日支兩國政府の間に締結せられたる南滿洲及東部內蒙古に關する條約第七條に基き支那國政府（以下政府と稱す）を代表する財政總長及交通總長と南滿洲鐵道株式會社（以下會社と稱す）との間に吉長鐵道借款協定の改定に關し協定する所の條項左の如し。

第一條　政府は吉林より長春に至る鐵道（以下本鐵道と稱す）の建設資金全額日本貨幣金六百五十萬圓を左記の條件に依り會社より借入るゝことを承諾す但右の內明治四十年四月十五日卽光緖三十三年三月三日調印の新奉及吉長鐵道協定及明治四十一年十一月十二日卽光緖三十四年十月十九日調印の同續約に依り已に會社より政府へ交付したる日本貨幣金二百十五萬圓中の未償還額を差引き殘額日本貨幣金四百五十一萬一千二百五十圓は現金を以て政府に交付す

るものとす。

一、借款の利率は年五分とす。

二、借款の實收價格は百圓に付九十一圓五十錢とす但已に交付を了せる分は此の限りにあらす。

三、借款還淸期限は三十箇年とす期限滿了以前は全部の還淸を行ふを得す。

四、借款の擔保は本鐵道の財產及其の收入を以て之に充つ。

五、政府は借款未濟以前に本鐵道の財產及其の收入を以て他の借款の擔保となすことを得す

六、政府は本借款元利の支拂を保證す若本鐵道に於て元金の償還又は利子の支拂を怠るときは會社の通知に依り政府より直接會社に支拂ふへし。

前項の通知後政府に於て支拂延滯に屬する元金又は利子を籌還する能はさる場合には本鐵道及一切の財產を會社に引渡して暫く代て管理せしめ延滯元利の還淸と同時に之を管理に復歸せしむ但不足の元利少額なるときは三箇月を逾へさる範圍に於て猶豫を與ふることを得。

第二條　本鐵道全線の管理權は支那國政府に屬す。

政府は局長一名を置き代表者となし交通部の命令を承け本鐵道全般の業務に對し監督の權を有せしむ。

第三條　政府は會社の南滿洲鐵道を經營せる成績顯著なるに鑑み特に本鐵道を借款期限內會社に委託し代て指揮、經理竝營業せしむ但借款全部の還淸を終りたるときは會社は鐵道線路、建造物、車輛及諸設備等を普通營業の場合に於ける良好なる保存狀態に於て政府代表者に引渡すへし。

第四條　會社は前條の目的の爲め日本人三名を選定し之を工務主任、運輸主任及會計主任の各職に當らしむへく其の俸給は政府と會社との間に於て之を協定すへし。

前項の各主任は會社より其の姓名及履歷を交通部に通知したる後就職するものとす更迭の時亦同し會社は本條第一項の主任中一人を選ひ代表者となし本契約の範圍內に於ける會社の權利義務の執行をなさしむることを得。

重要事務に關しては會社の代表者又は各主任は必す豫め局長と協議の上之を處理し議纏らさる場合は雙方より各別に交通部及會社に報告し交通部と會社との間に於て之を決定すへし。

本鐵道に於ける收入支出一切の證書類は局長の連署を經て其の效力を生するものとす。

運賃の制定及増加減免並各種條規の制定に關しては豫め局長と協議せる上にあらされは公表することを得す。

第五條　本鐵道に於ける日支職員の任免黜陟及俸給の制定は主任に關するものを除き（局長會社ノ代表者）協議の上之を定むへし但支那人職員に關するものは局長之を提議し日本人職員に關するものは會社の代表者之を提議す。

第六條　日本人職員にして左記事項の一に該當する者あるときは直ちに局長より會社或は會社の代表者に通知し即時之を解約せしむへし。

一、任に堪へ得さる者。
二、操行修らさる者。
三、約束を守らさる者。
四、法規に違反する者。
五、上長を侮慢する者。

第七條　會社に於て本鐵道の營業に從事する間は政府に於て會社と協議の上定むへき每營業期間に於ける鐵道純益の内より本借款の元利並第八條第二項に依る政府填補金の元利及同條第

三項に依る會社よりの借入金の元利の償還に必要なる金額を控除したる殘額の貳割を會社に分配すへし。

第八條　本鐵道の營業收入其の經費を支辦するに足らさるときは政府に於て平常の狀態に於ける普通營業事務の施行に必要なる資金を供給すへし。

前項の供給資金は相當の利子を附し收入支出に超過するに至りたるときは第一に政府に償還すへきものとす。

政府に於て第一項所要の資金を調達する能はさるときは相當の利子を附し會社より借入るゝものとす但右借入金は收入支出に超過するに至りたるときは會社に償還すへきものとす。

第九條　本鐵道に於て收納する運賃其の他の各種收入は總て支那國貨幣を以てし日本國銀行に預入るへく其の預入及引出方法は別に借款細目に於て商定すへし。

第十條　本鐵道の保線及運輸に要する機械、器具及材料は支那國產品にして外國品に比し其の品質價格か相同しきときは第一に支那國產品を購入すへし。

前項の保線及運輸に要する機械、器具及材料の購買をなすときは支那國產品たると外國品たるとを問はす目錄を作成し豫め局長の檢閱を經へきものとす。

第十一條　政府は本契約の期限内本鐵道及本鐵道より生する一切の利益に對し特別課税を賦課することを得す但各鐵道共通の課税は本鐵道も亦同しく之を負擔すへし。
第十二條　本鐵道及本鐵道用地の警察、行政、司法、課税等の權は當然政府に屬す。
第十三條　支那國軍隊或は軍需品の輸送は第一に之を行ひ其の輸送手續は支那國各借款鐵道の共通規程に依り取扱ひ且將來定むへき運賃表の五割減の賃率を以てすへし。
第十四條　交通部の各鐵道に通用する規程は本鐵道も亦同しく之を遵奉すへし但本鐵道特殊の事情の爲め適用し難きものは理由を言明し事を列擧し交通部に具陳することを得。
第十五條　本鐵道保護の爲設くへき警備隊の警官及警兵は總て支那人を以て之に充て其の給與等は本鐵道收入の中より支辨すへし。
鐵道保護の爲め政府又は當該省の軍隊を要するときは其の給與等は政府或は當該省より支辨すへし。
第十六條　本鐵道の支那人職員又は其の子弟にして會社の經營せる學校に入學を希望する者あるときは會社は友誼を以て無報酬にて入學せしむへし。
第十七條　政府に於て將來本鐵道に接續する支線或は延長線を建設するときは政府は支那國資

金を以て自ら其の建造をなすへく外國資金を要する場合は契約に別に規定せるものを除き第一に會社に申込むへし其の支線或は延長線の里數及距離は政府之を決定す。

第十八條　本鐵道の利益を增進し併せて南滿洲鐵道との聯絡を十分ならしめむか爲め政府及會社は互に委員を派し左記の各事項に付商定すへし。

一、本鐵道と南滿洲鐵道との聯絡運輸方法。

二、本鐵道頭道溝驛と會社長春驛との聯絡及停車場の共同使用に關する方法。

三、本鐵道の改良及殘工事を完成すること並之に要する豫算を作成すること。

以上に要する資金に就ては政府より會社に隨時借款を申込むへし。

第十九條　借款細目に關しては別に其の協定をなすへし。

第二十條　本契約は日本文及支那文を以て各四通を作成し其の内各三通を政府に保存し各一通を會社に保存す本契約の解釋に關し疑義を生したる場合は日本文を以て之を決す。

財政總長　梁　啓　超

交通總長　曹　汝　霖

中華民國六年十月十二日

大正六年十月十二日

南滿洲鐵道株式會社
理事　龍居賴三

(支那文は之を省略す)

丁　英清間

第三五　山海關牛莊鐵道借款契約

本契約は一方に於て清國政府の委任を受けたる督辦中國山海關内外鐵道大臣順天府尹堂胡(以下督辦大臣と稱す)と地方に於ては香港上海銀行並之と聯合にて英清會社(有限)を代理する英國怡和洋行の爲に同銀行(以下單に會社と稱す)との間に締結せらるゝものとす

一八九八年六月七日卽光緒二十四年四月十九日北京に於て督辦大臣と英國「シンジケート」代表者香港上海銀行との間に中後所、新民廳間鐵道及營口支線の敷設並天津、山海關間及天津、盧溝橋間鐵道の現存借款償却の爲一千六百萬兩に相當する英貨借款に關する豫備協約調印せられ右豫備協約の規定により同シンジケートは右契約の日付より三箇月の期間に同契約の條件を承認し若は拒絕することを許容せられたり而して香港上海銀行は前記期間滿了に當り督辦大臣に

對し若干の修正を以て豫備契約に掲けたる條件により公債の發行を調達すへき旨正當の通知をなしたるを以て今回左の諸條を協定せり。

第一條　會社は督辦大臣の爲に英貨公債二百三十萬磅を發行することを約す但右募集は左の順序に依り使用すへきものとす。

一、本契約附屬書に記載せる通り外國銀行よりの天津、山海關、及天津盧溝橋間鐵道に對する貸金及立替金を卽時若は期限に至り償却すること。

督辦大臣は玆に諸條の負擔せる債務の總額は三百萬兩を超過せさることを證言す。

二、本契約日附より三箇年以内に北京、山海關間現在諸線路に對し歐人技師長の提案に依り其の見積費用約百五十萬兩を要する若干の改善竝車輛の增加を實行すること。

三、中後所、新民廳間線路竝同線上十三站附近の一地點より營口に至る線路及女兒河より南標の炭坑に達する枝線を敷設すること。

督辦大臣は前項指定の新線路敷設は之を本契約日附より三箇年以内に竣工すへきことを約す。

第二條　本公債募集にして本契約に指定せる各新線路竣工に不充分なるときは督辦大臣は他の

財源より之か竣工に充分なる資金を供給し又は右に關し中央政府と協定すへし。

第三條　本借款は北京、山海關間現在鐵道の線路、車輛及一切の財產並運賃其の他の利益並新線路敷設後之か運賃及利益を以て其の優先擔保とすへし督辦大臣は本借款期間に於ては鐵道用建物、工場、車輛及附屬物を善良なる秩序狀態に維持し且運輸の須要に應して隨時車輛を增加すへし。

今後本契約指定線路の枝線若は延長線敷設に決したるときは右敷設は鐵路局に於て擔當すへし而して鐵路局の資金右敷設に不充分なるときは同局は之を會社より借入るへし。

第四條　本借款元利の支拂は清國政府之を保證す若期日に於て利子の支拂又は元金の償還あらさるときは會社は直に之を清國政府に通知し同政府は右の支拂に必要なる資金を倫敦に於て英貨を以て供給すへし若本項の規定に據り會社の請求あるに當り清國政府に於て利子又は元金の支拂に必要なる資金を供給し能はさるときは前掲各線路及其の一切の財產は之を會社の派遣したる代表者に引渡し本借款元利皆濟に至る迄同代表者は會社の爲之を管理すへし而して右皆濟に至らは該管理權は鐵路局に復歸すへきものとす若利子又は元金の未拂高少額にして會社に於て其支拂期限三箇月を超えさる期間に延長することを便宜なりと認むるときは斯

くするも妨なし。

本契約は借款元利の成規により支拂はるゝ限り督辦大臣鐵道各線路の監督權を保有することに就き他の諸契約と異なる所あれは契約者間從來永く存在したる交誼の故を以て締結せられたるに因る。

第五條　本借款の償還に至るまては會社を經由するにあらされは前揭の擔保を以て更に起債することを得す尙總理衙門は淸國政府を代表し北京駐劄英國公使に對し本契約に揭けたる鐵道線路は決して之を他に讓渡し若は抛棄せさるへき旨約束書を交付すへし。

第六條　本借款期內に於ては鐵道技師長は英國人たるへし鐵道役員の幹部は才能經驗ある歐洲人たるへく其の任命は現今の通督辦大臣之を行ひ若其の行狀正からす或は任に堪へさるものあるときは技師長と協議して之を罷免することを得若淸國人にして工事及運輸に關し充分の經驗を有するものあるときは歐洲人と均く之を任用することを得新技師長を任命するの必要あるときは會社と協議して之を行ふへし。

右の外才能經驗ある歐洲人鐵道主計一人を任用して鐵道會計事務を制定指揮し及督辦大臣竝技師長と共に出納の監督を行ふの全權を有せしむへし。

第七條　本契約に擧くる鐵道線路は清國政府の幹線なるを以て戰爭若は饑饉の場合には同國政府の軍隊及穀物を無賃にて運搬せしむることを得。

第八條　本契約に指定せる各線路一切の收入及利益は皇帝の裁可を經たる戸部の議定に依り山西、陝西、河南及安徽の各省より十年間鐵道經費として支拂ふへき年額五萬圓と共に之を在天津香港上海銀行に拂込み鐵道局貸方の部に記入すへし鐵道營業費及維持費は總て鐵道の收入及利益より支辨し其の剩餘は前記各省貢金と共に本借款償還の用に供すへし利子の支拂及元金の償還は銀行より督辦大臣に差出すへき年表に記載せる金額及日附に準し均一の月賦を以てすへし而して右支拂は督辦大臣より起債趣意書の條項に依り公債證券所有者か支拂を受くへき英貨を準備するに足る行手銀を以て在天津香港上海銀行に之をなすへし但し右に關する換算率は其の支拂期限の都度銀行に於て之を定むるものとす在天津香港上海銀行は公債證劵所有者に對する元利支拂金の配賦に付き要する費用の補償として毎年返濟額千分の二半の手數料を鐵路局より受領すへし而して右手數料は返濟年表内に記入し置くへきものとす。

第九條　本借款の期限は四十五箇年とす而して元金の償還は債劵所有者に對しては下條所載の條件に從ひ第六年を以て之を始め均分四十箇年賦とす。

第十條　借款の利子は公債額面に付き百分の五とし隨時未償額に照して算定すへし而して之か支拂は督辦大臣に於て其の受領する年表指定の額及日附に從て之をなすへし。

第十一條　本借款は趣意書に從ひ倫敦に於て年々抽籤に依り之を償却すへし此抽籤の外督辦大臣は會社に對し三箇月の豫告を以て金額の如何に關せす特別抽籤の執行を求むることを得而して特別抽籤當籤の證券は額面價格の二割增にて鐵路局之を償還すへし但し右特別抽籤は趣意書に規定せる通常抽籤の日附に於て之を執行すへきものとす。

右特別抽籤を執行したるときは其の後の利子支拂は爾後提出せらるへき年表に於て之を整理すへし但し元金の還附は借款の償却に至るまて本契約第九條の規定に遵ひ變更することなく繼續すへし清國政府は本契約に規定せる外他の方法を以て本借款の償却者は借換をなさゝることを約す。

第十二條　本借款の發行價格は手取額面金額百分の九十とす尤も趣意書發行の際市場の景況不利なるに於ては會社は鐵路局手取高百分の八十八より小なからさるに至るまて任意に公債の價格を減することを得。

第十三條　會社は借款の金額に對する英貨公債證券を應募申込人に發行することを得但し其の

樣式及額數は會社の便宜に任すへし而して倫敦駐劄清國公使は右證劵の各通に其の官印を押捺し以て淸國政府の責任を證すへし各公債證劵には左の文言を記入するものとす。

淸國政府は………日附勅旨を奉し本劵の確保する元金及利子の支拂を無條件に擔保し且其の責任を聲明す而して右證據として同政府は特に駐英淸國公使に命し其の官印を本劵に押捺せしめたり。

第十四條　本借款に關する一切の債劵及利札並授受金額は永遠に淸國課稅より免除せらるへし

第十五條　趣意書の詳細條項並債劵所有者に對する本借款元利の支拂に關する事項にして本契約に明文なきものは一切之を會社の裁定に任し而して會社は本契約調印後成るへく速に起債趣意書を發行することを得總理衙門は倫敦駐劄淸國公使に訓令するに凡共同の行動を要する事件に就ては會社と協力すへきことを以てす。

第十六條　借款は本契約調印後成るへく速に發行すへし而して其の發行の月の初日を以て日付となすへし募集金額全部の拂込は遲くも一八九九年三月三十一日迄に倫敦に於て督辦大臣の差圖に對して之を行ふへく此募集金の内二十五萬磅は會社より本年十月三十一日を以て若は其の以前倫敦に於て督辦大臣の差圖に對し立替ふへし而して右立替金は之に年五分五厘の利

を付し會社に於て第一回募集金の領收を俟て同金額中より之を控還すへし。

第十七條　市場の景況不利にして會社に於て損失を蒙むらさるよりは前記の條件を以て本借款を發行し募集金を鐵路局へ拂込む能はさるときは會社は事情の必要に應して督辦大臣との契約履行の延期を許容せらるへし此場合に於ては既に鐵路局に交付濟の立替金若は募集金は利子の支拂、元金の償還擔保及清國政府保證の件に關し本契約の規定を之に適用し且本借款金の一部を成すものと看做さるへし若在伯林獨亞銀行に於て一八九八年清國四分五厘英貨公債に關する契約第九條に據り明年四月以前に於ける本借款發行に對し異議を申立てたるときは亦本借款の發行竝募集金交付に關し同樣の延期を許容せらるへし。

第十八條　督辦大臣は本契約調印後未た起債趣意書を公表せさるに先ち直ちに奏請して本契約各條項の確認裁可の上諭を求むへし而して總理衙門は遲滯なく右上諭を公然駐清英國公使に通告すへし。

第十九條　會社は其の一切の義務に服し且督辦大臣と協議の上其の有する一切若は何等の權利代理權及任意辦事權を再讓渡若は復委任の權を付し又は付することなく他の英國會社支配人若は代理人に讓渡し又は委任することを得。

第二十條　本契約は英語及清語を以て四通を作製し督辦大臣、總理衙門、駐清英國公使及會社に於て各一通を保有するものとす契約の解釋に關し何等疑義を生したるときは英語本文を以て決裁の標準とすへし。

光緒二十四年八月二十五日即西暦一八九八年十月十日北京に於て契約當事者之に署名す

戊　日米間

第三六　日米協約（明治四十一年十一月三十日／一九〇八年十二月三十日）

一、帝國特命大使より米國國務卿宛公文

以書束致啓上候陳者先頃來閣下と本使との間に數次の會見を遂け意見を交換致候結果日本國及合衆國は太平洋方面に於て本國より隔在する重要なる島嶼の所領を保有するものに有之兩國政府は同方面に於て共通の目的政策及旨意を有すること明瞭と相成り候。

帝國政府は該目的政策及旨意を眞率に表明するは啻に日本國と合衆國との間に久しく存在したる友好善鄰の關係を鞏固ならしむるに至るへきのみならす又以て大局の平和を維持するに資すへき所大なるへきを信し該共通の目的、政策及旨意と認むる所の左記綱領を閣下に提出すへき

旨本使に訓示有之候。

一、太平洋に於ける兩國商業の自由平穩なる發達を奬勵するは兩國政府の希望たり。

二、兩國政府の政策は何等侵略的傾向に制せらるゝことなく前記方面に於ける現狀維持及清國に於ける商工業の機會均等主義の擁護を目的とす。

三、從て兩國政府は相互に前記方面に於て他の一方の有する所領を尊重するの强固なる決意を有す。

四、兩國政府は又其の權内に屬する一切の平和手段に依り清國の獨立及領土保全竝同帝國に於ける列國の商工業に對する機會均等主義を支持し以て清國に於ける列國の共通利益を保存するの決意を有す。

五、前述の現狀維持又は機會均等主義を侵迫する事件發生するときは兩國政府は其の有益と認むる措置に關し協商を遂けむか爲互に意見を交換すへし。

若し前記綱領にして合衆國政府の見解と一致するに於ては之に對する閣下の確認を得度候。

本使は玆に閣下に向て重ねて敬意を表し候　敬具。

一九〇八年十一月三十日

在華盛頓日本帝國大使館に於て
日本帝國特命全權大使　男爵　高平小五郎

北米合衆國國務卿　エリヒユー、ルート閣下

二、米國國務卿より帝國特命全權大使宛公文

以書柬致啓上候陳者先頃來本官に於て數次閣下と會見し意見を交換せる結果兩國政府の太平洋方面に於ける政策に關して雙方の認識せる所を開列せられたる本日附貴柬正に領收致候。

右雙方認識の表明は能く兩國の親善なる關係に適應し且兩國政府か極東に關し從來累次聲明せる協同の政策を約述互認するの機會を與ふるものにして合衆國政府の歡迎する處に有之候。

玆に合衆國政府を代表し閣下に向て左記兩國政府の宣言を確認するを得るは本官の欣幸とする所に有之候。

一、太平洋に於ける兩國商業の自由平穩なる發達を奬勵するは兩國政府の希望たり。

二、兩國政府の政策は何等侵略的傾向に制せらるゝことなく前記方面に於ける現狀維持及淸國に於ける商工業の機會均等主義の擁護を目的とす。

三、從て兩國政府は相互に前記方面に於て他の一方の有する所領を尊重するの强固なる決意

を有す。

四、兩國政府は又其の權内に屬する一切の平和手段に依り淸國の獨立及領土保全並同帝國に於ける列國の商工業に對する機會均等主義を支持し以て淸國に於ける列國の共通利益を保存するの決意を有す。

五、前述の現狀維持又は機會均等主義を侵迫する事件發生するときは兩國政府は其の有益と認むる措置に關し協商を遂けむか爲互に意見を交換すへし。

本官は玆に閣下に向て重ねて敬意を表し候　敬具。

一九〇八年十一月三十日

在華盛頓國務省に於て

北米合衆國國務卿　エリヒユー、ルート

大日本帝國特命全權大使男爵　高平小五郎閣下

第三七　日米協商　（大正六年十一月二日 一九一七年十一月二日）

一、米國國務卿より石井特命全權大使宛公文

以書翰致啓上候陳者支那共和國に關して貴我兩國政府の共に利害を感する諸問題に付本官は最

近閣下との會談中意見の一致したるものと了解する所を玆に閣下に通報するの光榮を有し候。

近來往々流布せられたる有害なる風說を一掃せむか爲閣下及本官は玆に支那に關し兩國政府の等しく懷抱する希望及意向に付更に公然たる宣言をなすを得策なりと思惟す。

合衆國及日本國兩政府は領土相接近する國家の間には特殊の關係を生ずることを承認す從て合衆國政府は日本國か支那に於に特殊の利益を有することを承認す日本の領土に接壤せる地方に於て殊に然りとす。

尤も支那の領土主權は完全に存在するものにして合衆國政府は日本國か其の地理的位置の結果右特殊の利益を有するも他國の通商に不利なる偏頗の待遇を與へ又は條約上支那の從來他國に許與せる商業上の權利を無視することを欲するものに非さる旨の日本國政府累次の保障に全然信頼す。

合衆國及日本國兩政府は毫も支那の獨立又は領土を侵害するの目的に非さることを聲明す且右兩國政府は常に支那に於て所謂門戶開放又は商工業に對する機會均等の主義を支持することを聲明す。

將又凡そ特殊の權利又は特典にして支那の獨立又は領土を侵害し若は列國臣民又は人民か商

業上及工業上に於ける均等の機會を完全に享有するを妨礙するものに付ては兩國政府は何國政府たるとを問はす之を獲得するに反對なることを互に聲明す。

本官は貴我雙方間に意見の一致せるものと了解する前記各項に對し閣下の確認を得むことを致希望候。

本官は茲に閣下に向て敬意を表し候　敬具。

一九一七年十一月二日

在華盛頓國務省に於て

ロバート、ランシング

二、石井特命全權大使より米國國務卿宛公文

以書翰致啓上候陳者支那共和國に關して貴我兩國政府の共に利害を感する諸問題に付閣下か最近本使との會談中意見の一致したるものと了解せらるゝ所を本日附貴翰を以て御通報相成致敬承候。

茲に本國政府の訓令に基き閣下に向て左記の通り右了解を確認するを得るは本使の欣幸とする所に有之候。

近來往々流布せられたる有害なる風說を一掃せむか爲閣下及本使は玆に支那に關し兩國政府の等しく懷抱する希望及意向に付更に公然たる宣言をなすを得策なりと思惟す。

日本國及合衆國兩政府は領土相接近する國家の間には特殊の關係を生することを承認す從て合衆國政府は日本國か支那に於て特殊の利益を有することを承認す日本の所領に接壤せる地方に於て殊に然りとす。

尤も支那の領土主權は完全に存在するものにして合衆國政府は日本國か其の地理的位置の結果右特殊の利益を有するも他國の通商に不利なる偏頗の待遇を與へ又は條約上支那の從來他國に許與せる商業上の權利を無視することを欲するに非さる旨の日本國政府累次の保障に全然信頼す。

日本國及合衆國兩政府は毫も支那の獨立又は領土保全を侵害するの目的を有するものに非さることを聲明す且右兩國政府は常に支那に於て所謂門戶開放又は商工業に對する機會均等の主義を支持することを聲明す。

將又凡そ特殊の權利又は特典にして支那の獨立又は領土保全を侵害し若は列國臣民又は人民か商業上及工業上に於ける均等の機會を完全に享有するを防礙するものに付ては兩國政府は

何國政府たるとを問はす之を獲得するに反對なることを互に聲明す。

本使は玆に閣下に向て敬意を表し候　敬具。

一九一七年十一月二日

在華盛頓日本帝國大使館に於て

特派特命全權大使　子爵　石井菊次郎

己　日佛間

第三八　日佛協約竝宣言（明治四十年六月十日 一九〇七年六月十日）

一、協約

日本國皇帝陛下の政府及佛蘭西共和國政府は兩國の間に存在する友好の關係を鞏固にし且將來誤解の原因を兩國の關係より全然除去せむことを希望し之か爲め左の協約を締約することに決定せり。

日本國政府及佛蘭西國政府は淸國の獨立及領土保全竝に淸國に於て各國の商業臣民又は人民に對する均等待遇の主義を尊重するに同意なるに依り且兩締約國か主權保護權又は占有權を有

する領域に近邇せる淸帝國の諸地方に於て秩序及平和事態の確保せらるゝことを特に顧念するに依り兩締約國の亞細亞大陸に於ける相互の地位竝領土權を保待せむか爲め前記諸地方に於ける平和及安寧を確保するの目的に對し互に相支持することを約す。

右證據として下名佛蘭西國駐在帝國特命全權大使栗野愼一郎及外務大臣元老院議員ステファン、ピションは各其の政府より正當の委任を受け之に記名調印するものなり。

一九〇七年六月十日巴里に於て本書を作る。

栗野愼一郎（署名）調印
エス、ピション（署名）調印

二、宣言

日本國政府及佛蘭西國政府は日本國と佛領印度支那との關係に付通商條約を締結せむか爲商議を開始することを他日に讓り茲に先つ協定する所左の如し。

日本國官吏及臣民は佛領印度支那に於て身體と財產保護とに關する一切の事項につき最惠國待遇を受くへく又佛領印度支那の臣民及保護民は日本帝國に於て之と同一待遇を享くへし但し本協定は一八九六年八月四日日本國と佛蘭西國との間に締結せられたる通商航海條約の終了と

共に其の效力を失ふ。

一九〇七年六月十日巴里に於て

栗野愼一郎（署名調印）

エス、ピシヨシ（署名調印）

庚 日英間

第三九 第三回日英同盟協約（明治四十四年七月十三日／一九一一年七月十三日倫敦に於て調印）

日本國政府及大不列顛國政府は一九〇五年八月十二日の日英協約締結以來事態重大なる變遷ありたるに顧み該協約を改定し以て其の變遷に適應せしむるは全局の靜寧安固に資すへきことを信し前記協約に代はり之と同しく

イ、東亞及印度の地域に於ける全局の平和を確保すること。

ロ、淸帝國の獨立及領土保全竝淸國に於ける列國の商工業に對する機會均等主義を確實にし以て淸國に於ける列國の共通利益を維持すること。

ハ、東亞及印度の地域に於ける兩締盟國の領土權を保持し竝該地域に於ける兩締盟國の特殊

利益を防護すること。

を目的とする左の條款を約定せり。

第一條　日本國又は大不列顛國に於て本協約前文に記述せる權利及利益の中何れか危殆に迫るものあるを認むる時は兩國政府は相互に充分に且隔意なく通告し其の侵迫せられたる權利又は利益を擁護せむか爲に執るへき措置を協同に考量すへし。

第二條　兩締盟國の一方か挑發することなくして一國若は數國より攻擊を受けたるに因り又は一國若は數國の侵略的行動により該締盟國に於て本協約前文に記述せる其領土權又は特殊利益を防護せむか爲交戰するに至りたるときは前記の攻擊又は侵略的行動か何れの地に於て發生するを問はす他の締盟國は直に來りて其の同盟國に援助を與へ共同戰鬪に當り講和も亦双方合意の上に於て之を爲すへし。

第三條　兩締盟國孰れも他の一方と協議を經すして他國と本協約前文に記述せる目的を害すへき別約を爲さゝるへきことを約定す。

第四條　兩締約國の一方か第三國と總括的仲裁裁判條約を締約したる場合には本協約は該仲裁裁判條約の有效に存續する限り右第三國と交戰するの義務を前記締盟國に負はしむることなか

るへし。
第五條　兩締盟國の一方か本協約中に規定する場合に際し他の一方に兵力的援助を與ふへき條件及該援助の實行方法は兩締盟國陸海軍當局者に於て協定すへく又該當局者は相互利害の問題に關し相互に充分に且隔意なく隨時協議すへし。
第六條　本協約は調印の日より直に實施し十年間效力を有す。
右十箇年の終了に至る十二月前に兩締盟國の孰れよりも本協約を廢棄するの意思を通告せさるときは本協約は兩締盟國一方か廢棄の意思を表示したる當日より一年の終了に至る迄引續き效力を有す然れ共若右終了期日に至り同盟國の一方か現に交戰中なるときは本同盟は講和の成立に至る迄當然繼續すへし。
右證據として下名は各其の政府の委任を受け本協約に署名調印す。
一九一一年七月十三日倫敦に於て本書二通を作る。
大不列顚國駐剳日本國皇帝陛下の特命全權大使　加藤高明印
大不列顚國皇帝陛下の外務大臣　イー、グレー印

辛　英　露　間

第四〇　清國鐵道に關する英露協商（明治三十二年四月二十八日）（一八九九年四月二十八日（露暦四月十五日））

イ、チャーレス、スコットよりムラヴィヨフ伯爵に送りたる文書

下名は露西亞國外務大臣ムラヴィヨフ伯爵閣下に對して次の宣言をなすの光榮を有す。

適法の權限を附與せられたる大不列顚大使

大不列顚及露西亞二國は支那に於て双方の利害の接觸する問題に關し衝突の一切の原因を除去せむことを誠實に希望し且該帝國の或部分に於ける經濟上並地理上の重力を考慮し次の如く協定せり。

第一　大不列顚國は自國の爲にも若は大不列顚臣民の爲にも若は他の者の爲にも支那の長城以北に於て鐵道敷設の許可を要求せす且つ其の地方に於て露國政府の支持する鐵道許可に對する要求を直接若は間接に妨礙せさることを約す。

第二　露西亞國は自國の爲にも若は露西亞臣民の爲にも若は他の者の爲にも楊子江流域に於て鐵道布設の許可を要求せす且つ其の地方に於て大不列顚國政府の支持する鐵道布設の許可に對する要求を直接若は間接に妨礙せさることを約す。

兩締盟國は毫も支那の主權若は現存條約を侵犯するの意思を有せす而して此協約は双方間に於

ける紛議の一切の原因を除去し絕東に於ける平和を確保し支那自國の從來の利益を增進すへき性質のものたるを以て之を支那政府に通知することを過らさるへし。

一八九九年四月二十八日聖彼得斯堡に於て

チャーレス、スコット

追加文書

清國に於ける鐵道の敷設及運轉に關する讓與に付範圍の區劃方に關し本日交換したる文書の補遺として清國政府か英淸會社の代表たる香港上海銀行より敷設費として已に資金借入の契約を了したる山海關牛莊鐵道線に關し曩に議定したる取極を本追加文書中に載錄することを約定せり。

前記文書に關して設定せられたる一般の取極は右貸借契約に基て取得したる權利を聊かにても侵害することなし而して清國政府は該線路の敷設及其の用に充てたる資金の支出を監視せしむる爲英國人技師一名及歐洲人會計員一名を任命することを得へし。

然れとも上記の事實は以て一個の所有權又は外國監督權を構成するものとすへからす右線路は依然として清國政府の監督の下にある清國の線路にして清國以外の會社に質入又は讓與するこ

とを得さるものたるは共諒のことゝす。

小黑站より新民廳に至る枝線に關しては前記制限に加ふるに淸國自ら敷設し數名の歐洲技師（必しも英人なるを要せす）をして定時視察を遂け作工其の宜しきを得たるを證認せしむるも可なりとのことを協定せり。

此の特別約定は露國政府か相當と認むる場合に於て滿洲幹線より起り西南に向ひ新民廳牛莊を終點とする淸國線路の敷設せらるへき地方を貫通する鐵道讓與に關する露國臣民又は會社の請願を同政府に於て賛助するの權利を聊かにても妨害せむとするものに非さるや當然のことなりとす。

一八九九年四月二十八日聖彼得堡に於て

チヤーレス、スコット

ロ、ムラヴイヨフよりチヤーレス、スコットに送りたる文書

適法に權限を付與せられたる露西亞國外務大臣下名は大不列顚大臣サー、チヤーレス、スコット閣下に對して次の宣言を爲すの光榮を有す。

露西亞及大不列顚二國は支那に於て雙方の利害の接觸する問題に關し衝突の一切の原因を除

去せむことを誠實に希望し且つ該帝國の或る部分に於ける經濟上竝地理上の重力を考慮し次の如く協約せり。

第一　露西亞國は自國の爲にも若は露西亞國臣民の爲にも若は他の者の爲にも楊子江流域に於て鐵道敷設の許可を要求せす且つ其の地方に於て大不列顛國政府の支持する鐵道敷設の許可に對する要求を直接若は間接に妨礙せさることを約す。

第二　大不列顛國は自國の爲にも若は大不列顛國臣民の爲にも若は他の者の爲にも支那の長城以北に於て鐵道敷設の許可を要求せす且つ其の地方に於て露西亞政府の支持する鐵道敷設の許可に對する要求を直接若は間接に妨礙せさることを約す。

兩締盟國は毫も支那の主權及現存條約を侵犯するの意思を有せす而して此協約は雙方間に於ける紛議の一切の原因を除去し絶東に於ける平和を確保し支那自國の從來の利益を增進すへき性質のものたるを以て之を支那政府に通知することを過らさるへし。

一八九九年四月十五日(二十八日)聖彼得斯堡に於て

ムラヴイヨフ

財政

凡例

一　本編は東三省及關東州財政の制度を明にし、その現狀を紹介するを以て目的とした。

一　支那の財政は最も複雜多岐、容易にその眞相を明にするを得す、殊に地方財政は支那中央政府財政に比し、一層混沌として外部より之を窺知し難きもの多く、爲に東三省財政の形式的記述に止まり、その眞相に觸るゝ能はさるは遺憾とする所である。

一　東三省財政に關する信賴す可き資料甚乏しく、各事項統一を得さる點少からす、又資料全然缺如して何等記載し得さりし點もあり、後日機會あらは增補訂正する所ある可し。

一　主要なる參考書目は次の如くである。

財政參考書目

田賦芻議（晏才傑）　民國財政史上、下（賈士毅）　支那の財政（安東不二雄）　奉天税章程　黒龍江財政說明書　附　黒龍劃分程次意見書（黒龍江清理財局）　幣制彙編（財政部泉幣司）　財政說明書（奉天省）（奉天省財政廳）　同（吉林省）（吉林省財政廳）　同（黒龍江省）（黒龍江省財政廳）　黒龍江省財政一斑並現行税則（滿鐵調査課）　度支部試辦宣統三年豫

算案總表　奉天省財政一斑（滿鐵調查課）　奉天省稅則彙編（財政廳長王永江等）　民國二年度豫算冊（一）　民國二年度豫算冊（二）　奉天省現行稅制（滿鐵調查課）　黑龍江財政季刊（黑龍江財政廳）　光緒三十四年吉林省財政統計諸表（陸軍經理部）

大正十年三月

擔當者　奥村愼次

財政

目次

第八節　常關稅

第九節　稅　捐

第三編　歲　出

目　次　終

財政

第一編　總論

第一章　財政機關及系統

財務官廳は、國家の財務行政を掌つて其收入を管理し、兼ねて財政權を行ふ事を委任せらるゝものて、財務行政とは國家の收入を管理して其の公費を支辨することを掌る行政て、財政權は國家か專ら收入を得るの目的を以て行使する權力てある。財政官廳か管理する收入は必しも財政權の行使に依つて生するのてはない。例へは國有の土地又は森林より生する果實、官業上の利益、寄附の金額等の私法上の關係に依る收入はもとより、罰金科料沒收物或は手數料使用料の如き公法關係に基く收入も財政權の行使とは直接の關係はないのてある。

財政權の行使とは、各種の租税、若くは專賣上の利益等の國家の財源を得んかために、他の行政權と獨立して國家の行ふ公權て、之を掌るものか財政機關てある。

之は近世公法上に於ける財政機關の觀念であつて、民國國法上に攷ふるも大差ないか、唯民國行政組織の複雜不統一な事は財政にも反映し、其の眞相の捕捉し難いのみならす、其の制度と實事の甚しく異つて居る事は尙其の眞相を曖昧模糊たらしめ、一膜を隔てゝ物を窺ふの感あらしむ。

今財政官廳殊に地方財政官廳組織の大要を述へん。

第二章　財政官廳

財政官廳を分つて中央財政官廳及地方財政官廳の二種とする。中央財政官廳は卽ち前淸の戸部又は度支部現今の財政部であつて、地方財政官廳は更に一般官廳及特設官廳の二種に分たれて居るか、中央財政に付ては其か地方財政に關しない限り、本文の目的外にあるものであるから今は地方財政官廳に就いて説明する。

第一節　一般地方財政官廳

財政廳　現行法規に於ては、省財政廳は中央財政部に直隷し、財政廳長は全省財政を管理し所屬職員及徵收事務を兼管する各縣知事を監督すとあれは、財政廳は前淸の布政使司の樣に省最高財政官廳である。然し前述の如く前淸の制にては錢糧の奏銷は總督巡撫の名を以て行ひし故、財政に關して一省を代表するものは總督若しくは巡撫て、布政使は其命令に從ひ錢糧の事務を掌るにすきす、從つて地方財政官廳としても仍ほ督撫を首位としたか、現今の財政廳は之と趣を異にし財政廳辦事權限條例に依れは「財政廳長は大總統の任命を奉して全省財政徵收官吏を管轄

し、及徵收を兼管せる縣知事を攷核し、賦稅出納を總理し、各種稅法を執行し各屬款項を催提し中央要需を籌濟し全省經費を支配し豫算決算及其他財政に關する事務を辦理し（第二條）凡そ款項を支配し及一切の財政事務に關しては、均しく財政部の指揮を受け、遇重要事件あらは逕に大總統に呈する事を得、又特別命令に依り省長の監督を受け、凡そ財政を籌辦する事務に關しては、大總統の特命及部飭を奉する外は均しく省長に稟承して辦理し、並に其の考査を受け總て該省經費の支配は凡そ主管部の核定範圍內及地方自ら籌集の款にありては省長の指揮を受く可し」と規定せるを以て省長は前清督撫の如く直接重要なる財政に參與する權利を有せす、唯僅に地方自治の財政權を支配するの外財政廳長に對し監督權を有するのみである。

財政廳以下の官廳

財政廳以下の財政官廳即ち道尹公署にては、道尹は省長の委任を受け所轄道內の各縣知事の支配せる財政事務を監督する權限を有するのみにして、各縣公署及稅捐徵收局は財政廳長の指揮監督を受けて直接徵收事務を分掌する地方財政官廳である。そして此等一般地方財政官廳の掌る所は一切の財政に涉るにはあらすして、鹽稅關稅等に關する事務は別に鹽務官廳、關稅官廳の特設官廳かあつて之を掌つて居る。

第二節　特殊財政官廳

鹽稅徵收の制度は種々の變遷を經たるか、民國に至つて中央財政部に鹽務署を設け、財政總長を督辦として全國鹽務の統一機關とし、各省產鹽地に鹽運使を銷鹽地方に権運局を置き、其の管轄内の鹽務最高官廳として鹽務に關する一切の事務を統括し、鹽稅は鹽務局之を徵收し來つた。民國二年鹽稅は善後借款の擔保に供せられ、該契約第五條に依つて鹽務署内に稽核總所を設けて鹽務財政權を各借款債權國に委託し、各產鹽地方に稽核分所を置き各該債權國人を任用して鹽稅徵收事務を管理せしむる事となれるを以て、現在は鹽運使或は権運局長は管內の製鹽及運銷取締に關する權能を有し、鹽稅徵收權は稽核分所か之を有して居るのである。

支那にあつては稅關は二種あつて、玆に云ふ稅關は各開港場に於ける外國貿易に依る近世法の所謂關稅を徵するものなるか、舊關たる常關の徵收する租稅は內地稅の一種たるに止まつて眞正の關稅てはない。

稅務處は財政部の直轄官廳として全國海關を統轄し、概ね專任監督を置いて各稅關所在地の常關を兼管せしめ、專任監督を置かさるものは道尹をして之を兼任せしめ、其の實際に於ける海關

事務は凡て外國人の手にあつて總稅務司統轄の下に各關稅務司之に當り、監督は唯其の收入を受納するに過きない。各關稅務司は該關監督と會同して稅務を管理すへき規定なれとも、實際に於ては何等の容喙を許さす、稅務司か專ら之を掌理して居る。之れ支那外國貿易の歷史と支那官吏の不正貪婪なる事とか釀成し來つた結果である。

以上を以て各省に於ける財政官廳及系統の大要となす。今各省に於ける財政官廳竝に所管稅課を表示しよう。

財政部管轄
- （イ）財政廳（財政部に直隷）……
  - 稅捐徵收局……稅捐
  - 縣公署……田賦、當稅、契約等
  - 漁業商船保護局……魚業稅
- （ロ）稽核分所（鹽務署稽核總所に直隷）……鹽稅
- （ハ）海關監督公署（稅務處に直隷）……
  - 海關……海關稅（但し實權は總稅務司及稅務司之を掌る）
  - 常關……常關稅

第三章　國家及各省財政の劃分（稅項及政費の劃分）

支那財政の特色の一は極端なる地方分權にあり。各省は省内の收入を多く自己省内の事に費消し、其の中央權力の及はさること中央行政權の地方官廳に及はさるか如く、而も其の關係頗る錯綜複雜にして其の實質を審にし難きものか多い。

前淸の時に當つて戸部か中央財政官廳たるの關係上、凡そ中央官廳の經費は皆戸部の收發を仰くへき理なれ共、其の實は必しも然らすして若し某部院等か若干の經費を要するときは、豫め戸部の内意を求むることをなさす、上奏して裁可を得た後は直に該部院より地方督撫に通知して金圓を送附せしむることかあつた。故に戸部と中央官廳に幾何の收入ありや又其支出幾何なるかを知るを得す、又從つて勢力ある官廳と勢力なき官廳との間には經費の過不足甚しきものかあつた。

之を要するに度支部の外、幾多の中央官廳より地方官廳に對して直接に經費輸送を請求したることは明なる事實にして、光緒三十四年度支部は旨を奉して淸理財政辦法を議奏した。從來中央官廳か勝手に地方より送附せしめたるを改めて度支部の名を以て收めしめ、後各部院に分

つことゝし其の他多く改革する所あり、度支部の權限は大に增加したるか、一方從來の慣習伸々に打破しかたきものかあつた。

民國成立後中央財政部は財政を整理するを治國の第一要締とし、日本の稅務監督局の例に倣つて稅務を統一的に處理することとし、先つ國稅及地方稅を劃分し國家行政費、地方行政費を分ち、財政部所管の收入を國稅とし、財政部所管支出を國家行政費と定め、各省專管の收入を地方稅とし各省專管の支出を地方行政費と定め、國稅關係は最も重要なるを以て、特別機關を設け徵收事務を管理せしむることゝし、民國元年各省國稅廳官制草案及釐定國家地方稅章程草案を公布して將來各省に國稅廳を設け、廳長一人を置き、國省國稅の統一機關たらしめんとし、續いて民國二年二月四日國稅廳籌備所暫行章程二十一箇條を制定し、批准を經て公布し國稅廳官制の公布せらるゝまて、中央財政部內に國稅廳總籌備處を設けて國稅に關する事務を執行せしむることゝし、國稅地方稅劃分の範圍は財政部の定めたる釐定國家稅地方稅草案に依つて現行稅目の中田賦鹽課、關稅、印花稅、統捐、釐金、鑛稅、契稅、牙稅、當稅、牙捐、當捐、煙稅、茶稅、糖稅、魚業稅、其他の雜稅雜捐を國家稅に田賦附加稅、地捐、商稅、牲畜稅、糧米捐、土膏捐、油捐及醬油捐、船捐、雜貨捐、店捐、房捐、戲捐、車捐、樂戶捐、茶館捐、飯館捐、肉捐、魚捐、屠捐、夫行

捐及其他の雜捐等を地方稅に編入し、將來實施さるへき新稅の中登錄稅、通行稅、遺產稅、營業稅、所得稅、出產稅、紙幣發行稅等を國家稅に、房屋稅、國家の課稅せさる營業稅及消費稅營業附加稅等を地方稅に編入することゝ定めた。然るに實施一年後卽ち民國三年六月、財政部は各省劃分の地方稅を見るに當然國稅に歸す可きもの、或は外國賠償金に宛てたるものをも地方稅に編入し、國家の收入減少し、而も地方稅劃分後經營せられた地方自治制、學校等も其の名のみて實なきもの多き故、再ひ國家稅及地方稅の劃分を取消し、租稅收入は凡て各省財政廳の直轄とし、省內一律に財政廳の定むる稅率に照して徵收し、其の租は財政廳に送附し、財政部の規定に基きて、或は中央政府に送り、或は省に止めて、國家經費の支途に充つることゝした。然し省內各縣の畝捐、車捐及其他雜捐は其收入の一部を省城に送るの外は、其縣內に止めて、教育衛生警察等の自治經費にあてた。

今歲入豫算に戴せられたる主なる稅目を說明するに先たち、先つ民國財務收入の性質を論し併せて賦役と捐との區別を論しよう。

凡そ國家の收入は、原則として國家公經費の支辨に充てらる可きものなるか、其收入の性質は必しも一定せす、或は直接財政の目的のためにするもあれは、他の主要目的に伴ふて生するも

のもある。亦其の收入の性質公法的のものもあれは私法的のものもある。例へは租税は財政上の目的に出つる公法上のものにて、手數料罰金の如きは同しく公法上の收入なれ共、財政上の目的に依つて生するものにあらす、又專賣より生する收入は財政上の目的に出つるものてあるか、私法上の收入てある。

民國々家收入を案するに其の本質に於て多く清國時代の舊套を脫せす、其の組織の分化未た全からす、ために上述の如き科學的分界を明確にしない。

民國財政收入は之を大別して賦役及捐の二種とすることか出來る。賦役及捐の區分は清國時代に行はれたものてあるか、今日尙其實質を異にせるを以てこれを說明する。

賦役は清國々初以來、永遠不變の收入として、正式に認めたもので、捐は後世臨時の必要に應して設けたる收入てある。

賦　役

賦役の制は其由來する所遠く夏の貢、殷の助、周の徹は皆田賦の制てある。後世征、税、租等と謂へるはは皆同一のものてある。役は卽ち力役の義にて、天下の戶口を調査し、人民を徵發して公共工事其他公用の爲めに勞役を給付せしむる事を云ふ。役の內容は古今同一なれ共、後世政務膨脹し、公課の種目の增加するに從ひ、賦は獨り田賦に限らるるものとなつた。

現行法にては政務の費用を支辦する爲めに徵收する財產を總稱して賦役と云ふ。賦は卽ち土地其の他の物、人若くは行爲に對し一般又は特別に徵收するものにて必すしも公法上の名義に依るものに限らす、眞正の意義に於ける租稅は勿論、專賣上の收入若くは單純なる私法上の收入をも包含するのである。役は卽ち勞役の賦課にて、我國現行地方制度に於る夫役と同してある。

尙賦役を分つて賦役及雜賦の三種とすることか出來る。

一、賦　此所に云ふ賦は狹義の賦て雜賦に對して正賦と云ふ。土地若くは人に對して一般に賦課する租稅てある。

二、役　役は國家か人民に對して其勞力を給付せしむるものにて、官署の雜役道路橋梁等の工事官吏の往來等に關して人民をして夫役に服せしむるものてある。

三、雜賦　土地、人に關係なく特定の物件若くは行爲に對して賦課するものを總稱して雜賦と云ひ、課、租、稅、捐の四種とする。

イ、課　課は特定の物件若くは行爲に對して賦課するもので漁課(漁業稅)、蘆課、礦課等是てある。政府の專賣より生する收入も亦課と云ふ。鹽課、茶課之てある。

ロ、租　租は官有地の賃借料にて純然たる私法上の收入てある。

ハ、稅　稅も亦特定の物件若くは行爲に對して賦課するものにて、課とは唯形式上區別せらるゝにすぎない。稅は或は全國一般に賦課徵收するもの、牛稅、馬當稅、牙稅、契稅の如きもの、或は一地方に限つて賦課徵收する牛稅、馬稅、驢稅の如き家畜稅、爐稅、酒稅、坑稅、鐵稅、木筏稅、煙稅、靛稅、麴稅、石膏稅、落地稅等の如き之である。

ニ、貢　貢とは邊境の人民より每年一定の物產を獻納するものを云ふにて現今は多く貨幣を以て之にかへる。

第二編　東三省歳入

東三省の歳入實數は是を知る事甚た困難にして、遇々發表せられたる統計的數字と雖必しもこれを信する事を得ない。而もかゝる數字も三省を通して同年のものを得る事は殆んと不可能とする所なれは、今入手し得たる所に依り聊か古しと雖民國五年の三省歳入預算を示して其の大體を窺ふ事とする。

第一章　民國五年度奉天省歳入預算

科目	經常數	臨時數
田賦	二、九二五、六七〇	四〇五、四四〇
地丁	二、九一一、三〇八	—
租課	一四、三六二	—
荒熟地價	—	九五、六七六
三園地價	—	一四、三三三
官莊	—	六、九二二
墾務	—	二八八、五〇九

貨物稅	三、一二〇、一八二	—
統捐	三、一二〇、一八二	—
正雜各稅	三、九三四、六六〇	—
契稅	一、四四六、九四七	—
鑛稅	一一〇、二七〇	—
帖稅	五四、六二七	—
菸稅	三六一、一六七	—
酒稅	一、四二五、四六一	—
牲畜稅	四七四、六四〇	—
漁業稅	五四、二二八	—
雜稅	七、三二〇	—
正雜各捐	二二五、三五〇	—
雜捐	二二五、三五〇	—
官業收入	二八五、五六二	一六、七〇三
採木公司紅利及報効津貼	一〇七、九五〇	—
官辦局廠餘利	一四五、六一二	—
與京採木局木價	三二、〇〇〇	—
官業餘利	—	一六、七〇三

雜收入	一、九三六、一九五	九、〇五六
提省二成警學餘款	一、〇三二、九七四	—
各機關徵收辦公金	四四四、三二五	—
司法收入	二一六、四一四	—
官款生息	一二九、四九三	—
規費	四、二五三	—
學費收入	三四、二七三	—
其他雜收入	七四、四六三	—
捐輸	—	一、二三八
罰款	—	六、九二九
變價	—	四〇〇
截曠	—	四八九
共計	一二、四二七、六一九	四三一、一九九
經臨總計	—	一二、八五八、八一八

第二章　民國五年度吉林省歲入預算

科目	經常數	臨時數
田賦	一、〇八四、四四二	—
地租	一、〇八四、四四二	—
貨物稅	一、八二六、六八〇	—
產地稅	四一一、六九二	—
銷場稅	一、四一四、九八八	—
正雜各稅	二、五六〇、九三二	—
鑛稅	一二、一四二	—
契稅	七八九、〇七〇	—
牙稅	二四一、八〇〇	—
當稅	一四、〇〇〇	—
菸稅	一四三、五四八	—
酒稅	五四五、八〇二	—
燒鍋票課	一五〇、〇〇〇	—
斗稅	一八四、九七〇	—
木稅	二一四、五五〇	—

山分税	二二、六二二	—
牲畜税	二〇二、九九六	—
屠宰税	三〇、〇〇〇	—
雜税	四三二	—
正雜各捐	一七、一三八	—
硝滷捐	一、四五六	—
缸捐	四、六五二	—
車捐	一一、〇三〇	—
雜收入	三二九、三九〇	—
司法收入	一〇、八〇六	—
官款生息	六八、七四五	—
票照費	九八、三九七	—
五釐雜款	一五一、四四二	—
共計	五、八一八、五八二	—

第三章　民國五年度黑龍江省歲入預算

科目	經常數	臨時數
田賦	一、二六三、七〇一	—
地租	一、一四四、九七七	—
地租經徵費	三四、七五六	—
三費垧捐	六三、八〇二	—
三費經徵費	一、八八〇	—
租課	一八、二八五	—
貨物稅	一、〇九八、九九一	—
油稅	五〇、〇四〇	—
豆餅稅	二二、一二二	—
蔴稅	三、二三五	—
靛稅	一、〇九三	—
木稅	八〇、五九三	—
山木稅	一八、五九八	—
山貨皮張稅	四九、七〇六	—
糧稅	一〇五、六二七	—

魚稅	一三、八一八	—
鹼稅	二、七六三	—
滷硝稅	五三〇	—
牲蓄稅	一〇八、七四五	—
吉猪稅	二、一八一	—
猪牛印稅	一、六四四	—
白麵稅	二〇〇	—
紛條稅	二三一	—
石稅	二五〇	—
百貨一成捐	二八〇、六七五	—
糧石一成捐	一六七、一三九	—
出境糧捐	一〇四、三三四	—
魚一成捐	三一六	—
牲蓄一成捐	三五、一五一	—
鋪場稅	五〇、〇〇〇	—
正雜各稅	一、〇四〇、二一八	—
礦稅	四二五、三一〇	—
契稅	一一一、三四一	—

牙稅	一七〇、〇〇〇	—
交涉稅	三六、〇三六	—
當稅	八、六一〇	—
菸稅	一二、〇二五	—
酒稅	二三九、四四六	—
魚業稅	三、七五七	—
雜稅	三三、六九三	—
正雜各捐	九二、七〇一	—
斗秤課	一六、九〇〇	—
山本捐	三〇	—
警察廳雜捐	二二、五二五	—
雜捐	三二、〇六二	—
車捐	一六、八七〇	—
船捐	一、三一九	—
油搾捐	二、九九七	—
官業收入	一、二九六、四二〇	—
廣信公司收入	三三八、〇八四	—
官銀號收入	三〇五、一七七	—

庫瑪爾河金礦局收入	二二六、九二八	—
觀都金礦局收入	六三、三三六	—
漠河金礦局收入	二九、七三〇	—
餘慶溝金礦局收入	一二六、三四二	—
奇乾河金礦局收入	二七、三五二	—
甘河煤廠收入	八五、八一九	—
金懷馬煤廠局收入	四六七	—
甘井子學田局收入	五、〇四二	—
電燈廠收入	四六、六三三	—
電話局收入	九、六五〇	—
造紙公司收入	三一、八六〇	—
雜收入	五、六〇四	一七、五八〇
司法收入	五、五九四	—
官款收入	五〇	—
漏稅罰款	—	四、四七三
收回借墊	—	一三、一〇七
共計	四、七九七、六三五	一七、五八〇
經臨總計	—	四、八一五、二一七

（附）　特別行政區域歲入預算

東部内蒙古は熱河特別行政區域、察哈爾特別行政區域及綏遠特別行政區域の三特別行政區域に分れ、各自獨立の財政を有する。今民國財政史に載する所の民國五年度に於ける三特別行政區域の財政預算を掲け以て其の一班を窺ふ事とする。

民國五年度熱河歲入預算

科目	經常數
田賦	九三、六六〇
地糧	九〇、三〇一
旗租	三、三五九
貨物稅	一二八、五四〇
百貨稅	一二八、五四〇
正雜各稅	六一七、二五四
契稅	四二、〇九七
礦稅	四八、〇五五
糧稅	二一、七〇〇
煙稅	一八、〇二七
酒稅	四三一、四二六
當稅	三、三一六
牙稅	二、二五〇
牲畜稅	二七、六一三
屠宰稅	六、八〇〇
附稅	一五、九七〇
正雜各捐	一六、二七八
雜捐	一六、二七八
雜收入	八〇、九九〇
司法收入	一二、六一〇
雜收入	六八、三六〇
共計	九三六、七二二

民國五年度察哈爾歲入預算

科目	經常數
田賦	二八三、七四一
正賦	二一〇、五三一
耗羨	九、六三九
雜收	六三、五七一
貨物稅	三七、一四〇
華洋茶釐	三五、三四〇
城釐	一、八〇〇
正雜各稅	四、四七一
正雜各捐	二五三、三七八
姓捐	一八、二二六
斗捐	八五、一六八
車捐	一九、九〇三
各局票價	二、〇〇〇
油搾捐	三七九
糧石捐	五〇九
屠獸捐	三二五
菓捐	四、四九八
商捐	二五、八二〇
車駄煤炭捐	三五、三〇〇
雜捐	六一、二五〇
雜收入	三一、五七五
官穀生息	二一、八六二
司法收入	三、七二二
雜收入	五、九九一
共計	六一〇、三〇五

民國五年度綏遠歲入預算

科目	經常數
田賦	八六、五九九
田賦	八六、五九九
正雜各稅	九四、六七五
正雜各稅	九四、六七五
正雜各捐	二五二、九二〇
雜捐	二五二、九二〇
官業收入	四、 五四
官業收入	四、二五四

雜收入	二〇、三六四
雜收入	九、四二五
學款	一〇、九三九
共計	四五八、八一二

第四章　吉林省歳入預算細目

吉林省

次に民國七、八年の歳入豫算を掲け、歳出豫算の細目を知ると共に之を前掲五年度吉林省歳入豫算と比較研究するの便に供するてあらう。

歳入經常門

科目	八年度豫算數	七年度豫算數	比較増加
第一款　田賦	一、九五〇、一三五	一、九二三、一〇四	二七、〇三一
第一項　地租	一、九五〇、一三五	一、九二三、一〇四	二七、〇三一
第一目　地租	一、九五〇、一三五	一、九二三、一〇四	二七、〇三一
第二款　貨物稅	二、二〇六、六八〇	二、二〇六、六八〇	
第一項　産地稅	五一一、六九二	五一一、六九二	
第一目　産地稅	五一一、六九二	五一一、六九二	
第二項　銷場稅	一、五一四、九八八	一、五一四、九八八	
第一目　銷場稅	一、五一四、九八八	一、五一四、九八八	
第三款　正雜各稅	二、一一七、九一八	二、一一七、九一八	

第一項　契　税	五四九、〇六二	五四九、〇六二
第一目　契　税	五四九、〇六二	五四九、〇六二
第二項　牙　税	二四一、八〇〇	二四一、八〇〇
第一目　牙　税	二四〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇
第二目　牙帖税	一、八〇〇	一、八〇〇
第三項　當　税	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
第一目　當　税	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
第二目　當帖税	四、〇〇〇	四、〇〇〇
第四項　菸　税	一四三、五四八	一四三、五四八
第一目　菸　税	一四三、五四八	一四三、五四八
第五項　酒　税	五四五、八〇二	五四五、八〇二
第一目　酒　税	五四五、八〇二	五四五、八〇二
第六項　燒鍋課	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇
第一目　燒鍋課	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇
第七項　斗　税	三七〇、二五四	三七〇、二五四
第一目　斗　税	三七〇、二五四	三七〇、二五四
第八項　木　税	六九、一五九	六九、一五九
第一目　木　税	六九、一五九	六九、一五九

第九項　山分税	一、四五六	三四、二九三
第一目　山分税	一、四五六	三四、二九三
第四款　正雜各捐	一、四五六	一、四五六
第一項　硝滷捐	三六九、三七三	一、四五六
第一目　硝滷捐	六四、三七三	一、四五六
第五款　雜收入	一三、三三三	三六九、三七三
第一項　官款生息	三、五〇一	六四、三七三
第一目　八萬兩生息	三四、二九三	一三、三三三
第二目　城工生息	三四、二九三	三、五〇〇
第三目　炮台生息	七七九	七七九
第四目　課吏局生息	八三三	八三三
第五目　看押局生息	五〇〇	五〇〇
第六目　車價生息	九六七	九六七
第七目　衙署年賞生息	一、三三三	一、三三三
第八目　各司津貼生息	一、六六七	一、六六七
第九目　都察院經費生息	一七七	一七七
第十目　無差入員生息	五、三三三	五、三三三
第十一目　祠廟經費生息	一三三	一三三

第十二目	公款生息	六六七	六六七
第十三目	公署津貼生息	一六七	一六七
第十四目	津貼廉俸生息	五、〇〇〇	五、〇〇〇
第十五目	木植生息	二、九五三	二、九五三
第十六目	審判片經費生息	一三四	一三四
第十七目	各司處胥伙生息	一、二〇〇	一、二〇〇
第十八目	各司旗營津貼生息	四八〇	四八〇
第十九目	祭祀生息	三六四	三六四
第二十目	赴引川資生息	四八〇	四八〇
第二十一目	教律館生息	一七	一七
第二十二目	津貼教佐生息	五七六	五七六
第二十三目	司庫員司津貼生息	七六八	七六八
第二十四目	餉捐局胥伙生息	三六〇	三六〇
第二十五目	窮員川資生息	三六	三六
第二十六目	鹽捐工食生息	四八〇	四八〇
第二十七目	發商生息	三、三六七	三、三六七
第二十八目	軍械處生息	三七五	三七五
第二十九目	津貼候補人員生息	三六〇	三六〇

第三十目　旗務承辦津貼生息	七、〇〇〇	七、〇〇〇
第三十一目　前副署左右司生息	二六六	二六六
第三十二目　前副署房價生息	三六	三六
第三十三目　前副署膏伙生息	一三八	一三八
第三十四目　俄文學堂經費生息	一、四〇〇	一、四〇〇
第三十五目　講約經費生息	五〇〇	五〇〇
第三十六目　學堂經費生息	三、二二二	三、二二二
第三十七目　大學堂經費生息	三、七三三	三、七三三
第三十八目　俄文義學生息	八七	八七
第三十九目　育嬰堂生息	一六七	一六七
第四十目　學款生息	三〇〇	三〇〇
第四十一目　華俄學堂生息	二九	二九
第四十二目　禮生津貼生息	八三	八三
第四十三目　義學生息	六七二	六七二
第四十四目　招墾局生息	四八〇	四八〇
第二項　票照費	二七五、〇〇〇	二七五、〇〇〇
第一目　大石照費	二七五、〇〇〇	二七五、〇〇〇
第三項　契紙價	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇

第一目　契紙價	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇		
第六款　部協經費	四七八、二三七	四七八、二三七		
第一項　部協第五旅經費	四七八、二三七	四七八、二三七		
第一目　部協第五旅經費	四七八、二三七	四七八、二三七		
歳入經常門合計	六、九四三、七九九	六、九四三、七九九	二七、〇三一	

第五章 賦税

第一節 現行賦税系統表

今東三省の現行賦税系統を表示すれば次の如くである。

現行賦税系統表

- 賦税
  - 直接税
    - 行爲税
      - 印花税
      - 登錄税
        - 驗契
        - 契税
        - 註册費
    - 收益税
      - 礦税
      - 田賦
      - 營業税
        - 菸酒牌照税
        - 牙税
        - 官田税
      - 房税
    - 所得税
      - 一般所得税
      - 特別所得税（未た實施せす）
  - 間接税
    - 貨物税
      - 出產税
      - 通過税
      - 銷場税
    - 消費税
      - 必要品
        - 糖税
        - 茶税
        - 鹽税
      - 奢侈品
        - 菸酒税
        - 繭絲税
    - 關税
      - 進出口税
        - 海關税
      - 通過税
        - 常關

第二節　田　賦

第一款　田賦の意義及沿革

田賦は我國の地租と云ふ意義なれ共、支那に於ては天然の産物ある土地に限つて之を課し、産物なきものは人民之を所有し、之を使用するも賦を課することなきを原則とする。例へは奉天省に於ては水田、旱田、草地、蘆地、山場等は有租地に屬し、墳園、房園、菜園、義地、學田、廟基祭田、慈善の目的に使用する善堂地、官公所敷地、鹽場等は課税しないのである。

第二款　田賦の率（奉天省）

第一項　奉　天　省

第一目　普通の民有田畑

民國政府成立の當初は總て前清當時の制度に倣ひ、稅率の改變をなささりしか、民國三年五月に到つて奉天財政廳は、全省に施行すへき田賦劃一辦法を規定し、各縣に命して民國三年度卽ち同年秋季以後より、本規定に照して徵收することと定めた。該規定は全部九個條より成り、例外として皇室莊頭地、王府莊頭地竝に蒙古王の自ら稅局を設けて徵收せる土地を本規定適用の

範圍外におき其の餘の旗民所有地に適用す可き土地等則及稅率を左の如く定めたのである。

上則地	一畝に付	正賦大銀元	一角四分	附收經費	一分四厘
中則地	同		一角	同	一分
下則地	同		六分	同	六釐
沙域地	同		三分	同	三釐
下分等則地	同		一角	同	一釐

土地等則は從來上中下の三則に分ちしものは直ちに之を適用し、然らさるものは卽ち不分等則に對しては暫く中則地の例に從ひて課稅し、民國四年三月に至つて各縣調査田賦等則辦法を公布し、各縣所在の不分等則地を調査して土質の肥厚、地勢高く水害なきものを上則に、地勢本坦に土質多く沙質少なく年々收益の恒なるものを中則に、土質瘠せ地勢低く年々水害を被り易きものを下則に、沙石相半し或は曹達質多量にして、收益の最も少なきものを沙域に編入することゝ定めた。

第二目　葦塘及山場

一、葦塘　葦廠或は葦地と稱し、河海水の合流に依つて浸さるゝ陸岸、又は鹽分を有する低濕なる地に多く、從前葦を生したるも後年開墾を經たるもの、及現に葦を生する土地を意味し、

其の舊來の所屬に依つて之を分類するときは、舊盛京工部所屬葦塘及普通葦塘の二とすることが出來る。前者は牛莊、錦州及東邊の三葦塘にして、面積最も廣く、殆んど奉天省に於ける全葦塘の九割を占めて居る。後者は上述以外の葦塘にして、初め自然に放任して顧る所がなかつたが牛莊、錦州各葦塘の撥下に前後して人民の所有を許したるものを云ふのである。葦塘に課せらるゝ地租は牛莊及錦州葦塘にあつては撥下當時既墾未墾の區別に照して、既墾地は撥下當年卽ち光緒三十二年より、未墾地は撥下當年より第四年卽ち宣統二年より、賦課徵收するものと定め、稅率は既墾未墾共に上中下域地の四等に分ち、每畝正課銀八分、七分、六分及二分とし、何れも地方民衙門の經徵するところとなつた。

東邊葦塘は初め官地にして、之を人民に出租し、年々稅課銀及葦捐を徵したるが、撥下後は前項と同しく撥下當時に定めたる既墾未墾の區別に從つて、既墾地は撥下當年より、未墾地は撥下後第四年目より、升科するものとし、稅率は正課每畝上地銀六分、中地五分、下地四分、域地二分とし、外に耗羨銀として一割を加徵するものと定め、開墾土地に對しては前記地租のみを徵し、生葦地にあつては地租以外に葦捐を要し、地租は地方官に葦捐は道臺衙門の徵收に歸するものとした、然るに光緒三十三年十二月他の升科地と同樣に、每畝正課銀二分耗羨銀一分

の割に改め、外に庫平三厘を徴するものとし、葦捐に對しては道台衙門より人を派し、安東縣屬柳林子に葦税局を設けて徴收したるか、後地方税となし、該縣收捐處の徴收する處となつた。卽ち税率は次の如くてある。

牛莊及錦州葦塘	一畝に付	上則八分	中則七分	下則六分	域地三分
東邊遼葦塘	一畝に付	正課二分	耗羨一分	外附加税庫平三釐	

二、山場　山林原野の意味にして、使用收益する山場に限りて、他の土地の如く地租を附加せらる。前淸時代には黃瓦官山、石灰官山、鉛官山、砕子官山、木炭及木柴及柴炭の諸官山、採木山場等の各種官有山場ありしか、今や權利の目的物消滅し、自然管理者もなく放任せられたる爲民有に歸したるもの少からす。現今有租山場として、牧養山場及柞蠶飼養山場あるのみてある。而して前者は凡て升科にして、普通地租を課せらるゝも、後者は特定の山場租を賦課せらる。山場租は又剪課或は剪子租と稱し各縣に依り其の率を異にして居る、卽ち次の如くてある。

鳳城縣下	一把剪子に付	每年六吊文	地方捐(剪捐)	二元
安東縣下	同	同　四吊文	同　同	同
莊河縣下	同	同　二元	同　(山場捐)	一元五角

第三目　蒙古各王旗下土地

奉天省行政官內左記各縣の土地は、蒙古王公領地を拂下せしものにして、地租は全部或は大

部分各所屬王旗の收得に歸す可きものである。

縣名	所屬蒙古王公旗名	耕地一晌に付租率	地租の分割 蒙古所得	政府所得	徵租費	備考
康平縣	科爾沁左翼前旗札薩克多羅賓圖郡王地（賓圖王旗）（達爾漢旗達賚貝子の所領に係る公主祭田四千五百餘晌を含む）	東錢二、四〇〇文 公主祭田地東錢四吊五〇〇文	二、四〇〇文 四、五〇〇文（小洋六角は仙）	｜		總示小畝
昌圖縣	科爾沁左翼後旗札薩克和碩博多勒噶台親王地（博王旗）	徵銀地大租銀五錢五分又は東錢六吊六吊文小租三〇〇文	銀五錢五分又は東錢六吊六百文	昌圖知事手當三五四兩	小租三〇〇文	大畝さ小畝さあり租率は同じ
梨樹縣	科爾沁左翼中旗札薩克和碩達爾漢王地（達爾漢王旗）	上地 三吊文 中 二吊文 下 一吊文	同上	｜	同	中畝あり 小畝あり
懷德縣	同右	二吊三百文	同上	｜	同	同
遼源縣	同右	東錢二吊三百文	同上	｜	同	同
雙山縣	同右	二吊三百文（小洋三角）	同上	｜	｜	同
瞻榆縣	圖什業圖旗	中錢六百六十文	同四二〇文	同二四〇	｜	中畝
開通縣	札薩克圖旗	中錢六百六十文	同右	同右	｜	同
洮南縣	同右	同右	同右	同右	｜	同
洮安縣	同右	同右	同右	同右	｜	同
突泉縣	札薩克圖旗及圖什業圖旗	中錢六百六十文	同右	同右	｜	同
安廣縣	蘇鄂公旗	同右	同右	同右	｜	同

鎭東縣	同右	同右	同右	同右	—	同

第二項　黒龍江省

第一目　普通の旗民地

従來黒龍江省に於ける耕地には旗地、民地の區別ありて、各其の開放年月を異にするも、税率は總て一樣にして、現行税則は、民國三年八月國税廳等備處の發案したる處にして、地味の良否に依つて左の如く上中下の三等に分ち、大洋單位を採用したのである。

上等地	地租	毎晌	大洋	五角	經徴費 大洋	一分五釐（正税の百分の三）
中等地	同		同	三角五分	同	一分零五毫（同）
下等地	同		同	二角	同	六釐（同）

右の如く税則に於て、土地を三等に分て共、測量後ならされは等則を決定する事を得さる故、暫く中等の税則に依つて毎晌大銀元三角五分を徴し、後測量して前項の如く等級を分つて徴收することゝした。又大洋銀の通用以前は小銀元十二角を以て大銀元一元に折算し、官帖露貨其他貨幣を以てする場合には市價を按して徴收する旨を公布し現に實施中てある。

第二目　蒙古王地

本省内に於ける蒙古王地は大賚、泰來、景星、肇州、肇東、安達、林甸の諸縣内にして各旗の拂下沿革を見るに次の如くてある。

札賚特旗	第一回拂下	自光緒二十五年至同三十三年	四九九、九四二晌
	第二回拂下	自光緒三十三年至宣統三年	未詳
郭爾羅斯後	自第一回拂下至第四回拂下	自光緒二十七年至三十四年	六三二、五四〇晌
杜爾伯特旗	自第一回拂下至第二回拂下	自光緒三十年至宣統年間	三八九、二四五晌
依克明安旗拂下		自光緒三十二年至同三十四年	三〇四、四七四晌

右各旗の開放は一般民有地と同しく五年を以て升斗する。而して税率は前淸時代にあつては毎晌中錢六百六十文を徴收し民國に至り銀率に改めたのてある。

蒙地か一般民有地と相違せる點は、國家の收得する地租額及徴租機關の二點てある。卽ち當該王府は所屬地局をして之を管掌せしめ從來の地租收入六百六十文の中四百二十文を蒙旗の所屬とし、二百四十文を國家の收入となし來つたのてあるか、民國三年に到つて之を左記の如く改めた。而して現行税率は一般民有地と同しく測量後等級確定に到るまて、中等の税率を課する規定なれ共、唯泰來縣のみは旣に之を上中下の三等則に分ち、各等級に依つて別個の税率を課して居る。

	地租大洋		角分厘毛	經徵費大洋（分厘毫）	
上等地	五角〇分	蒙古王府所得	三一八二	一五〇	（國家收入）
		國家收入	一、八一八		
中等地	同 三角五分	蒙古王府所得	二二二七	同 一〇五	（同）
		國家收入	一、二七三		
下等地	同 二角	蒙古王府所得	一、二七三	同 六〇	（同）
		國家收入	七二七		

第三款　田賦の徵收

第一項　奉天省

第一目　徵收機關

一、縣知事公署　前清時代に於ては、旗地に屬す可きものは、概ね旗衙門に於て徵收せられ、民地に屬す可きもののみ民衙門卽ち縣知事公署に於て之を掌りしか、民國二年九月に至つて、奉天省行政訓令を以て、奉省田賦徵收名目不ㇾ一、民地則向隷ニ民署經收ㇾ、旗地又概歸ニ旗署徵解ㇾ、辦法既甚參差、機關最嫌復雜、本處疊ニ奉部令ㇾ、嚴ニ飭改ニ良徵收ㇾ、先以ㇾ劃ニ一經征機關ㇾ爲ニ入手辦法ㇾ、茲擬ㇳ自ニ本年開徵ㇾ起、無ㇾ論ニ旗民各項ㇾ、租賦一律改ニ歸知事公署ㇾ經收、以一ニ事權ㇾ而便ㇳ整頓ㇵ應ㇳ請迅ニ飭全省各旗倉旗界ㇾ、趕將ニ經收底冊及各種案卷ㇾ分別移交、一面飭ニ由各縣知事ㇾ剋ㇾ日派ㇾ員接收清楚、務儘一月內辦理就緒ㇵと稱し同年度から旗民各項租賦は一律に縣知事公署にて徵收することに改められて徵收機關の統一を行つたのである。而して各縣知事は奉省財政廳長の命を

受け、管内田賦徵收事務を管掌することゝなつたのである。

二、蒙古王公地局

蒙古に對する徵租事務は、地方民衙門に委せず、所屬各蒙旗王府より、重要地に地局を設け、蒙古官吏を派して之を掌らしめる。地局には徵租機關のみ設けらるゝものである。常設地局に於ては徵租事務の外、地券の分割名義書替等をも行ふのである。

第二目　徵　收　手　續

一、一般民有地　奉天省に於ける田賦は古來より秋季に徵收するのを例とした。是れ農民は收穫後に納むるのを便利とするを以て、各地方官は便宜其の事情を參酌し、豫め徵租臺帳に依り糧票卽ち領收書を作製し、吉日をトして開徵期を定め、管内各要所に貼示して納稅せしむるを普通とし、納稅者は期限内に前年の糧票に稅銀を添へて之れを納付し、糧票交付を受けて納稅濟となすものである。而して徵租期は從前は概ね舊暦八月以後十月初旬に開徵したが、民國三年一月公布したる奉天省田賦滯納處分暫行規則には總て陽暦に依つて十月より十二月末までを第一期限とし、翌年一月より三月末までを第二期限とし、第二期限間に於ては、田賦及田賦に關する各項雜款を完納す可きことを命した。然るに民國四年十一月に至り、奉天巡按使公署飭第一九

七號にて更に之を修正して、陽暦十一月一日に徴收を開始し翌年一月末を期限として若しこの期限内に納税せさるときは督促狀を發せすして、直に滯納處分に附す可きものと定めたのである。

二、蒙地　各旗地局發給執照(地劵)を見るときは、毎年十一月內に金額を完納す可く、假令旱魃水害に遇ふも租率低き故、平年の如く納付せしむるものとなせ共、實際は秋末收穫の時期を量つて徵收開始期日を定め、民官に依賴して民人に周知せしむるを普通として居る。而して其の徵收期日は每年舊十月一日乃至十五日迄の間に吉日をトし之を開始し、同年末迄徵收に從事し、翌年二月再ひ開徵して四月末又は五月五日に局を開くを普通とする。開徵に先つて各地局は帳簿に照して民人の納租額を調査し、納稅濟票を作製し、各地方毎に受持の下路をして之を携帶し、戶每に徵租せしめ、完納者には右の票を交付して領收の證となさしめるのである。

第二項　黑龍江省

第一目　徵收機關

一、縣知事公署　前淸時代奉天省にありては、旗地及民地に依つて徵收機關を異にしたるか、黑龍江省にありては、一律に民術門卽ち縣公署之を管掌し、大租は月に依つて度支司に送り、協餉項下に編入して官兵の俸級に充當し、小租は地方に留めて之を經徵補助費に充てたのてあ

る。光緒三十四年以後は七割を省城に送り、三割は地方に留めて、其の地方の事務費に充てたのである。但しこの三割の中、毎吊に付五十文（百分の五）を五分部飯と云ひて省に送りしか、民國に到り大小租の區別廢せられ、經徵費を除きし凡ての地租及三費晌捐は、財政廳に送附せらるゝことに改正せられたのである。

二、蒙古王地局　蒙地に對する徵租事務は地方民衙門に委せずに、當該所屬蒙王府は重要地に地局と稱する徵租機關を設け、蒙人徵收官吏を派して之を管掌せしむるのである。而して地局は徵租事務の外土地賣買に依る地券の名義變更拂下地に對する地券發行等の事務をも行ふのである。各旗の地局所在地に示せは次の如くである。

札賚特旗	大賚縣城（天和地局） 泰來縣城（中和地局）	郭爾羅後旗	肇州縣城
杜爾伯特旗	安達縣城	依克明安旗	拜泉縣城、

第二目　徵收手續

旗民地及蒙地にして、拂下の際既に熟地（既墾地）となれるものに就ては、拂下當年より升科徵租するを例とした。之を原放熟地、原領熟地或は單に熟地と稱し、拂下全面積に對して納捐せしむれ共、荒地（未墾地）は拂下後滿五年を經、第六年に至つて始めて升科、徵租するもの

てある。之を升科孰地と呼ひ、地租及其他の附加税は拂下面積の七割に對し賦課せらるゝに止まり、殘餘の三割は道路溝渠等の不能墾地と看做されて受租せられる。

地租は古來より秋季に徵收するを例とした。是れ農民の便利を計り收穫時を標準としたのてある。各地方官は便宜其事情を參酌し、每年陰曆十月一日を以て徵租開始期日となし、縣公署或は地方警察派出所前に之を公告せしめ、翌年五月末日までを初限とし、徵收官はこの期間内に於ける徵收成蹟を報告して初題考成（初限內には應徵實數卽ち所定徵收額の九割以上を徵收したるものは其の督催承催各官（道甲及知事）は議罰を免る）に資するのてある。又六月一日より九月末に到るを續限と稱し、徵收官は再ひ其徵收成蹟を報告して續題成考に資するのてある。而して滯納者あるときは之を下屆帶徵（次年度併徵）に編入する。

納租義務者は、右の期限內に徵收機關たる縣公署、或は蒙古地局に到り、前年の納租領收書卽ち串票を呈出して、滯納なき事を證明し、所定租款を納付して財政廳發行の串票を領收す可きものにして、該串票は翌年納租期まて之を保管するを要する。而して地租納付の際、其餘の附加稅を徵收せらるゝも、地方附加捐に付ては地方稅、徵收機關卽ち收捐處にて之を徵收することもある。納稅貨幣は規定上大洋單位なれ共、黑龍江省にては大洋の流通稀にして、省內流

通貨は殆んど廣信公司發行官帖なれは、納租貨幣も從つて該官帖のみに限らるゝのである。本年の徴税期換算率大洋一元は、當初官帖二十八吊なりしか、四月以後三十吊に改正せられたのてある。納租領收書たる串票に二種ある。一は普通の場合に用ふるものにして、一は被災地に用ひらるゝものてある。共に財政廳之を發行し、存根（徴收機關たる縣公署に留め備査に資す）繳査（財政廳に送附して査核に備ふ）串票（納租者に交附して證據たらしむ）の三聯票から成つて居る。

第三目　田賦收入

今財政月刊所載民國四年分田賦收入統計總表を示せは次の如くてある。

縣別	項別	徴收額	實徴額 銀數	實徴額 分數	短徴數 銀數	短徴數 分數	短徴内別 蠲免	短徴内別 緩免	短徴内別 民缺	帶徴數
		元		分	元	分	元		元	元
龍江縣	地租	三八、三九四	二四、五四三	六・三	一三、八五一	三・七	—	一三、八五一	—	二、八七九
	園基租	五・四	五・四	一〇・四	—	—	—	—	—	—
	合計	三八、四四八	二四、五九七	—	一三、八五一	—	—	一三、八五一	—	二、八七九

呼蘭縣	地租	二三九、三八九	五〇、五五六	二・二	一七八、八三七	七・八	—	三四、五八八	一四四、二四九	五、四九一
	學田租	一、七八七	一、一三三	六・〇	六五四	四・〇	六五四	—	—	—
	合計	二三一、一七六	五一、六八五	—	一七九、四九一	—	六五四	三四、五八八	一四四、二四九	五、四九一
綏化縣	地租	一二三、六一九	四七、三七五	四・二	六五、二四四	五・八	八二五	四、〇七八	六〇、三四一	四、〇四九
	街基租	一、四〇三	二〇五	一・五	一、一九七	八・五	—	—	一、一九七	八五八
	合計	一二四、〇二二	四七、五八〇	—	六六、四四一	—	八二五	四、〇七八	六一、五三八	四、九〇七
海倫縣	地租	一七九、三三九	一三、九五六	六・二	六七、三七二	三・八	—	—	六七、三七二	六八、九六一
	街園基租	三、〇七三	一一六	〇・四	二、九五六	九・六	—	—	二、九五六	八二二
	合計	一八二、四〇〇	一三、〇七二	—	七〇、三二八	—	—	—	七〇、三二八	六九、八七三
巴彥縣	地租	一〇一、七五四	七〇、九三六	七・〇	三二、八一八	三・〇	三、五一四	一、五〇六	二五、七九八	五三九
	街園基租	一、九五六	五七三	三・〇	一、三八三	七・〇	—	—	一、三八三	五〇五
	學田租	二八三	二四六	九・〇	三七	一・〇	—	—	—	—
	合計	一〇三、九九三	七一、七五五	—	三三、二三八	—	三、五五一	一、五〇六	二七、一八一	一、〇四四

縣	租別									
璦琿縣	地租	七、三七一	三、三七七	四・七	三、九九四	五・五	—	三、九九四	—	—
	草甸租	二、八七六	二、八七六	一〇・〇	—	—	—	—	—	—
	學田租	二、七七〇	二〇四	一・〇	二、五六六	九・〇	—	二、五六六	—	—
	合計	一三、〇一七	六、四五七	—	六、五六〇	—	—	六、五六〇	—	—
蘭西縣	地租	七八、〇〇五	四二、六九六	五・五	三五、三〇九	四・五	四、二九八	一、八四二	二九、一六六	一、一四五
	街基租	二四八	二四・八	一〇・〇	—	—	—	—	—	—
	合計	七八、二五三	四二、九四四	—	三五、三〇九	—	四、二九八	一、八四二	二九、一六六	一、一四五
木蘭縣	地租	四四、九二六	三八、一二八	八・五	六、七九八	一・五	二二	一、二三三	五、三五四	一、〇〇〇
	學田租	一、四八九	一、一八八	八・〇	二九八	二・〇	—	—	二九八	四五
	合計	四六、四一二	三九、三一六	—	七、〇九六	—	二二	一、二三三	五、六五二	一、〇四五
慶城縣	地租	六五、三八八	三五、〇〇六	五・四	三〇、三八二	四・六	—	一一、四〇八	一八、九七四	三、五一三
	街園基租	一、〇八一	九三八	八・〇	一四三	—	—	—	一四三	一
	學田租	五五	五五	一〇・〇	—	二・〇	—	—	—	—
	合計	六六、五二四	三九、九九九	—	三〇、五二五	—	—	一一、四〇八	一九、一一七	三、五一四
肇	地租	九一、三八一	—	—	九一、八三一	一〇・〇	四、五三〇	一、九一七	八五、三八四	六一、一四四

縣名	種別									
州縣	官地租	二一	二一	一〇・〇	—	—	—	—	—	—
	學田租	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇・〇	—	—	—	—	—	—
	合計	九二、八五二	一、〇二一	—	九一、八三一	—	四、五三〇	一、九一七	八五、三八四	六一、一四四
大賚縣	地租	五三、五五八	二三、五三〇	四・二	三一、〇二八	五・八	二五、四二一	二、五一四	三、〇九三	八四一
	街基租	一、七八五	一、三三三	七・四	四六二	二・六	四〇五	—	五七	五一三
	學田租	四〇	四〇	一〇・〇	—	—	—	—	—	—
	合計	五五、三八三	二三、八九三	—	三一、四九〇	—	二五、八二六	二、五一四	三、一五〇	一、三五四
拜泉縣	地租	八七、六五三	一八、六八三	二・〇	六八、九七一	八・〇	—	—	六八、九七一	一一、二〇八
	合計	八七、六五三	一八、六八三	—	六八、九七一	—	—	—	六八、九七一	一一、二〇八
青岡縣	地租	四四、七一六	三六、二一七	八・〇	八、四九九	二・〇	一、六七六	六五四	六、一六九	—
	街基租	四二八	一六	〇・四	四三	九・六	—	—	四一三	—
	合計	四五、一四四	三六、二三三	—	八、九一二	—	一、六七六	六五四	六、五八一	—
訥河縣	地租	五、九五八	—	—	五、九五八	一〇・〇	—	—	五、九五八	四
	合計	五、九五八	—	—	五、九五八	—	—	—	五、九五八	四
通河	地租	一九、二四三	一一、三五九	五・九	七、八八四	四・一	—	一、六四〇	六、二四四	二八三

縣	合計	一九、二四三	一一、三五九	—	七、八八四	—	—	一、六四〇	六、二四四	一八[illegible]
湯原縣	地租	一四、一三〇	—	—	一四、一三〇	一〇・〇	九、八九二	四、二三九	—	九、〇七三
	街基租	一、四四六	—	—	一、四四六	一〇・〇	—	—	一、四四六	六九九
	合計	一五、五七六	—	—	一五、五七六	—	九、八九二	四、二三九	一、四四六	九、七七二
安達縣	地租	九、一七九	八、七七五	九・五	四〇四	〇・五	—	—	四〇四	一、九三二
	合租	九、一七九	八、七七五	—	四〇四	—	—	—	四〇四	一、九三二
肇東縣	地租	六四、七八七	七、九〇一	一・三	五六、八八六	八・八	一、七九六	一、七〇一	五三、三八九	六一、九八八
	學田租	三、一二〇	二、二二五	七・〇	八九五	三・〇	—	—	八九五	一九二
	合計	六七、九〇七	一〇、一二六	—	五七、七八一	—	一、七九六	一、七〇一	五四、二八四	六二、一八〇
嫩江縣	地租	二八、二六二	一、八五〇	〇・六	二六、四一三	九・四	—	七七一	二五、六四一	二一三
	官地租	一九二	一九二	一〇・〇	—	—	—	—	—	三一
	合計	二八、四五四	二、〇四三	—	二六、四一三	—	—	七七一	二五、六四一	二四四
羅北縣	地租	六一	六	一〇	五五	九〇	九	四六	—	—
	合計	六一	六	—	五五	—	九	四六	—	—

林甸設治局 地租	林甸設治局 合計	景星設治局 地租	景星設治局 合計	泰來設治局 地租	泰來設治局 合計	甘开子縣佐 地租	甘开子縣佐 合計	學田局 學田租	學田局 合計	總 地租	總 官地租	總 學田租	總 街園基租	總 街園租
三,四三〇	三,四三〇	一四五	一四五	一一,七〇四	一一,七〇四	四〇二	四〇二	五,〇四三	五,〇四三	一,二九二,二三三	二一三	一五,五八三	六,一〇九	五,三〇九
三,四三〇	三,四三〇	五〇	五〇	九,五一三	九,五一三	—	—	—	—	五四四,八八三	二一三	六,〇九一	一,六二七	一,七九三
一〇〇	—	三四	—	八·一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	九五	九五	二,一九一	二,一九一	四〇二	四〇二	五,〇四三	五,〇四三	七四七,三五一	—	九,四九二	四,四八二	三,五一七
—	—	六六	—	一·九	—	一〇·〇	—	一〇·〇	—	—	—	—	—	—
—	—	九五	九五	二四五	二四五	二八一	二八一	五,〇四三	五,〇四三	五二,七九二	—	五,七三三	—	四〇五
—	—	—	—	七九〇	七九〇	一三一	一三一	—	—	八六,八九二	—	二,五六六	—	—
—	—	—	—	一,一五六	一,一五六	—	—	—	—	六〇七,六六六	—	一,一九三	四,四八二	三,一一三
—	—	—	—	一六五	一六五	二七三	二七三	—	—	三四,六九七	三一	二三七	一,三二八	二,〇七〇

計									
園基租	五四	五四	―	―	―	―	―	―	―
草甸租	二、八七六	二、八七六	―	―	―	―	―	―	―
合計	一、三三一、三七七	五五七、五三五	―	七六四、八四二	―	五八、九三〇	八九、四五九	六一六、四五五	一三八、三六三

第三項　吉林省

第一目　田賦統計

吉林省の地租制度は複雜を極め、毫も統一する處かない。雍正十三年初めて本省に田制を設けて以來、漸次土地の開墾せらるゝに從つて地租を課し、時に依り處に隨つて課税の標準を異にし、又税率を異にするを以て、人民の田賦負擔は輕重の差甚しきものかある。加之本省には民地と旗地とある事他二省と同しく、民地は普通地方官之を管掌すれ共、旗地は舊官制に依つて旗人官吏の支配に屬し、民地と同樣田賦を課せらるゝに到つたのは僅に數年前の事にして、その前には凡て免租地てあつた。近來專ら諸政の改革に努めをれ共、土地制度の如き調査甚た困難にして、田賦の徴收の如き亦最近の正確の資料を得る事か出來ぬ。

今民國五年財政月刊に依つて吉林各縣民國二年度田賦統計を掲くれは次の如くてある。

縣別	項目 賦額 ＼ 徵收期日	民國二年十一月一日至三年十月底止 二月實收額	帶徵上年積欠額	合計	本年度徵收額比較 豁免	滯納	增	減
吉林縣	銀租	四二、八〇九、七四二	四五、七四八、六七九	八九、五五八、四二〇	—	二、一〇三、八六三	三〇八、〇四七	—
	錢租	七九、九〇六、六五〇	八三、一九八、九八〇	一六三、一〇五、六三〇	—	一〇、四四〇、四六三	—	四、三三五、五〇七
楡樹縣	銀租	六九、〇八〇、八九一	四九、六七〇、二一七	一一八、七五一、一〇八	九、四一八、五八三	—	—	五、三三五、六九六
	錢租	二三、九八二、四〇六	一八、〇〇二、六九三	四一、九八五、〇九九	二、二七〇、六二五	—	—	二〇、四二八
雙城縣	銀租	一〇、三五六、四五五	九、六四四、一六九	二〇、〇〇〇、六二四	—	—	三四二、〇八六	—
	錢租	一八六、一一三、四四三	八七、六四八、〇九五	二七三、七六一、五三八	—	—	一、七八〇、九九〇	—
扶餘縣	銀租	三〇、二六一、三九五	三、九七九、〇九五	三四、二四〇、四九〇	—	七、五二〇、五八五	—	四、八二五、五七七
	錢租	五六、六八八、四〇一	五、八八四、三三五	六二、五七二、七三六	—	一三、三九七、六三五	—	三、七九九、三二一
長春縣	錢租	六三、四四〇、〇二一	五五、一九一、一一六	一一八、六三一、一三七	—	—	八、二四八、九〇五	—
賓縣	同	一五一、六一四、二七三	四三、九九四、二二九	一九五、六〇八、五〇二	—	—	八、六八八、三一三	—
伊通縣	銀租	三五、二五六、三〇三	—	三五、二五六、三〇三	—	—	三、五一二、四五八	—
	錢租	四一、一六七、三七〇	—	四一、一六七、三七〇	—	二七、〇三七	四、一五六、八〇四	—
五常縣	錢租	一〇七、七七五、七七一	九四、五六六、六三二	二〇二、三四二、四〇三	—	—	五、七六〇、〇六一	—
寧安縣	銀租	三、七一〇、七八五	三、三二七、一三八	七、〇三七、九二三	—	—	三八三、六四七一	—
	錢租	七四、四九九、〇四六	六一、一六二、七〇二	一三五、六六一、七四六	—	—	一一、三八二、八七九	—
雙陽縣	銀租	二三、八二四、九四一	一〇、五三五、五三二	三四、三六〇、四七三	—	—	一、二四二、二一〇	—
	錢租	一四、五七七、五八三	一、一七四、〇二九	一五、七五一、六一二	—	—	七九七、七二〇	—

縣	種別							
舒蘭縣	銀租	一五、三一七、七九	—	—	—	—	七九六、九七八	—
	錢租	三一、二六三、四七八	三、九四六、八〇三	—	—	—	六、七六〇、三八九	—
阿城縣	錢租	七七、二三八、二八三	二三、二八九、五二四	—	—	九一五、七五〇	三、九三九、七九九	—
磐石縣	銀租	二二、八四九、三一六	—	—	—	—	—	—
	錢租	七、一一九、七六四	五八、三三三	—	—	—	一、一二四、六一八	—
富錦縣	錢租	八六、三九九、三四〇	二、三六六、〇七七	—	—	—	八三、一三六、六八七	—
農安縣	錢租	五一、〇五二、三六四	—	—	—	—	五一、〇五二、三六四	—
延吉縣	錢租	四三、一四九、四六四	四一、五〇四、〇七四	—	—	—	三、四四三、九八六	—
敦化縣	錢租	三八、八〇九、九八七	一九、四三一、四〇三	—	—	—	四、七一九、四四八	—
樺甸縣	銀租	六、七九四、六二八	九〇七、〇八七	七、七〇一、七一五	—	—	三五四、三六六	—
	錢租	一四、二三〇、〇六九	九、七八三、一四五	二四、〇〇三、二二四	—	—	六、一九九、三七三	—
樺川縣	銀租	一三四、六七三	—	二三四、六七三	—	—	七、〇三三	—
	錢租	四一、八〇二、四三九	三、五二九、〇〇〇	四五、三三一、四三九	—	—	八、四四五、六六六	—
同賓縣	錢租	四四、三九三、五一七	三六、八〇五、三〇四	八一、一九八、八二一	—	—	二、六七五、一五九	—
濛江縣	同	八、六九七、三三九	三、二八〇、〇〇〇	一二、五一七、三三九	—	一四、〇八三、一四四	—	二、七六八、七〇八
和龍縣	同	二五、二八一、九七六	—	二五、二八一、九七六	—	—	四、五七九、一五六	—
方正縣	銀租	三六九、七四二	—	三六九、七四二	—	—	—	—
	錢租	二三、一〇五、二六〇	六、〇九二、一八三	二九、一九七、四四三	—	—	三、四六五、三八二	—
依蘭縣	銀租	一、七三〇、二四三	一、〇〇二、〇六七	二、七三三、三一〇	—	—	五八、六五五	—
	錢租	一七、二六〇、二九三	六、一八六、八四五	二三、四四七、一三八	—	—	二、八七四、五八七	—
額穆縣	銀租	二、七六八、七〇八	—	二、七六八、七〇八	—	—	一四四、七〇三	—
	錢租	一五、一一八、〇四一	六四五、六六〇	一五、七八三、七〇一	—	—	八一七、一〇九	—

濱江縣	銀租	四、九五六、九九二	五、〇一三、九七四	九、九七〇、九六六	—	一二四、八四二	一四五、八六四	—
	錢租	二、〇五五、八〇一	二、六四六、三三六	四、七〇二、一二七	—	六五七、二八〇	—	五一〇、八二六
琿春縣	錢租	一五、五八六、七二九	七七二、八五八	一六、三五九、五八七	—	二、四〇二、四五五	六四二、八七七	—
東寧縣	同	一三、〇六一、八〇三	七二、四八九	一三、一三四、二九二	—	四七、三〇三	一、五〇四、〇七一	—
汪清縣	同	八、一〇四、二九四	七三、四八九	八、二二三、四八七	—	—	一、〇三八、九九〇	—
密山縣	同	七、四六四、二五五	七、一八四、三六〇	一四、六四八、六一五	—	—	五四二、〇七六	—
穆稜縣	同	四、二八六、七四二	一、三五二	四、二八八、〇九四	—	—	九四一、六三三	—
德惠縣	同	六三〇、三〇一	—	六三〇、三〇一	—	—	六三〇、三〇一	—
饒河縣	同	九七七、八七九	一、三七八、四六九	二、三五六、三四八	—	—	五二一、七八四	—
長嶺縣	同	四、四一一、九三四	—	四、四一一、九三四	—	三、一〇三、九〇六	四、四一一、九三四	—
同江縣	同	二〇、七〇一	五、二一二	二五、九一三	—	—	一五、五〇〇	—
虎林縣	同	二五二、五七七	八五、五五二	三三八、一二九	—	三四五、四九六	—	二三一、二二四
綏遠縣	同	一五、四四二	—	一五、四四二	—	—	四四二	—
合計	銀租	二七〇、三三二、五四二	一三九、八八六、三九〇	四〇〇、一〇八、八三二	—	九、七四九、二八九	八、四三〇、六五一	一〇、一五一、二七三
	錢租	一、三八〇、五九〇、九三六	六三〇、三四九、六四四	二、〇〇〇、九四〇、五七六	—	五四、三九三、四三二	二四〇、六九五、〇八二	二三、五八六、五二六

地租税率は全省統一せず、課税は標準たる土地の計算法一定せず、一晌は吉林に於ては十畝の稱にして、一畝二百四十弓、一弓は五尺四方である、地方に依つて或は三百六十弓を以て一畝とする事あり、或は二百八十弓等かある、故に一晌に課せらるゝ田賦も一樣なる事は出來ぬ、從

つて全省の差違を知る事か出來ぬか、吉林省は左の通り民田より徴租する。田地には銀納地と穀納地とありて、往時は粟を納めしむる耕地と、銀を納しむる耕地と、相半したるか、後年粟一石を一兩に換算して銀納せしむる事となつた。

第二目　地租稅率

一、民地銀納租率

上地	一畝に付	銀一分五厘	（一錢八厘）
中地	同	銀一分	（一錢二厘）
下地	同	銀五厘	（六厘）
新開地	同	銀八厘	（九厘六毛）

猶銀納地に對しては納銀一兩（一圓二十錢）に付天役費（地丁）として銀一錢九厘六毛三糸を徴收する。

二、民地納穀地租率

上地	一畝に付	銀三分三厘	（三錢九厘六毛）
中地	同	銀二分二厘	（二錢六厘四毛）
下地	同	銀一分一厘	（一錢三厘二毛）
新開地	同	銀一分四厘四毛二糸五忽	（一錢七厘三毛一糸）

納穀地には地丁銀を賦課しない。

圍荒地及夾荒地は、人民の各自に開墾せる地の稱にして、人民か開墾地を官廳に届け出つるさき官廳之を檢査し其の屆に合する反別を圍荒地さ謂ふ。然し人民は事實の數より少なく報告するを以て、剩餘を有する。之を夾荒地さ謂ふ。其の租率額は左の如くてある。

夾荒地	每一晌に付	大租銀一錢八分(二十一錢六厘)	小租銀一分八厘(二錢一厘六毛)
圍荒地	同	大租錢六百文 (十四錢六厘)	小租錢六十文 (一錢四厘六毛)

大租は中央政府の收入に歸し小租は地方官の徵稅費用さなる。

三、旗地

旗地租率は一律にして、每一晌に付百文を賦課するのてある。

全省の地租の總額は一個年八十萬兩あるさ謂はれて居る。

第三節 契稅

第一款 契稅の性質

契稅とは民間の土地家屋の質入賣買行爲に對し、人民より證書(之を契字さ云ふ)を地方官廳に提出せしめ、官吏は徵稅帳簿の名義變更を行ひ、其證として戶管若くは執照、典は典稅執照さ名つくる書面を買主又は質權者に下附する際に徵收する一種の登記料てある、其の稅率は清國以來屢々

變更したるか、民國二年財政部は契税辦法大綱を定め（一）契税々率は賣四典二に按して徴收し（二）前清白契は均しく補徴を免し民國白契は三年六月以前にあつて既に驗明註冊したものは亦律に免税し、（三）納税す可き各契は驗契後三箇月内に於て納税するを准すと定めて、各省に通電し、其の特別事情ありて、一律にする事を得さるものは仍ほ酌量して變通辦法に依ることを准した。而して此の通例を受けたる後も奉天省、吉林省、黒龍江省は仍ほ舊に依つて賣九典六を按して徴收したるか、其の後民國六年に到り奉天、吉林、黒龍各省の財政廳は相前後して賣六典四（黒龍江省は三二）の減輕率に依ることを許された。

現行東三省契税々率を擧くれは次の如くてある。

（イ）賣契税　｛正率　賣買價格の百分の九　／　減税期間　同　百分の六｝
（ロ）典契税　｛正率　賃入價格の百分の六　／　減税期間　同　百分の四｝
（ハ）戸管一枚　大洋一元四角五分
（ニ）更名執照　同　同
（ホ）典契執照　同　大洋八角七分
（ヘ）契紙費一通に付　大洋五角（小洋元六角）

第二款　契税の徴收

第一項　徴收機關

前淸時代に於ては旗地に屬する契税は旗衙門に於て、其の他は民衙門にて之を徴收し來りしか、民國二年九月以後は、總て之を縣知事公署にて徴收することに改めた。

第二項　徴收手續

不動産の典賣契約成立したる時は、十日以內に先つ出典人或は賣主及村正族鄰等偕同して各縣警察所に赴き、申請書に愼具し契紙費大洋五角（小洋六角）を納めて省財政廳作製の定式契約用紙卽ち部官々契紙を請領す可きものてある。而して其の承典人或は買主は、契約成立後三箇月以內に該契紙に要項を記入し、契價額に照し所寄契税額に相當なる特別印花を帳用し、賣契なるときは所有權を證明し得へき不動産契據を添付し徴税官署に提出す可きものてある。該契紙には典賣の二種ありて均しく四聯票てあつて、一聯は納税した處の業主に交附して契約書を作製せしめ、一聯は徴税官署に保存し、殘り二聯は財政部及財政廳に呈出して備查す可きものてある。而して契税官署か前項の賣契或は典契を受付けたるときは、契紙內に記載の不動産坐落、四至、畝數、毎畝單價及總額等を別に註册を行ひ、賣契なるときは名義を變更せる戶管（旗地、民地三園等に用ふ）更

名執照（各項餘地及清賦升科地に用ふ）等の地券を、典契なるときは典稅執照を該契據に黏連し、印花票（印紙）と騎縫間に契稅官の捺印をなし、買主或は承典人に交附して證據となさしめるのである。

第四節　當　稅

第一款　當稅の意義

清朝に於ては康熙三年初めて當舖（質屋）に對して按年銀五兩、四兩、三兩、二兩半等を徵收し、稅率は甚た輕かりしか、雍正六年に至つて初めて典當行帖制を設け、民間に於て典當を開設せんとするときは先つ地方官に申出て、布政司より許可證（帖と云ふ）を受け、以後按年納稅し、廢棄せんとするときは許可證を返納すれは免稅せらるゝ規定とした。而して所謂稅は正稅を指すも後に及んて海防籌餉或は軍需集款の名稱の下に各當舖は正稅以外に領帖一枚に付て別に捐餉銀若干を課せられ之を帖捐と謂つた。而して該帖捐には定率なきを以て、各省其の率を異にし、該款は外銷（中央政府の許可を經ず支辦し得る款）に屬し、從前より戶部に報告せすして正稅とは其の性質異り、各々慣例に依つて之を徵收した。又其の領帖手續（許可證下附手續）にも各官衙を經由したるを以て、實際規費（賄賂或は手數料）を要すること正稅よりも重く、帖捐の外に種々の名目ありて、商民大に苦しんたのてある。其の後光緒年間當稅徵收手續及稅率に關し、種々の變化を見たるか、民國政府成立後、財政部は典當

を以て大宗營業となし、典當收税に付ては特別の注意を拂ひて、收税の增加を計らんとし税率の釐定、等則の區分等は、地方情況の盛衰營業資本の多寡を見て標準となさしめ、財政部より劃一の章程を頒布し、各省をして同等に税率を負擔せしむるときは障碍多く實行しかたきを以て、民國三年三月各省に通知して地方情況を察し法を設けて當税を整頓せしめ、各省をして單行章程を自程せしめ財政部に報告して認可を得て施行せしむることゝなつた。故に現行章程は各章其の率を異にし、年納税額十元より三百元に及ふと謂ふ。其の帖捐は帖照を換領するとき之を一回に納付し、捐額は最も加重なるものを正税に準し、前清時代の規費名目は一律に廢止せしめた。又領帖有效期間は從前規定せさりしか、現行第帖辦法に依照して一律に改め、二十年、十年或は五年と定め、期限滿了したる時は總て前淸舊帖も新帖と交換せしむることに規定したのである。

第二款　税　率

第一項　奉　天　省

第一目　大　當（凡そ資本一萬圓以上、贖期（實期限）十二箇月以上、月利三分或は四分以下のもの）

帖費　一通に付大洋二十元を徵收し、該帖有效期間を下附の日より、起算して滿五箇年と定める。但し紛失或は汚損したるときは更に規定の帖費を納めて請領すへきものである。

當税　毎年正税大洋百元附税十元を納むるもの。

第二目　小　當　（凡そ資本一萬圓以下、贖期十箇月、月利三分或は四分のもの）

帖費　一通に付大洋十元と定める、有效期間等は大當の規定に同し。

當稅　毎年正稅大洋五十元附稅五元を納むるものとす。

第二項　黑龍江省

(1) 當　課　毎當典一處年徵　庫本銀五十兩

(2) 銀錢當商紅利捐　利益一元に付　大洋一分一厘を實徵す。

第五節　鹽　稅

第一款　沿　革

清初東三省に於ける鹽の生產は、全く人民の自由に一任し之に對して何等課稅する所なかりしか、康熙十八年に至つて西南各省と同しく引の制度を施行した。引とは鹽の賣買特許證にして、引を有するものは一枚に付て當該監督官廳の定めたる斤數に應して、其の所持する引數に相當する鹽を販賣することを得せしめたのである。然るに康熙三十年に到つて引の制度を廢し、以後鹽課を徵せさりしか、同治六年以後鹽釐と稱する釐金稅を徵收するに到つた。是れ當時軍費の不足を補はむかために創設したるものてある。

第二款　稅　率

第一項　正　稅

前記の鹽釐は近年まで舊例に照して之を徵收したるか、民國二年より鹽稅を地方費に支出するを禁し全部之を政府の收入に歸せしめ、且つ之を鹽稅なる名目に改め、鹽一石に付一律に小洋四元六角を徵することゝなつた。

次て當時の財政總長熊希齡の發案に依る鹽稅條例に依り、全國を二區に分ち、奉天省は其の第一區に編入せられ、ある期間の後には一擔に付二元六角の割にて徵收する事となりしか、東三省鹽運使より財政部の認可を乞ひ、東三省の三省は特に鹽稅大洋一元又は小洋一元二角五分、卽ち一石に付大洋六元又小洋七元五角を徵することゝし、同三年一月六日より之を實施し、外に舊例に依り一石に付斗用一角を徵するものと定め、(民國三年一月十四日奉天公報參照)更に同三年七月一日より右の稅率に大洋五角を加へ、鹽十角に付大洋二元五角又は小洋二元八角七分五厘とし、民國四年一月以後は更に百斤に付大洋五角を加徵し漸次遞加して規定の稅率に達せしめむとした。(民國四年一月七日政府公報參照)然共種々の事情に依り規定稅率を賦課するに到らす、現今尚鹽一擔に付大洋二元を徵收して居る。

第二項　雜　税

從前鹽税以外に鹽務に關係ある商人より徴收するものを一括して雜税と總稱し、補徴税、塲棧、帖税、鹽店帖税、斗課、斗用調銷灘票費、分運票費等の名稱を有す、其の性質沿革を記せは次の如くである。

第一目　補　徴　税

旣に規定の鹽税を納付せる鹽を運送するに當つて各通路に於ける補徴局又は監視所に於て鹽及鹽票を檢査し、鹽合鹽票記載以外に多額の鹽を輸送せる事實を發見せる時は、其の餘分の鹽に對しては從前鹽釐區款と同率税卽ち六百斤一石の割合に規定の鹽税を補徴した、之を名つけて補徴税或は補徴鹽釐と稱し現今鹽税增率の結果補徴税率も又之と等しく增率せられた。

第二目　帖　税

鹽を販賣する商店に於て賦課する特許牌照税にして、從前鹽棧（鹽卸問屋）は年納税額銀二十兩、鹽店（小賣商）は銀十兩を納めたが後改めて半年毎に上記の額を徴收した。然るに民國四年四月一日より鹽棧鹽店の特許を廢し何人と雖鹽税を納付したるものは鹽灘に到つて鹽を購入販賣することを許された。（東三省鹽務公報民國五年十月分）斯くして試辦二年有半に亙つたが自由販賣は取締不便ありとて

民國六年再ひ舊制を復し鹽棧に對し牌照印刷費として一箇年大洋二十四元を徵收し鹽店は附近製驗機關を經て鹽運使署に轉呈して許可を得るのみて、牌照費を徵收しない規定てある。

第三目　斗　課

從前鹽灘に於て鹽を量るには必す官斗を使用せしめた、官斗は各鹽釐局の檢查を經たるものにして、局より之に番號を附し且烙印を施したのてある、右官斗を有するものに對し、每年一箇に付銀二兩を鹽釐局に納付せしめ、以て斗量の大小に依つて生する脫稅の弊害を除去する事としたるか、民國三年鹽稅條例實施以後は、斗量を廢し斤量に依ることゝ爲れるに因り、本稅目は自然廢滅に歸した。

第四目　斗　用（斗釐とも謂ふ）

鹽灘に於て鹽一石を買ふ每に、東錢二百文或は三百文或は一千文宛を徵し、從來灘長（鹽場一區に付區內の製鹽業より公選たるものて鹽釐局と製鹽業との間に立ち諸般の幹施を爲す者）及斗紀（鹽を量る者）の手當並に各鹽釐局の經費と爲し、後には緝私經費又は地方自治費等に充てたるか後廢止せられた。

第五目　調銷票費

鹽商か鹽を賣らんか爲、輸送し來るときは所轄補徵局に至り銷灘票の下附を請ひ其の經費

（手數料）として鹽一石に付二百文（銅貨四枚）を納付したりしか斗捐と同時に廢止せられた。

銷灘票下附後再ひ他地に輸送の必要あるときは、補徵局に請ふて分運鹽票を受くるを要す。其際票（手數料）として鹽一石に付小洋一角を徵せられしか、民國四年廢止せられた。

第六目　分運票費

第三項　鹽稅徵收制度

東三省に於ける鹽稅徵收の制度は種々の變改を經たるか、光緒三十二年に至りて將軍趙爾巽は東三省鹽務總局を奉天に改設し、營蓋、復州、莊河、錦州、寧遠、廣寧、盤山、安鳳等の分局を設けて各鹽灘を分管せしめ、鹽釐を徵收せしむると共に脫稅密運を取締らしめんか爲に、補徵緝私各局を省內各要衝に設け、同三十四年吉林、黑龍江兩省に對しては官運の方針を取り、普通鹽商の販賣區域を奉天省內及之に接續する蒙古の一部に制限した。次て宣統元年載澤か命を奉して督辦鹽政處を設け、支那全國の鹽政を統ふるや、奉天に鹽運使を置き奉天省從來の鹽務は勿論吉黑兩省に於ける鹽の販賣事務をも舉けて其の手に歸せしめ、尙ほ舊に照して鹽務局を置き、其下に鹽釐分局及鹽釐補徵分局、緝私分局、官運局等を分設して之を處理せしめた、民國成立以後、財政部は全國の鹽務を其の管轄に歸せしめ鹽務署を設けて各省の鹽運使を統轄し、

滿洲に於ては依然東三省鹽運使を置きて從來の鹽務機關を管理せしめた、民國二年二月に到つて財政部は奉天鹽務改革案四箇條を定め新任鹽運使の赴任と同時に東三省鹽運使署を奉天から產鹽地附近の營口に移轉せしめ茲に吉黑兩省の運鹽事務をも之を中央に統一せむとの意向を以て財政部より榷運局長を特派し舊官運局を榷運局と改名し運鹽事務を管掌せしめ且つ舊例に從つて、地方の費用に流用するを許した鹽稅は之を禁して全然政府の收入に歸せしめた。(民國二年二月奉天公報二)然れ共右の東三省鹽運使及吉黑兩省榷運局所屬の各局所と組織職掌共に仍ほ舊規を襲用した、又右の外同年設置せられた鹽務調査機關に奉天鹽務稽核造報分所があつて、鹽務稽核總所に直屬し、當所は單に省內各地の鹽稅徵收及其他の事項を調査報告するに止まつたが、全國の鹽稅收入は民國二年四月二十六日締約の善後借款の擔保に供せられたる爲め、民國三年二月該契約第五條に依り新に鹽務署稽核總所章程及同分所章程を發布し、各省鹽務稽核造報分所或は總務籌備所を廢し、產鹽地に鹽務署稽核分所を設置して、鹽稅徵收機關と爲し、北京鹽務所內の稽核總所に於ける會辨、副會辨、副秘、秘書、會計課長並に課員及各產鹽地に於ける稽核分所の協理等には各債權國人を任命し、會計及徵收事務の監督權を附與した。而して從來の各產鹽榷局は、民國二年七月鹽稅局と改められしも上述の如く稽核分所の設置と共に各鹽場に新に徵收官を駐派

せしに依り、鹽税局は名實相副はざるに至りし故、民國三年五年鹽務署官制の公布と共に之を場務局と改稱した。同五年一月場知事公署（長官を場知事と云ふ）場務分局を灘務所と改め、東三省鹽運使の管轄に屬せしめた、而して從前の職掌組織を變更して、（一）場務所は産鹽地に於ける鹽の製造貯藏及鹽灘の警察事務を掌理するものとし、（二）各場知事は鹽運使の命を承け所屬灘場の場務を監督し（三）場知事の下には事務の繁簡に依り課長或は課員三人以下を置き課を分ちて（四）第一課は灘場に於ける鹽質の檢査、製鹽の督勵、貯鹽の出納、鹽灘新設の監督及登錄、報告私鹽の取締及處罰に關する事務をとり（五）第二課は文案經費表册其他第一課の所管以外の事務を掌り（六）稽査委員は鹽灘の稽査に任じ（七）鹽務委員は各灘の雜務を辦することゝなつた。（民國三年三月二十一日場務分局暫行章程參照）

第四項　徵收機關

第一目　奉天鹽務稽核分所

奉天鹽務稽核分所は營口にある、民國三年二月九日公布の鹽務署稽核總所章程、及各分所章程に基き設置せられたものにて、營口、蓋平、盤山の三縣に於ける産鹽池を直轄して居る、復縣、莊安、錦縣、甯遠、廣甯地方には新たに鹽税局を置き徵收事務を分掌せしめ其他各鹽場には數箇所乃至十數箇所の査驗所を設けて鹽場の監視を行ふ、營口に於ける奉天鹽務稽核分所内

部組織は經理(支那人馬泰鈞)協理(日本人河野巖男)二人の下に助理員として外國人一人(英人)支那人一人を置き、總務科及徵權科に分れ、各主任及科員一人を置き、總務科は總務を處理し、徵權科は鹽稅徵收を管理する、該分所直轄地方の鹽稅徵收は該分所內に於て之を取扱ふ、卽ち購鹽者をして先つ該分所に赴かしめ所要鹽斤數に相當する鹽稅を納付して發鹽準單(購入許可證)の交付を受け、更に運鹽執照を得て灘に下り、前者を査驗所に後者を鹽務所に提出し初めて購鹽を准され、各地に運銷せしむるものとする、而して稅款は鹽稅收納銀行卽ち中國銀行より每日行員を派して收納し、每日決算を行ひ收入傳票と現款とを照會し、經理協理及銀行出張員の三者連同捺印の確認を與へ、現款は該銀行に保管を托するものとす、而して收稅鹽稅か相當額に達したるときは、稽核分所は之を受入銀行たる橫濱正金銀行支店及露亞銀行支店に移管を命す、此際露西亞銀行に於ては小銀貨を受入るるも正金銀行は同行發行の鈔票以外のものは受入せさる內約かある、受入銀行か鹽稅移管を受けたるときは直に稽核分所に受領通牒を發し、其の翌週中に上海五國團銀行に送金すへき規定である、此の際爲替相場に關し稽核分所の認可を要す可しと云ふ。上海に於ける五國團銀行の一行か左の鹽款を受領したるときは、直に他の五國銀行に均分頭入して鹽稅堪定の下におき、北京稽核總所の命に依って處分するものとする、但し鹽款に對し上海五國

團銀行は預入當日より年二分の割合にて利子を附するものとす。

第二目 鹽稅局及査驗處

鹽稅局は稽核分所直轄產鹽地以外に於ける鹽稅の徵收事務を掌り、鹽款は每月三回に分つて營口稽核分所に送金するものとする、査驗所は各鹽場を通して五十二個所あり、鹽購買者か鹽灘に於て鹽を購入するに際して、納稅證たる發鹽準單に入出灘の月日時間を記入し、買收鹽の數量等を秤量査驗する所にして、民國六年十一月より內十五個處は鹽灘附近住民の自家用鹽に限り、一日一擔宛の購入を許可して該鹽稅徵收を行ふのである。

鹽稅局及査驗所の所在地は次の如くである。

鹽場	鹽稅局所在地	査驗處數	自家鹽購入の鹽稅徵收査處十五箇所
營蓋	稽核分所直轄に歸す	六	塘窪、紅旗場
復縣	白家口	八	羊官堡、陰涼嶺、小島子
錦縣	上坎子	八	沙溝、邵子屯、白馬石
寧遠	廠子溝	九	社家臺、蘇家屯、大明山

莊安	莊家城内	一二	花圪子、大鹽廠
廣寧	馬帳房	六	大臺子、郭家屯
盤山	常家屯	三	—
合計	十處	五二	一五

第五項　漁業用鹽税徵收

漁業に使用せらるゝ鹽税率は、食鹽に比し低率にて、民國六年一月十八日鹽務署訓令を以て東三省漁鹽減税辦法六個條規定公布せられ、漁鹽税率は毎擔大洋五角と改定し、稽核分所より漁業總局（營口に在り）に委託して各區の漁戸數及需鹽額を調査せしめ、該報告に依り二萬擔の範圍内にて購鹽準單一萬四千枚を印刷し、漁業總局に送附し、該局は該購鹽準單を各分局卡に分交し、漁戸は最寄各分局卡に就き該單を領し、各收税局に赴きて納税し、發鹽準單を請願し更に場署に到り運鹽執照と換領して購鹽するものとした。

第六節　印花税

第一款　印花税の性質

印花稅は卽ち印紙稅の義にして、歐米の稅制を輸入したるものである、光緖二十八年直隸總督袁世凱之を奏請したることあり、次て同三十三年度支部か禁煙に依る阿片稅の減收を補ふため、印花稅則を發表したるか、本稅の施行は主として中央政府の收入を增加し、地方官吏をして殆んど私營を絕たしむる恐あるため政方官は之か實施を喜はす、且つ人民は新にかゝる稅を課せらるゝことを厭ひしため遂に實施に到らなかつた。民國元年再ひ印花稅實施の議起り、中央財政部は印花稅法及施行細目を公布し、京師地方は翌二年三月一日より、其の他各省は同年七月一日より實施した。次て三年十一月該法を修正し、四年一月更に人事證書に關する印花稅竝に印花稅罰金施行規則を公布した。本稅法實施後全國成蹟を見るに、民國二年度は收入僅かに五萬餘元なりしか、漸次增加し三年度には四十五萬元四年度には未報告の省かありて、其の全體を知り難いか既報の數尙二百七十九萬九千餘元あつた、此の稅制の施行日尙淺きを以て各地方官之か普及をはかり其の施行の取締を嚴になさは將來必す國家主要の財源たるに至るてあろう

第二款　稅　則

第一項　一般印花稅則

現行印花稅法は、貼用すへき各種の契約書及ひ帳簿類を二種に類別し、價格十元以上のものに

限り印花を貼用すへきことに規定したりしか、人民立法の主旨を知らす價格十元に達するものは分割して脱税を企圖するものあり、爲に財政部は此の弊害を除去して其の増收をはらんとし民國四年二月二十日價格十元以下のもの、第一類及第二類に屬するものは一律に一分を貼す可きことに改めた、尙人事證據に關するものは人事證據貼用印花條令に之を規定した。

第一類に屬するもの。

イ、價格一元以上貼用印花一分

發貨票（貨物送狀）寄存貨物文契之憑據（貨物預證）租賃各種物件之憑據（賃貸借證書）抵押貨物字樣（貨物質入證）承種地畝字樣（小作證書）延聘或雇用人員之契約（雇傭契約書）當票（質札）當月票（汽船等の期間切符）三聯貨票（貨物送狀）艙口單（船積荷目錄）

ロ、價格一元以上十元未滿印花一分十元以上印花二分

舖戶出所各項貨憑單（各種の商品切手類）租賃及承項各种舖底之憑據（造作付商舖の賃貸借證）預定買賣貨物之單據（先物賣買契約）租賃土地及房屋之字據（土地家屋の賃借借證）各項包單銀錢收據（金錢の領收證）

ハ、帳簿記帳額年十元未滿印花一分十元以上印花二分

支取銀錢貨物之憑摺（金錢及貨物の收支通帳）各種貿易所用之帳簿（各商業用張簿）

第二類に屬するもの

印花貼用額は價格十元未滿一分十元以上、百元未滿二分、百元以上五百元未滿四分、五百元以上千元未滿一角、一千元以上五千元未滿二角、五千圓以上一萬元未滿五角、一萬元以上五萬元未滿一元、五萬元以上一元五角である。

提貨單(貨物引換證)各項承攬字據(請負契約書)保險單(保險證書)各項保單(各種保證書)存款憑單(預金證書)公司股票(會社株券)滙票(爲替手形)期票(約束手形)遺產及折產字據(遺產及分產に關する證書)借款字據(借用證書)舖戸或公司議定合資營業之合同(個人商店又は會社の合資營業に關する契約證書)

第二項　人事證憑に關する印花稅則

出洋護照(外國旅行卷)二元、國内遊歷護照(國内旅行卷)一元、免稅單照一元五角、普通官吏試驗合格證書一元、高等官吏試驗合格證書二元、中學校畢業證書三角、專門學校以上各學校畢業證書五角、中學校入學願書四分、專門學校入學願書一角。婚書四角、部定人民遞呈書(人民の請願書)一角。

第三款　印花稅票發行機關

政府は民國元年十月二十一日印花稅法を、同年十二月十一日同施行法細則を公布し、財政部發行の印花受領後三十日を以て施行期日と定めた、茲に於て奉天省は民國二年六月七日より印花

發賣を開始し、其の印花稅發行機關は中央財政部署內に印花稅票總發行所を設立し、中央總銀行郵政總局電報總局京師並に各省會商務總會を發行分所とし、各該分所の認定せる中國分銀行及分號郵政分局及支局、電報分局及ひ支局各商務分會を發行支所と爲し、各該發行支所か認定せる各種商店及ひ郵政信櫃は代賣することを得せしめ、而して各發行所か收受せる印花稅額は每月末に決算して原認の發行所に報知し、漸次財政部に送附す可く、發行支所稅票額の缺損は原認發行分所をして連帶責任を負はしめ、各發行所は每年一月より十二月に到る一個年を四期に分ち、每期に於ける承領印花及已發行及未發行の各數目を次期第一日內に報告す可きものと規定して居る、而して奉天省は奉天財政廳に於て印花稅に關する事務を司つたか、民國六年三月印花稅分所暫行章程並に辦事細則を制定し、新に印花稅分處を置き省內の印花稅事務を統轄することになつた。

第四款　罰　則

印花稅法違反に關する罰則は、本稅法第六條及第八條並に人事證憑貼用印花條例第二條及第三條に之を記載して居る、而して該罰則執行に關し財政部は更に民國四年一月印花稅法罰金執行規則を制定した、卽ち凡て印花を貼用すへき契約簿據は每月六日及十二日に於て警察官廳之

を檢査し、若し法定の印花の貼用せさる契約簿據等を發見し、又平時に於ても巡警等に依つて發見せられたる時には、警察官廳より前記罰則に照して相當の罰金に處し、該罰金は其の四割を流用して該官廳公費を補助する事とした。

第五款　印花稅の提成

印花稅施行の當初は、印花を委托發賣する各機關經費として徵稅額の百分の七を控除したものの外、縣知事に三割、巡按使財政廳に各一割、卽ち收入額の五割を提成して辦公經費に充て兼ねて本稅の普及を計つて徵稅獎勵策としたるか、財政部は民國四年九月十三日規定印花提成辦法を制定し批准を經て同年十月一日より之を全國に實施した。該辦法に依ると委托發賣各機關の經費は從來の如く徵稅額の百分の七としたるか縣知事辦公費は一割に削減し、唯縣公署に於て賣り出したる印花稅は其の百分の五を手當として巡警檢査の經費となす事を許し、財政廳經費は其の實費を支出するを許すも、其の最高限度を定め各縣發賣額の百分の三を超過する事を得さる事に改めた。

第七節　洋　關　稅

第一款　沿　革

洋關は各開港場に設置する稅關にして、舊關たる常關に對して又新關とも云ふ。北京に於ける

總稅務使の管理に歸し、傭外國人に依つて辦理せられ、其徵稅法規は全く常關に關するものと其趣を異にして居る、洋關の徵收する租稅は近世法の所謂關稅に屬すれども、常關の徵收する租稅は畢竟内地稅の一種たるに止まりて眞正の關稅にあらす、故に常洋兩關は等しく稅關と稱すれ共、全く其の性質を異にして居るのである、西洋人の支那に對する通商は、其始め廣東の一局部に限られ、又其關稅は支那從來の稅法に照し粤海關監督之を徵收した、西洋人の云ふ Hoppo は既ち粤海關監督である、而して其の正稅の外種々の名目の下に於て苛稅を負擔し其他收稅官吏の不正なる行爲多く、當時廣東稅關の稅目には輸入稅、輸出稅、附加、船料、賄遺の五種あり、輸入稅は廣東に輸入する貨物に對し一定の稅率に依つて之を賦課し、輸出稅は貨物の何れの地より來るを問はす一切廣東より輸出するものに對して之を賦課した、故に外國貨物か一度廣東に輸入せられたるもの再ひ廣東以外の港に輸出せらる場合にも亦此輸出稅を賦課せらるゝ事を免れなかつた、而して其稅率は該貨物の輸入稅に貨物の價格の百分の六を加へたものであつたと云ふ、附加稅は京餉の外に貨物檢查吏及通事の費用竝に海關監督衙門の費用として納付すへき金額をも含むものにて、其の稅額は殆と正稅の半に達したと云はれて居る、此外又船料及賄遺に要したる金額を加ふるときは、外國貨物に對する負擔の非常に重かりし事は想像し得らるゝ

のである。一八四二年鴉片戰爭の結果として英淸兩國政府間に納結せられた江寧條約に依つて淸國政府は廣州、福州、厦門、江寧及上海の五港を開き英國政府か領事管事等の官吏を派遣して專ら商人の事務をつかさどらしめ、且地方官と交渉して英國臣民をして一定の條件に從つて、貨稅鈔餉等の費を交納せしむる事を承諾した、此條約に依つて英國か淸國に對する政治上及通商上の地位に一大變化を來したる事は云ふを待たない。

然し各開港場に於ける關稅の徵收は仍ほ舊關に於ける淸國官吏の手に歸し、新關若くは洋關と稱するものは當時は未たなかつたのである、唯其關稅の徵收は、此條約以前に比較せは、頗る公平になつたのである。

然るに外國商人は淸國官吏を蔑視し其の監督に服せさる租界内に於ては租稅を徵收するは越權なりと主張し、公然と脫稅をはかるもの多かりし爲、輸入の額は年を逐つて增加したるに拘はらす、關稅は舊に依つて增加する事かなかつた、後外國人間に收稅の事務を以て外國人の手に歸するを便宜なりとするものを生し、道臺も其の議を容れ、長髮賊の亂に際し、上海駐在英國領事アルコック(Alcock)、米國領事モルフイー(Morphy)、佛國領事エダン(Edan)等と道臺との間に稅關事務に關する章程を議決して秩序回復せらるゝまて一時外國人を以て收稅を辦理せしむる

事と定めた。章程第一條には、「道臺口通商及關稅規約を勵行するため支那人中より廉直にて注意を怠らず、且外國語に通達する稅關吏を得ること困難なる事情あるに由り、今後稅關內に道臺の選擇任用する外國人を入るるの必要を認めたり、此等の外國人は能く從來の缺漏を補ひ、道臺のために事務を辦理し、其の手足と爲る可し」とある、是に於て三國の領事は稅務幫助者として各一人つゝを道臺に推薦した。英國よりはウエード(Thomas F. Wade)、米國よりはカル(Carr)、佛國よりはスミス(A. Smith)即ち是れてある。然るに是等三人中獨りウエードのみ支那語に通し、又他に比較して適當なる資格を備へ、其の責任從つて重大なりしか、一年を經ずして英國領事館員なりしレイ(Horatis Nelson Lay)之に代り、海關內部の組織も亦其完成する所と爲り、次て米佛の代表者は退任し、一切の事務專ら英國の代表者のみを以て處理せらるゝ事となつた。

稅關內に外國人を採用するは、一時の便法に止りて、秩序回復すると共に、其の事務を清國政府に還付するの主意なりしか、其の徵稅の方法公平にして私なく、又收入の點よりするも、遙に清國官吏に依つて管理せらるゝ當時よりも成績良好にて、內外の好評信用を得たるを以て、上海克復の後も尙關稅事務を外國人の手に歸し、一時の權宜より成れるもの變して恒例となつたのである。

後一八五八年天津條約の結果として、大學士桂良等と英國公使との間に上海に於て締結したる清英通商章程に依り洋關の制度は各開港場に行はれ、其收入は現今支那國稅の一大宗を爲すに到つた、又總稅務司はレイの後任として千八百六十三年ロバート、ハート（Robert Hart）之に代り其の後五十年の久しきに亙り、其清國に於ける勢力は頗る偉大にて、隱然財務總監たるの觀あるに到つた、後千九百八年五月彼か病の爲に歸國し千九百十一年其本國に於て長逝するや、次て千九百十一年十月アグレン(B.A.Aglen)氏總稅務司となつて今日に及んだ。

總稅務司の民國法上に於ける地位は、他の洋員と等しく外交部より招聘せられ、其の委任を受けて外國貿易に關する關稅事務を處理するに過きない、總稅務司は既に官制上の官廳にあらす總稅務司も亦形式上の官吏てはないのである。

第二款　海關の組織

支那海關の組織は、全沿海沿江を四十一區に分ち、毎管區主なる海港場に稅務司を置きて管內各港の稅關を監督し、總稅務司は北京總司署にありて之を統轄するものにて、各海關の稅關長は稅務司又は副稅務司を以て任し、其の下に吏員若干名を置きて、事務を分掌せしむる規定なるか、各稅關には稅關長の外に海關監督ありて、道尹之を兼ねて居る。

今滿蒙に於ける洋關の所在地を列擧すれば次の如くである。

大連
安東縣
營口
大東溝
滿洲里
ハルビン
黑河
ボクラニチナヤ（綏芬河）
琿春
龍井村

第三款 稅關の編成

洋關の事務は各關をして一定の組織に依つて之を管掌せしむると同時に北京に總稅務司署を設けて之を統轄せしめる爲、洋關の組織の全部を知るには、稅關其物と總稅務司署とに涉つて

其の編成法を見ねはならぬ。

洋關を分つて稅務部、港務部、敎育部の三部とし其の處管事項は次の如くてある。

第一項　稅　務　部

內班、外班、海班の三部に分れ、各種稅金及ひ手數料の徵收、船舶及ひ貨物の檢査、監督、取締、並に倉庫に關する事務を掌り、併せて沿海を警戒し密輸入を豫防する。

第二項　港　務　部

技術部、港灣部及ひ燈臺部に分れ燈臺、燈船、浮標の設置、港灣及水路に關する事項を掌る。

第三項　敎　育　部

北京及廣東に同文館を置き、支那人に稅關吏たるに必要なる敎育を施す機關てある。

洋關か關稅徵收事務の外に此の如く諸種の事務を管掌するは甚た奇異に見ゆるか、要するに外國人に關稅徵收の事務を委任したる結果、其文明的事業の施設も亦其の辦理に任するを便とし、又其の經費の如きも洋關の收入を以て支辨する關係より、此の如き權宜の方法を取れるものてある。

第四款　總稅務司署の編成

總稅務司署は北京にあり、徵收及郵政の二局に分ち、總稅務司一人之を統轄し副稅務司一人、幫辦書記各若干人其事務を補助分掌する、此外上海及倫敦の二所に總稅務司所出張所ありて、其上海にあるものは徵稅及郵政の二局に分れ、副總務司之を綜理する、又上海には別に統計局ありて北京總稅務司署に直屬するのである。

第五款　洋關稅の徵收

洋關に於て徵收する關稅の種目は輸出入稅、子口半稅、沿岸貿易稅、噸稅、鴉片釐金稅の五種とする。

第一項　輸出入稅

イ、稅率　輸出入稅の稅率は時勢の推移に依り屢々變更ありしか、江寧條約以來五部稅卽ち從價稅百分の五を賦課するを以て原則とした、現行輸出稅率は光緒二十七年の北京條約に基きて作られしものにして、淸國輸入稅率改定取極書と稱するも之である、然るに支那革命後に到り、民國政府は現行輸入稅は實施後十年を閲し其の間に於ける各貨物價格の增減著しき爲最早現實價格五分に適合せされは右換算の基礎たる價格を改め以て原趣旨に適應せしめむとし、千九百十二年八月續修進口稅則に調印したる各國に其の改正を提議したれ共、當時各國

は未だ中華民國を承認せざりし故、之に對する回答も與へられざりしが民國政府は千九百十三年十月再び之を提議し、日佛露三國以外は無條件にて支那の提議を承認し、三國はある條件を附して之を承認する旨を回答した、然るに支那政府は更に三國に對し無條件承認を交渉中、偶々歐州戰亂起りて自然この交渉は中止せられ、從つて該問題は未解決のまゝに殘されて居る。

第二項　邊境輸出入税

本税は陸路に依る外國貿易品に適要し、一般海關税に比し輕減せらるゝを普通とするも、露領邊境と東京又は緬甸邊境とは輸出入税率に多少の差違がある、朝鮮と滿洲との國境輸出品に對しては、千九百十三年五月、日支兩國の取極に依り輸出入共海關税に照し三分の一を減し、子口半税は既納輸出税の半額を返還することゝなりたるが、右減税の規定は滿洲より新義州以遠の各地又は新義州以遠の各地より滿洲に共に、鐵道に依り仕向けらるゝ貨物に對してのみ適用され、又三分の一減税の特典を受けて安東縣に輸出せられ、滿洲以外の條約港、若くは支那本部各省の内地に仕向けられ、或は海路滿洲又は支那本部に支向けらるゝ貨物は、支那の海關に右減額を補納するにあらざれは、條約の規定に基き、外國輸出品に適用せらる可き普通の税關取扱を

受くる事を得ない規定てある。

第三項　子口半税（通過税又は抵代税）

本税は內地關稅の代償稅にして輸入貨物を開港場より內地に運搬する時又は內地にて買入れたる貨物を輸出の目的を以て開港場に運搬せんとする場合に之を納付する時は一切の通過稅を免除せらるゝものてある、而して其の稅率は有稅品は輸入稅又は輸出稅の二分の一、無稅品は從價二分半を賦課する規定てある。

第四項　複進口稅（沿海貿易稅）

本稅は西洋型又は特に海關稅率に依り輸出許可を得たる支那型船を以て、開港場より他の開港場に輸送する、內國產の貨物に對し課するものにして、稅率は有稅品にありては輸出稅の二分の一、無稅品にありては從價二分半てある、されは支那產貨物を內國に輸出するときは、其の貨物は輸出稅を拂ひたる上、更に輸入先に於て沿岸貿易稅を課せらるゝものなるか、之れに反し輸入外國品又は外國人か輸出の目的にて買入れたる支那生產品は、支那開港地間を運搬するも何等課稅されない。

第五項　船　鈔（噸稅）

本稅は外國航路、又は支那沿岸航路に從事する內外商船に對し、開港場に入港するものに課

するものにして、其の税率は百五十噸以上のものには毎一噸四錢、百五十噸以下のものには毎一噸一錢にして、旅客手荷物、信書又は無税品運搬のため使用する小船、及ひ艇隻には之を課せす、有税品を運搬する小舟、及ひ荷舟は一噸一錢の割合にて四箇月毎に一回之を課することしてある、而して一度税を納めたる船舶は、其の港口出發日より向ふ四箇月間は、何れの開港場又は立寄港にても再ひ噸税を徴收せす、又現に修繕中の船舶及ひ積荷に異動なく、入港後四十八時間以内に出發するものも、噸税納付を要しない規定てある。

第六項　洋藥稅釐（阿片釐金稅）

普通釐税は各省の釐金局に於て之を徴收する事になり居れ共、特に洋藥税釐、即ち阿片釐金税に限り、千八百七十六年締結せられたる英清芝罘條約に基き、海關に於て之を徴收する事になつて居る、而して其の税率は、百片入一箱八十兩と云ふ高率なるに拘はらす、支那人多年の遺傳的嗜好は容易に之れを絶つ能はさるを以て、年々其の輸入のために費す金額は巨額に上り、從つて本税の徴收高か一箇年四百萬圓以上に達したる事は珍らしくない。

第七項　港灣及ひ水路改修稅

本税は上海、天津、芝罘、牛莊等の各海關にて港灣又は水路の改良保存等に關する費用に充

つる爲めに輸出入船舶貨物に課する特別の税金である。

牛莊に於ては附加税として外國輸入品には輸入税の百分の二輸出內國品には税率表記のものは輸出税の百分の四、從價税率に依るものは同百分の二、無税品は從價千分の一、外洋及ひ沿岸洋行船舶は入港毎に一噸に付銀二分五厘、內河航行船舶は一噸に付銀一分を賦課さるゝのである。

第六款　税關收入

今東三省に於ける洋關の最近五箇年間の關税收入を擧くれは次の如くである。

（單位海關兩）

港別	一九一四年	一九一五年	一九一六年	一九一七年	一九一八年
愛琿	五八、七九四	三九、九五八	三一、九二一	七八、八六〇	一六一、六四五
三姓	九四、三二五	九七、九四四	四四、五七三	六七、九五八	八六、七五三
滿洲里	二二〇、七〇二	一四八、七六一	二一三、五七二	二七五、五八八	八一、二〇四
哈爾賓	三〇四、八〇三	四〇九、六六三	二九七、八〇六	三九七、五五一	三六〇、七二九
綏芬河	三六二、一五八	四二八、三一九	三四八、四三二	四一五、八七七	二五四、七六〇
琿春	二五、四四八	一九、二三九	二一、八八二	二七、九六一	三三、四四六

龍井村	二〇、九四四	一六、一二二	二一、七〇四	四〇、三三七	八〇、三三六
安東	四七五、三一九	六二二、三一八	七四二、七三九	一、〇九九、八〇七	八九三、七四六
大東溝	四、五三一	一、四一四	六七八	一、二二六	三四二
大連	一、五八六、八八六	一、七四〇、〇三五	二、〇三一、八四三	三、〇八八、五一七	三、五六二、一九六
牛莊	七五四、三九六	七八四、二三四	六六四、五九六	五〇六、三二一	五〇五、四八八

第八節　常關稅

第一款　沿革及意義

常關稅は昔時より存する支那內地關稅にして、其の徵收機關として單に關と稱せしか、千八百四十二年南京條約に依つて洋關卽ち新關を設くるに及んで、常關、舊關、老關又は鈔關と呼ひ、以て之を區別するに到つた、常關は凡そ海關、內地水路、互市場、陸路及ひ陸地國境等の要衝に設立せられ、此等關津を通過する貨物及船舶に對し征稅するものにして、原則としては常關にて徵收する關稅卽ち常關稅は、內地輸送の貨物、支那型船舶に依り輸送する貨物、竝に其船舶に對する稅金は總て常關にて徵收するものなれ共、大連、安東等の地方には此等常關の設置なきを以て、海關にて徵收し、營口地方には古くより之を存した、卽ち山海關以東、京奉沿線及奉天、直隸兩省と熱

河蒙古界に於ける邊門等の地方に常關を設け、山東及其他南清との民船貿易、直隷蒙古に至る内地通商貨物等に付常關稅を徵收した、關門の制は古く夏殷に起り、周代に備はり、終に歷朝の章程となつた。然れども夏殷時代の關は唯交通の警戒をなすに止まり、出入の貨物に課稅する事なかりしが、周代に及び交通者の取締を嚴にすると共に、關門に出入する貨物に對して一般に課稅するに到り、春秋戰國の時代に在つても、諸侯皆國境に關門を設け、降つて漢唐に到りては、全國要處に關を設け、以て邦域を防禦し、且國内の安寧靜謐を保持した。唐以後歷代皆關制あらさるなく、明に到つて其制大に整備した、然れども設關の目的は、公安を保持するにありて、出入の貨物に課稅するは其の主たる目的にあらさりしことは歷朝皆然らさるはない、清制は明制を踏襲したるものなるが、乾隆會典にも、凡て水陸の衝會、舟車の輻輳する所、商旅の聚集する所、關を設け官吏を置き其の治禁を掌らしめ、以て行旅を按し、貨物を通し此地に於て課稅し一方監督の使を計り、以て國家の經費を佐くと曰々とある、而して彼の支那本部と滿洲とを連結する山海關は、滿洲人が北京遷都以後直ちに此關門を把握して山海關道を設置し、往來を譏察し路票を發行せしめ、漢人の滿洲旅行者を取締つた所である、卽ち路票の形式は、本人の貫籍、職業、行先地點等を記入し、路票下附には最初一票に付、制錢十七文を徵し路票は歸途再び關吏に反納せしめたと云ふ。

前清の制に依れば、常關の事務は各關に監督ありて之を管理し、而して其の監督は、或は京官を派遣し、或は總督又は巡撫を以て之に任し、後には京官の派遣を廢し專ら督撫をして其事務を監督せしめ、督撫は道員若は知府知州等をして直接に之を掌らしむるに到つた。但し北京崇文門の監督は、欽差大臣正副二人を置き、又左翼右翼に欽差大臣各一人を置き、張家口に專任監督一人を置くことは尙舊制に從つた。要するに清末に於ける常關の事務は一二の例外を除くの外總督又は順撫の管轄に歸し、督撫は常關所在地の道員をして監收せしめ、又或場合には府州縣の如き道以下の官廳に委任して其の事務を行はしめ、又或は特に委員を派して之を監督せしめた。常關には元戶關工關の別あり、前者は戶部に屬し、後者は工部に隷した、戶關の監督より戶關の收支を奏明し、同時に戶部に報告するときは、部內の貴州淸吏司之が稽覈をなし、又工關に對しては工部に都水淸吏司ありて、同一の手續をなしたか、光緒三十二年の官制改正の結果、工關も亦戶部の後身たる度支部の管轄に歸し、且つ同一地方にあるものは漸次戶關に倂合せられた、故に此の官制改正と同時に戶關工關の區別は消滅したのである。

革命以後は、常關の監督を中央政府に直隷せしむる方針を取り、臨淸、淮安、鳳陽、太平、武昌、陽漢、贛嬰の八關には專任監督を置き、崇文門、左右翼、張家口、殺虎口、歸化城の各關を徵收

局と改め、以上五徴收局には專任局長を置き、共に財政部に直屬せしめ、潼關、溽州、辰州、寶慶、成都、寧遠、廣元、雅安、叙永、打箭爐の各關の監督は各該省の國稅廳籌備處長（今の財政廳長）をして兼任せしめ、其他の各關は各其の所在地の海關監督の兼任とした、從つて山海關海關監督の管轄に屬し遼瀋道尹之を兼任する事となつた。

第二款　稅率

常關にて徴收する租稅は貨物及船舶の通過稅なる事は既に之を述へた、而して之等稅率は前清にあつては、戶部則例の規定に依るものして、或は雍正初年の所定に係るものあり、或は乾隆年代の所定に係るものかある、元從價五分（價格は規定の後に改變せす）を標準させる從量稅なりしか、戶關と工關とは其稅關を異にするのみならす、戶關中に在りても各關相同からす、甚しきに到つては同一常關の下に在る分關分局にして、各其の稅率を異にするものかあつた。後年海關の管理に屬するものは附加稅等に就き、多少改定する所ありしか、大抵舊慣に從ひ、唯山海關は津關粤海等の關と共に、光緒季年に海關稅率の半額となした。

抑々常關の稅率は、之を木榜に刻して市街に樹立し、國民に周知せしむる定なりしか、實際に行はれさりしみならす、其の徴收にあたつては官吏の手加減に依つて隨意に之を增減せられ、

規定はありしも實際には行はれなかつた。故に一八四二年南京條約に依り廣東外四港か始めて通商の爲開設せらるゝにあたつて、英國政府は同條約に於て、清國政府に約するに常關稅の稅率を一定して之を公布す可き事を以てした。(南京條約第十條)斯くて清國政府は英國に對し條約上の義務を負ひしに拘はらす、之を實行せさるのみならす、一八五三年以來新に釐金制度を創設し、益々煩苛なる誅求をなすに到りしを以て、一八五八年の天津條約第二十八條に於て、同條約調印後四箇月内に通過稅(今の常關稅を指す)の稅率を一定し、清英兩國人に布告知悉せしむ可きことを約し、同時に一定の代償稅(卽ち子口稅)を拂ふときは、此等常關稅竝に釐金の一切を免かるゝを得るの規定を設けた、尙通過稅の稅率を一定し、清英兩文を以て公示すへきことは、天津條約附屬の稅率附則第七條にも之を規定して居る、要するに天津條約の該條は

一、通過稅(常關稅及釐金)の稅率を一定すること。

二、一度通過稅を納付せるものは沿途各局の課稅を免除せらるゝこと。

三、通過稅を完納せし以上は、輸出入品とも其の輸送距離の遠近に拘はらす、何等の課稅をなさゝること。

四、通過稅率は淸英兩文にて、清英兩國民に對して告示せらる可く、兩國人は差別なく此の公

表せられたる稅率に依り稅金を支拂ふこと。

を規定した。然し南京條約は輸入品に對する內地關稅の事のみを規定し、輸出貨物に言及せす、是れ當初廣東に於ける英國商館か、この內地關稅を課せらるゝ點に於て困難を感せし事多かりしに依るのである、可し然るに其の後に到り支那物產に對する外國の需要增加し、支那內地の產物を通商國岸に搬出する爲め問題を生するに到りしを以て、天津條約にては輸出貨物に對する內地通過稅の事をも始めて規定するに到つたのである。

前記の如く淸國は再三英國に約するに通過稅の稅率を一定す可きことを以てしたるに拘はらす、遂に之を實行するに到らす、尤も宣統年間、度支部は稅務處と會商し、常關稅率の改正を企圖したるか、議未た定まらすして革命に逢つた、然るに民國三年財政部は常關稅率改定の規定を設け、同年六月十日大總統の批准を得、稅務處と會商して之を實行する事となつた。

卽ち同年財政部飭第二五九號を以て各關に之か改正を命した、該規定に依れは、

一、常關の稅率は津海關、山海關等の先例に倣ひ海關稅の半額を標準として之を改正すること。

二、各關に於ける現行稅率と、海關稅率を比較し、現行稅率か海關稅率の半額に及はさるものは一律に海關稅率の半額に改め、其現行稅率か海關稅率の半額に等しきか又は其半額を逾ゆ

るものは總て現行税率に從ふこと。

三、海關の管理に屬する常關の税率も右規定に依り改正することとし、附加税等に關しては何等言及することかなかつた。

山海關は該規定に基き、五十里外常關續訂税例施行條例八箇條を制定し、財政部の批准を經て同年末より之を實施した、卽ち該施行條例に依れは

一、今次の續訂税例は財政部民國三年第二二五號飾を遵照し、海關税則に比照し折半數を標準となし、舊例か海關税則折半數より輕きものは海關税則折半例に從ひ、又相等しきもの及重きものは概して舊例に從ひて辦理す。

二、凡そ續訂、税例に未た記載せられさる貨物は價格に百分の二、五を按して徵收す。

三、凡そ續訂税例に某貨每斤、或は每件税若干と明定しあるものにして、各局卡の便宜上斤數に依るものは、斤數を以て斤數を計算課税するを准す。

四、局卡は所有從價徵税及斤數を按して件數となし、又件數を以て算定したる征税貨物は、每月々報を作製して監督公署に送附す可し。

五、槑船税は凡そ槑頭五尺以上に及ふものは仍ほ舊例に照して征税し、五尺未滿の糧船は積載

糧貨の多寡を按して徵收す、其の榆關、天橋廠、大孤山の三局に於ける小船槳艙船は各 習慣辦法に從ひ以て簡便を期す。

六、今次續訂稅例實行從前頒布の稅則は總て無效となす。

七、本稅例稅銀數目は總て大洋銀を按して計算すへし。

八、本稅例は已に財政部の批准を奉し公布施行す。

等にして課稅品は貨物の品質種類の類似等に依り二十四類に分ち、海關稅則の 折半率に從ひ大洋銀に換算したる從量稅を課し、船稅は仍ほ舊例に從つた。

左に該續訂稅率表を例示す。

第三款 常關稅率表

一、硝磺礬鹼類

品目	單位	稅率（角分厘毛）	品目	單位	稅率（角分厘毛）	品目	單位	稅率（角分厘毛）
口鹼	一〇〇斤	一、五〇〇	青礬	一〇〇斤	七六〇	皮硝	一〇〇斤	二一〇
土鹼	同	七五〇	石羔	同	一、四一〇	洋硝	同	三八〇
白礬	同	七五〇	石黃	同	三、三五〇	信石	同	四、四三〇
滷	同	三八〇	面鹼	同	一五〇			

二、煙酒油醋醬臘燭類

品目	單位	稅率（角分厘毛）	品目	單位	稅率（角分厘毛）	品目	單位	稅率（角分厘毛）
煙葉	一〇〇斤	八、一二〇	桂花油	一〇〇斤	七、五〇〇	蘇合油	一〇〇斤	七、五〇〇
煙末	同	八、一三〇	薑油		三七、五〇〇	茶油	同	二、二五〇
煙糸	同	一六、二四〇	安息油		四、五〇〇	桐油	同	二、二五〇
煙梗	同	七五〇	桂皮油		六七、五〇〇	紅白醋	一〇罈	四、四一〇
定子煙	同	一六、二四〇	薄荷油		二六、二五〇	洋醋	一〇打	四、四一〇
水煙	同	一六、二四〇	玫瑰油		三七、五〇〇	香油	一〇〇斤	三、七五〇
紙煙煙捲	同	一六、二四〇	檀香油	一〇〇瓶	七五〇	豆油	同	二、二五〇
中國鼻煙	同	三二、六三〇	如意油	同	七五〇	棉花子油	同	二、二五〇
外國鼻煙	同	五四、〇〇〇	八角油	一〇〇斤	三七、五〇〇	花生葉油	同	二、二五〇

三、香料茶椒類

品目	單位	稅率（角分厘毛）	品目	單位	稅率（角分厘毛）	品目	單位	稅率（角分厘毛）
萬香	每百枚	二、一八〇	草香	一〇〇斤	一、五〇〇	降香	一〇〇斤	一、〇九〇
安息香	一〇〇斤	五、五八〇	沈香	同	一、五〇〇	檀香	同	二〇、一六〇

品目	單位	稅率（角分厘毛）
時辰香	一〇〇斤	一、五〇〇
香料面	同	三、七五〇
香米	同	七五〇
香肥皂	同	二、四四〇
皂子	同	七五〇
八角	同	三、七五〇
八角渣	同	八八〇
瘟子	一〇〇盒	四、五〇〇
官粉	一〇〇斤	七、五〇〇
棉胭脂	同	一五、〇〇〇
榆面	同	七五〇
香料膏	同	六、七五〇
拘花	同	七、五〇〇
細茶	同	九、三八〇
粗茶	一〇〇斤	三、七五〇
茶梗	同	七五〇
花淑	同	六、〇〇〇
淑枝子	同	二、二四〇
芥面	同	三、〇〇〇
胡淑	同	七、七一〇
大料	同	四、四七〇

四、雜貨類

品目	單位	稅率（角分厘毛）
氷糖	一〇〇斤	四、四七〇
白糖	同	三、八二〇
紅糖	同	二、三一〇
糖	同	七五、〇一〇
乾	同	一、五〇〇
呀蘭米		三七、五〇〇
松香		一、五〇〇
紅曲	一〇〇斤	七、五〇〇
米曲	同	一、八八〇
姜黄	同	二、二七〇
火絨	同	二、六三〇
花批面花	同	三、三九〇
胰子	同	三、三八〇
糖稀	同	一、一三〇
糖果	一〇〇斤	六、六三〇
蝕乾	一〇〇匣	二〇、〇〇〇
蜂蜜	一〇〇斤	六、七五〇
柿霜	同	六、〇〇〇
火紫	一〇〇架	五、五九〇
牛奶	同	二、八〇〇
洋粉	同	三〇、〇〇〇
氣水	同	三八〇

五、腌臘海味菜蔬類

品目	單位	稅率（角分厘毛）	品目	單位	稅率（角分厘毛）	品目	單位	稅率（角分厘毛）
燕窩	一〇〇斤	四、一三〇	木耳	一〇〇斤	七、五七〇	葛仙米	一〇〇斤	一八、七五〇
魚骨	同	六〇、〇〇〇	魚肚	同	七、五〇〇	干貝	同	二、〇六〇
魚唇	同	二三、五〇〇	乾魚	同	三、七五〇	火腿	同	四、一三〇
海參	同	一一、二五〇	鮮魚	同	一、六四〇	生猪肉	同	一、一〇〇
小蝦米	同	二、七〇〇	大蝦米	同	六、〇〇〇	鮮筍	同	四一、三四〇
蝦皮	同	一、四七〇	萬年青	同	二三、五〇〇	筍乾	同	五、三六〇
草蝦	同	一、三五〇	黃瓜	同	〇三〇	磨菰	同	一一、二五〇
滷蝦	同	一、一〇〇	白菜	同	一二〇	金針菜	同	二、〇三〇
魚翅	同	一二、二五〇	菠菜	同	一二〇	淡菜	同	一、五〇〇
魚皮	同	一、五〇〇	蟹子	同	一、一〇〇	江白菜	同	一、八六〇
大沙魚皮	同	二一、九五〇	蛤子	同	一、一〇〇	鹿角菜	同	三、三九〇
小波魚皮	同	二、一六〇	烏魚蛋	同	七、五〇〇	麒麟菜	同	四、四五〇
髮菜	同	一五、〇〇〇	鹹蟹	同	一、五〇〇	龍鬚菜	同	四、四五〇
銀耳	每斤	一、八八〇	乾蟹	同	五、六三〇	海菜	同	一、八五〇
榆耳	同	三〇、〇〇〇	海蜇	同	一、九六〇	辣角	同	一二〇

葱	一〇〇斤	五八〇	乾姜	一〇〇斤	二、二七〇	同（夏目）	一〇〇斤	一、五〇〇
蒜	同	一、一二〇	蘿蔔	同	一二〇	山薬豆	同	一、一〇〇
鮮姜	同	一、一二〇	韮菜（冬目）	同	三、〇〇〇	山芋	同	一、二〇〇

（以下略）

第四款　徵收法

第一項　有稅品

爰に有稅品とは常關稅を賦課せらる可き貨物を謂ひ、前項各該總局管內に輸出入せらるゝ貨物、及各該總局管內を通過せる貨物にして、山海關發給の稅單、或は海關發給の洋土貨免重征專照を有せさるものは、總て有稅貨物として常關稅を徵收せらるゝの規定である、但同一省內の各縣生產貨物か該縣內の某地に輸送せらるゝ際は常關稅を免除せらる。

第二項　稅單及引票

第一目　稅單

常關は多く出入貨物の通過を監視するに便利なる所に之を置く、然らされは特に査驗人を派して有稅品の有無を査驗せしむ、而して商民か有稅品を運入し、或は搬出せんとするときは、先つ局卞に到り品目數量を通告し、局員の査驗を經て前記稅率に照して稅額を完納して稅單を

請求す可きてある。

第二目 引 票

常關稅徵收事務は、主として總局に於て之を管掌し、地理的關係或は地方情況に依つて總局の徵稅すること能はさる地方にあつては分卡を置き、有稅品あるときは「引票」と云ふ納稅通知書を發行して總局に到つて納稅せしむるのである、例へは陸路山海關に出入する貨物に對し、東西南北の四門に設けられたる分卡は、通過貨物を查驗し引票を發行するに止まる故、納稅者は該引票を東關分局に提出して納稅し、始めて前記稅單を下附せらるゝ規定てある。

第五款 常關稅の徵收額

海關の管理に屬する常關稅の徵收額は、海關統計に依つて詳細に知る事を得され共、海關の管理に屬せさるものは之を發表せさる故正確に之を知るを得ない。

第一項 海關管理に屬するもの

稅關報告

	一九一七年	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
輸入稅	兩 七七・三二〇・四九三	兩 三六・七二四・五六〇	兩 二八・一一四・五七八	兩 三〇・〇三二・八〇八

輸出税	四六・〇三二・九二九	五五・七一二・六九一	四一・九四一・六四二	五一・八一二・〇四〇
噸税	一五・六二九・九一三	一六・九五二・九六五	一一・九九八・三三〇	一一・九七四・三五二
船牌税	五・八五九・九〇〇	六・四九二・二二〇	五・五五四・三八〇	五・二五八・一二〇
合計	一四四・八四三・二五三	一一五・八八二・四三六	八七・六〇八・九三〇	九九・〇七七・三二〇

第二項　山海關監督の管理に屬するもの

宣統三年收入豫算額（平庫）四三四、七七四兩

民國三年實收額（大洋）四二五、二〇〇元

第一款　徵收機關

常關税徵收機關卽ち常關には海關所在地の周圍五十支里内に在るものと海關所在地の周圍五十支里外に在るものと二種に分る。

一、牛莊海關五十支里内に於ける常關

既述の如く常關の税則は元と戸部則例に據りしか、光緒二十六年（一九〇〇年）拳匪の亂に當りて、列國聯合軍の天津を占領するや、都統衙門を設け天津鈔關をその管理下に置き、積弊甚しき舊法を廢し新に海關税の二分の一を徵收することゝした、亂後鈔關は支那官憲に引き渡さ

れしも、光緒二十八年天津外主要開港場十九箇處、及其附近卽ち開港場の中心より五十支里內にある各局の收入は、北淸事件賠償金の擔保となれるか故に海關の管理に歸せしめ、其の稅率も依然都統衙門時代の所定に從ふことゝなつた、天津海關稅務司は光緒三十二年十一月評價方法を定めて稅務處の認可を得、又稅票交付の手數料其の他各種の雜稅は聯合軍時代に設けたる規定を襲用することゝし更に一九一三年修正を加へ爾來全支那の模範と稱せらるゝに到つた。滿蒙に於ては海關五十支里內に於ける常關は牛莊海關に屬するものの他には無いのである。

二、牛莊海關五十支里外に於ける常關は山海關監督の管理に屬し、山海關監督公署は營口に在りて現今遼瀋道尹をして兼任せしめ以て所屬總局十二局を直接監督する、左に右各常關の總局分局分卡所在地を列擧する。

關名	所在地	關名	所在地
楡關總局	直隸省臨楡縣城	北門馬市分卡	同上　北門
東關分局	山海關の東關に在り	義院口分卡	臨楡縣關內
東關分卡	山海關の東關に在り	九門分卡	
西門分卡	同上　西門	河口分卡	

中後所總局	奉天省綏中縣城即ち中後所
葛家屯分卡	綏中縣管內
嗚水塘分卡	同
興城縣城總局	奉天省興城東門外
釣魚臺分卡	興城縣管內
常山寺分卡	同
新臺門分卡	同
杜家屯分卡	同
復縣總局	
永寗涸分卡	蓋平縣管內
老古峪分卡	同
營口河北車站分卡	稽查員一人を置く
皇估屯車站分卡	京奉鐵道奉天驛
藍家屯總局	奉天省線縣管內
清家門分局	義縣管內
江家屯分卡	錦西縣
湯泉子分卡	義縣管內

暖地塘分卡	
松嶺門分卡	
碾盤溝分卡	
頭臺子分卡	
到龍臺分卡	
九官臺分卡	
界嶺口總局	直隸省撫寧縣管內
箭桿嶺分卡	撫寧縣管內
青山口分卡	同
冷口分卡	同
河流口分卡	同
桃凌口分卡	同
到家口分卡	同
錦縣車站總局	奉天省線縣驛
西關分卡	錦縣城西關
馬蹄溝分卡	錦縣管內

喜峰口總局	直隷省遷安縣內に在り
潘家口分卡	遷安縣管內
橫城分卡	同
鐵門關分卡	同
董安口分卡	同
溝幇子車站總局	奉天省北鎭縣管內
双臺子分卡	盤山縣管內
新民屯車站總局	奉天省新民縣管內
大孤山總局	奉天省岫巖縣管內
莊河縣分局	莊河縣城
靑堆子分卡	莊河縣管內
龍王廟分卡	鳳城縣管內
黃土坎分卡	同
北井子分卡	同
花園口分卡	莊河縣管內
天橋廠總局	錦縣管內

第九節　稅捐

第一款　稅捐の種類及性質

茲に稅捐とは東三省各稅捐徵收局にて徵收する各種稅捐を總稱したもので田賦(地租)當稅(質屋稅)各種契稅、鹽稅、魚業稅、常關稅、海關稅及地方稅等を除き其の他各種の稅を總稱するのである其の性質、生產稅或は消費稅に屬す可きもの大部分を占め僅に各種帖稅の一項營業稅に屬するものかあるのみてある。

一、統　税　二、煙　税　三、酒　税　四、牲畜税　五、各種帖税（當帖を除く）
六、木　税　七、繭絲税　八、船　捐　九、糧貨税　一〇、葦　税
一一、鑛　税　一二、中江税

等の十二種を算すれ共、各徴收局の地方情況同しからさるを以て、右の中第五項までは各局を通して之を徴收するも第六項以下は特殊税に屬し特別情形ある徴收局に於てのみ徴收するものてある。

是を奉天省に見るに木税は東邊道各屬及奉天、鐵嶺等にあつては主要な徴税收入の一部を占むることあるも其他の地方にあつては全く其の收入を見さる處少なからす、繭絲税は沙河、鳳城、午海、蓋復、長甸等の各局の管轄地方の特産品たる柞蠶及其の製絲に課する税にして、糧貨税及葦税は沙河税局のみ之を徴收し、船捐は遼河及安東港往來の船舶に課するものなれは、營口、鐵嶺、沙河の三局のみ之を徴收し、鑛税は現今遼陽徴局の管下を除き別に見る可きものなく、中江税は輯臨徴收局に於て徴收するのみてある。

今滿鐵京奉兩鐵道沿線地方に於ける左記の九主要徴收局に就き、以上各種税捐の收入歩合を調査するに總收入に對し出産税（繭絲税を除く）三三、五％　銷場税（木税を含む）二五、七％　牲畜税九、七％菸税三、六％酒税二一五％各種帖税二、五％票費二、五％其他一、〇％割合て左表の如くてある。

局別＼税別	出產税	同豆税	銷場税	牲畜税	菸税	酒税	各種帖税	票費	其他	合計
鐵嶺	七、四八九	五三、七八四	一三、三一〇	一〇、七〇五	九三五	一六、四三〇	一、三三三	三、三六二	七、〇八八	一三三、四三六
奉天	三七、三三五	七三、八三九	一五〇、四五七	五五、八四三	二、一八八	八七、七八二	五、三三〇	七、五三五	—	四二八、二九九
遼陽	二八、六五七	七三、三七〇	三三、三三八	一五、四九〇	四九四	九六、九二九	三、五九〇	三、八三九	—	二五四、六九七
營口	二一、八九七	六、〇七五	四〇、九八一	九、五三七	一三、〇四三	九、六一三	七、〇〇九	三、九六二	八、七六六	一三〇、八八三
北鎮	一五、〇六五	一四、〇二六	六、三九一	五、七〇五	一、六七八	一四、五九九	一、九八〇	一、八三九	—	六一、二八三
錦縣	三三、三四二	一七、二一八	六九、四四一	一三、九八八	一六、三一〇	二九、三八六	二一、六一六	四、六〇三	—	一九三、九六四
鳳城	三三、一七四	一七、三〇七	二一、七七二	三、三八二	一二三	一三、五九三	三七三	一、二〇〇	—	七九、八一三
牛海	二一、九九四	三六、四六〇	三一、一二四	二一、六八〇	一、二四八	五九、七〇一	三、〇九六	六、七〇五	—	一八一、九九九
蓋復	二八、五八一	六、一五五	三七、四七〇	一六、六五〇	九、九九四	八四六	三、五七六	五、九三七	—	九九、一八五
合計	三二六、五三四	二九五、二二四	三九四、二六四	一五〇、八八〇	五五、〇〇三	三二八、八九七	三七、八九九	三八、九八二	一五、八五四	一、五三三、五五八
歩合	〇、二四三	〇、一九三	〇、二五七	〇、〇九八	〇、〇三六	〇、二一五	〇、〇二五	〇、〇二五	〇、〇一〇	

第二款　税捐徴收機關

税捐徴收機關を税捐徴收局と云ひ財政廳に直隷し所轄管内の税捐徴收事務を管掌して居る各局には必要に應して若干の分局及分卡を設置し税捐徴收事務の分擔或は脱税監視等を掌らしめる、左に税捐徴收局竝に各該局の管轄區域及所屬分卡等を示すてあらう。

第一項 奉天省

稅捐徵收局竝に所屬分卡所在地表

徵收局名	徵稅管轄區域	總局所在地	所屬分卡等級 一等	二等	三等	四等	五等
省城	瀋陽縣、撫順縣	奉天城內		南門、東門、撫順	千金寨、撫順	馬三家子、蘇家屯、新城堡、閣老溝	
遼陽	遼陽縣、本溪湖	遼陽城內			劉二堡、小北河、沈旦堡、本溪湖、尾明山、牛心臺	沙河、茨楡坨、唐馬寨	西門、北門、養馬集、荒溝、田師付溝、平臺子
沙河	安東縣	安東	中江臺外二ヶ所		東溝	趙氏溝外二箇所	本埠東外五箇所
遼康	雙山縣、遼源縣、康平縣	遼源			雙山鎭	康平縣外三箇所	南驗卡外三箇所
鐵法	鐵嶺縣、法庫縣	鐵嶺	法庫		新臺子外一箇所	石佛子外三箇所	葉茂臺外六箇所
新民	新民縣、遼中縣、彰武縣、臺安縣	新民		彰武縣	大民屯外一箇所	石佛子外五箇所	公主屯外六箇所
錦縣	錦縣、錦西縣	錦縣城內			天橋廠外一箇所	小民屯外五箇所	餘積屯外四箇所
牛海	海城縣	海城			牛莊外一箇所	火車站外六箇所	湯岡子外七箇所
海龍	海龍縣、輝南縣	海龍		朝陽	海龍	土口子外三箇所	

昌圖	昌圖縣	昌圖
開原	開原縣	小孫家臺
梨樹	梨樹縣	梨樹
懷德	懷德縣	公主嶺
西豐	西豐縣	西豐
營口	營口縣	營口
通桓	通化縣 桓仁縣	通化
洮南	洮南縣外六ヶ所	洮南
東豐	東豐縣	東豐
西安	西安縣	西安
新賓	興京縣 撫順縣の一部	興京
柳河	柳河縣	柳河

八面城		
金家屯外二箇所	南關分外五箇所	二道溝外七箇所
		石家臺外六箇所
四平街外二箇所	郭家店外二箇所	二寨子外一箇所
	懷德外二箇所	大嶺外三箇所
	二道崗外一箇所	天德泉外四箇所
大石橋外一箇所 啓文門外二箇所	通會門外二箇所	夏家屯外二箇所
	桓仁縣外一箇所	沙尖子外四箇所
	金城堡外六箇所	乾安鎮外一箇所
楊木林	四平街外一箇所	
	三道河外一箇所	
	陵街外一箇所	本定山外四箇所
	榛子哨	仙入溝外七箇所

蓋復	蓋平縣復縣	蓋平			復縣	蓋平陷關外一箇所	湯池外五箇池
鳳城	鳳城縣	鳳城			龍王廟	黃土坎外四箇所	弟兄山礦外十五箇所
孤山	岫巖縣外一箇縣	大孤山				莊河外三箇所	紅旗溝
綏興	綏中縣外一箇縣	綏中			興城	前衛外一箇所	沙河所外一箇所
義縣	義縣	義縣城內			清河門	稍戸營	劉龍臺外五箇所
北鎮	北鎮縣外一箇縣	北鎮				溝幇子外二箇所	趙家屯外九箇所
黑山	黑山縣	新立屯				黑山外一箇所	余拉門外七箇所
輯臨	輯安縣外一箇縣	輯安				臨江縣外一箇所	荒分山溝外五箇所
長甸	寬甸縣	長甸				荒溝外三箇所	小浦石河
撫安長	撫松縣外二縣	蕭松					

第二項　吉林省稅捐徵收局

吉林省に於ける稅捐徵收局を擧ぐれば次の如くである。

斗　　税　總局は吉林城內にあり長春、哈爾賓に分局を有す。

菸酒木税　總局は吉林城內にあり伊通川、岔路河、双陽河、法特哈門、盤石縣、哈爾賓、寧古塔、新城、三姓、琿春、阿勒楚喀、長春、双常堡、五常府に分かある。

蔘　葯　税　吉林城內に總局各所に支局かある。

當　舖　税　同

燒鍋票税　同

山海土藥税　同

午　馬　税　吉林城內に總局、伊通、新城、五常、賓州、双城、長春、農安等に分局かある。

雜　　捐　總局　吉林

分局　伊通、長春、伯都訥、双城、河什河、五常府、三姓、寧古塔、琿春

局卡　紅窰、沙河子、拉林、賓州、三岔口

第三項　黑龍江省徵收局

黑龍江省に於ける税捐徵收局は收税額の多寡に依り之を一、二、三等に區別し現に一等局六處二等局十一處、三等局十八處、計三十五處を算する、但し西維北、景星、庫瑪、漠河の四處には專局を設けず、之を該縣の公署或は設治局に委託して代徵せしめて居る。

黑龍江省税捐機關表を揭くれは次の如くである。

名稱	所在地	等級	分卡所在地
龍江徵收局	龍江縣城	一等	昂昂溪外三箇所
呼蘭徵收局	呼蘭縣城	同	沈家店
巴彥徵收局	巴彥縣城	同	趙家店外三箇所
海倫徵收局	海倫縣城	同	倫河鎭外五箇所
綏化徵收局	綏化縣城	同	十門房外三箇所
拜泉徵收局	拜泉縣城	同	三道鎭外二箇所
黑河徵收局	璦琿縣黑河	二等	璦琿外三箇所
木蘭徵收局	木蘭縣城	同	石頭河子外四箇所
蘭西徵收局	蘭西縣城	同	小楡樹外三箇所
慶城徵收局	慶城縣城	同	吳家船口外一箇所

青岡徵收局	青岡縣城	二等	興化鎮外四箇所
肇州徵收局	肇州縣豐樂鎮	同	葫嚕興外二箇所
肇東徵收局	肇東縣城	同	五里米外一箇所
大賚徵收局	大賚縣城	同	二龍梭口外三箇所
泰賚徵收局	泰來縣城	同	東明卡外六箇所
安達徵收局	安達縣城	同	安達站
望奎徵收局	望奎縣城	同	黃土埃子
對青山徵收局	對青山縣城	三等	五城外四箇所
通河徵收局	通化縣城	同	二站外二箇所
湯原徵收局	湯原縣城	同	頭臺站
訥河徵收局	訥河縣城	同	拉哈站
林甸徵收局	林甸縣城	同	
嫩江徵收局	嫩江縣城	同	塔溪外一箇所
克山徵收局	克山縣城	同	二克山外一箇所
綏楞徵收局	綏楞縣城	同	單家船口
茂興徵收局	肇州縣茂興站	同	頭臺外五箇所
興隆徵收局	巴彥縣興隆鎮	同	
西集廠徵收局	巴彥縣西集廠	同	

札蘭屯徴收局	布西設置局札蘭屯	三等	二站 外二ヶ所
西維北徴收局	西維北縣城	同	
景星徴收局	景星縣城	同	腰庫勒外一ヶ所
庫瑪徴收局	呼馬縣庫瑪爾河	同	
漠河徴收局	漠河縣城	同	連蔭 外三ヶ所
馬家船溝徴收局	呼蘭縣馬家船口	同	
雙河徴收局	綏化縣雙河鎭	同	六井子
合計	三十五處	一等六處 二等十一處 三等十八處	

第三款　東三省稅捐徴收額及稅捐局徴收成績

第一項　奉天省

奉天省稅捐收入額を調査するに、民國六年奉天財政廳の發表したる民國三、四、五年の三箇年間に於ける各徴收局實收平均總額は大洋四百三十一萬三千萬元にして、各稅捐局の徴收成績は次の如くである。

徵收局名	民國三、四、五年實收平均數	民國六年分
省城	四〇八、二八三元	四八五、三九七元
遼陽	三二二、三九二	三七二、四七一
沙河	三二一、五八三	四〇三、〇四二
遼康	二一七、〇〇三	二五六、二九四
鐵法	二二五、四〇八	二九七、四四七
新民	二二六、九六七	二八五、二六九
錦縣	一九八、九五五	二四一、九八四
牛海	一八〇、三五八	二〇九、八六八
海龍	一七五、四九一	二一七、七〇六
昌圖	一五四、二九三	二一七、五一二
開原	一三一、〇五六	一五九、五七二
梨樹	一二八、五五一	一五九、一八五
懷德	一一〇、八五五	一六八、一一六
西豐	一一八、五四七	一四九、三九五
營口	一一七、六七七	一三五、九七二
通桓	一一六、五四〇	一三四、四〇三

洮南	一〇七、〇〇六	一四二、五八〇
東豐	一一九、二六五	一五五、六七四
西安	一一四、六四三	一三六、三四七
新賓	九九、一六七	一二一、一〇七
柳河	九四、一五三	一二二、七七六
蓋復	九五、三八三	一一六、九三六
鳳城	七〇、八三二	八六、二〇二
孤山	六一、三一二	八五、二五二
綏興	六九、四一六	八二、六一四
義縣	六五、八二五	七一、六四一
北鎮	五九、二三三	八六、六八七
黑山	六九、四六六	八七、四七〇
輯臨	六一、五六二	七三、七五五
長甸	五六、七四二	七八、三三五
撫、安、長	一三、三五三	五二、七三二
合計	四、三一三、三一五	五、三九三、七三七

第二項　吉　林　省

吉林省に於ける稅捐徵收額を調査するに吉林財政廳の發表したる、民國七、八、九年度に於ける租稅徵收額の表より、稅捐收入を計算せば次の如くである。

民國七年度稅捐徵收額

大洋　四百十四萬六千〇五十四元

民國八年度稅捐徵收額

大洋　四百五十一萬五千四百二十七元

民國九年度稅捐徵收額

大洋　五百五十二萬五千四百二十七元

第三項　黑　龍　江　省

黑龍江省に於ける各稅捐徵收局の民國三、五、六、七年度徵收額を調査するに次の如くである。

民國三年度	實收額總計	大洋	一、五〇二、八六五元
同　五年度	同	同	一、七九八、五七六元
同　六年度	同	同	一、七八四、五七七元
同　七年度	同	同	二、〇三四、八五二元

右の如く民國七年度分は前三年度に比し三割五分前六年度に比して一割四分の増加を示して居る、尚ほ左に地方局別成績を示すてあろう。

徵收局々別徵稅成績表（民國七年度分）

（民國八年六月十四日黑龍江報所載）

徵收局名	比較數（徵收額の標準數）	實徵數	增	減
龍江	一四七、〇九四元	一七一、七三四元	二四、六四〇元	
呼蘭	一八八、〇二九	二〇九、五九四	二一、五六五	
綏化	一七一、二五五	一八四、六七二	一三、四一六	
海倫	一四九、一三五	一六二、〇四五	一二、九〇九	
巴彥	一〇一、一一七	九五、三〇九	五、八〇八	
拜泉	一一六、六五六	一九五、三三三	八一、六七六	
運河	五五、三二二	七〇、四四八	一五、一二五	
慶城	四四、〇〇三	四九、七八六	五、七八三	
蘭西	五九、八五七	七五、六一六	一五、七五八	
望奎	一〇一、四八六	一三四、七一五	三三、二二九	
對青山	二五、三七七	二九、六九八	一四、三二二	
訥河	一一、〇二五	一四、八一三	三、七八七	

林甸	五、〇〇八	八、四八三	三、四七五	
克山	一四、八一七	三一、九二七	一七、一〇九	
安達	二六、七八四	五三、二七〇	二六、四八六	
通河	四四、六七七	五二、〇六二	七、三八五	
雙河	一四、五五六	一六、九一九	二、三六二	
肇州	四八、四五九	五二、五二七	四、〇六八	
肇東	三八、四三七	三八、六二七	一八九	
泰來	四一、〇二五	四四、六〇〇	三、五七五	
青岡	五一、九〇八	五二、七二五	八一七	
西集廠	四一、三八九	四五、一二一	三、七三二	
嫩江	一一、七七七	一一、八一二	八三四	
札蘭	八、八七五	九、三〇〇	四二九	
湯原	一四、八八四	一六、二七七	一、三九五	
茂興	二四、四一九	二〇、八二三		三、五九五
大賚	五四、六七四	四四、三二〇		一〇、三五四
木蘭	五四、三五〇	五一、一五五		三、一九五
興隆	一九、三九六	一七、九六二		一、四三三
馬船	二七、七二二	二〇、〇〇八		七、七一三

綏楞	二四、八八四	二一、七一九		三、一六四
景星	四、四四五	三、七二三		七二一
庫瑪	一四、六九六	八、三九五		六、三〇〇
漢河	一八、二〇二	一三、二五六		四、九四六
蘿北	一一、八二二	六、〇六〇		五、六六一
合計	一、七八四、五七七	二、〇三四、八五二	三〇三、二七〇	五二、九九六
增減			增	二五〇、二七四元

第四款　鑛税

第一項　鑛税の性質

鑛税は鑛產税及鑛區税の兩税を含む。

鑛課は卽ち確業税にして、銅、鉛、金、銀等の各廠に對し一定の税率に依つて之を賦課するものにて、淸國時代には原則として各廠產出礦物の斤量を計り、其の幾分を取りしか、現在は實物を徵收せす一定の税率を設けて銀兩を以て徵税す、又正税の外附加税として種々の税目を設くれ共、礦廠に依り亦礦物の種類に依りて一定しない。

今奉天省に付て之を見るに、礦税は鑛區税及鑛產税の二つに分れ、鑛區税に付ては鑛物の採礦

を爲す場合には、一鑛區毎に一箇年毎畝銀三角を收むる事と定め、鑛產稅に付ては鑛物は出產地の市價千分の十乃至十五を納むるものとする。

鑛稅徵收機關は、財政部の直轄に屬する各省財成廳なりしか、實業廳の新設と共に之を同廳の管掌事務に改めた。奉天省に付ては未た實業廳の設置なき故財政廳之を管理し、各地に於ける鑛稅は各所屬徵收局にて徵收する、但し本社撫順煙臺兩炭坑の收むる石炭稅は例外として撫順縣知事に直接交付し、該知事より財政廳に送附する。

第二項　徵收手續

徵稅手續に付ては鑛業權者は六月十二月の兩期に於て、次期六箇月間の鑛區稅を納入して領收證書を受くる事を要す、鑛產稅は每年一月七月の兩期に於て、前六箇月間の產出額に照して納付し領收證を受くる事を要する。

第五款　菸　酒　稅

第一項　菸酒稅の性質

菸酒稅とは煙草及酒に課する稅目にして、前淸時代には單に賣上高に對し消費稅を課するのみなりしか、民國政府は財政窮乏の結果、新に販賣煙酒特許牌照稅及公賣費の兩稅を課したる

故廣義の菸酒税は從前の消費税たる菸酒税及上述の販賣煙酒特許牌照税並に公賣費を意味するのである。

其の税率は次の如くてある。

第二項　税　率

一、菸酒税

（イ）菸税

菸類（菸葉及菸酒等）	正税	毎百斤	大洋	一元六角	附税	正税の一割一角六分	票費 毎枚 銅元 二枚
紙煙（巻煙草類）	正税	毎一萬本	大洋	一元六角	附税	正税の一割一角六分	票費 毎枚 銅元 二枚

備考　各種鼻煙は銷場税品として銷場税を課す。

（ロ）酒税

燒酒	正税	毎百斤	大洋	一元六角	附税	正税の一割	票費 毎枚 銅元 二枚
紹酒各種洋酒及薬物釀造酒	正税	同	同		同		同
黄酒	同		大洋	八角	同		同

二、販賣菸酒特許牌照税　煙草類或は酒類販賣營業者は毎年左記の特許牌照税を課せらる。

整賣（卸賣）營業	大洋　四十元	甲種零賣（小賣營業）	十六元
乙種零賣營業	八元	丙　――	四元

三、煙酒公賣費

（イ）酒公賣費　毎百斤　大洋一元二角

（ロ）煙草——　同　同

四、門牌執照費　燒鍋開業許可證にして開業の時釀造設備の大小班類を註期して下附せられ毎年一回換給せらるゝも手數料を徵せす。

第三項　徵收方法

イ、煙稅　東三省に生産したる煙草は原産地方にて徵稅し、他地に轉賣せらるゝとき原納稅票あり品目數量の符合せるものは重稅を免せらる、外省より移入せらるゝものは入省後最初の通過局卡に於て徵稅せられる。

ロ、酒稅　東三省内に於て製造せらるゝ燒酒は、燒酒釀造家より春夏秋冬の四季に分つて納稅すへきものにて、製造酒量計算は燒鍋設備の大小班數に依り納むへきものとする。

外省運入の酒類は、他省納稅執照の有無を論せす一般に課稅せられる、卽ち入省後最初の局卡に於て所定の酒稅を徵收し稅票を發行する、而して目的地に到つて、最初の局卡の發給したる稅票を有するときは再ひ課稅せらるゝことなきも、該稅票を有せさるか、或は品目數量稅票と符合せさる時には規定の如く課稅せれる。

一、販賣菸酒特許牌照稅

煙草及酒類の卸賣營業をなすものを第一種整賣營業と呼ひ、小賣營業を第二種零賣營業と云ひ、第二種營業は更に三種に分ち、一定の店舗を有し煙草或は酒類販賣を其の專業或は主要營業となすものを甲種零賣營業、一定の店舗を有するも煙草或は酒類販賣を其の兼業に係るものを乙種零賣營業、一定の店舗を有せす路傍に露店營業をなし、或は路上販賣をなすものを丙種零賣營業と云ふ、而して前項の營業を爲さんとするときは、營業許可の申請書を所轄稅捐徵收局に提出し、前揭の相當稅率に照して納稅するものとする。

二、煙酒公賣費

內國生產の菸酒販賣は之を政府專賣とし、民間生產の煙酒を買收し、商人に拂下販賣せしむるものにて、各省に煙酒公賣局を設け、煙酒の生產及販路の狀況を參酌し、省內を數區に分ち各區に分局を置きて專賣事務を管理せしめる、奉天、吉林、黑龍三省にても、各煙酒公賣局を設け各地に各分局各支棧を設置したるか、全省燒商等相聯合して、分局及分支棧の設立に反對したるため、遂に變通辦法を設け、各稅捐局をして代理せしむる事とし、各燒商より公賣費を徵收して公賣に代へ、幾度か紛議を重ね、後遂に前記率の如く決定し、尙燒商の困

難を慮つて暫く公賣費を半減し毎區に監察官一人を派し常駐檢査せしむる規定てある。

第六款　牲　畜　稅

第一項　牲畜稅の性質

牲畜稅とは牛馬騾驢豚羊の六種家畜か賣買せられ、或は他地に運搬せられ或は屠殺せらるゝ際其の買主若は所有者に對し課せらるゝ稅を云ふ、其の稅率は次の如くてある。

一、賣　買　稅

牲畜別	正稅(單位)	稅率	附稅(正稅の一割)	局費	票費(稅票一枚に付)	備考
牛馬騾	從價每百元	大洋五元	大洋五角	正稅の二割	一角	
驢	同	二元五角	二元五分	同	五分	
羊	每頭	五分	五釐	なし	二分	
𤜵牛	同	一元	一角	なし	なし	
豚(五十斤以上ノモノ)	從價每十斤	二角	二分	正稅の一割	二分	
豚牛凍肉	同	同	同	同	同	
小豚(五十斤以下二十斤以上)	每頭	五分	五釐	なし	二分	
小豚(二十斤以下)	同	三分	二釐	なし	二分	

邊外輸出ノ凍牛肉	每百斤	二元五角	二角五分	なし	なし

二、過路稅（通過稅）

稅率は凡て賣買稅と同し

三、屠宰稅

賣買稅を納むる外屠宰家畜は檢査料の意味を以て屠宰料を課せらる。

各屠宰牲畜　每頭に付　大洋五分

四、補徵牲畜稅

馬	甲種收費	大洋一元	乙種收費	大洋七角
騾	甲種收費	大洋一元	乙種收費	大洋七角
牛		同　七角	同	同　五角
驢（等級を分たす）		同　三角		
滋生執照		一枚ニ付　一角		

第二項　徵收方法

現行章程に所謂牲畜とは前述の如く牛馬騾驢豚羊の六種家畜を指すものにて、此等家畜は賣

買の度毎に課稅せられ、取引の成立したる時は、買主は最寄稅捐局に屆出て前項稅率に照し牲畜稅を納付する規定である、又他地方に運搬せんさするときは納稅後に於て之を許され、外省より運搬し來るものは自省内に於ける最初の局卡にて牲畜稅を完納し始めて入省を許さる、此等牲畜か指定地點に到るも轉賣せさるときは課稅せられされ共若し到着後轉賣せるときは再ひ徵稅せらる、買主又は所有主か納稅したる時は、納稅證として牲畜の種類毛色年齡等を記載した稅票を發給せられ、轉賣或は屠殺した時は局に返還すへきものにして四聯票より成つて居る。

第七款 繭絲稅

第一項 繭絲稅の性質

繭絲稅とは山繭繭絲及其加工品に賦課する稅にして、從前は繭絲稅、剪課、山分繭稅及蓋準絲捐の四種あり地方に依つて稅率及徵收機關を異にしたりしか、民國二年に到り地方雜稅整理の名を以て、從前地方旗門衙門に於て徵收し居たるものの中にて、土地に課する剪稅及山場稅は地方縣公署に歸し、出產貨物に課する繭絲稅は總て稅捐徵收局に歸し、各地稅率及名稱を異にしたるものを統一して繭絲出產稅及繭絲銷場稅を課することに改めた。

第二項 稅率

（イ）繭絲出產稅　（正稅）從價百分ノ一、五　（附稅）正稅ノ一割　（票費）銅元　二枚

（ロ）繭絲銷場稅　（正稅）從價百分ノ二　（同）　（同）同

（ハ）紬子　即ち製織せる絹紬は一疋に付大洋一角を納稅す。

（ニ）挽子　百片の價格を大洋七十元と定め正稅百分の一、五を按し　一、〇五元　附稅〇、一〇五　計一、一五五を納稅す。

（ホ）山紬　一疋を大洋四、六二九六元と定め正稅百分の一、五を附し　大洋六、九四分　附捐〇、六九四分　計七、六三四分を納稅す。

備考　（ニ）（ホ）兩項は地方稅に屬し收捐處の收入に歸すれ共便宜上稅捐徵收局に於て代辦す。

左に奉天省に於ける繭絲稅收入額を擧く。

年別＼徵收局	鐵嶺	奉天	鳳城	安東	海城	蓋復
民國四年	二五一元	不明元	一八、二〇五元	不明元	不明元	三九、二八四元
民國五年	四四	九一四	五、五七七	不明	五、五五五	一八、二三三
民國六年	不明	不明	不明	（五月より十月まで）四、二六一	不明	三〇、二三〇

凡て統稅章程を準用す可き規定なる故、山繭及繭絲の前記の各生產地方より他に移動するさ

き、先つ出產稅を課せられ轉賣或は加工販賣せらるゝときは銷場稅を徵收せられる、課稅價格に付ては賣價に依つて課せらるゝ規定なるか、一定の評價格ありて、普通其に依ることゝする卽ち繭は籠或は個數に依り、絲は重さに依り、紬は疋に依つて一定の納稅標準價格あり、之に依つて稅額を算出するを慣例とす、左に蓋平に於ける徵稅評價格を示す。

（イ）繭　繭は柳條製の籠に包裝せられ一籠四萬顆入となし一千顆の價格を小洋二元と定めて計算し八十元に對し正稅百分の一、五卽ち一元二角附稅一割卽ち一角二分 合計一元三角二分を納稅す。

（ロ）絲　一包の重量一千六百兩（絲秤）卽ち百斤と計算し每兩價格大洋一、四三八八角 計價二三〇、二〇八元と定め正稅百分の一五を乘し正稅三、四五三元附

第三編　歲出

第一章　東三省の歲出

今最近の豫算案に依つて各省の國家歲出豫算額を擧ぐれは次の如くである。

奉天省	一千一百八十四萬六千七百七十四元	（民國七年度）
吉林省	一千三百七十萬七千三百十五元	（民國八年度）
黑龍江省	六百一萬二千六百三十二元	（民國八年度）

各省國家歲出豫算は經常臨時の二部に分たれ、外交部所管、內務部所管、財政部所管、陸軍部所管、司法部所管、農商部所管、敎育部所管、交通部所管の八門に大別せらる。

今各省に付各部門の歲出額を擧ぐれは次の如くてある。

歲出經常門

部別	吉林省	奉天省	黑龍江省
外交部所管	一三五、五〇六	八二、二〇〇	一一五、八二〇
內務部所管	一、五五四、四三二	一、六一五、一四八	五八五、二四二
財政部所管	七三四、七二一	九〇二、六八五	三二四、四一六

陸軍部所管	八、一七九、一五四	七、八二〇、六〇一	二、三五〇、八五九
司法部所管	五三三、八八五	六三五、一七一	一八八、四三二
農商部所管	七四、〇〇〇	七五、二七五	四二〇、九八〇
教育部所管	二三五、〇〇〇	四九一、〇三二	三〇、〇〇〇
交通部所管	九〇、〇〇〇	—	一二二、四四六
歳出經常門合計	一一、五三六、六九八元	一一、六三六、四六四元	五、六六八、七九八元

歳出臨時門

部門	吉林省	奉天省	黑龍江省
內務部所管	一六、八〇〇	一六、〇一〇	三八、〇〇〇
陸軍部所管	二、〇三五、八一七	一五七、二七〇	六四二、九七六
財政部所管	—	—	一三、〇〇〇
司法部所管	一一八、〇〇〇	—	—
農商部所管	—	九、八六九	—
外交部所管	—	二六、五四四	六九三、九七六
歳出臨時門合計	二、一七〇、六一七元	二一〇、一一〇元	
歳出經常臨時兩門總計	一三、七〇七、三一五元	一一、八四六、四七四元	六、〇一二、六三三元

第二章　奉天省歳出細目

今奉天省民國七年度國家歳出豫算に付その細目を擧ぐれは次の如くである。

第一節　外交部所管

歳出經常門

外交部所管

科目	
第一款　交渉費	—
第一項　奉天交渉署經費	七五、一二〇
第二項　營口交渉署經費	—
第三項　安東交渉署經費	—
第四項　公主嶺交渉署經費	五、〇〇〇
第五項　鐵嶺交渉署經費	六、〇〇〇
第六項　本溪湖交渉署經費	一、二〇〇

第七項　遼源交涉署經費	二、四〇〇
第八項　交涉費	一、四四〇
第九項　通化交涉費	一、四四〇
第十項　海龍交涉費	一、四四〇
第二款　華洋訴訟經費	五、八八〇
第一項　營口訴訟費	二、二二〇
第二項　安東訴訟費	二、二二〇
第三項　瀋陽訴訟費	一、四四〇
第三款　礦稅津貼	一、二〇〇
第一項　撫順代辦(煤稅津貼經費)	一、二〇〇
第四款　補助英醫院經費	—
第一項　補助英醫院經費	—
合計	八二、〇〇〇

歲出臨時門

外交部所管

科目	
第一款　奉天交涉署臨時經費	五、四〇〇

第一項　交渉員	五、四〇〇
第二款　署附設費	二一、一四四
第一項　机要處經費	一三、五一二
第二項　外交委員會經費	七、六三二
合計	二六、五四四
總計	一〇八、七四四

第二節　內務部所管

歲出經常門

內務省所管

第一款　各公署經費	八〇三、五六三
第一項　省長公署經費	一七二、九〇八
第二項　省長公署（警察經費）	五、〇〇〇
第三項　各道尹公署經費	七九、四〇〇
第四項　各縣公署經費	五二五、五六四
第五項　各縣々佐經費	二〇、五四四
第二款　警察經費	五一八、二八二

第一項　省城警務署（警察署經費）	三八五、三八九
第二項　安東警察廳經費	二八、六七四
第三項　安奉鐵路建警局經費	一二、六七六
第四項　遼河水上警察局經費	四一、四〇〇
第五項　鴨渾水上警察經費	四一、四〇〇
第六項　鴨渾口水警局附設卡倫局經費	四四二
第七項　遼源縣商阜局警察事務所經費	八、三〇〇
第三款　緝捕經費	六〇、九六〇
第一項　各縣捕盜營經費	六〇、九六〇
第四款　典禮經費	二、〇〇〇
第一項　典禮費	二、〇〇〇
第五款　醫院經費	一、八〇〇
第一項　營口隔離所經費	一、八〇〇
第六款　土業經費	二〇、〇〇〇
第一項　貧民習藝所經費	二〇、〇〇〇
第七款　全省清鄉局經費	七四、三四八
第一項　清鄉局經費	七四、三四八
第八款　省議會經費	一二四、三四三

第一項　省議會經費　一二四、三四三

第九款　常關禁煙奬費　一〇、〇〇〇

第一項　常關禁煙奬費　一〇、〇〇〇

合　計　一、六一五、一四八

歲出臨時門

第一款　省議會經費　一六、〇一〇

第一項　省議會經費　一六、〇一〇

合　計　一六、〇一〇

總　計　一、六三一、一五八元

第三節　財政部所管

歲出經常門

財政部所管

第一款　財政經費　一一二、九三八

第一項　財政廳經費　八七、七五八

第二項　稽征員經費　九、九九六

第三項　公債經理處經費　六、〇〇〇

第四項　契稅征收處經費	九、一七八
第二款　征收經費	四八九、八六三
第一項　各稅捐征收局經費	四二三、二六三
第二項　各縣回賦經費	六六、六〇〇
第三款　保護商船經費	七四、六二九
第一項　漁業商船保護局經費	七四、六二九
第四款　蒙旗經費	二二五、二五五
第一項　三陵衙門經費	三二、〇九一
第二項　蒙旗津帖	一四、一一二
第三項　協認三海關丘糧	一七、六九〇
第四項　皇室並糧折銀	六一、三六三
合計	九〇二、六八五
歲出臨時門	
預備費	
第一款　預備費	一四、七三二
第一項　各稅捐征收局	一四、七三二
合計	一四、七三二元
總計	九一七、四一七元

第四節　陸軍部所管

陸軍部所管

歲出經常門

第一款　各公署經費	二四〇、〇〇〇
第一項　督軍署經費	二二〇、〇〇〇
第二項　東邊鎮守使署經費	二〇、〇〇〇
第二款　陸軍經費	五、四一六、二八三
第一項　二十七師經費	一、九五六、四二九
第二項　二十八師經費	一、九五六、四二九
第三項　二十九師經費	一、九六九、八九〇
第四項　陸軍建山砲隊第一連經費	三三、五三五
第三款　防軍經費	六〇三、五三〇
第一項　右派巡防經費	六〇三、五三〇
第四款　憲兵營經費	四五、六一九
第一項　憲兵營經費	四五、六一九
第五款　各局經費	一八一、二四一

第一項	軍械局及附彈系隊經費	七四、八四七
第二項	陸軍測量局經費	七二、七九四
第三項	陸軍醫院經費	三三、六〇〇
第六款	陸軍講武堂經費	六四、八三八
第一項	陸軍武堂經費	六四、八三八
第七款	各隊營經費	三七五、八〇一
第一項	軍署衛隊營經費	一〇〇、〇〇〇
第二項	警備隊經費	二七五、八〇一
第八款	東流一帶勸運局全處經費	七六三、九九三
第一項	右同	七六三、九九三
第九款	旗營經費	一二九、二九四
第一項	旗營經費	一二九、二九四
合計		七、八二〇、六〇一元

歲出臨時門

第一款	軍署臨時費	七三、二六五
第一項	軍事廳經費	一三、二六五
第二項	探費	六〇、〇〇〇
第二款	戰時警備司令處及捕虜收容所經費	八三、九四二

第一項	右同	八三、九四二
合計		一五七、二〇七
總計		七、九七七、八〇八

第五節　司法部所管

歲出經常門

第一款	審檢廳經費	二九三、一二八
第一項	高等審檢經費	八六、一一六
第二項	瀋陽地方審檢經費	四八、〇七四
第三項	盛陽地方審檢經費	二五、七四八
第四項	營口地方審檢經費	二三、四三七
第五項	安東地方審檢經費	二一、一二八
第六項	錦縣地方審檢經費	一七、一一六
第七項	洮南地方審檢經費	一二、六三一
第八項	鐵嶺地万審檢經費	一六、六四五
第九項	海龍地方審檢經費	一三、七七四
第十項	遼源地方審檢經費	一四、四六九
第十一項	復縣地方審檢經費	一三、九九〇

第二款	各監經費	一三五、八九一
第一項	第一監獄經費	五四、八七一
第二項	第二監獄經費	一一、〇三〇
第三項	第三監獄經費	一〇、六六二
第四項	第四監獄經費	一四、六七七
第五項	第五監獄經費	九、九八四
第六項	第六監獄經費	一〇、九四五
第七項	第七監獄經費	七、五五四
第八項	第八監獄經費	九、八八三
第九項	第九監獄經費	六、二八四
第三款	各縣司法經費	二〇六、一五二
第一項	各縣司法科經費	九五、四八八
第二項	各縣收監獄經費	一一〇、六六四
合計		六三五、一七一

第六節 教育部所管

歳出經常門

第一款	省轄各校經費	三九七、八三八
第一項	各師範學校經費	一四八、五四二
第二項	各專門學校經費	一〇四、〇五四
第三項	各中學校經費	六三、〇五四
第四項	各小學校經費	八二、一八八
第二款	各館所經費	四、一〇四
第一項	圖書館經費	四、一〇四
第二項	講演所經費	
第三款	留學生費及特別費	八九、〇九〇
第一項	留學生費	五八、五二六
第二項	各項特別費	三〇、五六四
合計		四九一、〇三二

第七節　農商部所管

歲出經常門

第一款	農事經費	六、六一六
第一項	農事試驗場及測量員經費	六、六一六

第二款　工業經費	九、六九二
第一項　女工傳習所經費	九、六九二
第三款　商務經費	三九、八二七
第一項　省城商埠及經費	一五、六二六
第二項　洮昌道尹兼辦遼源商埠局經費	六、二九二
第三項　錦縣商埠局經費	一三、三五九
第四項　錦縣商埠局兼辦葫蘆島商埠局經費	四、五五〇
第五項　商品陳列所經費	六〇〇
第四款　鑛務經費	七、一四〇
第一項　財政廳兼鑛務經費	七、一四〇
第五款　林務經費	一二、〇〇〇
第一項　林務局經費	一二、〇〇〇
合計	七五、二七五

歲出臨時門

第一款　農事經費	一、五七九
第一項　農事試驗場經費	一、五七九
第二款　商務經費	八、二九〇
第一項　省城商埠局經費	七、三一〇

第二項	洮昌道尹兼辦遼源商埠局經費	—
第三項	錦縣商埠局經費	二〇〇
第四項	錦縣商埠局兼辦葫蘆島商埠局經費	七八〇
合	計	九、八六九
總	計	八五、一四四

第四編　地方財政

第一章　地方財政の意義

各省の掌る財政は、國家財政及地方財政に分れ、國家財政は各省に於ける一定の賦稅、官有財政、官業收入等を以て省内の國家經費に充つるものにして、地方財政は更に分れて、省地方財政と地方財政の二つとなる。

各省の財政は當該省財政廳先つ歲出入豫算を編成し、省議會の議決を經省長の許可を得て、實行するものにして、省長は其の概略を中央財政部及內務部に報告するに止まり、各省自ら地方財政を辦理すへきを以て中央政府と直接關係を有せす、東三省地方財政に關しては其の資料甚た乏しく、各省に付其の內容を明にする事能はす、僅に其の資料ある黑龍江省民國七年度歲出入豫算に依り、其の大體の說明を爲す事とする。

前述の如く地方各政は省地方及地方財政の二つに分れ、前者は省城に於ける地方財政に關するものを謂ひ、後者は各縣行政管內の地方財政に關するものを謂ふ、今黑龍江財政廳の編成し

たる七年度豫算を見るに、省地方豫算に於ては歳入大洋二十三萬六千八百三十七元、歳出大洋五十一萬七千八百九十四元を計上し、歳入不足額大洋二十八萬一千五十七元は之を國庫の補助に仰く可しと聲明し、又地方豫算に於ては歳入大洋二百二十萬八千三百九十一元、歳出大洋二百十八萬七千百七十八元、歳入超過大洋二萬一千二百十三元を計上し、地方歳出は内務財務教育實業の四項に分れて居る。

第二章　省城地方財政

省城に於ける地方財政は省城警察廳之を行ふ、省城地方行政は內務行政に關するもの敎育行政に關するもの等にして、此等經費は凡て省城警察廳管內地方捐收入を以て之に充て殆んど總て商家の負擔に屬して居る、今民國七年度省地方歲入歲出豫算を見るに、歲入に於ては經常部(一)雜捐收入大洋一二六、四三三元(二)雜稅收入大洋一〇二、三〇四元(三)學田租收入大洋四、六二〇元、計二三三、三五七元、臨時部違警罰款收入大洋三、四八〇元、歲入總計大洋二三六、八三七元を計上し歲出に於ては經常部(一)內務費大洋二四四、六四六元(二)敎育費大洋四、八七六元計大洋二五、九〇四元、以上歲出總計大洋五一七、八七四元にして、歲入不足額大洋二八一、〇五七元である、右不足額は前記の如く、國庫より補助を抑く可しと謂つて居る、尙ほ左に該豫算表の內容を示すてあらう。

第一節　歲　入

省地方歲入歲出豫算（民國七年度）

(一)歲入經常部

款別　項別	數目
第一款　捐稅	一二六、四三三元
第一項　車捐	二九、九五五
第二項　船捐	四、二三五
第三項　警費鹽捐	八、二七四
第四項　戲捐	三、二〇六
第五項　妓捐	一一、七七〇
第六項　警費商捐	五、三三三
第七項　官房捐	三、九三六
第八項　官房捐	六、〇二五
第九項　娛樂捐	一〇、一五二
第十項　屠戶捐	三、四四一
第十一項　貨床捐	三〇六
第十二項　門戶捐	一、三八〇
第十三項　澡塘捐	九六六
第十四項　茶館捐	三二二
第十五項　營業捐	二四、七二〇

第十六項	借貸捐	六、七八〇
第十七項	木植捐	二、四七〇
第十八項	建築捐	三四六
第十九項	窰捐	二、六〇〇
第二十項	漁網捐	一六〇
第二十一項	婚書捐	一五六
第二款	雜稅	一〇二、三〇四
第一項	牲畜稅	九七、九四八
第二項	吉猪稅	四、三五六
第三款	學田租	四、六二〇
第一項	糧租變價	四、六二〇
合計		二三三、三五七

(二)歲入臨時部

款別	項別	數目
第一款 罰金		三、四八〇元
	第一項 違警罰金	三、四八〇
合計		三、四八〇元
總計		二三六、八三七元

第二節 歲出

歲出經常部

類別	款別	數目
內務費		二四四、六四六元元
第一款	省議會經費	五一、〇七一
第二款	省會警察廳經費	九五、二三三
第三款	省會警察廳各署經費	二二、六八六
第四款	省會警察廳補助費	五〇、三二九
第五款	省城官醫院經費	二三、五七四
第六款	省城公園經費	一、七五三
教育費		二四七、三四四
第一款	公立法政學校經費	一六、〇四二
第二款	省立第一師範學校經費	六二、四七四
第三款	省立第一中學校經費	二九、一五八
第四款	省立甲種農業學校經費	一七、一八四
第五款	省立甲種農業學校附設農林實習場經費	七、八一二
第六款	省立第一工業學校經費	二三、四五六

第七款	省立第一女子中學校經費	一三、六九
第八款	留學北京及外國經費	二七、三八四
第九款	教育成績展覽會經費	二、五六六
第十款	省城義務教育經費	一一、四八三
第十一款	補助龍江縣教育學費	七、一五一
第十二款	補助璦琿縣教育經費	一、八〇五
第十三款	省立第一女子師範經費	二七、三八四
第十四款	省省立通欲教育社經費	七、九五一
第十五款	補助黑河教育經費	二、二二三
第十六款	學田局經費	六、九四一
第十七款	省立第二師範學校經費	一、七六五
合計		四九一、九九〇

歲出臨時部

類別	款別	數目
內務費		二一、〇二八元
第一款	省議會臨時豫備費	九、〇二八
第二款	通志局經費	一二、〇〇〇
教育費		四、八七六

第一款	教育行政會議經費	一、八一〇
第二款	學校聯合運動會經費	一、五六六
第三款	省立學校職教員郵金	一、五〇〇
合計		二五、九〇四
總計		五一七、八九四

第三章　各縣地方財政

黑龍江省に於ては省城以外の地方行政區劃を三十六縣六設治局一警察廳（黑河）に分ち、縣知事設置局員、警察廳長をして地方行政事務を取らしめ、各縣（設治局、警察廳を含む以下同じ）地方行政を分ちて內務行政、教育行政、實業行政及財務行政の四種とする、而して此の行政經費は該縣管內より地方捐を賦課徵收して之に充つるのである。

今省城以外各縣の地方財政狀態を考察するに民國七年度、地方豫算收入に於ては、主要財源を田賦附加捐及税捐附加捐に抑き、其他尚雜捐收入雜費收入及雜收入等を以て之に充てる、卽ち田賦附加捐收入大洋一、四七二、九四八元（六七％）税捐附加捐收入大洋三八五、六二五元（一七％）雜捐收入大洋二四二、三三六元（一一％）雜費收入大洋六七、三五三元（三％）雜收入大洋四〇、一二七元（二％）總計大洋二、二〇八、三九一元を計上して居る。歲出に於ては主要出費は內務費及教育費の二項にして、前者は歲出の六割八分後者は二割八分を占めて居る、卽ち內務費大洋一、四八九、六三六元（六八％）教育費大洋六二四、六九八元（二八％）財務費大洋六六、六三九元（三％）實業大洋六、二〇五元（一％）總計二、一八七、一七八元を支出し、歲出剩餘額大洋二一、二一

三元を示して居る、左に其の内容を說明するてあらう。

各縣地方歲出歲入豫算民國七年度

歲入經常部

款別	項別	數目
第一款	租賦附加捐	一、四七二、九四八元
	第一項　晌捐	一、四四九、〇三三
	第二項　雜捐	一三、三三三
	第三項　街房地基租	九、七四二
	第四項　石岩租	八四〇
第二款	捐稅附加捐	三八五、六二七
	第一項　鹽捐	二、二四八
	第二項　糧捐	一五四、八八〇
	第三項　出境糧貨捐	五三、一四九
	第四項　牲畜捐	五、七四三
	第五項　百貨捐	一一八、六六四
	第六項　稅契捐	六七八
	第七項　山貨皮張捐	二、四〇三

第八項	城捐	一六七
第九項	屠宰捐	九、四四七
第十項	本捐	二九、〇九九
第十一項	魚捐	九、一四九
第三款	雜捐	二四二、三三六
第一項	船捐	二、九二九
第二項	商捐	二三、三六七
第三項	房捐	三、四二一
第四項	旅店捐	一六、二七六
第五項	妓捐	三二、五三七
第六項	戯捐	五、六九七
第七項	賭捐	一二五、五三八
第八項	羊草捐	三、九八五
第九項	抑通捐	一九四
第十項	柴炭捐	三、二五二
第十一項	渡口捐	二、六一四
第十二項	炭窰捐	一、〇三八
第十三項	脚行捐	一、一九五

第十四項　菜園損	一、二七七
第十五項　凍猪園	一六七
第十六項　衛生園	一、五一二
第十七項　石場園	一一七
第十八項　婚書園	八二
第十九項　本營場捐	九〇九
第二十項　馬站捐	五、三二〇
第二十一項　門牌捐	二、八〇〇
第二十二項　借貸捐	八、一〇八
第四款　雜費	六七、三五三
第一項　商業註册費	三〇
第二項　妓女驗病費	三、二四〇
第三項　檢查費	四八〇
第四項　各種營業票費	七、三二四
第五項　信託費	五一、三八九
第六項　車馬過江小票費	二、〇四〇
第七項　補助費	二、八五〇
合計	二、一六八、二六四

歳入臨時部

款別	項別	數目
第一款 雜收入		四〇、一二七元
	第一項 警罰款	一、一九六
	第二項 節餘金	三八、九三一
	合計	四〇、一二七
總計		二、二〇八、三九一

歳出經常費

類別	款別	數目
內務費		一、四八四、六三三元
第一款	龍江縣警察經費	一八、九〇一
第二款	拜泉縣警察經費	八五、八九一
第三款	大賚縣警察經費	二五、八七〇
第四款	肇州縣警察經費	七六、三二八
第五款	青岡縣警察經費	三九、五二四
第六款	訥河縣警察經費	一四、九三一
第七款	嫩江縣警察經費	一〇、〇九〇
第八款	安達縣警察經費	一〇、〇八〇

第九款	肇東縣警察經費	四三、四三八
第十款	克山縣警察經費	四八、〇三〇
第十一款	泰來縣警察經費	一九、九四二
第十二款	林甸縣警察經費	一〇、一七四
第十三款	景星設治局警察經費	四、〇〇七
第十四款	索倫山設治局經費	三、七一二
第十五款	呼蘭縣設治局經費	一八二、〇〇〇
第十六款	海倫縣設治局經費	八二、九五五
第十七款	巴彥縣設治局經費	八三、一二四
第十八款	蘭西縣設治局經費	七九、五四八
第十九款	木蘭縣設治局經費	三九、五九二
第二十款	慶城縣設治局經費	四九、一六〇
第二十一款	龍鎮縣設治局經費	一六、六二〇
第二十二款	望奎縣設治局經費	五二、七三二
第二十三款	通河縣設治局經費	二四、五二五
第二十四款	綏稜縣設治局經費	三一、六八八
第二十五款	通北縣設治局經費	一七、三一五
第二十六款	鐵驪設治局經費	七、〇七一

第二十七款	黑河縣設治局經費	一二五、二〇四
第二十八款	璦琿縣設治局經費	二六、六〇二
第二十九款	呼瑪縣設治局經費	四六、八一七
第三十款	蘿北縣設治局經費	五、八一六
第三十一款	綏化縣設治局經費	—
第三十二款	湯原縣設治局經費	—
第三十三款	漠河縣設治局經費	九、五七一
第三十四款	烏雲設治局經費	九、六五一
第三十五款	布西設治局經費	—
第三十六款	綏東設置局經費	—
第三十七款	倭西門縣佐經費	五、二四四
第三十八款	大賚縣保衛團經費	九五〇
第三十九款	綏化縣保衛團經費	二八、八九八
第四十款	巴彥縣保衛團經費	三、七八〇
第四十一款	木蘭縣保衛團經費	三、二三八
第四十二款	慶城縣保衛團經費	八、三八八
第四十三款	肇東縣保衛團經費	八、八八八
第四十四款	通河縣保衛團經費	五三〇

第四十五款	龍江縣常本倉經費	二四八
第四十六款	呼瑪縣公園經費	二、一八八
第四十七款	西布特哈鄂倫春辦事公所經費	五〇四
第四十八款	各屬典禮費	五、一五九
財務費		六六、六三九
第一款	拜泉縣代徵地方稅捐經費	四、三八四
第二款	大賚縣代徵地方稅捐經費	一、九一二
第三款	肇州縣代徵地方稅捐經費	三、〇七〇
第四款	青岡縣代徵地方稅捐經費	一、五二七
第五款	訥河縣代徵地方稅捐經費	一、五〇三
第六款	嫩江縣代徵地方稅捐經費	四二〇
第七款	安達縣代徵地方稅捐經費	六四三
第八款	肇東縣代徵地方稅捐經費	八六六
第九款	克山縣代徵地方稅捐經費	一、五二四
第十款	泰來縣代徵地方稅捐經費	二、八二六
第十一款	林甸縣代徵地方稅捐經費	五六一
第十二款	拜泉徵收局代徵地方稅捐經費	一、四二八
第十三款	大賚徵收局代徵地方稅捐經費	六三六

第十四款	嫩江徵收局代徵地方稅捐經費	二五二
第十五款	青岡徵收局代徵地方稅捐經費	三四〇
第十六款	克山徵收局代徵地方稅捐經費	一八五
第十七款	安達徵收局代徵地方稅捐經費	七九
第十八款	呼蘭縣代徵地方稅捐經費	五、八九〇
第十九款	綏化縣代徵地方稅捐經費	二、七五五
第二十款	海倫縣代徵地方稅捐經費	三、五八八
第二十一款	巴倫縣代徵地方稅捐經費	三、八一六
第二十二款	蘭西縣代徵地方稅捐經費	二、八三二
第二十三款	木蘭縣代徵地方稅捐經費	二、五七五
第二十四款	慶城縣代徵地方稅捐經費	一、四二七
第二十五款	龍鎮縣代徵地方稅捐經費	八二七
第二十六款	望奎縣代徵地方稅捐經費	三、〇五三
第二十七款	通化縣代徵地方稅捐經費	一、五一六
第二十八款	湯原縣代徵地方稅捐經費	五六四
第二十九款	綏稜縣代徵地方稅捐經費	八七〇
第三十款	通北縣代征地方稅捐經費	一、一〇四
第三十一款	鐵驪設置局地方稅捐費費	六五一

第三十二款	呼蘭征收局徵收局地方稅捐經費	一、四二七
第三十三款	綏化徵收局地方稅捐經費	一、八三四
第三十四款	海倫徵收局地方稅捐經費	一、一六八
第三十五款	巴彥徵收局地方稅捐經費	一、二六六
第三十六款	蘭西徵收局地方稅捐經費	六九六
第三十七款	慶城徵收局地方稅捐經費	七三八
第三十九款	通化徵收局地方稅捐經費	七一七
第三十九款	綏稜徵收局地方稅捐經費	三六三
第四十款	望奎徵收局地方稅捐經費	一、三六二
第四十一款	雙河徵收局地方稅捐經費	四六〇
第四十二款	興隆征收局地方稅捐經費	一九〇
第四十三款	西集征收局地方稅捐經費	五一〇
第四十四款	蘿北縣代征地方稅捐經費	一九二
第四十五款	綏東設置局代征地方稅捐經費	三六〇
第四十六款	索倫山設治局征收稅捐經費	七六八
教育費		五九八、二九三
第一款	龍江縣教育經費	三一、六五九
第二款	拜泉縣教育經費	九〇、二〇四

第三款	大賚縣教育經費	一七、三二二
第四款	肇州縣教育經費	二七、〇四五
第五款	青岡縣教育經費	二六、四六五
第六款	訥河縣教育經費	一二、〇三六
第七款	嫩江縣教育經費	五、六八七
第八款	安達縣教育經費	七、三二一
第九款	肇東縣教育經費	二四、二九九
第十款	克山縣教育經費	一五、二七八
第十一款	泰來縣教育經費	一一、一二〇
第十二款	林甸縣教育經費	三、八六七
第十三款	景星設治局教育經費	二、二六二
第十四款	布西設治局教育經費	四、三二〇
第十五款	呼蘭縣教育經費	五四、七八〇
第十六款	綏化縣教育經費	五七、七五〇
第十七款	海倫縣教育經費	三〇、二八三
第十八款	巴彥縣教育經費	三九、六一八
第十九款	蘭西縣教育經費	二六、四七四
第二十款	木蘭縣教育經費	一七、九六九

第二十一款	慶城縣教育經費	一五、六六九
第二十二款	龍鎭縣教育經費	八六四
第二十三款	望奎縣教育經費	二二、八四五
第二十四款	湯原縣教育經費	三、三九四
第二十五款	通北縣教育經費	一二、六〇九
第二十六款	綏楞縣教育經費	七、九二四
第二十七款	通化縣教育經費	四、〇〇八
第二十八款	鐵驪設治局教育經費	三、〇〇三
第二十九款	璦琿縣教育經費	一五、一八〇
第三十款	呼瑪縣教育經費	一、一六二
第三十一款	漠河縣教育經費	八六四
第三十二款	蘿北縣教育經費	六六七
第三十三款	綏東設治局教育經費	六四〇
第三十四款	肇東縣幼學所主理學田租經費	三、六九五
實業費		四、八三四
第一款	黑河道苗圃經費	二、六七六
第二款	巴彥縣農林試驗場經費	二、一六〇
合計		二、一五四、四〇一

歳出臨時部

類別	款別	數目
內務費		五、〇〇三元
第一款	安達縣警察臨時費	三三三
第二款	布西設治局地方調査費	一五〇
第三款	湯原縣警察臨時費	三、一三〇
第四款	通北縣警察臨時費	八八〇
第五款	木蘭縣江提事務所經費	五一〇
教育費		二六、四〇五
第一款	海倫縣教育臨時費	五、三三九
第二款	拜泉縣教育臨時費	一九、四四四
第三款	湯原縣教育臨時費	四四〇
第四款	木蘭縣編纂縣志採輯所經費	一、一八二
實業費		一、三六九
第一款	巴彥縣農林試驗場臨時費	一、三六九
合計		三二、七七七
總計		二、一八七、一七八

第五編　官銀號

第一章　東三省官銀號

本號は元奉天官銀號と稱し光緒三十一年（明治三十八年十二月）時の趙將軍か財政總局に命して省庫から三十萬兩の資金を貸與して創設したものてある、其の創設の目的は日露戰爭後我軍用手票の流通甚しく其の聲價も亦高かつたから利權回收の一策として正金銀行に對抗して一面紙幣發行に依る利得を獨占せむとする主旨に出たものてある、其の組織は官商合辦てあつて總理、總稽査、書記官各一名を官選とし官吏中から總督之を任命し總商一、副商二、司賬一、副司賬二等は實地商業に從事したものから總督か之を任命することとした、宣統元年（明治四十二年）徐世昌の東三省總督てあつた時之を現名に改め資本金五十萬兩とし全部省府の出資として純然たる省立銀行としたのてある。

本店を奉天に置き支店を大連、營口、遼陽、蓋平、安東、本溪湖、鐵嶺、開原、昌圖、四平街、長春、吉林、哈爾賓、錦州、庫倫及上海等の各地に有し租稅其他官金の出納保管を司り一般銀行業務の外質事業及銀貨の鑑定を兼業した。

初め本號の發行する紙幣に對しては官憲の保證方法として若し金融逼迫し硬貨拂底を來せは財政總局は特に現金を支出して其の急を濟ふ可きの保護の下に總理、總商會同協議の上市場の情形を詳査し適宜發行された紙幣は多大の信用を博し其流通漸く旺となり奉天全省を風靡するに至つた如斯流通の範圍漸く擴大するに從つて發行額も增加し資本を增加して銀六十萬兩とし外に銀二十萬兩の保證積立を爲した。

大正元年末取付事件突發した當時官銀行當時者の發表した資産狀態より見るに資本金（財政廳より借入り）六十萬兩に對し財政廳に貸付けたるもの二百八十九萬二千五百六十三兩餘を示して居る、最近傳へ聞く處に依れは官銀行より財政廳に貸し付た銀は大洋銀七百餘萬元に達せりと云ふ是に對して銀行當局は財政廳に對する貸越には其の金額相當の保證を得居るか爲銀行の根抵を動かす程の憂なしと公言するも多く信するに足らないのである今同行か大正五年より七年一月に至る紙幣發行狀態を見るに次の如くてある。

年度	發行高累計	準備總額	（準備金の發行高に對する百分率）
大正五年十一月末	小洋　七、二〇〇、〇〇〇元	小洋　二、一〇〇、〇〇〇元	二九
大正六年一月末	同　六、七一〇、〇〇〇	同　二、一九〇、〇〇〇	三二
大正六年三月末	同　七、四一〇、〇〇〇	同　二、四四〇、〇〇〇	三二

大正六年五月十五日	同	七、三一〇、〇〇〇	同	二、四五〇、〇〇〇	三三
大正六年七月末	同	七、五〇〇、〇〇〇	同	二、四九〇、〇〇〇	三三
大正六年九月末	同	一〇、二九一、九八二	同	二、六七六、〇〇〇	二五
大正六年十一月末	同	一一、三七八、九八〇	同	三、一〇八、〇〇〇	二七
大正七年一月十五日	同	一一、五七八、一〇一	同	三、一八〇、〇〇〇	二七

是に依つて見る時は大正五年末以降に於ては當時銀行の最も苦痛とした る兌換取付の爲漸次其の準備金の充當に努めたるは大正六年七月末日迄の比率の示す如くてある然に同年八月十六日金融調査委員會に於て兌換額を縮少し且制限兌換期限を一箇年半延長した爲め官銀號は再ひ紙幣の増發を爲し九月末日の如きは急轉直下二五%の比率を示しその後、若干盛り返したか二七%を出てない。

如斯準備金の四倍を越ゆ銀行條例に違反して迄紙幣を濫發し居る拘らす其監督官廳たる財政廳は之を默過するのみならす銀行當局者か誠意其整理に努めんとするの形跡あるにも拘らす財政缺乏せる結果濫發の餘儀なきに至らしめ剰さへ最近市場の問題となり居る變形不換紙幣たる滙兌票の發行を許して益々財界を攪亂し幣制を複雑にし兌換問題を愈々紛糾せしめ奉天省の幣制紊亂を益々擴張せしめむとしつゝある而も大正六年秋大洋票の兌換を防止する目的なりと稱

して曾て省長を經て北京財政部に願出て一元五元十元三種の滙兌票を發行し其表面價格に於て大洋同樣に行使せん事を求めたに財政部は之を承認したから奉天財政廳は各縣及官署其他商店等に訓令し納税の出納は勿論普通取引に於ても現大洋と同樣に收受す可き旨を訓令した、銀行當局者は大洋票の發行額を制限し以て兌換を制限せむとするも官憲は省財政の缺乏に依り是等の滙兌票債權を發行せしめ大半軍事費に流用して居る惟ふに奉天軍隊は既に四萬人を越ゆる上に更に時々募兵し軍資缺乏して支出の途なき爲此の種の紙幣を發行して一時を瀰縫するものであるから其の幣制に及す害毒も亦甚しきものかあるのである。

第二章　吉林官銀錢號

本號は官帖局の後身てあつて官帖を發行し當省の金庫業務を執り其の監督理官及總辦は財政部より任命せられ督辦は當廳財政長廳之を兼任するの例てあつて大正五年吉林省議會に於て同號は當初中央から資金を受けて創設せられたるものてあるか、其後之を償還し終り現在に於ては省の資產を以て經營せられ居るから其の監督權を中央から當省の手に引渡し以て同號の整理改善を爲す可きものなりとし財政廳長の督辦兼任を廢し總辦は省長より當省人を選任し省議會の同意を得ねはならぬと建言し之か貫徹運動の爲省議會議長劉文田等の上京を見たか、未た其の希望を達するに到らす同號の監理權を省當局及省議會の手に委するとするも果して紊亂して居る同號の整理を遂け省內人民の利福を來するの熱心と誠意とを有するや否やは地方識者間にも疑はれて居たか改善計畫運動の爲め上京した劉省議會議長か、歸來幾何もなくして同號の總辦に任命せられ議長を辭するに到つたのに依つて見るも省官憲か此種運動の有力者を巧に籠絡して居る事を窺ふに足る可く從つて從來屢々見受けらるゝ同號役員の同號資金又は信用を利用せる投機的行爲に依る同號損失官帖の濫發等は今後も尙繰返さるゝ事なきは保證し得ないのてあ

る、官銀錢號の資產其の他內容等に關し民國五年省議會の質問に對し同號の回答せるものか發表せられたか之に依れは民國五年八月末に於ける官帖の發行高は實に一億九千七百五十九萬四千一吊八十文である、尙同年末に於ける貸出高を見るに

官帖	一四、〇四七、六八二吊	新銀	二八、二四八兩
舊帖銀	一四二、五八三兩	小銀元	二九九、一三三兩
吉銀	六六、一〇四兩	日本兌換券	三〇、〇〇〇元
規銀	一一八、二六三兩	大銀元	一五、〇〇〇元

抵當流として受入れた不動產高　二六、二九三、三五一吊

省への軍事費貸出高　一七、四七四、一五〇吊

省への財政費貸出高

官帖	一六、二二一、五三一吊	羗帖	一、五〇〇元
小洋	七一八、五〇〇元	銀	一、三〇三、一八八兩
大洋	二六二、三二四元		

在庫各種有價物

官帖	一〇、四七一、六七六吊	制錢	一一、八一九吊
銅元	一九、八四〇同	小洋銀	八三八、六六三元
大洋銀	五、四六八元	現銀	九八、三二六兩

羌帖	四四、三一九元	日本兌換券	四、七一二元
砂金	一〇七兩		

右官銀錢號の省議會に對する回答の信するに足らさることは光緒末年同號か尙官帖局と稱して居つた頃前後二回に發行した銀に對する兌換劵卽ち舊票銀及新票銀は現今に於ては旣に全く煙滅し何等の價値なきものであるに拘はらす之を以て計算に加へ居る事竝に其他世間周知の事情等から見るも明てある、官帖の發行は其市價維持上の必要から實際上の制限を受けて居る、故に省財政の缺乏其の他の理由に依つて增發を餘儀なくさるゝ場合にも密に之を發行し又は增發額を實際よりも少なく發表する等の方法に依つて官帖市價の下落を防かんとする事多く幣制上から之を見れは實に亂脈極まるものと謂ふ可きてある。

最近制定發布せられた官銀錢號櫃房兌換官帖銀元簡章要綱を擧くれは次の如くてある。

第一條　本號は官帖發行に依つて市場の金融を調節するを旨とする故官帖兌換以外紙幣及銀貨の取引類似の業務を營ます。

第二條　本號は官立の性質のものてあるから、當省軍民兩政の各官衙に於て官金の必要上から本號に官帖又は銀元の買換を委託した場合には必要の金額を本號に送附ありたる翌日市

場に於て代理買入をなすものとす。

第三條　吉林に於ては貨幣相場は毎日午前八時に建つものなるに、長春に於ては午後二時なるを以て商人中には兩地相場の差額に依り本號に於て官帖又は銀元の買入を爲し利を謀らんとするものあり、本號の受くる損害少なからさるを以て本號は自今官帖を以て銀元の兌換を請ひ又は銀元を以て官帖に交換を請ふ者ある時は一人一日一回十元以内を限り之に應すへし。

此規定は唯表面官帖か不換紙幣にあらさることを公示し置くと共に大口の兌換請求を防かんとするものなるか如く若し一時に多數取付に遇ふに於ては兌換不能となる可きは明てある、官帖濫發の原因は主として從來省當局者の私幣と省財政の困難に起因し年々の不足額は官帖增發に依つて補塡せられたのてある、前官銀號か軍政の爲に支出した貸出額は官帖六千七百四十七萬四千〇五帖五百十八文てあつて財政のために支出した貸出高は官帖羌帖及小洋銀兩大洋等合計官帖五千二萬三千五百六十一吊六百八十二文てあつて總計一億一千七百四十九萬七千六百六十七吊の多額てあるに見るも其の情形を想見す可きてある、其他官銀錢號內部の腐敗に起因して增廢せらるゝ場合も少なくない樣てある。

第三章　江省官銀號

本銀號は光緒三十四年當時の東三省總督徐世昌、江省巡撫周樹模等か協議して設立したものて省の金庫事務を取扱ふ特殊銀行である、其の營業課目を見るに貸付、爲替及銀錢の兌換紙幣の發行を以て主要の業務となし傍ら貨物の賣買糧石の販運をも兼營して居る、初め資本金額三十萬兩としたか、後十萬四千九百九十八兩三錢を增資した。

本銀號は純然たる省立銀行であつて總號を省城に置き分號を營口、綏化、呼蘭、巴彥、哈爾賓、寬城子、海倫、奉天、天津、上海等に設けて營業し來つたか、營業甚た不振であつて成績の見る可きものなく最近廣信公司の發行した官帖の濫發に伴ふ暴落に依り金融界紊亂の端を開いたため、同號は專ら其の官帖の整理を目的とし小洋票を發行したか資乏しく到底整理の曙光を望まさる有樣である。

第六編　關東州の財政

第一章　國庫特別會計

第二章　地方費會計

第三章　租　　　　税

（右行政の部日本の關東州行政參照）

第四章 官有財産

第一節 官有財産の所得原因及現況

大正八年三月末日現在當廳所管の土地建物は別表の如くであつて其の官有に歸屬した原由を區別すれは次の如くである。

（イ）露國より繼承したるもの

A 官有土地建物 露治時代に於て未開墾地は無償にて收用すると云ふ方針の下に從來自然の狀態に放任したものを適宜官有地として支配し來つた舊旅順市外の土地及淸治時代の官有地之に屬し建物は露國官憲の買收若くは建設したものか之に屬して居る。

B 市有土地及建物 露治時代舊旅順市の名義を以て一般人民より買收したものと市內に於ける未開墾地を前記方針の下に適宜市有地に編入したものとの二つかある、前者は旅順舊市街に該當し後者は旅順舊市街の內新支那市街、龍河右岸、新市街及特權地か之に該當する建物は舊旅順市に於て買收若は建設したものか之に屬する。

C 東淸鐵道會社所有土地及建物 土地は露國政府指揮の下に會社をして一般人民から買收

せしめたものであつて大連民政署管内沙河口外二十四箇村即ち現今大連市街の一部及其の附近の地區之に屬し建物は會社の買收若は建設したるものか之に屬する。

（ロ）沒收地　我軍事行動中軍事計畫に妨害を加へたる者に對し軍事法廷に於て沒收の宣告をなしたるものか之に屬する。

（ハ）都督府創設以來買收若は建設したるものである。

第二節　官有財產の利用

關東州內を除く外鐵道沿線各地に於ける官有地は從來皆無てあつて州外各官衙の廳舍及宿舍用地は殆んと其の全部の供給を滿鐵會社に求め無償て之を使用して來たのてある、然るに遼陽城內郵便局出張所甲土地及ひ建物は從來外務省所管のものてあつたか、同省に交涉の末大正八年一月當廳所管として之か轉管を受け玆に初めて官有地を州外に見るに到つたのてある、官用地としては特に揭く可きものなく唯陸軍省所管たる大連軍用地區は從來當廳に於て管理の委託を受け之を官用又は貸付用に供して來たか大正八年五月之か委託を解除せられ其の大部分は滿鐵會社社有地に移つた、建物に付ては改築、增築、新築等かあるか特に揭く可きものはない。

關東州内に於ける官有地は元露國時代に於て旅順及大連に於ける市街地建設の爲個人から買收した土地をも包含するから山地原野以外有田な地積は頗る廣大なものである、そして前項官田に供するもの丶外は悉く之を貸下用に充てり現今旅順及大連に於ける市街地樞要地域中滿鐵會社々有地及露治時代競賣拂下けを爲したる私有地の外全部之に該當するのである、然るに輓近大戰の影響は本州に於ける經濟上に著しく波動を及ほし殊に滿蒙開發の門戸である大連市の如きは兩三年來急直下の勢を以て人口の增加を來し遂に住宅不足の狀勢を呈するに到つたから當廳は之か緩和の一策として從來露國から繼承した沙河口以外二十四箇村の貸下耕地の内約二百萬坪を差向き大連市擴張區域に編入し可成速に整地の上汎く之を一般に拂下くる事となつた。

住宅店舖工業用地として官有地を拂下又は貸下する事に付ては大正七年府令第六號を以て官有地競賣規則を發布して競賣の途を開き次て大正八年廳令第三十三號を以て官有地特賣規則を制定し工業地區は原則として隨意契約に依つて拂下を爲し得ることゝし慈善團體其の他公益事業を目的とするものて其の事業の確實と認めらるゝものに對しては隨意契約を以て貸下を爲し得るの途を開いたのである。

競賣規則發布以後露國時代の買收地内に於て拂下を實行したものは左の如くである。

所在地	筆數	坪數	賣渡代金	納入方法	分納金 第一回	分納金 自第二回至第九回一回分	分納金 第十回	賣渡年月
大連伏見臺	八二	七,三一九,六〇〇坪	一八四,四八八,一一〇円	十箇年	二五,一四〇,三六〇円	二一,九四八,〇〇〇円	二〇,四八八,一一〇円	大正七年六月
同	一七八	一七,三一五,六七〇	六五〇,五〇一,〇九九	同	八六,二七七,三一九	七九,二一八,五〇〇	七三,九一九,四四五	同
大連沙河口	三一三	二五,六六〇,〇〇〇	六九二,八一三,六九九	同	九四,八六四,三五九	八四,五〇九,一八〇	七八,八二六,一〇〇	同
計	五七二	五〇,二九五,二七〇	一,五〇九,四四〇,〇四八	―	二〇六,二八二,〇三八	一八五,六七五,六八〇	一七三,二三三,六五五	―
					第一回	自第二回至第四回一回分	第五回	
大連伏見臺	一	八七,五〇〇	一,九〇〇,〇〇〇	五箇年	四七一,三〇〇	四七一,三〇〇	一七六,九七〇	大正七年六月
同	一	九一,〇〇〇	二,三〇一,五〇〇	即納	―	―	―	同
同	一	九一,〇〇〇	四,五五〇,〇〇〇	同	―	―	―	大正八年六月
大連沙河口	三	二四六,〇〇〇	三,〇三〇,〇〇〇	同	―	―	―	同

官有未墾地の生産的利用は産業開發上極めて緊要のことに屬するから果樹、蔬菜、水稻等を栽培する爲、其の貸下を受けんとする者に對しては特に之を奬勵するの方針を採り一人三萬坪を限度とし、期間を定めて之を貸與する事となつて居る、其の他石材採掘地、造林用地、鹽田開設地に對しては各特別の規定を設けて特殊の取扱を爲して居る。

第三節　土地、家屋、貸下料金

現行土地、家屋の貸下料金率及大正七年度貸下料金は左表の如くである、土地の貸下料金は大正八年三月末日改定の時期に達したから經濟界の狀況に鑑み各一級宛料金の增加をなし且つ將來漸次之を增加する爲料金率据置期間を二箇年と定めてある。

土地、家屋貸下料金率

（甲）宅地

箇所	一坪に對する一箇月貸下料金 一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	九等	十等
旅順	円 0,0五0	円 0,0四0	円 0,0三0	円 0,0二0	円 0,010	円 0,00五	円 —	円 —	円 —	円 —
大連	0,010	0,0二0	0,0三0	0,0四0	0,0六0	0,0八0	0,100	0,1二0	0,1四0	0,1六0
金州	0,0二0	0,010	0,00五	0,00三	—	—	—	—	—	—
柳樹屯	一箇年 0,三00	0,二00	0,100	—	—	—	—	—	—	—

（乙）耕地

所轄	一支那畝に對する一箇年貸下料金 一等	二等	三等	四等	五等
旅順	〇、六〇〇円	〇、四〇〇円	〇、二〇〇円	—円	—円
大連	〇、六〇〇	〇、四〇〇	〇、二〇〇	—	—
金州 田	二、〇〇〇	二、〇〇〇	〇、四〇〇	—	—
金州 畑	一、四〇〇	一、四〇〇	〇、四〇〇	〇、一八〇	〇、一三〇

（丙）家屋

箇所	一坪に對する一箇月貸下料金 一等	二等	三等	四等	五等
旅順	〇、六〇〇円	〇、四〇〇円	〇、三〇〇円	〇、二〇〇円	〇、一〇〇円
金州	〇、二五〇	〇、一〇〇	〇、〇二〇	〇、〇一五	—

（土地家屋貸下料金調定額　大正七年度

旅順管内　　大連管内　　金州管内　　計

二一、三〇八、〇〇〇円　　三二六、二六九、〇〇〇円　　一四、〇三六、〇〇〇円　　三六一、六一三、〇〇〇円

第五章 市の財政

第一節 市費の賦課

市には収益を目的とする財産殆んと之あるなく加ふるに使用料及手数料等に關する收入は其の額僅てあつて歳出を償ふに足らない、故に收入の大部分は之を市税に仰かねはならぬ現況にある、市税は大連、旅順兩市とも單り戸別割として之を課するのみてある、但し大連市は大正八年度から特別税を起し貸座敷、料理店及貸席業者の收入金額に應し、其の百分の二乃至四を徴收して居る所謂遊興税てある。

戸別割は大連市にあつては個人に課するものは最高年額七百七十二圓とし以下三十一等に分ち、その最低年額一圓十二錢法人に課するものは最高年額一千百五十三圓とし以下十五等に分ち、その最低年額五圓七十六錢とする旅順市に在つては最高年額を百三十五圓八十四錢とし以下二十五等に分ち、其の最低年額を八十四錢とする（旅順市ては法人には課せない）即ち大連市は一戸當平均年額個人百四十三圓二十三錢五厘、法人七百六十三圓三十九錢五厘、旅順市は一戸同七圓三十六錢てある。（以上大正八年度分）

第二節　歳計

市制施行以來各年度に於ける歳入、歳出を示せは次の如くである。

第一項　大連市

○歳入

科目	大正四年度	大正五年度	大正六年度	大正七年度	大正八年度
賦課金	三五、一三六円	四九、九六八円	六七、七八三円	九七、二四九円	一六〇、九五七円
授業料	五、五二五	一一、五二一	一二、三七二	一四、四〇七	三、七七〇
補助金	—	—	—	—	八、八五〇
繰越金	一〇、四四〇	九、一〇三	六、二六五	二、五〇〇	一六、九〇〇
雜收入	一六、九七八	三二、六六六	一四、七〇九	一二、〇一一	一四〇、七五一
水道收入	—	二五、四〇〇	二五、九九〇	三一、八〇〇	五一、〇二〇
經常部合計	六八、〇八〇	一二八、六五九	一二七、一二一	一五七、九六七	三八二、二四八

○歳出（經常部）

科目	大正四年度	大正五年度	大正六年度	大正七年度	大正八年度
役所費	一〇、四九三円	二三、六〇五円	二六、六四六円	二八、五〇二円	三六、五九四円
會議費	二一六	四三〇	三二八	九五四	一、四三一
教育費	九、二三〇	一九、九六九	二七、七七四	四一、四六九	八三、四五二
衛生費	二三、六三六	五〇、九五九	三五、一一五	四三、〇七〇	一八二、九一六
救育費	七七八	一、五七五	一、八八一	二、三二七	二、三二五
水道費	—	二一、九八一	二四、一九三	二七、六二六	四〇、八三七
神社費	—	—	—	—	五、〇〇〇
豫備費	—	八四二	二九	三、〇〇〇	三、〇〇〇
合計	四四、三五六	一一九、三六四	一一五、九六九	一四六、九四八	三五五、五五五

歳出（臨時部）

科目	大正四年度	大正五年度	大正六年度	大正七年度	大正八年度
役所費	—	—	—	—	四、二〇三円
教育費	—	—	—	—	一一、一七一
水道費	—	—	—	—	六〇〇

科目	大正四年度	大正五年度	大正六年度	大正七年度	大正八年度
厠圊及私設下水改良諸費	―	―	―	一、二五六	二、〇一五
營繕費	―	―	一、〇一二	三、〇〇〇	―
市役所移轉費	―	―	―	―	八、七〇四
其の他	一七、九八〇	三、〇六七	七、〇六四	六、七六三	―
臨時部合計	一七、九八〇	三、〇六七	七、〇六四	一一、〇一九	二六、六九三
歳出總計	六二、三三六	一二二、四三一	一二四、〇四五	一五七、九六七	三八二、二四八

第二項　旅順市

○歳入

科目	大正四年度	大正五年度	大正六年度	大正七年度	大正八年度
經常部					
賦課收入	六、四九五円	一三、四四九円	一四、三三六円	二〇、〇八八円	二七、一〇〇円
事業收入	八、一五〇	一六、五四五	一五、九七一	一六、八九三	二一、八一〇
雜收入	二、〇九二	三、七九〇	三、九三七	四、〇六六	四、二九六
資金收入	―	―	一〇	六〇	六九
經常部合計	一六、七三八	三三、七八五	三四、二五五	四一、一〇七	五三、二七五

科目	大正四年度	大正五年度	大正六年度	大正七年度	大正八年度
臨時部					
償還金	六九七	一、〇六三	八六二	六七〇	一、〇〇〇
引繼金	三、二五三	—	—	—	—
繰越金	—	一、四五九	二、〇四八	五〇〇	四八八
雜收入	二六一	一、七四二	一、三五五	八五〇	—
寄附金	—	—	一、〇〇〇	—	—
臨時部合計	四、二一二	四、二六五	五、二六六	二、〇二〇	一、四八八
歳入總計	二〇、九五〇	三八、〇五〇	三九、五二二	四三、一二七	五四、七六三

○歳出

科目	大正四年度	大正五年度	大正六年度	大正七年度	大正八年度
經常部					
役所費	五、八七五円	一二、一三六円	一二、三七四円	一二、七二四円	一二、一〇九円
會議費	一九	二八	五六	六〇	七〇
公會堂費	一五四	一二五	一三〇	二二一	二二一
衞生費	六、六七四	一四、三四九	一五、一九三	一七、六四七	二四、四八五

教育費	四、七四一	八、一五三	九、一二〇	九、六四八	一二、一四四
救育費	四	二三	三三	八〇	八〇
豫備費	—	—	—	四〇〇	八〇一
經常部合計	一七、四六九	三四、八一六	三六、九〇八	四〇、七八〇	四九、九一〇
臨時部					
役所費	—	—	—	一、三五二	二、五〇二
教育費	—	—	一、〇〇〇	—	六三〇
營繕費	九九六	四八七	八五〇	六〇〇	三〇〇
傳染病豫防費	一二	一七四	二一六	二四〇	二四〇
下水工事費	五四	二三四	一〇一	一五五	一、一八一
祝典費	一四九	—	—	—	—
雜支出	八〇九	二八八	—	—	—
臨時部合計	二、〇二二	一、一八四	二、一六八	二、三四七	四、八五三
歳出總計	一九、四九一	三六、〇〇一	三九、〇七六	四三、一二七	五四、七六三

第六章 會村

○歳入歳出（右行歳入 左行歳出）（銀堪定、圓位未滿切捨）

所轄	會名	大正四年度 歳入	大正四年度 歳出	大正五年度 歳入	大正五年度 歳出	大正六年度 歳入	大正六年度 歳出	大正七年度 歳入	大正七年度 歳出	大正八年度
旅順民政署	方家屯會	円 八、一六八	七、九五五	円 一一、三三八	一〇、四七五	円 一二、七五九	一〇、八〇六	円 一四、五三七	一三、〇三五	円 一四、八二二
	山頭會	三、三四〇	三、一〇一	四、四二六	四、〇一六	四、九九六	四、〇八七	五、二九四	四、一六四	六、二三七
	三澗堡會	四、五八八	三、八六九	七、一七〇	六、〇〇六	九、八二〇	八、八八九	七、四七四	五、九三七	九、五五一
	水師營會	四、五〇〇	三、九二六	五、七〇一	五、一三二	五、五六〇	五、三六三	六、〇四八	五、八九〇	八、七九五
	營城子會	五、六〇〇	五、二七九	七、〇二二	六、〇〇一	八、〇五五	八、一六〇	八、四七一	六、一六九	一〇、〇四三
	王家店會	五、八四一	五、一五五	七、四四七	六、三五五	六、八五一	五、七〇〇	八、一〇〇	六、四七八	八、二三一
大連民政署	老虎灘會	一、八三二	八〇〇	三、〇一四	一、一三六	三、七六一	一、八九四	一、九八二	一、一三五	三、八八三
	沙河口會	一、〇四六	一、〇四六	二、六六四	二、五九三	六、八二三	六、六七二	四、八一七	四、二六八	八、〇五三
	小平島會	二、七四八	一、四五八	八五七	八五六	三、九四四	三、九一九	六、八八八	六、三五一	四、三六三

署	會					
政署	臭水屯會	六、三六七 六、三六一	一八、七六一 一八、五五二	九、九三二 九、三九六	九、七四七 八、五三一	九、二二四
政署	革鎮堡會	四、九三〇 四、三九六	四、六九七 四、六九七	七、一〇二 六、四七四	四、七三三 四、五七六	九、六八一
政署	大連灣會	三、三〇三 三、〇三六	六、〇七三 五、九八三	四、七九八 四、四八六	五、二二三 五、〇八六	六、三四九
金州民政署	金州街會	二、二六二 二、二〇六	二、八八一 二、六六六	二、七九七 二、五七五	三、五六二 三、一七〇	三、二七六
金州民政署	大魏家屯會	二、六八八 二、五六七	三、一四五 二、七四六	三、三六八 三、〇九四	七、〇九七 六、六四八	五、五七〇
金州民政署	大狐山會	二、〇七四 一、九〇七	二、六五八 二、五〇六	三、〇〇二 二、八三七	三、三四三 三、〇六一	四、二三九
金州民政署	黄咀子廟會	二、〇五七 一、八九〇	二、一九六 二、〇四四	二、〇五六 一、九三三	二、一八九 一、九九四	四、二〇八
金州民政署	玉皇項會	二、一二八 一、九四五	二、五〇七 二、三〇一	二、四一一 二、二六四	二、九七九 二、三三三	四、一九一
金州民政署	劉家店會	二、六一六 二、三四一	二、七三二 二、五一一	二、五一八 二、二六八	三、〇五三 二、六二六	七、一二一
金州民政署	閻家樓會	二、六〇五 二、五九〇	三、〇四九 二、八二九	二、六一九 二、五四〇	三、二三五 三、一二九	三、五八三
金州民政署	南山會	二、三三五 二、二三一	二、四七四 二、三五二	二、六三七 二、四六九	二、八八一 二、七六〇	三、四一四
金州民政署	小孤山會	二、四二三 二、二一八	二、五四三 二、四〇〇	二、四四五 二、二一三	三、五五七 三、二五四	四、四四三

直轄	二十里堡會	二、四二七	二、三五二	二、六六四	二、四四二	二、六一三	二、六〇四	三、一八六	二、九八九	三、四八二
	董家溝會	三、〇一二	二、八四四	三、〇四四	二、七八三	三、八四八	二、三八五	三、五四二	三、二二〇	四、四五二
	老虎山會	三、一七六	二、七六四	二、九七三	二、七〇二	三、〇四九	二、八四七	五、二四六	五、〇一六	五、八二八
	馬家屯會	二、四七八	二、三九六	二、七二一	二、五六一	二、五二〇	二、四三四	三、三六六	三、三六六	三、四三三
	岔山會	二、〇一六	一、八六五	二、〇九三	一、九三六	二、〇四四	一、九八九	二、二七六	二、二二五	三、八五三
金州民	普蘭店會	一、八八八	一、五四六	二、六四七	二、四三三	二、五八三	二、二六六	二、九九二	二、五八一	三、八八八
	石河駅會	二、五四〇	二、五〇七	二、七〇八	二、一七〇	二、四八八	二、〇九〇	二、六七三	二、二八一	八、六七五
	四道河子會	一、五九九	一、五六二	一、七二一	一、六五二	一、五三六	一、四九一	一、九三八	一、八五一	五、三三三
	姜家堡子會	三、〇〇五	二、八一七	二、八八五	二、五四二	二、五八五	二、三一二	三、〇二八	二、六六五	九、一三一
	長店堡會	一、六六六	一、六四六	一、八九六	一、五〇七	一、六五〇	一、五一一	一、七七六	一、六五二	二、二四八
	長山寺會	三、三六三	三、一一三	三、二四四	三、一二三	三、〇四六	二、八六二	三、五一三	三、一二五	五、四一八
	華家屯會	二、九二九	二、八四八	二、九三一	二、八一二	二、七三四	二、七四八	三、〇六八	二、九三一	五、九六五

署	會									
政署	唐房會	一、六八六	一、六七七	一、六六九	一、六〇二	一、七三九	一、六六六	一、七一二	一、五二九	一、九七四
	後三道灣會	一、五八九	一、五〇八	一、六一六	一、五三五	一、五二六	一、四四六	一、七七三	一、六一七	三、一九六
	亮甲店會	三、〇六九	二、九三九	二、九四一	二、八〇四	二、七三六	二、四八七	三、〇八二	二、七三九	三、九二六
普蘭店支署	長嶺寺會	二、五三一	二、四九九	二、六七四	二、五一六	二、四一六	二、三一五	二、八六九	二、六二六	七、一五四
	大李家屯會	二、四五九	二、四〇一	二、四〇九	二、三五七	二、二一七	二、〇八八	三、二六〇	三、一四九	六、三六二
	朝陽寺會	三、〇七八	三、〇二二	三、〇八六	三、〇〇九	二、七三三	二、六八二	三、一三五	三、〇一三	六、六八一
	快馬廠會	三、一八〇	二、九五七	三、四〇七	二、八五四	三、〇八九	二、七六二	三、一一五	二、八四八	五、二九四
	三十里堡會	一、九四四	二、九三五	三、四一四	三、三一八	二、九七二	二、八八〇	八、〇〇七	七、五六一	五、六二五
	臥龍屯會	一、八三七	一、七四九	一、八二〇	一、五八〇	一、五九七	一、五三一	二、二〇七	二、〇四七	二、二八一
	土城子會	一、八一八	一、七九四	一、六七六	一、六二〇	一、五三一	一、四五九	一、八九七	一、七四二	二、八二〇
	老爺廟會	二、〇三五	二、〇三五	二、〇五四	二、〇〇五	二、〇一五	一、九二二	二、四七〇	二、二〇四	三、一九三
	鳳鳴島會	三、一五五	二、六九二	四、一四五	二、七五〇	三、一八七	三、〇七四	四、一四三	三、〇六八	三、八〇四

	粉皮墻會	三,二六二	三,一四一	三,二〇三	三,〇五一	二,七六〇	二,六三八	三,四四三	三,二八九	四,〇九八
	林家屯會	一,七四四	一,七〇六	一,七三六	一,六三九	一,五六〇	一,四六三	一,八〇四	一,六四〇	二,二四六
金州民政署	夾心子會	五,一五三	四,〇一九	五,六六七	四,〇五一	三,九三六	三,二五八	四,五一三	二,六〇〇	五,一三九
	東老灘會	一,九六三	一,七五二	二,二三三	一,八六〇	二,二二三	二,一四六	二,一九二	一,五八四	二,八三五
	夾河廟會	二,一五八	一,九五〇	二,二六九	二,一〇二	二,三三〇	二,一九〇	二,四三九	二,三四一	三,三〇〇
	清水河會	二,九五七	二,六九五	三,一九四	二,九三七	二,七四四	二,五六一	六,一七七	五,九六三	五,四五七
	楊樹底會	二,一四二	二,〇三九	二,一九三	二,〇五六	一,九八五	一,九八四	二,四八三	二,三五四	二,八六五
	鄭家窰會	二,八三六	二,六〇七	二,六九〇	二,四七四	二,六七六	二,五六九	二,九四一	二,八三七	三,五七五
	城子疃會	二,三二八	二,〇二六	二,二六八	二,〇六五	二,四八一	二,三九八	三,六七九	三,五三六	三,〇九六
	碧流河會	二,五七二	二,一四八	二,三一八	一,八七三	二,一六九	二,一五〇	二,一四一	二,〇八三	二,六四三
	賛子河會	三,〇〇七	二,九四〇	三,四九五	三,三〇五	三,一三八	二,一一三	三,四三九	三,三五七	四,〇二一
	小楊樹房會	二,〇三九	二,〇三九	二,〇三〇	二,〇三〇	二,〇〇四	二,〇〇四	四,三六五	四,二二〇	二,七二〇

貔子窩支署	老爺廟街會	二、三〇四 一、九五三	二、三二八 一、九九二	二、七五一 二、三七三	三、三四一 三、一八一	五、八〇〇
	大譚家屯會	二、七五四 二、五九〇	二、七七八 二、五七四	二、八六八 二、六九七	三、三三四 三、一七八	三、六四四
	大宋家屯會	二、四五五 二、三七三	二、四七九 二、一六八	二、三四九 二、二八〇	四、二八一 四、二一〇	三、〇四五
	唐家房會	三、一六一 三、〇三一	三、〇八四 三、〇三三	二、九一三 二、九〇九	四、〇四四 三、七九七	三、七〇〇
	大長山島會	二、〇九六 一、七六五	二、〇四六 一、八七六	四、〇四七 二、二三一	七、五七四 七、三九三	三、〇九三
	小長山島會	一、八〇〇 一、六九〇	二、二九九 二、二二二	二、二九一 二、一四八	二、四一四 二、三三九	二、八二六
	獐子島會	二、四四六 一、五二五	二、七四三 一、八四三	二、二二一 一、八一一	三、二〇五 二、七四九	四、一二七
	海洋島會	一、九五三 一、六二九	一、六九九 一、六六二	一、九九八 一、七三八	二、六五三 一、九七七	二、四一三
	廣鹿島會	一、六七六 一、六二〇	一、八五三 一、六九四	一、八四五 一、六七四	一、八九七 一、七八五	三、六二七
	崔家屯會	— —	— —	三、〇〇四 二、九三一	二、四五二 二、二五七	三、三九六

備考　大正八年度は豫算、其の他は決算である。

軍事

凡例

一　軍事に於ては、東三省及蒙古(三特別區域を含む)の軍制及軍情を(一)清國時代、(二)民國時代に區分して記述し、又同期間滿蒙に駐在した外國軍隊は(一)露國軍隊、(二)日本軍隊に分ちて記述した。

一　民國時代の東三省軍事は最も詳說したか、軍隊の社會上の位置と、支那政治社會に及ほす東三省兵力の影響とについて注意した。淸國時代の軍事は、軍制の記述に止めた。

一　蒙古軍事は、正確の資料の少いため、充分の記述をなし得なかつた。

一　露國軍事については、これ亦完全な資料か得られなかつたため充分記述することか出來なんだ。

一　日本軍事は主として最近の事件を記述した。

一　軍事は「行政」及「國際關係」と關聯交錯する部分か少くないので其部參照としたところか多い。

一　調査資料は成るへく、實際的方面から採つたけれとも、制度については既刊書籍から拔い

一たものが少くない。

一　参考書類を列擧する。

参考書目

甲、公報法規類

一　政府公報(政治官報局)(印鑄局)　奉天公報(奉天省長公署)　吉林公報(吉林省長公署)　黑龍江公報(黑龍江省長公署)　統計月刊(國務院統計局)　支那重要法令集(東亞同文會)　最新行政法規上下(余紹宋戴修瓚合編)　職員錄(毎期)(印鑄局)　現行法令輯覽(内閣記錄課編纂)　官報(日本印刷局)　東淸鐵道諸規則(鐵道院監理部國際鐵道課)　關東廳統計書、同圖表(關東廳)　南滿洲鐵道株式會社關係條約集(南滿鐵道株式會社調査課)

乙、一般書籍

一　淸國行政法第一卷及第四卷(臨時臺灣舊慣調査會第一部報告)　支那研究叢書第九卷(東亞實進社)　滿洲事情(日本外務省通商局)　滿蒙調査復命書(關東廳民政署)　軍事地理(大日本文明協會譯)　帝國國防(民友社叢書)　極東露西亞(民友社叢書)　資料彙存第八號(南滿鐵道調査課)　支那に於ける鐵道問題(南滿鐵道調査課)　關東州統治(南滿鐵道調査課編)　現代蒙古の眞相(眞繼義太郎)

一　東部蒙古誌補修草稿(關東都督府陸軍部)　東部内蒙古調査報告(参謀本部編纂)　蒙古地誌(柏原孝久濱田純一)　滿蒙通覽

(福昌公司調査部) 東蒙古の眞相(松本雋) 軍事上より觀察したる滿蒙一般狀態圖表 南滿洲に於ける帝國の權利(蜷川新) 支那外交史(牧野義智) 歐戰期間中日外交史(劉彦) 最近極東外交史(長瀨鳳輔)

丙、年報、年鑑類

The China Yead Book 支那年鑑第三回第四回(東亞同文會) 時事年鑑大正八年同九年同十年(時事新報社) 國民年鑑大正八年同九年同十年(國民新聞社)

丁、新聞雜誌

支那(東亞同文書院) 東聲(新支那) 國際法外交雜誌(國際法學會) 外交時報(外交時報社) ファー、イースタン、レヴユウ(Far Eastern Review) ノース、チャイナ、デーリー、ニウス (North China Daily News) 其他日支諸新聞

大正十年七月

擔當者　伊藤武雄

軍事

目次

目次終

軍事

緒論　沿革

所謂滿蒙の地は東三省及東部內蒙古を含む約十四萬五千方哩の地域てあるか、これに三特別區域の全部及外蒙の域を合すれは頗る大地域てある、外蒙砂漠の地を除けは地味豐沃林產、鑛產に富み、牧畜亦盛んて、古來幾多の民族は爰に隆興して南下支那本部に覇を稱したもの尠くない。

後魏

之を例へは紀元四世紀末より六世紀に亙つて隆興した後魏帝國は、東蒙の一角に游牧した鮮卑民族て、五世紀には江北を併せ、洛陽に都して中央に覇を稱した。古代國家の精銳は其軍隊に在ること共通の事實てあるか、後魏は騎兵を以つて國軍の主力としたか本部に入るに及んては牧政を施すに由なく遂に傾覆を來した。

遼

九世紀末唐朝の平和破れ、契丹民族は後魏と同一經路をとつて南下し、本部に入つて遼の大帝國を建てた。

其民族と發祥地は後魏と宛ほ同一と見て差支ない樣で、南下の經路も亦同樣て遼河を傳つて朝陽(營州府)を經て南下本部に來たものゝ樣である。

遼は大國家を成した丈けに、奚軍、渤海軍、漢軍を自家薬籠中のものとして、よく之を駕御した。

其軍の中堅をなしたものは後魏と同樣に騎兵に在つた。

金

十二世紀に入りて、北滿洲白城(哈爾賓東南)に興つた女眞民族の金は遼をうちて其國を奪ひ當時宋を襲ひ首都汴京を陷れた。其間十三、四星霜を出てない。

金は前二民族と異り土着し屯田式皆兵主義に則つて居た。前二民族は漢人との混淆か其士氣に關係するを懼れて、努めて其危險に遠ざかつた。併し乍ら金は土着性のため自然支那本部に定住して、僅に堡塞建造によつて、同化を防かんとしたけれとも遂に同一の運命を脫しなかつた。太祖の擧兵から汴京遷都の間半世紀を經ないうちに金人の過半は其固有の風習と國語文字をすら忘れ果たして居た。

元

外蒙から起つた元は、蒙古人の特性てある、極めて素朴な思想と、好戰的性格によつて異大な帝國を建設したけれとも、其文化程度のあまりに低かつたため、行政上に於て漢人を服せし

むることの出來なかつたのみならす、唯一の實力であつた兵制か弛緩したため忽ち滅亡してしまつた。

清

明國を襲つた清は、長白山下の一溪谷から與つた滿洲族て、全滿洲を討平した後、本部に侵入した清朝二百五十年を君臨したけれとも、其衰運に頻しては、中堅たりし八旗兵は何等の用をなし得なかつた。

清の兵制變遷について稍詳述すれは、其草創時代から衰亡に到る間略三樣の時期を經て居る。

第一期　滿洲兵時代

清朝か撫順の東興京に在つた時代に既に特殊の兵制を布いた。八旗兵制（太祖奴兒哈赤の制定）之てある。一旗は次の如く組織せらる、

八旗

八旗兵制は、皆兵主義の基礎の上に立ち、全人民を始め四旗に分ち、後八旗に分つた。旗別は鑲色に依る。一旗は次の如く組織せらるる。

一牛彔額眞（佐領）　三百人を領す

一甲喇額眞（參領）　千五百人を領す（五牛彔額眞）

一固山額眞(都統)　七千五百人を領す(五甲喇額眞)

毎固山額眞に左右兩梅勒額眞(副都統)を設ける。一旗の兵數七千五百人、八旗六萬と稱した。天聰八年梅勒額眞以下の額眞を章京と名けた。固山額眞を都統とした。

行軍法。廣地に於て、八旗竝列して八路より、狹地に於て、八旗合して一路より進み、紊ることを許さない。軍士は喧囂を禁し攙越を禁する。

接戰順序。堅甲を破り、長矛利刄を執る者を前鋒とし、輕甲を破り、善射する者後より衝擊する。別に精鋭なる騎兵を他所に備へて緩急に備へしめる。

滿洲八旗の外女眞人より成る八旗(六萬)を編成し次て東蒙古を征服して蒙古八旗を編制し更に漢人をして漢軍八旗を編制した。後二者は當初制規數六萬に足らなんだ。

八旗中に上三旗下五旗の區別あり、上三旗は皇帝に親隷する兵で八旗中の精鋭である。一六四四年山海關を破りて支那本部に入り、北京を占領せし國軍全數は凡そ二十萬内外とせられて居る。清朝は其統治の要から見ても其兵數は十分なりといふことは出來ない。漢民族により編成されたる綠營創建の議は斯くて採用さるゝるに至つた。

滿洲人の北京占領は實に其兵力の致すところであるけれとも其實狀を調査すれは寧ろ一種の

僥倖たるを思はしむるものないてもない。清の太祖獨立宣言一六一六年都を瀋陽に奠め一六二〇年遼陽、海城を拔き遼河を超へ廣寧を略取せし迄は破竹の勢てある。山海關の東寧遠城の包圍戰に於て端なくも手酷き打擊をうけ重傷遂に起たさるにいたつた。幸に太宗機略ありと雖も侵入幾度か蹉跌し遂に自軍の明の防禦軍と角逐して勝算なきを知りて方策を轉し長城外に接近せる蒙古の地を略取し、該方面より北京の側面に突入することを企て其目的を達することを得た。この方略は屢々企てられ明の國都北京は爲めに孤立に陷るの悲境を呈した。而も山海關の要塞は依然明軍により固守せらるゝか故に滿洲軍の後路は絕たれんとするの形勢に在り、前後三十年間滿洲軍は明の東北關門の一を衝擊して遂に其目的を達すること出來なかつた。幸なる哉明に李自成の內亂あり、滿洲軍は漸くにして支那本部に入るを得たのてある。而も明將吳三桂の力に負ふところ大きい。歷代滿洲朝廷は漢人を重用せさるへからさるの弱味これから生したた。順治以後屢募集せられたる民兵(漢人)は全く這般事情の下にせられたるものといふことか出來る。該軍隊を一般に綠營といふ。(綠旗)

第二期　滿漢兩兵時代

吳三桂の亂あるや朝廷の正規軍たる滿洲軍は用をなさす、幸に三桂も病のために大成するを

綠營

得す、七年を經て南下鎮定の功を建てたるは綠營軍である。總明な康熙帝は滿洲八旗の實力に對し注意するところあつて左の宣言を發した。

「古より漢人の內亂は漢人自ら平定すへきもので滿洲人の關與する性質のものでない」。とて宣言大いに效を奏し綠營の士氣大いに揚りその奮鬪によつて勝利を得たのである。

支那統一か吳三桂の漢軍により成されたるは勿論爾後一世期、清の蒙古準噶爾、天山南北の削平西藏スパール服屬の兵も恐らく滿人のみの功といふことは出來ない。漢軍及綠營は前後大征戰大行軍に追從して清朝兵力の最大要素をした。

第三期　民兵時代

鄉勇

乾隆の晩年から嘉慶帝の時にいたり民亂に一揆に宗教的色彩を帶ひて前後十餘年に及んだ。これは八旗綠營の頽廢、地方彈壓の力なく接戰に當ては鄉勇を先頭せしめ次て綠營、最後に八旗兵か續いた。地方人民の糧食を備へて出兵を請ふも若し賊近けれは拒みて往かす。無賊の地を擇ひて駐屯した。兵餉の多くは兵站官に侵蝕せられ兵士に及ふもの鮮く諸將は奢侈に耽り天下の騷然たるは民亂の猖獗と言ふよりも官兵の元氣の消磨といふか近い。

其鎮定せるは鄉勇なる民兵の力に依つたもので就中合州、知州に於て龔景瀚の建てし功最も

著しい。鄉勇の起つたのは八旗補充の難をすくふと經費の少き方法を擇んたのに因る。一七九六年七年に於ける四川一省の民兵數三十萬を超へたといはれる。

咸豐帝の時、叛亂は支那歷代に行はるゝ一種の常道に入つた。一八四九年から十五年間長髮賊の亂となり、其平定は湖南の書生及農民から成る義勇兵及安徽義勇兵の二に依つた。前者を率ひたものは曾國藩て後者は李鴻章てある。上海に於ける米人華爾(Ward)、英人才登(Gordon)の常勝軍の一隊亦大功を建てた。

第一目　湘軍(湘勇)

曾國藩の貫籍湘鄉人を主とす。滿洲朝廷の懇命によつて彼は大決心と深き用意を以て亂の平定に先んし兵の訓練を急務なりとし併せて募兵の基礎を確定した。卽農民を以て其中心とし官吏と商人階級に望を絕つた。

從順にして朴直なる農民に次くに感激果斷なる書生階級を以てしたのは確に賢明な方法といふことか出來る。

第二目　淮軍(淮勇)

制は大體に湘軍に依彷して居る。初め李の貫籍、合肥に在つて髮賊等に抗し功蹟ある鄉勇を

基とし、李の手腕聲望と其地か上海に近くして外人と密接なる關係を生したことによつて發展した。髮賊鎭定に力あつたのは髮賊の降將程學啓を部下に收用せしことてあつた。程の勇決智略は戈登將軍をして感歎せしめた。

第三目　常　勝　軍

本軍は全く上海居留地に避難した支那商人及外人の自衛手段に緒を啓き米人華爾(ワード)に支那兵五六百を附し支那官兵の別働隊とした。

華爾は陣沒し英人戈登(ゴルドン)之に代はり兵力七萬八千となり、外人多くこれに投した。淮軍の勝利の卓絶したのは客軍として本軍を得たのによる。

要之、最も軍事上活動したのは湘軍てある。第一期武漢の奪還、第二期江北(南京北岸)安徽の爭奪戰、第三期南京包圍は前後三年の久しき間惡戰苦鬭し悽慘を極め克く之に堪へたのは、湖南農民の勇氣と曾國藩の決意の堅固なりし結果てある。

湘軍は同治中興後田間に遣歸せられ淮軍も延いて光緒二十年前後日清戰役後李鴻章の失脚と共に生命を終つた。

次に民國時代の兵制を概觀しやう。

民國

清朝は髮賊の亂後其内部的缺陷を暴露し、歐人の東進により諸種外患簇發し、日清戰役は清朝の對外的勢力を根底より覆滅させ義和團の變は清朝をして全く自主的勢力を失はしめた。一九一一年戊戌革命により六百年愛親覺羅氏の命脈は絕たれて五旗共和を標榜とする中華民國か生れた。

支那舊來の偏見を破つて制度文物一に先進外國に測り着々其經營に任して居る。革命十年尚過渡的狀態を脫するを得ない。

師編制

軍制に於ては清朝末の軍隊は大部分裁撤、改編せられ新軍卽ち陸軍編制となつたか尚彊邊地方は、經費と異族懷柔のために急激の改革を不可とするものあるかため巡防隊毅軍等の編制軍か殘つて居るか漸次新編制に改められつゝある。

編制軌範は全く日本陸軍にとり、軍務軍政等も全く日本陸軍の飜譯てある。

原則として師(師團)編成を單位とするものてあるか、師に達しない混成旅(混成旅團にて步兵團聯隊と他種兵例へは騎兵大隊或は砲兵大隊等の混成旅團である)獨立旅(步騎砲等の獨立旅團)混成營、獨立營等の部隊かある。

新舊兩編制名を對照すれは次の如くてある。

(舊名)　(新名)　(日本名)

鎭	師	師團
協	旅	旅團
標	團	聯隊
營	營	大隊
隊	連	中隊
排	排	小隊
棚	棚	分隊

統制關係 統制關係は、民國の中央政府の陸軍部を通して大總統に統制せられたものであるけれども、中央政府の權力尙微弱て地方各省最高軍憲たる督軍によつて事實上の統制を承けて居る。各省師旅長は原則として專任武官たるは勿論なれども過渡期の制度上特別官たる鎭守使、都統の之を兼ねる者がある。督軍自らも亦行政長官たる省長を兼ねる者か鮮くない。

師旅の名稱に陸軍幾師、陸軍混成第幾旅と稱するものは直接中央陸軍部の供餉にて編制さるゝもので、奉天陸軍第幾師吉林混成第幾混成團と稱するものは直接には各省の供餉によつて編制せられた部隊てある。

現下の支那軍隊は宛も封建諸侯の手兵の地位に在るもので、列國軍隊の如く第一次的に國家の名に於けるものとは著しくその性質を殊にして居る。第一次には其權力者の勢力の象徵てあり第二次的意味に於て國防軍てある。

支那陸軍兵數及軍費

然し乍ら其軍費として費す額は各省豫算の少くも五割五分多きは八割五分に達し、漸次膨脹する軍兵は遂に支那政府の財政を危殆に頻せしめて居る。民國四年に於ける支那全省兵概數は八十七萬八千九十八人から八年度に於ては百四十三萬六千百八十人に增加し其軍費二億二千萬元に達し總歲入の八割に達して居る。奉天直隸二省一箇月の軍費は英國常備軍一箇月の軍費に相當して居る。

故に軍隊裁撤、督軍廢止は徒に叫はるゝのみにて、一權力家の失脚による裁撤の一方他權力者は軍師增設をなすため到底これを救ふことは出來ない。

東三省は三省巡閲使張作霖氏の勢力愈盛大にて三省の警備のみならす、特別區域、外蒙をも氏の勢力下にいたさんとしつゝあれは軍備は愈々擴張され北方の一王國は支那本部を脅威しつゝある。

第一編　清國時代東三省軍制

第一章　東三省行政概況

東三省は愛新覺羅氏龍興の地で清朝の根幹であつた、故に其行政組織は支那本部と異ひ又三省亦相互に異るところかあつた、盛京省は軍民兩政並行するを特徵とし、吉林省は軍政中に民政を加へ、黑龍江省は軍政統治であつた。

盛京省

盛京には盛京將軍あつて副都統以下八旗武官各地に駐防して軍政を施行し又五部衙門ありて民政を總轄した。光緒二年官制改革以來の直隷省の行政組織と相似て居る。

吉林省

吉林省には吉林將軍副都統等駐在して總て軍政を管し、竝に道府州縣廳を領する。是所謂軍政中に民政を加へたものである。

黑龍江省

黑龍江省は黑龍江將軍副都統專ら軍政を握つて其監督を受けて地方民政を掌る者は僅に呼蘭綏化の二直隷廳のみで殆と純粹の軍政區劃てある。

第一節　盛京省

一、盛京將軍

盛京將軍に關する詳細の記述は之を別項清朝に於ける行政（行政の部八頁以下）の條下に讓り茲には軍政に關する範圍に於て簡單なる說明をなすに止める。

盛京將軍衙門は盛京將軍を以て其長官とし補助官として主事一人、筆帖式十一人あり、皆滿人を以て任ずる。

盛京將軍の職權は二種あつて一は固有の職權、他は兼管にして兵刑及奉天府事務大臣の職權である。今本職に就て述へやう。

（イ）一省兵馬の全權を掌握し平時副都統城守尉協尉等を統へ地方を鎮撫し兵士を訓練し有事の日は攻守の責に任ずる。直隸省駐防將軍は其所屬軍隊の總統するのみにて督撫提鎮を節制する權能はない、故に盛京將軍は實に省中唯一の司令官である。

（ロ）糧餉監督、　供給糧餉の事を直接監督す。

（ハ）所屬武官を統督す。　所屬武官の監督、任命推薦の權あり。

（ニ）旗人一般事務を管掌す。　民政を司るもの。

二、兵　部

盛京五部の中兵部は兼官事務一人をおき盛京將軍之を兼ね侍郎一人堂主事二人。左司郎中一

人。員外郎二人。主事一人。左司郎中二人。員外郎二人。主事一人。驛站正監督一人。副監督一人。筆帖式十二人。皆滿洲人を以て充て其職權左の如し。

（イ）軍器檢閱、　兵部は三年毎に盛京將軍及工部並に駐防軍營に赴き其帳簿を檢し軍器數を閱し事畢れは奏上する。

（ロ）監射、　旗員は凡て習射すへきものにて盛京に在りては旗員會射のことあり春秋二季に之を行ひ將軍兵部に移咨し員を射場に派するを請ひ會射者の名片を檢し旗員の勤怠を錄するものである。されど後には虛應故事となり了つた。

（ハ）郵政、　盛京の驛傳は兵部所管にして驛站監督を置き驛馬及傭使役夫保護の事務を掌る

（ニ）邊門稽察、　公事邊門を出つるに當りては皆兵部交附の軍符を持ち守邊官の其軍符に照し出門を准許するの定めてある。

（ホ）銓試、　倉官、驛官、守邊官に缺員ある時は兵部は候補者を揀選して之を中央吏部に報し經吏部奏准して後補任する。

（兵部の盛京五部に於ける地位に關しては行政の部第一編第一章第二節參照）

第二節　吉林省

吉林は盛京に比すれは職制簡易にして只從前吉林將軍副都統以下八旗武官を設け土地人民を管轄した。始め土地荒瘠人口稀少にして治民の文官を設けるを要せなかつた時は可なりしも年久しくして戶口繁殖、行政事務亦漸く繁冗となり省城に三廳を設けた。もとこれ一介の武辨にて吏治に通せなかつたため多くは筆帖式等に委して辨理させたため弊害多く遂に親しく民官を設けさるを得さるに至つた。

副都統以下衙門は盛京と大同小異につき略す。

第三節　黑龍江省

黑龍江省は將軍副都統以下駐防八旗官を設け全省を管轄する。(呼蘭綏化二直隷廳を除く。)土地僻遠戶口多からす未た必すしも民政の施行を要せす。

將軍副都統以下衙門盛京と大同小異とす。

第二章　軍　制

東三省は支那本部と異る行政區劃をなして居るけれども、軍制は原則として支那本部の編成に從つて居た。されど其邊防の衝に當ると屢々兵燹の巷と化せることに依つて殊特の編成をなし、或は制度の形式と實狀とか大きい隔りを生して居るものかあつた。

先つ支那本部の編成を述へて其特殊なるものを附加する。

八旗、其由來最も古く、所謂清の制規兵て其兵職は世襲を特徵とする。

綠營、前者と共に經制兵て、額兵とも稱せられる。

勇營（勇兵、勇軍）、川楚敎匪及粤賊の亂に當つて綠營功を奏しなかつたので臨時召集したもので平定後勇營を編成し漸次綠營を裁撤した。著明なるものを湘軍及淮軍とする。

練軍

新軍、光緒二十年、日淸役に於て勇兵も亦用を成さないのを知つて、之を解散させた後志願兵を募り洋式訓練を施したものてある。

光緒二十六年團匪事件に依り更に舊軍の無能を暴露したから袁世凱、張之洞等連署して二十

九年練兵を起して全國陸軍統一を請ひ、三十年八月に至つて慶親王、袁世凱、鐵良等軍事當局連署して、新軍編成の上奏をなし允許を得始めて新軍の基礎か確立した。其後清朝は鋭意軍備の整頓擴張に留意し光緒三十二年八月陸軍の上奏によつて全國に三十六師團編成三十六萬常備軍の計畫を立てたるも遂に成功することなく止んだ。

團練、地方土着民の自衛上臨時召集した地方軍て政府の召集編成てはない。主たる目的は賊匪の侵入掠奪を防禦するに在つて之を軍隊といふよりは、一種の自衛組織の警察てある。

水師、外海水師、內河水師、長江水師の三つあり。外海水師は沿海各地の守備に任し、內河水師は內地河湖岸の地の守備に任する。（長江水師は特に楊子江のみに任する）營制略整頓せる如くなれとも陸軍の綠營に於ける如く實際は皆頽廢に歸した。

咸豐以來曾國藩水師の實效を收めんとして長江水師を整頓し、光緒七年、薛福成、北洋海防水師章程を酌議して以來南洋水師、福建水師、廣東水師、亦之に倣つて各新海軍を編成した。されど甲午の役艦隊全滅して爾來復舊しなかつた。

第一節 八旗

太祖建國建元前十五年（明の萬曆二十九年）牛彔（ニウロ）の制を定め、每三百人に一牛彔を置いたのに始まり、萬曆四十二年之に基いて八旗の制を立てた。

其編成は

一、佐領（滿洲語牛彔章京（ニウロチヤンキン）守備を意味す）　三〇〇人

一、參領（滿洲語甲喇章京（チヤラチヤンキン）參將を意味する）　一五〇〇人（五佐領）

一、都統（滿洲語固山章京（クシヤンチヤンキン）總兵（中將）を意味す）　七五〇〇人（五參領）

每都統に左右副都統（滿洲語梅勒章京（メロンチヤンキン）副將を意味す）を置く。

都統の數八、每都統に一旗を授ける。各旗色を異にすること次の通り。

正白(Plain White)
正黃(Plain Yellow)
鑲黃(Borded Yellow)　黃色旗に紅色の緣を附けたもの。
　}上旗又は內府三旗といふ。

鑲白(Borded White)　白色旗に紅色の緣を附けたもの
正紅(Plain Red)
鑲紅(Borded Red)　紅色旗に白色の緣を附けたもの。
　}下五旗といふ。

正藍(Plain Blue)

鑲藍(Borded Blue)　藍色旗に紅色の縁を附けたもの

初め、滿洲、蒙古、漢軍混成して居たけれとも、天聰九年(西紀一六三五年)蒙古八旗を分ち崇禎十五年(西紀一六四二年)漢軍八旗を分つた。

前者一萬六千八百四十八、後者二萬四千五百十八と稱す。世祖北京に遷り、八旗亦從つて禁衞兵となり、其數約二十萬と稱せられる。北京人口の一大部をなした。

世祖各省平定の後駐防八旗の制を定め、畿輔駐防外省駐防陵寢駐防の三別となし。畿輔駐防は直隷省一帶に外省駐防は直隷外十七省の要地に、陵寢駐防は聖祖の時滿洲諸陵の守護にあてたものである。

駐防八旗

東三省八旗は外省駐防と陵寢駐防の二種てある。

第一款　外省駐防

東三省駐防八旗は滿洲蒙古、漢人を以て組織する外打牲(獵夫)游牧民をも加ふる。普通の駐防八旗は皆各該省内の諸城に在りて各該將軍の統轄に屬するけれとも、打牲游牧の部民を以て編成する八旗は獨り黑龍江將軍の專管に歸する。

打牲部民は主として黒龍江沿岸、東沿海洲地方に住し又吉林省内にも散在するものあり、其部落には赫哲、費雅喀等あり、其一部は三姓副都統の管轄に屬し旗を編せないけれども他の一部は黒龍江將軍の管轄に屬して旗を編するものあり。

游牧部は呼倫貝倫、索倫巴爾呼、額魯特、新巴爾呼である。

第一項　沿　革

一、　盛京駐防　天聰六年牛莊に滿洲兵三十人、鐵匠二人を置きしに始まり、翌年蓋平に兵九六人を置いた。

順治元年都を燕京に遷すに及んで盛京に駐防旗兵八百人箭匠鐵匠各十人を置き、内大臣一人梅勒章京二人をして之を管せしめた、毎旗に滿洲協領一人章京四人、蒙古漢軍章京各一人を設け同年又熊岳、錦州、鳳凰、寧遠、興京、遼陽、牛莊、岫巖、義州、蓋州、耀州、海州等の各城守官を設け、滿洲漢軍章京を以て之を管せしめた。

康熙二六年興京、熊岳、開原、遼陽、金州、鳳凰、岫巖の各城に城守尉、佐領防禦を定め同二九年盛京の防禦を鐵嶺撫順に各四人を移駐せしめた。

雍正五年盛京副都統一人を錦州に移し、熊岳城に副都統一人を置き、乾隆十二年初めて盛京

將軍を置いた。盛京將軍は始め内大臣と稱したが順治二年昂邦章京と改め、康熙元年鎭守遼東等處將軍と改め、又鎭守盛京等處將軍と稱した（會典事例卷八四九）

二、　吉林駐防　順治十年寧古塔に昂邦章京二人、梅勒章京二人、佐領驍騎校各八人、滿洲八旗兵四三〇人を置いたに始まる。

康熙元年寧古塔昂邦章京を鎭守寧古塔等處將軍と改め、梅勒章京を副都統とした。十年寧古塔副都統を吉林に移し兵七〇〇、庫雅喇兵六〇〇人を置き。十五年寧古塔將軍を吉林に駐せしめ、吉林副都統一人を寧古塔に駐在させ五十三年琿春、三姓に協領佐領以下駐防及兵をおき、雍正三年拉林に協領以下の管兵をおき同十年三姓に副都統をおき乾隆以後各城官兵の增設裁汰に關しては歷代變遷がある。

三、　黑龍江駐防　康熙十三年、吉林より水師を移駐させたことがある、二十二年俄人の國境侵入により寧古塔副都統薩布素をして官兵を率ひ討擊させ鎭守黑龍江等處將軍をおき、滿洲兵一千を其麾下に屬せしめ、三十三年黑龍江副都統二人、駐防官兵齊々哈爾城火器營參領及官兵、墨爾根城協領及官兵、打牲等處總兵及官兵を置き。二九年黑龍江將軍及副都統を墨爾根城に移駐。

三十七年墨爾根機副都統を齊々哈爾に改駐。
三十八年黒龍江將軍を同地に改駐。
四十九年墨爾根城に副都統を置いた。凡そ各城に於ける官兵の增設裁汰は會典事例に詳てある。

第二項　兵　種

東三省、駐防八旗には滿洲人、蒙古人、漢人以外に游牧部民をも編入するけれとも其編成に至りては異ることなく兵は之を(假名は滿洲語)

前鋒(カフパシイ)(各種兵中の最勇捷なるものとす)

領催(ポーシイフ)(佐領下に屬し會計書寫の事を掌る)

馬甲(拟甲(ペイチア)ともいふ雜役に從ふ)

匠役(ハケイシイ)(鳥檢匠、弓匠、鐵匠、鞍匠、にして平時は無職にて將軍副都統の家にありて灑掃の事に從ふ)

養育兵(ハシフルチヨア)(旗下にして未た隊伍に列せさる兵にて、一名西丹(シダン)といふ、討征あるも參加せす、多く控馬に從事す)

に分ち皆佐領に編せらるゝこと支那本部に同しい。

第三項　駐防配備地

一、盛京省

将軍駐在地、　盛京城

副都統駐在地、　盛京城　熊岳城　錦州城

所轄各城官兵を管する。

駐防所在地、

盛京城　開原城　興京城　撫順城　遼陽城　鳳凰城　牛荘城　廣寧城　熊岳城　復州城

金州城　岫巖城　蓋州城　錦州城　義州城

分駐々防所在地、(盛京將軍統轄)

鐵嶺城　巨流河　白旗堡　小黑山　閭陽驛　小凌河　寧遠　中後所　中前所

各城には城守尉若くは防守尉を設くること直省駐防に同し。分駐には防禦若くは佐領を以て官兵を管せしむる。

以上は嘉慶會典によるものなれとも光緒四年編するところの盛京典制備考に依れは前者と

稍異つて居る。駐在地の變遷による。

將軍駐在、　盛京城

副都統駐在、　盛京城　錦州城　興京城

此外盛京將軍は威遠堡邊柵以下の東六邊柵門及開原の屬法庫邊門以下西十邊門を統轄する。

東六邊柵内には各章京五人、領催五人、兵卒四十五人、西十邊門には各防禦一人、領催三人(四人)臺領催一人若くは二人(三人)兵卒二七人、三四人、三六人。

八路官、　盛京より山海關間八百餘淸里間に於て第一を巨流河とする東四路と、第一を小凌河とする西四路とす。

東四路(廣寧城守尉の管轄にして毎路佐領二人、驍騎校二人。領催十六人。馬甲百四十八人。匠役二人。)

西四路(錦州協領の管轄するところにして毎路佐領二人。驍騎校二人。領催十六人。馬甲百四十八人。匠役二人。)

今嘉慶會典及盛京典制備考により駐防員數を示せは左の如くてある。

（駐 處）	（嘉慶會典）		（盛京典制備考）
盛京城（將軍以下）	七一八六		六六七五
開原城（城守防以下）	八八三		八七九
鐵嶺城（防禦以下）	二〇六		二一四
興京城（城守尉以下）	四九二	（副都統）	四七四
撫順城（防禦以下）	一三六		一三六
遼陽城（城守尉以下）	四七五		四六六
鳳凰城（城守尉以下）	六六三		六五七
牛莊城（防守尉以下）	三八九		三八一
廣寧城（防守尉以下）	四一八	（城守尉）	四一八
熊岳城（副都統以下）	九八二	（防守尉）	七一三
復州城（城守尉以下）	六二六		六〇六
岫巖城（城守尉以下）	五七四		五六八
金州城（城守尉以下）	七六三	（副都統）	一〇三四
蓋州城（防守尉以下）	三九五	（城守尉）	五一五
錦州城（副都統以下）	九九九		九九三

義州城　（城守尉以下）　一二三二　一一二三

計　一六四一八　一五八五二

滿洲の地は北淸事件以後露國の駐兵、次て日露戰役の起るありて、定制自然に消滅に歸したもの少くなかつた

二、吉林省

將軍駐在地、　吉林城（一人）全省の駐防官兵を統轄する。

副都統駐在地、（各一人）

吉林城　寧古塔城　伯都納城　三姓城　阿勒楚喀城

協領駐在地（各一人）、

打牲烏拉城　琿春城　拉林城

吉林駐防所在地、

吉林城　打牲烏拉城　寧古塔城　琿春城　伯都納城　三姓城　阿勒楚喀城　拉林城

分駐々防所在地、

伊通城　額穆赫索羅城

火器營（本省特殊なるものなり）

參領一人 佐領八人 驍騎校八人

駐在官兵表（嘉慶會典に據る）

吉林城（將軍以下）	三九〇五
伊通城、額穆赫索羅城（佐領以下）	三一一
打牲烏拉城（協領以下）	七二一
寧古塔城（副都統以下）	一四三九
琿春城（協領以下）	四五九
伯都訥城（副都統以下）	一〇三五
三姓城（副都統以下）	一五六一
阿勒楚喀城（副都統以下）	四二九
拉林城（協領以下）	四二二
計	一〇二八二

三、黑龍江省

將軍駐在地（一人） 齊々哈爾城

副都統駐在地（各一人） 齊々哈爾城 墨爾根城 黑龍江城

城守尉(一人)、呼蘭城

黑龍駐防所在地、

齊々哈爾城(二四九四人) 墨爾根城(一一三四人) 黑龍江城(一七三二人) 呼蘭城(五一九人)

火藥營(齊々哈爾城) 參領一人

將軍は呼倫貝爾副都統、索倫額魯特打牲等處各總兵以下の官兵を管轄する。

打牲部は達呼爾三旗三十九佐領、索倫五旗四十七佐領。倫春軍六佐領、歩軍三佐領、畢拉爾二佐領より成てゐる。毎佐領、佐領一人 驍騎權一人をおき 毎旗に副官二人。達呼爾、索倫に總管一人毎、更に滿洲總管一人をおく。兵數は嘉慶會典によるに索倫は領催馬甲九七三人、達呼爾八百六十人、鄂倫春は一百六十五人あり乃ち一佐領より出たす所の領催馬甲は二十二人、二十八乃至十五人の比てある。

游牧部は索倫巴爾呼二十四佐領、額魯特二佐領より成つて、此他に新巴爾呼部二十四佐領あり合して五十佐領てある。

索倫巴爾呼新巴爾呼は毎佐領に佐領一人、驍騎校一人ありて各總管二人、副總管四人を置き

て之を管する。額魯特は毎佐領に佐領一人、護軍校一人驍騎校二人、總管一人之を管する。各游牧部は呼倫貝爾副都統銜總管一人之を統轄する。兵數は索倫巴爾呼、新巴爾呼各領催馬甲一千一百七十六人、額魯特前鋒二十六人、領催馬甲一百十八人（嘉慶會典）即一佐領より出す領催、馬甲數は前者四十九人後者は五十九人の比てある。

黑龍江將軍	布特哈總管（打牲部）	達呼爾總管	一人	三旗	三十九佐領	八六〇人
		索倫總管	一人	五旗	四十七佐領	九七三人
		鄂倫春			十一佐領	一六五人
	呼蘭貝爾副都統（游牧部）	索倫巴爾呼總管	二人		二十四佐領	一一七六人
		額魯特總管	一人		二佐領	一一八人
		新巴爾呼總管	二人		二十四佐領	一一七六人

第二款　陵寢駐防

盛京は清朝發祥の地てあつて、從つて省城の附近には諸皇帝の陵寢か鎮座する。即ち肇祖原皇帝興祖直皇帝、景祖翼皇帝、顯祖宣皇帝の陵たる永陵（通稱北陵）は盛京省興京の西北十清里啓運山に在り、太祖高皇帝の陵たる福陵（通稱東陵）は盛京城の東北二十清里承德縣天柱山に在

り、太宗文皇帝の陵たる昭陵は盛京城の西十淸里承徳縣隆業山に在る。以上諸陵警備のため盛京省には陵寢駐防を置いた。順治二年、福陵に防禦一人を置いたのを陵寢駐防の矢とし、爾後相次いて各陵に總官、翼長、防禦以下の諸官を配置した。今嘉慶會典によりて、各陵寢駐防の編成を表示すれは次の如くてある。

	總官	翼長	防禦	領催馬甲	司工匠	計
永陵	一	二	一六	一七九	一	一九九
福陵	一	二	一六	一八〇	一	二〇〇
昭陵	一	二	一六	一八〇	一	二〇〇

第二節 綠營

綠旗、綠軍

東三省には初め置かなかつた。光緒初年要所に置き、同九年十二月署盛京將軍崇實奏して昌圖廳に盜賊剿討のために綠營官兵を派して駐劄させた。

奉字軍

奉天將軍の下に、奉字軍五千人を置いたことがある。日淸役中、左寶貴の率ひたもの之てあ

る。旗幟及制服の背に「奉」字を標した。

青林、黒龍江省には本軍の設置かない。其後全く裁撤せられたため東三省に於ける編制を攷ふるに由ない。綠營軍制は次の如くである。

綠營は漢人同を以て組織して旗色、綠を用ひ、在京綠營、在外綠營の二に分る。前者は巡捕五營步軍統領に隷する。京城の四關廟及圓明園等に其屯地を置いた。

在外綠營は皆督標、撫標、提標、鎭標、軍標、河標、漕標に分屬する。綠營の管轄總督に屬するを督標といひ、巡撫に屬するを撫標といひ、提督に屬するは提標、總兵管に屬するを鎭標、四川成都將軍に屬するを軍標、河東河南道總督に屬するを河標、漕總督に屬するを漕標といつた。各標は之れを協又は營に分ち協は副將之れを管し營は游擊、參將、都司、若くは守備之れを管する。

綠營兵は後に巡防隊に改編せられ大部分裁撤せられた。但綠營官員は舊に依り存し、多く新軍の武官に轉補せられた。盛時、綠營は四十萬と稱せられた。

第三節　練　軍

八旗及綠營中より精壯なる兵丁を挑選して訓練した軍隊てあつて或は時に召募して其員を補ふことかある。就中綠營兵を以て組織せるもの最も多い。八旗兵丁を以て組織するものは特に八旗練軍と名付けて區別する。蓋し練軍は綠營兵の久しく頽廢して用ふるに足らさるに因りて標兵中より精壯なる者を擇んて訓練し有事の日軍に當らしめんかために之を編成したるものにして其起原は同治初年てある。

新軍編成に及ひ練軍を新設することを廢して舊來の練軍は多くは巡防隊及新軍に改編せられた。

一、盛京省

光緒元年署盛京將軍崇實の天津及古北口の馬歩隊を調集して之に同省在來の練軍を合し賊匪を討伐し之を平定したに始まる。翌年大孤山海口の東大東溝より西金州に接する地及沿海の青堆子、大莊河地方は要所なるを以て練兵凡そ二百人を募り、岫巖、熊岳城の兵を裁汰し、精壯歩隊二百人を以て要所に分駐させ、古北口練軍中より軍事に熟達せる副參領一人を派して訓練させ、同三年に至つて又道標靖邊營馬歩隊を置いた。光緒四年選せる盛京典制備考によると當時全省内に於ける練軍には捷勝營馬隊、洋槍歩隊、砲隊、洋槍馬隊、長勝營擡槍刀矛歩隊等十

八箇隊あり、此等の諸隊は兵の多少に因り、一哨二哨乃至四哨に分たれ、一哨の兵數は凡五十人にして哨に哨官一人、哨長一人を置き哨官は之を札蘭と稱した。二隊に營總若くは委營總一人をおく營となし、一營は二百、二百五十、四百、五百の兵より成つてる。十八箇隊の兵は總計五千三百三十人とす。後或は新軍に改編せられ或は裁汰せられ、光緒二十六年庚子の亂後露國か兵を滿洲に派遣するに及ひ、盛京練軍一時二千人を裁してより復練軍存せさるに至つた。

二、吉林省

光緒以來防軍右路步隊一營、左路馬隊一營。同步隊一營、練軍馬步隊一旗、練軍四營旗千五百人あり。

吉字營

光緒十一年更に未練兵及八旗臺站西丹內より年力精壯の者凡二千九百七十人を挑選して步練六營とし、前四營千五百人を合し十營四千五百人名けて吉字營とす。左右翼に分ち、總統、幫統、統帶、等官名を設けた。

光緒二十六年庚子の亂後露國が兵を滿洲に派するに及ひ、吉林練軍は改めて捕盜隊に編せられ專ら警察事務を掌つた。吉林捕盜隊は凡そ四千人より成つてゐたか、二十九年吉林將軍の奏

請に依り捕盗及巡江兵勇三千人を挑選し、尙ほ以前增設せる兵を加へて凡そ壹萬餘人に達した。

三、黑龍江省

光緖十五年黑龍江城に洋槍步兵一大隊十小隊擡槍步兵一大隊(六小隊)あつた。

齊々哈爾城に洋槍步兵十大隊半十四小隊。擡槍步兵、一大隊十小隊、騎兵一大隊（每大隊五中隊）礮隊四中隊あつた。

呼倫貝爾に洋槍步兵半大隊五小隊、檯槍步兵半大隊五小隊あり、墨爾根城に檯槍步兵四小隊布特哈に洋槍步兵半大隊、五小隊騎兵六中隊あり、合して步兵七四小隊、騎兵一六中隊。礮兵四中隊にして步一小隊及騎砲一中隊は各兵五十人より成る、兵數凡四千七百人ありといふ（隣邦兵備）然れども光緖三十六年庚子の亂後全く裁徹を行ひ後改めて新軍を編成した。

第四節　新　軍

第一款　新軍の編制

巡防隊

營制餉章に準據した新式訓練軍である。巡防隊と稱するは、光緖三十二年五月陸軍部奏定の

巡防隊新章に照して各省にて舊緑營、勇營、練軍を改編して、新式訓練を施せるものである。專ら巡警防備に當る、形式上新軍と區別するに過きない。

其編制は、新定章程に依れは最大なるを軍と名つけ二鎭三鎭若くは四鎭を合せて成る。但し軍は戰時編制てある。

平時編制は左の如くてある。

鎭―協(二個)―標(二個)―營(三個)―隊(四個)―排(三個)―棚(三個)

鎭は我國の師團に當り以下順次に旅團聯隊大隊中隊少隊分隊にあたる。

其編成は歩隊、馬隊、礮隊等各異同あつて、歩隊は一營を前後左右の四隊に分ち隊は之を三排に、排は之を三棚に分つ。馬隊は一營を前後左右の四隊に分ち、隊は之を二排に、排は之を二棚に分つ、陸路礮隊、過山礮隊は共に一營を前後左右の四隊に分ち、隊は之を三排に、排は之を三棚に分つ。工程隊、輜重隊は歩隊と同樣てある。

軍樂隊は一鎭につき一排を配する。

鎭―歩兵二協

馬兵一標

礮兵一標

工程兵一營

輜重兵一營

軍樂隊一排

鎮を統ふる者を統制官又は鎮統、協を統ふる者を統領官又は協統、標を統ふる者を統幫官又は標統、營を統ふる者を管帯官又は統營といふ。又隊は隊官、排は排長、棚は正目により統へらる。而して軍を統ふる者は總統官である。

各營の人員は左の如くである。

（イ）歩兵營　一棚の組織―正兵四人、副兵八人、備補兵一人、伙夫一人、正目一人、副目一人、計十六人。

一排の組織―(三棚)排長一人。

一隊の組織―(三排)隊官一人、司務長一人、司書生一人、號兵二人、護兵三人。

一營の組織―(四隊)管帯官一人、督隊官一人、軍需長一人、軍醫長一人、醫生一人

書記長一人、司書生二人、號目一人、護目一人、號兵六人、匠目一人、槍匠四人

皮　匠　皮匠四人、醫兵四人、伙夫二人、駕車兵四人、喂養夫四人、計六百五十九人。

（ロ）馬隊營　一棚の人員歩隊と同し。

一排の人員（三棚一排）

一隊の人員（三排一隊）隊官一人、司書生一人、號兵二人、護兵二人。

一營の人員（四隊一營）管帶官一人、督隊官一人、司務長一人、軍需長一人、軍醫長一人、查馬長一人、馬醫長一人、書記長一人、司書生二人、號目一人、護兵四人、匠目一人、槍匠二人、掌匠四人、皮匠二人、醫兵四人、伙夫二人、駕車兵四人、喂養夫四人、計三百十四人。

（ハ）陸路礮隊營　一棚、一排の組織同前。

一隊（三排）隊官一人、司務長一人、司書生一人、護兵四人、馬夫目一人、馬夫十三人。

一營（三隊）、管帶官、督隊官、軍需長、軍械長、軍醫長、醫生、查馬長、馬醫長、馬醫生、書記長各一人、司書生二人、號目一人、護兵六人、匠目一人鐵匠三人、礮匠三人、掌匠六人、木匠三人、皮匠三人、醫官三人、伙夫四人、駕車

兵六人、喂養夫六人、計五百六十八人。
礮十八門、軍樂車十八輛、鐵爐車三輛、零件車三輛、備用軍藥車九輛。
馬疋數は礮藥車二百十六疋（毎礮六疋）
鐵爐賣零件車三十六疋（毎車六疋、戰時）
備用軍藥車五十四疋（毎車六疋）乘用馬五十疋、豫備馬三十六疋。

（ニ）過山礮隊營　組織は同右、駕車兵六人に代ふるに管駄兵數十人を以てし、喂養夫も亦十六人とす。
礮十八門、駄馬百四十四疋、備用駄馬九十疋、鐵路零件駄馬十八疋、騎馬十六疋、豫備馬三十六疋。

（ホ）工程隊營　步隊に同し、鐵匠四人、木匠四人、伙夫二人を營に加ふ。

（ヘ）輜重隊營　步隊に同し、查馬長二人、馬醫長一人、馬醫生一人、鐵匠四人、掌匠八人、木匠四人、伙夫三人を營に加へ、槍匠二人を減する。駕車兵喂養夫はなく、毎隊馬夫十八人、馬夫目二人、馬夫一人、輜重車一輛、行軍の時は四倍する。管帶官以下乘馬百一疋。

（ト）軍樂隊　一等樂兵二人、二等樂兵六人、三等樂兵十二人、學習樂兵二十四人より成つて隊官一人、排長一人、伙夫五人、

第二款　東三省の新軍

東三省に於ける新軍は奉天省、黑龍江省の二省のみで、吉林省は練軍を改編して捕盜隊として、新軍の編成はなかつた。

一、盛京省

巡捕隊（巡捕營）　北情事件以前は左、右、前、後、中の五軍に分れ、各城を守備した。後露軍の奉天侵入後裁徹して巡捕隊とし、東、西、南、北、中の五路に分ち、各縣に一營を派遣して街道を分巡させた。日本軍の奉天占領後奉天の秩序回復するに及び、盛京將軍は更に巡捕營を訓練して舊制の如くし五軍を編し分ちて二十五營とし日本式に訓練せんことを企圖したか其後更めて左、右、前、後、中五軍の内中軍は五營他は各十營とし、每營に統營一人を置き以て全省四十五營統領九人を置くこととした。但一時に召集するの難きにより、光緒三十二年正月、北洋新軍第三鎮の一部を移駐して守備に任した。

奉字軍　前の五軍は其後四十營を集め奉字軍の名を以て知られたか、其主任務は賊匪の討伐に在つ

た。

編制

光緒三十四年東三省總督徐世昌によつて奉字軍は巡防隊に改編され五路に分ち、步隊二一營、馬隊二四營を作り、毎路一統領一幫統をおいた。

步隊營制。毎營中左右三哨より成り毎哨八棚に分ち、一棚に什長一、正兵九名、一營に管帶官一員、哨官三員、哨長三員、書記長一員、司書生五名、什長二十四名、正兵二一六名、鼓號目一名、鼓號兵六名、護目一名、護兵一六名、火夫二四名。

官辨兵夫共計三〇一員名とす。

馬隊營制。左右三哨、毎哨四棚、一棚什長一、正兵九名、一營管帶官一員、哨官三員、哨長三員、書記生一員、司書生五名、什長十二名、正兵一〇八名、鼓號目一名、鼓號兵六名、護目一名、護兵一六名、火夫一二名、馬一三五四あり、官兵共計一八〇員名。

步隊二營に於ける官兵の總數は六三二一員名にして、馬隊二四營の總數は四三四四員名なり、之に毎路統領本部の統領官一員、幫統官一員、書記官一員、會計官一員、執事官一員、司書生二名、馬辨二名、護兵一四名、火夫二名、計二十五員名、護路總計一一五員名を加へて官兵一〇、七九〇員名とする。

二、吉　林　省　新軍の編成なし。

三、黒龍江省

黒龍江省には初め鎮邊新陳等の軍かあつた、光緒二十六年全く裁撤を行ひ別に二千七百餘人の兵を以て制軍とし各城に分駐させた。爾來時に裁留を行ひ又歩隊を馬隊に改めたるものあり。其後務めて軍制の整頓を期し營務處を設け制軍を改めて巡警八成隊、馬歩隊十個營とし官兵凡三千二百餘人を置き光緒三十年九月、黒龍江省巡警軍といふ、軍は中右左三軍より成り中軍は馬隊二營歩隊二營を以て編成し左右軍は各馬隊一營歩隊二營を以て組織し統領各一人軍を統轄し兼ねて中營を任する。

營には各營官一人あり、營は之を中、前、後、左、右の五哨に分ち哨に哨官、哨長（馬隊には督隊官）各一人あり。但、中哨は營官の兼官にして更に馬歩隊に分ちて觀れは馬隊四營の中に就き中、左、右、軍各一營は統領之を任し中軍一營は營官之を任す。一營の兵數は凡そ百八十人あり、一哨の兵は三十六人、五哨に各督隊官あり。正兵九人毎に什長一人、毎營帮辦官二人、字識一人、修槍械工匠一人、馬夫二十二人、伙夫二八人より成る。

馬隊四營に營官一人、帮辦官八人、字識四人、哨官十六人、督隊官二十八人、修理槍械工匠四

人、什長八十人、馬兵七百二十人、馬夫八十八人、伙夫百十二人をおく。

歩隊六營に各營官一人をおき一營の官兵を管す、一營の兵數三百六十人、五哨の中前後左右哨に哨官各一人を置く中哨は營官之を兼ぬる。

五哨には又哨長各一人をおき、一哨の兵數の九百七十二人、正兵九人毎に什長一人、其他每營辦事官一人、字識一人、脩理械工匠一人、長夫二十人、伙夫四六人を置く、即ち合せて歩隊六營に營官六人、辦事官六人、字識六人、哨官二十四人、哨長三十人、修理械工匠六人、什長二百四十人、歩兵二千一百六十人、長夫百二十人、伙夫二百七十六人から成る。

營務處

營務處には總理一人、會辦一人、文案委員一人、支應委員一人、差遣委員三人、辦事官三人、書識八人、差官六人をおき、巡警軍に關する各種の事務を處理させる。

光緒三十三年以來練兵處章程に照して新軍を編成した。

三姓副都統の率いる兵四營を齊々哈爾城に派遣し、愛琿、呼倫貝爾等に各二營を派駐して守備に任せしめた。歩七營、礮隊二營、馬隊一營より成る、又衛隊の中に在る、馬隊、歩隊、礮隊、各一營を編し營務處總辦を以て三隊に各管帶官をおき黑龍江省新軍一鎮の基礎とした。

第五節　水　師

旅順、水師營は日清役後、全く廢滅し、水師の存せしは唯内河沿岸の賊匪に備ふるものに過きない。

嘉慶會典により水師營の官制を見るに、

一、盛京水師營　旅順水師を以て稱せられ金州副都統の管轄に屬して居る。

協領一人、四品官三人、防禦四人、領催六〇、馬甲五四〇、水手一〇〇人。

二、吉林省水師營　四品官二人、五品官二人、六品官一人、領催水手、匠役三〇三人。

三、黑龍江省水師營　黑龍江水師、齊々哈爾水師、墨爾根水師、呼蘭水師の諸營より成る。

總管一人、四品官二人、五品官二人、六品官二人、領催水手四二七（黑龍江水師營）

四品官二人、五品官一人、六品官三人、領催水手五八三人（齊々哈爾水師營）

水手四四（墨爾根水師營）

水手四〇人（呼蘭水師營）

三省の額設船艦及武器數は軍器則例に詳てある。右の内四品官は陸營に於ける佐領に、五品

官は防禦に六品官は驍騎校に夫々相當する。水夫は流罪人を以て之に充てたやうである。

第三章　徵兵狀態

淸國にて徵兵義務を有するものは、獨り旗籍に在る者に限るか故に、凡そ旗籍に屬する者は特別の事情ある場合の外は當然國家戰鬪力の組織に加はらねはならぬ。

人民一般にあつては只本人の志願によりて服役するものゝみ兵役に入る。綠營、練軍、勇兵皆然り、新軍は國民に募り之を訓練することあるも固より義務として命せらるるてないから其召集に應すると否とは一に各人の自由てある。綠營は少く一般と異り先つ營兵の子弟、朋友、親戚を召募し、然る後一般人民に及ふ例なるも決して强制てはない。自由選擇てある。後には徵兵制度の必要を認め、光緒三十四年八月、憲政調査會の憲法綱要を奏定するに及んて納稅及兵役義務を明白に宣言した。

第一節　八旗兵の徵集

八旗は禁旅、駐防、漢滿蒙を問はす、皆佐領に編成せられる。佐領の壯丁は凡そ百五十人とし佐領一人之を管する。故に佐領の數は壯丁數に從ひて自ら增減する。旗兵の徵集は八旗丁冊

即壯丁名簿を按して之を行ふのである。

第一款　丁册

一、丁册の編成

旗籍に屬する男十六歳以上身長五尺以上又は錢糧を食める者皆丁册に編入せられる。丁册は佐領之を編製する、在京丁册、駐防丁册の二種にして各二通を作る。在京丁册の一通は戸部に存置し一通は八旗に置く。駐防丁册は二通共戸部に置く、丁册は壯丁の屬する民族及官銜、若くは間散人たるを記入し上部には父兄の官職名字、旁には兄弟子弟名を下部には家奴の姓名を併記する。編成あれは佐領驍騎校、領催、册内に列名畫押し都統鈐印する。

二、丁册に記入すへき旗人

イ、年齢十六歳に達したる壯丁

ロ、身長五尺に及ひたる者

ハ、錢糧を食める者

乾隆の初年迄は十八歳たつたか後十六歳に改めた。年齢十六歳に滿たさるも丈五尺に達すれ

は入冊することが出來る。又年齢身長定限に達しなくとも既に錢糧を食める者なれは入冊する。

三、丁冊より銷除すへき旗人

イ、年齢六十一歳に達したるもの

ロ、死亡者

ハ、旗籍を銷除せられたる者

第二款　佐領

一、佐領編成　初め一佐領に屬する壯丁を三百人とし（乾隆會典亦之に同し）後佐領數增加せしも壯丁數之に比して增加せさりしを以て實際一佐領の管する壯丁は次第に減少した。

嘉慶會典には一佐領の壯丁數を定めて凡そ一百五十人とし、爾來之を以て率とした。而して餘丁及戸口滋生するに從ひて別に佐領を編し、定數に足らさる者は半分佐領とし半分佐領二者を合して一佐領とした。

佐領には佐領一人を置きて佐領に關する事務を處理せしめた。

二、佐領の區別

1、世管佐領(世襲)……
- イ、勳舊佐領…清初功臣の帶來せる者若くは勳功により戶口を賜へるものを以て組織する。
- ロ、優異佐領…佐領を編して功蹟あつた者に對して國家之を命した。

2、公中佐領……所屬都統又は大臣か國家の選に應して管するものをいふ。

3、合管佐領……兄弟共に帶來せる者を以て組織し著くは同族の人相共に組織せるもの。

4、互管佐領……始め佐領を編せるものゝ子孫あるに不拘、兄弟伯叔の子弟に佐領を分與せるもる。

5、滋生佐領……戶口增加に依りて別に新に編せる佐領をいふ。

三、佐領の額數……時代により增減あり今嘉慶會典に據れは、

I、禁旅八旗佐領　凡　一、一五一

イ、滿洲佐領　六八一

ロ、蒙古佐領　二〇四

ハ、漢軍佐領　二六六

2、駐防八旗佐領　凡　八四九

イ、畿輔駐防佐領　五四

ロ、東三省駐防佐領　三三八

盛京城佐領(六六)　熊岳城(一)　錦州城(一二)
小凌河(二)　寧遠城(二)　中後所(二)
同中前所(二)　遼陽城(一)　徹州城(一)
鳳凰城(一)　岫巖城(一)　金州城(四)
義州城(一七)　內務府(八)　廣寧城(三)
巨流河(二)　白旗堡(二)　小黑山(二)
閭陽驛(二)　開原城(二)　吉林城(四八)
伊通城(二)　額穆赫羅佐(一)　打牲烏拉城(八)
寧古塔(一二)　琿春城(三)　伯都納城(一二)
三姓機(一五)　阿勒楚喀城(七)　拉林(六)
火器營(八)　齊々哈爾城(四〇)　黑龍江城(二六)

墨爾根城(一七)　呼蘭城(八)

ハ、各省駐防佐領　、三四五

ニ、新疆駐防佐領　、一一二

3、打牲佐領(黒龍江將軍所轄)九七

索倫佐領(四七)　達呼爾(三九)　鄂倫春(六)

步軍鄂倫(五)

4、游牧佐領　一七〇

イ、察哈爾都統　一二〇

察哈爾(六三)　科爾沁(七)　烏拉特(三)

茂明安(四)　蘇尼特伊蘇特(一)　喀爾喀(三)

巴爾呼佐(一五)　額魯特(一八)　新額魯特(六)

ロ、呼倫貝爾副都統　五〇

索倫巴爾呼(二四)　新巴爾呼(二四)　額魯特(二)

以上各佐領は皆八旗都統に隷屬する。內蒙古、外蒙古、阿拉善額濟納、青海蒙古、西蒙古に

於ける蒙古佐領、蒙古新彊に於ける游牧回子佐領は皆理藩院に屬する。

第三款 徵集

八旗兵は丁冊に照らし各佐領より定額を徵するものにして旗人は皆服役の義務を有するか實際一般徵收の法を用ふるに非すして養育兵の法に依ることか多い。兵役に服する者は幼時より豫め養育兵として之を養成し兵に缺員を生する每に此養育兵中より挑補するものとする。但し間散人より徵集することもないてはない。旗兵拔補の規定に照して之を知ることか出來る。養育兵は定額より兵丁の子孫にして養育兵たらんことを希望する者若しくは政府より選擇せるものを以て之に充つる。通常十歲以上の幼丁とし若し不足ある時は九歲以下の幼丁を以て之に充つることか出來る。

養育兵

養育兵に有米養育兵及無米養育兵の別かある。有米養育兵には養育料を支給する。前者は後者中より挑補す。故に旗兵は先つ無米養育兵と爲り、次に有米養育兵と爲り而る後に旗兵と爲るの順序てある。

有米養育兵 無米養育兵

然れ共往々間散人中よりも徵收することあるは會典に旗兵拔補の法あるを以て知ることか出來る。

如斯旗兵は主として兵丁の子孫を採用するか故に官員の子及捐納監生等は兵に充つることはない、但步軍、校、間散、雲騎尉、驍騎校、護軍校、筆帖式の如き徵員の子は例外てある。

備考　徵兵義務者にして徵集に應じない者に對する制裁は不明なるも丁錢丁銀を課するの例がある。蓋平地方は一人に就き每年一錢五分を以てする。該地方の

徵兵忌避者數は　二九一八人

丁　銀　一八七三兩七錢一分二厘五毛

但、此數字は戸口の增減に拘はらず、一定不變なりといふ。思ふにこの收入は蓋平縣に於ける地方財源の一なりしならん。（蓋平縣調査參考）

徵集兵額嘉慶會典によるに

蒙滿兵一佐領に就き　親軍二人、前鋒二人、護軍一七人、烏槍護軍六人、礮甲一人、步軍領催二人、步軍一八人、馬甲二〇人。

漢軍一佐領につき　礮甲四〇人、步軍一二、步軍領催一人、鹿角兵八人。

この他漢軍八旗に限り漢軍礮甲四〇人を每旗徵集した。

一佐領より徵集する兵數は以上の如くてある。而して死亡若くは武官に拔補せらるゝ等諸種の事由に因り兵に缺員を生する時は、同佐領内の養育兵中から之を補するを常例とすれども或

は他の兵を以て補充し、其缺員は之を同佐領内の養育兵より徵集することかある。要するに佐領より徵收すへき兵數の率は常に同一てある。

第二節　綠營練軍勇營各兵の召集

一、綠營兵の召集　兵丁の子弟朋友親屬中につき志願者を募り缺を補ふ（これを先儘餘丁といひ、年十六歲に達した時初めて冊籍に加へ姓名年貌を記し兵部に送るものとす）尙不足ある時は國民中から募る。

營兵を分ちて馬兵、步兵の二種とし、步兵は更に分ちて戰兵及守兵の二種とする。戰兵は守兵の中より之を拔補する。馬兵は戰守兵の中より鳥槍を能くし馬槍に達せし者を以て拔補する。

馬兵老いて射に堪ねなくなれは下して步兵とする。

綠營頽廢の原因は募兵の便を以て兵丁の子弟朋友を以て先儘餘丁とせることに因る、且給料過少にして銀價低落するや、月餉は僅に一人、十日の食糧を支ふるに過きなくなり。從つて少壯者は次第に召募に應することを欲せす、老衰無能にして他に求職轉業すること能はさる

もののみ之に應ずることゝなつた。屢改革を唱ふる者あつたか、姑息遂に挽回する事か出來なかつた。

二、練軍兵の召集　綠營兵中の精壯なるものを採つた。明治九年曾國藩の制定した直隷練軍營制に依ると歩隊馬隊共に直隷人を以てし外省人を容れない。馬隊は特に樸實健捷なるものを選び年齡の如きも二十五歳以下に限つた。

三、勇兵の召募　志願兵にして就中湘淮地方に募集せるものか著明てある。勇を募るには技藝に熟し壯年、强力樸實なるものを選んだ、一度採用に決すれは、保結（保證人にして親戚、朋友又は他勇を以て互保さす）を立て貫籍、父母、兄弟、妻子姓名、竝に箕斗（各人の運星の名なり）を記して呈出せしめた。

第三節　新軍の召集

徵兵局を設け長官及副官を任命し、徵募地區を定め、長官以下該區に赴き、出示曉諭し地方官と會同し徵兵章程に照して壯丁を檢査し選に當れる者は省に送り入營させた。

徵兵局

一、徵兵機關　督練公所內に徵兵局を設け徵募兵を編入すへき營の營官を徵兵正官とし隊官、

排長を副官とし司書生辨目を任命し、召集地に赴きて志願者を募つた。召集地の知縣は徵兵告示を管下に配付し諭告し徵兵官は主として壯丁の身體、膂力を檢し知縣は壯丁の良民なるや否や、品行方正なりや否やを檢する。

二、徵募區 始めは自由に便宜なる土地を以てしたか、各省新軍編成するに及んで自省內とした。そして始めは各省中何れの土地も任意としたか、後更に省內徵兵區を一定した。

三、出示曉諭 兵員徵集の告示にして始め督練處より之を發し知縣これを管下に告示した。之は時により一定しないか普通兵たるの名譽を稱擧し、兵丁一家を優遇するの意を示した。元來清國民は兵を視て一種の賤業と倣し皆兵たるを恥づるの風あり。應するものは多く市井無賴の從て稍敎育ある者は好みて之に投することなかつた。

四、抽選 知縣の品行調査に合格し徵兵官の身體檢査に合格したものは徵兵章程に照して抽選するものとした。

徵兵章程

徵兵章程とは、光緖三十年八月、練兵處の奏定せる陸軍營制餉章中の募兵制略に基き、各省に於て隨時規定するものにして、募兵制略は同二十八年、袁世凱の定めたる募兵章程十九條に依り設けたるものてある。

應募者は必す土着にして家族ある者に限り、年齡二十乃至二十五歲にして、身長官裁四尺八寸以上、五官完く、體質强健にして、殘疾、暗疲なく、膂力は手にて百斤以上を擧くることを得、鴉片を吸食せしことなく、又犯罪せしことなきものたるへく。應募時は必す三代の家口、住址、箕斗等を報し、各村莊の莊長、首事、地保等は各合格せる鄕民の名簿を作り選驗所に呈出し、其點驗に備ふへきものとしてある。

五、入　營　檢査合格者を督練公所に送り所屬各營に入る、之を編伍といふ、合格者には每日一定の小口錢支給、開差赴防日より加給する。開差赴防編伍後三箇月を終る時は、兵丁に給すへき兵餉中より每月一定の餉銀を配控し、之を貯存して其家族に支給する。編伍の三箇月を經て操練に堪能なる兵丁に對しては、其所屬州縣に行文し、綠營、勇兵の例に照して、差役を免し、其差役の義務なき者には生監の例に准して優免し、且つ總て其家族に對しては地方官より各種の恩典を與ふへきものとする。

六、除　隊　兵丁にして長暇を請ふ者又は革退せらるゝものあるときは、該營の統帶官より兵備處に呈報し、其所屬地方官に照會して註冊させ、若し永年の字樣ある時は營に回りて再補することを許さない。又次回徵募の際に於て莊長人等再選を行ふことを許さす。又恩典を與

兵備處

へられす。但在營中官長に拔昇せられし者は、兵備處から所屬地方官に照會し、原冊に塡注して以て稽核に便ならしめる。これ募兵制略の定むるところである。尙江蘇省徵兵章程によれは、兵丁にして始終過なき者は、退任の時に統領より善行證書を發給し、竝に五、六、七品の功牌を配給し、且原籍地方官に知照して董保に飭令して皷吹迎賀せしめ、又隨時保護を加へ朝廷軍士を優待するの至意を示すへきものとせられてある。

第四章　武官任用

第一節　仕途種類

一、世　職

世爵ある者の武職を世襲するは原則である。特別理由あつて武職を世襲するものも亦總て之を世職といふ。

（イ）世爵ある者

（ロ）八旗中の特別世襲武職　（一）勳舊佐領　（二）世管佐領　（三）互管佐領、是三種佐領は特別組織を以て武職を世襲するものである。

（ハ）各陵寢護衞武官

（ニ）土司　藩屬地の土司は皆世襲の武職である。

二、武　科

文官に科擧法あると同樣に武官に武科ありて其試驗種類に武生、武擧人、武進士かある。

三、廕　生

武官補充のために武職を以て國難に殉せるものゝ子弟を拔用する。之を難蔭生といふ。恩蔭生も亦其志望により武職を授けられる。其法は香定例に照して採るのである。

四、軍　功

文官擧人及貢監等或は國家事變にあひ、或は軍機に參預し、或は戎行に從ひ功城野戰の功あるものは、統帥營の保擧により勳勞を參照し武職を授けられる。之を軍功出身といふ。曾國藩、李鴻章の如き髮賊討平に功ありたる者は、大抵保擧により武職を授けられしものである。

五、行　伍

兵士より武官に陞用せられたるものをいふ。淸國武職中この仕途による者甚多い。

六、捐　納

同治以前武官も亦捐によりて官を得ることゝ文官に異ることはなかつた。唯異るところは監生武生出身者てなけれは捐納するが出來なかつたことてある。捐納の弊たる文武同樣にして、同治五年十一月左宗棠の奏議により次第に武官の捐納制を停止した。然し淸朝は遂に文職に及はなかつた。何となれは財政上の止むへからさるものあるに因る。卽捐納金額は政府歲入の一に

居り、文官甚多くして其收入も亦巨額てあつたからてある。

七、武備學堂畢業者及外國留學生

光緒の末年京師及外省に命して武備學堂を設けて武官の培養に務め、或は俊秀の子弟を諸外國に留學させ、成業歸國者は內國學堂卒業者と共に任用した。

第二節　缺（補任）

八旗內の武職に就く者は必す旗人たることを要し、漢人は之に與ることを得ない。綠營の武官は主として漢人を以つて補充するけれとも、旗人も亦同一の資格を有する。蓋し國初以來雄悍の點は、旗人漢人の上に在り、漢人の主力てある綠營に旗人を交へて其固有の尙武の精神を以て漢人を感化させんとの趣旨てあらう。然れとも後年に迨むては旗人も漢人と擇ふなきに至つた。武官缺の區別を擧止すれは次の如くてある。

一、旗缺、侍衞處、京內八旗の各營、各駐防は皆旗人を補用する。鑾儀衞の武官は漢軍若くは漢人を兼用する。

二、營缺、京內の巡捕營、各省督撫提鎭の統轄に屬する水陸各營及河營に於ける武官の缺を

營缺といふ。營缺中には滿洲缺あり、漢缺あり。

三、衛缺、漕務の行はるゝ諸省には衛所あり。其武官の缺をいふ。この官缺は漢人に專屬し旗人は與ることを得ない。但し漢軍は此限りでない。

第三節　任用形式

一、八旗武職の任用

八旗武職中副都統以上は特旨を奉して補任する場合の外は總て開列に由る。

管理火器營大臣、嚮導大臣、都統、步軍統領、前鋒統領、護軍統領、副都統、左右翼總兵、駐防將軍、都統、副都統等は皆兵部より開列し旨を請ひて補任する。

其他の武職は其所屬の本旗、本營、本衙門より候補者を選定し引見を奏請し、引見の後補授するを常とする。

陵寢翼長、駐防協領以下の地方の八旗武官は、本屬長官から揀選し、正副二名の候補者を定めて兵部に照會し、兵部から該員所屬の旗若くは直年旗に移牒し、旗から引見を奏請し旨を得て補授するものである。

開列

二、各省武職の任用

總兵以上の各省武官は特旨を奉して補任する場合の外は兵部から開列を爲すこと八旗武官と同樣である。

以上の形式の外、副將以下の武官の或者は督撫、提鎭等の地方大官かその職權て任用することか出來る。

第五章　武官分限

第一節　軍政（進退）

軍政　武官の定期監督を軍政と稱する毎三年之を行ふものとし、其形式は京官、外官皆同樣である。

黜陟　黜陟の法は、兵部の上疏に依り、大臣之を上奏して勅裁を請ふを原則とし、微官は本屬長官に由つて專行せられる。其形式に四格、六法の二種がある。

四格八旗　四格の八旗に關するものは次の四點に就き査考する。

一、操守
二、才能
三、騎射
四、年齡

「行止端方、當差謹愼、弓馬嫻習、馭兵有律、給餉無虛」なる者を合格とする。

四格綠營　四格の綠營に關するものは

一、才技

二、年　力
三、馭　兵
四、給　餉

「才技優長、年力精壯、馭兵有術、給餉無虛」なる者を合格とする。

六法 六法に於ては、文官と同樣である。卽

一、不　謹　（革職）
二、罷軟無爲　（革職）
三、浮　躁　（降三級調用）
四、才力不及　（降二級調用）
五、年　老　（休致）
六、有　疾　（休致）

劾 皆事實を檢按する。六法に當る者は總て之を吏部に送り、君主引見して後處分する。之を劾といふ。六法の外に貪酷の二者は劾參の原因となる。四格に合ふ者の中、擧して官級を進めら

卓異 れる者は之を卓異といふ。擧劾に入らない者も、均しく考察事實は具し本省長官から兵部に彙

報するものとす。兵部は之を上奏し、在京武官には檢閱官として王大臣を欽派し、騎射を檢閱させ、後擧する者は部に由つて引見し、劾する者は懲戒に處する。

駐防若くは綠營の樣な在外武職に關しては各省から具題して兵部に至り、兵部は都察院兵科京畿道と會同して察覈題覆し、擧する者は京に來り兵部に由つて引見し、劾する者は懲戒に附する。

綠營の擧劾は軍政期の中間に一回之を行ふ。各省、副將以下千總以上は軍政の後二年半に一回擧劾を行ひ、總督巡撫から每省賢能にして他に違礙の事故なしと認められた者一二人を推薦して兵部に送り、部にて引見し旨を請うて陞用する。

八旗世爵は軍政に依る監督をうけないから、三年每に本管大臣から騎射及清語を考驗して其成績の良否に依つて進退を定める。

第二節　守　制（忌服）

丁憂守制

官吏の父母の喪に遇ひて離職するを守制といふ。父母の喪に際して離職するは當然のことて假設ひ職を去らなくとも執務することなく、必其家に在つて喪に服すへきてある。之を丁憂守

制といつて、其期間二十七箇月を定例とする。身分及職務種類に依つて等差がある。

康熙六年の議により提督總兵の父母の喪に遇ふ時は督撫題報し、副將喪に遇へは本屬長官題報し、皆命令を以て離任回籍して制を守るへきものである。服滿つるの日に於て貫籍地方督撫の證明書を得て兵部に赴き再其銓選を受ける。參將以下の者は皆任所に在つて守制し、武職旗員は家居百日の後出仕事を觀るへきてある。

第三節 休致（退官）

官吏老衰して任に勝わす、其職を去るを休致といふ。清國の制として懲戒處分の外革職せらるることはない。官は常に人に從ひ、死亡に依つて官亦消滅する。然し乍ら唯老衰のみは特に准許して解職する。本人の意思に出つる時、告休といひ、本人の意思に出てない場合を勒休といふ。

告休

勒休

武官休致は、略文官と均しいけれとも、内外一二品。武官休致の場合には其軍功を査明し、兵部に咨會し請旨を具奏し或は俸祿の全額又は半額を給する。

第四節　廻避(免官)

特定事情ある者に其任を去らすることをいふ。或は新に其任に就くを得さらしめる。私情のために公義を誤るの弊害を絶たむかためてある。

武官にあつては、直接人民と關係はないから、官職を利用して私慾を求める弊は文官に比して少いものとせられ回避制限は比較的疎てある。

一、提督以下副將參將まては均しく本省を回避すへし。

二、遊擊都司以下兵部詮選に係る者は均しく、本省内に任用するを得す。

三、各省、督撫提鎭の調題する武官も亦本省を回避すへし。唯苗疆沿邊等遊擊都司以下は本省人を用ふことを得。

第六章　武官の權利

第一節　俸給

俸給の性質

清國官吏の俸給卽俸祿は、國家か一定の榮譽ある身分に對する恩典として支給する俸銀又は祿米てあつて、官職の有無に拘はらず支給するものてある。故に所謂俸給とは異れるものかある。

一、金錢と共に祿米を給すること。

二、官職の繁簡を按するよりも官吏の品秩を先にする。但し官職には夫に相當する品秩があつて結局支障を生することはない。

一、俸給の種類

一、正　俸

（イ）京官正俸……歲俸及祿米

（ロ）外官正俸……歲俸

二、特俸……正俸の薄きより生する弊を救ふ爲に給するものてある。

（イ）　恩俸……京官正俸と同額
（ロ）　養廉銀……地方官に給するところ、當該省金庫支給。缺に應して支給す。
　地方官以外は八旗員の京官のみ給せらる。
（ハ）　公費（辨公費、辨公銀）
　京、外官吏均しく毎月給せらるるところ。

二、俸給の削減

清國にては、俸給は國法を以て其支給額を一定するに拘はらす、政府財政の都合に依り任意之を削減することか出來る。

京官に對する減俸は減折といひ、外官に對しては攤和といふ。共に政府の任意に行ひ得るものである。俸給は國家の恩典なりとの精神に出つるものである。

第二節　恩給及救卹

第一款　武官賜金

一、武官恩給

原則として四、五品の下級官も均しく恩給を受ける。而して文官にても、嘗て軍功あつた者は此の恩典に浴する事を得例へは八旗武職大臣の老病退職者にて曾て軍功あつた者なれは兵部へ請旨具奏して全俸又は半俸を給せられる。

二、陣亡賜金

滿漢人の武職者か陣沒する時は廕子（インツ）（其子に官を與ふること）外に爵を授け更に卹賞を與ふるの定めてある。陣亡賜金の外に普通死亡賜金をも給せられる。

陣亡賜金額は其仕任年期の長短を論せす、均しく定額てある。

三、負傷賜金其他軍事賜金

負傷賜金は輕重を按查して一定卹金を給與する。負傷等級を分ちて三等とし、等級に應し左の如く給與する。

	八旗官兵	綠營官兵
一等傷	銀五十倆	銀三十倆
二等傷	銀四十倆	銀二十五倆
三等傷	銀三十五倆	銀二十倆

負傷者か一定期間内に死亡すれは、陣亡例に照して䘏金を授ける。其期限は

一　等　傷　　六　箇　月
二　等　傷　　五　箇　月
三　等　傷　　四　箇　月

其他軍事賜金を給すへき者は次の如くてある。

イ、出征中途病歿者
ロ、立功後病歿者
ハ、戍防中病歿者
ニ、染瘴病歿者

四、遺族扶助料

本制は唯兵卒のみに關する制度てある。蓋し兵卒以外の者は別に制定するところの恩典に浴するを得るからてある。

八旗兵陣亡、傷亡し、其父母妻子を養ふ者のない時は月給の半額分の銀、米を給する。

戰時失踪する時は月給原額の四分の一を給せられる。

緑營兵に在つては陣亡、傷亡する時、該兵の子弟、訓育して材と成るの見込あるときは該兵卒か毎月受けた所の糧餉全額を給せらるへく、又養育すへき子弟なきか、或は幼穉てあれは、月額の半分を給せられる。其被支給子弟か齡十六歲に達すれは停止する。子弟のない者には祖父母、父母、眷族の死亡によつて停止する。

第二款　兵丁及其家族に對する救恤(恩給)

軍人となるものは旗籍にある特別階級てあるかために、救恤規定は主として旗員に對して存し、綠營其他の者に對しては極めて鮮い。旗人の受くる救恤は軍人たるかためよりもむしろ旗員たるかためてある。

一、優邺老兵(兵丁の殘廢疾、又は老衰に因り除隊せられたる場合)　平時と戰時、禁旅と駐防年齡(六十年以上)扶養家族の有無、軍功の如何、房產の有無等によりて等差を附し、銀及米を以て支給せられる。

寧古塔、盛京等の兵丁にして病に罹り殘廢し及六十歲以上にして除隊を願ふ者あるとき、若し嘗て出征して戰鬪に參加し、軍功ある者に係れは、終身、每月銀一兩を支給す。但し游牧地方の兵丁には平時支給せす。

二、賞卹八旗節婦

三、賞卹八旗孀婦

一般、特別戰病死、夫の軍功、嗣子有無、守節等によりて等差を附する。

四、賞卹駐防節婦　禁旅、駐防、八旗の寡婦に對してなす、等級は前者に同し。

五、八旗駐防及綠營、孤寡卹例

(甲) 兵丁、及其一家の鰥寡、孤獨なる者に對する救恤方法、駐防八旗の鰥寡孤獨に對する救恤。

(イ) 盛京、吉林駐防八旗兵丁の鰥寡孤獨には一人毎月養贍銀一兩を支給する。該戶部庫銀內より支出する。東西陵駐防幼丁に對して更に特別の規定あり卽、其母未た恩賞錢糧を食ます、伯叔、兄弟、僅に兵丁及前鋒校、護軍校、筆帖式等の微員に止まり、扶養すること能はさる時は、該管官より證明して戶部に報し、孤子養贍錢糧を給する。其額は東陵に於ては毎月銀一兩、一年二季、毎々米十斛二斗、西陵は銀一兩五錢、挑差の日に於て其支給を停止する。

(ロ) 黑龍江省駐防は養贍銀として一人毎月食糧米四斗を給する。熱河駐防は一人毎月養贍

銀一兩五錢支給。孀婦、孤子、親屬內に俸餉を食めるものある時は在京滿洲蒙古漢軍鰥寡孤獨の例に照して處理する。

（乙）綠營兵丁及其家族に對する救恤八旗の例に準するも極めて簡單てある。

六、 逃亡兵の家族に對する救恤。

七、 內務府所屬三旗に對する特別法

其方法は住所救助にて所謂養贍錢糧を給する法を以てする。

第三節　給　假

官吏は疾病其他の事故に遇ふときは、其方式に遵ひ給假を呈請することか出來る。給假の方式は文武官につき異るところはない。在京漢侍衞等は就職後一年にして、省親等の事由により、同鄉京官の證明を具して當該大臣に具申し、當該大臣の上奏に由り之を得るのてある。

第四節　給　養

官吏其父母又は直系尊屬の老年に及ひ、膝下に奉歡しやうと欲すれは、一定期間離職することか出來る。孝道を獎勵するの立法の趣旨てある。

これ官吏の特權てあつて、終養の自由ともいふへきものてある。

武官は副將以上文官の例に照して允准する。然して參將以下は原則として允准しない。乾隆五十年の上諭に云ふ。「文武本無岐視而職任各有不同。「文職以敎孝爲先。武職以敎忠爲重是以古人於兵革之事。不妨奪情云々」

第八章　懲　戒

武官懲戒權は、兵部の權限に屬して居る。

八旗と綠營とによつて其適用を異にする。又公罪と私罪のの別がある。

刑罪の種類には三種あり。文官と同樣である。

一、罰　俸

二、降　級

三、革　職

第二編　民國時代東三省軍事

第一章　東三省軍制

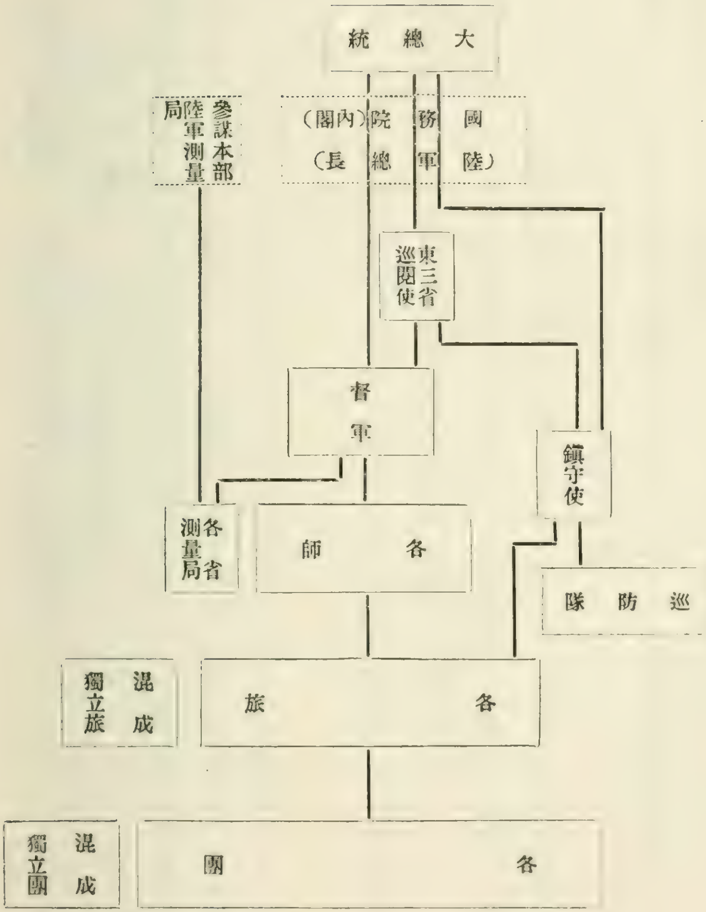
民國陸軍各部隊は各省督軍鎭守使及都統指揮の下に在り、各督軍鎭守使及都統は大總統に直屬するか故に、官制上は完全なる中央集權的統制なれ共、現今支那軍憲は封建的色彩濃厚にて各省に於て督軍は行政長官たる省長を兼ねるものあり、半獨立的行動をとり、麾下軍兵を私兵の如く使用し居るの實情てある。

東三省は奉天、吉林、黑龍江各督軍及東邊、遼洮、吉長、延琿、寧河蘭、黑河各鎭守使の下に師旅編制に成る陸軍部隊と、未改編の舊式部隊（警備隊巡防隊の如き）あり。

東三省巡閱使は、奉天督軍張作霖に添加せられた官職にて、東三省の軍隊に號令するの權利を有すると共に、事實上三省の統治を全くするのみならす、三特別區域及外蒙を其の勢力下に致し、中央政府に對立するの一大勢力を形成して居る。

軍隊については形式上陸軍部直系のもの（第二十七、八、九師及混成旅の大部）と各省督軍自らの編成になるものとあり（奉天第一師の如き）編制に於て異同はなしと雖も、其の供餉經費に於て前者は全く陸軍部支出に依るに不拘後者は各省經費を主とするものてある。

今東三省軍隊統帥關係を圖説すれは左の如くである。



第一節　東三省巡閲使

一、東三省巡閲使は奉天督軍張作霖に加はられた職名て、其官制上の權限は一般的てないけれとも、諸種の事情を綜合するに、東三省の特別外交、必要に應して三省領掌の軍隊統率、三省の財政、司法を指令するの權限を有つて居る。

民國七年九月七日國務院の認可によつて本官の設置を見、九月八日大總統令を以て任命せられ同月十三日以後の奉天省公報は東三省巡閲使兼奉天督軍張作霖を署し同月二十七日編制大綱を發布して居る。

軍事、政治の顧問を置き、警備隊五箇中隊を設け、年經費四十八萬元を計上して居る。

備考―支那の官制中には、人に依つて官を設けたものあり、巡閲使の如きもそれてあつて、民國初年江蘇都督張勳の地位を奪ふため、長江巡閲使の官を以つて之に任したのに初まる。然るにこの場合張氏は部兵の解散を肯んせす、任官して長江一帶を睥睨したため却つて、努力圏擴大の結果となつた、現時巡閲使は、東三省、直魯豫及兩湖巡閲使の三人がある。

二、東三省巡閲使編制大綱（新支那に據る）

一、東三省巡閲使は大總統に直屬し東三省の軍務を巡閲する。

二、巡閲使公署は其區域内にて巡閲使自ら其地點を定める。

三、參謀長一名を置き巡閲のことを參讃せしめる。
四、參謀若干を置き參謀長を補佐する。
五、祕書長一名、祕書一名、祕書若干名を置く。
六、副官長一名、副官若干を置く。
七、軍務、軍需、軍器、軍醫、軍法の五處を設ける。
八、以上五箇處に處長一名をおく。
九、參謀處、副官處、祕書處に若干の課員をおく。
一〇、分屬雜務處理のため雇員を置く。
一一、本條例は公布の日より實施せられる。

三、翌民國八年三月五日に至り、奉天官報は東三省巡閲使署編制大綱として左の如き圖表を發布した。以て使署の實際の組織と事務の大綱とを知るへきてある。

東三省巡閲使

- 總參謀長
  - 秘書處
    - 秘書
    - 密電
  - 參謀處
    - 一、二、三參謀
  - 副官處
    - 一、二、三副官
    - 監印
  - 政務處
    - 內政科
    - 外交科
  - 軍務處
    - 軍械科
    - 考績科
  - 軍需處
    - 會計科
    - 糧服科
  - 軍醫處
    - 醫務科
    - 衛生科
  - 軍法處
    - 軍法官

附記

一、本表は長江、兩廣巡閲使署及四省經略使署の組織を參照して之を訂正せるものである。

二、長內八處の外に顧問諮議を設く、定員なし。
憲兵司令官一員、憲兵一百名乃至三百名を置く。
三、政務處は軍事に關係ある政務に限り均しく之に屬す。
四、巡閱使衞隊一混成旅を設けたるため奉天各新成旅中より酌撥す。其餉糧は原隊より支出すへく巡閱使署の經費に入らす。
五、各處長は均しく少將及同相當官を以て補任する。

第二節　督軍

将軍　一、督軍は民國三年七月設置を見たる將軍府に列する將軍か、地方に駐在して該地方の軍務を督理する軍事最高機關てあつて、全國十七省にこれを設け、東三省亦各督軍行署を設けられた。(現時南方五省は獨立し、督軍制を撤廢して居る。)

督軍　督軍は民國五年七月將軍を改稱したもので、舊都督の權限を踏襲し軍民分治實行の結果本官制定せられたるが、軍權を有するため依然該地方の最高命令機關たる姿てある。東三省の各督軍は皆、省長を兼任して居る。

都督

護軍使

「黒龍江軍制に」よつて地方軍事機關の變遷を見るに、民國元年四月從來の兵備處を改めて軍政處とし、翌年三月各部の擴張と同時に都督府と改稱した。然し乍ら都督は缺員てあるために民國二年十一月任命された護軍使か其名に依つて命令した。この時代を護軍使の都督代理時代といふことか出來る。三年四月一日護軍使暫行條令の發布によつて都督府固有機關を廢して護軍使署を組織した。參謀、副官、書記の三部と軍務、軍需、軍法、軍醫の四課から成つて居る。この間僅に三箇月て七月將軍行署編成令か布かれて現制度となつたのてある。將軍の權限は、護軍使の組織、職權と異ることなく格式は其上てある。且つ都督府の全部を包括して更に牴觸するところかない。設官の初には奉天省鎭安上將軍は奉天軍務のみならす吉林、黒龍兩省の軍務を節制する權能か與へられて居た。之は東三省の特別區域たりし沿革から來たものてある。

二、將軍府編制令及將軍行署編制令全文を掲ける。

（イ）　將軍府編制令（民國三年七月十八日公布敎令第一〇一號）

第一條　將軍府は大總統に直隷し軍事上の最高顧問機關をなす。

第二條　將軍府には將軍を置く大總統より陸海軍上將中將を以て特任し將軍の稱號も亦大總統之を特定す。

第三條　將軍は大總統の命を受け軍政を會議し陸海軍を校閲す。
第四條　將軍には參軍を置き大總統之を任命す。
第五條　將軍府には參謀四人副官四人を置く。
第六條　將軍府の事務は大總統の特任せる上將軍一人之を管理す。
第七條　將軍府には事務廳を置き府內一切の事務を掌らしむ。
第八條　將軍府事務廳には廳長一人を置き長官の命を受けて本廳事務を管理す。
前項參謀及事務廳長は將軍府之れを薦任す。
第九條　將軍府事務廳には事務員四人を置き長官の命を承けて本廳事務を助く。
前項事務員は事務廳長官より長官に詳請して之れを委任す。
第十條　本條例は公布の日より之れを施行す。

（ロ）　劃一各省軍民長官名稱令　（民國五年七月六日申令、七月七日政府公報）

各省軍民長官名稱は亟に劃一にすへく各省の督理軍務長官を督軍と改稱し民政長官を省長と改稱し署內の組織は一切暫時舊の如し。

（ハ）　將軍行署編制令　（民國三年七月十八日公布敎令一〇一號）

第一條　將軍府將軍にして大總統より督理軍務の命令あるものは地方に駐在して將軍行署を設く。
第二條　將軍は軍政事務に關しては大總統の命を受け陸軍部の監察指示を受く。
第三條　將軍は軍事の計畫及命令に關しては大總統の命に依り參謀本部の監察指示を受く。
第四條　將軍は該管區域內各地方の治安維持上巡按使の請求に依り兵を動かす場合は其の情況を酌量し協力すへし。
但し緊急事變の場合は迅速なる處置を取り得るものとす。
前項事情に遭遇したる場合は同時に大總統に呈報し且陸軍部及參謀本部に通報すへし。
第五條　將軍行署には參謀長一人を置き將軍を輔助し軍務を參賛せしむ。
第六條　將軍行署には參謀四人乃至六人を置き參謀長を輔助し軍事計畫を分任す。
第七條　將軍行署には副官長一人を置き將軍の命を受けて本署事務の宣達を掌る。
第八條　將軍行署には副官二人乃至六人を置き長官の命を承けて本署事務の宣達に當る。
第九條　將軍行署には書記官二人を置き將軍の命を承けて文牘事務を掌理す。
第十條　將軍行署には左の各課を置く。

一　軍　務　課
二　軍　需　課
三　軍　法　課
四　軍　醫　課

各課の職掌は將軍之れを定む。

第十一條　各課には課長一人を置き將軍の命を承け課務を掌理す。

第十二條　各課には課員二人乃至四人を置き長官の命を承け課務を助理す。

第十三條　將軍行署は文件の繕寫及其他特別事務に依り雇員を酌用することを得。

第十四條　巡按使にして將軍銜督理軍務となる者は其の職掌權限本令第二條より第六條の規定を適用す。

第十五條　本條令は公布の日より之れを施行す。

備考　張作霖は鎭武上將軍である

三、將軍行署職員表

將　軍（督軍）	上將或中將	（一員）
參謀長	少　將	（一員）

参謀　上中少校或は上尉（二―六員）
副官長　上中校（一員）
副官　中少校　上中尉（二―六員）
軍務課々長　上中校（一員）
同　課員　中少校　上中尉（二―四員）
軍需課々長　一、二等軍需正（一員）
同　課員　二、三等軍需生及一、二等軍需（二―四員）
軍法課々長　上中校相當文官（一員）
同　課員　中少校　上中尉相當文官（二―四員）
軍醫課々長　一、二等軍醫正（一員）
同　課員　二、三等軍醫正及一、二等軍醫（二―四員）

四、東三省督軍公署職員編制表（民國五年調）

	奉天省	吉林省	黑龍江省
督軍	一	一	一

參謀處	參謀長	一	一	一
	上校參謀	二	一	｜
	一等參謀	二	二	二
	二等參謀	二	二	二
	三等參謀	一	｜	二
副官處	副官長	一	一	一
	一等副官	二	二	二
	二等副官	二	二	二
	三等副官	三	一	二
軍務課	課長	一	一	一
	一等課員	二	二	二
	二等課員	二	二	二
	三等課員	三	二	二
軍需課	課長	一	一	一
	一等課員	二	二	二
	二等課員	四	二	二
	三等課員	二	二	二
軍醫課	課長	一	一	｜

	一等課長	一	|	|
	二等課長	一	|	|
	三等課長	一	一	|
軍法課	課長	一	一	一
	一等課長	一	一	一
	二等課長	二	一	一
	三等課長	二	一	|
合計		四四	三四	三二

第三節 鎭守使

一、鎭守使は民國二年九月大總統令を以て定められたる軍職てあつて、其目的は各地方により て異る。或は地方彈壓のため、或は邊彊警備のため、或は亂後地方秩序回復のため、或は元の綠營鎭總兵、巡防統領其他の軍官を綏撫せんか爲に改名した者、地方有力者招撫のため其名を與へたもの等とす。元來は軍官てあるか、其有力なる者は民政に干涉し、地方に割據せる狀勢かある。軍政統一上次第に裁撤さるゝ方針てある。

備　考―東三省に於ける鎭守使は多く陸軍各旅長に依つて兼任せらる、

二　鎭守使署條例　（民國二年九月十四日公布）

第一條　鎭守使は將官を以て之に充て大總統より簡任す。

第二條　鎭守使署に左の人員を置く。

參謀官一名乃至三名（上校一中少校一上尉一）

副官一名乃至三名（中校一少校上中尉一）

軍需官一名（三等軍需正）

軍醫官一名（三等軍需正）

法官　一名

書記　一名

參謀副官は各最高級者を之か長となす參謀長は參謀本部より薦任し其他は都て部より委任す。

第三條　參謀長は鎭守使を輔佐して全署の吏員を監督し並に一切の事務を參助す。

第四條　參謀は參謀長の命令を承けて一切の計畫並に人事敎育を取扱ふ。

第五條　副官は鎭守使の命令及參謀長の指導を承け一切の軍務に關する事務を取扱ふ。
第六條　軍需官は鎭守使の命令及參謀長の命令を承け一切の軍需事務を取扱ふ。
第七條　軍醫官は鎭守使の命令及參謀長の指導を承け一切の醫務及衞生事務を取扱ふ。
第八條　法官は鎭守使の命令及參謀長の指導を承け一切の軍法事務を取扱ふ。
第九條　書記は上官の命を承け公文書類の事務を取扱ふ。
第十條　鎭守使署は公文書類を淨寫し及庶務を取扱ふ爲め雇員を用ゆることを得。
第十一條　鎭守使署は地方の狀況同しからさるに因て民政外交及其他の事件を兼營すること
あれは酌量して吏員を增設することを得但し許可を承くへし。
附則一、本章程は公布の日より實行す。
二、將來地方の秩序大に定まり鎭守使署の變更或は廢止の時は本條例は同時に其效力
を失ふものとす。

三　東三省及特別區域鎭守使駐在地　(民國十年十月調)

奉天省	東邊鎭守使	鳳凰城
	洮遼鎭守使	洮南

吉林省	吉長鎮守使	長春
	延吉鎮守使	吉林
	寧阿蘭鎮守使	阿勒楚喀
	濱江鎮守使	哈爾賓
	扶農鎮守使(缺)	長嶺
黑龍江省	黑河鎮守使	黑河
	呼倫貝爾鎮守使	呼倫貝爾
	綏海鎮守使	綏化(海拉爾)
	安泰鎮守使	滿州里
熱河	朝陽鎮守使	朝陽
	林西鎮守使	林西
察哈爾	察東鎮守使	多倫縣
	察西鎮守使	張家口
綏遠	歸綏鎮守使(缺)	歸化城

(四) 東三省及特別區域鎮守使署編制表（民國五年調）

	奉天省	吉林省			熱河		察哈爾
	東邊	吉長	延琿	寧阿蘭	朝陽	林西	察東
鎮守使	一	一	一	一	一	一	一
參謀長	一	一	一	一	一	一	一
參謀	二	|	|	|	二	二	二
副官長	一	一	一	一	一	一	一
副官	二	|	|	|	二	二	二
軍需官	一	一	一	一	一	一	一
軍醫官	一	|	|	|	一	一	一
軍法官	一	一	一	一	一	一	一
書記官	|	|	|	|	|	一	二
書記	二	二	二	二	|	一	三
錄事	六	二	二	二	|	二	三
合計	一八	九	九	九	一〇	一四	一八

（統計月刊に據る）

第二章　陸軍部隊編制

第一節　陸軍一師部隊編成

- 師（司令部）
  - 歩旅（三）（司令部）（歩兵旅團）— 歩團（二）（本部）（歩兵聯隊）— 歩營（三）（本部）（歩兵大隊）— 歩連（四）（歩兵中隊）— 歩排（三）（歩兵小隊）
  - 騎團（一）（騎兵聯隊）— 騎營（三）— 騎連（四）— 騎排（二）
  - 礮團（一）（砲兵聯隊）— 礮營（三）— 礮連（三）（各連四砲）
  - 工程營（一）（工兵大隊）— 工程連（四）
  - 輜重營（一）— 輜重連（四）— 輜重排（三）
  - 機關槍連（四）（各連八銃）（機關銃中隊）
  - 軍樂連（一）

（各部隊名下の數字は各上級一個部隊編成數を示す）

暫編師（假編制）には歩兵一旅、騎兵一旅より成るものあり。編制は日本陸軍に則るものてあるけれとも全兵種の整備した師は極めて鮮い。

歩兵一排（小隊）は三棚（三分隊）に分れ、一棚の人員十四名より成り、一連は將校四、下士十一名を合せ約一四〇名てあるけれとも、軍の整否により必しも一樣てはない。騎兵、輜重兵共に同規てあるけれとも騎兵の實數は尙鮮きか如し。輜重兵は後方勤務の如きものなきを以て歩隊と同樣の任務に服する。

陸軍混成旅及混成團の編制　混成旅には歩兵一旅騎兵、砲兵各一營より成るもの、或は歩一團、騎兵或は砲兵の一團より成るものかある。混成團は歩兵一團及騎兵砲兵各一營より成る。

獨立團には獨立騎兵團、獨立砲兵團等かある。

第二節　各司令部本隊人員編成

（イ）　師司令部編成

師長　一員　（中將）

參謀長一員　（上校）

參謀　三員　(中少校)(上尉)
副官長一員　(中少校)
副官　二員　(中少尉)
軍法官二員
軍需官六員
軍醫官五員
獸醫官三員
軍士　　一七名
一、二等卒一五名
　　計　五六名
乘　馬　二〇

(ロ)　旅司令部編成

旅長　一員　(少將)
副官　一員　(少校)

副官　一員（上中尉）

軍士　三名

兵　　三名

乘馬　四頭

黒龍江に於て事情他と異り各隊の配置遠隔せると交通不便なるため團營の支給を旅に於て取扱ふを以て特に旅に三等軍需正をおく。

（ハ）團部編成

團長	一員（上、中校）	歩騎砲、山砲各團一		
團附	二員（中、少校）	同右　二		
副官	一員（上、中尉）	同　一		
旗官	一員	歩騎各團に限る		
軍士	六名（歩團）	五名（騎團）	六名（野砲）	六名（山砲）
軍官相當	一〇名（歩）	七名（騎）	一三名（野砲）	一三名（山砲）
軍士相當	一八名（歩）	九名（騎）	二三名（野砲）	二三名（山砲）

乘　馬　七頭(歩)　三六頭(騎)
　　　　二二頭(野砲)　二二頭(山砲)

(備考)　黑龍江省に於ては三等軍需正、三等軍醫正各一員を置く。

(二)　營部編成　(歩兵、騎兵、野砲、山砲、工兵、輜重、憲兵各營)

營　長　一員(中少校)

營　附　二員(工兵)
　　　　一員(輜重)

副　官　一員

軍　士　三名(歩、騎野砲、山砲、輜、憲)
　　　　六名(工兵)

軍官相當　五員(工兵)　六員(輜)
　　　　　二員(憲兵)

軍士相當　六名(工兵)　七名(輜重)
　　　　　四名(憲兵)

乘　馬　三頭(歩兵)　六頭(野砲)　六頭(山砲)
　　　　五頭(工兵)　一〇頭(輜重)　五頭(憲)

(備考)　黑龍江省軍には一等軍需、一等軍醫各一員あり。

第三節　各兵種基準部隊(連)人員編成表

一、一連の編成

	歩	騎	野砲	山砲	工	輜重	憲兵	機関槍
連長	一	一	一	一	一	一	一	一
中少尉	三	四	三	三	三	三	二	三
司務長	一	一	一	一	一	一	一	一
上士	一	一	一	一	一	一	二	一
中士	四	四	四	三	六	四	一〇（中士・下士）	五
下士	八	八	八	八	一〇	五		八
上等兵	一三	一二	一四	一四	二四	一三	四八（上等兵・一等兵・二等兵）	一二
一等兵	四二	四〇	四三	五四	四八	二五		二五
二等兵	八四	八一	六二	九八	九六	五〇		四七
軍官相當	｜	｜	｜	｜	｜	一四四（輸卒）	｜	｜
軍士相當	｜	｜	｜	｜	｜	｜	二	｜
計	一五七	一五二	一三七	一三八	一九〇	二四七	六六	一〇三
乗馬	｜	一五七	四二	三〇	四	六八	六四	六
駄馬	｜	｜	八六	七八	｜	五四	｜	三〇

二、各團(營)人員組織表(平時編制)

職名	步兵團	騎兵團	砲兵團(野山)	工兵營	輜重兵營	憲兵營	機械鎗連
團長	一	一	(野)一 (山)一	|	|	|	|
團附	二	二	二二	|	|	|	|
副官	一	一	一一	|	|	|	|
旗官	一	一	|	|	|	|	|
營長	三	三	三三	一	一	一	|
營附	|	|	|	二	一	|	|
營副官	三	三	三三	一	一	一	|
連長	一二	一二	九	三	三	四	一
中少尉	三六	三六	二七二七	九	九	八	三
司務長(准尉)	一二	一二	九九	三	三	四	一
上士	一七	一七	一四一四	五	四	九	一
中士	五三	四一	(野)四〇 (山)三一	二〇	一三	四二	二

下士	軍士相當	上等兵	一等兵	二等兵	輸卒	校相當官	尉相當官	合計	馬匹
一〇一	一	一五六	四八〇	八四〇	｜	二	八	一七四六	乘 三五
八二	八	九一	一八〇	三六四	｜	二	六	八六四	乘 六五九
七八 七八	二三 二三	一二六 一二六	三八六 三八七	五五二 五五八	｜	二 二	一二 一三	一三七九 一二九六	駄 三一〇 乘 四一八
三二	六	七二	一四四	二八八	｜	｜	五	五九一	駄 五〇 乘 五
一六	七	三九	七五	一五〇	四三二	｜	六	七六〇	駄 三二〇 乘 一一〇
四二	一二	一九二	一九二	一九二	｜	｜	七	二七五	二七六
八	｜	一二	二五	四七	｜	｜	｜	一〇〇	駄 五〇

（備考）以上は整備せる部隊について調製した數字であるけれども一般の部隊もこれに準すへきものと考ふるは大なる誤解である。支那軍隊は各部隊獨特の數字を所有するが故に同種部隊間に四五百名の差異を生ずること稀しくない。

黒龍江軍制によれば尚この外兵種として號目、號兵、伙夫、駕車兵、馬夫、喂養夫等舊式軍制に依るものがある。

（三）東三省憲兵營職員編制表（統計月刊、民國五年調）

	奉天省	吉林省	黑龍江省
營長	一	一	一
副官長	一	一	一
連長	三	三	二
排長	六	六	四
司務長	三	三	二
軍需長	一	一	一
書記	一	一	一
司書生	五	五	｜
計	二一	二一	一三

四、尙黑龍省軍制によりて陸軍々樂隊の編制を見るに、之は民國元年露國樂器を購入し防軍第二路中より兵を選拔して練習させたるも定員はなかつた、民國三年七月正規によつて本隊を編成し將軍行署に隷屬さしたものである。

軍樂隊長　　一　員

軍樂副隊長　一　員

軍樂上士	二名
軍樂中士	六名
軍樂下士	十二名
樂兵	二十四名
伏夫	五名
以上官兵夫	三十一名

第四節　東三省陸軍測量局

一、官制、各省、陸軍測量局編制大綱

(一)　參謀本部第六局と當該省督軍とに隷屬し當該省總參謀の旨を承けて當該省の陸地測量、要地圖を作成す。

(二)　三角課、地形課、製圖課の三課は各庶務儲藏、會計の數班に分れ各專員を置き管理す。

(三)　三角課は三角測量及水準測量をなし地形測圖の基礎を定め、地形課は地形測量圖より原圖を繪成し、製圖課は實施圖、繪圖を印刷製版の事に當る。

(四) 各省測量局は内附する測量學校を管理し測量人員を養成す。

(五) 職員左の如し。

局長　一員（一等測量正或二等測量正）
副官　一員（一等洲量長或二等測量長）
醫官　一員
書記　二員（相當文官）（東三省一員）
會計　一員（二等軍需三等軍需）
庶務　一員（測量士或相當文官）
儲藏　一員（三等測量長或測量士）
課長　三員（二等測量生或三等測量生）（三角課長、地形課々長 製圖課々長）
班長　若干員（一等測量長、二等測量長）
審查員若干員（三等測量長或測量士）
班員　若干員（測量士）
校長　一員（二等測量正或は三等測量正）

監學　一員（一等測量長或は二等測量長）

主任敎員三員

敎員若干、助敎若干、司事若干、司書若干員。

二、東三省測量局職員編制表次の通り。

局長	一	副官	一	醫官	一	書記	一
司書	一五	會計	一	庶務	一	司事	四
儲藏	一	三角課々長	一	班長	三	審査	四
班員	四〇	地形課々長	一	班長	一	審査	八
班員	一一四	製圖課々長	一	班長	一	審査	四
班員	三二	所長	二	見習員計	三九	計	二七七

第三章　東三省軍事概況

第一節　奉天省

奉天省は東三省巡閲使張作霖直轄の地なれは、三省中兵備最も大きく四箇師一支隊(二箇旅)十二箇旅(兵力八萬五千)の外特殊編制部隊、航空隊等を有する。民國八年(一九一九年)以來勞農露軍の勢力漸次西伯利に擴大し東三省の北邊警あり、特に第二十九師の一部は海拉爾、滿州里方面に派遣せられ、黑龍江省軍と共に國境及鐵道守備に當つて居る。八年十二月には更に二混成旅を增派して東北邊防軍を組織し、第二十九師長吳俊陞を同軍總司令に任し、徐樹錚の率ゐた西北邊防軍と共に國境警備に當つた。八年度に於ける當省軍隊は五箇師四混成旅竝に特殊部隊總兵力約六萬五千を算した。內二箇師は七年以來支那本部に派せられ、安福派に備へられたか九年六月直皖の爭亂に安福系を斃し、依然本部に留まり、十年三月外蒙庫倫事急なるや、察哈爾都統張景惠に隷し張家口に陣した。九年十月間島に剿匪の事あり督軍衞隊旅剿匪に赴く等省內警備手薄となり、特殊部隊の改編新混成旅の編成をなし、十年度に於ては、四箇師一支隊(二箇旅)十二混成旅となつた。各軍隊の概況を見るに、

一、第二十七師　本師は最も整備せりとの評あり、巡閲使張作霖股肱の軍隊で、軍兵は作霖郷貫地方の募集に係り、奉天軍の中堅をなして居る。師長張作相は作霖の義臣と稱せられて居る。

二、第二十八師　第二十七師に次いて優秀なる軍隊にて遼西一帶の守備に任して居る。師長汲金純は十年八月熱河都統となり、本師長を兼ねて居る。

三、第二十九師　本師は騎兵一旅一團を有し歩兵は一旅に過きない。從來鄭家屯地方に駐在し蒙邊守備に任したか、八年十二月其主力は、東北邊防軍として北滿に移動し、師長吳俊陞は十年　月黑龍江督軍に轉し、本師長を兼ねる。

四、奉天第一師　七年末湖南に南北軍對陣に際し出動し、依然淹留し、師長張景惠は講武學堂出身にして、軍事に精通し、九年察哈爾都統に任し、十年三月庫倫事急なるに當つて、張家口北に出陣し北邊に備ふるところあつた。目下北京郊外に駐し、中原の抑へてある。

五、奉軍第一支隊　素と黑龍江省第一師長、許蘭州中將の部下約一箇旅にて民國六年八月張作霖麾下に屬し、七年支那本部に出動し、淹留し九年初頭本部の奉天補充旅を編入して、兵力約一箇師となつた。陝西の陳樹藩の獨立するや、援陝軍となり、十年三月庫倫事件に際し、

張家口外に進出して防備に當つて居る。

六、衞隊旅　本旅は巡閲使署の創設と共に近衞師團に倣ひ、元第三混成旅を改編し、其下級幹部は主として第二十七師から選拔轉隊させたもので、近衞兵の關係上、服裝、其他比較的整備して居る。民國九年五月張學良（東三省講武堂出身）本旅長に任し、九年十月間島事件に際し、吉林に出陣し剿匪に從ひ力戰するところあつた。

七、各混成旅は或は南征軍として或は邊防軍として出動し、省內に在るは第五混成旅の一のみの狀態であるから、十年六月張作霖蒙疆經略使に任し、出征の意あるや、新募を開始し及び舊編制部隊の巡防隊、警備馬隊を改編して、暫編奉天混成旅十個隊、混成騎兵旅一隊之に巡閲使署衞隊旅を加ふるときは十二個旅を有するわけである。新募の混成旅は充實の程度には達しないけれとも、兵力の增加は爭はれない。

東邊鎭守使に率ゐられ、東邊匪賊の警備に任した巡防隊は、舊式編成であつたと雖も、其素質各師に劣らず、改編せられ、暫編奉天第四混成旅となり、安東、鴨綠江、長白、撫松、輯安、桓仁、熊岳各縣の警備と共に鮮支人の匪徒剿討に從つて居る。

八、森林警備馬隊は鴨綠江上流の森林地帶に在る匪賊取締の目的で新に馬隊三營を編成し、東

三省清鄉局督辦の隷下に屬し、純然たる警察隊である。

九、九年六月直皖兩派北京に對陣するや、張氏は武力調停を宣言して七月中旬奉天より麾下二十七、八兩師の一部を以って、關內駐屯の奉軍第一師及許蘭州の第一支隊と共に直隷軍に與みし、徐樹錚の西北軍を討ち、廊房、黄村、南苑、團河に第九師及第十五師を擊破し邊防軍を解散させ飛行器、重砲、野砲、機關砲多數の彈藥兵餉等を鹵獲して奉天に凱旋した。

十年三月、庫倫事件起るや、張氏は經略使に任し、親征に決し、二十七、八兩師亦北伐隊となり進出し、殊に二十八師は熱河に入り、師長汲金純は、遂に熱河都統をかち得た。

洮遼鎮守使闞朝璽は暫編奉天混成第一旅を率ゐ、西北剿匪司令を兼ね、蒙邊、洮南、遼源、安農、北鎮新民地方の治安に任して居る。

延琿鎮守使張九卿は暫編奉天第二旅長を兼ね、間島一帶の鮮支匪徒の警備討滅に從って居る。

第二節　吉林省

吉林督軍孟恩遠を逐ひ一味鮑貴卿を以て之に代へんとした張作霖に對し吉林第一師長高士賓は八年八月第一師及混成第三旅竝に第一第四旅の一部を率ゐて兵を長春附近に集中したか、遇

々寛城子事件を惹起し混成第三旅の第二團は責を負ふて解散し次て奉吉兩軍は妥協し師旅長の罷免となり多年恩顧を受けたる孟將軍麾下首腦部の半は變更せられ下士以下は常に新募と逃亡相續き混成第十九旅を除くの外殆と定員なきの狀態となつた。各部隊共編成替をなし、裁兵を實施した。（九年一月調）

一、第一師第一旅誠明の部下に騎兵團砲兵營に工兵營を附屬し混成第六旅とし誠明をして高士賓の職たりし扶農鎮守使とし農安、長嶺附近に主力をおく。

二、第一師の殘餘第二旅は旅長王瑞林の革職と共に兵力を減し李煥章の砲兵團長をして獨立混成旅とし歩兵一團、砲兵二營を合し（但、砲一營は歩兵營に同し）て哈爾賓三姓間に位置す。

三、裴の率ゆる混成第一旅は依然其一部は長春に他は間島地方に屯し。

四、高鳳城の混成第二旅は元三姓地方及省城に在つたか之を東支鐵道東部に使用し主として勦匪事宣を掌らしめ但司令部は穆稜に置いた。

五、混成第三旅たる陶祥貴の軍隊は大體舊の如く哈爾賓附近以東鐵道守備に任した。

六、混成第四旅は高峻峰自ら辭職せる後軍隊は主として依然「ボクラニチナヤ」甯安縣と東方面守備を擔任し結局或は歩兵二、騎一の三獨立團となるやの計畫あつたか決しなかつた。

七、混成第五旅は今次培珍の死亡と共に一部は依然省城にあるも、他は何れかの守備に赴く筈にして旅長職は未定てあつた。

八、混成第十九旅は旅長鮑貴卿なりしも之を張煥椎に讓り其の半分を吉林に遷したか他は黒龍江に置いた。

之を要するに省財政困難なるため兵數を減し軍費を節約し訓練を以て第一とし教育に力を注く方針の如くてある。

尙軍隊の移駐其他車輛等は宿營其他の關係上命令の如くなる能はさるの事情にあり、一方裁兵によりて生する馬賊の增加は憂ふへき結果を齎すにあらすやとの恐れもあつた。

果然九年十一月琿春地方馬賊に襲はれ吉林一帶動搖のやむなきに至つた。日本の出兵となり、奉天軍の入吉となり、省城の軍隊も大部分延琿地方に出動した。吉林省の警備區域を概示すれは次の樣てある。

吉林省、警備（十年五月調）

（イ）吉長鎭守使（耿玉田）

吉長の要隘地及德惠、長嶺、農安、地方雙陽。

(ロ)　吉林第一旅

(ハ)　巡閲使署、衞隊旅は哈爾賓一帶の警備に當り、張學良は東邊剿匪司令に任して居る。

(ニ)　琿延鎭守使（張九卿）

奉天第二旅長を兼ね、間島一帶の鮮支匪徒の警備討滅に從ふ。

(ホ)　吉林第三旅

吉林全省剿匪總司令に任して、雙城、河城、依蘭、舒蘭各縣の警備に當る。

(ヘ)　密山、樺甸、濛江、楡樹方面は奉吉兩軍の各團あり。

(ト)　奉天第七混成旅

松花江防備總司令に任し、海軍江防軍司令と協力して警備に當る。

(チ)　添設哈綏鎭守使

吉林軍隊配備

吉林省は東支鐵道守備、匪賊討伐のために軍隊の異動甚しく民國十年五月に於いて配備次の如し。

第一混成旅　司令部　磐石

步兵團　樺甸
騎兵團　伊通
步獨立營　敦化
砲兵營　磐石
機關槍連　磐石

第二混成旅

司令部　延吉
步第一團　延吉
步第二團　和龙
步第三團　琿春
砲兵連　延吉
機關槍連　延吉

第三混成旅

司令部　吉林（長春、農安）
步第一團　五常
步第二團　長春

騎兵團	農安
輜重營	長嶺
機關連	省城
第四混成旅	
司令部	依蘭
步第一團	寶清
步第二團	富錦
騎兵營	依蘭
機關連	依蘭
第五混成旅	
司令部	甯安
步第一團	東甯
步第二團	額礙
騎兵團	甯安
砲兵營	同
機關連	五站

第六混成旅　司令部　哈爾賓
步第一團　賓縣
步第二團　雙城
騎兵團　扶養
機關連　哈爾賓
第七混成旅　司令部　橫道河子
步第一團　五站
步第二團　一面坡
陸軍第一遊擊隊　賓縣（高鎮守使管）
陸軍第一遊擊隊　密山（第五混成旅長管）
陸軍補充團　司令部　長春
第一營　南嶺（吉長鎮守使管）
第二營　長春（同）
第三營　長春（同）

衛隊統帶部（團）　省　城
憲　兵　營　省　城

第三節　黑龍江省

混成旅四箇、騎兵旅二箇、砲兵團及若干の特種部隊あるのみにて總人員一萬二千に過ぎないかため東支線の掩護並に東北邊防として奉天省より約二師團の來駐を見た。

元來本省軍隊は東三省中一頭地を拔ける良軍隊の名あつたか、逐年將校及兵卒を素質を低下し今や全く昔日の面影を失するに至つた。民國五年以來督軍を交迭すること四回其都度軍隊の改編撤裁隨時に行はれ殊に八年秋鮑督軍の轉任に際しては良軍の稱ある混成第十九旅を吉林省に拔かれ續て逃亡兵の補充と編成替の爲奉天より素質不良の新募兵をなしたため益素質低下の傾向かある。

黑龍江省、警備　（十年五月調）

（イ）　第一旅（英順）　勦匪司令

呼蘭、綏化、安達、蘭西方面に駐し、吉林軍と協力防備に當る。

（ロ）第三旅（巴英額） 剿匪司令
海倫、拜泉、慶城、大賚、一帶に駐し、吉林軍と協同動作をとる。

（ハ）呼倫貝爾鎭守使（張奎武） 騎兵第二旅呼倫貝爾剿匪總司令

（ニ）黑河鎭守使（巴英額） 黑河剿匪司令

（ホ）滿州里

第四節 東北邊防軍及東省護路軍（民國九年十一月調）

露國赤化し赤軍次第に東進し東鄂西比利亞一帶亦赤化を免れさる勢となりたれは赤化防備のため東北邊防軍を組織し北滿を警備させた。第二十九師長吳俊陞を東北籌邊總司令に任し滿州里を第一線として北方の守備を堅めた。

又東支鐵道沿線及哈爾賓地方の治安維持のために聯合國北京駐在使臣は支那官憲をして該地方の警備に任することを決した。當時之を警備總司令と稱したか歐洲大戰終熄し警備隊の意義消滅し自ら鐵道を保護すへきものなりとの理由により「護路軍」と改稱し、東支沿線利權回收を準備し、同時に聯合國共同出兵の浦潮派遣軍司令官の隷下を脫して獨立し、八年八月黑省より

轉せる、吉林督軍鮑貴卿、鐵路督辦となり、次て「東三省護路總司令」となり沿線警備を三分し各區に司令部を置いた。吉林督軍孫烈臣に及ひ、「中東鐵路護軍總司令」と稱し、參謀長は吉林混成第十九旅長張煥相にて、哈長護路司令を兼ねる。三區次の如し。

一、哈滿護路司令部（滿州里）（奉第二十九師旅長聯玉田、後に黑省參謀長丁超後缺員）

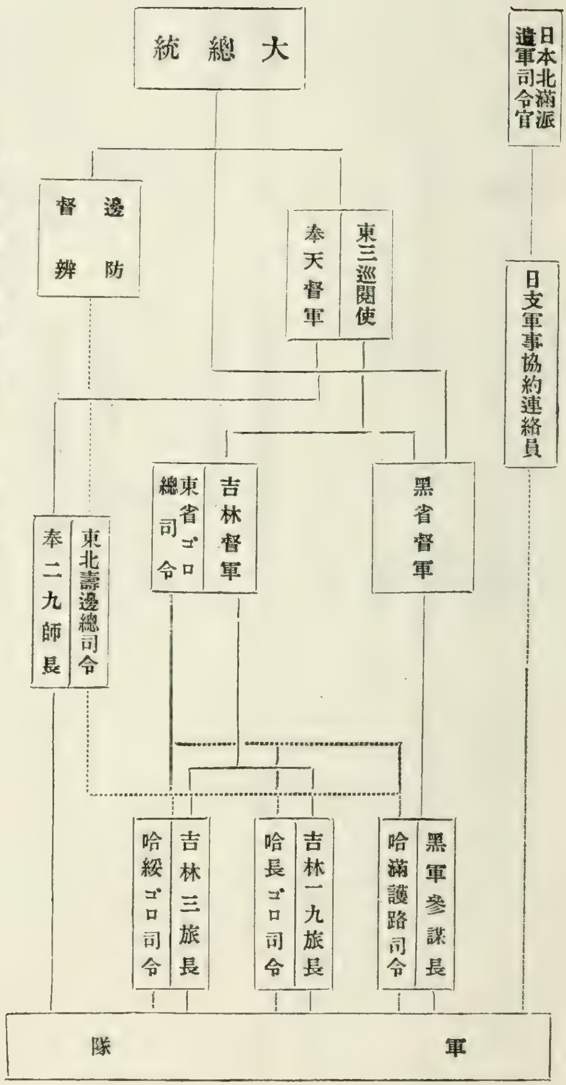
二、哈長護路司令部（哈爾賓）（吉第十九混成旅長張煥相）

三、哈綏護路司令部（一面坡 ポクラチニナイヤ）（吉、第三混成旅長陶祥貴後に吉第七混成旅長蔡永鎭）

總司令部（哈爾賓）

總參謀長（張煥相）

1　參謀處（調査、測量）
2　總務處（祕書、外交）
3　副官處（軍需、運輸）



東支鐵道守備隊配備（民國十年六月）

綏芬河　吉林第五混成旅歩一營
馬家河　同　歩一營
穆稜驛　奉天衛隊旅　歩一營

海林	同	步一營
牡丹江	同	步一營
横道河子	同	步一營
亞不力站	同	步一營
一面坡	奉天衞隊旅	步一營及砲一連
	吉林第三混成旅	步一營
	同	輜重一營
烏吉密河	奉天衞隊旅	騎兵二連
阿什河	吉林第二混成旅	騎兵一營
	同	砲兵一營
哈爾賓	黑龍江	步兵二箇營
呼蘭	同	步二箇營
昂々溪	同	步二箇營
滿洲里	黑龍江步兵	一箇旅

第四章　東三省軍隊配備表（民國九年五月現在）

支那軍隊の配備は固定的性質尠く隨時駐屯地を移動し、其兵力に於ても必すしも一定せす、或は改編され或は裁撤さるゝ等のことありて其記錄は或一時期の現象を錄するに止る。本調査は民國九年三月の調査を主として後若干の訂正を加へたものてある。近時支那軍隊裁撤の輿論盛てあるけれとも、東三省は益增加の趨勢に在り、之れ其北、東邊防に當れると、張作霖の勢力益增大するとによるのてある。

第一節　奉天省

一、正　規　軍

イ、第二十七師（長張作相　司令所奉天）

歩第五十三旅（奉天）

第一〇五團（奉天）　奉天警備

第一〇六團（奉天）　梨樹縣、奉天附近警備

歩第五十四旅（新民）

歩第一〇七團（新民）　新民、馬山家子方面警備

歩第一〇八團（鐵嶺）　鐵嶺開原法庫門附近警備

騎兵第二十七團（奉天）　奉天、新民地方警備

砲兵第二十七團（奉天）　野砲山砲營より成る奉天警備

工兵第二十七營（奉天）

輜重兵第二十七營（奉天）

機關槍隊二箇連（奉天）

一連（新民）

一連（鐵嶺）

ロ、第二十八師（師長 汲金純　司令所 錦州）（十年五月熱河都統赴任）

歩第五十五旅（新立屯）

歩第一〇九團（新立屯）　新立屯、白土廠門附近警備

歩第一一〇團（北鎮縣）　北鎮縣、義縣磐山地方警備

第五十六旅（錦州）
第一一一團（錦州）
第一一二團（高橋）　京奉沿線守備
騎兵第二十八團（錦州）　錦州、彰武縣、北鎮縣警備
砲兵第二十八團（北鎮縣）　山砲野砲營より成る
工兵第二十八營（錦州）
輜重第二十八營（錦州）
機關槍隊一箇連（新立屯）
同　一箇連（北鎮縣）
同　一箇連（錦州）
同　一箇連（高橋）

八、第二十九師（師長 吳俊陞 司令處 洮南）（十年　月以後司令處、齊々哈爾）
歩第五十七旅（滿洲里）
第一一三團（滿洲里）　博多克庫、嚇勒皇德警備

第一一四團（滿洲里）　滿洲里、ユリヘンモート警備

騎兵第五十八旅（洮南）

騎第一一五團（突泉）　學堂地警備

騎第一一六團（瓦房）　開通警備

騎第二十九團（洮安）　鎮東、安廣警備

砲兵第二十九團（洮南）

工兵第二十九營（固力偏毛頭）

輜重第二十九營（洮南）（一部滿洲里方面へ）

機關槍隊（洮南一部滿洲里方面へ）

二、奉軍第一師　（長　張景惠　司令處北京）

步第一旅（石家庄）

第一團（石家庄）

第二團（正定）

步第二旅

第三團（獨流鎮）

第四團（廊坊）

騎兵第一團（二面坡）

砲兵第一團（石家庄）（山砲 野砲）

工兵第一營（北京）

輜重第一營（北京）

機關槍隊（石家庄 軍糧棧）

ホ、奉軍第一支隊（長 許蘭州 司令處 觀音堂）（十年八月奉天移任、吉黑勦匪總司令に任す）

步兵第一旅（潼關）

第一團
第二團 ｝（潼關及觀音堂附近）

補充第二旅（新居）

第一團（值陽縣）

第二團（新卿縣）

騎兵第一團（華陽縣）

山砲兵一連（觀音堂）

機關槍隊一連（潼關附近）

ヘ、暫編混成第一旅（長 闞朝爾 司令處 哈爾賓）（十年五月以後司令處洮南、洮遼鎭守使）

第一團（鐵嶺河）　寧古塔地方警備

第二團（同賓地方）

ト、混成第二旅（長 鄭殿陞 司令處 富拉爾基）（十年五月頃より北京郊外南苑に移駐）

第三團（昂々溪）　安達、富拉爾基方面警備

第四團（布哈圖）　札蘭屯方面警備

山砲隊一連（富拉爾吉）

工兵隊一連（同）

輜重兵一連（同）

機關槍一連（同）

チ、混成第五旅（旅長 齊恩銘 司令處 西豐）（十年五月頃より北京郊外廊坊移駐）

第九團（西安）　東豐縣、海龍方面警備

第十團（北山城子）　柳河、朝陽鎮方面警備

機關槍一連（西奉）

リ、東三省巡閲使署（長　張學良　司令處　奉天）（元混成第三旅）

衛隊旅

第一團（奉天）

第二團（奉天）　海城、本溪湖方面警備

騎兵營一（八面城）

山砲營一（奉天）

工兵一連（奉天）

輜重一連（奉天）

機關銃一連（奉天）

ニ、特殊部隊

イ、右路巡防隊（統領　蔡平本　鳳凰城）（大正十年六月混成第十一旅に改編）

- 步隊
  - 第一營（桓仁縣）
  - 第二營（臨江縣）
  - 第三營（大孤山）
  - 第四營（通化縣）
  - 第五營（安東縣）
  - 第六營（寬甸縣）
  - 第七營（鳳凰城）
- 馬隊一營（鳳凰城）
- 砲隊（山砲一連）（鳳凰城）
- 機關銃隊一連（鳳凰城）

ロ、警備隊（統領　劉香九　駐屯　昌圖）馬隊（開原　利樹）（十年改編して混成騎兵第一旅となり張榮に率ひられ洮南駐屯）

- 第一營（昌圖）
- 第二營（懷德）
- 第三營（遼源）

ハ、奉天督軍公署衛隊營
　　歩隊一營（奉天）
ニ、海防練軍營
　　歩隊一營（營口）
　　馬隊一哨（天橋廠）
ホ、軍機廠彈藥隊
　　歩隊三連（奉天）
ヘ、憲兵營（奉天）（新民 安東）
ト、森林警備馬隊
　　第一營（通化、臨江）
　　第二營（長白、八道溝）
備考　奉夫新編混成旅及、航空隊については卷末追補參照。

第二節　吉林省

イ、混成第一旅（長 張九卿 司令處 南嶺）（延吉鎮守使）

步 第一團(南嶺)　下九臺、農安方面警備
　 第二團(樺甸)　濛江、磐石方面警備

騎　兵　營(雙城堡)

砲　兵　營(南嶺)

機關槍　連(南嶺)

ロ、混成第二旅(長 胡文藻 司令處 吉林)

步 第一團(寧安)　東寧方面警備
　 第二團(延吉)　琿春方面警備

騎兵團(敦化)　延吉方面警備

工兵營(琿春)

機關槍連(阿城)

ハ、混成第三旅(長 誠明 司令處 一面坡)

步 第一團(綏芬河)
　 第二團(橫道河子)　穆稜、葦沙河方面警備

騎兵團（阿什河）　帽兒山方面警備

輜重營（一面坡）

機關槍連（一面坡）

ニ、混成第四旅（長李夢康 駐、富錦）

步 第一團（穆稜）　依蘭、密山方面警備

步 第二團（富錦）　樺川方面警備

騎兵營（依蘭）

ホ、混成第五旅（長李慶祿 駐、吉林）

步 第一團（吉林）　舒蘭方面警備

步 第二團（吉林）

騎兵團（長嶺）

砲兵營（吉林）

機關槍連（吉林）

ヘ、混成第六旅（長高鳳城 駐、農安）（哈爾賓移駐、濱江鎮守使）

第一團（賓縣）

第二團（哈爾賓）

ト、混成第十九旅（長 張煥相 駐、吉林）（張、哈春護路司令として哈爾賓駐）

步　第一團（老燒鍋）　哈爾賓雙城子方面警備

　　第二團（吉林）　哈爾賓分駐

騎兵營（哈爾賓）

砲兵連（吉林）

工兵連（老燒鍋）

輜重連（老燒鍋）

機關槍連（吉林）

チ、特殊部隊　衛兵步兵營、統帶機關槍連
衛兵騎兵營、機關槍連（吉林）

備考　民國十年、混成第七旅（長蔡永鎭、哈綏護路司令兼）獨立步兵第一團第二團、獨立騎兵團、獨立輜重營、獨立機關槍連（以上元混成第三旅）添設せられた。

第三節　黒龍江省

イ、混成第一旅（長英順 駐、呼蘭）
歩兵第一團（木蘭）　巴彦、通河方面警備
騎兵第二團（綏化）　呼蘭慶城地方警備

ロ、混成第二旅（長 張明九）（呼倫貝爾鎮守使を兼ぬ）
歩第一團（海倫）　通化、チチハル方面警備
騎第二團（克山）　訥河、拜泉、望奎警備

ハ、混成第三旅（長巴英額 駐、黒河）（黒河鎮守使兼ぬ）
歩第一團（黒河）　呼瑪、漠河方面警備
騎第二團（璦琿）　羅北、長發毛方面警備

ニ、混成第四旅（長張海鳴 駐、齊々哈爾）
歩第七團（海拉爾）　免渡河方面警備
騎第八團（齊々哈爾）　墨爾根方面警備

ホ、騎兵第一旅（長遠慶恩 駐、安達）

第一團（安達）　林甸、綏方面警備

第二團（大賚）　吉魯站、肇州方面警備

ヘ、騎兵第二旅（長張奎武 駐、海拉爾）（安泰貝爾鎮守使を兼ぬ）

第一團（齊々哈爾）

第二團（海拉爾）

ト、獨立砲兵團（チチハル黑河、ブハト、海拉爾）

チ、機關槍隊　三連　黑河、ハイラル、チチハル

民國十年　吳俊陞、黑龍江督軍として洮南より第二十九師を率ゐ、齊々哈爾に駐す。

リ、憲兵營

備考　九年末、東三省全兵力統計、及全支那との比較次の如し。

東三省	歩兵	一三七營	騎兵	六七營	工輜兵	六六營	機統	一八二	砲	三一二	兵力	一〇三、一二〇
特別區域	同	九七營	同	五五營	同	一五營	同	八〇	同	二一九	同	六一、一一〇
本部及外蒙新疆	同	二二〇五營	同	二五八營	同	一五一營	同	一一三二	同	二五四五	同	一、二〇五、六五〇

（チャイナ、イヤ、ブックに據る）

第五章　東三省軍隊増加統計

一、奉天軍

民國元年	新軍	第二十師、第二十七師、第二十八師の一部	（二師半）
		混成第二旅	（一旅）
民國二年	新軍	第二十師、第二十七師、第二十八師	（三師）
		混成第二旅、騎兵第二旅	（二旅）
	舊軍	巡防歩兵十八箇營、騎兵十二箇營	（三〇營）
民國三年	新軍	第二十師、第二十七師、第二十八師	（三師）
		騎第二旅	（一旅）
	舊軍	右路巡防隊、歩兵八營、騎兵三營、砲兵一連	（十一箇營）
		後路巡防隊、歩兵九箇營、騎兵三箇營、砲兵一連	（十二箇營）
民國四年	新軍	同前年	（三師）
			（一旅）

舊軍　右路巡防隊步兵八營、騎兵三營、砲兵一連
　　　軍械局彈藥隊、海防練軍營、將軍衞隊　（人員八、六三〇 砲三二）

民國五年　新軍　第二十七師、第二十八師　（二　師）

　　　　　舊軍　前年に同じ但憲兵一隊を增す

民國六年　新軍　第二十七師、第二十八師、第二十九師　（三　師）

　　　　　舊軍　右路巡防隊、督軍衞隊、海防練軍營。憲兵　（人員四、三一〇 砲八）

民國七年　新軍　第二十七師、第二十八師、第二十九師　（三　師）
　　　　　　　　奉天暫編第二乃至第六混成旅　（五　旅）
　　　　　　　　奉天獨立騎兵營、海防練軍營
　　　　　　　　軍械廠彈藥隊、憲兵衞、督軍署衞隊

　　　　　舊軍　右路巡防隊、步兵八營、騎兵三營、砲兵一連、警備隊、騎兵七營

民國八年　新軍　第二十七師、第二十八師、師第二十九師　（三　師）
　　　　　　　　第二、第四、第五混成旅　（四　旅）
　　　　　　　　東三省巡閲使衞隊旅、暫編奉天騎兵團

「奉天督軍公署衛隊、軍械廠彈藥隊、奉天憲兵營
舊軍　右路巡防隊、警備馬隊、海防練軍營

二、吉林軍

民國元年　新軍　第二十三師　（一師）
混成第一旅　（一旅）
民國二年　新軍　同　（一師一旅）
民國三年　同　（一師一旅）
民國四年　新軍　混成、第一、第二、第三旅　（三旅）
舊軍　將軍衛隊　（一隊）
民國五年　新軍　混成、第一乃至第四旅　（四旅）
舊軍　將軍衛隊　（一隊）
民國六年　新軍　混成、第一、第四旅　（四旅）
督軍衛隊、憲兵　（二隊）
民國七年　新軍　第一師　（一師）

混成、第一、第五旅　（五旅）
模範混成營　（一營）
民國八年　新軍　第一師　（一師）
混成、第一、第五旅　（五旅）
模範混成營、憲兵營　（二營）
督軍署衞隊　（一隊）

三、黑龍江省軍

民國元年　新軍　混成、第一旅　（一旅）
民國二年　新軍　混成、第一旅　（一旅）
舊軍　巡防隊步兵二十一營、騎兵二十九營　（五〇營）
民國三年　新軍　第一師　（一師）
舊軍　巡防隊步兵十八個營、騎兵二十六個營　（四四營）
民國四年　新軍　第一師　（一師）
騎兵第四旅　（一旅）

舊軍　國境守備、鑛坑守備隊

民國五年　新軍　同　前年

第一、第四混成旅　（四旅）

民國六年　新軍　第一騎兵隊、第二騎兵隊、督軍衞隊　（三隊）

砲兵營　（一營）

第一、第二混成旅、第十九混成旅　（三旅）

第一、第二混成團　（二團）

民國七年　新軍　騎兵第一、第二旅　（二旅）

獨立山砲營　（一營）

獨立機關銃連　（一連）

第十九混成旅、第一、第二混成旅、騎兵第一、第二旅　（五旅）

民國八年　新軍　第一、第二混成團　（二團）

憲兵營　（一營）

第六章　東三省軍隊概況

第一節　徴募、入隊、除隊（素質）

傭兵　一、徴募　募兵についての制規なく、所謂傭兵制度である。募兵について事實上の命令機關は督軍であるか、一般新募をなす時は政府の認可を得るを要する。東三省にては巡閲使の命による。

大募　徴募方法は大募と小募とにより自然形式上差違あり。大募する場合は縣知事は、省長の命に依つて、管下警察をして各都市村邑に布告文を頒布せしめ、入隊を勸誘する。希望者は當該警察廳又は各營團長の郷里にて隨時醫官の檢査を受け、身體健全なるものは入隊を許可せらるゝのである。然し乍らこの身體檢査は多くの場合行はれす、希望者は直ちに許可せられる。

小募　小募の場合にはかゝる手數を要せす、在隊者の縁故者を希望により隊長の許可を經て入隊する。

急募　臨時非常の場合には苦力群を其儘徴兵し、或は所謂馬賊を好條件を以て招致し兵とする方法をとる。

二、入隊及除隊（素質）　一般の場合、入隊後逃亡を豫防するため、確實なる身元保證人を立て

保證人 ることを要す、該保證人は兵卒に關する一切の事項に關し責に任するものて、官給品を携帶逃亡した場合には之を辨償しなければならぬ。

小募の場合にても保證人を要することは同してある。非常の場合はこの限りてない。應募者は當該衛戍地の者多數を占むるか山東出身者亦少くない。これ滿洲に輸入せらるゝ山東苦力の投するものとす。

在營契約 入營の當初、三箇年間の在營契約を結ひ、契約期間經過後は每歲在隊延期を契約すへき規定あるも實際は一年未滿にて退營するもの少からす。これ後章述ふる如く支那の兵卒は一種の賃銀勞働者なれは、他によりよき條件ある時は其方に移動するによるのてある。

下士以上は希望によつて終身服役し得るものとする。

年齡 兵卒の年齡は十七歲乃至三十八歲を內規とするけれとも、大多數は十七八歲乃至二十七八歲にて罕に四十歲を超ゆるものもある。

其入隊は勿論入隊後にても兵種を區別することなく、隨時他隊に轉せさせらる、何等特別な訓練をすることないから差閊へない。

除隊 但し一度除隊させられた者は再ひ入隊を許されない方針たけれとも實險は左樣てない。

由來支那軍人の雇傭は全く勞務契約である。故に苟も定職定業ある者は危險率の多く、收益の少い勞務者となる筈なく、苦力、馬賊の徒が其條件を考量した上て米鹽の資を贏ち得むとして入隊して來るものである。士卒は其給料に對して義務を負ひ上官は給料の限度に於て權利を主張し得るに過ぎない。

素質

普通教育の普及しない下級支那人なれは軍人中讀算を解し得る者は百中の三、四に過ぎない殊に東三省の地は徵募區域か所謂馬賊巢窟たるの關係上軍中に馬賊身者か甚多い。馬賊と東三省軍隊とは極めて密接なる關係かある。支那軍隊と馬賊とは唯着衣の差のみとさへ言はれて居る。其沿革に上れは馬賊たるものか軍の中堅をなす部隊は甚た多い。

馬賊と東三省軍隊

平時武器を手にして武事に從ふは彼等馬賊の生活なれは、軍人として直ちに使用し得へく、また最も有能なるため、勢力家は常に强兵を得むとして馬賊を招撫し、又治安のため到底剿滅し得さる場合には適當なる軍職を與へて招撫するの策をとることあり、又臨時有事の日に馬賊を直ちに兵とする策に出つることかある。而して馬賊の側に於ても、討伐の危險より免れ、平時衣食に安んし、有事の日には公然掠奪に從ひ得るを以て、條件によつては歸順を歡迎する。故に軍隊か馬賊的色彩を帶ふは蓋し已むを得ないことである。

上述の如き事情により軍隊が組織せらるゝよりして、所謂中原に兩虎相爭ふや、其部下軍隊は決して血戰に入りて生命を屠するの愚を演するものなく、多額の手當を給せされは動かす、一城を占領せむには懸賞を要するのてある。敵の賞金にて鋒を逆にするは常てある。

吉林混成第十九旅

かゝる支那軍の中にありて異例と稱せらるゝものに現吉林第十九混成旅かある。該旅は民國四年及同七年の兩度、多大の故障を排して强制的徵兵法に依り海倫、綏化、呼蘭、巴彦地方より徵集したるものて支那軍中にありて素質比較的優れ、又盲者の如きも約五分の一に過きすといふ。されと兵員を充分に得ること能はす、半數弱は依然傭兵によりて補充せねはならなかつたといふことは如何に徵兵の困難なるかを想像さするに足るものかある。

第二節　將校下士の養成補任

一、兵卒の進級は凡て連長の意見に依り、下士は兵卒中の永年勤續者又は馬賊討伐に從事し武勳ありし者を以て之に任する。又所謂故舊拔補は功の有無に關せす、其素質にいたりては兵卒と何等の徑庭かない。

二、下士の進級は營長之を撰拔し、團長に申請し其許可を得て之を行ふのてある。

三、將校の簡拔法は次の三種に區別する。

イ、正式將校教育を受けた者。

(a) 北洋陸軍速成學堂、協和學校、軍官學校（三者同一程度なれども學制改革と共に其名稱を異にした。所謂士官學校である）

(b) 日本士官學校出身者（黑龍江省高等司令部職員中に最も多い）

(c) 外國陸軍諸學校出身者

ロ、變則なる將校教育を受けたる者。

講武學堂畢業者、陸軍小學堂卒業者、模範營出身者。前者は奉天に後者は吉林に在り各隊より下士其他を入校させ短期教育を施す。この出身者すら各省共に將校中の一割に過ぎない始末である。黑龍江省のみは團附中(少)校及營長中には畢業者三分の二を占めて居る。

ハ、將校教育を受けざる者。

即ち下士より進級した者、軍事以外に高等教育を受けし者、特有の才能ある者、又は長官の緣故によりて高官を授けられた者等之である。實際は目に一丁字なき馬賊頭目の其部下と共に歸順せる場合、直ちに舊部下の隊長たるは勿論のことであつて、彼等は揚言して「文

書に關しては書記あり、吾に文書の要なし」と、されは苟も文筆に達し外國語を繰る者あれは一躍將校たるを得るのである。將校の才能、素養上述の如きを以て、支那軍隊に於ては書記、軍需官等の地位は、階級低き者と雖も比較的大なる勢力かある。

手兵

將校の進級は上尉以下は督軍によりて、佐官以上は中央政府の命令に依る定めてある。下士より將校に進級するは團長の權限に屬する定めなりと雖も、實際は一に直屬長官の方寸に出つるのである。其結果、新軍建設後數年を經る時は營に在りては其親戚乃至腹心者を各連數名を配置し一は營長の目付となり一は連の基幹となる。團、旅等に於ても然り、所謂手兵たるの實を構成するのである。其蜘蛛の巢にして密なる程結束力强くして有力軍となるのである。

陸軍將校士卒等級表及各兵種標識を示す。皆日本の服制を模したものである。

兵種は襟に附したる色別により、階級は、肩章の條及星並に帽子の帶によつて區別せられる。襟章には、ローマ數字て團名を、アラビア數字て營數を、蘇州文字（碼子）て各人の番號を表示する。肩章及帽帶の條は、將官金色、佐官細二條の金と細一條の銀色、尉官は細一條金色に、細二條の銀色てある。星は各一より三にいたる。

歩兵……赤　騎兵……黄　砲兵……青　工兵……白　輜重……黑
醫兵……綠　軍需……深紅　軍樂……褐　憲兵……桃

陸軍官佐士兵等級表（元年八月十九日）

陸軍官佐士兵等級一覧表

上等（將官）		上將							
		中將						將官同等官	軍需總監
		少將							軍需監
中等（校官）		憲兵上校	步兵上校	騎兵上校	砲兵上校	工兵上校	輜重兵上校	校官同等官	一等軍需正
		憲兵中校	步兵中校	騎兵中校	砲兵中校	工兵中校	輜重兵中校		二等軍需正
		憲兵少校	步兵少校	騎兵少校	砲兵少校	工兵少校	輜重兵少校		三等軍需正
初等（尉官）		憲兵上尉	步兵上尉	騎兵上尉	砲兵上尉	工兵上尉	輜重兵上尉	尉官同等官	一等軍需
		憲兵中尉	步兵中尉	騎兵中尉	砲兵中尉	工兵中尉	輜重兵中尉		二等軍需
		憲兵少尉	步兵少尉	騎兵少尉	砲兵少尉	工兵少尉	輜重兵少尉		三等軍需
准尉官		憲兵准尉	步兵准尉	騎兵准尉	砲兵准尉　砲兵工長	工兵准射　工兵工長	輜重兵准尉		
軍士		憲兵上士	步兵上士	騎兵上士　騎兵掌工上士	砲兵上士　砲兵鞍工上士　砲兵鎗工上士　砲兵木工上士　砲兵鍛工上士　砲兵掌工上士	工兵上士	輜重兵上士　輜重兵掌工上士	經理軍士	軍需上士　縫工上士　靴工上士
		憲兵中士	步兵中士	騎兵中士　騎兵掌工中士	砲兵中士　砲兵鞍工中士　砲兵鎗工中士　砲兵木工中士　砲兵鍛工中士　砲兵掌工中士	工兵中士	輜重兵中士　輜重兵掌工中士		軍需中士　縫工中士　靴工中士
		憲兵下士	步兵下士	騎兵下士　騎兵掌工下士	砲兵下士　砲兵鞍工下士　砲兵鎗工下士　砲兵木工下士　砲兵鍛工下士　砲兵掌工下士	工兵下士	輜重兵下士　輜重兵掌工下士		軍需下士　縫工下士　靴工下士
兵		憲兵	步兵上等兵	騎兵上等兵	砲兵上等兵	工兵上等兵	輜重兵上等兵	經理兵	上等縫工　上等靴工
			步兵一等兵	騎兵一等兵	砲兵一等兵	工兵一等兵	輜重兵一等兵		一等縫工　一等靴工
			步兵二等兵	騎兵二等兵	砲兵二等兵	工兵二等兵	輜重兵二等兵		二等縫工　二等靴工

	軍醫總監			
	軍醫監			
	一等軍醫正 一等司藥正	一等獸醫正		
	二等軍醫正 二等司藥正	二等獸醫正		
	三等軍醫正 三等司藥正	三等獸醫正		
	一等軍醫 一等司藥	一等獸醫		
	二等軍醫 二等軍醫	二等獸醫		
	三等軍醫 三等軍醫	三等獸醫		軍樂長
				軍樂副長
衛生軍士	看護上士		軍樂軍士	軍樂上士
	看護中士			軍樂中士
	看護下士			軍樂下士
衛生兵	上等看護兵		軍樂兵	軍樂兵
	一等看護兵			
	二等看護兵			

第三節　武器及裝具

第一款　武器

第一項　兵器種類

支那軍隊の現用兵器は多種多樣て東三省も亦この數に洩れない。國內に完全な兵器製造所を有たないため、隨時外國から購入した武器て用を辨するその爲に頗る不統一て、有事の日、用に立ち難きことなしとしない。日本は支那の軍器統一に力を致し來つたか其實行は困難てある。

現在の兵器概況は次の如くてある。

イ、小銃

(イ) 獨逸式(モーゼル銃、套筒銃、舊式騎銃)
(ロ) 日本式(三十八年式、三十年式、三十年騎兵銃)
(ハ) 露國式(九一年式)
(ニ) 自國製(鄂製の步騎銃)
(ホ) 其他(ベルチユーム式、智利式、墺國式、米國式、伊太利式)

ロ、機關銃

(三省一八二)
(三域　八〇)

(イ) 獨逸式(クルップ式、奉天軍に在り)
(ロ) 日本式(奉天軍)
(ハ) マキシム機銃(吉林、黑省軍)

ハ、野砲

(野山砲)
(三省三一二)
(三域二一九)

(イ) 獨逸製(クルップ式、奉天軍の二師)
(ロ) 自國製(上海鄂工廠製のもの、奉天軍一部、吉林、黑龍江軍)
(ハ) 日本製(三八式、奉天軍及吉林軍の一部)

ニ、山砲

(イ) 獨逸製(クルップ式、奉天軍の二師及黑龍江砲兵團)
(ロ) 日本製(三八式、奉天軍の一部、黑龍江省砲兵團)
(ハ) 自國製(上海漢陽兵工廠製のもの、奉天軍一部、吉林、黑龍江軍一部)

第二項　兵器製造廠

奉天を主として、吉林、黒龍江各軍機廠は相當の豫備器を貯へ、又銃彈の製造、兵器の修繕をするか、其工程は極めて低いから充分自給することは出來ない。且つ銃器か普ねく各國式を包容し、區々なるため其の工作面倒てある。故に彈丸は異常に貴重であつて、平時實彈演習といふものをしない。

各省の兵器廠を軍械廠といふ。順次擴張の傾向に在り、張巡閲使は三省兵器統一の志かある。飛行器、無線電信等は未た各省共有つて居ないけれとも、張使は奉天に航空分處を設置し、民國九年九月官制を發表、奉天軍械廠長陶治平を處長に補して目下開處の準備中てある。

一、奉天軍械廠

第一廠　位置　省城大南門外。

作業　小銃製造(上海製造局より購入せる製造器械三十餘臺)兵器、彈藥の貯藏保管。銃器、修繕。

第二廠　位置　省城大東邊門內造幣廠跡。

作業　彈丸製造、製造品は第一廠にて貯藏す。

第三廠　位置　省城大東邊門外舊測繪學堂跡。

作業　火藥製造、製品は第一廠へ運搬完成の上貯藏す。

本廠經費　年額　七萬四千八百四十七元　(民國八年以前)

年額　五十二萬一千四百元　(民國八年以後)

從業員　上海漢陽より技師三十名、工匠四十名を招聘し其他工徒(見習職工)百五十名を募集し、民國九年四月より業務を開始した。

二、吉林軍器廠

省城東に在り、一時閉鎖せしも、近時擴張せんとするの議あり、現在は唯修理工場たるのみ、而も極めて不完全なる修理工場たり。

三、黑龍江軍械所

齊々哈爾に在り。宣統三年の創設に係り、始め銀元、銅元鑄造の爲め据付けられたる燭爐、烟突等を改修したるものにして其資金約二十萬元とす。僅に修理(局部)をなすに止る。若干の貯藏武器を有す。

軍械廠職員編制表　(民國五年調)　(統計月による)

	奉天軍械廠	吉林軍械支廠	黑龍江軍械所
廠長	一	一	一(所長)
課長	二	|	|
課員	四	|	|
廠員	四	|	|
稽査	|	一	|
技士	一	一	|
軍需	一	一	|
監工	|	|	一
庫員	|	二	一
庶務	|	|	一
文牘	|	|	一
書記	一	一	|
司事	|	三	|
錄事	九	六	三
計	一九	二〇	八

第二款 被服及裝具

一、被服及裝具は制を日本陸軍にとり之に若干の改變を加へたものである。

奉天省軍隊にては大部分奉天被服廠より新品を支給し、古品の修理及保管を同廠に託す。但し第二十八師軍は市井にて調辨する。

吉林、黑龍江省に於ても同樣省城の被服廠より補給を受け或は市井より調辨する。

將校の排長以上の被服は自辨であつて下士以下は支給を受ける。但し官給品には制限より、消耗品に類するものは自辨しなければならぬ。卽ち襦袢、靴下、支那靴（外出の際は官給品を着用するを許されない）其他日用品一切自辨のことゝす。私馬隊に在りては乘馬はもとより馬具一切自辨である。

二、各省兵卒に支給せらるゝ被服を見るに、樣式、補給額概して一樣である。制服は灰藍色の綿布製のもの大部分を占め、衞隊旅部隊、憲兵は制合に美裝し羅紗製衣袴を支給せらる。又省城駐在兵と地方駐屯軍との間にも差異あり。地方兵中には私服に武器を携帶せるものあり。

	奉天軍	吉林軍	黑龍江軍
單衣服（一箇年につき）	一着	一着	一着（冬期襦袢代用さするもの多し）
袷服（一箇年につき）	一着	一着	
綿入服（二箇年につき）	一着	一着	一着
毛皮服（三箇年につき）	一着	一着	—

外套(裏に毛皮をつく)	一 ｜	一 着	一 着
外套(雨天用)	一 ｜	一 着	一 ｜
烏拉靴(ウラル)	二 足	二 足	｜
布製靴	一 足	一 足	一 足
革製靴(二箇年)	一 足(衛隊旅にのみ)	一 足	一 足
脚袢(一年)	二 組(夏冬にて異)	二 組	二 組
帽子(二年)	一 個	｜	一(内部に毛革を附く)
背嚢(木綿製)	一	一	一
雑嚢(木綿製)	一	一	一
水筒(ニウム製)	一	一	一
毛套	一	一	一
湯呑(ニウム製)	一	一	一

黒龍江、吉林軍には外套數充分ならさる部隊もある、かゝる部隊にありては勤務交代毎に交互使用する。

背嚢は平時倉庫に格納し必要時に支給する。

營内起居用寢具は總て私物とし、入營の際兵卒の大部分は毛布及綿入蒲團を携行入隊する。但し吉林軍に於ては毛布一枚宛を官給せられる。

一度支給せられたるものは交換補塡せらるゝこと稀であつて、且つ營內修理工場等の設備も完全ならざるを以て、兵士の自ら修理し能はさるものは凡て自費を以て市井に修理を求めなければならない。從つて保存の程度不良であつて、且更衣なきため洗滌等の便なく、損廢、不潔なるは止むを得さることである。

將校の武裝は指揮刀及水筒に過きないものか少くない。副官、從卒は總て拳銃を供用して居る。

三、被服製造廠

（イ）奉天被服廠

作　業　革製編上靴試作、兵卒に支給すへき被服其他新調、季節上不用被服の保管、修理。

經　費　年額約二百萬元、（第二十七師、第二十九師、衞隊旅及奉天四箇混成旅に支給すへき被服費の全部を充つ）

從業員　男職工八十名、女工百名。

（ロ）黑龍江軍用被服廠

「沿革」軍需品の外國輸入を防止し、依りて一面には省費を節約し、他面には民業を興すの

趣旨より民國三年三月、當民政長朱慶瀾、官資金四十萬元を以て、南外門舊提法使衙門及司法籌備所跡に「軍用被服廠」及「工藝廠」を創設し、前者は主として軍用被服の製作に從事し各科を設け其外の官衙延いては人民一民の需要に應するの豫定にて「作業」は原料品は主として日本及米國より輸入する。男女工二百名を算する。始め十科より成り各科は技師、職工、徒弟より成る。技師、職工は南方より熟練者を招聘し、當地方よりは徒弟を募集して、衣食を給し、各科の技術を修めしめ、他日職工の補充とせんとするのである。

科別	技師數	職工數	徒弟數
一、印刷科	三	二	一七
二、縫級科	二	一	二六
三、鐵科	三	一	一
四、銅科	二	一	〇
五、木科	四	八	六
六、油漆科	三	〇	四
七、鉛印科	四	二	二
八、石印科	一	〇	六
九、織染科	二	〇	一

一〇、皮　科	四二	八	五四
一一、彈花科	〇	一	〇
計	六六	二四	一一七

設立當時は、軍用被服の外民間需要器具をも供給したか、後廠務不振となり、加之軍費膨脹に伴ひ軍需品の一部も民間工場より調辨するに至り、昔日の隆盛はないけれとも、尚省工業界の權威たるを失はない。尚前述徒弟養成のために「幼童發育工廠」を附設し孤貧兒童を收容したるは特筆すへきことである。

現在、分科は織染科、縫紉科、製靴科、製帽科、木工科の五科となつてをる。

第四節　馬　政

一、馬匹は大部分蒙古產であつて一部支那產を混用す。體軀何れも矮少にして四尺二三寸より四五寸のもの多く、一般に性質温和、強健にして粗食に堪へ、持久力に富み、一日二十五六里を行軍して餘裕かある。概して駿足なるはその特徵である。現下白色馬多きを以て軍馬は逐次之を更新せんとする企圖かある。其白馬を採用せる動機は乘用逃亡を豫防せんとせしにあつた樣てある。

二、支那乘馬隊は官馬隊と私馬隊との二種に別る。前者は官より貸與する馬匹を用ふるもので奉天騎兵隊の大部、現吉林第十九混成旅の如きはこれである。後者は自己の私馬を使用するもので一切の馬具、馬糧を自辦する。支那軍隊の大部はこれに屬す。從て騎兵は馬匹の取扱極めて懇切にして營養亦良好なるも、調教訓練か缺けてゐるから團體的運動をなすに適しない。

三、過般張巡閲使は哈爾賓に於ける「チェック」軍の拂下馬二〇〇頭を購入し、其大部を第二十七師砲兵團に交付し、三駢輓曳とした。

又輜重輓、駄馬若くは砲兵輓馬として一部使用せる騾馬は、輓曳力頗る大なるも、快速なる運動をなすことの出來ないのか缺點である。

附　輸送材料

第二十七、八師のみは平時不完全なから少數の輜重車輛並に駄馬各約三〇〇頭を備へ、又第二十九師は百餘頭の駱駝及自動車數臺（道路不完全なるか故に用に立ち難い）を備ふるも、其他軍隊には何等輜重材料用意せられあるを聞かない。一般軍隊は出動に當りては悉く現地調辦法を採用するから、平時大なる軍費負擔なき代り、一朝事あるや無制限に徴發さるゝを以て人民の兵禍惜むこと豫想外

に大てある。

第五節　軍紀

一、軍紀、風紀は其教育の普及せさると、所謂無産階級の衣食のために入隊し來る者多きによりて、窃盗、軍需品賣却、賭博、逃亡、暴行、掠奪等の行はれること稀てない。

賭博　賭博は殆と支那人の本能に出つ。營舍を以て彼等の仕事場と解してゐる兵士は、營内に於ても幼稚、低的なる賭奕を行つてゐる。將校は比較的節約制ありと稱せらる。

掠奪　掠奪も支那軍隊の役德てあると云つていゝ。兩權力者事を構へ、兵を交ふるや良民の恐るゝところは何れか勝つにせよ、勝利者は特權として該地方の掠奪を行ひ、荒廢に歸せしむるを常とす。將校の加はることあり、或は加はらすとするもこれを制撫すること出來ぬ。

收賄　收賄も亦殆と公然に行はれる。兵役か衣食の道を得るところてあり、軍職か權力爭奪の具てあるより見れは當然の現象といふも可ならむか。小は公建造物多兵の入場者より請求するもの大は馬賊より收賄して其拔扈を許すに至るか如し。

逃亡　支那軍隊の一名物たる逃亡に就いて見るに、當局者は兵の逃亡豫防のために所有手段を講し

てゐるのである。即前述せし如く或は入隊三箇月分の給料を保證金として拂渡さゝる如き、或は確實なる連帶保證人を立てしむる如き或は發見せられたる逃亡者を嚴罰に處するか如き何れも當局者の苦心を見るへきてあるか、元來有事の日には逃亡するの覺悟をして入隊するのてあるから、之を根絶する能はさるは寧ろ當然のことてある。比較的軍紀嚴肅なりと稱せらるゝ奉天附近軍隊に於ても、一箇月少くも二三十名の逃亡兵かあるといふことてある。北滿駐屯の奉天軍の如きは、逃亡相次き、一時全員の二割を失へるか如きことかあつた。故に教育年中第一期程度のものに忙殺さるゝか如きことも稀てはない。

　以上は支那軍人の半面てある。少くも支那人一般に通せる惡き半面てある。良鐵は釘を製るに用ひられないと同樣、乾隆以後、有爲の人間は武人とはならない傾向か、支那人の惡き半面を軍人に依つて代表せしむる結果となつて居る。

從順

二、支那人は東洋人に共通な服從の美德を備へてゐる。從て其上長に對しては頗る從順にして自ら尊信する上長に對しては如何なる賤役をも辭するものてはない、故に威令に對しては最格に奉行する。然し乍ら彼等には表裏ありと言はれて居る。表面的には克く命令を奉行するも而も彼等の服從は單に刑罰を恐るゝによるのみと言ふものかある。之れ一朝上長に對する尊信を

賞罰

棄つるや爲さゝるところなしと云はれる所以である。

三、賞罰に關しては、賞に輕く罰に重き主義である賞としては勳章、進級の二途あり。賞に入る者は永年軍務に勤續した者、又は馬賊討擊に功ありし者等である。其他下士卒の精勵なる者は本部附又は將校の從卒となす之れ進級の比較的容易なると、自由なる生活をなし得るか故に一般に希望するところあるからである。

罰は笞刑、罷免、收監、死刑の四とす、刑罰は濫用せらるゝ傾向かある。

支那軍中最も重罪とせらるゝのは强姦罪て、下士卒にして之を犯す者は直ちに死刑に處せられ、所屬隊長は罷免せらるゝ、若し夫れ强姦致死罪なる時は犯罪者は死刑にして所屬隊長は收監せらるゝ。

一般に犯罪者は處刑に先ち逃遁隱匿するを常態とする。

第六節　戰時編制(動員計畫)に就き

一、各省共に動員計畫なるものはない。國防のための兵備てはなくて、權勢家の勢力としての兵力あてるからてある。有事の日に於て定員を補充し、又は新勢力を加へんとせは、所謂勞働

軍をして武器をとつて立たしめるか、馬賊を招撫して兵たらしめるかの方法による。

二、又注意すへきは治安維持のために組織し居る保甲團(後述)巡警(警察官)を直ちに兵とすることである。

張巡閲使は巡警の服裝を改正して陸軍と同一にせしむるとする計畫ありといふ。

三省の巡警數を見るに、其數約四萬餘と稱せられて居る。

奉天省	(不明)
吉林省	一三、九四五(十年一月調)
黑龍口省	(不明)

動員施設としては、大街道上六十支里毎に驛站の如きを設けて連絡の敏速を計る外特別のことはない。

奉天省公報は「在鄕軍人查明造報」なるものを公布して居る。一種の動員施設と見るへきてある。

奉天省長公署訓令第一〇二九號

財政廳
警務處
令各道尹

案准　軍署函開准陸軍部官字第三四九一號公函內開案查民國成立于今六載各級軍官或因政變賦閑或因裁撤在鄉實不乏人本部職司令衛對於此項無職軍官亟應詳為調査玆特擬定簡章明歷表式一紙祈隨時查明造送到部實級公證等因此除分行外相應照刷表式送請查照飭屬如有前項人員隨時塡表函送過署以便轉咨計送履歷表式一紙等因准此除分行外合將表式令仰該道即便查照辦理具報以憑轉咨此令。

第七節　教育、訓練

第一款　將校教育

(一)　奉　天　省

將校の素質は前述せる如く、相當教養あるものあれども極めて小部分にして全く軍事に門外漢も鮮くない。

團附教練官なるものありて、時々教育を擔任する規定なるも、自他共に好むところにあらさ

るか故に實施することなきか如し。

東三省講武學堂

東三省講武學堂は、下級將校の軍事能力增進の目的を以て、各營より將校一人を召集して、一箇年間之に軍事敎育を施すものである。過去の成績概して良好である。

軍官團

軍官團　八年五月第二十九師長吳俊陞の設立にかゝり、幹部敎育に努めて居る。

（イ）將校敎育（連長排長八十名）

（ロ）下士敎育（三十名）

修業年限を一箇年とし、毎日三時間の授業をなし、專ら普通軍事學を注入してをる。卒業の下士は將來將校の補缺に立つるものである。

北京陸軍大學堂

北京陸軍大學堂　張作霖講武堂卒業者中より成績良好なる者を選拔して北京に送り入學せしめ、最高幹部の養成に努めてをる。現在入學者數名あり。

（二）黑龍江省

最近省城に軍官團設立の計畫あり。下級將校の養成を目的とし、文字を解する下士及行伍出身にして文字を解せさる連長及排長を入學させる。

修業は約十箇月の豫定である。術科敎育として敎導一中隊を附し、學生は百名迄收容し得る

如く計畫した。

（三）吉林省

孟恩遠の創設にかゝる模範營に附級せる下級將校養成所てあつたか、孟の離吉後僅に其形體を留むるの姿となつた。

第二款　下士教育

（一）奉天省

隨營學堂（右路巡防隊）

軍士連（各團に在り）實際敎育を行へるは衞隊旅及混成第五旅の二旅のことてある。期間は約六箇月間と定め、排長以下を集め室内、野外に於て敎育を施すものてある。（註）奉天軍士敎導團といふ。

（二）吉林省

混成第十九旅に於て下士特別敎育を行ふ。

（三）黑龍江省

各團（又は各營）毎に優良なる二年兵を選定し、團附將校之か敎育を擔任し、下士の補充をなすことの規定あるも、殆と有名無實といふてよい。

第三款　兵卒敎育

日本典範令を轉譯模倣して制定せるものに準據するけれとも、將校の素質前述の如く、之か研鑽の念なきため、僅に不動の姿勢、敬禮、銃の操作、步哨勤務等の各個敎練の一部竝に小部隊の密集敎練を爲すに過きない。戰鬪敎練の如きは見るを得ない。射擊術の如きも辛ふして其方法を知るの程度にして全く知らさる者も稀てない。蓋し彈藥の補充至難なるために、實彈射擊を全然施行しないのと、兵器の種類區々にして敎育に困難とに職由する。銃劍術の如きこれ全く支那軍隊にとりて夢想たもせさるところてある。

冬期間は各隊共に殆と敎練をしない、且つ支那軍備の目的は戰に非すといふを適當とするを以て、戰鬪敎練の如き無意味に屬するため、從つてその敎練を喜はない。一日三時間の敎練を以て苛酷とし上官に反抗せる部隊もあつた。敎練の嚴に過きむか、逃亡兵を生するを以て上官は其體面上より成るへく手加減を加へさるを得ない。今各兵科に就き述へむに、

(イ)　步　兵

形式に涉るの諸敎練は大體日本軍隊と大差ない。戰鬪敎練は僅に散開戰鬪の形式に止まり又大部隊の機動すること少い。

射擊は極めて少く殆となしといふもよい。

（ロ）騎　兵

馬は良種にして又各個騎馬動作は巧なるを以て一般に他の兵種に比し優秀てある。然れとも馬匹の速力、調練の度區々たるかために、乘馬戰及部隊の機動作業は之を望み難い。馬を愛護する點は非常にして、上司の命をまつことなく月日適應の運動を行ひ、馬の激動後は克く其安靜に至る迄、牽引運動を行ふ等、馬匹の取扱には熟練してをる。これ一は自馬なるか故に其愛撫の程度深きによるなるへし。馬上射擊を能くし、極寒に堪へ粧食に甘んし、連續速步を以て傳令任務に服し、又警戒、搜索等の能力は偉大なるものかある。

（ハ）砲　兵

教練は稀に之を實施す、而も砲の操法に止る。貯藏彈藥僅少なるため、平時射擊演習を行ふことない。

（ニ）工　兵

奉天第二十七師、同第二十八師は若干の工兵器具の備付あるも固より技術上の能力乏しく

其他軍隊に在りては全く器具を有しない。

（ホ）輜重兵

苦力若くは不規則なる騎兵の如く否らすんは變態の歩兵の如きものて單に名の區別丈けてある。

（ヘ）機關銃隊

最も熱心に演習するものは本隊て、常に戰鬪を左右するものも從て本隊てある。然れ共彈丸の豫備少きため、充分なる射撃演習をなすことを得ない。

要するに支那兵は教育の缺如するかために、其戰士たるの資格を缺くものといふことを得へく、其身體の强健にして困苦缺乏に堪へ、又生來驁くへく優れたる馬術を有する點を考ふる時は、其教育にして宜しきを得は、優秀なる戰士を得へきことを想像し得るのてある。加之、概して天眞なる服從心を有し、上下間忠誠なる服從關係を有するに於てをや。

吉林模範營

而して其教育は先つ將校より開始しなければならぬ現狀てあつて、支那軍の或將校の意見に曰く「軍隊は事實教練を實施するの希望を有するも、將校自身に於て教練の何ものたるを知らす、奈何とも爲す能はす」と兵卒教育に關聯して述ふへきは吉林模範營の事てある。民國八年

一月編制せられ、孟督軍自ら之か營長となつた。其組織は步兵二連、騎兵一連、砲一排の混成營てあつて、總て選拔兵を以てし、機外東營にて訓練を行ひ、學科には特に力を用ゐ、四個の講堂にて敎育をなし、有望なりしも孟督軍離吉せしため成果を見るに至らなんた。

第八節　內　務

各軍共に何等特別なる規定の設けあるを聞かない。

支那軍は其兵營及室內裝置を外客に縱覽せしむるを喜はない。假令許すとするも、其一部に限るを以て詳細を知るに難けれとも、不潔を厭はさる惡習と、營繕に努めさるとは兵舍をなして荒寥たらめる。吉林省城營舍は相當整頓し居れるといふ。

武器手入　武器の被服の手入の如きもこれを行ふことなきか如く、照準破損、發銹等に就きても全く無頓着の樣てある。下士卒はもとより敎育の任にある下級幹部て武器、被服の手入取扱に關する智識を有するもの鮮けれは止むを得さることてある。種々の手入道具は自辨の制度てある。

起居外出　起居は凡て號音に依る制度なるか履行正確といひ難い。衛兵、比隣部隊、聯絡等の勤務者以外は兵舍內に雜居し無爲に消光してをる。

日課　日課時限は季節及駐屯地に依り區々てあつて、北滿駐屯部隊の或ひは起居六時半、朝食八時晩食二時、就寢十時乃至十一時半てある。一日大低二食にして、三食するものは極めて罕てある。外出は勤務者以外全然これを放任し、朝食後より就眠迄隨意外出を許可する部隊と、一定の休日に限り外出を許す部隊とあり。後者は請願外出許可制をとる。

本部附下士及從卒は長官の所用なき限り隨時外出するを得。從卒は所屬長官の從卒たるのみならす其家族の從卒たり。私用、公用の別なく役務に從ふ。

檢査　奉天軍に於ては檢査は每月三回日曜日に實施せらるゝも兵卒は之に列するを要しない。營長以上か檢査官として臨む場合に於てのみ、兵卒全員立合の制度てある。

兵器檢査　清潔檢査等の別なく單に支給品全部の員數點檢をなす。整頓の檢査にはあらす、紛失有無の檢査てある。

檢査の結果紛失物あるを發見すれは之を自償せしむ。通常檢査は連長、排長、司務長之に任する。

吉林、黑龍江軍に就いても概ね同一なるへし。

第九節　經理及給養

第一款　軍費

軍費の性質

軍費資源二あり。

1　官　金（中央政府より來る國庫財源）

2　當地餉（省內徵收租稅中より省內軍費となすもの）

各省共に二途を共用するけれとも、地方情況によつて特質かある。奉天軍は官金を主とし、黑龍江省は當地餉を主とするか如き之てある。

軍備か權力者の自家保護のための手兵たる以上、軍備は目的てなくて手段となる、故に軍備を名として多額の軍費を得むと努むるは當然のことてある。從つて軍費を私することは公然行はるゝ所てある、卽ち中央官金は之を多く要求し。地方租稅は之を成るへく自家に收めむと努むるのてある。

支那財政を通觀するに、軍費は總支出の最大なる部分を占め、エス、シイ、アチックの統計によれは、支出の四分の三、ノース、チャイナ、デリー、ニユース紙の報道によれは、七十五パーセ

ントに上つてゐる。最近の新聞によれは東三省に於ても軍費は豫算の大部分を蠶食する。奉天軍の毎月中央政府に請求する額は六十八萬元と稱せられ、尙中央に送致せらるへき地方稅より軍費として差引額を加ふれは、月百六十萬元を下らぬといふ。

東三省に於ける陸軍豫算の省總務豫算に對する關係は次の如くてある。

一、奉天省　（民國七年度豫算）

陸軍部所管經常門	七、八二〇、六〇一元
（省總豫算經常門）	一一、六三六、四六四元
陸軍部所管臨時門	一五七、二〇七元
（省總豫算臨時門）	二一〇、一三〇元
陸軍部所管 經常臨時	七、九七七、八〇八元
（省　總　豫　算）	一一、八四六、四七四元

（民國八年度中央支出奉天軍費）

（經常臨時合計）　六、三一〇、七二六元

二、吉林省　（民國八、九年度豫算表）

	八年度豫算	九年度豫算	增　減
陸軍部所管（經常門）	八、一七九、一五四	五、〇三九、三三三	△三、五三九、八二一
（歲出經常門合計）對比	一一、五三八、一三八	八、六五四、八九八	△二、八八三、二四〇
陸軍部所管（臨時門）	二、〇三五、八一七	一、八二一、七〇二	△二一四、一一五

(歳出臨時門合計)對比	二、一七〇、六一七	一、八八八、七〇二	△　二八一、九一五
陸軍所管{經常/臨時}合計	一〇、二一四、九七一	六、八六一、〇三五	△　三、五五三、九三六
(歳出{經常/臨時}合計)	一三、七〇八、七五五	一〇、五四三、六〇〇	△　三、一六五、一五五
(中央協濟軍費)	四七八、二三七	九九三、三六八	五五一、三一一
內歳入總豫算(經常)	六、九四三、七九九	八、四六八、九三〇	一、五二五、一三一
歳入不足	六、七六四、九五六	二、〇七四、六七〇	△　四、六九〇、二八六

三、黑龍江省

(民國八年度豫算)			(民國八年度中央支出黑龍江軍費)
陸軍部所管經常門		二、三五〇、八五九元	二、八一四、八三五元
(省歳出總豫算經常門合計)		五、六六八、七九八	
陸軍部所管臨時門	(特別)	六四二、九七六	
(省歳出臨時門合計)		六九三、九七六	
陸軍部歳出{經常/臨時}門		三、〇四四、八三五	
(省歳出{經常/臨時}門合計)		六、三六二、七七四	

備考　要するに三省の軍費は奉天、吉林二省に於ては、全豫算額の七割强を占め、黑龍江省は五割約なるも、同省の警備は省軍のみにては全からす、吉黑兩省よりの出兵によりて初めて治安を保つことせらるゝに見るときは、其軍費の五割弱なるを以て直ちに他二省より少額なりといふことは出來ない。

其歳入との對比及陸軍部所管細分經費については財政の條を參照せられたし。

四、尙特別區域に於ける兵數及軍費を擧ぐれは左の如くてある。

特別區域軍費（民國六年）

	兵數	軍費	（民國八年中央支出軍費）
熱河特別區域	六、一九八（一三、〇〇〇）	一、〇〇〇、〇一四兩	一、一二九、二五一元
綏遠特別區域	五、六九八	九〇五、三一二同	四〇五、八九九同
察哈爾特別區域	二、一五〇	二〇六、八七一同	七八一、七一八同

第二款　軍隊經理

軍隊經理は其出納は督軍之を掌握し、督軍署軍需課の發給に係る。旅長、軍需官（階級及所屬は官佐表及師旅司令部の編制表參照）之か實務に當る。卽ち每月二十日以後、督軍署に出頭、軍費を請求受領し、團長又は軍需官を經て營長（黑龍江軍は各駐屯地遠隔の不便なるため營にも軍需官をおく）に交付し、連長は營地に書記を派てし之を受領するのてある。其間私服に入るゝもの鮮くない。經理には豫算、決算を立つることなく自由使用てあるから、營長以上首惱者か公費を私し、兵卒給料を割引き又は着服するは常套事とせられて居る。兵卒に大なる補缺を生し來るも、有事の日まては之を補充することなく、所定費用を請求して着服する。自己の

地位危險に頻するや數箇月分の給料を部下に支拂ふことなく、拐帶逃亡するを常とする。故に給料に關する紛爭は常に絶えない。遂に大なる反亂に至ること稀しくない。給料問題の斯の如く大切なる所以前述せる如く兵士は純然たる賃銀勞働者であるからである。從つて軍需官の勢力は倣大にして、部隊長の緣故腹心者を以て之に充つるを常とする。

第三款　給與（薪費及公費）

將校は官等俸にあらで職務俸である。特種職務に從ふ者は俸給以外別に公費を給せらる。公費とは所謂機密費であつて、隊長加俸及公用消耗品（筆墨通信費）費に該當するものである。

民國八年度陸軍部規定將校、俸給及公費標準月額次の如し。

職名／區分	排長	連長	營長	團長	旅長	師長
俸給	二五元	四〇元	一〇〇元	二〇〇元	三〇〇元	五〇〇元
公費	一〇	二〇	五〇	一〇〇	二〇〇	三〇〇
計	三五	六〇	一五〇	三〇〇	五〇〇	八〇〇

一、奉天軍を調査したるものによれば（大正八年十二月）

職名＼區分	俸給	手當公費	計
少尉	二二元	—	二二
中尉	三五元	—	三五
上尉	八〇元	一五	九五
少校	一〇〇元	一四〇 二〇〇（營長）	四四〇
中校	二〇〇元	—	二〇〇
上校	三〇〇元	二五〇	四五〇
三等參謀	一〇〇元	—	一〇〇
二等參謀	一八〇元	—	一八〇
一等參謀	三〇〇元	一〇〇	四〇〇
少將	五〇〇元	二五〇	七五〇
中將	一、〇〇〇元	一、二〇〇	二、二〇〇

二、吉林省調査（大正八年十二月）

司務長	三〇元	執事官督隊官	七〇
排長	三七元	教練官	一四〇
連長	七〇元	軍咨議長顧問官長	三〇〇
營長	二〇〇元	三等顧問三等科員三等軍咨議	八〇
團長	三〇〇元	二等顧向二等科員二等軍咨議	一二〇
旅副官	六〇元	一等顧向一等科員一等軍咨議	一四〇
旅參謀	二〇〇元	科長	三〇〇
旅長	四〇〇元	書記反	六〇
督軍參謀長	三〇〇元	督軍三等副官三等參謀	八〇
督軍副官長	三〇〇元	督軍二等副官二等參謀	一二〇
督軍	一、〇〇〇元	督軍一等副官一等參謀	一四〇

本調査は手當及公費を加へさる俸給せんとす。

三、黑龍江省調査（民國三年四月一日）

二等課員	一〇〇元	三等課員	八〇	一等軍需	四〇
一等課員	一二〇元	督軍書記	一〇〇	二等軍醫生	一〇〇
課長	二〇〇元	二等軍需生	一〇〇	三等軍醫正	六〇
三等副官	八〇元	團官 營副官	六〇	一等軍醫	四〇
少校副官 二等副官 少校團附	一〇〇元	司務長	三五	一等獸醫	四〇
師少校參謀 一等副官 中校團附	一二〇元	連附	三五	師部書記官	七〇
副官長	二二〇元	上尉參謀 連長 上尉副官	六〇	旅部書記	六〇
少校參謀	一六〇元	中校副官 營長	一二〇	營部書記	四〇
中校參謀	一八〇元	團長	二七〇	軍樂隊長	五〇
師參謀長 上校參謀	二〇〇元	中將旅長	三五〇	軍樂副隊長	三〇
參謀長	五〇〇元	中將師長	五〇〇		
督軍	一、四〇〇元	三等軍需生	六〇		

師公費　五〇〇元　旅公費　三〇〇元　團公費　二四〇元　營公費　一七〇元

軍士、兵給料

奉天省	奉天省（元角）	吉林省	吉林省（元角）	黑能江省	黑能江省（元角）	備考
正目	九•〇		七•二	上士正飼	二二•〇	三省共に食費自辨
副目	八•〇		六•八	師旅團附 中士	一四•五	被服は官給とし、肌着、手袋等は自
正兵	七•五		六•四	師旅部 下士	一二•六	辨とす

副兵	七、〇	騎兵	一一、二	營連部中士	八、八	吉林騎兵の乘馬は私馬にして馬糧自辨とす
護兵	七、五			營連部下士	八、四	
號兵	八、〇			上等兵	七、八	
補立兵	五、〇			一、二等兵	七、〇	
				號目	一一、〇	
				號兵	九、〇	
				馬夫	五、〇	
				伙夫	五、〇	

（別表）

奉天或部隊給料調査表

旅長	薪（本俸）（月額）	五七〇、〇〇〇（大洋元）	一、〇九四、四〇（當時日貨換算）
	公費（不明）		
旅副官	薪	一四〇、〇〇〇	二六八、八〇
營長	薪	一四〇、〇〇〇	二六八、八〇
	公費	二〇〇、〇〇〇	三八四、〇〇（公費中四十元使用余は自己所爲）
營副官	薪	七〇、〇〇〇	一三四、四〇
連長	薪	七〇、〇〇〇	一三四、四〇
	公	一四、〇〇〇	二六、四〇（公費五割使用）
排長	薪	三五、〇〇〇	六七、二〇

司務長	同	二八、〇〇〇	五三、七六
上士	餉（食費及手當）	一七、〇〇〇	三二、四〇
中士	同	七、三〇〇	一三、八二
下士	同	六、八〇〇	一三、〇五
上等兵	同	六、六〇〇	一二、六七
一等兵	同	六、二〇〇	一一、九〇
二等兵	同	六、〇〇〇	一一、四〇
軍醫長	薪	五六、〇〇〇	一〇七、七二
軍需長	同	四二、〇〇〇	八〇、六四
書記長	同	三三、〇〇〇	六三、三六
軍醫正	同	三三、〇〇〇	六三、三六
護目		八、五〇〇	一六、三二

尙乘馬隊下士卒は一般下士卒の給料の約倍額の支給を受くるといふ。

吉林混成旅俸給表

旅長（中將）	薪	一、〇〇〇、〇〇〇（大洋元）	二、五〇〇、〇〇〇（日貨換）
	公	四五〇、〇〇〇元	一、一二五、〇〇〇
參謀長（上校）	薪	二〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
參謀（上尉）	薪	七〇、〇〇〇	一七五、〇〇〇

團長（上校）	薪	二五〇、〇〇〇	六二五、〇〇〇	
	公	二四〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	
營長	薪	一二〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	
	公	一四〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	
連長 輜重	薪	一〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	
連長 公費	薪	一四、〇〇〇	三五、〇〇〇	
連長 步兵	薪	八〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	
排長	薪	三五、〇〇〇	八七、五〇〇	
輜重連附中少尉	薪	一〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	（飼馬料を含む）
司務長（步） 步連附軍曹任長（步）	薪	二五、〇〇〇	六二、五〇〇	（飼馬料を含む）
輜重兵卒		一四、五〇〇	四一、二五〇	（飼馬料を含む）
輜重司令部附下士		一二、〇〇〇	三〇、〇〇〇	
輜重司令部附兵卒		一〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	
步兵頭目		八、四〇〇	二一、〇〇〇	（食料官給）
步兵正目		七、五〇〇	一八、七五〇	（食料官給）
步兵副目		七、〇〇〇	一七、五〇〇	（食料官給）
步兵上等兵		九、五〇〇	二三、七五〇	
步兵兵卒		七、〇〇〇	一七、五〇〇	
輜重兵卒		六、乃至八、〇〇	一五、〇〇〇 二〇、〇〇〇	

黒龍江軍俸給（公費を含有）表（民國八年調）

職名	旅長	團長	營長	連長	排長	上士	中士	下士	上等兵	一、二等卒
俸給	三六〇元	二七〇元	一二〇元	六〇元	三九元(中尉) 三二(少尉)	二五元	一二元	一〇元	九、二元	八、四元

備考　一、有外將校は柴草費(薪炭料)を給せらる。

二、支給俸給の半額は中國銀行紙幣に依り他半額は黑龍江小洋票に換算支給する。

三、各部隊にて財政の豐なりや否やによつて給料に差異あり區々定數を得ること難い。

第四款　糧秣

一、將校は凡て俸給により自辨する。北滿出動軍に在りては薪炭費を別に給せらるゝ如し。

二、下士卒は被服の一部及食料は自辨の規定てある。薪炭、燈火用材料は官給せらるゝ如く、北滿出動の吉林軍に在りては、下士以上の糧秣も官給せられてをる。

三、下士以下の糧秣の給與は、營長又は連長之を擔任して、一定金額を俸給より差引く部隊と全然下士以下の自辨主義によらしむる部隊と二樣てある、吉林軍にては給料の半額を控除するため、兵卒は掠奪を意とせぬ。下士卒の糧秣購入に要する金額は、駐屯地方物資價格の高低により差違あるけれとも、概して一箇月二元乃至三元を普通とし、部隊によりては大洋六元を支拂ふものもある。

馬糧のためには各地共概して、約五元を要する。但官馬隊のものにありては現品を給與せらるゝ定めてある。

四、彼等の食料は駐屯地の狀況異なるに從ひ同一てはないか、一般に麥粉を常食とし、其他高粱、粟、玉蜀を主食物とし、副食物としては豚肉、大根、白菜、葱を混食する。油類を用ふること多い。味噌、醬油を用ふることあるも極めて尠い。調味は專ら食鹽てある。

奉天第二混成旅第四團の給養品の基準を示せは次の通りてある。

朝　高粱の粥及汁　（一斤二分）

晩　麵　餅（主として麥粉）　一斤

副食物は主として野菜汁にて、肉は一週二回（水、土）とし、一回半斤の定めてある。油を攝取することには頗る多く、一日一斤をとる、豚肉は支那人の最も好むものてあるけれとも、冬季は衞生上の顧慮からあまり用ひない。

上述の如く一日二食て、食餌極めて粗惡てあるけれ共大低これに甘んしてをる。量は比較的多い。けれ共尙空腹に堪へす外出し、嗜好品を飲食するも鮮くない。

尙出動行軍に際して携帶口糧の準備かないから、隨時徵發、掠奪を行ふことを餘儀なくせら

れる。

五、炊　事　各連毎に炊事を設け、司務長之が擔任官となり、伙夫又は苦力をして各班に配給會食させる。

炊爨具は支那固有のものを用ひて居る。

六、地方住民は强制徵發、無錢飮食等を防ぐため、薪炭の軍隊に對する賣買規則、官店（軍甲旅舍）設置等を制定して居る。

第五款　恩給制度

一、陸軍平時邮賞暫行簡章（民國元年九月十二日陸軍部呈准）

二、戰時陸軍邮賞簡章（同　右）

三、陸軍戰時及平時邮賞診斷證書造具手續（民國元年十二月二日陸軍部令）

四、陸軍部請恤請奬各項章程通辨法（民國元年六月陸軍部呈准）

五、邮金劃分發給變通辨法（民國四年八月七日陸軍部呈准）

以上は陸軍關係邮金に關する法規であるけれども、實際支那には恩給制度なきために公金着服か行はれるといはれて居る。

吉林省にては三年の入隊契約を完全に履行したる者に對して、其除隊の際六、七十元の賜金かある由、されと三年間服役する者は極めて稀てある。

特別區域の巡防隊にても、其除隊に際しては七十元の賜金かあるといふ。

第十節　衛　生

第一款　衛生思想及施設

一、公衆衛生は固より、個人衛生の觀念を全然有せすといふてもよい。施設に於ても何等見るへきものなく、編制上各營に軍醫一名を置くを本則とするも奉天省以外は現在各隊共に缺員てある。從て看護以下も其心得なしといふてもよい。

軍醫は洋式醫術を心得て居ないから、草根木皮を内服藥とし、外科に於ては其技熟せす、從て醫療器械の如きに到つては絶無てある。

二、軍醫は單に診察を行ひ、處方箋を附與すはかりて、患者は地方藥舗にいたり、自費を以て藥餌を購入して治療するのてある。

重病なるか、軍醫を存在せさる駐屯地部隊に在りては、露國又は日本其他外國地方醫の診療

を受ける。

重病者は放任か否んは解傭放逐する。旅費等を給することかない。

第二款　病症及保健狀態

一、花柳病　何れの國の軍隊にも見るか如く、支那軍隊に最も多きは本病である。殊に支那の慣習上結婚は賣買なるか故に、妻帶する餘財なき下級兵卒は支那式の不潔なる遊里に出入して感染するのである。

皮膚病―不潔から來る、諸種の皮膚病は頗る多い。

感冒凍傷―被服の充分てないところから來る。北滿の或部隊の如き防寒外套の支給充分てないため、交代着用するか如きもあり、又嚴寒に至る迄支給せられないから從て感冒も非常に多い筈てあるけれとも、彼等は幼時よりかゝる不充分なる境遇に慣れ、身體頑健なるため豫想外に犯されない。

二、衞生思想の幼稚斯くの如く、治療設備不完全斯くの如くに拘はらす、尙比較的健全なる狀態に在るは、實に其の身體の强健なると、精神的苦痛の少きとに歸する。就中、邪寒酷烈の季節に際しても、殆と凍傷患者を認めさるは、屋外勤務の少きのみならす其耐寒能力の旺盛

を思はせられる。彼等は一日二食主義を以て、保健の要諦と信し且つ傳染病の流行するあれは「人間生あり必す死あり」となし、干支の迷信を以て安んし、特別の豫防手段を講するの觀念かない。

第七章　支那軍隊と對內外人關係

第一節　地方人民に對して

治安

支那軍隊は所謂權勢家の手兵であるから、國防軍といふよりは寧ろ地方治安維持を本務として居る。殊に東三省は馬賊征伐を其主たる目的としてをる。

治安任務を完ふし得る軍隊は優秀なる部に屬するもので、斯かる軍隊にありては隊長、士卒間かよく主從關係を保つて居る。而して兩者の間に密接な關係なき部隊は殆と烏合の衆に等しく其各自の欲望滿足のためには爲さゝるところなき有樣である。或は隨時馬賊と聯合して富豪を襲ひ、或は官威に據つて無罪の人民を虐待すること敢て稀しくない。

馬賊討伐

馬賊から招撫に依つて軍隊化したものは練兵せす、上官に服せす、任意自由行動に出つる。北地にて阿片の栽培期に際すると、其栽培者を脅迫して金品を徵收し、或は金品を賄せる部落の保護に任して官憲を防き、他の競爭者を迫擊する。人民之を呼むて「公盜兵」といふ。

公盜兵

馬車、汽車の無賃乘車、旅人護衞兵の俄强盜と化する等は有產階級に對する大なる脅威である。若し督軍にして野心を遂けんとして開戰せは交通機關を壟斷し徵發掠奪なささるなく、

殊に官威を楯に暴行するため支那の有產階級は馬賊以上に兵禍を呪ふ。

第二節　日本人殊に日本陸軍に對して

一般兵卒は殆と何等の事由辨別なきため、特に日本人に對する異心といふ如きものはない。時時滿洲に起る暴行事件は深く他意あるものではない樣である。今や次第に將校階級は日本の位置其陸軍の實際を知悉して、從前の樣な盲目的暴行や、無分別な行動を愼む樣になつた。中には日本の勢力を利用せんとする者あり、又半面には恐怖は嫉視となり、日本を侵略的とし排日的行動に出でる。

公平な眼を以て見るに、排日的氣運は東三省に瀰漫したといふことか出來る。而して日本の勢力の深入するに從ひ益甚しからむとして居る。

第三節　露國人に對して

嘗ては支那人を、奴隷視して、あらゆる横暴を振舞た。然るに露國政府の瓦解以來、露國人の意氣消沈し、東支沿線の從事員の如きは、支那人の頤使に甘んするに至つた。

ホルシエヴイキに對する支那軍隊の態度は、一面には思想の侵入を防かねはならす、他面に

は利權囘收のために表面上握手し度しといふ境遇にある。時に或は反過激派逮捕、避難民の貨物掠奪、列車無賃乘車、宿舍の强制徵發等を行ふか、嘗て彼から被つた損害に比すれは其十分の一である。

然し乍ら、兎も角名目上に於ては、赤化防禦軍を組織して、北邊防備に任しつゝあるのてある。又實際其軍隊の赤化は、幹部の大いに憂慮するところてあるから、充分な配慮をして居ると見ねはならぬ。幸に赤化の何ものたるやをも解しない無智の兵士か多いから、何事も無く濟んてゐるか、若し何かの機會か到來すれは、最も雷同的素質をもつて居る支那軍隊のことてあるから、危險此上もないと云はねはならない。

第四節　其他外國人に對して

滿洲に居る外國人は露國人を除いては其數極めて尠い。體軀の堂々たること、敎養の高いことゝによる尊敬の念は相當持つてゐるか、一般軍人の之に接する機會は極めて少いから、問題とする程てはない。

鐵道沿線には嘗て小數の米國人か駐在した。之等の米國人に對して、排日主義者か、日本を

索制する意味に於て特に好意を有してゐた。又日支開戰の際は米國支那を援助すへし等の說を流布したか、此は智識階級には相當信せらるゝものゝ樣てある。

要するに支那軍は權勢家の私兵てあるから、其權勢家の意向か軍隊を左右するので、軍隊そのものゝ意志等は到底認むることは出來ない。

第八章　支那巡警及保衛團

巡警

支那巡警は二、三十名宛各地に駐屯して地方の保安に任するもので、其服裝は軍隊に酷似し小銃を携帶し、時々馬賊討伐に從事する。其素質、武器共に軍隊に比し一層劣悪なるも、有事の日支那軍隊に準すへき一種の兵力と認め得へく、其數東三省に於て四萬を超ゆる。

保衛團　清鄉兵

右の外各縣共自治的警察たる保衛團或は淸鄉兵なるものかある。各戶より出す壯丁を以て組織せられ若干の訓練を受け各自小銃を携帶して交番に或は匪賊の警戒に任す。

保衛團關係條令を擧くれは次の如し。

一、地方保衛團條例（民國三年五月二十日敎令第七十號）

二、保衛團、犯罪分別適用刑律或陸軍刑事條例函（民國六年一月十五日國務會議議決函知）

三、商團組織大綱（民國六年三月中華全國商會聯合會呈經內務陸軍農商三部批准）

四、保衛團現狀調査表式（民國六年九月四日內務部通行）

第三編　清國時代蒙古軍事

清初漠南蒙古諸部の歸服するや、滿洲八旗に倣ひ、各部衆を佐領に編し、旗制を定めた。太宗の時、歸服蒙古部衆一萬六千八百四十を選して蒙古八旗を編し、尙諸部沓か牧地彊界を正し部衆の多寡に按し、百五十丁毎に一佐領を設けて旗制を立て、一旗多きは九七佐領にいたり、少きは一佐領に止めた。而して行政は要するに各旗の自治に委ね、朝廷これを監督するに理藩院を以てした。

蒙古に於ける軍隊を大別して三種とする。卽ち左の如くである。

一、八旗駐防官兵を以て組織せる軍隊。

二、蒙古各部旗を以て組織せる軍隊。

三、蒙古部衆以外の游牧民を以て組織せる軍隊。

露國の西比利侵略により西北邊事急なるに當つて新式訓練常備軍を設けんとし、土默特兵丁二百人を以て新軍を編し恰克圖、庫倫間に精乘二千人を常駐させ光緒三十二年肅親王を派蒙して蒙防事務に總理せしめむとしたことかあつたが遂に實現せられなかつた。

第一章　八旗駐防

一、熱河八旗駐防營

康熙四十二年避暑山莊を營造し皇帝巡蹕の地とし雍正元年滿蒙八旗兵を駐防させ、總管を以て帥ゐさせたか後に副都統に昇し、嘉慶十五年都統とした。駐防兵稱は幾輔駐防（東三省八旗の條參照）に屬する。

駐防配備は、滿洲鑲黃、正白、正黃、正紅、鑲白、正藍の六旗は熱河に駐し、滿洲鑲藍、鑲紅の二旗は喀喇河屯に駐し、蒙古正黃、正紅、鑲紅、鑲藍の四旗は熱河に、蒙古鑲黃、正白、鑲白、正藍の四旗樺榆樹に駐防した。

其兵力は滿洲八旗は二旗に一協領、四佐領、四防禦、四驍騎校、兵四百四十名。蒙古八旗は四旗に一協領、二佐領、二防禦、二驍騎校、兵二百二十名から成つて居る。

二、圍場八旗駐防營

圍場は熱河に在り木蘭圍場と稱せられ、淸初皇帝の狩獵地に選はれ、圍場守備のために八旗官兵か派せられたもので、康熙四十五年總管一員、防禦八員の設置に始まり、乾隆十四年圍場

を理藩院に屬させ、同十八年左右翼に各翼長一員を增設し每旗に驍騎校一員を加へ、又嘉慶七年總管を副都統に改めたが同九年復舊した。卽其編制は總管一員、翼長二員、防禦八員、驍騎校八員、領催馬甲八百五十名から成り、其統制は畿輔駐防に屬する熱河都統の區處をうける。

三、察哈爾駐防八旗營

康熙年中歸服した部衆を八旗に編入し總管を置いて之を統治させ、後に升して都統となし張家口に駐紮させ獨石口と共に駐防營を置き竝に阿爾泰軍臺を管理させた。

都統府の編成は都統の下に副都統一員（乾隆五年獨石口に駐したが後張家口の都統の下に歸した）每旗總管一員（計八員）副總管一員（計八員）參領三員（計二十四員）佐領（計百十四員）驍騎校（計百十四員）護軍校（百十一員）捕盜官十六員。每佐領は兵七十より成り共計八千〇四十名より成つて居る。

張家口駐防は總管一員、防禦三員、驍騎校六員、筆帖二員、兵一千〇三十名より成り、獨石口駐防は防守尉一員、防禦二員、驍騎校二員、筆帖式一員、兵百二十名より成り、千家店駐防は、防禦二員、驍騎校一員、兵四十八名から成つて居る。

阿爾泰軍臺（康熙三十二年設置）は總管一員、副總官一員から成る。

四、歸化城八旗駐防

天聰八年、太宗察哈爾を親征し、歸化城に駐蹕せし時、其部衆悉く降伏したから崇德二年編して二旗とし、左右翼に各都統一員を置き、康熙三十二年更に副都統二員を置いた。乾隆十三年左翼都統は在京旗人を以て補し右翼都統は土默特蒙古中より補ふことゝした、次て副都統二員を裁し、二十六年都統一員を裁し、改めて副都統二員を以て左右翼を管し、都統一員を以て左右翼を統轄したか同二十八年に至つて、又都統を裁し、土默特蒙古に關する事務は山西、綏遠城將軍の處理するところとし、依つて副都統一員を歸化城に駐せしめ一員を綏遠城に駐せしめた。其所屬駐在地は

一、綏遠城副都統一員　綏遠城駐在、駐防兵を管す。

二、右衞副都統一員　宣化府駐在、駐防兵を管す。

三、歸化城副都統一員　歸化城駐在、土默特游牧を管す。

四、歸綏驛傳兵備道一員　綏遠城駐在、

其編成は、

左翼　参領五員、佐領二十五員、驍騎校二十五員。

右翼　参領五員、佐領二十四員、驍騎校二十四員。

統制は副都統一員、山西綏遠将軍によつて統へらる。

第二章　蒙古部衆を以て編せる軍隊

第一節　概況

一、蒙古地方人種の主たるものを蒙古種及土耳古種とする。蒙古種に屬するもの、喀爾喀族、額魯特族の二族てあつて、土耳古種に屬するものとしては、キルギス族かある。

喀爾喀部衆はもと漠北のみに住み、游牧を業とした。明の中葉其一部漠南に移つた。之れ察哈爾及內蒙の科爾沁諸部てある。漠北に殘留した者は卽ち喀爾喀四部てある。清朝の初此四部も亦察哈爾に服屬して居たか、太宗の察哈爾を討平するや以上の四部も亦相次いて歸服した。康熙十四年察哈爾清に反く。清廷卽ち其部衆を宣化大同邊外に遷して之を八旗に編入した。

額魯特は初め三部てあつたか、後に準噶爾を併せて四部となり、天山の北阿爾泰の南に住み游牧に從つた。然るに其の二部は露領に入つたから、準噶爾、杜爾伯特の二部と露領に移れる二部の支庶未た故地に存せるもののみとなる。乾隆十九年準噶爾を平定し、同三十六年露領に入れる部衆も亦歸來して牧地を伊犂に賜ひ旗制を布いた。以上の蒙古部衆を地域に分ては、

（イ）內蒙　（ロ）外蒙　（ハ）阿拉善額濟納蒙古　（ニ）青海蒙古　（ホ）西蒙古となる。

第二節 比丁（徴兵）

蒙古は元制以來、兵民の區別なく、全然皆兵の制度にて、兵制は蒙古民治の根本基礎をなして居るか故に、軍政と行政とは相交錯して居る。

其人民の男子は喇嘛僧、奴才を除くの外は年齢十八歳に達すれは壯丁として委く、軍籍に入り、終身軍役の義務を負ふを原則とするか、實際軍務に從ふは十八歳以上六十歳以下の男子て其壯丁は各部落に於て編制されて、軍人となり、部落長これを統帥する。

壯丁は皆一定の耕牧地（順治以後地横一支里、縱二十支里）を官給せられ自活する。旗衆は三年に一回編審され更に政府特派の官吏によつて總括される。

毎三年一次の編審丁册記入を比丁といふ。戸口調査に類するものてある。其狀態は、各地稍趣を異にするか、大同小異にて例へは、內蒙札薩克の狀態を見ると、期に至り理藩院より題し請ふて旨を奉し後馬上飛遞し四十九旗に行文する。毎旗各豫め印した空白の册檔一本を給し置き、札薩克は管旗王、公、臺吉以下、章京十家長以上を盟所に召集して丁册を審定する。各佐領以下の壯丁の增減を見、佐領數を按し、査核し、分戸比丁し、丁數の印册を造具し、協理旗

務一臺吉をして管旗章京を會同院に送らせ、十箇月內に到着するを規定とする。

比丁に當り、隱匿又は他處人を買ひ壯丁に代らしめ、他人に家丁を賣る者、壯丁にして本業に努めず、私に喇嘛となり、又は烏巴什となる者を查出した時は管旗王以下、十家長以上何れも稽察失愼の罪に處せられる。

第三節　編制

大淸會典の定めたところに從つて其編制を見ると、一佐領乃至五十佐領は旗を組織すること滿洲八翼に同し、一旗に札薩克一員を設け旗下軍民を統轄させ、數旗乃至十數旗を合して盟と云ひ(行政の部參照)盟に盟長、副盟長、盟務幫辦備兵等の職あつて、之を總轄する。

今佐領より順次滿洲八旗と對照して其編制を述へんに、

一、佐　領(滿洲語牛彔(ニウル))

索木章京(ソンムシヤンキン)(佐領)　一員　(滿州八旗佐領より官等一等下る。牛分佐領、世襲佐領、公中佐領、輪管佐領の別あるこゝは旗に同しく、兵事を掌管し旗下衆を理す。)

坤(ゴン)　都(ド)(驍騎校)　一員　(旗衆中より選出 平時參領の下に在りて庶務を掌る)

博(ボ)什(シ)克(ク)(領催)　六名　(旗衆中より選出)

烏克申（ウクシン）（馬甲／驍騎）　五〇名　（常備兵にて二年乃至三年服役王府駐屯、護衞討匪に從ふ）

箭丁（アルパト）（閒散）　一〇〇名　（豫備兵にて官支給地に農牧自活し、有事日徵集に應するこさ屯田兵に同し）

阿爾巴圖

（假名は蒙古讀みとす）

二、旗

大小種々あり、大旗は五十佐領を含み、小は一佐領に止る。佐領の數は部衆の多少によりて定む。今一旗六佐領より成る部落につき編制を例示すれは次の如し。

札薩克（チヤサツク）（旗長）　一員　（世襲掌印（タマガ）札薩克をおき旗務を總理す。爵秩の高下に論なく、旗內同族不管旗王公を管し其部衆に對し、族長さして絕對的服從の義務を要求す。長子承襲す。生子なき時は近支又は旗內不管旗王公中よりす。公中札薩克は同族中より公選せられ特に勅令を受く。）

協理臺吉（トラクチー）　掌印（タマガ）（文）各二員　管旗（ホショ）（武）各四員　（旗內最高職官毎旗正陪各一員乃至各二員、札薩克を補佐し旗務を掌管す。札薩克事故あり又は幼少なれは代理す。選補は閒散王公以下臺吉以上（一般に頭等臺吉中の名望家）掌印は最高位にして旗務全般を掌り、管旗は軍務を掌る。）

管旗章京（チヤカルチー）（都統）　一員　（八旗都統に相當するも品秩一等下る。札薩克に直屬し行政に參與し旗人を總管す。補任は臺吉中よりす。適任者なけれは屬下人中より秉公棟選拔補す。）

印務梅倫（タマガメーロン）（副都統）　一員　（副都統に當り品秩一等下る。協理臺吉を補佐す、公文文案か管す。臺吉出身者を以て補するを原則さす。旗衆中より拔補するこさあり。）

管旗副章京（ホーショメーロン）　一員　（旗の大なるは五六員をおく、臺吉出身より補す、管旗章京の事務を助け印務梅倫の代理をなすこさあり。）

印務札蘭（タマガヂヤーラン）（參領）　一員　（八旗の參領にて一等下る、四等臺吉中より任せらる、毎旗一員乃至四員をおく印務所に在りて梅倫を助く。）

管旗札蘭（ホショヂャーラン）（參領）	一員	八旗參領に當る（一等下り四等臺吉）定員なし。六佐領に一員をおき臺吉あり、佐領あり。
索木章京（ソムチャンキン）（佐領）	六員	驍騎校より昇進せしむ。
坤都（ゴンド）（驍騎校）	六人	壯丁中の有力なるものより選拔。
傳什克（ボシク）（領催）	三六人	壯丁中より有力なるものを選補。
烏克申（ウクシン）（驍騎）	三〇〇人	
箭丁（アルバト）（閒散）	六〇〇人	
總　計	九五六人	

十佐領以下の旗には副章京一員に過ぎざるも、十佐領以上のものには二員を置く。

六佐領毎に參領一員を置く。

三、盟（チゴルガン）旗の連合より成り、旗長たる札薩克は旗內の軍實、邊防、刑名、戶籍の編審等旗務一切を整頓して一定時期に於て一定場所に會合する。其の時期は三年一回（又は一年一回、二年一回とする盟もある）とし、朝廷より派遣さるゝ欽差大臣の檢閱を受くるを要する、これを會盟といふ。閱兵並に事務打合せ會てある。

有事の際に軍機を誤らないために、この會盟の際各部落により道塗の遠近、地勢の便否を酌

量して到着の期間を定め、其期間に對する遲速と旗務の精粗とによつて賞罰を科する定めてある。淸制度は理藩院に蒙古會盟制を定めさした。それによれは盟には盟長一員、副盟長一員を置く。

盟長、副盟長は管旗(札薩克)たる汗、王、貝勒、貝子、公及不管旗王、公等の中から名望者を選擧し、各札薩克連名して勅裁を仰き、皇帝の欽簡に基いて就任するものである。

或は輪番交代の例もあるか、大事故のない限り一世を通して就任する一種の名譽職である。各盟の頭首に「哲里木(チヨリム)」とか「昭烏達(チヨウタ)」等附するは其盟の會合地の地名をとつて付けたものである。

又盟には必す盟長かあるわけてはない、歸化城、土默特(トムト)の如きは將軍又は都統に隷屬し、游牧察哈爾(八旗)には盟長を置かぬ。

又喇嘛の旗衆は沙畢那爾(シヤビナル)と稱して札薩克喇嘛の支配を受くるも、一般旗民卽阿爾巴圖(アルバト)と別なるを以て會旗には與らす。然し何れにしても旗の編成は同一てある。

四、中央政府派遣官　蒙古に於ける中央政府の派遣官は熱河都統、察哈爾都統、綏遠城將軍、定邊左副將軍及其麾下たる定邊等地方參賛大臣、烏里雅臺參賛大臣、科布多參賛大臣、副將

軍並に庫倫辦事大臣等てあるか、其詳細の説明は之を行政の部に譲り玆には説明を略する。

五、旗及佐領統計

(甲)内蒙古	二四部（二五部）	四九旗（五十一旗といふものあり）	一二九一佐領
(乙)外蒙古	四部	八六旗	一六八佐領
(丙)西蒙古		三二旗	二二一佐領
(丁)阿拉善蒙古		三二旗	一〇三佐領

外蒙一四部一三八旗といふものあり。

（内察哈爾八旗）

以上は札薩克を有せる旗の統計にて札薩克を有せぬ王公部落を加ふるときは

内蒙　八九旗（別に黑龍江省　一旗）

外蒙　一四七旗

第四節　軍政

蒙古軍の軍規及禁令

一、出征條誡

イ　各旗悉く敗退し一旗力戰すれは、敗退各旗より各一佐領の壯丁を剝奪し、力戰せる一旗に賞給する。

ロ　各旗悉く力戰し一旗敗退すれは、該旗の汗、王、貝勒、貝子等臺吉以上を貶して平民とし、所屬佐領を剝奪して力戰各旗に分與する。

ハ　一旗の中其半數力戰し、半數敗退する時は、敗退王公以下臺吉以上を平民とし、兵丁は力戰せる王公臺吉に與へる。

ニ　先陣、奇勝を賞する。

ホ　輕擧突貫せしものは、多少の獲物あるも罰責する。王公以下領兵官以上は乘馬、鹵獲品を悉く沒收する。

ヘ　隊伍を紊し、他隊の後につき他の伍に入り、傍觀して進軍せさるものは何れも罰する、重きは斬に當る。

二、軍　規

イ　三三五々列を紊し步趨すること勿れ。

ロ　酒に醉ひ喧嘩忿爭する勿れ。

ハ　夜間高聲叫喚し或は妄りに螺を鳴らす勿れ。

ニ　寺廟を毀つ勿れ。

ホ　漫りに平人を殺傷する勿れ。

ヘ　捕虜の衣服を剝奪することを禁す。

ト　捕虜をして馬疋を看守せしむるを禁す。

チ　隊伍を離れ、槍掠する兵丁ある時は其領兵官を罰し、陣中失火ある時は斬に處す。

三、禁　令

イ　隣境警あるも速に救援に往かさる者は爵を削る。

ロ　王等出征を遲誤し、約盟處に到らさる者は或は削爵、或は罰俸に處す。

ハ　行軍會盟、圍獵の事畢り次席を按んせす先歸する者は官の高下により罰俸或は馬匹を罰す。

ニ　豫備行軍の馬匹を調集し擅に騎を行ひ勞らす者は、官の高下により或は罰俸或は牲畜を罰す。

ホ　具文して理藩院に報せすして私に軍器を買ひ帯同する者は罰俸、牲畜を罰し鞭を加ふ。

ヘ　軍器不完全或は査検に當り殘缺する者は鞭罰、牲畜を罰す。

ト　軍器々物を俄羅斯（ロシア人）額魯特、回子人等に賣與する者は罰俸（三年）又は牲畜を罰す。

四、賞　卹

イ　軍功ある者は其大小を量り、叙を議し、物故者は例題により賜卹す。

ロ　陣亡する者は陣亡例に照して優卹銀兩を給與する。

ハ　兵丁査閲獎賞。操防整肅を能くせる者には、官の高下により蟒緞、襴蟒、大緞、彭緞銀等を賞給する。

五、閲軍査器

イ　內札薩克防秋兵丁の査閲。

ロ　喀爾喀四部は兩路に分ちて派員閲軍する。

ハ　盟長、軍裝器械を毎三年點檢する。

ニ　各旗軍裝器械の整修。

ホ　置買軍器、等物の置員には票を給す。

第三章　蒙古人以外游牧民を以て編成せる軍隊

北部蒙古科布多、烏梁海、阿爾泰地方には蒙種屬に非るキルギス族游牧する。其軍の編成は詳てないけれとも、或部落に於ては、佐領制に編せられ、中央よりの派遣官により統轄せられたやうてある。

第四編　民國時代蒙古軍事

蒙古部は內外に分れ、內蒙古の東部は又東部內蒙古の稱がある。東部內蒙の一部たる、哲理木(チヨリム)盟は東三省に配屬して縣治行政を布いて居る。外卓索圖(チヨウト)、昭烏達(チヨウタ)兩盟は內蒙の三特別區域の一たる、熱河特別區域をなして居る。察哈爾特別區域は錫林郭爾(シリンコル)盟を、綏遠特別區は、烏蘭察布(ウランチヤブ)伊克昭克(イクチヤツク)兩盟の地を稱する。

塞外民族の支那本部を窺はんとするに當つては必すや道を熱河、察哈爾にとるを例としたので、漢民族にとつては此の地域は防備の第一線であるけれとも風土の本部より劣れるため從來邊棚、長城等によつて防備に代へて居たので、常に外族のために侵された。民國以來この地域を特別區域として軍民兩政を統ふる都統を置き、軍狀に就いても概して本部と同樣なれとも過渡特別制としての舊式軍も鮮くない。

外蒙は近代に於ても支那本部とは、その統治關係を異にし、軍事に於ては全く淸時代の舊制を踏襲し支那陸軍の駐屯するもの極めて少い。

第一章　蒙古軍情

第一節　特別區域

三區の行政

熱河は直隷承德府の管内てあつたか、土着人か滿、蒙人なるため、前淸時代、直隷總督の管轄をはなれて、都統の治下に歸したのてある。

察哈爾は張家口外に位し、全然蒙古人なる上、駐防八旗の所在地なれは、古來都統の駐紮地としたのてある、

綏遠は元來山西省の管内てあるか住民は全然蒙古人てある關係から從前より將軍鎭座の要地てある。

民國政府は所屬長官職名の變更は土着民の動搖を來す恐れあり、延いては政府の信用を害することと少からすとなし、又人智の程度も內地と同一視すること能はさるを以て、多く前淸の職名を踏襲した。

要するところは、滿蒙人に對し、成る可く前官職を存置して感情の融和をはかり、政體變更の過激ならさる外觀を示す主旨に出てたのてある。

一般に蒙古人軍隊は舊制を踏襲して居るか、星霜の推移と共に軍制式微し、佐領以下の職員は地方官事務を執るに至り、或は上府の命令を傳達し、或は租税を管掌し、或は戶口調査をするに至つた。文化の進步は、戰時狀態よりも平和生活を多からしめるか故に、武官以外に統治者なき蒙古に於て、武官變して文官となるは自然の勢といふへきてある。

清末、內蒙各旗は精銳武器の支給を請ひ、軍隊を改良せんと企てたることあり、又民國二年一月、王公都統の要求により、團練制軍隊改編方法を發布したか其實施は見なかつた。其主旨次の如くてある。

一、各盟旗軍隊の徵集は徵兵制度による。
二、各盟旗軍隊編制は凡て警察制度による。
三、各盟旗軍隊に對しては所管都督及辨事長官に於て節制す。
四、軍隊調遣は中央政府の命令に從ふへし。
五、各盟旗軍隊は中央政府に於て軍事に通せる蒙古王一名に命し其事を總司させる。

第二節 外蒙

外蒙は清國時代蒙古兵制の下に述へた管旗王の麾下蒙古軍隊あるも、中央政府の軍職たる鎭守使の外に護軍使なるものかある。

護軍使の任務は鎭守使と宛同樣なるも、權力遙に大きく、督軍前身たる都督との中間に過渡的に置かれた軍職てあつたか、漸次將軍又は鎭守使に改編せられた。

外蒙地方は民心の惑搖を慮り依然其職を置いて居る。

甘肅隴東護軍使署

阿爾泰護軍使署

其官制は民國三年十一月に發布され、舊都統を廢すると共に設けしもので格式は各省督軍に劣るか、其內實、職權署內の組織は督軍行署と異るところはない。其任とするところ、地方の警備彈壓のため軍務を節制し其勢力鎭守使より大きい、本護軍使の職權組織職員等は分明を缺いて居る。(民國二年十二月十九日陸軍部呈准、護軍使署暫行修例參照)

第二章　蒙地駐在支那陸軍

本地駐屯の支那軍隊は、蒙古王公の威壓、漢滿人移殖發展の便、及馬賊討伐に充つるため、廣大の地域に分駐し、其地域に比して兵力は極めて尠い。

特別區域内には往年蒙匪事件の際討伐軍隊の他省各方面より進入したものゝ今尙駐在するものあり、其編制亂雜である。

東三省巡閱張作霖の蒙地を配屬せんとして、既に特別區域には、其部下軍隊を入れつゝあり。特別區域兵備は、熱河(熱河)、察哈爾(張家口)、綏遠(歸化城)の三都統及林西(林西)、朝陽(朝陽)、察東(多倫)の三鎭守使に配屬する、部隊及東三省管下の蒙地には、東三省督軍配下の陸軍師旅及吉長、洮遼鎭守使配下の陸軍部隊駐屯して居る。

(都統署官制は、行政の部、鎭守使の官制は、民國時代東三省軍事の部を參照)以下三都統署編制表及駐屯陸軍部隊を示す。

第一節　都統署編制表

	熱河	察哈爾	綏遠
都統	一	一	一
參謀長	一	一	一
上校參謀	|	|	一
中校參謀	|	一	一
少校參謀	|	一	一
參謀	二	|	|
文牘員	|	|	一
錄事	|	|	二
副官	|	|	|
處長	一	一	一
軍務課長	一	一	一
課員	二	一	三
軍需課長	一	一	一
課員	二	一	四
軍法課長	一	一	一
課員	一	一	一
差遣員	三	|	|

文牘員	一	｜	｜
譯電員	二	｜	｜
錄事	｜	｜	八
合計	一九	二	二八

鎮守使編制表については、東三省の部參照。

第二節　蒙地駐紮軍隊概観（民國十年六月調）

一、東三省管下（東三省の條參照）

奉天混成第一旅（司令處洮南舊洮南府下一帶配備）

奉天督軍衛兵旅一部（騎兵一營八面城、舊昌圖府下配備）

吉林陸軍第一混成旅（司令處南嶺、舊長春府下一帶配備）

黑龍江陸軍騎兵第一旅（司令處安達、舊龍江府の旗部）

二、熱河特別區域（別節評述）

○熱河陸軍第一混成旅（司令處熱河）（歩第一團 歩第三團）

熱河巡防隊（司令處熱河）（歩七箇營。騎九箇營 礮三箇營）

直隷巡防隊　（司令處朝陽）（歩五箇營、騎三箇營 礮一箇營）

毅　軍　（司令處林西）（歩二十一箇營、十七箇營 礮二箇營）

（十年八月前都統姜桂題は陸軍檢閲使として熱河を去りしため毅軍は之に從屬して入京した）

（十年五月汲金純都統に任せられ、第二十八師を率ゐて入熱した）

三、察哈爾特別區域

○察哈爾暫編陸軍第一混成旅　（司令處張家口）（歩二團 騎二團）○第十六師

奉軍第一師大部　（司令處叨林）（臨時駐屯）

察哈爾防禦隊　（都統配下）約一千人

巡防隊　約六百人

右翼巡防馬隊　約四百人

四、綏遠特別區域

○綏遠陸軍混成旅　（司令處歸化城）

第一混成團　（歩三營 騎一營）

第二混成團　（歩三營 騎一營）

第三混成團　（騎三營 補毛一營）

騎兵團

暫編騎兵團

五、外蒙

恰克圖陸軍騎兵團

庫倫、西北邊防軍第二十五混成旅（民國十年三月庫倫事件に至るまで）

（職員錄に據る）

第三章　蒙古兵の現狀

一、概　說

舊制による一佐領の阿爾巴圖（アルパト）たる屯田兵は今や殆ど軍兵たるの價値なく、所謂常備兵たる者常に札薩克府に駐在して或は王、公の警衞に當り、或は彈壓、匪賊討平に從ふか、舊制による一佐領五十人の定員は現時嚴格に行はれないのは勿論である。

然し乍ら蒙古人は先天的尙武の民て案れたれども皆兵主義なるを以て、有事の日には小旗三百乃至五百、大旗に於ては三千乃至五千の兵丁を徵集するは難事てない。

中には馬賊の害を防ぐため、選兵を以て新式訓練を施し、王府及邊境に配して居る。達賴罕旗の五百人、東西烏珠穆沁旗の五百人、圖什業圖旗の二百人の如きは何れも新式兵丁てある。喀喇心右翼旗の新式兵は、人員百人內外なれども、悉く日本武官の訓練を受けたもので、且年々天津又は北京の日本駐紮武官に將校を派遣して敎練を受けさせ居るのみならす、獨逸風の軍樂兵を習ひ、風儀も極めて良好なりといふ。日露戰後、日本武官を招いて訓練した旗は其他二三ある。

最近熱河管内に於ける常豫備兵數を例示すれば次の如し。（民國五年九月）

熱河特別區域

巴林二旗	二、四五一人
奈曼一旗	二、九一〇
翁牛特二旗	三、三八一
土默特二旗	一〇、四一九
喀爾喀二旗	二九六
敖漢旗	三、二〇三人
阿爾科爾沁旗	二、九〇一
喀喇沁三旗	八、三二九
札蘇特二旗	一、八六九
克什克騰旗	五八五
總計	三六、三五五人

東三省管下の內蒙には奉天、吉林兩督軍麾下の軍か駐屯して居るか故に、蒙古部衆に依る兵は、極めて尠い。今全人口及僧に對する官民軍兵の約數を示せは次の如し。

達賴罕王府

蒙人口	一二、〇〇〇
喇嘛僧（廟五）	一、八〇〇
官兵	五〇
民兵	三五〇

圖什業圖王

蒙人口	一〇、〇〇〇
喇嘛僧	一、五〇〇
官兵	二〇
民兵	五〇
巡警（局六）	一二〇

札薩克王

蒙人口	一五、〇〇〇
僧（一〇）	一、一〇〇
官兵	一〇
民兵	不明

蘇剽王族

蒙人口	二、〇〇〇
僧（一）	四〇
官兵	二〇
民兵	—

札賚特

蒙人口	四、〇〇〇
外族人	一、〇〇〇
僧（二）	
友兵	三〇
民兵	—

東西札魯特

蒙人口	二三、〇〇〇
僧	一、五〇〇
官兵	五〇
民兵	二〇〇

（「蒙古之眞相」に依る）

二、素質及訓練

蒙古人は所謂北方の强の名に背かす、先天的慓悍の民て、死を怕れす、强壯なる體格を有し粗衣粗食に堪へ、先天的に乘馬に巧にして射撃を能くする上、善良なる服從心を有するを以て之に適當な敎育訓練を施す時には、優良な戰士を得ること印度兵以上なるへし。

現狀に於ては蒙昧にて理解力を備へす、進取の氣象に缺け、太平の民にして幹部を得ること不可能なるを以て軍隊として殆と價値かない。

訓練といふへきものはないけれとも、蒙古原野にて大規模の狩獵をなし、黄羊子といふ頗る快速力の動物を、不完全なる火繩銃にて、照尺の使用等にも熟せさるに拘はす托架の上にて容易に射殺する巧妙は驚くへきものとす。

三、軍器裝備

軍器、軍裝もとより統一かない。弓矢、鎗刀を使用するものかある。又銃は淸國式各種火繩銃、單發モーゼル銃、露國舊式連發銃を使用する者等區々てあつて、圖什業圖王旗、喀爾沁旗には日本三十年式銃を使用する者若干あり。所謂新式兵とは銃器彈藥を常備せるものをいふ。軍器は淸國以來輸入を嚴禁し居れるを以て、東部各旗のものは密輸入又は個人購買に係るものとす。

彈丸は長方形の袋に入れ雙肩より十字に負ひ、又は腹部に卷いて居る。

進行時には旗幡を飜し法螺貝を吹く。

服裝も亦區々たり、赤色又は黑色の號衣を着く。背又は胸に赤字又は白字にて蒙漢兩文にて

所轄王府名を記して居る。黑布又は毛皮帽を以て頭を包み、蒙古式長靴を穿ち、乘馬又は徒步せり。

四、給　與

食糧、軍器、被服は札薩克より給するを普通とし、時に月額十二三元の俸給を給與せらるゝものかある。

乘馬、鞍具は自辨するを一般とす。

中には凡て自辨にて服役する所あり、自辨の上金錢を納付する所あり。現に庫倫募集の兵は食料として各自相當の羊群を携ふといふ。

五、徵　兵

舊制度と異ならないけれども、前述せし如く常備兵たる者は一佐領五十人とし、豫備兵を百人とす。年十五に達すれは、一定耕牧地を給せられて自治し、佐領の監督をうけ、十八歲になれは、王府内旗衙門官吏の檢査を受け、三年の常備兵に服し、後更に十二年間、散兵(民兵)として豫備兵役に服する。有事の際徵召せられ、現役の補充となり、平時は一佐領に一巡邏隊を組織し(四、五人)部落警戒に任す。銃器、彈藥の外支給されない。

徵兵さるゝは平民に限り、臺吉以上は兵となるを要せす。但し臨時事件發生のため十八歲乃至四十歲の兵丁募集の時は臺吉をも包含する。

蒙古兵昇進して幹部となりたる者、又は戰死したる者は爾後三代徵集されない。

六、熱河に於ては、三年の常備役を終つた者に對しては、一時金として、六、七十元を支給せられる。

第四章　庫倫事件

外蒙は一九一一年(宣統三年)第一革命に際し蒙地を窺窬した露國救助の下に獨立を宣言した

露支蒙協約

支那は之に對し抗議したけれ共露國は露蒙協約を締結して獨立を承認すると共に利權を獲得し支那連年の交渉の結果と袁世凱の懷柔政策の奏效とに依り民國二年十一月露國は民國の對蒙古宗主權を認め支那も亦蒙古の自治權を承認するの露支蒙協約か締結せられた。蒙古の宗主權は支那に歸したか、自治權は確認せられ各種利權は露國のために設定せられた。

西北壽邊使

支那政府は都護使を置き(五年)鎭撫に任したか民國六年露國政府崩解し、オムスク(Omsk)政府、セミヨノフ(Semenoff)軍等の勢力確立せす、外蒙自治權回收の好機來れるを見て、西北壽邊使を創設し徐樹錚を以て之に任し邊防軍混成一箇旅を組織し庫倫に駐在せしめた。

其年十一月外蒙官府は遂に自治を取消すと同時に都護使を廢官したか、九年七月直皖二系の爭亂となり徐樹錚失脚し、從つて壽邊使廢官し邊防軍解散のことゝなつた。

露國崩解後西伯利の風雲定まらす、外蒙亦其影響を受けるところあり、壽邊使の威壓的態度に反抗せる蒙人か西伯利より逃れたる反過激派分子とか相互利を以て結び獨立運動を劃し支那

駐庫烏科唐鎭撫使

政府の漢蒙畛域破除令を以て綏撫せんとし九年九月庫烏科唐鎭撫使官署條例を布き陳毅を以て鎭撫使に任した（北京在住）車臣汗の蒙兵募集、露兵の庫倫入等ありて遂に九月十五日戒嚴令を布き獨立運動者を捕縛した。

ウンゲル入蒙

十月に入るや形勢益迫り反ボルシェヴイック軍將ウンゲル（Ungern）ザバイカル地方（Transbaikalia）より其部下と共に入庫し二十一日露蒙軍の數千は三臺地に現れたりとの報あり。當時庫倫守備の軍力は褚其祥の第二十五混成旅及高在田の率ゐる騎兵第四團であつた。

十月二十六日露軍三千、ウンゲルに率ゐられ東營子に迫り庫倫を砲擊したか騎兵團はこれを却けた。二十八日來襲接戰一週間戰猛烈を極めたか褚旅長よく防き露蒙軍は東方北方に却いた防禦軍は高騎兵團をして後地に配置し察哈爾援軍の張營をして庫明間を防守させ、庫倫は褚混成旅長自ら當つた。

防備

十一月十二日鎭撫使陳毅は任地に到り事を視同時に政府は察哈爾都統兼暫編奉天第一師長張景惠を援庫總司令とし、第十六師長鄒芬（張家口駐）を副司令とし赴援せしむると共に別に口北鎭守使兼察哈爾暫成旅長の部下騎兵第三營（馬玉驤）を派遣した。張總司令は軍を五支隊とし十年一月初旬迄に全部張家口を出發した。

十二月下旬迄は一時小康を保つたか物資の缺乏と寒威のため危險は增すので十二月初駐在外人は悉く引揚けた。

支那政府は在京王公等と會議して綏撫の法を講すると共に他面征蒙計畫を進行させた。

十年一月叨林、庫倫間の電信は不通となつた。之より先き庫倫旅長楮其祥の報告によれは露人千、ブリャート人六七百、蒙人千、大砲小銃を以て攻擊を再開し庫倫北地駐在の王營長は退却したと、政府は

(一)、車臣汗部に袁天順の第一支隊を。（察哈爾騎兵團）

(二)、烏蘭果勒一帶に范梅金の步兵一營を。

(三)、馬玉驥の第三營は游擊隊を編成して東蒙匪徒に備へ。

(四)、庫倫の南には吳金聲の第二支隊と張士漢の步兵二營を以て防備に當らしめた。

一月十八日電信開通したか報告は蒙匪の一時退却を傳へ、物資及兵力の不足を傳へ、救援を請ふた。

二月四日張景惠の無線電信の情報によれは、敵三面より襲擊し血戰一晝夜吾軍の死傷五〇楮の部下四〇〇。活佛は匪軍に奪はれ、加之退路は絕たれんとす、叨林軍を進められんことを乞

ふと。

庫倫陷落

民國十年一月三十日よりウ軍は攻撃を開始し、二月二日第三回の攻撃にて庫倫を陷り、楮長は烏里邪蘇臺に逃れた。漢字新聞の報するところに依れは蒙軍の兵力はウンゲル部下露國人ブリャート四千四百蒙軍五千支那人その他五百人、砲十八門機關銃四十を以て侵入し庫倫の支那商後地に避難せるもの五萬糧食缺乏寒威凜烈にして死傷多しと。

後地駐在の高在田團長の報に依れは、庫倫危急のため二營を率ゐて三日夜北方より進軍せるも既に不利にして死傷百餘あり商民を保護して後地に引揚けたりと。

四日、鎮撫使は恰克圖より電して曰ふ「敵は南張家口街道より北進し汗山より活佛の宮殿に及ひ東營子の鎮守使署を襲つた」と

敗戰原因は援軍阻滞前進しないこと。長途運輸困難にて糧食不充分なること。軍の指揮統一を缺けること。軍卒中給料不渡のものあり戰意なきこと等に因ると。

十二日張總司令の報に依れは、十二日調査のため自動車にて叨林を發した王支隊長の一行は叨林から三百支里の托羅附近にて敵のために阻止せられ歸還した。尙一月末救援のため發した范營馬支隊は半箇月後消息なく行衛不明なりと。

庫倫占領後の露蒙軍は商閘(高人の防禦團獨立)を解散し汗山及北方高地に砲壘を築き塹濠を鑿ち防備を嚴にし二月八日外蒙獨立は宣布され活佛を以て外蒙皇帝としウングルを參謀長とし蒙隊長陶什陶を陸相とし東村多爾を內相とす。

獨立宣言

三月十一日第一防禦線叨林陷り烏得滂江亦陷落し十九日北邊恰克圖守りを失ひ外蒙に一人の支兵を止めなくなつた。

この時西伯利チタ(Chita)政府は反ボルシエヴィックたるウランゲル (Vrangel) 討伐のため支那と共同出兵を提議したか支那はこれを承認せす、チタ軍三千國境方面に動いたのを抗議した。四月に入つて蒙軍の勢益猖獗、南下の勢あり三特別區域劫掠に會へるあり張家口新疆方面亦危しとの情報により張家口は三月末日以來戒嚴令を布いた。

蒙彊經略使

於是支那政府は事の大なるを見て東三省巡閱使張作霖を以て蒙彊經略使に任せんとし、庫倫恢復の計畫を立て

(一)、東路奉天軍を撫任させ張景惠を叨林の線につかせる。

(二)、北路は黑龍江省より一旅出兵恰克圖より攻擊する。

(三)、南路は曹混より馮玉祥部下の全旅を出動させ張家口を經て前線に活動させること。

（四）、西路は新疆督軍に命し其軍隊を科布多方面より進出さす。

其後の情勢を見ると

（一）、鄒司令は三千の兵を以て滂江に陣し前線は馬行四、五日程の烏得（庫張中間）に在り。

（二）、第一支隊騎兵團及歩一營は庫倫敗退後叨林に在り。

（三）、第二、三、四、五皆叨林に在りて持久戰の計を立て電線、偵察、糧站等を設置して居る。

ウンゲルン軍の本意は蒙古を一時の根據地として志は西伯利に在るため占領せる叨林を退き庫倫に集中し支那と適當な條件の下に北方に進出せむとの計畫あるものゝ樣である。

張作霖の征蒙

政府は曩に張作霖曹混に征蒙の事を命したけれとも兩者各中央に於ける勢力を顧慮して出蒙しなかつたか、兩者の間に諒解成立し、張作霖征蒙に從ふことゝなつた。

張作霖は軍費（三百萬元を中央に請求）及熱河都統姜桂題に代ふるに部下たる汲金純第二十八師長を推して三特別區域を全く自己に配屬させない迄は蒙彊經略使をも正式に受けないといふ態度を示した。然し乍ら外蒙に對して夙に志あり民國八年蒙古改省建議をなしたることあり、蒙地開發につき畫策せるあり今次征蒙のことは全く政府より委任せられてから着々計畫を進めて居る。

張作霖征蒙總司令に任し張景惠を第一路總指揮とし第二十八師長汲金純を第二路總指揮とし主力奉天軍の外吉黑兩軍及特別區域の各軍とも協力全五箇師を以てせんとして居る。

(一)、汲金純の第二十八師。

(二)、張景惠部下奉軍第一師。

(三)、鄒芬部下第十六師。

(四)、熱河毅軍の二十營を改編して一師とし林西鎭守使米振標に之を統率せさる。

(五)、綏遠より騎兵團及巡防隊を合して一師とし李際春に之を統率させる。

尙飛行機十機を以て馬駿翆氏をして征蒙飛行隊を編成させて。偵察任務に就かせる。

張作霖のこの征蒙決定は六月中曹混及王占元の中部二巡閱使と了解を遂け單獨討伐に決し七月一日正式に經略使就任のことを政府に承認した結果てある。

六月初旬第二十七師の一旅一團の選抜混成旅に動員下り第五十三旅先發の命を受けた、政府よりは軍費百五十萬元と陸軍部より砲彈一千發、小銃彈五百箱、機關銃五十を受取った。

六月十六日征蒙軍事會議天に開かれ、吳俊陞黑龍督軍は海拉爾より、汲金純は熱河方面から張景惠氏は張家口より三路進出に決した。

征蒙軍の眞意は各地點警備に任し嚴に物資の入蒙を斷ち內蒙及支那本部の脅威を除くと共に蒙匪の自滅を待たんとするの計てある。故に實際上の動員は極めて僅少にて足るへき見込てある。六月二十一日東三省巡閲使署は外蒙に對する食糧輸出禁止取締方に付吉黑兩省に通牒を發した。

新募五箇混成旅

七月に入りて張經略使自ら出征を決し(二十六日)出征部隊六萬と稱せられたか、消息通の觀測は、東三省の守備の空缺と、蒙地兵站の困難は到底この實現を信せなかつた。併し乍ら新編五ヶ混成旅の募兵(千金寨、營口方面に於てせる成績豫期の如くならす、半數に滿たなかつた)軍需品の註文のなされた點より見れは。張使はこの機に於て、兵を增すの計畫は明てある。

ウンゲルン軍壞滅

情報は五月ウンゲルン軍は色倫河畔集中しウエルフネウーヂンスク(Verkhneudinsk)進軍中チタ軍に破碎せられ、外蒙は赤軍に占領せられ、六月末ウンゲルン軍は恰克圖附近にて潰亂し、殘兵一部はハイラルに武裝解除せられた。チタ政府の外相ユーリン(Yurin)は、張氏と奉天に會して、外蒙引渡しに關し交涉せるところあり、一方中央に於ては王占元失脚し、奉直軍の對峙となり、張使、征蒙のこと自然消滅の姿となり、滿鐵と契約した軍隊輸送も中止するに至つた。

之を要するに張使の眞意はこの事件を利用して特別三域に完全なる勢力を植うるに在り、新

編新混成旅を募兵して益々兵力を増加させむ計畫の如くてある。

蒙疆經略使署

蒙疆經略使署官制草案、同署官制は尙決定して居ないけれとも目下使署組織大綱を草案し副使一員を增設して張家口に駐紮さすることゝする。其内部は大略八課に分ち、

一、軍法課　二、庶務課　三、文書課　四、運輸課　五、器械課　六、軍醫課　七、牒報課　八、會計課

この外司令部一處を設立し總司令一員を張家口に駐在させ、東南北三路を司令各一員を置くこと。

經略使署は奉天巡閲使署內に併置し事務の必要上北京にも經略使辨公處を置くことゝなつた經略使署

左　參　贊—庫倫鎭撫使代理　李　　垣

右　參　贊—巡閲使署總參謀　許　蘭　州

參謀處長—陸軍少將　王　　垣

祕書處長—奉天省實業部長　談　國　桓

軍法處長—前吉林高等審判部長　欒　駿　聲

政務處長—巡閲使政務處長　潘鴨年
糧秣處長—使略參謀　陶僤澤
軍醫處長—使署軍醫處長　王宗承
軍需處長—使署軍需處長　錢維新
軍務處長—使署軍需處長　喬賡雲
探偵處長—唐突鳥梁海參贊　黄成埒
交通處長—奉天電報局長　盧永恩
副官處長—使署副官處長　王大中

ウンゲル軍は、チタ軍のために潰滅し、庫倫はチタ軍によりて占領せられ、チタと支那間に引渡交渉中に在り、蒙古王公は支那に歸順し、事件は宛ぼ落着した。

張作霖は豫期の如く、汲金純をして、熱河都統たらしめ得、特別三域を省制にせむと着々準備中にて、大體中央の承認を得た。

第五編　滿蒙に於ける露國軍事

第一章　露國極東軍事沿革

聖彼得大帝以來、東方經略を以て其國是としてより、着々露國の極東進出は發展して、第十七世紀の中葉には既にバイカル（Baikal）湖東岸に達し、十九世紀の末葉には遂に太平洋に達した。東三省の北方に於ては支那との間に國境爭議一再に止らず。當時支那の勢力は尙盛であつたため露國の侵略は極めて友好的態度に於てせられた。これを露人滿洲侵入の第一期とすれば第二期は日淸戰後の極めて露骨な傍若無人的態度から日露戰後に至る十年間である。日淸戰爭は日本をして東洋の一獨立國として認識せしむるには力あつたと雖も、淸國の世界的地位を顚落せしむることにより大なる力であつたかために、列强は全く支那を蔑視し、露國亦極端なる侵略の鋒鋩をあらはし、東淸鐵道を貫通させ會々團匪の亂に際して大兵を以て滿洲を占領し、支那を脅すのみならす朝鮮亦危殆に頻した。日本は日英同盟を以て僅に之に當り、遂に兩國は開戰して、露軍を南滿より驅逐するに成功し、日露兩國は各自の利益のために南北滿洲に各勢力範圍を協定して、露國は專ら北滿の經營に從つて露國のロマノフ（Romanov）王家の沒落に迫んだ

この間を第三期とする。

露國王朝の覆沒するや東淸鐵道警備隊として東淸鐵道長官に率ゐられたる部隊存したか一九二〇年三月東支鐵道從事員の同盟罷工後、支那軍隊は、東支沿線の露國軍隊の武裝を解除し、自ら之に代つて沿線の警備に任して露國の軍兵を見ること能はさるに至つた。

セミヨノフ（Semenoff）コルチャック（Koltchak）等の反ボルシェヴイック軍の一時地方的政權を掌握して其部衆の存せしことあつたか影の如く消滅して今や滿洲に露國軍隊と稱すへきものを見ない。

第二章　露國滿洲駐兵の根據

露國か滿洲占領を企圖し、東淸鐵道を敷設し關東州を租借し其利權保護防備のため軍隊を駐屯さするに當つて、支那政府との間に訂結した條約を列擧すれは次の如くてある。

一、カシニイ條約（光緒二十二年八月露曆一八九六年九月三十日）（本條約の存否については、疑ひあるも、兩國間にこの趣旨の了解ありしことは解せらる。）

停車場駐兵權

第五條　露國に依りて淸國領土内に築造せらるゝ鐵道に關し其の經過する線路は常の如く淸國地方文武官に依りて保護せらるへし且つ彼等は諸處の停車場に於て露國の文武官及工事に從事する凡ての技師職工等に百般の便宜と援助とを與ふへし、然れとも該鐵道は其大部分は磽确にして人口稀薄なる地方を經過するを以て淸國官吏は常に必要なる援助を與ふることは困難なるあり露國は其鐵道財產を益々能く保護する爲め諸處の必要なる停車場に於て步騎の特別大隊を駐屯せしむることを許可せらるへし。

軍事教官傭聘義務

第八條　東三省に於ては泰西の方式に依りて訓練せられたる大隊ありと雖も地方軍隊の大半は淸國の舊制に由りて辦理せられたる者なるを以て淸國將來泰西の方式に從ひて該省全體の軍隊組織を改革せむと欲せは其目的を以て露國より適當なる軍事士官を傭聘すへし而し

て此の條約の標識とすへき規則は兩江省(兩湖か)に於て現に傭聘する獨逸士官に關する章程に準據すへし。

第九條　露國は未た嘗て亞細亞に於て結氷せすして周年開放したる港灣を有せす故に此の大陸に於て俄に軍事起ることあらは露國の東洋及太平洋艦隊は自由任意に運動すること自ら困難となるへし。

膠州灣租借權

清國は之を熟知するを以て一時山東省膠州灣を露國に貸與せむと欲す而して其貸與の期間は十五箇を以て限りとす、此の期間滿了後清國か該灣占有中築造したる軍營、倉庫、機械房室、船渠等を購買すへし。然れとも軍事の虞なき時は露國は列國の嫉妬猜忌を惹起すへき機會を忘却せむか爲め直ちに該灣を占領し而して該灣を支配する諸要點を把握することなかるへし賃貸金額及之を支拂ふ方法に關しては將來議定書を以て更に妥協すへし。

旅順、大連保護權

第十條　旅順口及大連灣竝其附近の地方は軍事上の要害なるを以て清國は將來の危險を慮り極めて速やかに適當なる防備を施し其の堡寨等を修築せさるへからす、而して露國は此二港灣を保護するため凡ての必要なる援助を與ふへし且つ又何れの列國と雖も之を侵擊することを看過せさるへし。然れとも將來事情切迫して露國か俄かに從事するに至らは清國は露

國をして一層容易に敵を攻撃し併せて自國の位置を防禦するため一時該港灣内に陸海兵を集中するを許可することに同意す。

二、東清鐵道會社設立に關する條約（露暦一八九六年八月）

鐵道防護權

第六條　該會社か鐵道を建造經理し防護する爲め必要なる地所又は鐵道附近に於て砂土、石塊、石炭等を開採するため要する地所にして官有地なるときは淸國政府より之を下附し地價を納むるを要せす。民有地なるときは時價に依り一時又は年賦を以て該會社より地主に地價を支拂ふへし而して該會社の地所は總て地租を免し該會社一手に經理して各種の家屋を建造し竝に電信線を設け自ら經理して專ら鐵道の用に供するを准す。（下略）

軍器自由國境通過

第八條　露國陸海軍隊及軍械の國境を通過するものにして露國より運送して此鐵道を經過せむとするときは該會社は直ちに運送するの責に任し運轉の沿途暫く停車を必要とするを除くの外他の事故に託して猥りに中途に逗留するを得す。

第六條の「該會社一手に經理」云々（Le droit absolu et exclusif de l'adnistration の意）の文字を以って鐵道沿線の行政權を强有せると共に防護は當然に鐵道守備隊の設置を見た。第八條に於ける軍事上の特定義務を負擔せしめた點より見るも該鐵道か全く軍事用鐵道として設立せ

られたことを證して居る。

三、旅順、大連灣租借に關する條約

（甲）　旅順大連灣租借に關する露淸條約（光緒二十四年三月六日 露曆一八九八年三月三十日）

旅順、大連灣租借權

第一條　露國海軍を保全するため淸國北部海岸に於て根據となすへき地を有する爲め大淸國皇帝は旅順大連灣及附近の海面を露國に貸與することを允許す、但し露國は斷して貸與地に於ける淸國大皇帝の主權を侵さゝるへし。

第二條　以上の理由に因り借用する所の土地の境界は大連灣以北の陸地に於て借用地の守備に適當なる地を選ふへし。（以下略）

駐兵權

第四條　借用期限中借用地及附近の海面に於て海陸軍隊を指揮し竝に地方を治理する大官は全く露國より一人に責成して辨理せしむ（以下略）淸國は此の界內に何等の軍隊をも駐屯せしむるを得す。（以下略）

中立地設定

第五條　借用地界以北に於て一の中立地を定む（中略）、此の中立地內に於ける一切の吏治は全く淸國官吏に歸す、但し淸國の兵は露國官吏に協議を爲さゝるに於ては中立地內に來るを得さるものとす。

旅順不開港

第六條　兩國政府は旅順口を以て專ら軍港と爲すことを承允したる上は露清艦船に之か享用を許すと雖も各國の軍艦商船に對しては不開港となして猥りに出入を許さゝるへし。

大連灣に至ては港内に於ける一箇所のみ旅順口の例に照し專ら露清軍艦の用に供し其の餘の場所は通商港となし各國商船に自由に往來することを許す。

旅順大連防護權

第七條　露國は租借したる土地に於て旅順大連灣の二港を最も要害の地と認むるに依り海陸軍隊の兵舍を建築し砲臺を築造し守備兵を配置し總て必要なる設備を爲し以て著實の防禦を施し竝に自費を以て燈臺其他航海の安全を保するため必要なる各種の標識を設くへし。

（乙）　旅順大連灣租借に關する續約　（光緒二十四年閏三月十七日 露曆一八九八年四月二十五日）

第四條　露國は清國の請により清國自ら金州城の政治を行ひ警察を設くることを允すも清國兵は金州を退き露國兵之に代るへし。（以下略）

第五條　清國は左の事を承允す。

一、露國は承諾なく中立地を別國人に讓與又は使用せしめす。

二、中立地東西の沿岸港灣を別國通商場と爲さす。

三、露國の承諾なく中立地内に造路、開鑛又工商に關する利益の讓與を爲さす。

（第六條以下略）

四、露淸密約（光緒二十七年 露暦一九〇一年二月）

鐵道守備兵存置期間

第二條　滿洲鐵道條約第六條に依りて設置せられたる鐵道守備は同地の秩序回復し淸國か本條約末項四箇條の責任を遂行するまて之を存置すへし。

第三條　若し事變に遭遇せは露國駐在兵は全力を以て淸國を助け之を鎭壓すへし。

淸國滿洲守備權喪失

第四條　淸國は滿洲鐵道竣工に至るまて軍隊を設置せす他日軍兵を置く場合には露國と協議の上此を定むへし又滿洲に兵器彈藥を輸入することを禁す。

第五條　淸國北部諸州の陸海軍の訓練のためには露國人以外の他國人を雇聘するを得す。

第六條　（上略）金州自治の權を廢止す。

（以下略）

備考—條約の沿革的經過は國際關係、行政の部參照

由是觀之、露國は全く軍事施設を以て滿洲を諸外國に對して閉鎖し、亦淸國の軍備薄弱なるを以つて結局露國軍隊によつて支配せんとの意圖を以つて、其企劃を開始したのである。

第三章　關東州に於ける露國軍事

關東州軍政

關東州租借の初めに於ける露國の統治は軍政に始まつて居る。一八九八年三月の同地占領から翌年八月十六日（露暦）臨時關東州廳官制の施行に至る迄の約一箇年半の期間か之てある。軍政時代の露國行政は關東州上陸軍々司令官ドゥバソフ（Dubosof）海軍少將之に當つたか、當時イリンスキー（Ilinskee）及サモイロフ（Somoilof）兩參謀大尉か若干の兵を率ゐて土地測量のために州内に在りし外露國人は斯の地に無かつた。パブロフ（Pavlof）租借條約は租借地内の金州の統治を清國官憲に委ねて、露國租借地施設に障害するところ多かつたために、露國は金州城駐在の清國官憲の撤退を要求するの機會を覗つて居たところ一九〇〇年拳匪の亂は該地方民の暴動を誘起したので、アレキシーフ（Alexeieff）州長官は、七月十四日一擧に金州を占領し、副都統以下を捕縛し、其跡に露國行政廳を移して完全に占領を了つた。

金州占領

一八九九年八月十六日（露暦）臨時關東州廳官制發布せられ形式的には玆に軍政時代を終つた一九〇三年に至つて臨時極東統治條例發布せられて、關東州亦極東他地域と共に一律統治せらるゝに至つた。

第一節　臨時關東州廳官制に於ける軍務

臨時關東州廳は民政を標榜したけれども、其行政、警察兩部の一般施設、並に兩部職員の編成に關しては、陸軍省の管轄に屬し、陸海軍々政は帝國陸軍管區及海軍々港諸官廳官制を適用して、本官制所載の變更を加ふるものとした。（第五條）

軍務に關しては、第一章に於て、軍民最高長官たる州長官の權限任務を、第二章に於て陸軍各部局長の權限任務を、第三章に於ては軍法會議を規定して居る。

州陸軍々司令官　太平洋海軍々司令官

一、州長官　州長官は州陸軍々司令官、及太平洋海軍々司令官を兼ね（第三條）州長官の缺席若くは實際事務を見ること能はさる場合に於て、若し州長官の職務執行委任に關する勅命のないとき州長官に代つて其職務を執行する者は、州陸軍副司令官である。但し右の場合艦隊司令官か州陸軍副司令よりも、官等の高級なるときは海軍のみの統轄權は、艦隊司令官に移轉する。（第八條）

（イ）陸軍々務、州長官は陸軍々政、及軍備並に民政廳の統轄及同廳職員の編成に關しては、陸軍省の管轄に屬し、陸軍々隊、軍衙、及陸軍諸學校の統轄に關しては遠隔地軍管區司令

長官と同一の權限及任務を有し、且つ沿黑龍江軍管區司令官と直接交涉することを得る。(第十條 第十二條)

(ロ) 海軍々務　極東に於ける海軍々衙、軍隊、及船艦の統轄に關しては、海軍大臣に直屬し其命令を承け海軍政務を統理し、海軍々務統理に關しては、聯合艦隊兼軍港司令長官と同一の權限及任務を有し、特に、旅順港及浦潮斯德港に於て海軍の船艦、軍隊、軍人、軍衙並に太平洋に在る各船艦軍人、軍隊及艦隊は其行政戰列、及經理に關し聯合艦隊兼軍港司令長官の名義に依つて、州長官に直屬して居る。右權限の外其統轄に屬する海軍部職員に關して左の如き權限を有して居る。

一、各職員を補職、轉職及免職すること。(第十一條、第十三條 第十四條、第十五條)(軍港司令官、州參謀部海軍課長、及軍港高級副司令官を除く)

二、部下の各職員に對し、俸給を支給して六箇月以內又は俸給の支給を停止して一箇年以內の休暇を與へ、勤務地域外の旅行の許可。

三、部下の各職員に對し、海軍々律に規定せる、懲戒處分を行ふこと。

州長官は、太平洋海軍々司令長官の名義を以つて、聯合艦隊司令長官旗を掲揚するの權利

及特に緊急を要する場合海軍物資準備に關し、其權限を超越した總ての處置を獨斷專行するの權利但し其理由を海軍大臣に報告するの義務を負ふ。（第十六條第十八條）

二、陸軍副司令官、州陸軍會議、州參謀部狙擊旅團長、州陸軍各部長、及州參謀部各課長の權限及義務。

陸軍副司令官

イ、陸軍副司令官

陸軍副司令官は州軍參謀長を兼ね陸軍大臣の奏請に依り勅命を以て之を任免し（第二十五條）州の陸軍々隊及軍衙に關しては非獨立軍團長の權限及任務を有し州參謀部各課に關しては千八百六十九年陸軍法規類集（號略）に揭くる權限及任務を有し、陸軍副司令官は上陸中の海軍々隊及海軍々衙に關しては海軍法規類集（號略）に揭くる帝國主要軍港參謀長の權限を有す（第二十六條）

州陸軍會議

ロ、州陸軍會議

州陸軍會議は州陸軍副司令官、州陸軍各部長、陸軍省員及狙擊旅團長を以て組織せられ遠隔地陸軍管區に於ける陸軍管區會議と同一の權限を有し州長官之か議長となり州長官不在の場合には陸軍副司令官議長を代理する（第二十七條）

州參謀部

ハ、州參謀部

州參謀部は陸軍副司令官に（州軍參謀長の名義に於て）直屬し特定の職員を有する陸軍及海軍の二課より成る。陸軍課は軍管區司令部の管掌すへき軍務を處理し海軍課は其州長官に隷屬せる海軍々隊、軍衙職員竝船艦に關しては海軍法規に掲くる主要軍港參謀部の管掌する軍務を處理する（第二十八條）

陸軍各部長

ニ、州陸軍各部々長

砲兵、工兵、經理及軍醫の各部長は陸軍大臣の奏請に依り勅命を以て任免し（第二十九條）各部長は帝國軍管區に於ける各部長と同一權限及任務を有し各部長の管轄すへき各部は特定の職員を以て之を編成する（第三十條）

參謀部陸軍課長

ホ、州參謀部課長

州參謀部陸軍課長は陸軍大臣の奏請に依り勅令を以て任免され、一八六九年陸軍法規類集第二卷第八十三條、第九一條乃至第九三條、第九六條乃至九九條に準する權限及任務を有する。

州參謀部海軍課長は海軍大臣の奏請に依り勅命を以て任免され。

本令第二十六條所載の事項を除外した主要軍港參謀長の權限及任務を有し同課の所屬に屬す

る一切の文書を處理し州長官に對する報告は州參謀長列席の時之を行ふ(第三十一條第三十二條)

旅順要塞司令官

ヘ、狙擊旅團長

狙擊旅團長(臨時旅順要塞司令官を兼ぬ)は師團長の權限を有し、州の野戰軍全部を直轄し、旅團長の指揮下に特定の職員を以て編成した旅團司令部を置く(第三十三條)

軍法會議

三、軍法會議　關東州は軍法會議に關しては沿黑龍地方軍法會議の管轄に屬し、同會議の臨時出張所を關東州に置き陸軍隊審判事及陸軍檢事補を派遣し事件の審判及軍法會議に關する檢察事務を執行させる(第三十四條)

第二節　臨時極東統治條例に於ける軍務

一九〇三年(光緒二十九年)露國政府は臨時極東經治條例を發布して(行政の部參照)關東州の統治及軍事に關しても新條例に包括さるゝことゝなり、隨つて軍事軍務に關する臨時關東州廳官制に依る州長官の權限は、新條例に依る極東太守に移行することゝなつた。(臨時極東統治條例第十三條)

極東太守

尙新條例に依る極東太守の殊に軍事に關する權限を摘記すれは左の如くである。

(一) 太平洋に於ける海軍及太守府管内に在る陸軍の統御は特別の規定に基き之を太守に委任す。(第五條)

(二) 左記事項の許可。

(イ) 徵兵猶豫の繼續。

(ロ) 徵兵猶豫の特典を享有せさる高等の學校に在る學生に對する徵兵猶豫。

(ハ) 抽籤前規定の期限迄に學力證明書を提出すること能はさりし者に對し學力の程度に準し軍隊服務期の短縮。(第十三條第十七號)

(三) 戰時裁判法及戰時懲戒法を適用し各犯罪事件を各件毎に特別の命令を發し陸軍裁判所へ移すこと及同事件の判決を確定すること。(第十三條第二十一號)

(四) 國家の安寧及公共の秩序紊亂に關する諸規則を發布すること竝に戒嚴令施行規則第十五條及第十六條第一項に基き安寧秩序の紊亂者を處罰すること。(第十三條第三十二號)

(五) 太守は非常の場合に於ては事情の要求すへき總ての處置を直ちに執行するの權限を有す、而して自己の行ひたる處置及裁可を經すして處置したる理由を皇帝に上奏す。(第十七條)

備考―極東太守府管轄區域とは左記地方をいふ。（第一條）

（一）後貝加爾州、黑龍州、沿海州、勘察加州

關東州、ダルニイ市

樺太島

（二）東清鐵道會社の管轄地域

第三節　關東州の露國陸海軍

（第一）日露戰爭前に於ける關東守備軍（一九〇三年一月調）

關東州駐屯陸軍總司令官は關東州長官を兼ねる。

一、守備軍幹部

副司令官、參謀長

第三東部西比利亞狙擊步兵旅團長　ステッセル中將

關東州南滿洲陸軍通信部長　コンドラトウイッチ少將

關東州砲兵部長　ホ・ロドフスキー少將

工作部長　パジレフスキー少將
經理部長　ルカショフ少將

二、駐屯軍

關東州要塞砲兵隊
東部西比利亞狙擊砲兵大隊
旅順要塞步兵聯隊
第九東部西比利亞狙擊步兵聯隊
第十東部西比利亞狙擊步兵聯隊
第十一東部西比利亞狙擊步兵聯隊
第十二東部西比利亞狙擊步兵聯隊
後貝加爾哥薩克軍第一ウエルフネヂンスキー騎兵聯隊
關東州工兵中隊

三、其他

旅順陸軍倉庫

混成旅順野戰病院
混成大連灣野戰病院
軍法會議

（第二）　露國太平洋艦隊

一、幹部

太平洋露國海軍總司令官　アレキシーフ中將
太平洋艦隊司令長官　スクイドロフ中將
關東守備軍軍司令官海軍課長　ウイッデット少將
軍港司令官　スタルク少將

二、艦隊

（イ）戰鬪艦（四）
（ロ）巡洋艦（一等）（五）
（二等）（二）
（ハ）砲艦（七）

(ニ)水雷砲艦（二）
(ホ)水雷母艦（二）
(ヘ)驅逐艦（六）
(ト)運送船（一）
(チ)運港用汽艇（一）

三、其他

東海水路研究部

關東海兵團

關東州軍司令部都海軍課

旅順運港司令部

第四章　東清鐵道に於ける露國軍事

第一節　東清鐵道廳軍事部編制及任務

附　同動員部の編制及任務

一、編成　東清鐵道長官に直屬する副長官(佐官)の監督下に在り次の各員より成る。

部長一(動員部々長を兼ぬ)
佐官一(動員部長たり)
副官一
書記一

動員部編成
動部長一(軍事部長これを兼ぬ)
次長(軍事部附佐官)
製圖人一
事務補四

二、任　務

1　東清鐵道に於ける後黑龍鐵道旅團軍輸部に關する事務。

2　鐵道に於ける必要上軍隊を招致する場合其軍隊の勤務に關する件。

3　鐵道勤務に在る豫備兵數に關する交涉の件。

4　各種の場合鐵道員に交附する鐵道所有の兵器數計算に關する件。

5　鐵道の外面的防禦に關する件。

6　鐵道の動員計畫作成に關する件。

第二項乃至第六項に至るものは動員部に於て處理す。東清及烏蘇里鐵道のため動員計畫を作成するものである。

第二節　東清鐵道守備軍に關する訓令

一、大藏大臣の認可に係る銃器の携帶保護及使用手續に關する訓令（一九〇四年十一月二日鐵道命令六九八號）其他二三箇命令。

二、平時に於ける鐵道及水路地區衞戍司令官條例（一九一二年十二月一日令四五三號）他一令。

三、鐵道及鐵道警察及憲兵警察の相互關係(一九〇八年七月一七日裁可)

四、豫備軍人及新募兵梯隊長に與へたる東淸地域軍隊輸送監督官訓令其他三箇命令。

五、戰時東淸鐵道各停車場司令官又は助役竝に衞生列車司令官等の候補者として平時同鐵道に從事する豫備役將校に關する規則、其他一令。

六、豫備下士卒を鐵道勤務に採用する件(一九一二、九、二鐵道命令四五五號)

七、軍用列車の編成及第一驛より發車の件。

八、軍用列車に於ける車輛連結順序(一九〇三、七、六警業勤務第四號)

九、新募軍馬の積載頭數に關する件(一九一二、五、七鐵道命令一七三號)其他三箇令

第三節　東淸鐵道守備隊

護境軍鐵道旅團　東淸鐵道守備隊は露淸間の東淸鐵道敷設條約第八條により一八九八年創設せられ一九〇一年護境軍鐵道旅團と改稱せられた。

東支鐵道警備隊　一九一七年露國ロマノフ政府瓦解するに迨んで支那政府の抗議により一九一八年東支鐵道警備隊と稱するに至つたが、一九二〇年三月、東支鐵道從業員に罷工あるや支那官憲は警備隊の

武裝解除を敢行し、遂に滿洲に露國軍隊の影を見さるに至つた。

一、後黒龍鐵道旅團。

哈爾賓に司令部を置き沿線各驛に分駐する。本旅團は東清鐵道會社の費用を以て給與し軍團長の權力を有つ鐵道長官に隷屬して居る。

鐵道長官は後黒龍鐵道旅團の技術上の勤務一般規則を制定し必要な訓令及掲示を發する。

鐵道守備隊員は鐵道の營業に加入し鐵道防備のため將校一、一五七名、下士卒七九、八一一名（內三二六八名は鐵道從業員）から成つて居る。

兵役召集期間の滿了後から後備編入に至る期間鐵道に從事する下士卒は四八、〇〇〇名に上るを得るの規定である。

下士卒は鐵道命令第一一號に準し保線部、車輛部及營業部等に從事するものである。

二、東清鐵道に勤務する後黒龍鐵道旅團將卒の任務。

（イ）旅團、將卒の鐵道勤務條例第十六號及機關車庫勤務下士卒旅團長に對する訓令。

（ロ）各勤務及職務に對する旅團將卒の配付等。

（ハ）俸給及增加報酬の支拂、出張、兵籍の調査、賜暇及豫備役編入に關する件。

(ニ)鐵道勤務の交代及計算額交付に關する件。
(ホ)鐵道勤務下士卒に科すへき罰科の件。
(ト)將卒の補助貯金局加入の件。
(チ)鐵道建物に居住する計算に關する件。
(リ)營業成績に對する賞與金支給の件。
(ヌ)治療に關する件。

三、一九一二年より一九二〇年に至る九箇年間の守備隊勢力の統計を示せは次の如くてある。
一九一四年以後は歐洲大戰に出征する軍卒の増加に從ひ消長あり一九一七年のロマノフ政府の覆滅により、東清鐵道長官、ホルワット(Horvarth)の部下の警備隊のみとなり一九二〇年三月以後は皆無に歸した。

一九一二年　後黑龍護境軍團

歩兵	六箇聯隊	(六十箇中隊)
騎兵	六箇聯隊	(三十六箇中隊)
砲兵	四箇中隊	

工　兵　一箇中隊
鐵道旅團　一　（三箇聯隊）
一九一三年　前年に同し
一九一四年　鐵道旅團の大部分出征したるも新兵にて補ひ兵力に大差なし。
一九一五年　後黒龍江軍團（減少）
國民大隊　一三
騎兵補充中隊　六
砲兵補充中隊　若干
鐵道旅團　一
一九一六年　後黒龍護境軍團
國民大隊　二
騎兵補充隊　一
砲兵補充隊
鐵道旅團　一

一九一七年　（露國革命勞農政府執權）

　　露國軍隊崩壞す

　　　哥薩克兵　三個聯隊　（八中隊 約八〇〇）

一九一八年　東支鐵道警備隊

　　　ホルワット隷下部隊　五〇〇人

一九一九年　ホルワット部下　二三〇〇人

一九二〇年三月ホルワット部下　一三〇〇人

一九二〇年四月以後　皆無

第四節　東支鐵道警備隊配備（一九一八年以後）

一、幹部

東支鐵道沿線地帶總司令部（哈爾賓）

　總司令官（露國駐在文武官最高長官）　ホルワット中將

　同補佐官　プレシコフ大將

哈爾賓衛戍司令部（哈爾賓）

市內の風紀を取締り軍人の移動を調査し徵兵事務を司り、沿線憲兵事務監督をなす。

司令官　イツノフ少將

同　補佐官　グリヤツス大佐

東支鐵道警備隊司令部（哈爾賓）

總司令官　サモイロフ中將

參謀長　バラノフ大佐

第一區警備隊司令部（布哈圖）司令　コルデイコフ中將

第二區同（富拉爾基）司令　シワルツ大佐

第三區同（哈爾賓）司令　チユワキンスキー少將

第四區同（一面坡）司令　ケクアトフ少將

第五區同（老哨溝）司令　ドリアン少將

各區の配備區域を圖表に示せは次の如くてある。

二、警備隊（一九一九年一二月調）

第一區　滿洲里、布哈圖間司令部　（布哈圖）　總人員約五〇〇

滿　洲　里―露國衞戍司令部、露國停車場司令部、兵站運輸部砲兵廠、自動車隊、經理部、極東軍哥薩克行政部ホルワット警備隊。

海　拉　爾―セミョノフ後方司令部、ホルワット警備隊（後革命に投す）

シャンズーヘ―ホルワット警備隊第一區第一聯隊第二中隊（後革命に投す）

布　哈　圖―鮮人傭兵、コルディコフ司令に屬し支那軍に武裝解除さるゝ前將校以下七〇名あり。

第二區　布哈圖（を除く）富拉爾基間司令部　（富拉爾基）　總人員約一〇〇名

札蘭屯、富拉爾基、嫩江鐵橋防備のため騎兵聯隊鐵道大隊あり河に砲艦ありしも革命と共に解體す。

第三區　富拉爾基（を除く）哈爾賓間、司令部（哈爾賓）　總人員約一一五〇名

烟土屯、喇嘛甸子、薩勒圖、安達站、對靑山、昂々溪、各地若干の將校下士あり。

哈爾賓、軍憲及軍隊

東支鐵道沿線地帶總司令部（ホルワット總司令、プレシコフ補佐）

哈爾賓衞戍司令部（イワノフ少將司令官、市內風紀、動員徵兵を掌理し沿線憲兵事務監督）

東淸鐵道警備司令部（サモイロフ司令部）

警備第三區司令部、隸下部隊七中隊、傭兵五中隊、鮮人傭兵二箇中隊、敎導騎兵中隊、東支鐵道守備砲兵部（其人員約八〇〇）

其他ホルワット鐵道中隊（人員約二〇〇）

セミヨノフ隷下部隊若干あり。

第四區　哈爾賓（を除く）ボクラチニーヤ間　司令部（一面坡）

一面坡、石頭河子、穆稜、各若干名のみ。

第五區　哈爾賓（を除く）寛城子間　司令部（老哨溝）

双城子、蔡家溝、三岔河、小城子、老哨溝鐵橋、窰門等兵營存するも現時殘留せるは後二者に約六〇名のみ、老哨溝に於ける第二松花江鐵橋には小要塞を築き堅固なる防備を施せしも今や一兵を留めない。

第五節　東支鐵道露國警備隊の武裝解除

三月從業員罷工

一九二〇年（民國九年）一月沿海州方面革命派の成功と共に、東支沿線に於ける革命派はホルワット以下の官僚を驅逐し東支鐵道沿線の支配權を掌する希望を持し居たるか三月十二日鐵道從業員政治團體等三十同盟の聯合會はホルワット將軍に對し政權讓渡を迫る最後通牒を發し、其拒絶に會ふや翌十三日より同盟罷工を開始した。罷工は極めて巧に行はれ全線一時に全く休止の狀態に入つた。

露國守備隊の不干涉

東支鐵道軍事輸送掩護の任に在りたる日本軍は嚴正中立をなしたか支那軍は以前より沿線治安維持に努むるところあり愈々罷業の勃發するや、先つ哈爾賓に於ては露國司令部東支鐵道廳ホルワット邸等の警戒に任した。哈爾賓駐屯の露軍は何等の處置に出てす、且つ動搖する等のことなく、其他沿線各地の守備隊亦或は革命派に投し或は直ちに支那軍のために武裝解除を施行せられた。

罷工は十四、十五、十六日を繼續し十七に至り、鐵道地帶の政權殆とホルワットを放れて表面上革命派の手に歸したると且臨時浦鹽政府の意圖とに依り一先つ罷工を中止することゝなり

臨時政府東支沿線全權委員プムピヤンスキーの名を以て布告を發し同日午後より一般同盟罷工の終熄を見た。

是より先き支那に於ける利權回收熱は露國勢力の微弱なると同時に高まり、昨年以來東支沿線地帶に對し兵力を增加し、兵三千を哈爾賓に集中し主動的地位を回復せむとの畫策をなし本罷工の起るや兵力の優勢を利用して最初革命黨鎭壓の意圖なりしも、中途罷工を利用し先つホルワツトの失脚を傍觀し、勢に乘して露國警察の撤廢及露國警備隊の武裝解除を斷行し事實上北滿の主權を回復することを得た。これを詳說すれは、三月十五日東省護路軍總司令鮑貴卿（吉林督軍）は左の如き告示を發した。

支那軍の干涉

東支鐵道は支那の領土內に在りて其領土內に他國官憲の存在すること卽ち秩序を破壞し住民の安寧を破り本鐵道の業務を妨害する露國政黨の政治的爭鬪の許すへからさることは予一再ならす公示せる所なり。東支鐵道本社副議長ホルワツト將軍か政權を握り己れの政綱を遂行せんため軍事的竝に政治的勢力を利用したる結果露國勞働階級は同盟罷工をなし赤色旗を揭けたり斯の如き政治的爭鬪は極度に達せり、支那の主權を保護し鐵道上に於ける秩序を維持するの目的を以て予はホルワツト將軍に對し短時日中に東支鐵道地帶內にけ於

る全政權を捨つへきことを提言せり、蓋し支那は約束により負擔する責務を遂行し得れはなり。

支那軍鐵道守備權の宣言

兵備に關しては予の委任する者をして守備に任せしむることを得へく之と同時に予の負へる責任の遂行上予は將來に於て如何なる露國政黨も如何なる露國民に對しても政治的目的を以て鐵道の業務に妨害を加ふることは絕對に許容するを得さること竝に東支鐵道地帶の住民は平和に仕事に從事すへきことを一般に告示するは予の義務なりと信す。

露軍武裝解除

十六日哈爾賓竝に沿線各地の守備隊武裝解除を開始し哈爾賓に於て午後一時支那軍は約一中隊は東支鐵道守備隊司令部を哈爾賓衞戍司令部を包圍し、司令官サモイロフ中將を引致し、約一小隊の支那軍は何等の抵抗を受けることなく病院衞兵舍に在りたる第十一、十三中隊松花江鐵道衞兵及露國警察の武裝解除を實施し兵器彈藥等を搬出し、司令部警察署には直ちに支那國旗揭揚され、一八九〇年北滿哈爾賓の野に雙頭鷲旗の飜れるより爰に三十年、嘗て世界を震憾させた露國陸軍兵も强弩の末、可憐、未訓練の支那兵一大隊のために唯々として武裝を解除せられたるは想像の外てある。

爾餘の守備軍亦或は解除され革命に投して後赤旗撤去と共に武裝を解除せられた。

支那軍のこの處置につき聲明したところは次の如くである。

一、今回露國側に對して武装解除をしたのは支那に何等野心のあるにあらす、元來東支鐵道は營業的性質のものであるのに露國側か行政權及警備迄實施してあつたのは違法行爲であるから支那本來の主權を回收したのに止る。

二、支那は東支鐵道を占領するものてはない、爾後の處置は關係各國に協議して施行する意思てある。

支那はホルワットに對しては依然東支鐵道の一職員として承認することゝし又本政變と利權回收との間には何等の關係なきことを辨明するところにあつた。

三月十八日午後四時ホルワット將軍は東支鐵道地帶に於ける政權を東省護路軍參謀張煥相に讓つた。次て三月二十五日張作霖より鮑貴卿に對し中央政府の指示としてホルワットを一職員として新職務を執らせるは差支ないか總辨の職に置くことを得す。其他職員は元の如く使用すへしとの指示を與へた。

東省護路軍成立

支那側は民國九年東省護路軍官制を制定して東支鐵道の警備に任した。

第五章　外蒙古に於ける露國軍事

支那の中央權力漠北に及ふこと薄く、露國の西比利亞に進出するや、經濟上、軍略上漠北蒙古を其支配下に置かんとする慾望を高め來るは自然の勢てある。

一九一一年獨立宣言　露蒙協約

清末革命の爲めに支那の混亂に陷るや、支那の移植民を喜はない蒙古王公を後援して、蒙古自治を宣言させると同時に、一九一一年露蒙協約を締結し、北京政府に對し蒙古の自治を承認し支那軍隊移民の在住を禁する露支條約を求めたか、支那を拒んたに拘はらす、翌年四月露國は蒙古活佛と交涉し借款、鐵道敷設及蒙古軍隊改造のため露國將校を招き小銃一千彈藥一萬を輸入せしめた。支那に於ては國內の輿論を袁世凱政府强硬なる態度は蒙古出兵に傾いたか露國外交成功して、支那は出兵を斷念し同年十月露蒙間には四箇條の條約及十七箇條の議定書締結され、條約第一條は蒙古自治維持のため極力之を助成するため、且つ蒙古常備軍編成に參與するため露國軍隊を駐屯させ(第二節參照)支那の軍隊と移民の入蒙を禁する旨を定めて居る。北京政府は固より之に抗議し、支那輿論は露貨排斥となつたので相互々讓の協定を見むとしたか北京政府は反對黨の反對に遇ひ成功せす、露國は自由行動を宣明し、翌十三年更に露國は、蒙

古政府に對し、外蒙駐在の露國軍兵は外蒙獨立援助のためなれはその經費は庫倫政府にて負擔すへし、若し支辦不能の場合は全外蒙鑛産を擔保とする借款に振替へ、十年の期限に返還不能なるときは外蒙を露領に編入すと提議し、支那には第二革命起り内外多事の際なれは、同年十一月露支協約成り、露國は外蒙に於ける支那の宗主權を承認するに對し支那は外蒙の自治權を承認し、外蒙に唯一名の大官以外の文武官を駐在せしめす移民を送らす。露國も亦領事館衞兵以外の軍隊を外蒙に駐在せしめす。（第一節第二、第四參照）行政に干渉せす、移民せさる事を約した。

一九一三年露支宣言

一九一五年露蒙支宣言

支那は依然蒙古を其領土の一部たらしめたと雖も、實權は全く露國の手に歸し、露支間の紛爭一時落着したか、其後境界問題會議一九一四年九月、恰克圖に開催され、交渉八箇月四十八次に亘る商議の後一九一五年六月調印された。之よりさき露支間には、鐵道電信協約成立し（第一節參照）借款成立し、露蒙銀行設立條約成立し蒙古は次第に電化し來り庫倫在住の露國人一萬を超ゆ接壤地方の移民三萬餘戸を算した。

一九一四年境界協定

一九一七年露國政府瓦解するや、西比利亦混亂に陷り、在蒙露人及蒙古政府の後援絶ゆたるを以て、支那は自治取消運動を開始し、段祺瑞政府は、陳毅を都護使として簡派し鋭意國權の

露國ロマノフ政府瓦解

西北籌邊使

回復につとめ、一九一九年六月徐樹錚をして西北籌邊使に任し、外蒙經略に任した。陳、徐兩使は相競つて劃策したか、歐洲戰爭の終了と共に廢せられた參戰軍を邊防軍と改稱し、其一部は緒其祥に率ゐられて、庫倫に駐在するに及ひ、陳毅の功は、徐樹錚に奪はるゝと共に、蒙古政府及露國代表者は支那の不當の駐兵を抗議したので一時支那は、支那軍隊の入蒙及内政不干涉を聲明したか、露本國の昔日の面顧なき今日、蒙古政府は財政上、軍事上極めて薄弱てあつたし加之邊疆に白赤軍の侵入あり内には露國系の巨頭三音諾顏汗の死去は、全く政府の方針覆り遂に十一月十七日、外蒙政府は、自治取消の請願を提議し、二十二日支那政府は之を許容して、大總統令を發布した。其條約中支那軍隊は邊防に必要以外は派遣せすと規定して居る。

西北邊防軍

自治取消（一九一九年十一月二十二日）

過般、直皖の爭に邊防備解散され、最近又ウンゲルン軍の庫倫占領に、外蒙獨立傳へられたかウンゲルン赤軍に捕はれて、東三省巡閲使張氏の兵外蒙に動き、邊防備に代つて、今や東三省軍によつて抑へられて居る。（庫倫事件の條參照）

露蒙支關係條約中軍事に關するもの及一九一二年末露國軍隊の外蒙駐在部隊を摘記することを次の如し。

第一節　露蒙支關係條約

一、一九一二年十一月の露蒙協約（民國元年十一月三日 露暦一九一二年十月二十一日 於庫倫）

蒙古人か其國土の民族的歴史的體制を維持せむかため一致宣明したる希望に因り支那の軍隊及官憲は蒙地より撤退せさるへからさるに至り哲布尊丹巴呼圖克圖（チツプツンダンバホトクト）は蒙古人民の君主として擁立せられ蒙古と支那との從來の關係茲に斷絕せり。（以下略）

第一條　露西亞國政府は蒙古をして其設定したる自主制（レヂームラートノーム）を保持せしめ且自國軍隊を備へ其の段圖内に支那軍隊の駐屯及支那人の殖民を許ささるの權利を保持せしむる爲蒙古に援助を與ふへし。

獨立宣言

二、一九一三年十一月の蒙古に關する露支宣言（民國三年十一月五日 露暦一九一三年十月二十三日 於北京）

露西亞帝國政府は外蒙に關し支那との關係を律する爲め其基礎と爲すへき主義を提議し支那共和政府は右の主義を認諾したるを以て兩國政府は左の通協定せり。

第三條　支那は外蒙に於ける蒙古人か自治蒙古の内政を自ら行ひ且つ同地に關する商工業上一切の問題を自ら處理するの專屬的權利を承認し此等の事項に干渉せさるへきことを約す

故に支那は外蒙古に軍隊を派遣し文武官吏を駐在せしめ又は一切殖民することなかるへし

支那政府の自治承認

但し支那政府の派遣する一名の高官は必要の屬員及一隊の護衛兵を隨へて庫倫に駐在することを得へく(中略)又露西亞に於ては領事館護衛兵を除くの外其の軍隊を外蒙古に駐在せしめ同地の行政上の事項に干渉し又は同地に殖民することなかることを約す。

鐵道敷設優先權

三、一九一四年の蒙古鐵道に關する露蒙協約(露暦一九一四年九月十七日)

蒙古に於ける通商關係の發展に鑑み相當鐵道の敷設に由り蒙古に於ける各鐵道と之に接近する西比利亞鐵道との聯絡を保するの必要を認め露西亞帝國政府及蒙古政府は友好關係に依り下記諸條を協定せり。

第五條　露西亞帝國政府は蒙古政府か其境域内に鐵道敷設の權利あるに鑑み若し蒙古政府か其資金を以て有益なる鐵道を敷設せられんことを希望する場合之に干渉することなかるへし蒙古政府か鐵道「コンセッション」を何人かに許與せんとする場合には其隣邦たる大露西亞帝國との友好關係に基き該「コンセッション」許容に先ち其計畫する鐵道か經濟上及軍略上露國に有害なるものにあらさるやに就き豫め露國政府と商議すへし。

四、一九一五年露支蒙協約(民國四年六月七日)(露暦一九一五年五月二十六日)

支那駐兵

第七條　露支蒙明文書第三條規定の支那庫倫駐剳大官の護衛隊は其數二百名に過きさるへく該大官の補佐員は烏里雅蘇臺、科布多及蒙古恰克圖の各所に分駐す、毎處の護衛隊は五十名に過きさるへく若し外蒙古自治官府の同意を經て外蒙古の他處にも補佐官を添設する場合には毎處の護衛隊は五十名を過きさるへし。

露國駐兵

第八條　露西亞國政府派遣の庫倫駐在代表領事の護衛隊は百五十名を過きさるへし外蒙古の他處に已に設置し又は將來外蒙古自治官府の同意を經て露西亞國領事館又は副領事を添設する場合に毎處の護衛隊は五十名を過くるを得す。

第二節　一九一二年末外蒙駐在の露國軍隊

庫　倫　歩兵二箇聯隊
騎兵一箇聯隊
砲兵一箇中隊
蒙古軍騎兵一箇聯隊

烏里雅蘇臺　騎兵一箇聯隊

科布多　騎兵三箇中隊
　　　　砲兵一箇中隊
烏爾木　騎兵一箇中隊
伊犁　騎兵二箇中隊
嗒爾哈呼臺　騎兵一箇中隊
喀什偈爾　步兵二箇中隊
　　　　騎兵三箇中隊

第六編　滿洲に於ける日本軍事

第一章　沿　革

一、日清戰役　一八九五年（光緒二十年 明治二十七年）日清間に平和破れ、日本陸軍は朝鮮より滿洲に入り、九連城、鳳凰城、岫巖、大石橋、蓋平、金州及旅順に清軍に捷ち、更に營口を拔き支那本部に侵入せんとしたか、翌二十八年四月兩國間に講和成り、清國は日本軍の占領した遼東半島を割讓することゝなつたか、會一八九七年所謂三國干涉あり、日本をして遼東半島を清國に返還せしめ、二千萬兩の償金を以て之に代へさせた。其結果日本軍は全く滿洲より撤兵した。

二、日露戰役　一九〇四年日本軍は再滿洲を戰場として露國と戰ふに至り、第一軍は鴨綠江を渡つて滿洲に入り、第三軍は遼東半島に上陸して旅順攻圍に從ひ、第二、第四の兩軍は遼東半島に上陸し東清鐵道南部線線路に沿ふて北上し、鴨綠江方面より來た第一軍と合して遼陽の會戰に從つた。當時に於て日本軍は十三萬五千、露軍は二十二萬を算した。後旅順陷落するに及ひ、日本軍は全軍を擧けて奉天會戰に參加せしめたか、其兵數は二十五萬、これに對する露軍は三十六萬を算した。四平街對陣は日本軍の三十一萬に對し露國軍は六十萬戰局の

終りに於ては日本軍は後方部隊共に四十萬なるに反し露軍は百萬を有した。

三、日本軍隊の駐滿　一九〇五年九月兩國は平和を締し、日本軍は其割取した東清鐵道の南部支線の寛城子以南及遼東半島租借地域內に於ける防備軍隊を留めて滿洲の地より撤退した。

撤兵及駐兵の根據たるへき關係條約は次の通りである。

甲、日露講和條約（明治三十八年九月五日／一九〇五年九月五日（露曆八月二十三日））

第三條　日本國及露西亞國は互に左の事を約す。

（一）本條約に附屬する追加約款第一の規定に從ひ遼東半島租借權か其效力を及ほす地域以外の滿洲全部を擧けて全然清國專屬の行政に還附すること。

（二）前記地域を除くの外現に日本國及露西亞國の軍隊に於て占領し又は其の監督の下に在る滿洲全部を擧けて全然清國專屬の行政に還附すること。

支那滿洲行政權の恢復

關東州租借權の讓渡

第五條　露西亞帝國政府は清國の承諾を以て旅順口、大連竝に其附近の領土及領水の租借權及該租借權に關聯し又は其の一部を組成する一切の權利、特權及讓與を日本帝國政府に讓渡す。露西亞國政府は又前記租借權か其の效力を及ほす地域に於ける一切の公共營造物及財產を日本帝國政府に移轉讓渡す。

兩締約國は前記規定に係る淸國政府の承諾を得へきことを互に約す。(以下略)

南滿鐵道の讓渡

第六條　露西亞帝國政府は長春(寛城子)旅順口間の鐵道及其一切の支線竝に同地方に於て之に附屬する一切の權利特權及財產(中略)を補償を受くることなく且つ淸國政府の承認を以て日本帝國政府に移轉讓渡すへきことを約す。

兩締約國は前記規定に係る淸國政府の承認を得へきことを互に約す。

滿洲鐵道を營業鐵道とす

第七條　日本國及露西亞國は滿洲に於ける各自の鐵道を全く商工業の目的に限り經營し決して軍略の目的を以て之を經營せさることを約す。

該制限は遼東半島租借權か其效力を及ほす地域に於ける鐵道に適用せさるものと知るへし

(第八條以下略)

追加約款

本日附日本國及露西亞國間講和條約第三條及第九條の規定に從ひ下名の全權委員は左の追加約款を締結せり。

第一、第三條に付き

日本帝國政府及露西亞帝國政府は同時に且講和條約の實施後直ちに滿洲の地域より各其の

撤兵

軍隊の撤退を開始すへきことを互に約す而して講和條約實施の日より十八箇月の期間内に兩國の軍隊は遼東半島租借地以外の滿洲より全然撤退すへし。

（中略）

鐵道守備兵權

兩締約國は滿洲に於ける各自の鐵道線路を保護せむか爲め守備兵を置くの權利を留保す該守備兵の數は一「キロメートル」毎に十五名を超過することを得す、而して日本國及露西亞國軍司令官は前記最大限以内に於て實際の必要に顧み之に使用せらるへき守備兵の數を雙方の合意を以て成るへく少數に限定すへし。

（以下略）

乙、日露兩軍滿洲撤兵手續及鐵道線路引渡順序議定書 竝覺書（明治三十八年十月三十日 一九〇五年十月三十日(露十七日)）

（於四平街 日本參謀 福島安正 露國參謀 オラノフスキー）

第一條 本年九月五日（八月二十三日）「ポーツマス」に於て日露兩國の間に調印したる講和條約第三條に關する追加約款に基き左の通協定す。

一項—三項（略）

（四） 兩締約國の各一方は一九〇六年四月十五日（四月二日）以後滿洲に於て戰鬪員二十五萬

人以上を有することなく又一九〇六年十月十五日(十月二日)以後は戰鬪員七萬五千人以上を有することなかるへきものとす而して雙方の撤兵は一九〇七年四月十五日(四月二日)以前に於て全部結了することを約す。

鐵道守備兵基準數

(五) 講和條約追加約款第一に依り兩締約國か滿洲に各自の有する鐵道を保護する爲め置くことを得る兵數は一「キロメートル」に付き平均十五名とす。

丙、日清滿洲善後條約(明治三十八年十二月二十二日 光緒三十一年十一月二十六日)

日露講和條約の結果、日本は嘗て露國より得たる遼東半島の租借權の讓渡を受け、且つ東清鐵道南部線の中寬城子以南の線及夫より分岐する一切の鐵道線路並に一切の附屬權利を承繼した。

其結果、日本軍は租借地、鐵道沿線附屬權利、在住日本人氏及鐵道線路保護のため所定人員の守備軍を駐在せしむることさなつた。

本條約に於て特異なる點は租借地以外の滿洲鐵道を軍事目的に使用しないといふ協定である 露國は全然軍用鐵道として敷設した東清鐵道はこゝに始めて名目上平和の機關となつたのである。(第七條)

條約第五條、第六條に規定する如く租借權、及鐵道關係一切の權利は清國政府の承諾を以て始めて有效に成立すへきものである、故に日本政府は外務大臣小村壽太郎及全權公使内田康哉をして清國政府全權慶親王、瞿鴻禨及袁世凱と北京に於て會商せしめ左の善後條約を締結させた。

清國の承認

第一條 清國政府は露國か日露講和條約第五條及第六條に依り日本國に對して爲したる一切

の讓渡を承諾す。

清國との協議義務

第二條 日本國政府は清露兩國間に締結せられたる租借地竝に鐵道敷設に關する原條約に照し努めて遵行すへきことを承諾す、將來何等案件の生したる場合には隨時清國政府と協議の上之を定むへし。

（第三條以下略）

附屬協定

鐵道守備兵撤退條件

第二條 清國政府は滿洲に於ける日露兩國隊軍竝に鐵道守備兵の成るへく速に撤退せられむことを切望する旨を言明したるに依り日本國政府は清國政府の希望に應せんことを欲し若露國に於て其の鐵道守備兵の撤退を承諾するか或は清露兩國間に別に適當の方法を協定したる時は日本國政府も同樣に照辦すへきことを承諾す、若滿洲地方平靖に歸し外國人の生命財産を清國自ら完全に保護し得るに至りたる時は日本國も亦露國と同時に鐵道守備兵を撤退すへし。

第三條 日本國政府は滿洲に於て撤兵を了したる地方は直ちに之を清國政府に通知すへく、清國政府は日露講和條約追加約款に規定せる撤兵期間内と雖も既に上記の如く撤兵完了の

通知を得たる各地方には自ら其安寧秩序を維持するため必要の軍隊を派遣することを得るものとす。日本國軍隊の未た撤退せさる地方に於て若土匪の村落を擾害することある時は清國地方官も亦相當の兵隊を派遣し之を剿捕することを得、但日本軍隊駐屯地界より二十清里以内に進入することを得さるものとす。

安奉線の經營權

第六條　清國政府は安東縣奉天間に敷設せる軍用鐵道を日本國政府に於て各國商工業の貨物運搬用に改め引續き經營することを承諾す。（以下略）

右條約に依り、日露講和條約による日本の滿洲に於て獲得せる權利は承認せられ、同時に日本の滿洲出征軍は撤兵したか、南滿洲鐵道沿線（舊東清鐵道南部線、寬城子以南）及安奉線（東清鐵道敷設條約に準據、經營）の本支線鐵道守備隊六箇大隊と、南滿駐屯派遣一箇師團とは、所謂南滿洲に駐屯することゝなつた。

第二章　關東州軍政

日露戰役開始せられ、日本軍の滿洲に入るに及び隨時隨所に軍政署を開き、軍政を以て其統治を開始したが、明治三十七年九月占領地に於ける軍政統一のため遼東守備軍を組織し陸軍大將西寛次郎之が司令官たり、參謀長陸軍少將神尾光臣は軍政長官として直接軍政統理の任に當つた。

遼東守備軍

翌三十八年九月兩國講和成り、日本軍滿洲を撤退するに當り、關東總督府を編成し、租借地及鐵道の守備に任せしめた。總督府は之を遼陽に設置し陸軍大將大島義昌總督たり、始め滿洲軍總司令部に隷したが、總司令部凱旋後は大本營に屬した。其所轄事項は軍民兩政一切を網羅し、管轄區域は昌圖以南關東州に及んだ。其後軍の撤退豫定の如く結了するや、明治三十九年六月軍政を撤廢するに決し、關東都督府に諸般の準備を命した。同年九月一日關東州の行政は關東總督府より關東都督府に繼承せられ、鐵道沿線の行政は奉天、牛莊、安東の各領事館に繼承せられた。是より先き明治三十九年七月勅令第一九六條を以て關東都督府官制を發布した。官制によれば關東都督は陸軍の大中將を以てし、關東州を統治する外、南滿洲に於ける鐵道の

關東總督府

關東都督府

保護南滿鐵道會社の事務を監督すると共に部下軍隊を統率し、南滿洲駐屯の各軍隊に對する最高指揮權を掌握する。

關東軍司令部

大正八年四月、關東州の官制改革あり、從來軍政と民政と同一長官に統へられたるを分離し關東州の民政及鐵道沿線警察權を文官たる關東廳長官に於て統へ、軍事の全般に關して別に關東軍司令部を置きて南滿駐屯軍及獨立鐵道守備隊を統率せしめた。

第一節　關東都督府陸軍部

第一款　陸軍部官制

關東都督府陸軍部は左の各部から成つて居た。

一、参謀部 ⎫ 幕僚
二、副官部 ⎭
三、法官部
四、經理部
五、軍醫部

六、獸醫部

參謀長　は都督を輔佐し陸軍の機務に參畫し命令の普及實施を監督し府陸軍部內一般の業務監督に任す。

幕僚の各將校及同相當官は參謀長の指揮をうけ各自分擔の事務を掌る。

法官部長　は關東都督に隷し軍事司法に關する事務を掌る。

經理部長　は關東都督に隷して駐屯諸部隊の會計經理を監督し國防鐵道に關するものを除くの外陸軍土地建造物に係る事項並に經理部士官以下の人事及教育を統轄し特に兵營其他新設の臨時工事を掌る。但し會計事務の監督及土地建造物の經營事務に關しては陸軍大臣に直隷し經理部士官以下の人事教育は陸軍省經理局長の區處を受ける。

經理部長は又師團經理部管轄外の部隊に係る、會計經理を總轄する。但し駐劄部隊の位置に依り師團經理部をして之を管轄せしむ。

軍醫部長　は駐劄軍の衞生業務監督し軍醫部士官以下の人事教育を統轄し衞生材料に係る事項は陸軍省醫務局長の區處を受ける。

獸醫部長　は部隊の軍馬衞生の業務を監督し人事教育を統へ獸醫材料蹄鐵に關する事項に係

る事務は陸軍省軍務局長の區處を受ける。

各部長より都督に申具する事項は一應參謀長に開陳して承認を受ける必要かある。

第二款　軍法會議

旅順口及遼陽に軍法會議を設ける。旅順口に在るものを關東都督府陸軍軍法會議といふ。

其管轄區域鞍山站以南に於ける被告事件は旅順にて鞍山站（除き）以北及安奉線沿線に於ける被告事件は遼陽に於て審理する。若し管轄不明の時、或は重複する時は都督之を裁定する。（明治四十年法律第四十六號）（大正八年四月改正、都督を軍司令官に都督府を軍司令部に改む）

第三款　所屬官衙及部隊

一、衛戍病院

旅順衛戍病院（柳樹屯分院、大連分院、大石橋分院、瓦房店分院）

遼陽衛戍病院（奉天分院、安東縣分院、海城分院、連山關分院）

鐵嶺衛戍病院（公主嶺分院、開原分院）

二、衛戍監獄

關東衛戍監獄（旅順）

遼陽衞戍監獄（遼陽）

三、陸軍倉庫

關東陸軍倉庫（旅順）大連支庫、鐵嶺支庫

四、兵器廠

關東陸軍兵器支廠（旅順）遼陽出張所（遼陽）

五、陸軍運輸部

陸軍運輸部大連支部（大連）

六、軍樂隊

關東陸軍々樂隊（旅順）

七、憲兵隊

關東憲兵隊配置及憲兵分隊管區表は明治四十四年九月七日、關東都督府令（以下單に府令といふ）第二十一號を以て發布せられ。後同四十五年府令第三號、大正二年府令第九號、第三十五號、同四年府令第一號、第三十二號の改正を經た。左に其配置及管區表を示す。

關東憲兵隊本部　旅順新市街初音町

分隊	分遣隊	管區
旅順分隊	(舊市街)	關東州夏家河子より黄泥川下屯(以上村落を含む)に至る以南。
大連分隊	(柳樹屯、瓦房店)	關東州(旅順分隊管内を除く)及萬家嶺以南(萬家嶺を含む)
遼陽分隊	(大石橋、營口)	萬家嶺以北管區煙臺間(煙臺を含む)及大石橋營口間
奉天分隊	(本溪湖、連山關)	煙臺以北新臺子(含む)間及奉天、鷄冠山(含む)並に奉天撫順(含む)間
鐵嶺分隊	(開原)	新臺子以北雙廟子(含む)間
公主嶺分隊	(長春、四平街)	雙廟子以北長春間
安東分隊	(――)	鷄冠山以南安東縣(含む)間

(職員錄及法令輯覽に據る)

第二節　關東軍司令部條例 (大正八年四月十二日軍令達第十二號)

前述せる如く大正八年四月關東州の官制改革に際し、新に關東軍司令部條例を發布し、從來文武の政權が一人の關東都督に統へられたるを分離し、兵權は之を關東軍司令官の手に歸した。軍司令部條例の要項は次の如くてある。

一、關東軍司令官は陸軍大將又は陸軍中將を以て之に親補し天皇に直隷す。軍政及人事に關しては陸軍大臣、作戰及動員計畫に關しては參謀總長、敎育に關しては敎育總監の區處を承く。

二、關東軍司令官は關東州及南滿洲に在る陸軍諸部隊を統率し且關東州の防備及南滿洲に在る鐵道線路の保護に任す。

軍司令官は關東州の防備鐵道線路の保護を行ふため必要と認むるときは兵力を使用することを得。

關東軍司令官は關東長官より其管轄區域內の安寧秩序を保持する爲及南滿洲鐵道附屬地に於ける警務上の必要より出兵の請求をうくる時は之に應することを得、但し事急にして關東長官の請求を待つの遑なきときは兵力を以て便宜處置することを得。

三、關東軍司令部に左の各部を置く。

一、參謀部
二、副官部
三、兵器部

四、經理部
五、軍醫部
六、獸醫部
七、法官部
參謀部及副官部を合して幕僚とす。
兵器部、經理部、軍醫部、獸醫部及法官部の組織權限は別に定むる所に依る。
附記一關東都督府陸軍部條例は大正八年四月十二日限り廢止せられた。

第三章　駐滿軍隊

第一節　南滿派遣師團

日本陸軍は、毎二年交代に、一箇師團を滿洲に派遣して、日本の權利、利益の防護に當る。

師團司令部　遼陽

旅團司令部　柳樹屯（大正九年十一月以降北滿哈爾賓へ移駐）

同　旅順

步兵聯隊駐屯地　柳樹屯（大正九年十一月以降北滿哈爾賓へ移駐）、旅順、遼陽（一箇大隊奉天分駐）、鐵嶺

騎兵聯隊駐屯地　公主嶺

野砲兵聯隊駐屯地　海城

工兵大隊駐屯　遼陽

（輜重兵大隊は留守師團附き）

第二節　獨立鐵道守備隊

駐兵條約

「日露講和條約」第六條及「追加約款」第一條竝に「日露兩軍滿洲撤兵手續及鐵道線路引渡順序議定書竝覺書」第五項竝に「日清滿洲善後條約」第一條及第二條及第六條に依り、露國より割讓されたる、長春旅順口間鐵道の本支線及安奉線の鐵道防護のため一キロメートル十五名の割を以て全線六大隊の守備兵を、明治四十二年四月以來全線に配備した。

駐兵期間

其期間は。南滿洲鐵道經營期間（東清鐵道設立條約繼承により、確定的南滿鐵道本支線經營期間は、一九〇三年……東清鐵道南滿洲支線竣工運轉開始……より向ふ三十六箇年なりしを、一九一五年日支新條約は、露清協約に所謂、買戻條件の項を取消し、頭初より九十九箇年即二〇〇二年に至る期間、安奉線は、「滿洲善後協約」により改築竣工の年、一九〇八年より、九十九箇年……初め東清鐵道に關する露清協約に準して確定的經營期間三十六箇年……卽二〇〇七年に至る期間）ならざ雖も「日清滿洲善後條約」第二條に所謂「若し露國に於て、其鐵道守備兵

撤兵條件

の撤退を承認するか或は清露兩國間に別に適當の方法を協定したる時は日本國政府も同樣に照辨すへきことを承諾す。若し滿洲地方平靖に歸し、外國人の生命財産を清國自ら完全に保護し

得るに至りたる時は、日本國も亦露國と同時に鐵道守備兵を撤退すへし」といふに依りて見るに、今や露國舊政府の崩解は、露國守備隊の撤廢となりしかは、日本守備隊の駐屯理由は、唯支那自ら地方秩序を完全に保持し能はさるに依るのみ。而して支那に於ける鐵道守備隊の駐屯は、日本のみとなつた。現守備隊の配置を示すに次の如し。

守備隊司令部　　公主嶺

第一大隊（公主嶺）

配備 { 范家屯　公主嶺　郭家店　長春

第二大隊（開原）（別に鄭家屯に駐紮する一中隊あり）

配備 { 開原　昌圖　四平街　開原

第三大隊（奉天）

配備
- 撫順
- 奉天
- 煙臺
- 虎石臺

第四大隊（連山關）

配備
- 本溪湖
- 橋頭
- 鳳凰城
- 安東縣

第五大隊（大石橋）

配備
- 大石橋
- 鞍山
- 海城
- 大石橋

第六大隊（瓦房店）

配備
- 瓦房店
- 得利寺
- 熊岳城
- 瓦房店

第四章 旅順要塞

一、明治三十八年九月旅順要塞司令部を設置し、四十一年一月陸軍々令を以て改正し、一般要塞司令部條例に依る。

任務 二、旅順要塞司令部 要塞司令官の下に參謀、副官あり、部員は以上の外主計、軍醫、准士官下士及技手より成る。

司令官の任務は關東軍司令官に屬し、要塞の防備計畫を擔任し要塞具付の兵器、器具材料及防禦營造物を管理し軍需品の整備をなすを以て職責とす。

司令官は又衞戍司令官として旅順に駐屯する陸軍部隊即重砲大隊、歩兵聯隊、樂隊の司令官として旅順に於ける衞戍勤務に關し、駐屯軍隊を指揮し衞兵の部署、及其人員を定むるの權限を有す。

砲兵 三、要塞砲兵 旅順重砲兵大隊（第五師團管區より徵募す）

要塞地帶 四、要塞地帶 明治四十一年三月七日勅令第三十六號を以て發布、大正三年勅令第三十五號及大正四年勅令第百七十五號を以て改正せられた「關東州防禦造營物地帶令」により決定し、

陸地と水面とを問はず、防御營造物を基點とし、其外方地域を左記標準によつて三區分した。
此規定は防御營造物を設けることに豫定した箇所にも亦適用する。
第一區　基點を距ること五百間以内。
第二區　基點を距ること二千五百間以内。
第三區　基點を距ること五千間以内。
第一區にては要塞司令官の許可なく左記行爲をなすことを得ない。
1　工作物の新設、變更、移轉。
2　埋葬地牧場、公園竹木林の新設又は變更。
3　山林原野に於ける焚火。
4　火藥爆發物の發射發火。
5　爆發物其他燃燒し易き危險物の製造及貯藏。
6　漁業採取又は船舶の繫泊。
第二區第三區內にては要塞司令官の許可なく左記行爲をなすことを得す。
1　地表の高低を永久に變更すること。

2 溝渠、鹽田、水道、道路、橋梁、繫泊場の新設又は其變更。
3 鐵道、軌道、隧道の新設又は其の變更。
4 採鑛其他地盤の掘鑿。
5 運河永久棧橋の敷設、水田の埋立、河海岸の掘鑿、又は其變更。

以上の處分については、要塞司令官又は關東軍司令官の認可を受くへきものとし、交通測量撮影、模寫、錄取等の如きは軍司令官の許可を受けねはならぬ。

同令に依る要塞地帶區域は明治四十一年四月二十五日關東都督府告示第三十九號を以て示され同令施行細則第十條（明治四十一年四月二十五日府令第二七號四十四年府令第一八號にて改正）による禁止解除事項及區域は同月告示第四十號にて告示され、大正二年告示第九十二號、同五年第五號により改正せられた。

第五章　旅順要港部

要港部

一、關東州海軍に關しては明治三十九年九月二十五日勅令第二五六號「關東州海岸海面を關東州海軍區とし佐世保鎭守府をして之を管せしめる」といひ、從來の鎭守府を廢して要港部を設置した。

「旅順港境域」は同年同月同日勅令第二五七號を以て發布。

「旅順港規則制定、及該規則違反者罰則の件」は三十九年九月二十八日勅令第二六三號（四十三年勅令第三一一號改正）

「旅順港に關する件」明治四十三年七月一日勅令第三〇四號（大正三年勅令第二七號を以て改正）は旅順港水域に關しては「旅順港規則」として明治四十三年七月一日海軍省令第三號を以て規定せられた（四十五年省令第一〇號、大正三年省令第三號、同四年省令第六號を以て改正）

任務

二、要港部の任務は、旅順の防禦、及附近海岸海面の警備を掌り、尚軍需品の配給をなし、必要に應しては驅逐艦及艀船を附屬させ、海軍要港部修理工場、病室を管理する。

要港部司令官

三、要港部は天皇に直隷する司令官、海軍大臣の命を承け、軍政、及麾下部隊の軍紀教育を統

監し、艦政に關しては佐世保鎮守府長官の區處を受け、地方治安維持のため關東軍司令官より兵力の請求ある時は緩急事に應し、又は請求を竢つの暇なき時は便宜兵力使用の權がある。

（附）旅順口規則、摘要

別圖、點一線以内を第一區とし第一區以外點二線以内を第二區とし、第一第二區以外を擴て第三區とし、西港は第三區である。

西港の開放

艦船出入に關する取締制限、其他陸上境域内（圖の旅順港境域内）に於ける取締を規定し、更に西港を商港として一部開放する旨を規定する。

第六章　滿蒙に於ける日本軍事

第一節　日支新條約の締結

歐洲大戰中、日本の青島攻略により山東問題につき年來の懸案解決の目的を以つて一九一五年四月日本政府は五項二十一箇條の要求を提出した。

二十一箇條

其第一項に於て山東問題につき、第二項に於て南滿洲及東部內蒙古の優越地位に關し、第三項に於て漢冶萍公司につき、第四號に於て支那沿岸港灣島嶼の不割讓、第五項に於て、支那軍事政治財政關係に日本の顧問招聘、學校病院寺院の建設、警察機關の改良、軍器（支那所用軍器の半數以上）の日本より購入、日支合辦軍器廠設立の上日本技師日本材料の購入、鐵道建造權、福建省の優越權、布教權等廣般に亙るものであつた。

支那は之に應するに頗る難色あり、交涉數十次、日本は遂に最後通牒の形式と共に希望條件たりし第五項を交涉中より削除し漸く調印するを得た。

南滿洲及東部內蒙古に關するもの

其調印されたる部分に於て、關東州の租借期限及鐵道地帶使用期限の延長により駐屯軍及鐵道守備隊の駐在も亦延長せらるゝの結果となること勿論にして、關係公文による南滿洲に於け

る軍事顧問招聘の件は其後實行せられ、

奉天督軍公署　二　名

吉林督軍公署　一　名

黑龍江督軍公署　一　名

條約中關係所を摘記すれは次の如くである。

南滿洲及東部內蒙古に關する日支新條約竝關係公文（大正四年五月二十五日 民國四年五月二十五日 一九一五五月二十五日）

租借地及鐵道經營權の延長

第一條　兩締約國は旅順大連の租借期限竝南滿洲鐵道及安奉鐵道に關する期限を何れも九十九箇年に延長すへきことを約す。

（第二條以下略）

關係公文の（五南滿顧問傭聘の件）

爲照會事本總長以中國政府名義對貴國政府聲明嗣後如在南滿洲聘用政治財政、軍事警察外國顧問敎官時可儘先用日本人相應照會卽希。

查照須經照會者

右照會

日本國特命全權公使　日　置　益　殿

中華民國外交總長　陸　徵　祥(署名)印

中華民國四年五月二十五日

(五)の二

南滿顧問被招聘權

以書翰啓上候陳者本日附貴翰を以て支那國政府は將來南滿洲に於て政治財政軍事警察等に關する外國顧問教官を傭聘せむとするときは最先に日本人を傭聘すへき貴國政府の名に於て帝國政府に對し聲明相成致領承候。

右回答得貴意候　敬具

大正四年五月二十五日

日本帝國特命全權公使　日　置　益(署名)印

支那共和國外交總長　陸　徵　祥殿

關係公文(一)の二

租借地、鐵道經營權期限

以書翰致啓上候陳者本日附貴翰を以て本日調印の南滿洲及東部内蒙古に關する條約第一條に規定せる旅順大連租借期限の延長は民國八十六年即西暦千九百九十七年に至り滿期となり南滿洲

鐵道還附期限は民國九十一年卽西曆二千二年に至り滿期と可相成尙其原條約第十二條に記載せる運轉開始の日より三十六年の後支那國政府に於て買戻すを得るの一節は之を無效とすへく又安奉鐵道の期限は民國九十六年卽西曆二千七年に至り滿期と可相成旨御照會の趣致領承候。

右回答得貴意候　敬具

大正四年五月二十五日

日本帝國特命全權公使　日　置　益（署名）印

支那共和國外交總長　陸　徵　祥殿

第二節　鄭家屯事件

巴布札滿洲にあばる

民國五年大總統袁世凱皇帝を稱した結果、各地討袁軍起り、蒙匪巴布札(バブチャブ)亦部衆を率ゐて南下せんとした。會袁急死のため目標を失し、滿洲に出てたか、突泉に第二十八師軍に敗れたので南滿鐵道の一驛廓家店に出てしも更に奉天軍に阻まれ遂に歸蒙せんとした。時に日本軍憲の蒙匪援助の說ありて、日支軍隊間感情の宜しからさるものあり、會々鄭家屯には第二十八師の剿匪軍團駐屯してゐたか、日本の一商民の一些事より、日本守備隊（民國三年鐵嶺日本駐屯軍八

面城方面に行軍し、支那兵と衝突し、直ちに鄭家屯を占領し、以後商民保護のため一少隊駐す）

日支兵の衝突

の兵二十八團本部に赴きし時、雙方發砲衝突し、支那兵死する者四名、日本兵死する者七名、（重傷後死者五名）てある。日本軍隊急に赴く者、八面城一箇大隊、四平街守備一箇中隊、公主

日本軍鄭家屯出兵

嶺騎兵二箇中隊、鐵嶺歩一箇大隊、機關銃隊一箇小隊を以て鄭家屯を占領し、支那軍隊を鄭家屯四平街より撤退させた。この間蒙匪は支那兵の對日問題に他を顧みるの暇なきを利して、日本軍監督の下に歸蒙した。

北京交渉

外交交渉は開始され、日本政府は奉天會商を拒み、北京の直接交渉に移した。日本公使林權助の提出した條件は

一、第二十八師々長の懲罰。

二、責任將校を悉く免黜し、直接暴行指揮の將校を嚴刑に處す。

三、南滿洲東蒙古の支那軍隊をして嗣後再日本軍隊或は日本人民を挑撥する何等の言動なき様嚴に飭め該地方官憲により布告週知せしむ。

四、日本警察官を必要地點に派駐させ、支那及南滿洲に日本人警察顧問を招聘すること。

五、南滿洲及東部內蒙古の支那軍隊は、日本將校を顧問として聘用すること。

六、支那士官學校は日本將校を敎官として聘用すること。

七、奉天督軍の謝罪。

八、慰藉金。

支那側は、本事件の責は日本に在り、即ち、日本軍憲の豪匪を誘致し、支那軍隊の之を討勦せんとするを妨害して、却つて保護を加へたること。日本は條約に違反して鄭家屯に軍隊警察を駐紮させたこと。故に本要求は接受すへきにあらされとも日本の大兵は四平街、鄭家屯一帶に增派され、別に問題の派生することを恐れて談判に應すと稱し、日本の要求第六條は本件に關係なし、第五條については、既に陸軍顧問一名は奉天に在りと答へ、第四條については日本已に南滿の例に倣ひ、東蒙にも警察を設置して撤退せす、再ひ提議する勿れと。かくて六年一

協商成立　月二十二日、次の協商に解決した。

一、第二十八師々長馮麟閣を轉任さす。

二、該事件に責任ある支那士官は情に依つて處罰せらる。

三、兩國臣民の雜居する地方に於て、その一般兵卒及臣民に告くるに、日本の兵卒及臣民は鄭重な待遇を爲すへき旨の公文を發すること。

四、奉天督軍の謝罪。

五、郵金。

六、日本の鄭家屯事件發生により增派された軍隊は以上の五項全部實行後撤退すへきこと。

日本軍隊の鄭家屯駐紮は、この事件により暗默に承認され、鄭家屯、四平街間軍用電線保護の名の下に一箇中隊を常駐させた。本事件關係の日支間交換公文摘記すると次の如し。

鄭家屯事件に對する取極（大正六年一月二十二日／民國六年一月二十二日／一九一七年一月二十二日）

(一) 略

(二) 增派軍隊撤退の件

日本軍撤退

一月二十二日帝國公使と支那外交總長との間に左の公文を交換せり。

(外交總長發帝國公使宛公文)

以書翰致啓上候陳者四平街より鄭家屯に至る沿道一帶に於ける貴國派駐の軍隊は何日より撤退を開始し何日に至り悉く撤退を終了するや詳細御回示相成度此段照會得貴意候　敬具

中華民國六年一月二十二日

支那共和國外交總長　伍　廷　芳

日本帝國特命全權公使男爵　林　權　助殿

以書翰致啓上候陳者四平街より鄭家屯に至る沿道一帶に於ける帝國軍隊撤退方に付本日附貴翰を以て御來照の趣致敬承候帝國政府は鄭家屯事件に關する今回協定濟五項の全部現實に履行せらるゝを待ち曩に鄭家屯事件の發生に關聯して該方面に增派したる帝國軍隊を直に全部撤退するの意思に有之候間右樣御承知相成度此段回答得貴意候　敬具

（三）　士官學校教官傭聘の件

一月五日帝國公使より左の口上書を支那外交總長に交付せり。

（帝國公使發外交總長宛口上書）

帝國政府は支那國政府に於て同國士官學校教官として日本國將校若干名を傭聘せられんことを希望す右は將來滿蒙地方に派遣せらるへき支那國士官の養成を幫助し以て日支親善の精神を能く該士官等に徹底せしめ永く滿蒙地方に於て今回の鄭家屯事件の如き不祥事發生の禍根を絕たんとする趣旨に出つるものなり、惟此事貴國の軍政に關し帝國政府に於て之を强ふるに便ならさるを以て貴國政府に於て任意斟酌せられたし。

右に對し一月十二日支那外交總長より左の口上書を帝國政府に交付せり。

（外交總長發帝國公使宛口上書「譯文」）

一月五日附口上書に依れは

「帝國政府は支那國政府に於て同國士官學校敎官として日本國將校若干名を傭聘せられんことを希望す右は將來滿蒙地方に派遣せらるへき支那國士官の養成を帮助し以て日支親善の精神を能く該士官等に徹底せしめ永く滿蒙地方に於て今回の鄭家屯事件の如き不祥事發生の禍根を絶たんとする趣旨に出つるものなり惟此事貴國の軍政に關し帝國政府に於て之を強るに便ならさるを以て貴國政府に於て任意斟酌せられたし」

と有之處査するに士官學校は本國陸軍軍人に依りて敎授し未た外國人を傭聘して敎官と爲すの意嚮なし。

滿洲軍事顧問

（四）　南滿洲軍事顧問

一月五日帝國公使より左の口上書を支那外交總長に交付せり。

（帝國公使發外交總長宛口上書）

支那國政府は南滿洲に於て外國より軍事顧問を傭聘せんとするときは最先に日本人を傭聘すへき旨南滿洲及東部内蒙古に關する日支條約附屬大正四年五月二十五日付公文を以て聲明せ

られたる處日本軍事顧問の傭聘は兩國軍事官憲間に意思の疏通を圖り相互の誤解より生することあるへき諸種の事端を豫防するの目的に對しても亦資する所多きを疑はす從て帝國政府は南滿洲に於て軍事顧問として陸續日本將校の傭聘せられんことを希望す惟此事實貴國の軍政に關し帝國政府に於て之を強ふるに便ならさるを以て貴國政府に於て任意斟酌せられたし

右に對し一月十二日支那外交總長より左の口上書を帝國公使に交付せり。

（外交總長發帝國公使宛口上書「譯文」）

一月五日附口上書に依れは

「支那國政府は南滿洲に於て外國より軍事顧問を傭聘せんとするときは最先に日本人を傭聘すへき旨南滿洲及東部內蒙古に關する日支條約附屬大正四年五月二十五日付公文を以て聲明せられたる處日本軍事顧問の傭聘は兩國軍事官憲間に意思の疏通を圖り相互の誤解より生することあるへき諸種の事端を豫防するの目的に對しても亦資する所多きを疑はす從て帝國政府は南滿洲に於て軍事顧問として陸續日本將校の傭聘せられんことを希望す惟此事貴國の軍政に關し帝國政府に於て之を強ふるに便ならさるを以て貴國政府に於て任意斟酌せられたし」

と有之處查するに奉天督軍公署には既に貴國軍事顧問を傭聘し居れり御來示の段は應に閱悉せ

り。

第三節　日支軍事協定と北滿駐兵

日支軍事協定の必要

日支兩國軍は露國革命後レーニン（Lenin）、一九一八年二月（民國七年）獨逸と無條件媾和し獨人の勢力東漸し、在西比利の獨墺俘虜武裝する等、敵國勢力か露國國境内に蔓延し、其結果將に極東全局の平和及安寧を侵迫するの危險あらむとするにより、兩國參戰の義務を實行せむかために、共同防敵の行動（協定第一條）をとるの目的にて民國七年三月二十五日、駐日公使章宗祥と日本外務大臣本野一郎は東京にて共同防敵の公文を交換し、同年五月十六日支那陸軍委員長靳雲鵬は日本陸軍委員長齋藤季次郎と北京にて日支兩國陸軍共同防敵協定を締結した（同年五月十九日支那海軍委員長沈壽堃と日本海軍委員吉田增次郎とは北京にて海軍協定を締結した）。同年九月六日支那陸軍委員徐樹錚及日本陸軍委員齋藤季次郎は北京にて日支陸軍共同防敵軍事地實施の細則協定を締し、又八年二月五日支那陸軍代表徐樹錚と日本陸軍代表東乙彥とは北京にて、同協定の延長期間の協定を締し、（同年三月一日海軍協定も亦延期協定をなした）。

協定內容

該協定の內容は兩國は其地位と利害とに於ては平等の見地に於て、相互に尊重して（第二條）

軍事行動區域内に在る、支那地方官吏は日本軍隊に對し盡力協助して軍事上に故障を生せさらしめ、又日本軍隊は支那の主權及地方の習慣を尊重し、人民に不便を感せさらしめさること及戰爭終了後日本軍隊は支那國境内より一律撤退することを(第四條)約した。

作戰區域及作戰上の任務は共同防敵の目的に適應する如く、兩國軍事當局に於て各自本國の兵力を量つて、別に之を協定する(第六條)ことゝし、並に協同動作の便利を圖る爲め左記事項を行ふことゝした(第七條)直接作戰上に關し各軍事機關は彼此相互職員を派遣し往來の連絡運輸補充の敏活確實を計るため陸海軍運輸通信諸業務の相互便利を圖り、軍用鐵道電信電話等の如きは兩國總司令官臨時之を協定し戰時終了を俟ち凡て臨時建設工事は之を撤廢する(第七條の三)共同防敵に關し要する兵器及軍需品竝に其原料は兩國相互に供給し軍事衞生、軍事上技術人員は相互補助して遺憾なからしめ、軍事行動區域内の諜報機關を設置し竝軍事所要地圖及情報を交換すること。共用軍事暗號を協定することを約した。

東清鐵道を使用する時は、該鐵道の指揮保護管理等は本來の條約を尊重し、其輸送方法は臨時之を協定することゝしめた(第八條)

本協定は民國七年五月十六日(大正七年)の兩國軍事協約委員の記名調印の上各自本國政府の

承認を經たる上效力を生し(第十一條)たるものなれとも、本協定及本協定附屬の詳細事項は、日支兩國にて均しく之を公布することなく、軍事の秘密として取扱ひ(第十條)來たつたか大正七年十一月大戰終し、八年正月より開かれたる媾和會議席上にて支那全權は本協定を媾和會議に提出せむとしたから日支兩國陸軍當局者はこれを發表するの得策なるを思ひ八年三月十四日これを發表した。其詳細協定次の如くてある。

秘密條約の公表

日支陸軍共同防敵軍事協定實施に要する詳細協定

實施細則

日支軍事協定第九條に基き、當局者は同協定の第六條第七條に左記事項を協定した。

日本軍司令官指揮の下に、日支兩國軍は各その一部を派遣して、後貝爾州及黑龍州に對し軍事行動を執る。其任務はチエツク、スロヴツク軍の救援竝獨墺及之に加擔する勢力を排除するにあり。

又別に滿洲里方面より、後貝爾方面に行動する軍と策應するため、支那軍の一部は庫倫方面より貝加爾湖方面に行動す。支那軍の希望あれは、日本軍も該方面に一部の兵力を派遣し、支那軍司令官の指揮下に入らしむるものとし、中部蒙古以西の邊境は支那自ら其防備を鞏固にすることゝした。(第一條)

輸送に關する協定は、南滿鐵道に依り輸送せらるへき支那軍隊及軍需品は、支那より大連營口若くは奉天に搬出し、爾後長春迄は日本軍之を擔當する。日本軍の庫倫方面に出動する場合には該軍隊又其軍需品は太沽又は秦皇島若くは奉天まて日本軍にて輸送し、爾後は支那軍之を擔任する。

東淸鐵道輸送は、東淸鐵道當局をして之か實施に當らしめ、該當局との交渉、日支兩軍及チエック、スロヴック軍輸送の調節按排を圖るため、日支共同の機關を設け、此機關には將來與國軍にて此方面に行動する場合に於て、其軍より所要人員を參加せしむることあるへし。(第四條)

右協定の結果として、支那側に於ては、參戰督辦處を設置し、督辦に段祺瑞、參謀長に徐樹錚を任命し、日本との間に參戰借款二千萬圓を訂し、參戰軍三師四混成旅を編し、協定第七條の三號により日本より泰平公司の手を經て兵器、彈藥、軍需品の供給を仰き、兵器借款三千三百六十四萬圓(中途中止)を訂して邊疆の防備に當ることゝなつた。日本側に於ては、露國鐵道列國共同管理守備分擔區域たる東支南線の外、東支鐵道沿線一帶の吉黑兩省及外蒙に駐兵することゝなつて、哈爾賓に北滿派遣軍司令部を置き軍用鐵道、電線の設備をなして、北滿警備に當つた。

日本軍隊撤退に關する件については、三月二十五日、日本外務大臣本野一郎と支那駐日公使章宗祥との間に交換せられた公文は、

日本軍撤退に關する申合せ

以書翰致啓上候陳者三月二十五日貴我兩國政府間に兩國共同防敵の爲公文の交換を了し候處帝國政府に於ては右公文の有效期間は兩國の軍事當局に於て議定することゝ致度候將又帝國政府は共同防敵の爲に日本軍隊の支那國境內に在るものは總て戰爭終了後を俟ち支那國境內より一律撤退すへきことを特に玆に聲明致候。

といふに在り、民國七年十一月に於て事實上、獨逸は、聯合國に對して無條件降伏をなし、日支共同目的たる敵國は消失したと雖も、露國はレーニン勞農政府の所謂過激政策のため、聯合各國の國是と相容れないものあり、西比利亦、勞農軍の勢力下に立つたので、接壤地たる北滿は過激主義を防衞するの必要あり民國八年二月五日、軍事協定有效期間延期の協定あり、斯の時に於ける「戰時狀態終了期間協定」に於て

軍事協定延期の必要

日支兩國最高統帥部協議の上、日支陸軍共同防敵軍事協定第九條に基き第十一條第二項中の戰時狀態終了について左の通り協定する。

滿洲戰爭の平和會議にて平和條約締結せられ、日支兩國之を批准し、日支兩國の支那國境外

より及同地方に駐在する協商國軍の同時に撤退するに至る時をいふ。

と協定して居る。九年一月ベルサイユに於て媾和條約及締結せられ、過激思想の東漸防止、チエック、スロヴック軍救援を目的として西比利に派遣せられた米英佛伊の軍隊は九年一月以後撤退に決したが、日本軍隊は、西比利の益、赤化のため、日本居住民保護、滿鮮接壤地危險防止を聲明して、駐兵を繼續したが、西比利勞農軍漸次固定し來つたため、貝加爾地方は撤退して黑龍江、吉林兩省の東支鐵道沿線に駐屯して、支那護路軍をも本協定によつて日本派遣軍司令官大谷大將の指揮下に屬せしめた。

されど八年初頭支那南北和議問題上日支軍事協定に對する反對あり輿論亦之に應し、排日運動を誘發すると共に、直皖爭覇破裂して段祺瑞一派の安徽派の沒落となつたので、九年十一月兩國當時者間には協約廢棄の決心あり、翌十年一月二十九日兩國外交當局は軍事協定取消の照會を交換した。日本外務省の廢棄宣言次の如くである。

協定廢止

日支兩國最高統帥部は日支兩國共同防敵の必要消滅したるを認め、曩に調印せる日支軍事協定有效期間に關する協定を取消し、本書調印の日を以て軍事協定の規定せられたる戰爭狀態終了の時期に達したる事を承認す。

一方駐支日本公使館は、支那外交總長との間に交換された公文を公表して、日支海陸軍々事協定並に該協定に關する各文書の效力の消滅した事を確認した。

關東軍哈爾賓に駐す

軍事協定廢棄、駐滿日本軍隊撤退の結果、哈爾賓に置かれた北滿駐屯軍司令部を撤して、關東軍一箇聯隊を駐在せしめて、東支線哈爾賓以東及東支南線の列國共同管理分擔守備區域の警備に任して居る。

第四節　琿春事件

日本領事館燒かる

大正九年十月二日、吉林省の支那馬賊及朝鮮人武裝團體より成る匪團が琿春市街を劫掠し、日本總領事館を襲擊してこれを燒きたるに因り、日本軍隊の出動を見るに至つた。

元來朝鮮人の滿洲及露領に移住するもの極めて多く、殊に日韓併合以來、日本の政治を快しとしない鮮人は國境を越へて、支領及露領に入り、所在鮮人に宣傳して日本に對して敵對行動をとらしむるに力めた。彼等は以上目的を達せんか爲に武官學校を設け、武器を集め、各種團體を組織し(其團體につきては後述)、朝鮮侵入を企圖した。適に露國の赤化するや、同時に西比利にも赤化運動起り、幾分鮮人運動と連絡することにあり、(朝鮮人にして露國軍隊にて敎育

されたる者其指揮を執つた事實、及米國記者の調査に依れは六名の露國人の有りたる事實かある。東三省殊に吉林の山地は馬賊の叢淵にて其數は時に増減あるも概數奉天(一、五〇〇)吉林(一五、〇〇〇)吉林東北部沿海州境(五、〇〇〇)ハルピン沿線(五、〇〇〇)三姓附近(三、〇〇〇)鴨綠江長白山(三、〇〇〇)と稱せられて居て其武器は三十年式、三十八年式日本銃、モーゼル銃、拳銃、大砲を有するものありと稱せらる。

匪徒

侵冦した匪徒數は明瞭なるを得ないけれ共諸新聞の報するところに依れは、馬賊的匪徒約三千、鮮人匪徒五百、過激派露人若干である。

支那軍の無能

當時琿春及附近守備の支那軍隊は、琿春に於て規定上歩兵一營、工兵一營てあるか、その實數は歩兵五〇、工兵一〇〇名、巡察三〇名及若干の保衞團とを併せて二七〇名以上に上らなかつた。附近軍隊は東寧に歩兵一營、安寧に歩二營、延吉に歩兵二營、敦化に騎兵一營、延吉に騎兵一營あり。然るに十月二日匪徒の侵入に當つて、駐在軍隊は之を防禦しないのみならす、歩兵先つ匪徒に投し、四日工兵營全部之に投した。

以上の如く該地方の警備は極めて薄弱てあつたため、九月上旬吉林より若干增派部隊あつたけれ共、大勢を支ふるに足らなんた。日本官憲よりは情勢の切迫を訴へて、保護を請求すると

ころにあつたけれ共、支那官憲は敏活な行動をとらなんだので、十月二日遂に刧掠開始せられ領事館は燒かれ、領事館警察署長以下十一名の日本人殉難するに至つた。依つて三日堺總領事は出兵を請求したので、朝鮮駐紮第十九師團管下の慶源守備隊二中隊は急行して琿春に赴き居留民保護に任じた。

日本出兵

三月四日、匪徒は支那官兵の投降者を合せて一、三〇〇餘名來襲して射撃を開始し、爲に琿春訓戒間の軍事電線は破壞せられ、局子街、龍井村、頭道溝、百草溝等日本居留民の在るところは擧けて危殆に瀕した。是に於て朝鮮軍司令部は、五日夜會寧から第七十五聯隊の四箇中隊に出動を命し、牧大佐之を率ゐて到着するに及び、琿春は初めて秩序を恢復した。十月七日日本政府は(1)先づ兵五〇〇を派すること、北京政府及張作霖へ通告すること(2)其兵は朝鮮部隊よりすること(3)西比利歸還兵を向けること等を決定した。

支那軍剿匪

支那側にては、九月上旬吉林から間島に兵を増派したけれ共、却て匪化するもの多く、治安の用をなさなんだ。十月初め迄に官兵の賊中に投したもの一二〇〇名と稱せられ、四日琿春駐在の工兵營(二〇〇)亦匪化した。琿春は殆ど官兵の姿を見なかつたので、鮑吉林督軍は六日部下の兵四、〇〇〇を派し奉天よりは張學良の衞隊旅兵三、六〇〇、野砲六、山砲八と共に派兵

されだ。斯くして騷擾は一段落を告げたけれども、將來の憂なからしめるために、匪徒の根本的勦滅及朝鮮獨立陰謀の根絶の必要があった。

獨立陰謀剿討

於是、日本官憲は日支軍共同討伐の提議をしたけれども、支那政官はこれを承認しなかった。加之外交部は日本公使に對し、日本軍隊の派遣は間島居留民保護のために止め、不用部隊の出動することを戒告し速に撤兵せむことを申出てた。

十二日日本軍隊は單獨討伐を宣言し、磯村少將を司令官とし、第三十八旅團の主力を出動せしむることゝなした。乃ち討伐隊を三隊に分ち、右路秦大佐、中路阿部少佐、左路二十時中佐各之を率ひ、十五日朝鮮慶源を發した。討伐戰は二期に分れる。第一期は專ら討伐に從ひ第二期に於ては禍根を絶つの行動に出てた。

第一期　牧大佐は十六、七日に於て、馬積遠、關子溝、農道、後老溝、南別利、砂金鑛、二道鑛、三道鑛等に匪徒を平け、朝鮮人の兵舍、學校を燒き、武器、彈藥を沒收した。

阿部少佐の隊は、十五日大荒溝附近にて、匪徒を追うて武器、彈藥を收めた。

十時中佐は十四日東道溝、東圓子、娘子山の匪徒を勦討した。

第二期　日支共同討伐の協定は成文上に支那の飽くまで形式に拘泥したため成立しなかった

けれ共實際軍の策動上は便益大なるため事實上行はれた。日本軍は飛行機を以て狀況偵察、共動作戰に用ひ、二十一、二日茂山二道溝を燒いた。木村支隊は二十二日十里坪附近にて鮮人士官學校を燒いた。頃者西比利より撤退した第十四師團の兵も琿春延吉地方に到着して剿匪に從軍した。十六、七日奉天衞隊旅張學良の兵は馬賊二〇〇を斃し、吉林督軍は張九卿旅長をして二箇旅及機關銃隊砲隊各一連を派して共に剿匪戰に從つた。

日支軍共同剿匪

十一月六日東三省公報は、張巡閲使に於て、琿春地方日支共同討伐條項を左の如く定めたる旨を報した。

一、兩軍の活動區域の決定。日本軍隊活動區域は東支鐵道二十支里以内の區域。琿春、汪淸、東寧、延吉、和龍五縣。

二、軍の命令は雙方司令官よりすること。情報は吉林省督軍、日本軍司令部にて會商してなすこと。

三、馬賊、不逞鮮人討伐に對しては期限を附さないが日本軍隊は可及的速に支那領土を撤退する目的を以て急速に之を遂行すること。

四、支那人民及軍隊の誤解を避たるため日本軍隊は如何なる事情の下に在りても行動區域外

に出つることを許さない。

支那政府の日兵撤退要求

之より先き十月十六日支那側に於ては閣議を以て、(1)吉林督軍鮑貴卿に命し延吉道尹陶彬に對し軍隊を增派し匪徒を討伐せしめること、(2)出兵軍兵に嚴重拘束を加へしめたること、(3)日本增兵に對しては嚴重交涉することを議決し、表面上は日本の單獨出兵をも認めなかつた。之は一は對內策にもよるところであるか、果然、吉林省域に於て、排日運動起り、奉天にも波及せむとした。日本外務省は、極力日本の出兵は居留民保護のため、支那を援助して匪徒の平定と、不逞鮮人獨立陰謀の根據を掃蕩するの他意なきことを再三宣明するところあつた。

日支交涉

大體の剿匪を終り、且つ日本軍の撤退は支那の喧しき輿論であつたので十一月五日撤兵方針は決定せられたけれ共、爾後居留民安全の保證を得むとして十九日日本軍憲から提出された要求は

一、支那軍隊の增駐。

二、日本人の生命財產の保證。

三、臨時必要の場合日本の出兵を承認を求むること。

支那は第三條のために之を承認しなかつた。

十二月中旬、一時的撤兵は實行され、殘留部隊二箇大隊は琿春及會寧に留つた、第三條の代りに日本警察官の增駐を要求したけれ共支那側は之にも應しない。十二月二十二日殘留部隊も鮮內へ撤退した。

支那人損害

支那側は日本の要求第一條及第二條を承認する代りに、日本出兵に因り被つた支那人民の損害賠償を要求した。其統計によれは

琿春	死者	五三
	負傷者	一六八
	燒棄家屋	五一六
東寧縣	死者	二二六
	負傷者	三一四
	燒棄家屋	七二七
安寧縣	死者	ナシ
	負傷者	三七
	燒棄家屋	八〇

斃　馬　　五〇

是に於て日本は更に要求の項目を更て、左記三項の承認を要求した。

一、琿春、延吉、汪淸、頭道溝、和龍の五縣に支那騎兵隊を組織し土匪捜査に便すること。

二、邊疆に大軍を派して防備を大にすること。

三、琿春一縣に日本の武裝警察を設置することを承認すること。

日本軍撤退

越へて十年四月一日日本軍隊は完全なる撤兵をなすことに決し、同月十五日に於て完了した四月十六日朝鮮軍司令官と張巡閲使との間に協約して朝鮮總督府巡査百二十名を撤退して、

警察官增派

外務省非武裝巡査百四十名を增加することゝした。巡査總計三百三十名となつた。其主なる駐劄地を擧けれは次の如くである。

琿春領事館　三十名

龍井村領事分館　五十名

局子街百草溝　十五名乃至二十名

（以下略）

日淸間島協約の支那國境共同防備協定に準して防備することの方針を定め、越へて六月七日

國境規定六款十六條を協定するの報があつた。賠償は兩國相殺し日本軍によつて架せられた軍用電信を支那側は架設費を以て讓渡を主張し日本側は合辦にして公衆用たる樣に主張したが尙この問題は未解決である。

國境警備問題交涉不調、支那の剿匪計畫

支那は國境方面の防備につき努むるところにあり、奉天混成旅を率ゆる張九卿、延琿鎭守使に任し、額穆、敦化方面駐在の兵團を併せ、延琿方面多數支那軍駐し、十年十月、東三省巡閱使張作霖は大規模なる剿匪計畫を立て使署總參謀許蘭州を以て吉黑剿匪總司令に任し、具體的計畫を進めて居る。（十年十一月）

別表一　朝鮮國境支那配兵　（民國九年五月調）

一、吉林混成第一旅第二團　（局子街）　二箇營（局子街）一箇營（百草溝）

分駐—三道溝、煙筒拉子、黑頂子、密江、涼水泉子、火狐狸溝、三道溝、三頭廠、駱駝碍子。

二、吉林混成第四旅第二團　（敦　化）　三箇營（敦化）

三、奉天混成第五旅第九團　第二營分駐—長白府、八道溝、十三道溝。

四、奉天右路巡防隊　（鳳凰城）　步、砲馬各隊

步一箇營　（安　東）　馬隊

歩一箇營（帽兒山）
歩一箇營（通　化）
歩一箇營（桓　仁）
歩一箇營（寬　甸）
歩一箇營（大孤山）
馬一箇營（新兵堡）

分駐―撫松縣、三岔子、八道江、二戸來、沙尖子、蒲石河、長甸河口、青堆子、莊洞、花園口、通溝、外岔溝門子、龍王廟、黄土坎、永陵街、鹹廠。

別表二　鮮人被害調査　日支兩國官憲により發表されたもの次の通りてある。

一、延吉道尹　陶彬調査

鮮人死去	九〇〇
鮮人家屋破壞	一、〇〇〇（戸數） 三、〇〇〇（棟數）
學校禮拜堂破壞	二五

二、日本軍憲の發表

鮮人死去	三七五
逮捕者	一七七
投降者	一、五五八
鮮人家屋破壞	一九二
教會破壞	二
學校破壞	五
沒收武器	五一三（小銃）
	三（機關銃）
	四二、〇〇〇（小銃彈）

別表三　間島に於ける鮮人團體は左の如くである。

一、琿春韓民會	一、五〇〇	二、七〇〇
二、間島軍政署（機關銃を有す）	六〇〇	
三、間島都督府（裝備完全有力）	六〇〇	
四、間島獨立團（舊暴徒）	四五〇	

五、間島國民軍（耶蘇教徒溫和なり）　四〇〇

六、鴨綠江韓族會（扶民會）　不明

七、鴨綠江獨立團　不明

八、武士團　不明

九、暗殺團　不明

附録

張使と滿蒙

東三省巡閲使張作霖は東三省軍事計畫として、中央政府に理由を具して面呈し、府院の賛同を得たと稱せらる計畫次の如くである。

一、東三省軍隊の統一編制。

二、東三省兵器工廠の設定。

三、沿邊要塞礮臺の添築。

四、剿匪施設。

今三省及蒙古に起れる、事實に徵するに、略之に照合して居る。以下之を略述する。

（一）張作霖の東三省兵備計畫

東三省巡閲使、奉天督軍兼省長、張作霖は三省及內蒙特別區域を其號令下に歸させ、支那本部百五十萬方哩に匹敵する地域に據り顯然北方一封建王國を形成つて居る。

張氏はもと蒙境遼西に起つた一頭目にて、日露の役に際し日本軍のために活動し、日本の

滿洲に勢力を張るに及びて、益其地位を固め、三省總督趙爾巽に服して、巡防隊中路統領に任し、部衆を悉く隊伍に編入し、次て總兵となり、辛亥革命に際し奉天の治安を維持した功を以て第二十七師長を得、五年盛武將軍奉天軍務督理兼奉天巡按使となり、同年七月奉天督軍段志貴を逐ふて、奉天督軍兼省長を得、二十八師長馮德麟を逐ふて自ら師長を兼ね奉天省を全く配属させ、八年七月東三省巡閲使に任し吉林督軍孟恩遠を逐ひ、黑龍江より鮑貴卿を移し、第二十七師長孫烈臣を黑龍江督軍となし九年孫烈臣を吉林に移し、第二十九師長呉俊陞を黑龍江督軍とし東三省を全く自己の腹心を以て固めた。

三特別區域の服屬

東三省の接壤地域である、三特別區域を見るに、察哈爾は奉天軍第一師長たる張景惠都統を兼ね、綏遠は準奉天系の馬福祥都統たり、（近時馬福祥甘肅督軍に轉し、巡閲使總參議にして奉天軍支隊長たる許蘭洲之か都統たらむとするの形勢に在り）熱河の一區のみは支那陸軍の宿老姜桂題の盤居して、張使の威令を以ても、容易に動すこと能はさりしか、外蒙事あり、張使を以て蒙疆經略使とするの條件として、遂に姜氏に陸軍檢閲使の名を與へて、所部巡防隊と共に熱河を去らしめ、第二十八師長汲金純を以て、都統たらしめ、三區を全く其勢力下に致した。

外蒙は民國創建後久しく露國の勢力下に立つたか、露國舊政府の解體と共に、時の總理段祺瑞

は其同收に努め、國防を編成し、徐樹錚を西北邊防軍司令に任して、庫倫に駐し、蒙古の自治を取消さしめた。外蒙に對して志あつた張使は、會々直皖の爭亂に際して、武力停調を名として直隸派と結ひ、徐、段の安徽派を沒落させ、從つて徐樹錚の外蒙に植ゑた勢力は覆つた。庫倫事件に會して、其精鋭を以て、進發せんとしたか、庫倫次第に平靖に歸するや、蒙古王公の懷柔に努めると共に、一方、三區域と共に、省制々定、統一的金融機關の設立、開拓計畫等を中央政府に建議して居る。かくて六省區及外蒙を、打て一丸となし、滿蒙一王國の建設に向て著々歩を進めて居る。（外蒙）

（奉天軍改編計畫）

目下東三省の軍隊は編成區々にて、奉天省は三個陸軍部直系（形式上）の師、一箇奉天省編成師、其他混成旅あり、吉林、黑龍江兩省には、師編成なく、混成旅及小數の舊式軍ある等、不統一なるため、東三省兵權統一と共に三省軍隊の改編は、年來の懸案てあつたか、今や兵權は全く統一せられたため、唯殘るところは軍隊の改編整理に在る。本問題は經費及武官養成及武器の關係するところに大なるため、夫々設備するところあるも、容易に實行されない。尚、北邊西伯利國境の邊防、東支鐵道守備隊、朝鮮國境警備、吉黑勦匪軍、征蒙軍等の兵力益增大の傾向に在りて、軍隊增設の方針を以て進むか故に、裁兵問題は、東三省に於ては風馬牛の感か

ある。

庫倫事件に際し、蒙疆經略使の印綬を帶ひて、部下部隊を進出せしめるため、中央政府より武器、彈藥軍需、軍費等を得た機に乘し、舊式軍隊の改編と、征蒙軍出征後の省內警備の名にかりて新編混成旅を制した。

尙將來は東三省軍制統一上、混成旅、其他を師團編制となし、東三省第幾師の名稱の下に十箇師を編制し、內五箇師を以て東北邊防のため國境駐屯とし、五師を省內要地及朝鮮國境の警備に當てしめ、其所屬は奉天省五師、吉林三師、黑龍江省二師の割合と計畫されて居り、先つ具體案としては、關內駐屯の許蘭州中將所部の援陝二旅と張榮所部の混成騎兵旅（もとの警備馬隊）を以て奉軍第二師とし、張學良の衞隊旅及暫編奉天第四混成旅を以て奉軍第三師とするの計畫てある。

新編奉天混成旅

旣成奉天混成旅及暫編奉天新混成旅及旅長次の如くてある。新編混成旅は募兵意の如くならす、所定半數に過きなかつたと報せられたけれ共、奉天の軍力の擴張は事實てある。

暫編奉天混成旅表（十年六月調）

暫編奉天第一混成旅	（闞朝璽）	（洮　南）

暫編奉天第二混成旅	（鄭殿陞）	（富拉爾基）
巡閲使衛隊旅（元混成第三旅）	（張學良）	（奉天）
暫編奉天第四混成旅	（蔡平本）	（錦縣）
暫編奉天第五混成旅	（齊恩銘）	（西豐）
暫編奉天第六混成旅	（王錫九）	
暫編奉天第七混成旅	（李景林）	
暫編奉天第八混成旅	（郭松齡）	（新民）
暫編奉天第九混成旅	（牛永福）	
暫編奉天第十混成旅	（廓瀛洲）	（新立屯）
暫編奉天第十一混成旅	（湯玉麟）	（鳳凰城）
混成騎兵第一旅	（張榮）	（洮南）
騎兵獨立團	（經蒙のため警察馬隊を招致して編成せらる）	

東三省陸軍訓練督辦處

（二） 東三省陸軍訓練督辦處 （民國九年九月二十五日官制發表）

東三省軍隊の學術科及軍士訓練のために設立されたもので督辦に張作相を以て任した。

副官、參謀、轉練の三處を置き、各處に總辦一人、幇辦一人を置く。

訓練處を分ち七科とし、總務、編譯、步、騎、工、砲、輜とし、各科に科長一員、科員若干を置く。

經費は三省督軍協力の規定てあるけれ共暫時、巡閲使署から十萬元を撥して開辦費に當てた。

奉天軍敎導團

（三）　奉天軍士敎導團

團長　張學良

開設　民國十年十一月一日

目的　軍士養成

修業　六箇月修業、將來は一般軍士の養成に在るも、目下衞隊旅、及第八混成旅の選拔兵を入團せしめて居る。

東三省兵器工廠

（四）　東三省兵器工廠

東三省の地は露蒙に接壤し、民情凶悍にて軍警共に有事の日中央の接濟を待つに暇あらさる時、自設の兵工廠を有するの必要あるため、東三省軍事會議の結果張作霖は東三省兵器廠設立を決定し經費三十五萬元を計上した。

造砲廠

造彈廠

造藥廠

煉銅廠

の四廠を設け、材料鐵を滿鐵鞍山製鐵所、合辦本溪湖媒鐵公司に仰き、石炭は撫順、本溪湖及煙臺よりせんとするものゝ如くてある。さきに奉天軍械廠長陶治平は、專屬炭礦を有せさるは不便なりとし省公署所管二三の炭鑛採掘を請願した。

奉天航空隊

（五）奉天航空隊

西北邊防軍擾亂の際、張軍か北京から押收した、米國製飛行機、十餘臺を奉天に輸送し東三省航空隊を組織するため、奉天に土地を選定し航空處官制を發表し現奉天軍械廠長陶治平をして處長とし、北京參謀部の航空科長佟吉顯を招致して副長とする一方講武學堂在學の將校中から拔擢して北京航空隊に一箇年の實地見學をなさする計畫中てある。

處員二百名　中一百名は各航空技畢業者。

經費　二百萬元。

（新聞に據る）

吉黑江防署

（六）吉 黑 江 防 署

吉、黑沿邊地方の勦匪作業に從ふため九年五月、江防署編制令の制定を見た。今王崇文の遞送した意見書によれは、

一、司令部を哈爾賓に設ける。

二、軍艦を哈爾賓及黑河に集中する。

三、吉林から黑龍江に至る江防を五段に分ち防守する。

四、常年經費を九十六萬元とする。

五、毎年軍艦一隻毎を建造して軍力を擴充せんとする。

六、相當地點に海軍學校を設立する。

江防司令公署編制令は海軍部を經て十二條を擬定した。

一、海軍吉黑江防司令公署に司令一員を置き、海軍部に直屬し其公署地點は暫時哈爾賓とする。

二、司令公署に左の各課を設ける。

輪 機 課

軍需課
軍需課
軍醫課

三、司令は海軍總長の命をうけ所屬艦隊、砲臺、陸戰隊船廠煤棧、養病所を管理し、艦隊の事宜に關しては海軍總司令の命を受けて辨理する。

四、該地方長官の地方安寧維持のために派兵を請ふ時は、事機急迫なるに依つては請示するに及はす便宜行ひ隨時海軍部に呈報すること。

五、參謀三員、副官三員、書記長一員、書記官二員、翻譯官二員を置く。

六、各課に課長一員、課員若干員、技士若干員、繪圖生、技士長、准尉官竝に雇員若干人を置くことを得。

備考—江防署設置は主として剿匪計畫によるものである。

吉黑江防艦隊表（十年六月調）

艦名	艦長	所屬碇泊地
江亨	呉廷光	哈爾賓

江通
江江
安江
利綏　　哈爾賓
利捷　林培熙　哈爾賓
利川　　哈爾賓
利濟　張培　哈爾賓—開正縣一帶巡弋
（新聞に據る）

軍事終

滿蒙全書第二卷正誤表

頁數	行數	誤	正
一一三	四	滿蒙、回藏固有の宗教	滿、蒙、回、藏固有の宗教
一三六	五	艦舶	艦船
一四〇	二一三	民地管區	民政管區
一八三	一三	如くあてる	如くてある
二〇一	一〇	監獄署官廳	監獄署官制
二二〇	五一六	大石橋遼陽	大石橋、遼陽
二二六	三	地方輕營	地方經營
三五六	五	酋長か	酋長さ
三五七	一一	斯く	斯くて
三六〇	一	兩國に	兩國の
三六四	一一	專買	專賣
三八四	一一	其の條文	其の條約
三八九	三	(一九〇〇)	(一九〇〇年)
四〇二	一〇	至れさ	至れりさ
四五〇	一三	之牙	之な
同	一四	海志	有志、
四五三	五	政頁	改頁
四五五	一	法庫間	法庫門
四八二	一四	南に入しろ	南滿に侵入し來ろ
五〇四	二	日木	日本
五二二	一一	好礙	妨礙
七七六	一二	謂へろはは	謂へろば
七七七	三	單純	單純
七九八	七	田賦の率(奉天省)	田賦の率
七九九	一〇	本坦	平坦
八〇八	八	所在地に	所在地な
八三〇	九	票衢	要衢
八三六	五	壓ひし	厭ひし
同	一〇	省か	省
同	一一	難いか	得さりしか
八五四	六	順撫	巡撫
八五七	四	可し然るに	然るに
八六四	九	得なれ共	得れ共
八八三	一〇	確業稅	鑛業稅
九六二	七	當時	卽時
九六三	四	入した	入して
九六六	三	さて	さ
同	六	スパール	ネパール

頁數	行數	誤	正
九六九	三	、六百年	三。百年
同	一一	歩兵團、、	歩兵
九七〇	八	制せられた、、	制せらる。。
九七四	八	軍隊の、總	軍隊を。總
九七八	一	練兵、	練兵處。
九八二	八	、駐防及兵	駐防官。兵
同	同	管、兵	。官兵
九九二	四	漢人、同	漢人種。
九九八	一(註)	、皮匠	(トル)
一〇〇二	七	左右三哨	左右中。三哨
一〇一三	二	徵、員	。徵員
一〇一七	一〇	生監	監生
一〇二二	一三	直年、	直接。
一〇二五	一三	二は	二者。は
一〇三六	五	不同。「、	不同。
一〇四八	一一	張些霖	張作。霖
一〇五三	九	本程	本章。程
一〇五六	一	歩旅(三)、	歩旅(二。)
一〇六二	二	機械、鎗	機關。鎗
一〇七一	九	安農	農安
一〇七三	三	張煥椎、	張煥相。
一〇七三	一四	、地方雙陽	雙陽地方
一〇八〇	四	、二玉田	耿。玉田
一〇九六	一二	機、統	機銃。
一一〇二	一四	入、階	入隊。
一一〇五	一四	之、〇	之を。
一一〇八	一二	工兵 准射、	工兵 准尉。
一一〇六	一〇	團ー中	團附。中
一一〇八	一三	經、理兵	經理。兵
一一二〇	四	、低的	低級。
同	同	、賭奕	博。奕
同	同	節、約制	節制
一一二三	二	保中、團	保甲。團
同	四	せしむ、る、	せしめ。む。
一一三一	一	或、ひ、は	如。き。は
一一三三	七	(添加)	(民國八年度中央支出奉天軍費、特別門)一、四一一、三一一元
一一三三	一四	(添加)	(民國八年度中央支出、吉林軍費、經常、臨時門共計)三、二九五、四三九元 (同上、特別門)四、一八五、四三七元

一一三四	九	(添加)	(民國八年度中央支出黑龍江特別軍費)一、一七九、四五九元
同	八	二、八一四、八三五元	二、九九四、八三五元
一一三五	三—六	(添加)	(民國八年度軍費特別門) 熱河 三六、七七五元 綏遠 一〇六、三三五六 察哈爾 三〇一、三四三
一一三六	四、	倣大	絶大
一一三七	一〇	俸給せん	俸給
一一三八	九	黒能江	黒龍江
一一四四	五	(軍甲	(軍用
一一四五	一一	地方桒舗	地方藥舗
一一六三	一二	會旗	會盟
一一七七	一二	(別節評述)	(削ル)
同	一三	(添加)	(騎兵第一團 騎兵第二團)
一一七八	六	第十六師	第十六師(臨時)
同	七	(——叨林)	(——張家口)
同	同	(臨時駐屯)	(削ル)
同	一五	補毛一營	補充一營
一一八七	五	daikalia	baikalia
一一八七	六	楮其祥	褚其祥
同	八	楮旅長	褚旅長
同	九	豬混	褚混
一一九〇	一	高人	商人
同	一四	曹混	曹錕
一二〇〇	七	清國か	露國か
同	一四	從事	從軍
一二二六	三	掌する	掌握する
一二三〇	六	支那を拒んだ云々	支那は拒んだ云々
一二三二	五	昔日の面顔	昔日の面影
一二三三	七	段圖内	版圖内
一二三五	一	露支蒙明文書	露支聲明文書
同	六	副領事	副領事館
一二三九	七	經營させる	經營せさる
一二四一	九	日本人氏	日本人民
一二四四	一二	第一九六條	第一九六號
一二四六	二	一般の業務	一般の事務
同	一二	衛生業務監督し	衛生事務を監督し
同	一三	衛生の業務	衛生の事務
一二六一	四	日本敎府	日本政府
一二七一	一一	協定を締し、	協定を締結した。
一二七一	一三	こさゝしめた、	こさゝした。
一二七五	一四	滿洲戰爭	歐洲戰爭
一二七六	二	媾和條約及締結云々	媾和條約締結云々

頁數	行數	誤	正
一二七六	四	西比利の益、	西比利の益々
一二七七	一三	適に	適々
同	一四	することにあり	するところあり
一二七八	六	倭冠	倭寇
一二八〇	三	支那政官	支那政府
同	一四	成文上に	成文上は
一二八二	三	出兵軍兵	出動軍兵
同	同	加へしめたること	加へしめること

頁數	行數	誤	正

大正十一年三月二十日印刷
大正十一年三月二十五日發行

滿蒙全書第二卷

著者 南滿洲鐵道株式會社 社長室調查課

印刷者 大連市大山通七十四號地 太田信三

印刷所 大連市大山通七十四號地 小林又七支店

發行所 滿蒙文化協會